する者あり、その海を渡り島中に入るを以ての故に、後人之を渡藁と云ふ、此時に當り、安藤季信津輕の守護と爲り、蝦夷を管す、四條天皇文暦二年七月、鎌倉幕府兇徒を捕て蝦夷に流す、後世謂ふ所の諸館主は皆その族なり、南北朝の初、安藤の族安東貞季代て津輕を領し、藤崎に居る、正長元年貞季の孫敎季、南部守行に逐はれ、嘉吉三年松前に到り、島民を撫綏す、これを下國氏と爲す、後花園天皇享德三年若狹の人武田信廣此地に來る、長祿元年酋長胡奢魔允亂を爲す、諸館主擊て之を平ぐ、武田信廣功あり上國の蠣崎季繁の女婿となり、壘を天河に築き勝山と號し之に居る、後柏原天皇永正十年蝦夷叛して諸館を陷いれ、下國氏亡ぶ、信廣の子光廣舟百八十艘を以て天河より松前に來り、大館の壘に入り、改めて德山と名づけ、子高廣をして勝山を守らしむ、天正十八年豐臣氏東征後、光廣の曾孫慶廣に蝦夷及び松前を統轄せしむ、慶長十一年德山館を重修して福山と改名し、氏を松前と改む、後光明天皇寛文九年志毘茶里の酋長亂を作し、松前氏之を平ぐ、後櫻町天皇明和二年露西亞始めて羅處和(ラショワ)、石沒石利(シモシリ)二島に至り、三年擇捉に至り、得撫(ウルップ)島に留佃す、是より先延享寛延の間露西亞羅處和以北の諸島を蠶食し、此に至て又其以南を奪ふ、四年幕府吏を遣り蝦夷を巡視せしむ、光格天皇寛政元年東部國後の「マメキリ」等亂を作し、松前兵を遣り之を平ぐ、二年松前氏高橋寛光を唐太に遣り商館を建る地を相せしむ、四年幕府最上常矩を唐太に至らしむ、是歳露西亞漂客幸大夫等を護送して根室に至る、十年幕府使を遣はし蝦夷を巡察せしめ、露西亞の蝦夷諸島を蠶食し、松前藩小にして力制すること能はざるを以て、之が處置を講ぜしむ、十一年正月東蝦夷地浦河より知床に至るまで七年を限て幕府假に之を措置す、享和二年七月遂に之を收て政廳を箱館に剏め、戸川安倫羽太正養を以て奉行と爲す、文化三年九月露西亞唐太に寇す、爾來屢々露西亞との關係絶えず(「カラフトジケン」參看)四年三月又西蝦夷の地を收め松前氏を陸奥梁川に移封し、政廳を松前に遷し、松前奉行を置き、全島を總管す、六年六月唐太を改めて北蝦夷と名づく、仁孝天皇文政四年十二月更に東西蝦夷地を松前章廣に付す、孝明天皇嘉永六年露西亞北蝦夷の境界を定め交易を通ぜんことを請ふ、安政元年箱館近傍の地を收む、二年東西蝦夷地を收め箱館奉行に隸し、松前宗廣に邑を内地に賜ひ、福山城に居らしむ、六年六月箱館港を開き互市を許す、明治元年四月函館裁判所を置き、同年五月函館府を建て淸水谷公孝を知府事と爲す、八月松前德廣厚澤部の館に新城を築き十月移て之に居り、館藩と稱す、是月德川氏脫走の徒函館に據る、二年五月官軍擊て之を平ぐ、六月鍋島直正を蝦夷開拓總督に任じ、七月函館府を廢して縣を置き、尋で縣を改めて開拓使を置く、八月蝦夷を改めて北海道と稱し、分て十一國八十六郡と爲し、省府藩士族寺院の支配を定む、樺太の稱は舊に仍る、九月舊函館裁判所を開拓使出張所と爲し、十一月治所を札幌に經營す、三年二月開拓使を分て別に樺太開拓使を置く、四年六月札幌開拓使廳を開き、函館根室を以て出張開拓使廳と爲し、各郡に出張所を設く、七月館藩を廢し館縣と爲す、尋でまた廢し、弘前縣に併せ、十一月改めて青森縣を置き之に隸す、五年九月全道を六郡に分ち、札幌使廳を本廳と稱し全道を管轄す、八年五月樺太州を露西亞に讓り久里留諸島を千島國に屬し、得撫新知占守三郡を置く、九月北海道大小區畫を定む、大區三十、小區百六十、十二年七月大小區畫を廢し更に郡區を置く、十五年二月開拓使を廢し札幌函館根室の三縣を置く、尋で北海道廳を置きて全道を管し、其下に札幌、函館、檜山、壽都、岩内、小樽、空知、上川、增毛、宗谷、網走、室蘭、浦河、釧路、河西、根室の十六支廳を設け現今に至れり(書紀、續紀、類聚國史、古事記傳、北海道志、法令全書)

國	郡(自明治二年至五年沿革表)
石狩	札幌　石狩　樺戸(カバト)　雨龍(ウリウ)　上川　厚田　夕張　空知(ソラチ)　濱益(ハママシケ)
後志	小樽　高島　忍路(オショロ)　餘市　古平(フルビラ)　美國(ミクニ)　積丹(シャコタン)　古宇(フルウ)　岩内(イハナイ)　磯谷(イソヤ)　壽都(スッツ)　島牧　歌棄(ウタスツ)　瀬棚　太櫓(フトロ)　久遠(クドホ)　奥尻
渡島	爾志(ニシ)　檜山　津輕　福島　上磯　龜田　茅部
膽振	山越　虻田(アブタ)　有珠(ウス)　室蘭　幌別(ホロベツ)　白老(シラオヒ)　勇拂(ユウフツ)　千歳
日高	沙流(サル)　新冠(ニイカフ)　靜内(シヅナイ)　三石　幌泉　浦河　様似(シャマニ)
十勝	廣尾　當縁(タウフイ)　河西(カサイ)　十勝　中川　河東　上川
釧路	白糠　釧路　厚岸(アッケシ)　川上　阿寒(アカン)　足寄(アショロ)　網尻(アバシリ)
根室	花咲　根室　野付(ノッケ)　標津(シベツ)　目梨
千島	國後(クナシリ)　振別(フウレヘツ)　擇捉(エトロフ)　紗那(シャナ)　蘂取(シベトロ)
北見	斜里(シャリ)　網走(アバシリ)　常呂(トコロ)　紋別　枝幸(エサシ)　宗谷　禮文(レブンシリ)　利尻(リイシリ)
天鹽	天鹽　中川　上川　苫前(トママヘ)　留萠(ルルモッペ)　增毛(マシケ)

エゾクワンリヤウ　蝦夷管領　[職掌] 營を津輕に設けて、奥羽、及び渡島(今の北海道を云ふ)の蝦夷を鎭撫す、又蝦夷代官とも稱す [起原沿革] 王朝の時、鎭守府將軍、及び秋田城介等其任たりしに源賴朝兵權を執りてより、此等の官職廢れ、北條義時執權たりし時、安藤五郎を津輕に居らしめて、蝦夷を管領せしめ、貢税を徵納し、民夷の叛亂に備ふ、蝦夷服屬し、呼びて日本將軍と云ふ、元亨中、其裔孫五郎三郎季久、同族たる又太郎季長と所領の地を爭ひて訟をなす、長崎高資、雙方より賄賂を納れ、久しく決せず、是より先元應中より、出羽の蝦夷蜂起す、玆に至り、雙方に黨與して亂をなす、嘉曆元年、工藤祐貞を征討使として下向せしむ、擊ちて季長を虜にす、三年に至り、漸く兵を息む、江戸時代には蝦夷奉行(後に箱館奉行)あり(武家名目抄、官制沿革略史)

エゾダイクワン　蝦夷代官　蝦夷管領(エゾクワンリヤウ)を見よ、

ヱゾノコホリ　惠蘇郡　[所在] 備後國 [起原沿革] 風土記又惠宗に作る、延喜式に始めて見えたり、和名抄に、惠蘇(エソ)春部(カスカベ)刑部(オサカベ)の鄕あり、明治三十一年六月奴可、三上と合して比婆郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

エゾブギヤウ　蝦夷奉行　[職掌] 江戸幕府の職名、蝦夷の事務を掌る [起原沿革] 享和二年七月戸川安倫、羽太正養を蝦夷奉行として蝦夷地の事を掌らしむ、是始めなり、尋で同年五月改めて箱館奉行と稱す、「ハコダテブギヤウ」參看、

エタ　穢多　[名義] 穢多は餌取(エトリ)の轉語、屠者の義、和名抄に、屠兒、楊氏漢語鈔云、屠訓保布流、屠兒和名惠止利、屠二牛馬肉一取二鷹鷄餌一之義也、殺生及屠二牛馬肉一取者也」と見え、今昔物語に、此持來たる物を食ふを見れば、牛馬の肉なりけり、僧是を見るに、あやしき所にも來にけるかな、我は餌取の家に來しなりと思ひて云々」とあるにて明なり、穢多の首を長吏と云ふ、昔は「ヱッタ」とも云ふ、又地方に據りて唱へ異なり、薩摩にて「人外」越後にて「ブンジ」長岡にて「ジナコ」駿河遠江にて「カハッホ」又「カハッホウ」、伊豆相模奥羽にて「カンホ」又「カンホウ」、上總下總常陸にて「カハボウ」等といふ [職業] 牛馬を屠りて肉を取り、皮を造るを專業と爲すこと古來より然りしが、江戸時代には、地方によりて獄舍の番をなし、又刑の執行の時敲ならば杖を執り、斬首磔罪ならば刀槍を執る事をつとむ、又盜賊惡黨を捕縛することにも與れり、然れど貧しき者は常に市井に出でて乞丐するを業とす、總て穢多非人は平民と同居し或は平民の舍内に入り或は席を同じくすることを得ず、罪ありて獄に繫がるゝ時も其房を別にす、後世市街に住する者あれど、皆一町一村を限り、又は平民居住の村の内にても、牛村或は幾戸一團となりて別に部落を爲せり、租税は江戸時代には、平民と同じく米納金納各舊慣に從ふ、享保五年舊法を改め金納と爲せしも、七年又故制に復す [起原沿革] 穢多は神戸陵戸等にて元は良民なれども、穢れを忌み避けて凡人と婚姻を通ぜざるにより、自然と別種の村落を爲し、凡人より穢多村の人と擯斥されたるならんと云ひ、又高麗百濟の狛部にて、典履となり、革を製するにより、穢多と賤まれたるなりと、何れも確かならず、されど古くよりありし事は前に示すが如く、和名抄、今昔物語等に餌取の事見えたるにて明なり、享保四年江戸淺草の長吏彈左衛門の差出したる由緒書によれば、彈左衛門の祖先は源賴朝の時長吏以下の支配を命ぜられし由を云へども全く信を置き難し、穢多の文字の見えたるは、師守記に、貞治元年十二月六日、今日西井被レ掘レ之、烏目一連賜二穢多一畢」とあるを始めとす、久米邦武氏の說に、穢多村長吏、皮作、犬神人等と同類にて、共に不淨を取捨て掃除を爲し、斃れ牛馬等をも取扱ふより、皮作りを業とするなりと、又昔時は穢多非人差別なかりしが、只支配の異なるより、後世漸く派別高下を爭うて、別類の如く言習はしたるなり」と、江戸時代には、穢多と非人とは別にて、穢多を支配する者を彈左衛門といひ淺草に居る、非人頭を善七、松右衛門の二人とす、善七は淺草に、松右衛門は品川に居り、並に非人小屋頭といふ、並に彈左衛門の指揮に從ふ、彈左衛門の支配する所は府下並に關八州、甲斐、駿河、伊豆、陸奥を合せて十二箇國に亘り、其國の穢多は悉く同人の約束に從ふ、幕府命ずる所あらんとするには彈左衛門に令して普く之を傳へしむ、十二箇國外の諸國の穢多非人にも亦各其長あり、或は長吏と稱し、或は單に小屋頭などゝ稱す、寛政十二年八月彈左衛門の書上に據れば、其支配の戸數は、總計七千七百二十軒、内二百三十二軒(外に猿飼十五軒)彈左衛門構内、七百三十四軒府下各所の小屋(淺草、品川、深川、代々木村、木下川村等五所)五千四百三十二軒(外猿飼四十六軒)關八州十二箇國の分なり、江戸幕府の時穢多は平民となること能はず、非人は初め平民なり、者の一旦非人となれるなば非人頭の證明を得て平民

と爲ることあり、穢多に至りては曾て此事なし、然るに慶應四年正月幕府彈左衞門が防長征伐の際の功を賞して平民に陞せたり、因て彈内記と改稱し、手下の者の穢多の稱をも停む、明治四年八月二十八日一般に其稱を廢して平民の籍に編入し地租蠲免の制を罷む、此時全國に於ける賤民の員數は總計三十八萬二千八百八十六人、内穢多二十八萬三百十一人、非人二萬三千四百八十人、皮作等雜種七萬九千九十五人なりといふ（賤者考、穢多非人考、穢多非人の由來）

エダイツオサメ　荏大豆納　江戸時代、年貢として納むる大豆及び荏をいふ、地方凡例錄に、關東方荏大豆納高百石に大豆二斗、荏一斗かゝる、尤も荏大豆共二升に代米一升、代永なれば荏大豆石代一石に代永一貫文つゝ被下之、右納方正大豆もあり、又其年々石代金納に成るもあり、或は何分は正大豆、殘は石代なるもあり、何れも前々引付通に取計ふ、又越後國蒲原郡は取米懸の大豆あり、正納并に上振大豆と唱ふ石代金納もあり、取米十石に大豆七升かゝるなり、納方は凡三分通、正大豆七分通内外、上振大豆一石代銀四匁五分づゝ六十目替にて金納に成す、又正納のみの村もあり、上振のみの所もありて村々異同あり、何故上振と號し安石代にて納るといふ事知り難し、前記の如く代米渡上方は田畑取米の十分一大豆銀納とて石代にて納むる、又前々の引付にて十分一の内、何程は正大豆、何程は銀納と分るもあり、上方筋にては荏納なく、石代の儀は定法の相場を書出す場所極り直段吟味の上勘定所下知を得て直段を定む云々」といへり、

エダガミ　枝神　末社のことをいふ、貞觀官符に裔神と見えたり、

エダクミノツカサ　畫工司　「グワコウシ」を見よ、

エダジヤク　枝籍　別籍小籍を云ふ、中古以後院崩去の後、本宮の人を以て内竪所大舍人に寄せらるゝの名なり、或は四所の窮者と云ひ、又四所の巡籍と號す、四所の籍とは、内竪所、校書殿、大舍人、進物所の籍を云ふ（魚魯愚抄、倭訓栞）

エダチ　役　役立の意、役は充（アテ）の約ならん、立は民の其事に發趣（タチオモムク）を云ふ、古事記應神天皇の條に、新羅人參渡來、是以建内宿禰命引率、爲レ役ニ之堤池一、而作ニ百濟池一とあり、文武天皇大寶元年制定して、正丁は歲に十日を役し、次丁は五日を役せしむ、詳しきことは課役（クワヤク）を見よ、

エタノコホリ　英多郡　「アイタノコホリ」を見よ、

エチゴノクニ　越後國　**境域**西は越中、西南は信濃、南は上野、東は岩代、東北は羽前、西北は海、東西凡六拾二里、南北凡拾七里、北陸道に屬す**形勢**陸前の大山脈東北より來り、蜿蜒南方に繞り、信濃に連なる、洪流縱橫國内の運輸便なり**沿革**古へ越前以北本國に至る總て高志國と稱す、後ち越前越中越後と分たる、國府は頸城郡に置く（春日山）延曆十七年本國の田若干を朝原内親王に賜ふ、是賜封の始めとす、寬弘長和の際、平維茂邑の頸城郡に食し、子繁茂秋田城介に任じ、城を以て氏とす、玄孫資長に至り平宗盛奏請して國守に任じ、木曾義仲を討たしむ、資長尋で卒し、弟長茂蒲原郡赤谷に居り、後ち源賴朝に降る、文治元年賴朝安田義資を以て國守に任じ、守護に補す、建仁元年長茂謀叛して誅せられ、其從子資盛頸城郡鳥坂に據て叛す、佐々木盛綱伐て之を平ぐ、將軍源賴家功を賞して其子信實に邑

を國内に賜ふ、建武中新田義顯を以て守護とす、延元の初足利尊氏上杉朝房をして守護たらしむ、足利基氏關東管領たるに及びて、執事上杉憲顯を以て朝房に代ふ、憲顯孫房方（憲顯の第四子憲方の子）に傳へ、春日山城に治す、五世房能に至り家宰長尾爲景と隙あり、永正三年爲景房能を弑し、上條城主定實（房方の孫房實の子）を迎え、陽尊して主となし春日山に治す、既にして上杉憲政來奔し約して父子となる、輝虎因て上杉を冒し京師に朝す、將軍足利義輝以て關東管領と爲す、天正六年輝虎卒し、義子景虎景勝と國を爭ひ管内大に亂れ、越中、能登、上野、信濃の地を失ふ、景勝終に景虎を殺して自立す、慶長二年豐臣秀吉之を會津に徙し、堀秀治を春日山に封じ（三拾五萬石）溝口秀勝を新發田に（德川氏の時封故の如し）村上義明を本莊（後ち村上と稱す）に封す、後ち義明罪ありて封除し、易封數氏、享保中内藤一信を封す、十二年秀治徙て頸城郡福島に治す、十五年子忠俊事に坐して國除し、松平忠輝六十萬石に封じ、徙て高田に治す、元和二年罪有て封を沒し、酒井家次に高田十萬石を賜ふ、四年嗣忠勝信濃松代に轉じ、松平秀康の二子忠昌を二十四萬石に封ず、寬永元年越前に改封せられ、從子光長之に代る、天和元年罪を獲て國除し、貞享中稻葉正則を封じ、戸田忠眞松平定重之に次ぎ、五世定賢白河に轉じ、寬保の初榊原政永封ぜらる、其餘國内封を受くる者、長岡（初堀直寄、後に牧野忠成）與板（初牧野康成、後に井伊直矩）村松（堀直時）椎谷（堀直之）絲魚川（初稻葉正成、後に松平直之）黑川（柳澤經隆）三日市（柳澤時睦）とす、最後長岡の支封三根山（牧野忠泰）藩列に入り、後ち峰岡と改む、絲魚川を改めて淸崎と稱し凡十一藩　天保中奉行を新潟に置く、明治維新新潟府越後

府（後に水原縣）柏崎縣を設け、又悉く之を改めて縣と爲す、既にして合併して新潟柏崎二縣を更置し、又柏崎を省いて新潟と合す、（蒲原郡津川鄕七拾村は上杉氏の時より會津領に屬す、仍て若松縣に隷す）後又新潟縣に隷す**管郡**古より管郡の變遷は、左表の如し、尚ほ詳しくは、各郡の條につきて見るべし（地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽）

六國史舊事紀	延喜式倭名抄	拾芥抄	古圖（コ）元祿帳（ゲ）寬知集（ク）	郡名考天保鄕帳	明治沿革帳（メ）地誌提要（チ）	郡區編制新郡區編制
磐舟（紀）	石船	同	岩船（ゲ）	同	岩舟（メ）岩船（チ）	同
	三島（ミシマ）	同		刈羽	同	同
	古志（コシ）	同	同	古志 山東 三島	古志 三島（サントウ）	同 同
渟足（紀）	蒲原（カムハラ）	同	同（ク、ゲ）	蒲原	同	東蒲原 西蒲原 中蒲原 南蒲原 北蒲原
	沼垂（ヌタリ）	同	同（ク）			
	魚沼（イヲヌ）	同	同（ク、ゲ）	同（ウホヌマ）	同	北魚沼 南魚沼 中魚沼
久比岐（紀）	頸城（クビキ）	同	同（ク、ゲ）	同	同	東頸城 中頸城 西頸城

エチゴマルコバン　越後圓小判　一名謙信丸小判ともいふ、重さ四匁、形ち小く丸形を爲す、相傳ふ、越後國の上杉謙信造る所なりと、制作醇古金色精華なり（金銀圖錄）

エチゴリウ　越後流　宇佐美駿河守が祖述せる軍學の一派、澤崎主水といふものに至て之を唱ふ○澤崎は越後の人なり、加治景明に就き兵法を學びて其奧旨に達し、承應元年、東武に來りて名聲あり、其略系左の如し（武術流祖錄）

○宇佐美駿河守——同　民部——同寬安——同大膳
　栗田寬政（豫信三德流）
加治景英——同景治——同景明——澤崎主水

エチゼンケ　越前家　松平氏（マツダヒラウヂ）の條福井藩の部を見よ、

エチゼンノクニ　越前國　**境域**東北は加賀、東南は美濃、南は近江、西は若狹、西北は海、東西凡拾九里、南北凡拾七里、北陸道に屬す**形勢**白山の山脈東南に聳ち、西北漸く低し、三河その中を貫流し一港に合す、西南の一隅木芽嶺を以て屛障とし海に灣曲す**沿革**古昔此國より北、越後に至るまで總稱して越國、又三越路といふ（越前を越の道口、越中を越の道中、越の道尻といふ）後ち分て、越前越中越後三國とし、養老二年越前國羽咋、能登、鳳至、珠洲の四郡を割て能登國を置き、弘仁二年又越前國加賀江沼二郡を割て、加賀國を置く、成務天皇の朝に、國郡に造長を立てられしより、當國また國造の任地となり、後ち國司といふ、又國守と稱し國府を丹生郡に置く（今の南條郡武生舊藩府中）鎌倉幕府の時、北條時政守護の事を行ひ、日代を遣はして國事を管す、足利尊氏の反する族弟斯波高經をして本國を侵

略せしむ、延元中新田義貞皇太子恒良及び尊良親王を奉じて敦賀金崎城に入り、高經と相持す、國人瓜生重、兄保等と共に義貞に應じ杣山（今南條郡）に據る、因て重を國守に任ず、既にして皇太子賊に陷り、義貞及び子義顯畑時能等前後難に殉ひ、重等兵潰ゆ、高經遂に北陸の諸國を定む、尊氏乃ち高經を本國に封ず、其子義將嗣ぎ京師に在て管領となり世襲し、家宰朝倉高景を以て守護代とす、義將六世の孫義敏に至り義弟義廉と相鬩ぐ、高景六世の孫敏景義廉に黨附す、義敏敏景を誘ふに本國を讓るを以てす、敏景遂に義敏に歸す、文明三年甲斐の民亂を作す、敏景擊て之を平ぐ、將軍義政因て守護となす、足羽郡一乘谷に治す、玄孫義景に至り勢威益振ひ、弘治の初、眞宗僧徒を擊て加賀半國を取る、元龜中織田信長と兵を搆へて累敗し、天正元年義景自盡し朝倉氏亡ぶ（五世百三年）信長朝倉の降將前波長後を以て假守となす、尋で柴田勝家を北莊五十萬石に封じ、北陸を控制せしめ、今立郡を佐々成政に（五部一城に居）南條郡を前田利家に（府中に治す）與ふ、九年成政を越中に徙し、其地を勝家に加封す、十一年豐臣秀吉勝家を滅し、利家を加賀に徙し、丹羽長秀を全國に封じ北莊に治す、十三年秀吉長秀の子長重の封を削り、堀秀政を北莊十八萬石餘に封じ、大谷吉繼を敦賀五萬石に、長谷川秀一を東鄕拾壹萬石に、（後に丹波長昌）青山忠元を丸岡四萬六千石に、織田秀雄を大野五萬石に、分封す、慶長二年秀政の子秀治を越後に徙し、北莊八萬石を青木一矩に與へ、五年府中六萬石を堀尾吉晴に加賜す、是歲關ヶ原の役吉繼以下皆西軍に屬す、德川氏悉く其地を收め、吉晴を出雲に徙し、二子秀康を全國に封じ北莊に治す、十八年本多成重を丸岡に封ず（後に有馬淸純）寬永元年秀康の子忠

直罪あり謫せらろ、第二子忠昌代り封ぜらろ、北莊を福井と改め、世襲す、忠昌其弟直政を大野に（後に土井利房）直基を勝山に（後に小笠原貞信）直良を木本（直良徙封の後城廢す）に分封す、其後封を受る者敦賀（酒井忠稠、若狹酒井氏の支封）鯖江（間部詮言）凡て六藩、明治維新改て縣とし、別に本保縣（丹生郡）を置く、既にして皆廢して敦賀福井二縣を置き福井を改て足羽と稱し、尋で之を廢し、敦賀に併せ本國及び若狹を治す、明治九年又之を廢し本國七郡を石川縣に屬し、敦賀郡若狹全國を滋賀縣に隷す、十四年再び福井縣を置き、本國若狹二國を管治す【管郡】古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡につきて見よ（古事記傳、地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

六國史古書	角鹿(紀)		丹生(古)		今立(古)			
延喜式倭名鈔	敦賀	足羽(アスハ)	丹生		今立	坂井		大野
拾芥抄	同	同	同		同	同		同
古圖元祿帳寛知集	敦賀(ク、ケ) 鶴賀(コ)	足羽西 足羽北(コ) 足羽(ク、ケ)	丹生北(コ) 丹生(ク、ゲ)	南中條(コ) 南條(ク、ゲ)	今西(コ) 今北東大野分郡 今立東(コ) 今立(ク、ゲ)	坂南(コ) 坂井(ゲ、ク) 坂北(コ)	吉田	同
郡名考天保鄕帳	敦賀	足羽(アシハ)	丹生	南條	今立	坂井	吉田	
明治沿革地誌提要帳郡區編制	同	同 アスハ(チ)	同	同	同	同	同	同
新郡區編制	同	同	同	同	同	同	同	同

エチノコホリ　愛智郡　【所在】近江國【起原】

【沿革】元正天皇養老元年九月始めて郡名見えたり、和名抄に、蚊野（カノ）八木（ヤギ）大國（オホクニ）長野（ナガノ）平田（ヒラタ）養父（ヤブ）等の鄕あり、天保鄕帳愛知に作る、今は愛智に作る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

エツカイ　越階　「チツカイ」と訓むを正しとす、其條を見よ、

エツザコバン　越座小判　一名謙信小判ともいふ、重さ四匁、相傳ふ、天正中越後國の上杉謙信の作る所なりと、表には、薊桐の紋を上に、其下に越座の文字を書し、右に天、左に正の字を印す、背には、天と正との字を上と下とに印せり（金銀圖錄）

エツチュウノクニ　越中國　【疆域】東は越後及び信濃、南は飛驒、西は加賀、西北は能登、北は海、東西凡貳拾壹里餘、南北凡拾九里餘、北陸道に屬す【形勢】立山の山脈東南に疊累し、飛驒信濃に連なる、北方沿海の地稍〻平坦、四大河貫流し灌漑の利あり【沿革】古へ越前以北越後に至るを總て越國と稱し、後ち之を分て越前、越中、越後とす、本國の建置詳かならず、景行天皇の時、大河音尼を伊彌頭の國造に定め賜ふ、伊彌頭は今の射水なれば、是本國國造の始めならん、而して初、礪波、射水、婦負、新川、頸城、古志、三島、魚沼の八郡を以て國を立て、大寶二年本國四郡（頸城、古志、三島、魚沼）を分て越後に屬す、天平四年田口年足を本國の守となす、是を國守の始めとす、而して國府を射水郡に置く（今新湊町舊古府村）天平十三年能登を併せ、天平寶字元年亦分立す、爾後礪波射水婦負新川の四郡を以て國を建つ、降りて保元の頃平敎盛等國政を執る、壽永二年平氏衰へ、文治元年源光隆に此地を賜ふ、源賴朝總追捕使となるに及び守護を置く、北條氏の末名越時有を守護とす、元弘三年王師興り時有誅に伏し、建武中少將中院定清を以て國司に任す、明年桃井直常を守護となす、足利尊氏の反する國人普門利清之に應ず、定清之を伐て戰歿す、尋で直常叛して尊氏に附し、正平五年再び吉野に歸順す、尊氏乃ち足利高經を守護とし、子義將職を襲ぎ、直常を伐て之を破る、天授六年將軍義滿管領畠山基國に本國を賜ひ、長子滿家に傳ふ、再傳して政長に至る、明應二年政長同族義豐と戰て敗死す、明年上杉顯定其弟越後守護房能をして國事を兼攝せしむ、永正三年房能其臣長尾爲景に弑せられ、七年顯定爲景を伐て敗死し、椎名神保諸氏各其地に割據し、皆爲景と絕す、天文七年爲景大擧來り侵し、松倉（椎名泰胤）瀧山、増山（皆神保氏）諸城を陷いれ、其地を掠有す、十一年神保亘衡、江波三河等爲景を誘殺す、神保氏純（忠氏の子）富山城に據て新川婦負二郡を併せ、聲威頗る振ひ、永祿の初礪波郡を併せ、椎名石黑諸氏を降す、爲景の子輝虎報仇を圖り、屢々來り攻む、六年大擧して入侵し、亘衡三河を殺し數城を徇ふ、元龜二年、輝虎松倉城を陷いれ椎名泰胤を滅し、神保氏張（氏純の子）を富山に圍み、明年之を拔き國の大半を略す、氏張走て守山（射水郡）に保ち款を織田信長に納る、六年輝虎卒し內訌大に起り州豪皆離畔し、志を織田信長に通す、七年信長佐々成政に全國を賜ひ、富山に治す、十三

年豐臣氏成政の地を削て、新川一郡に居しめ、礪波射水婦負三郡を以て前田利家に與へ守山に治す、十五年成政を肥後に徙し、文祿四年新川郡を以て利長の父利家に加賜す、慶長の初利家徙て富山に治す、尋で父の封を繼ぎ加賀に移り、本國を兼領し世襲す、其支封を富山とす（利常の第二子利次）明治維新廢して縣とす、既にして改めて新川縣を置く（初魚津に置き後ち富山に徙す）明治九年新川縣を廢し石川に合併し、十六年又改めて富山縣を置く、明治二十九年上新川郡の一部を割て中新川郡を、射水郡の一部を以て氷見郡を、礪波郡を東西の二郡に執も分ち置く【管郡】古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは、各郡につきて見るべし（古事記傳、地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書）

古書舊事紀			利波(古)	伊彌頭(舊)
延喜式倭名鈔	新水(エ) 新川(ワ)	婦負	礪波	射水
拾芥抄	新川	同	同	同
古圖元祿帳寛知集	同	婦負(ケク) 姉負(コ)	同	射水(ケク) 泉(コ)
郡名考天保鄕帳	同	姉負(ネイ)(ク) 婦負(ネヒ)(テ)	同	射水
明治沿革地誌提要帳	同	同	同	同
郡區編制	下新川 上新川	同	同	同
新郡區編制	下新川 中新川 上新川	同	東礪波 西礪波	射水 氷見

エツテンラク　越天樂　「チツテンラク」を見よ、

エツニン　越任　「チツニン」を見よ、

エト　干支　十干十二支を云ふ、干支は幹枝の義、兄弟の意なり、日本紀に干支をこのかみ、おととよめり、固と「エト」と云ふ詞は、十干の陰陽「エ」は剛日、「ト」は柔日を云ふ、卽ち甲を木の兄、乙を木の弟と云ふ類にて、甲丙戊庚壬を兄、乙丁己辛癸を弟とし、併せて「エト」と云ひ、十二支はひよみと云ひしが、又轉じて干支を併せてエトとも云ふなり、曆林問答に、支干者、蔡邕月令章句云、昔大撓採二五行之情一、占二斗機所一レ建也、始作二甲乙一以爲レ日、謂二之幹一、作二子丑一以名レ辰、謂二之支一、甲丙戊庚壬爲レ陽爲レ剛、乙丁己辛癸爲レ陰爲レ柔、是合二十干一、寅辰午申戌爲レ陽、丑卯巳未亥爲レ陰、是合二十二支地一之數也、皆天地陰陽造化之根元也、陽剛陰柔主二歲月日時一、と見えたり、

【十干】甲（木の兄）乙（木の弟）丙（火の兄）丁（火の弟）戊（土の兄）己（土の弟）庚（金の兄）辛（金の弟）壬（水の兄）癸（水の弟）○【同異名】閼逢（甲）旃蒙（乙）柔兆（丙）强圉（丁）著雍（戊）屠維（己）上章（庚）重光（辛）玄默（壬）昭陽（癸）

【十二支】子（水）丑（土）寅（木）卯（木）辰（土）巳（火）午（火）未（土）申（金）酉（金）戌（土）亥（水）○【同異名】困敦（子）赤奮若（丑）攝提格（寅）單閼（卯）執除（辰）大荒落（巳）敦牂（午）協洽（未）涒灘（申）作噩（酉）閹茂（戌）大淵獻（亥）（和漢三才圖會、和漢名數、倭訓栞）

エド　江戸　【所在】武藏國豐島、葛飾、荏原の三郡に亘れる地○今の東京【疆域】古は武藏野の內なりし由は、諸記紀行の類にも載せたり、故に其境域詳かならず、然れども昔武藏野と呼びしは十郡に跨りて、西は秩父郡、東は江海、北は河越、南は向ヶ岡都築ヶ原に及ぶと云へり、現今東京の境域、東は南葛飾郡當代嶋村に及び、西は北豐島郡岡村に限り、南は荏原郡羽田村に達し、北は北豐島郡根葉村に至る、以てその如何を知るべし【形勢】西北連岡起伏し、東南は平低にして東京灣に臨む【名稱】江戸と稱するは、此地大江に臨み船の泊る所より、江戸と唱へたるが如し、卽ち入江の口の義にて、江の門戸といへる約語なり、又江戸を荏土と書き、荏の多く生じたる地にして、荏原郡など〻あるも、亦之に因めるなど唱ふるは疑はし、又中古は江戸を中武藏江戸とも稱す、古人江戸は庄名なるべしといひ、或は鄕名なりともいへり【沿革】孝德天皇の時、豐島荏原の郡を置かれたること國史に見えたれど、江戸の名見えざれば、其創建詳かならず、鎌倉の頃、武藏七黨系圖に、秩父重弘の子重綱、始めて江戸太郎と號すと見えたり、これものに見えたる始めなるべきか、その子江戸太郎重長源賴朝に仕へたること、吾妻鏡に見ゆ、爾來江戸氏は南北朝時代まで此地に土着し、舘舍は後ちの江戸城附近の地に當れり、いま諸家系圖纂、義經記等によりて考ふるに、當時重長は、江戸、木田見、丸子、小日向、柴崎、飯倉、澁谷、高田、石濱等を領有せり、されば江戸なる庄地は僅に廓內の地にて、範圍の大ならざりしを見るべきなり、降て建武四年の文書（圓覺寺所藏）には、武藏國江戸鄕內前島とあり、應永六年の文書（鶴岡八幡所藏）に、豐島郡小具鄕內江戸とあり、永正十年の銘ある小日向金剛寺開山墓碑には、武州江戸庄小日向金杉村とあり、以て江戸が豐島郡に屬せしことゝ、鄕とも稱し、庄とも稱し、時により變遷ありしことも知るべし、室町時代には、上杉氏の領有にて、其部將太田道灌長祿元年に江戸城（「エドジヤウ」參看）を築きてこれに居りしが、大

永四年北條氏の有に歸す、而して其檢地帳によれば、江戸川崎、江戸麻布、江戸駒込、江戸赤塚、江戸岩淵、江戸千束、江戸板橋等の名散見す、江戸地域の遠く諸郷村に及ぶを知るべし、天正十八年德川家康封を此地に移すに及び、江戸城を以て柳營となしたれども、當時の江戸城下には、僅に八代洲(ヤヨスガシ)河岸と麹町の附近に、百餘戸の百姓町家ありしのみにて、西北は武藏野に接して蒼茫たる原野なり、東南は内海に臨みて、今の下町は一圓に潮入の野地に、蘆茅繁茂して滿目蕭然たる有樣なりしが、先づ城廓の修理、番町の開拓、續いて常盤橋外へ町割を爲し、やゝ面目を改めたれど、なほ商賈の徒は多からざりき、既にして天下の大權家康に歸するに及び、江戸は富と權力とを集むるに至りしかば、市街も狹隘を感ずるに至れり、故に慶長八年結城秀康以下の諸大名に命じ、神田駿河臺を崩して、其前面なる一帶の蘆原を埋立て、三十餘町の平地を得、市街を開きしもの即ち今の下町なり、これを後世古町(フルマチ)と唱へ、其町人は年頭拜謁等種々の特典を有したりき、尋で慶長十三年江戸城の改築、寛永十三年總曲廓の築造ありて、邸宅、寺院、町家等の移轉せるものも尠なからず、明暦三年江戸大火ありて、府下の大半燒亡せり、玆に於て松平伊豆守信綱の計畫に依り、市區改正の事業あり、延て寛文中に及ぼし、これが爲め府下の形勢殆ど一變す、寛文二年に至り、町奉行の支配地を東は今戸橋、南は高輪、北は坂本(西は詳かならず)を限りとなしたりしは、蓋し府下の廣まりしが爲めなるべし、其後天和二年大火の後まだ多少の改革あり、元祿元年本所の地を開きて旗本二百四十餘家を移す、十年に又麻布、赤坂、青山、千駄谷、大久保、四ッ谷、小石川、駒込、本郷、淺草、本所等の地を開き、旗本をして移轉せしむ、

正德三年江戸廻りなる百姓町家を町奉行の支配に屬す、深川、本所、淺草、小石川、牛込、市ヶ谷、四ッ谷、赤坂、麻布にて二百五十九ヶ町あり、從來の六百七十四ヶ町に加へて、府下の町數、九百三十三ヶ町となれり、享保四年本所深川を町奉行の支配と爲す、玆に於て府内の地は、隅田川を隔てゝ其東に及べり、爾來府下は益々繁華を極め、天保年間には町數千六百七十九ヶ町に及び、人口も十五年には、凡五十六萬人ありき、但し此統計は、武家及び其家來、他支配の町人、能役者、僧尼、修驗者、盲人、巫祝、新吉原の遊女等を除きしものなれば、全體を總計すれば、優に百五十萬を數ふべし、かくの如く盛なりし府内も、明治維新の變亂に際し、一時衰頽に歸したれども、明治元年七月十七日江戸を東京と改稱し、聖駕東幸ありて、帝都と定めらるゝに及び、再び繁榮の地となりて以て今日に及べり(御府内備考、江戸名所圖會、古今要覽稿、江戸人口小記、東京地理沿革誌、東京地學協會々報)

エトウシンペイ　江藤新平　**名號** 諱は胤雄、南白又は白南と號す、幼字恒太郎、後ち又藏と稱し、尋で新平と改む **系統** 姓は平氏、其先關東千葉氏より出づ、常胤九世の孫胤晴、始めて江藤を氏とす、父を胤光と稱す **事蹟** 肥前佐賀の人、天保五年二月九日に生る、世々鍋島氏に仕ふ、文久二年六月、藩を脱し京に上り、皇權を復し國威を張るの策を姉小路氏に獻じ省せられず、尋で藩に歸り、脱藩の罪に問はれて永蟄居す、慶應三年蟄居を赦され監察に任じ、明治元年四月朝命を拜し、諸道軍監に任ぜられ、江戸に赴く、同七月鎭將府の判事となる、二年佐賀權大參事となり藩政を改革し、十月東京に出で中辨となる、後ち文部大輔、左院副議長に歴仕し、五年司法卿となり、頗る司法制度を釐正する所あり、即ち改定律例を制定して新律綱領に代へ、或は全國司法事務の統一を企て裁判權の獨立を計り、或は、人身賣買を禁じたり、六年參議に任ず、時に征韓の議あり、新平亦之に贊す、終に其議行はれず職を辭し野に下る、尋で民選議院建設の建白をなす容れられず佐賀に歸る、此時佐賀藩士政府に慊焉たらざるものあり、政府兵を出して鎭壓せしむるに會す、新平島義勇等と共に勢に擁せられ終に兵を擧ぐ、之を佐賀の亂(「サガノラン」參看)といふ、新平戰ひ敗れ鹿兒島に走り西鄕隆盛に說き、去て宇和島に到る、政府新平を索むること甚だ嚴、新平等高知に赴きて林有造等に說き、更に中國に赴かんとし終に捕はれ、明治七年四月十三日刑に處せられ、斬罪の上梟首せらる、年四十(南白遺稿)

ヱトウダイシ　慧燈大師　蓮如(レンニョ)を見よ、

エドウヂ　江戸氏　姓は平氏、其先は村岡良文二男忠賴より出づ、其子將常武藏權守となり、秩父氏を稱す、將常の曾孫重綱の四子重氏武藏江戸の地に居し、江戸四郎と稱す、子孫依て氏を稱す、其子江戸太郎重長治承四年一族葛西河越畠山と共に源賴朝に從て功あり　其子太郎忠重、喜多見小二郎親重、四郎重通、七郎重宗同じく從ひ勢あり、子孫世々鎌倉幕府に仕ふ、其裔勝重初め北條氏に仕へ、後ち德川家康に仕ふ、家康江戸に入るに及び、江戸を改めて喜多見氏と稱す、又支流の裔高繼豐後守と稱し、長尾氏の内執事となり、上野國新田郡、下野國足利簗谷郡等の地を食む、其子高政德川宗康に召され、江戸氏を改め小野氏と稱し、世々江戸幕府に仕ふ(吾妻鏡、系圖纂要)

○重綱―重長―忠重
重方―重持―泰重―長門―高重―康重
重廉―重廣―又六郎―定重―信重―重廣
重行―重光―重房―重兼―兼忠―忠高
重高―高繼―高政(小野氏)―高盛―高幸
門重―常光―賴忠―朝忠―勝重―重恒
重政

エドウヂ　江戸氏　姓は藤原、秀鄕より出づ、秀鄕五世の孫公通の子通直常陸に至り、那珂郡河邊鄕に居す、其子通資始めて那珂氏を稱す、八代通幹官軍に屬して戰功あり、延元元年六月、北畠の別將と金沙城を攻めて利あらず戰死す、其子通泰逃れて足利尊氏に降る、後ち功を以て那珂東郡江戸鄕を食む、子胤通始めて江戸氏と稱す、元中五年其子通景川和田に城を築き徙り、佐竹氏に仕へ常陸守護たり、應永三十四年通房水戸城を襲取り遷居す、六世重通の時、天正十七年佐竹義重の爲めに襲はれ城陷り、江戸氏亡ぶ(系圖纂、新編常陸國誌)

○胤幹―通幹―通泰―胤通―通勝―通景
通房―通鶴―勝道―通泰―忠道―通政
重通

エドヱ　江戸繪　錦繪(ニシキヱ)を見よ、

ヱトキビクニ　繪解比丘尼　歌比丘尼(ウタビクニ)を見よ、

エドコヨミ　江戸曆　曆の一種、江戸時代江戸にて作りし曆○小宮山綏介の曆書沿革に、江戸には昔より曆屋と稱するもの、書籍用達出雲寺等を首として數人あり、毎年京都の曆本に據て開版し、府内は云に及ばす諸國へも賣弘むるなり、此曆屋むかしは二十八人ありしに、元祿十年に其内十七人を廢し、殘る十一人を以て永く曆屋と定められたり、世に之を曆版行屋といふ、其元本は毎年八月天文方より新曆七卷を政府へ呈し、政府より町奉行へ下げらる、を寫本といふ、是を町年寄へ渡せば、其内二卷を留置て控本となし、殘る五卷を曆屋十一人へ下げ渡すなり、十一人は之を大小六種に分て印行す、折曆、大形綴曆、小形綴曆、大柱曆、小柱曆、懷中曆是なり、新板の曆巳に成れば天文方へ差出して檢查を受け、其上に町奉行の檢閱を經て、始て賣出を得るなり、仍て毎年十月に町奉行より、曆屋十一人の外は一切賣買を許さずとの令あること例なり」といへり、

ヱドコロ　畫所(繪所)　**所在** 西宮記は、式乾門内東腋御書所の北とし、拾芥抄は、建春門内東腋御書所の北、蘭林坊の内となす **職掌** 朝廷の繪畫等の事を掌る **職員** 別當五人あり、多くは五位藏人頭之に補して預る、是を繪所預といふ **起原沿革** 平城天皇大同三年正月畫工司を内匠寮に合す、初めは、内匠寮の雜工等賭射騎射などの的の畫、或は節會の泥障板の繪などをかきたるもののみに止まりたるが如し、後ち畫所となりしと見え、延喜式に、斑蚕泥障板方三丈、行幸之前二日、令畫所繪」とみえたり、長曆の頃宅間爲成繪所の長者となり、降りて寬治の頃土佐氏の祖隆能繪所預に補せられてより、子孫相繼ぎ此職に補せらる、文明九年十三代の孫光信の時、繪所預爭論の事あり、更に勅裁にて任ぜらるゝに至る、光信の卒去後、狩野元信繪所預となり、若し土佐家に其人なき時は代りて預となる、土佐家の子孫世襲して、明治維新に至る(扶桑畫人傳、國華「繪所預家」)

(別所預)

ヱドコロアヅカリ　繪所預　畫所(ヱドコロ)を見よ、

エドザキジャウ　江戸崎城　**所在** 常陸國信太郡江戸崎町城山○高八十尺、面積五六千坪 **起原沿革** 弘安中土岐師親信太莊の地頭たり、其孫秀成足利持氏を討て功あり、信太莊及び信濃上田莊、上總の地等を加賜す、因て本郡に移り、信太總綱政所と稱す　孫景秀本城を修築し子孫世襲す、天正十八年豐臣秀吉關東の諸城を攻略せし時、景秀九世の孫治綱城を棄て逃る、佐竹義宣弟蘆名盛重を置く、慶長七年五月德川家康松平信一に命じて此城を守らしめ佐竹氏を抑へしむ、七月信一に命じ水戸城番を勤めしめ、其子信吉をして當城を警衛せしむ、後ち遂に之を廢す(廢城考、新編常陸國誌)

エドザコバン　江戸座小判　江戸時代に行はれし小判の一種、江戸にて作るを以て名あり、慶長江戸坐小判、元祿江戸坐小判の二種あり、「ケイチャウコバン」「ゲンロクコバン」を見よ、

エドジフリシハウツヰハウ　江戸十里四方追放　江戸時代の刑名、追放の一種、日本橋より五里四方以外に放逐し、再び立ち入るを禁ずるをいふ、江戸市外及び各直轄地の者にして、此刑に處せらるれば、又其居村をも合せ加ふ、而して犯罪の性質利慾に關せるは、田畠家屋敷を沒收し、年貢の未進あらば家財をも沒收せり、「ツヰハウ」參看(御定書百箇條、德川政刑史料)

エドジャウ　江戸城　**所在** 武藏國豐島郡江戸○舊德川氏の居城、今は皇居、周圍二十町十五間、本城の面積十萬五千三百九十三坪餘、西丸の面積八萬千二百八十七坪餘、吹上の苑十萬三千八百六十

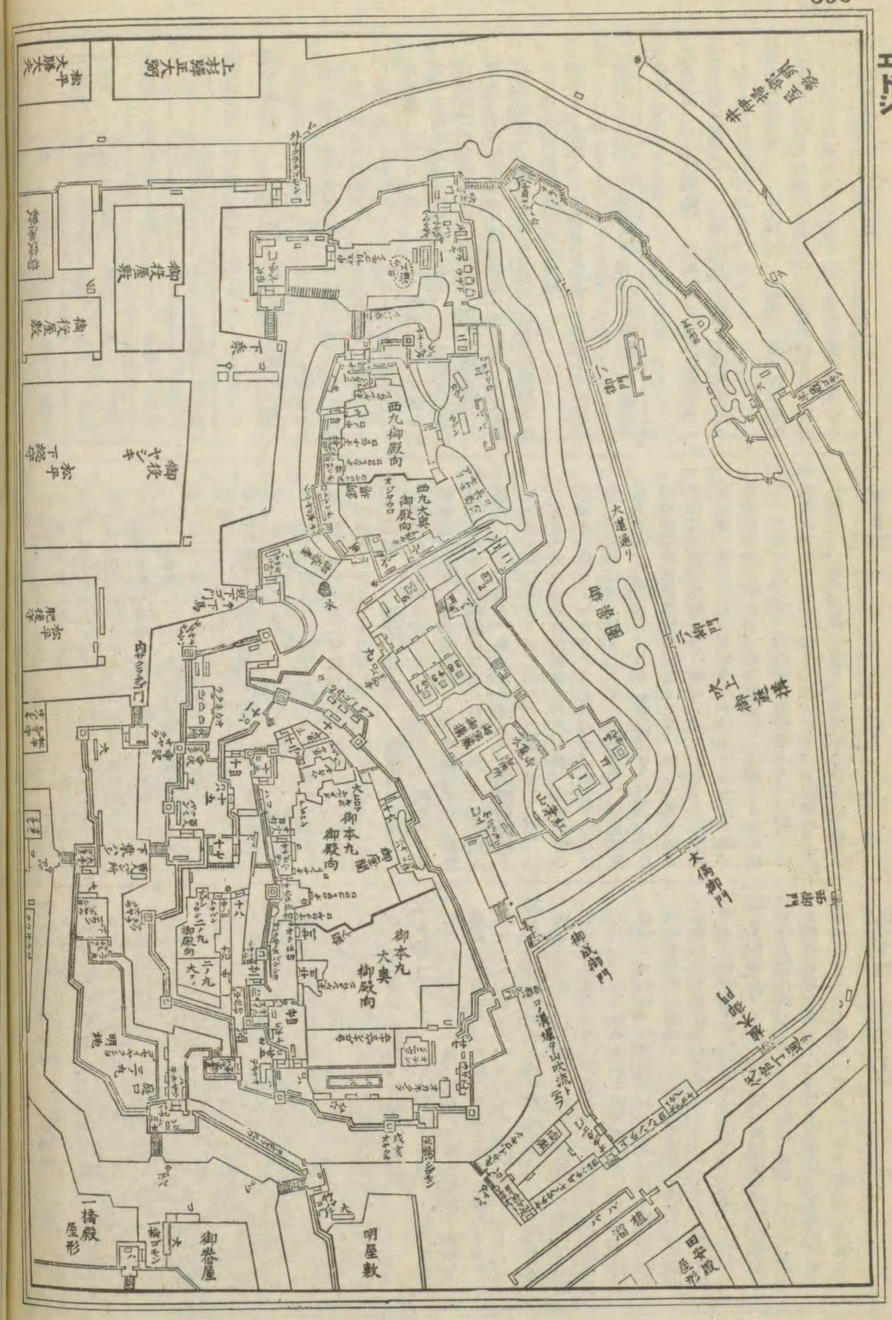

右の圖は、江戸會誌所載のものにして、圖中の符號を示せば左の如し。

(一)新御門　(二)冠木御門　(三)御成口腕木御門　(四)御長中門　(五)西丸御裏御門（元伏見御城大手門ト云フ）　(六)御切手御門　(七)御廣敷御門　(八)大ツ御門　(九)御成御門石橋御門　(一〇)御寶藏御門　(一一)埋御門　(一二)上埋御門　(一三)御書院御門　(一四)新御門　(一五)中御門　(一六)御長屋御門　(一七)二ノ丸鋼御門　(一八)二ノ丸御長屋門　(一九)御成門　(二〇)御廣敷門　(二一)汐見御門　(二二)新〻御門　(二三)御廣敷御門　(二四)中仕切門　(二五)梅林御門（御太鼓仕切トモ云フ）　(二六)五十三間戌亥の御多門　(二七)中御門　(二八)喰違門　(ハ)張番所　(大)大番所　(コ)腰掛　(ツ)辻番所　(1)東照宮御廟　(2)台德公同　(3)大猷公同　(4)嚴有公同　(5)常憲公同　(6)文昭公同　(7)有德公同　(8)浚明公同　(9)孝恭公同

エドジ

九坪餘、總計二十九萬五百四十九坪餘となす、又現今の宮城は、總建坪一萬二千七百三坪餘、表宮殿向二千二百十坪餘、宮內省千九百四十七坪餘、近衞三百五坪餘とす　**起原沿革**　後花園天皇康正二年鎌倉管領上杉定正の家臣太田持資入道道灌、武藏國豐島郡江戸に地を相して城を築き長祿元年に功成る、之を江戸城といふ（北條五代記にいふ、鎌倉山內管領上杉憲忠の家臣太田道眞、長祿元年始めて城を築き、其子持資入道道灌相續て居城と爲すと）文明十八年七月、持資上杉定正の爲めに殺さる、定正の于朝興其執事曾我豐後守を城代として江戸城を守らしむ、永正二年、山內顯定川越城を圍む、朝興和を乞ひ出でゝ江戸城に歸入す、大永四年正月、上杉氏の老臣太田資高其子資貞倶に江戸城に在りて、小田原北條氏綱に內應す、資高は資長の子なり、氏綱互相の兵を率ゐて江戸を攻む、城主朝興（朝眞の子）敗走して川越城に入る、氏綱江戸城に入て修築の功を加へ、本丸に富永四郎左衞門、二の丸に遠山四郎兵衞、月亭に太田父子を置く、永祿四年の頃、太田三樂城を乘取り北條等と屢々戰ふ、後ち北條氏の有に歸し修理す、時に天正五年なり、其後上杉太田北條諸氏皆亭で滅亡し、天正十八年德川家康關東八州を領し江戸城に入る、尋で幕府を創め諸第諸侯を近郊の居城に置き、江戸城の護衞に備ふ、而して當時江戸城の有樣を見るに、落棟集に云、「遠山時代の城は、石垣など築きし所なく皆芝土居にて、土手には竹木茂れり、本丸、二の丸、三の丸ありて、から堀甚だ多くありしを、入國（德川氏のこの際之を埋め、本丸の內廣きを以て、しきりの石垣などを作り、殆ど昔の俤を存せず、當時外構の大手門は、只今の百人御番所の門にて、その時代には只今の內櫻田大手御門の邊より、三の丸平川口までの間には、かきあげ土居の樣なる總構への形あり、土手には竹木おひ茂り、四五箇所ばかりに海ばた出入せり、又輕き木戸門もあり、その內に遠山が家中の侍どもの居屋敷數あり、後ち皆內曲輪になり、大手內櫻田等の門繁かれても、其內に老中方諸役人衆の居屋敷などあり大猷院樣御代までの義なりと」、以てその一斑を知るべし、その後屢々諸侯に課して修築する所ありてその規模完備を見るに至りしは、元和十三年家光の時、總曲輪を造營したる後にあり、然れど火災に罹ること五回（享保十六年八月十一日、明曆三年正月十九日、弘化元年五月十日、安政六年十月十七日、文久三年十一月十五日）その度毎に諸侯をして修築せしむ、斯くて德川氏相繼ぐこと十五世三百七十九年の久しきに及ぶ、慶應三年に至り慶喜政權を朝廷に奉還す、明年有栖川熾仁親王大總督となり東下し、江戸城に入り城中に鎭將府を置く、明治元年十月今上天皇江戸に幸し、左の詔勅を發し給ひて江戸城を皇居とし、東京城と稱し給ふ。

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎭、四方輻湊の地、宜く親臨以て其政を見るべし、因て自今江戸を稱して東京とせん、是朕の海內一家東西同視する所以なり、衆庶此意を體せよ。

六年五月六日皇城炎上す、後ち功を起し二十一年に至り竣る、翌年一月十一日還御し給ふ、尋で宮城と改稱すべき旨を達せらる、江戸（エド）參看。

【四丸（西丸）】德川氏の隱居所と爲す、本丸の南四に位し、今の二重橋門內は此地なり、前將軍並に世子等これに住す、創建の年月詳かならず、家忠日記に、文祿元年三月二十九日御普請、御隱居城擧當り候とみえ、

エドジ

又板坂卜齋記、慶長五年九月朔日、西丸出御の注に、此時は御隱居曲輪と諸人申候」とあるを見れば、文祿の頃より在りしものか。又落穗集に據れば、「關東入國の節、野山にて江戸中貴賤の遊山所となせり、後ち家康隱居所を築かんとて外構の堀及び石垣を作り、屋形なも立揃へ御新城と稱せり、關ヶ原戰爭以後駿府を隱居所となせしを以て、新城を曲輪內となし、紅葉山下と坂下兩所とに門を設置し、本丸と一構內となすといふ、其概略の沿革を知るに足る、

（奥大）
【大奥】徳川氏御臺所（ミダイドコロ）の住む所。今千代田城大奥に據れば、居間の名左の如し、御休息間、切形間、御化粧間、御納戸、十疊間、御清間、大納戸、御小座敷、御座間、御小座敷、萬間、上下御鈴廊下、御中﨟控所、御對面所、宇治間、御佛間、吳服間、溜間、北御部屋、御膳所、奥御膳所、三ノ間詰所、御祐筆詰所、御末間、使座敷、御廣座敷、御表使詰所、御錠口詰所、長局、御半下部屋等あり○孰れも挿繪參看（御府內備考、北條五代記、小田原記、鎌倉九代後記、德川實紀、江戸城建置考、法令全書、東京地理沿革誌）

エドジヤウノタマリ　江戸城溜　營中詰所（エイチユウノツメシヨ）を見よ、

エドツ井ハウ　江戸追放　江戸十里四方追放（エドジフリシハウツキハウ）を見よ、

エドテンマヤク　江戸傳馬役　〔名義〕江戸城內の用度雜物の運輸に從事する常傳馬及び常人夫を云ふ、宮邊氏世襲して、その總締を行ふ〔役務〕元祿二年四月、傳馬役に命じ江戸開府以來出す所の傳馬駄馬の事項を陳せしめたるものに據れば、其從事する職務の一斑を窺ふに足る、曰く、將軍上洛及び日光廟拜、夫人千代子及び鶴子の用事、日光廟祭典名代及び上使、日光廟器修覆、日光門跡旅行、東叡山

法用及び佛事、日光監察及び消防司の交番、朝廷の御用及び縉紳家用事、宇治茶壺遞送、二條大阪駿府城諸士及び三崎走水船廨諸士の交代、諸國上使の往復、諸侯に賜はる將軍手獵の鳥及び酒肴、監察の巡視、諸國普請奉行、諸檢使、寺社造營奉行及び其被官工人等、台命を奉じて派遣する醫員、代官、迹禽鷹師、奥州小金府中諸牧の公用及び驛傳に付して遞送する諸高札、知恩院入院、遊行上人巡國、琉球人歸國、流人四人及び罪人の首級遞送等の爲めに皆之を出すといふ（驛遞志稿）

エドノジヤウモン　江戸城門　江戸城に入る口々の門をいふ、門に內外の曲輪門あり、外の曲輪門は、淺草門、筋違橋門、小石川門、牛込門、市ヶ谷門、四ッ谷門、赤坂門、虎門、山下門、幸橋門、數寄屋橋門、鍛冶橋門、吳服橋門、常盤橋門、神田橋門、一橋門の十六門、內の曲輪門は、和田倉門、馬場先門、日比谷門、外櫻田門、半藏門、田安門、雉子橋門、竹橋門、清水門、大手門の十門と內櫻田門、西丸大手門となり各城門には番所を置きて之を守衞す、各條に就きて其詳細を見るべし、

エドノハカリザ　江戸秤座　〔名義〕江戸時代關東三十三箇國の秤の事を掌る所、守隨（シユズキ）彥太郎之を掌る〔所在〕國華万葉記に、日本橋南四丁目、寶曆十四年の武鑑に、京橋具足町、慶應二年の武鑑に、日本橋はくや町とあり〔沿革〕三河後風土記に、天正十八年九月十二日（中略）其頃甲州にて秤商賣せし守隨兵三郎といへる者、關東御入國と聞き、早速甲州より江戸に來り、多門傳八郎にゆかりあれば、傳八郎を賴み、井伊直政へ願ひ、關八州權衡を掌らん事を申出る、神君、彼はるゝ甲州より早速參たるを御稱美にて、直に願の通御免有て、御朱章なぞ下され

けるゝ」と見えたり。承應二年より東國三十三箇國守隨之を支配することゝなれり（守隨由緒書）

エドバクフ　江戸幕府　徳川家康天正十八年江戸城に入りて居住す。慶長五年關ヶ原戰後兵馬の權を握り、八年遂に征夷大將軍となりて政を行ふ、子孫相繼ぎ十五代二百六十五年間に及び、慶應三年慶喜職を辭す、これを世に江戸幕府、又は德川幕府といふ、幕府大政の出づる所を御用部屋と稱し、大老、老中、若年寄此に會同す、大老は將軍に次で政務を總ぶ、文書を掌るもの奧、表右筆と稱し、訴訟を裁斷する所を評定所といふ　財政を掌る所を勘定所といひ、勘定奉行之を總ぶ、大名の糺彈、諸役人の非違を監察し、旗下以下諸士の非禮を糺すべき目付所ありて大目付、目付等あり。寺社の事を掌るを寺社奉行、江戸府內の事を掌るを町奉行といひ、勘定奉行と併せて三奉行と稱す、最も重職となす、其他各々に奉行ありて之が長となり事を掌り。その下に與力同心屬吏あり、後房を大奥と稱し、老女、上﨟、中﨟、表使等の女中及び廣敷用人、廣敷番頭等あり、地方の職には、京都に所司代、二條、大阪、駿府に城代、定番、加番、樞要都會の地に郡奉行、長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀に奉行、各地公料に代官等を置きて政を行はしむ。詳しくは各條を見よ、

エドバラヒ　江戸拂　江戸時代の刑名、追放の一種、品川、板橋、千住、本所、深川、四ッ谷大木戸以外に放逐し再び立ち入るを禁ずるをいふ、江戸市外及び各直轄地の者にして此刑に逢へば、又其居村をも合せ加ふ、罪の重き者は敲の附加刑あり、而して其犯罪の利慾に關せるは、田畠家屋敷を沒收し年貢の未進あらば家財をも沒收せり○此刑を行ふには奉行白洲に於て申渡す時、蹲踞（ツクバヒ）同心、犯罪人庶人ならば

羽織を脫し、鍵繩にて後手に縛り、士ならば椽側より砂利へ引卸し、肩衣の前をはね、鍵繩を輪にかく、斯くして吟味方與力は、御構狀と唱ふる書付を讀み聞かせ、追放の場所を示して本人へ投げ與ふ、蹲踞同心之を取て本人の懷中に差入る、而して年寄同心、若同心附添ひて、最寄の曲輪外へ護送し、士ならば其場にて大小を渡し追放す、「ツキハウ」參看（御定書百箇條、御仕置類例集、刑罪祕錄、刑罪詳說）

エドブシ　江戸節　淨瑠璃節の一種、江戸半大夫なる者、說經祭文に巧みなりしが、江戸肥前大夫に就きて淨瑠璃を學び、諸流の長所を和合して一家を成し更に一派を創めたる節をいふ、貞享元祿の頃最も其名著はれ、江戸節と稱するに至る○半大夫は幼名半之丞、後年剃髮して坂本梁雲といふ（聲曲類纂）

エドボリギンシチブサツ　江戸堀銀七分札　江戸時代の紙札にて、元和中、江戸堀開鑿のときに、用ひしものと云、札の表面に「攝州大阪江戸堀河銀札、萬民用」之、永代重寶也」とあり、背には「桔梗屋伍郞左衞門、紀伊國屋藤左衞門」の印記あれど、塗抹の痕あれば蓋し交換を經しならん、今尙は桔梗屋の子孫山科某の家に傳ふるよし、是等は皆民間に於て、私に制して、通用したりしもの也（近代紙幣考）

エドマス　江戸桝　桝の一種、江戸にて造りし桝の名、樽屋藤左衞門支配の下にありて、東海、東山、北陸の諸道及び、丹波、丹後、但馬の諸國都合三十三箇國內にて之を使用す、寬文九年二月、江戸桝は、一般京桝の如くに改め、明和撰要集に、其寸積を六十二箇半と爲せり、卽ち宣旨桝なり、寬文に至て一般の制に從ふ、「マス」參看（牧民金鑑、大日本租稅志）

エドマチトシヨリ　江戸町年寄　〔名稱〕

俗に御役所と稱す、是れ町奉行の番所に對する名なり〔職掌〕町奉行の命を奉じて政令の頒行、名主の進退、其他市町に係る上報下令、一切の事を掌る

（寄年三）
〔沿革〕天正十八年樽屋氏館氏喜多村氏之に任ぜられし以來世襲す、是を世に三年寄と稱す、寬文中月番を以てかはる〴〵之を取扱へり、寬文十年神田玉川兩上水を支配して、關口小日向金杉三村の代官を兼務す、元祿六年代官を罷む、其後元文四年上水を支配す、其他關東三十三ヶ國の桝改の役をつとむ、明和五年やむ、慶應四年地割役樽三右衞門町年寄並勤方を命ぜられて、一時四人となる、明治維新となり、四人共に鎭臺府附を命ぜられて廢絕す、此三家は每年正月三日の年頭、又は正月十日同二十四日、或は御法事、御規式上野增上寺御成の節、物を獻じ目見を賜はるを例とす、其給料は本町以下數箇所の町屋敷を賜はりて地代を收納す（寬政元年の調査に、喜多村氏每歲五百六十六兩、樽氏は同五百五十兩、館氏は同六百十九兩所得とあり）又晦日錢とて、古町中より收納する者あり（每歲樽氏三十一兩餘、館氏三十三兩餘、喜多村氏五十兩餘、其他糸割符等の所得あり）而して三家は、天明四年熨斗目白帷子の着用を許さる、其內樽氏は寬政二年姓を稱し帶刀を許され、館氏は天保五年姓を稱し、安政五年諸與力格に進み、萬延元年佩刀を許され、新に十人俸を賜はるに至る（德川禁令考、江戸會誌「江戸町奉行之事」）

エドマチブギヤウ　江戸町奉行　〔職掌〕江戸幕府の職名、老中の支配に屬し江戸市內の行政、司法及び警察に關する一切の事を掌り、寺社奉行勘定奉行と並びて三奉行と稱せらる、評定所に列し、最も顯要の職なり、席次は芙蓉間詰とす、屬吏に與力同心等あり、奉行の指揮を受けて、大小庶務に從

事す、又三年寄以下町役人は、奉行の監督の下に在りて、市の民政を行ふ○其役所を町奉行所と稱し俗に御番所と云ふ〔起原〕創置の年代詳かならず、江戸町奉行目錄には、慶長五年板倉勝重市中の仕置を勤めたることを記し、仕官格義辨には、慶長九年始置とせり、蓋し江戸市內の市塵次第に稠密と爲りし爲め慶長六年、內藤淸成及び青山忠成を任ぜしに起因す〔沿革〕慶長十三年八重洲河岸及び道三河岸の兩所に奉行所を設けて南北に分ち、土屋權右衞門を南に、米津勘兵衞を北に任じ、奉行二人を置く、寬永元年一人となし、吳服橋內に一箇所を置く、八年又二人に復し吳服橋內を南番所と爲し、常盤橋內に北番所を新置す、明曆三年奉行所燒失の後、一人に更めしが、寬文元年亦兩奉行所を建て、二人と爲す、元祿十五年更に一人を加へ、鍛冶橋門內に奉行所を新置して中番所と稱し、南北中の三奉行所を設く、其後奉行所の移轉ありしが、享保四年正月坪內定鑑役を免ぜられてより二人に復し永く鍛冶橋常盤橋の南北兩奉行所と爲る、八年祿高三千石に定む、初め寬永以前往々萬石以上に進むことを得、其後も五六千石に達するを得たりしが、玆に至て定まる、慶應三年開市場を市內に設くるや、二人の兼勤者を任じ、一時四人となる、明治元年五月之を廢し、市政裁判所と稱す、七月廢す、今左に其任免を表に示す（明良帶錄、武家名目抄、德川禁令考、法令全書、江戸會誌）

關東入國の時	板倉四郎右衞門勝重
同	彥坂小刑部
慶長六年	青山常陸介忠成
同	內藤修理亮清成
慶長九年	土屋權右衞門由政
慶長十八年―寬永八年	島田彈正忠守利

按ずるに、町奉行職制の定まりしは三代將軍以後にして、殊に寛永以前にありては、其沿革を詳かになしがたし、今累代の武鑑より右に抄出して參考に供ふ、寛永以後は、左表に揭ぐ）

任 年月	免 年月	氏名
寛永 八・一〇	同 一七・正	加々爪民部少輔忠隆
寛永 八・一〇	同 一五・正	堀式部少輔直之
寛永 一五・五	萬治 四・三	神尾備前守元勝
寛永 一五・五	同 一六・五	酒井因幡守忠知
寛永 一六・七	慶安 三・二	朝倉石見守在重
慶安 四・六	萬治 二・正	石谷左近將監貞清
萬治 二・二	寛文 七・二	村越長門守吉勝
寛文 元・四	延寶 元・正	渡邊大隅守綱貞
寛文 七・二	天和 元・三	島田出雲守忠政
延寶 元・正	同 八・二	宮崎若狹守重成
延寶 八・二	同 八・八	松平與右衛門忠冬
延寶 八・八	元祿 三・一二	甲斐庄喜右衛門正親
天和 元・四	元祿 一六・三	北條安房守氏平
元祿 三・一二	同 一〇・四	能勢出雲守賴寛
元祿 六・一二	同 一一・一二	川口攝津守宗恒
元祿 一〇・四	同 一六・一一	松前伊豆守嘉廣
元祿 一一・一二	寶永 元・一〇	保田越前守宗郷
元祿 一五・閏八	正德 四・正	丹羽遠江守長守
元祿 一六・一一	寶永 二・正	林土佐守忠和
寶永 元・一〇	享保 二・二	松野壹岐守助義
寶永 二・正	享保 四・正	坪內能登守定鑑
正德 四・正	享保 八・六	中山出雲守時春
享保 二・二	元文 元・八	大岡越前守忠相
享保 八・七	同 一六・九	諏訪美濃守賴篤
享保 一六・九	元文 三・二	稻生下野守正武
元文 元・八	同 四・九	松波筑後守正春

任 年月	免 年月	氏名
元文 三・二	延享 元・六	石河土佐守政朝
元文 四・九	同 五・一二	水野備前守勝彥
元文 五・一二	延享 三・六	島長門守正祥
延享 元・六	寶曆 三・三	能勢肥後守賴一
延享 三・七	寛延 三・正	馬場讃岐守尙繁
寛延 三・三	寶曆 三・一二	山田伊豆守利延
寶曆 三・四	明和 六・八	依田豐前守政次
寶曆 三・一二	明和 五・五	土屋越前守正方
明和 五・五	天明 四・三	牧野大隅守成賢
明和 六・八	天明 七・六	曲淵甲斐守景漸
天明 四・三	寛政 元・九	山村信濃守良旺
天明 七・六	同 七・九	石河土佐守政朝
天明 七・九	同 八・九	柳生主膳正久通
天明 八・九	寛政 三・一二	初鹿野河內守信興
寛政 元・九	同 七・五	池田筑後守長惠
寛政 四・正	文化 八・四	小田切土佐守直年
寛政 七・六	同 八・九	坂部山城守廣吉
寛政 八・九	同 一〇・一〇	村上肥後守義禮
寛政 一〇・一二	文化 三・一二	根岸肥前守鎭衛
文化 八・四	文政 二・四	永田備後守正道
文化 三・一二	文政 三・二	岩瀨伊豫守氏紀
文政 二・閏四	天保 七・九	榊原主計頭忠之
文政 三・三	同 四・正	荒尾但馬守成章
文政 四・正	天保 一二・四	筒井伊賀守政憲
天保 七・九	同 一一・正	大草安房守高好
天保 一一・三	嘉永 五・三	遠山左衛門尉景元
天保 一二・四	同 一二・一二	矢部駿河守定謙
天保 一二・一二	弘化 元・九	鳥居甲斐守忠耀
天保 一四・一〇	嘉永 元・二	鍋島內匠頭直孝
弘化 元・九	同 二・三	跡部能登守良弼
安政 三・一一	同 五・五	

任 年月	免 年月	氏名
嘉永 元・一一	同 二・七	牧野駿河守成綱
嘉永 二・八	安政 三・一一	井戶對馬守覺弘
嘉永 五・三	安政 四・一二	池田播磨守賴方
安政 五・一〇	文久 元・五	
元治 元・七	慶應 二・六	
安政 四・一二	同 五・一〇	伊澤美作守正義
安政 五・五	文久 二・六	石谷因幡守穆清
文久 元・五	同 二・閏八	黑川備中守盛泰
明治 元・正	同 元・三	後近江守
文久 二・六	同 二・一〇	小笠原長門守長常
文久 二・閏八	同 二・一一	小栗豐後守忠順
文久 二・一〇	同 三・四	淺野備前守長祚
文久 二・一二	同 三・七	井上信濃守清直
慶應 二・六	同 三・一二	
文久 三・四	同 三・四	佐々木飛驒守顯發
文久 三・八	元治 元・六	後信濃守
文久 三・四	元治 元・三	阿部越前守正外
元治 元・三	同 元・七	都築駿河守峯暉
元治 元・六	同 元・一一	松平石見守康直
元治 元・一一	同 元・一二	有馬出雲守則篤
慶應 二・八	同 二・一〇	後阿波守
元治 元・一二	慶應 元・一一	根岸肥前守衞奮
慶應 元・一一	同 二・八	山口駿河守直亮
慶應 二・一〇	明治 元・正	駒井相模守信興
慶應 三・一二	明治 元・二	小出大和守實
明治 元・二	同 元・五	石川河內守利政
明治 元・三	同 元・三	松浦越中守
明治 元・三	同 元・五	佐久間鐇五郎信義

エドミチカツ　江戶道勝　名號 或は通勝に作る、和光院過去帳通房に作り、又道實となす、初名彥五郎、但馬守と稱す　系統 常陸の人、鎭守府將軍秀鄉の支孫公通より出づ、公通の支孫胤通始めて江戶と稱す、道勝は其子　事蹟 従五位下に叙し、大塚氏を滅し、水戶城を取り、又額田成家を額田城に攻め之を奪ふ、二男道榮をして守らしめ、親ら水戶城に據る、年五十六にて卒す(野史)

エドロクグミカヨヒヒヨウ　江戶六組通日雇　名義 東海道通ひの日雇人、卽ちひやとひ人を云ふ、江戶市中便宜の地に六組日本橋、京橋、芝口、本芝、赤坂、神田に分ち置たる故に名づく　起原沿革 延享元年二月始めて之を設け、每組に主幹一人を置き、交番に之を總べしめ、且つ組每に月行事一人を置く、常に諸侯旗下及び豪商の家に出入し、其旅行の日を待て東海道の上下交代など之に隨從し、或は其行李を宰領す、若し多人數を要する時は、投票を以て六組より人數の配布を定めて出さしむ、常に京、大阪、伏見等の同業と聯合し以て行旅人の要求に應ぜり(驛遞志稿)

エナガヒサゴ　柄長瓢　柄の長き杓をいふ、瓢は杓なり、鎌倉年中行事に、公方樣御發向の事(中略)二番目の御力者柄長杓(ヒサゴ)を持(中略)長刀は左柄長瓢右也、杓の柄は、ひろまきをして柄口の金物にとちがれを打、越後布幅にて包み、柄を卷くべし、其中を長さ一尺二寸黑革にて結切りてさげべし、是は夏など路次にて水を飲ん時に、水を通さんが爲也」とあり、越後布は、今の越後縮なり、水を通さん爲めに、此の布を用ふるなり、水を通すとは、水をこすなり、又柄長抄に、手巾を付くる事、前九年合戰繪卷に見えたり、其圖茲に示す、

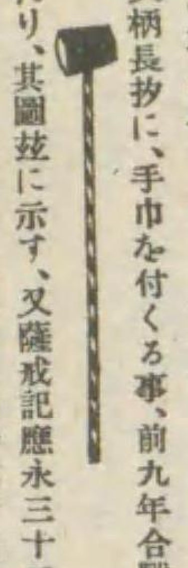

又薩戒記應永三十二年九月十日の條、今日上皇御二幸東山泉涌寺第一(中略)次下北面六人着二布衣一一人持二御抄一在二御右方一抄黑漆蒔繪、菊八重有二金物一付二御手巾一卷二付柄一懸レ肩持也、一人御劍在二御左方一云々」と見えたり(貞丈雜記)

エナノコホリ　惠奈郡　所在 美濃國　起原　沿革 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、淡氣(タケ)安岐(アキ)繪上(エノカミ)繪下(エノシモ)坂本(サカモト)竹折(タケチリ)等の鄕あり、正保圖惠那に作り、元祿以後又惠奈に復し、明治に至り又惠那となる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

エニチダイジジャク　惠日大寺尺　尺の一種、土俗之を瑠璃尺といふ、「ルリジヤク」を見よ、

エヌマノコホリ　江沼郡　所在 加賀國　起原沿革 日本紀江淳に、古事記江沼財に作る、武內宿禰の子若子宿禰の裔江沼財臣の居住地なり、欽明天皇三十一年高麗使此地に漂流す、天平寶字六年四月始めて郡名見ゆ、管鄕十三驛四あり、嵯峨天皇弘仁十四年六月五鄕二驛を割て江沼郡を置く、和名抄に、忌濱、竹原(タケハラ)額田(ヌカタ)郡家(グウケ)三枝(サイクサ)菅濱(スガナミ)長江(ナガエ)八田(ヤタ)等の鄕あり、爾來變更なく現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

エノノコホリ　穎娃郡　所在 薩摩國　起原　沿革 神代紀の日向可愛の地なるべし、又衣に作る、文武天皇四年六月衣評督衣君等あり、卽ち郡領以下の官人なり、和名抄に、開聞、穎娃等の鄕あり、後世西境給黎に屬す、國郡沿革考に、延喜式和名抄皆河邊の次に穎娃を載す、然して今其中間に給黎(キヒレ)の地北方より斗入して河邊穎娃二郡相接せず、蓋し後世穎娃の西境給黎に併せしなるべし」といへり、正保圖欵娃に作るは誤なり、明治二十九年廢して揖宿郡に編入す(郡名異同一覽、法令全書)

エノマ　繪之間　名義 壁或は戶障子に繪をかきある間をいふ、總て間數多ければ、いづれの間とさしいふ時は紛はしき故、其を區別せん爲めに繪をかきて、一間の名とせるなり　沿革 吾妻鏡に鎌倉御所御障子の繪さまざまの圖は、將軍家の御心にかなはずとて、建曆三年八月、事書を以て改め畫かゝせ給ふなどみえたれば、古くよりありし事知らる、室町時代には、東山御所などにも繪の間のこと多く見えたり、江戶時代、江戶城中山吹間、躑躅之間など稱するものは繪間より出てたる名なり、諸家にても同じ(家屋雜考)

エノミヤ　埃宮　多祁理宮の一名、「タケリノミヤ」を見よ、

エノモトキカク　榎本其角　寶井其角(タカラキキカク)を見よ、

エノヤマノミサザキ　可愛山陵　瓊々杵尊の御陵、薩摩國薩摩郡東水引村大字宮內に在り(陵墓一覽) 古來御陵所につき異說多し、神代紀に、天津彥火瓊々杵尊崩、因葬二筑紫日向可愛山之陵一」延喜式に、日向埃山陵、天津彥瓊々杵尊、在二日向國一無二陵戶一」と見えたり、古事記傳に、神代の三御陵は、今大隅と薩摩とに在りて、日向國には非ず、然るを諸陵式に在日向と記されたるは、書紀に、日向國とあるまゝに記されたるものにて、歷代の御陵は、皆其郡を記されたるに、此三陵にのみ郡を記されざるにても、日向國とあるは、書紀の文に依れるのみなる事を知るべし」と論ぜり、

エハウ　惠方　歲德神の在る方を云ふ、鹽尻に、德は得也、和訓「エ」にて吉の意なりと云ふ、惠を受くる方なる故に惠方と云ふは誤なり、又兄方とも、吉方とも書す　靑陽唱話に、ゑはう年德十幹」五、順輪而陽陰幹相合、以二陽幹方一爲二年德在所一」俗名」之

曰ニ惠方ニ陽幹とは、甲丙戊庚壬なり、十幹の陰陽配合し、一年の間萬物を生ずる德ある方とて、年德とも云ふなるべし、惠方とは「キノエ」「ヒノエ」など云へる「エ」にて、兄方なり、「エト」は兄弟なり、しかれば惠方と書は誤也」とあり、其繰樣は、閑田耕筆に見えたり、左に示す、

甲巳歳は甲方　寅卯間　乙庚歳は庚方　申酉間
丙辛歳は丙方　巳午間　丁壬歳は壬方　亥子間
戊癸歳は丙方

而して正月元旦にその年惠方に當りたる神佛に參詣するを惠方詣といふ、

エハツ　衣鉢　**名義** 禪家にて、佛の心法を授受する證據として傳へたる金襴の袈裟と應量器とをいふ、後ち轉じて佛法世法通じて師資の間其心法を授受することに用ふ **沿革** 釋迦より、迦葉尊者に、迦葉より阿難に傳へ、是より展轉相承して商那和修、優婆毱多、提多迦、彌遮迦、婆須密、佛駄難提、伏駄密多、脅尊者、富那夜奢、馬鳴、迦毘摩羅、龍樹、迦那提婆、羅睺羅多、僧伽難提、迦耶舍多、鳩摩羅多、闍夜多、婆修盤頭、摩拏羅、鶴勒那、獅子、婆舍斯多、不如密多、般若多羅等二十八傳して菩提達磨に至る、此間衣法並傳ふ、之を天竺の付法相承となす、達磨、梁の武帝大通元年支那に來り、慧可、僧璨、道信、弘忍と次第に相承して衣鉢を傳へ、一系更に分岐なし、忍の下始めて二派に分る、即ち六祖慧能（大鑑禪師）は正統にて衣鉢を傳へ、南宗を開き、神秀（大通禪師）は傍出にして北宗を創む、後ち衣鉢は爭端の本と爲るを以て、大庾嶺の石中に納め、慧能より以下傳へず、是れより、單に正法授受をのみいふに至れり（佛教各宗綱要）

エハツジシヤ　衣鉢侍者　禪宗にて住持の錢帛を掌るもの、住持の資具錢帛の有る所を衣鉢閣と云ふ、是れ資錢を貯ふは僧の本志にあらず、故に露骨に言ふを忌みてかく名づく、多くは叢林老成の僧を以て之に補す（禪林象器箋）

エバラノコホリ　荏原郡　**所在** 武藏國 **起原沿革** 延喜式に始めて見えたり、和名抄、蒲田（カマダ）田本（タモト）滿田（マンタ）荏原（エバラ）覺志（カヽシ）御田（ミタ）木田（キタ）櫻田（サクラダ）の八郷驛家あり、後世御田櫻田二郷は豐島郡に入り、爾後變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

エビガラグソク　海老殼具足　手輕く威を付けたる具足をいふ、身分の卑き者之を著用す○落穗集小十人衆の事の條に、小十人方の御借具足と申は、世俗に海老から具足と申ならはし置て、手輕くおどしたてたるにて候へば云々」とあり、

エビサヤマキ　海老鞘卷　刀の鞘を海老の殼の如く、きざみめを付けたる刀をいふ、軍用記に、鞘を海老の殼の如く、刻み目を付けて朱塗にするなり、是には必ず飛喜女（ヒキメ）下緒を付くるなり（中略）小尻は海老の腰をかゞめたる形にして、尾の形をも作る、かゞめに緒を下げて丈まれぎと云ふ」なり、と見えたるが、後松日記に、白石の說を駁して、ふるき世の物ともみえず、大かた足利の末の世に其名聞えたるものならん（中略）思ふに色は黑漆にてもあれ、小尻は海老の尾の如くならでも、きざみ鞘のうれたちたるが、海老の形にかよひたるによりて、鞘塗などのいひ出たる名なりけらし、云々」といへり、

エビジヤウラフ　海老上臈　江戸時代に行はれたる兒童の遊戲、鰕の目を頭とし、いろ〳〵の紙衣裳をきせ、ひいなにつくりたるを云ふ、寛永の頃既にありしと見え、寛永十二年の誹諧三つ物に、「うら白や海老上臈のしたがされ」と見えたり（骨董集）

エビス　惠比須　七福神の一、大黑天と共に配祀して崇敬す、此神像は、左に鯛を抱へ、右に釣竿を持し、無目籠を傍に置て巖に尻をかけたり、古來より蛭兒を以て夷三郎に充つ、神皇正統錄に、蛭兒は西宮大明神にて夷三郎と云へり、蓋し西宮は攝津國廣田社の末社戎（エビス）社を云ふなりと」、神社啓蒙に、西宮者蛭子神也、俗號ニ夷三郎ニ非也、蛭子天照大神弟也、夷者別一氣神也、其在ニ釣磯ニ則號レ夷、蓋河伯名憑夷亦相似、非レ謂ニ夷是河伯ニ也」と、神代傳受記に、西宮溟夷社は卽太田の所變也、蓋乘ニ蛭兒吟心ニ而忽現ニ漁翁ニ云々、これは火々出見尊の海濱にさまよひし時に、事勝神亦名は鹽土翁と現出せし事あり、此說古記にあればにや、大黑を猿田彥命なりと云ふ、猿田彥を事勝神なりと云ふ說あるに依て惠比須大黑配合の本據とせるなるべし」とみえたり、烹雜記に、解按ずるに、中葉より夷の神と唱ふるものは蛭兒と彥火々出見尊とこれ也（中略）日神は第一にをはします、月神は第二、蛭兒は三郎なり、故に夷三郎と稱す、さて蛭兒を「エビス」と稱する由は、此神尫弱不具にて三歳になるまで脚の立給はざればなり、總て物の異なるを指て「エビス」といふ、此神、天磐櫲樟船に乘られて順風放棄られ、遠き島峯を宿としつゝ、其樣、同胞の神だちには異なる故に「エビス」と申さんも亦其由あり、蛭兒の釣を好み給ふといふ事は紀に見えれども、旣に海濱に漂流し給はゞ、又海の幸を獲給ひけん、且尫弱不具なるによりて、早く世を避給へば、榮枯得失につきて一切煩ひなし、是眞の福神にあらずや、云々」とあり、山本時亮惠比須に就き辨じて曰く、蛭兒魚を釣る事所據詳ならず、大國神の子事代主神、魚を釣る事を以て大國神の兄の事代八十神とするは、其名等きを以てなり、惠比須大黑につきて訛四あり、一、

蛭三郎を夷三郎とす、二、事代主神を以て事代八十神とす、三、蛭兒事代主神事代八十神を福神とする所據なし、四、大國神を以て大黑神となす是なり」と云へり（七福神考）○源平盛衰記平康賴流罪の條に、硫黃島を去る事五十町許に離山あり、紫岳と號す、彼山に夷三郎の祠あり、岩殿と稱す、云々」とあれば、夷三郎を祭る事は鎌倉時代より既にありしものなるべし、七福神（シチフクジン）參看、

エビスカウ　惠美須講　江戸時代民間年中行事の一、每年十月二十日、各商家にて蛭子の像を祀り、宴を開きて商賣繁盛を祈るを云ふ、正月十日に祭るを、十日夷と云ふ、蓋し蛭子は福神たるを以てなり、起原詳かならず、其行事は、江戸に於ては、前夜卽ち、十九日大傳馬町通り旅籠町の往來にて、蛭子講に用ふる道具及び澤庵を商ふ市立つ、之をベッタラ市と云ふ、此市今に繼續して、當夜の雜沓實に名狀すべからず、當日には床の間に蛭子の懸軸をかけ、鯛、御酒、鏡餅、其他柿栗等を供へ、賓客を集めて盛宴を張る、又座中の器具何にまれ假りに百兩、千兩、萬兩などゝ價を附して賣れば、客快く之を諾し、一座拍手して賣買を取極むる眞似をするなり、之れ當夜の緣起なりとぞ（江戸年中行事、江戸歲事記）

エビスガミ　惠美須紙　隅の裁切殘したる紙をいふ、三養雜記に云、そは十月には、いづくの神々も皆出雲國へ行きたまふよし、世にいひつたへて此月を神無月といひ、出雲國にては神在月といへるなど諺にもいふに、惠比須講は、此月にするなれば、ゑびす神ばかりは出雲に行きたまはねば、「かみ（神）のたち（立）のこり」（紙の裁ち殘り）といふこゝろにてゑびす紙とはいふとかや」、

エビスユミ　夷弓　外國の弓を指して云ふ、凡て外國を夷と云ふを以て然か云ふか○吾妻鏡貞應三年二月二十九日の條に、去年冬比高麗人乘船流ニ寄于越後國寺泊浦ニ仍今日式部大夫朝時、執ニ進其弓箭以下具足於若君御方ニ則覽レ之、奧州以下群參、弓二張（假令如レ常但頗短似ニ夷弓ニ以レ皮爲レ弦）」とあり、又參考太平記直冬上洛の條に、足利直冬は大內舊跡大極殿の額門の跡に敷皮布きて座し給ふに、鎧弓征矢をば龍崎に持せられ、我身は黑革腹卷に夷弓持ちて、草鞋（サンタビ）に着單皮を著せらる」とあり、

エビゼメ　海老責　**名義** 江戸時代に行ひし拷問の一種 **起原** 五代將軍綱吉の時、火附盜賊改中山勘解由之をはじむ **方法** 石抱（「イシダキ」參看）の拷問にて白狀せざる囚人に行ふものにして、まづ胡床をかゝせ、手を背後になし、體を屈げ、兩足首を一つに結び、右足首より首へ繩をかけ段々寄せて、兩足と頷と密着せしむるまでに縛す、かくして半時も經過せば、總身眞赤になり、冷汗流れ出づ、それより一時も過ぐれば次第に紫色に變じ、又暗蒼色となり、更に蒼白色を呈す、蒼白に變ずる時は死に近づきたるなれば繩をとく、かくして白狀せば、陳述を聞き白狀書を作りて拇印せしめ、白狀せざれば釣責に行ふ、拷問（ガウモン）參看（法曹後鑑、刑罪大綱鈔、德川政刑史料）

エビゾメ　葡萄染　染色の名、薄紫に染めたるものを云ふ、延喜縫殿式に、綾一疋紫草三斤、酢一合、薪四十斤、帛一疋紫草一斤、酢一合、灰二升、薪二十斤とあり○織色の名、經赤、緯薄紫なるを云ふ○襲の色目の名、表紫、裏赤なるもの、又表蘇芳裏花田なるものをいふ、冬より春にかけて是を着用す、餝抄に、嘉禎四年三月二十八日春日行幸、翌朝、左大將實經、立片舞。着ニ蒲萄染下重ニ（黃圖文）と見えたり（名目抄、源氏裝束抄、裝束集成、重色目）

エビド　江人　御厨子所膳部の役人にて、御用の魚類をとるものを云ふ、

エヒメ　愛比賣　伊豫國を云ふ、古事記傳に、兄弟の女子を兄比賣（エヒメ）弟比賣（オトヒメ）と云へば、女子の始の意にて兄比賣か、又宜島の意にて愛は宜き意か、比賣は比古に對て女を美て云ふ稱、比は產巢日（ムスビ）の日、賣は女なり」と云へり、伊豫國（イヨノクニ）參看、

エビラ　箙　**名義** 武具の名、箭を盛る器を云ふ、もと胡籙、箙と書きて共に「ヤナグヒ」と呼びしが、其形ち「エビラ」と稱する蠶簿に似たる故に、俗に「エビラ」と稱したるより、遂に本名の如くなれり、古今要覽稿に、東大寺寶物の聖武天皇の箙と稱するもの、外二三種の圖、及び平家物語の竹えびらとあるを引きて、箙（ヤナクヒ）とは全く別物なりとし、且つ此の箙は胡籙より輕きを以て、山野を負ひ行くに便よければ、遂に常に用ひなれしより、「ヤナクヒ」をも「エビラ」と呼び、もとの箙は竹箙と稱するに至りしなるべしと云ひて、箙と云ふ一種の武器ありしが如く云へども、確證なきを以て、今一說として存し置くのみ **起原沿革** 上代の靫（「ユキ」參看）より出でしものなり、中古以來靫（ユケ）の名は、官人の名に殘りて靫

負と稱し、其物の具は概して胡籙(ヤナクヒ)(箙)と呼びて、神寶にのみ姫靱蒲靱錦靱等の名を殘すのみ、三代實錄貞觀十六年九月十四日の條に、應㆑滅㆓定諸府舍胡籙之箭數㆒事、案右所行准㆓於令條㆒兵士箭數以㆓五十隻㆒令㆑盛㆓於一箙㆒而今人力微弱難㆑帶㆓五十隻㆒勘責不㆓肯准行㆒或乃二十隻已下二十隻已上帶㆑之、非常之備豈容㆑如㆑斯、誠是科責無㆑所㆑重、人心不㆓甘服㆒之所㆑致也、望請尋常平簫之時、以㆓三十隻㆒爲㆑定、令㆑使㆓放㆑帶着㆒但節會行幸及臨時警固之日、依㆑法備㆓於五十㆒不㆑令㆓武備㆒闕乏㆒」とあるを、胡籙、箙の同物たること知るべし、然るに後には胡籙も儀仗に用ふるも

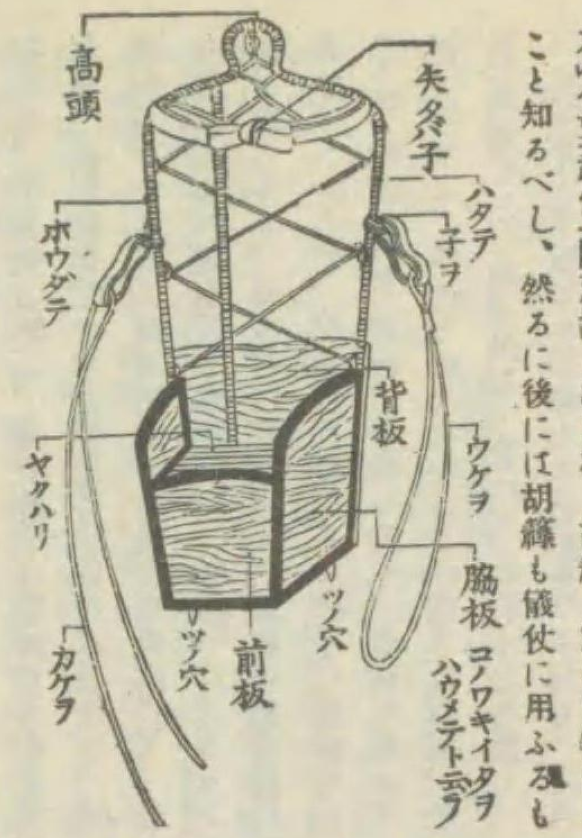

のをのみ唱へて、兵仗のものは箙(エビラ)と呼び、遂に鎌倉以後に至りては、箙と云へば、武士の用ふるもの、胡籙と云へば朝廷の儀式にのみ用ふるものゝ如くなれり、但し公卿の日記には、箙と書して胡籙の意に用ひしもの少からず、又中古の物語類には、猶古風を存して、矢を盛りたるものを指しては胡籙と云ひ、器のみを云ふ時には箙と云ひたることあり、其何つ頃より、別稱となりしか詳かならざれども、源平盛衰記に、梶原は咲き亂れたる梅枝を、やなぐひにそへてさしたりけろ、花ゑびらとて、ゆうにやさしと感じけり」とあれば、源平盛衰記平家物語等より箙と胡籙とを混同し、胡籙と別にするに至りしなるべし **種類** 柳箙(柳にて作る)逆頰箙(サカツラ)、竹箙(竹にて作る)筑紫箙、塗箙(漆にて塗りたるもの)葛箙、指箙、革箙、角箙(小角牛の角にて作りたるもの)惣箙、狩箙(狩に用ふるもの竹箙を用ふと云ふ)等あり、逆頰箙は別條にあり、就て見るべし **名所** 矢配、箙の筥の中を云ふ、櫛形とも筬竹(オサ)とも云ふ、櫛、筬に似たるより云ふ、矢のさし樣は、五々二十五、四五二十、四四十六、數を重にして四角になる樣にす、其内尖り矢二、鏑矢二、其の他は征矢をさす、(「ウハザシノヤ」参看)他は是に准じて知るべし、矢束、高頭の左右より革を用ひて黑革の先を蜻蛉頭に切りて兩わなに結ぶ懸緖請緖左右のつるに着く、負ふ時、左の肩に懸緖、右の腋下より請緖を出して結ぶ、腰緖、腰に結び、上帶を附し、旅行及び儀式の時に用ひ、要用の時には解き去るものにて戰爭中には着けず、然るに近世誤て肩に懸るものとするは誤なり、但し、調度懸とて、主人の箙を負ふ時に、腰緖を肩より取り、上帶にて更に腰固することあり 常のものに混ずべからず、上帶、うけ緖の根の緖の弦の根とに着く、負ふ時には前にて結び、負ざる時はたばねて高頭につく、猶挿圖に就きて了得すべし、「ヤナグヒ」参看(本朝軍器考、貞丈雜記、安齋隨筆、軍用記、古今要覽稿)

エフ　衞府　**名義** 禁衞の官府を云ふ **起原** 太古大伴佐伯氏の祖先天押日命、天孫に從て大來目を率ゐて前導し、日向高千穗峰に降る、因て大來目と號し、天の靱負と云ふ、神武天皇の時、道臣命大來目を師ゐて賊を征す、天下平定の後ち宮門を護衞し、其開闔を掌る、後世衞府の兵是より起る **沿革** 雄略天皇の時、大連大伴室屋に靱負部を賜ひ、宮門を衞らしむ、後ち室屋奏して開闔の職已に重し、臣一身殆ど堪へず、請ふ臣子と左右之を共にせんと、玆に於て別て二宗となし、一を大伴氏、一を佐伯氏と云ふ、世々衞門に當して宮城を護る、文武天皇大寶元年左右兵衞、左右衞士、及び衞門の五府を定め置く、聖武天皇神龜五年八月中衞を置く、五府と合せ稱して六衞府と號す、天平寶字三年十二月授刀衞を置く、神龜元年二月改めて近衞府と云ふ、又外衞府を(八府)置く、前の六衞府と併せて八府と稱す、寶龜三年二月外衞を罷め、其舍人を近衞左右兵衞の三府に分配す、大同二年四月近衞中衞を左右近衞と改稱す、三年七月衞門府を罷めて左右衞士府に併せ、仍て左右(六府)靱負府と號す、依て六府と稱す、或は四衞二府と云ふ、弘仁二年十一月左右衞士府を左右衞門府と改む、是より六府の官、變更なし、其權を失ふに及びて武人京師を禁衞す、京都守護即ち是なり、江戸時代に至り所司代あり、皆各條に詳かなり、就て見るべし(古事記、書紀、續紀、令集解、武家名目抄、職官志)

エフエチンホフ　菉衣鎭法　**名義** 息災を祈る法、不動安鎭法の一なり、胎藏に、坡　衣是なり、菉は種々の色、坡は着義にて被の借音、即ち種々の意、樂に隨て圓滿ならしめんとする義なり **作法** 追鬼法祭文亂聲二十八大夜叉壇等あり、常人は安鎭を行し、王公は之を修す、十二種法中朝廷には多く第三法を用ふ、十二種法とは、第一除疫病、第二長壽無病、第三護持國王、第四除宿曜、第五除人疫、第六除畜疫　第七除頭病、第八除鬼魅、第九除瘧病、第十除嬰魅、第十一除却賊、第十二除苗稼患等なり **起原** 閑院新造の時全玄座主之を修し、久安四年十二月七日大緣房法印相實院宣により、賀陽院新御所にて之を修す(諸法要略記)

エブクロ　餌袋　鷹の餌をいるゝ具、後ち轉じて人の食物を入れて携ふるものにいへり〇今昔物語に、餌袋に干飯を入れて堅き鹽、和布など持來て云々、二十日許有て赤前の女來り、餌袋に糒たゑ米を入て云々」と見えたり(嬉遊笑覽)

エフノタチ　衞府太刀　**名義** 衞府の官人の帶する太刀を云ふ、目貫の形、毛拔を二ッ合せたるが如し、故に一名毛拔形の太刀と云ひ、又革緖太刀、平緖太刀、綺野太刀とも云ふ **沿革** 衞府の官人は、禁中守護の司なれば、大中少將より以下の官人等、武勇の人を撰びて任じ、太刀も隨て鋭刀なりしが、後にはたゞ貴族の人をのみ任ずる事となり、徒に華奢風流を事とせしを以て、武備衰へ、武器も又隨て風流の玩物となりて、飾を競ふに至る、即ち本は兵仗なれども、後世には儀仗の如くなりしなり(貞丈雜記、安齋隨筆)

エフノババ　衞府馬場　左右近衞の馬場を云ふ、左近馬場は一條西洞院に、右近馬場は一條大宮に在り(河海抄)

エフノミ　閻浮身　凡俗の身を云ふ、閻浮は印度の國名、須彌山の南にあり、閻浮とは樹の名にて、此樹多きを以て國名となす、此樹林中に河あり、河底に金砂あり名づけて閻浮檀金と云ふ(飜譯名義集)

エブミ　繪踏　踏繪に同じ、「フミヱ」を見よ、

エブリ　杁　雪又は土塊等をかき寄する具を云ふ、柄振とも書す、長き柄の先に横板を打ちつけたるものなり(箋註和名抄)

エボシ　烏帽子　**名義** 冠の屬、頭に被(カブ)るものを云ふ、倭訓栞に、倭名抄に、烏帽子俗訛㆑烏爲㆑焉と、されどうぼし、をぼし共に聞のよからねば、轉じてえぼしと云ふ成べし、ゑぼしとも書たり」とあり、古今要覽稿は、烏帽子は漆をぬる色烏(クロキ)ゆゑに名付たるならんと云へり **沿革** 上代は、禮服にのみ被りし頭巾なりしが、延喜以後冠と別に用ひられ、冠は朝服以上に用ひ、帽は平服に用ふるに至る、無官の者は朝夕常に被る、貴人の被りし事は西宮記に、烏帽子太上天皇或晴時着㆑之、自餘公卿已下褻時所㆑用也」と見えたり、庶民の被りし事は今昔物語、宇治拾遺、著聞集等に見えたり **製作** 古へは紗絹などを漆塗して、袋の如く縫ひたる柔かき者にて、サビ、眉、掛緖などなかりしが、鳥羽天皇以後は天皇、及び花園左大臣源有仁衣文を好み、裝束を剛く張り、烏帽子を堅く塗り用ひしより、紙にて張り漆を塗り、緣を付け剛く作る事となりて、サビ、眉、掛緖などあるに至れり、是より、立烏帽子、さび烏帽子等のもの多く出づ、塗樣に三種あり(一)黑塗、漆にて黑くつやある樣に塗りたるもの(二)椋實(ムクノミ)、漆にて黑く光なく、サラ〳〵と塗りたるもの(三)サハシ、漆にて光澤なく薄く塗りたるものを云ふ、又澁塗とは漆にて澁色に塗りたるものなりと云ふ、然れど、宿老の物は淡(ウス)くぬり、壯年の物は濃く塗りて用ふ、何れも皆皺あり **名所** 烏帽子の皺をサビといひ、烏帽子の前正面に、内より押出して大に尖りたる所あり、此尖りたるひだの下に少し押出したるひだを眉といふ、左にあるを左眉又左上りともいふ、右にあるを右眉といふ、又右上りとも云ふ、兩方にあるを諸眉とも諸額とも、諸上りともいふ、諸眉の小さきを小諸眉といふ、立烏帽子(タテエボシ)折烏帽子(チリエボシ)風折烏帽子(カザチリエボシ)参看 **種類** 立烏帽子(イ)風折烏帽子(ロ)揉烏帽子、梨子打烏帽子(ハ)引立烏帽子(ニ)細烏帽子(ホ)侍烏帽子(ヘ)長烏帽子、引入烏帽子、袋烏帽子、ナツトウ烏帽子(ト)澁塗烏帽子、緣塗烏帽子、打梨烏帽子、萎烏帽子、推入烏帽子、折烏帽子、柳佐比、佐比烏帽子、キナメキ烏帽子、小結烏帽子等あり、著名なるものは各條に出す、就て見るべし、(チ)は紙にて作る、神輿等を舁く者專ら之を用ひ、(リ)も同く紙にて作り、多くは仕丁の被る用に供ふ(今鏡、故實拾要、貞丈雜記、安齋隨筆、古今要覽稿)

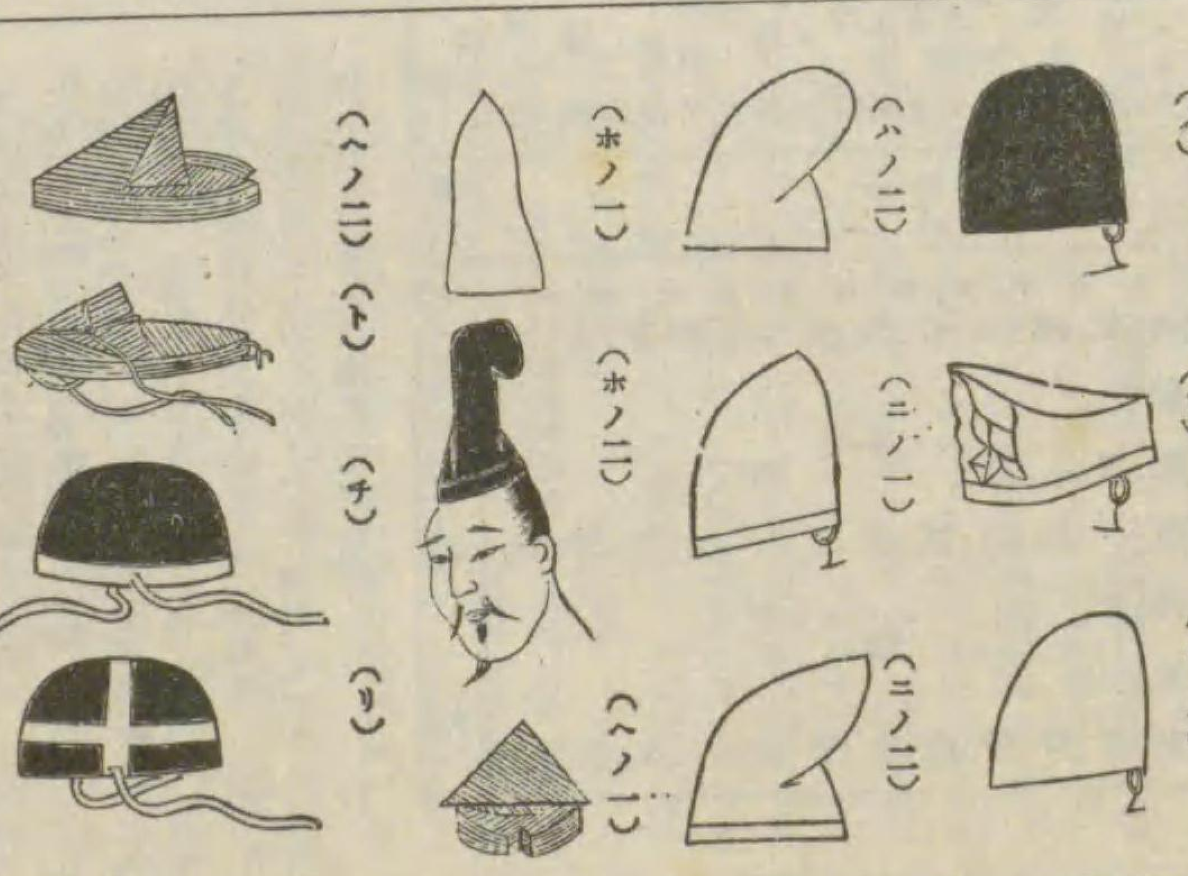

エボシオヤ　烏帽子親　元服の時烏帽子を加冠したる人を指して云ふ、源平盛衰記文覺頼朝勸進謀叛事の條に、文覺は渡邊黨に遠藤左近將監盛光が一男上西門院の北面の下﨟也、十三に成ける年、

一門に遠藤三郎瀧口遠光と云者、呼寄て元服せさせて烏帽子子とす、父盛光が盛と、烏帽子親遠光が遠とを取て、盛遠と名を付、父が跡を追て上西門院北面に參、遠藤武者盛遠とぞ云ける」とあり、伊勢家用來冠禮口訣書に、古は武士我心に賴思ふ人を賴て、烏帽子親とし、其親髮をとり揚、烏帽子を著せ、我一字を饋て實名を付たると也」とあり、元服(ゲンプク)參看、

エボシコ 烏帽子子　烏帽子親に對し、元服を加へし人をいふ詞、元服(ゲンプク)を見よ、

エボシナ 烏帽子名　元服の際に附する名、元服前は幼名を稱し、何丸何若等いへども、此時よりこれを廢し、新に何太郎何次郎の如き通稱を名乘るなり、始めて烏帽子をかぶる時の名なるによりてかく云ふ(貞丈雜記)

エボシナホシ 烏帽子直　直衣に立烏帽子を着けたる裝をいふ、攝家は小諸眉、諸家は十六以前諸眉、以後は左眉なり、壯年は立烏帽子、老年は折烏帽子を用ふ、社人如木の雜色等は立烏帽子なれども、是は柳佐比と稱するを用ふ(四三條裝束抄)

エボシハジメ 烏帽子始　元服(ゲンプク)を見よ、

エマ 繪馬　**名義** 馬を畫きたる額にて、神社佛寺に奉納するもの **起原沿革** 其始め詳かならず、本朝文粹に據れば、寛弘九年六月大江匡衡北野天神供物の文中に、色紙繪馬三匹、走馬十列とあるを以て、當時既に繪馬ありしこと明なり、もと神社へ奉りたる馬を神馬といひしが、神馬を獻ること能はざる者、木にて馬を造り之を獻る。尙ほ力の及ばざるもの、神馬の形を繪に畫きて獻ず、是れ繪馬の起りたる原因なり、後世馬のみならず鳥獸人形其外種々の物をゑがきて奉ることゝはなりぬ、武者繪を奉ることは古く建曆中よりあり、又太平記にも人形をかきて寺社に納めしこと見えたり、近世に至り、射人の金的(是を星といふ)を射揚げて、是に矢一雙を添へ其產土の神社へ奉納するもあり、或は砲術の人其體を畫きてかけ、劔術鎗術の旗、竹刀、木刀をかくるもあり、終に古の本義を失ふに至る(朝野群載、今昔物語、貞丈雜記、倭訓栞、神社啓蒙、閑窓隨筆、南嶺遺稿)

エマキモノ 繪卷物　**名義** 繪に詞書を添へて記したる卷物をいふ、その詞をば繪詞といふ **起原沿革** 其始め詳かならず、源氏物語に繪合の事あれば、後一條天皇の頃既にこれありしを知るべし、

古今著聞集に、後白河院の時年中行事の繪を畫かせて御賞翫ありしこと見えたり、鎌倉將軍源實朝の時最も盛なりき、卽ち將門合戰繪、奧州十二年合戰繪等あり、吾妻鏡に、承元四年十一月二十三日丁未奧州十二年合戰繪、自京都被召下之、今日御覽(源實朝)仲業依仰讀申其詞云々」とあり、室町時代に至り、公卿以下繪卷物を弄ぶこと益々流行して、江戶時代慶長中に及べり、然るに印刷術進步して之を版に上せ、街談巷說等を繪卷物とせしを以て、品位下卑にして又昔時の如くならず、今現存して國寶となりたるものを左に示す(燕石雜志、大倭畫名卷競、橫井博士著日本繪畫史、國寶目錄)

繪卷名	繪畫筆者	卷數	所藏者
百鬼夜行圖	傳土佐光信	一	京都府愛宕郡眞珠院
福富草紙	傳伊豫守隆成	二	同府葛野郡春浦院
能惠法師繪詞	土佐行長 詞書傳寂蓮法師	一	太秦廣隆寺
融通念佛緣起	傳土佐行秀外五名	二	嵯峨清凉寺
北野天神緣起	傳藤原信實 詞書藤原眞經	九	京都北野神社
矢田地藏緣起	、、、、、、、、、	二	同 矢田寺
弘法大師行狀繪圖	傳土佐光信 詞書深守法親王外十名	一二	同 敎王護國寺
法然上人繪傳	傳土佐吉光 詞書伏見天皇外七名	四八	同 智恩院
水墨戲畫	傳僧覺猷	四	同 高山寺
融通念佛緣起	傳土佐光信	二	同 禪林寺
一遍上人繪卷	圓伊	一二	同 歡喜光寺
一遍上人繪卷	、、、、、、、、、	四	同 御影堂新善光寺
釋迦堂緣起	傳元信	六	嵯峨清凉寺
將軍塚繪卷	傳僧覺猷	一	京都高山寺
北野天神緣起繪卷	傳行光	二	同 北野神社
北野天神緣起	光信	三	同 北野神社
北野天神緣起	光起	三	同 北野神社
慕歸繪詞	隆章、隆昌、久信	一〇	同 本願寺
石山寺緣起	五卷傳隆光等筆二卷文光筆	七	滋賀縣滋賀郡石山寺
難福圖	應擧	三	同大津園城寺
源氏物語繪卷(末摘花卷)	傳光起	一	同滋賀郡石山寺
一遍上人繪詞傳	、、、、、、、、、	一〇	藤澤清淨光寺
阿彌陀緣起	、、、、、、、、、	二	鎌倉光觸寺
東征繪卷	蓮行	四	奈良縣都跡村唐招提寺
法然上人行狀繪卷	土佐吉光 詞書傳伏見後伏見兩天皇	四八	同北葛城郡當麻寺
華嚴五十五箇所繪卷	、、、、、、、、、	一	同 東大寺
志貴山緣起	傳覺猷	三	同 朝護孫子寺
なよ竹物語繪卷	、、、、、、、、、	一	香川縣仲多度郡金刀比羅宮
遊行緣起	詞書行顯	一〇	神戶眞光寺
地獄繪卷	、、、、、、、、、	一	岡山安住院
餓鬼雙紙	、、、、、、、、、	一	岡山縣上道郡曹源寺
拾遺古德傳	、、、、、、、、、	九	瓜連常福寺
東照宮緣起	探幽	五	日光東照宮

エマコジラウ 江馬小次郎　北條義時(ホウデウヨシトキ)を見よ、

エマタラウ 江馬太郎　北條泰時(ホウデウヤストキ)を見よ、

エミ 笑　刀又は鐙の名所、刀は樋の事、鐙は鳩むねに三つの隆起を有せるもの、卽ち中高く、左右ひろく、又其左右高き所を云ふ、詳しくは「カタナ」及び「アブミ」を見よ、

エミシ 夷　蝦夷をいへる古語、夷は凡て身に長き鬚多きを以て、蝦になぞらへて名づけたりと云ふ、後には延毘須と云ひ夷の字戎の字をのみ訓みて蝦夷をばエゾとのみ訓するに至れりと古事記傳に云へり、今昔物語に「エゾ」と見え、新古今集源賴朝の歌に「みちのくのいはでしのぶはえぞしらぬかきつくしてよつぼの石ぶみ」など見えたり、「エゾ」參看、

エミノオシカツ 惠美押勝　藤原仲麿(フヂハラノナカマロ)を見よ、

エンエイダウ 延英堂　大內裡豐樂殿九堂の一、儀鸞門外の東に在り、故にまた儀鸞門外東堂ともいふ、大さ九間、招俊堂と相對す、射禮の時參議以上の座とし、大嘗會の時北の第三四間は、親王以下納言以上の座、五六間は參議の座、第五間以南は辨以下の座とす(大內裡圖考證)

エンオウ 延應　**名義** 四條天皇御宇の年號、曆仁二年二月七日改元す、天變に因てなり、二年にして仁壽と改む **出典** 文選に、廊廟惟淸、俊人是延、擢應嘉擧とあるに據る、文章博士經範朝臣之を勘進す(元祕別錄)

エンヲンノザ 宴穩座　朝廷又は公卿等の家にて、饗宴の時の宴座及び穩座を云ふ、

エンオンラク 宴飮樂　胡飮酒(コンジュ)を見よ、

エンガ 垣下　朝廷又は公卿等の家にて饗應の時の相伴人をいふ、垣下座(エンガノザ)を見よ、

エンガクジ 圓覺寺　**所在** 山城國愛宕郡鳥居小路西二條、今は葛野郡水尾村〇水尾山寺ともいふ **宗旨** 淨土宗、本尊觀世音 **起原沿革** 初め粟田院と稱し、藤原良相の山莊なりしが、元慶三年五月淸和上皇此に御し遂に出家す、由て山莊を道場となし圓覺と名づく、是れ其始めなり、四年十二月此に崩す、五年三月官寺となす、後世保元の亂源爲義の宿所圓覺寺の館を燒拂ひしこと保元物語に見え、又寺內に爲義を葬るといふ、平家物語に、源義朝を葬る由見ゆ、もと諸堂完備せしが、後世頽廢して今僅に其跡を存するのみ(山城名勝志、平安通志、名勝地誌)

エンガクジ 圓覺寺　**所在** 相模國鎌倉郡山之內村〇山號瑞鹿山 **宗旨** 臨濟宗、鎌倉五山第二の名刹なり **起原** 弘安五年草創、開山佛光禪師祖元、開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せんとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して此堂を建つ、五年成りて祖元を招請して開祖とす〇圓覺とは此地を開く時、圓覺經を掘獲せし奇瑞に因り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徵とし山號となす **沿革** 弘安六年七月北條時宗當寺を幕府の祈願所とし、尾張上總二國內の地を資用に充つ、爾來佛事用途の料地を獻ずること屢々なり、正安三年八月北條貞時、住僧西澗と議して巨鐘を鑄る、延慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

筆の扁額を下す、康安二年五月後光嚴天皇勅して、開山に圓滿常照國師の謚號を賜ふ、應安七年十一月二十三日出火して堂宇灰燼となる、永和二年義堂造營奉行人等と議し、十州管內棟別錢及び鎌倉中の課役を以て速に功を終らしむ、四年佛殿成る、至德三年將軍足利義滿京鎌倉五山の座位を定む、當寺第二位たり、其後後小松天皇宸筆の扁額を賜ふ、應永十四年十一月、二十八年十一月、再度燒失す、永正十二年、天文十一年北條氏令して公役を免ず、永祿六年十二月又回祿の災あり、是より諸堂興廢する年あり、然れども今猶山門佛殿以下の堂宇宏大なるもの十數宇あり、山門の額は花園天皇の宸筆、佛殿は寬永二年の建築にかゝると云ふ、元和三年寬永十三年の兩度、江戶幕府より寺領の朱印を賜ふ○塔頭、正倫院、萬年山と號す、北條貞時建立、建武二年後醍醐天皇勅して開山塔となす○舍利殿、佛牙の舍利を收む、北條貞時の造營する所、今特別保護建造物となる○開山塔、舍利殿の後にあり、伏見天皇の宸筆勅謚佛光禪師の額あり、開山佛光の木像を安置す○黃梅院、傳衣山と號す、徑山傳來の法衣、當院の什寶たり○續燈菴、萬富山と號す、文和中足利尊氏佛滿の爲に創建し師を開祖とす、中興の開基今川範國、大永四年今川氏親再造す、後ち古河義氏祈願所となす○佛日菴、北條家の祠堂、鶴隱を中興開祖とす○雲頂菴、開山塔の號なりと、中興の開基長尾忠景入道皎忠○傳宗菴、文保元年の創建、僧士雲開祖○臥龍菴、舊二字あり山上を潤香、山下を臥龍と稱す、開祖大川○歸源菴、開祖是英、僧奇文を中興の祖、北條氏康中興の開基○龍隱菴、開祖大雅、中興の開基尼幸春○法珠院、應永中の創建、開祖芳隱○瑞光菴、開祖天外○寶物に、北條時宗時貞の眞蹟、足利尊氏自筆の法華經、道隆祖

元一山の墨蹟、道隆正念疎石等の畫像は、何れも天下の絕品にして、其外古文書、什器歷史上の參考となるべきもの頗る多し○左に歷代を示す（新編相模國風土記稿、國寶目錄）

○祖元(無學) 正念(大休) 覺圓(鏡堂) 德悟(桃溪) 道然(葦航)
子曇(西磵) 一寧(一山) 圓範(無隱) 昭元(無爲) 惠日(東明)
士雲(南山) 首隱(靈山) 惠輪(雪巖) 巧安(險崖) 疎石(夢窓)
正澄(淸拙) 道通(大川) 惠宗(白雲) 志高(天外) 居中(嵩山)
妙環(椿翁) 通川(東冬) 禪鑑(象外) 正因(明岩) 士曇(乾峯)
永璵(東陵) 智越(雲山) 可允(不谷) 印元(古先) 法忻(大喜)
宏潤(天澤) 友丘(東林) 契闇(不聞) 士啓(東傳) 光一(敬山)
妙謙(無礙) 靈辨(樵林) 是英(傑翁) 善玖(石室) 祖能(大圓)
大闡(大法) 妙在(此山) 契光(大寧) 慶芳(少室) 全快(鈍夫)
妙積(大岳) 海壽(椿庭) 識桂(香林) 道欽(永先) 德俊(伯英)
存圓(天鑑) 通妙(高山) 有承(大傳) 奥伊(大圓) 藏珍(玉圃)
性珍(碩海) 元聃(老仙) 周應(景芳) 周潘(椿岳) 圓方(無方)
文昱(東岳) 知春(少林) 得哲(愚庵) 奥忻(悅巖) 祖松(岳雲)
中圓(月心) 正隆(大翁) 妙佐(雅宗) 敬忠(如雪) 全用(大用)
梵與(無等) 僧可(久庵) 等曒(頤中) 了善(太寧) 中樹(心翁)
長會(建宗) 總暉(東潭) 妙沖(雪林) 永旭(東生) 淨舜(大化)
中季(東嶽) 惟中(天心) 中決(悅叟) 聖瑞(一畳) 見機(玉渓)
友修(寄歴) 法都(金城) 珠珍(藏中) 宗昇(月溪) 中哲(明中)

德聰(旣通) 巨幢(大建) 天松(德徹) 曾妙(玄禪) 純乾(九峯)
梵松(林宗) 心奥(大龍) 梵淳(朴中) 嵩一(以清) 心永(孫宗)
天哲(明遠) 省音(大雅) 間爾(汝仲) 繼趙(柏岩) 一峯(方玄)
存香(桂石) 英胄(春谷) 祥玖(長川) 中璺(一竭) 本雄(仲英)
皈才(學海) 長旭(東白) 昌猷(雲叟) 昌蕭(南谷) 景芳(春溪)
正安(雪溪) 妙蕭(竭堂) 周南(滿雲) 法勤(鬼元) 芳琢(芳谷)
周有(子有) 梵樟(周林) 用尊(藤谷) 心林(一華) 心正(中明)
士倫(太以) 純淸(德標) 中和(禮岩) 德瑛(伯温) 妙訓(古教)
光溫(玉淙) 中蓮(西蓮) 守旭(東岩) 正文(以天) 德荷(恩江)
法紹(月宗) 省菊(芳崖) 長全(叔甫) 捴竺(仙天) 周頤(雪中)
中恩(芳林) 紹俊(子明) 法璨(高玉) 正心(月舟) 釋惇(叔悅)
妙然(以哲) 妙續(芳隱) 奥德(集翁) 德隼(鉄室) 中淳(誠仲)
省輔(仁英) 周隨(景利) 梵梅(宗芳) 禪才(許) 法堯(仁芳)
昌伊(三伯) 昌闐(天甫) 妙意(雲如) 玄端(嗣宗) 是愿(謙中)
昌益(三英) 妙譯(天運) 碩林(雪山) 梵千(大願) 昌俊(英叡)
中圓(月津) 碩秀(一雅) 昌泉(德傳) 是倫(大機) 昌潡(渭月)
昌益(雷應) 碩然(浮山) 碩柳(東水) 昌宣(義海) 是岱(東嶽)
周法(燈外) 碩隆(雙嶺) 周幹(鳳林) 周珊(月岑) 周棟(岱岱)
周朴(海叟) 周雍(鶴巻) 是鈞(千嶽) 周朝(東山) 梵仲(露山)
法敎(別峯) 法如(實峯) 碩朝(雲海) 周檸(鐵嶺) 周古(勝州)

音竺(淸隠) 梵俊(松山) 周璞(源山) 是典(龍惠) 碩見(竹瓜)
法重(愚州) 昌畯(東海) 昌筠(竹院) 梵心(實宗) 是垣(琥峰)
惠通(桐叢) 宗昷(洪川) 周密(大宏) 碩完(月洲) 周泉(笑山)
省玄(天敬) 宗演(洪嶽) 宗海(函應)

エンガクジウダイジン　圓覺寺右大臣　藤原良相（フヂハラノヨシスケ）を見よ、

エンガクジハ　圓覺寺派　臨濟宗の一派、無學祖元禪師を祖とす、祖元（ソゲン）禪宗（ゼンシュウ）臨濟宗（リンザイシユウ）を見よ、

エンガクジブギヤウ　圓覺寺奉行　室町時代の職名、鎌倉圓覺寺の事を掌る、室町記永和元年五月二十二日の條に、布施彈正大夫入道爲二圓覺寺奉行一と見えたり、

エンガノザ　垣下座（地下座）　朝廷及び公卿等の家にて饗宴の時、正客の外の人の相伴する座を云ふ、又地下座とも云ふ、凡て其役にあらずして座に列する者を垣下と云ふ、故に相伴人を「エガノ人」とも「カイモト」とも云ふ、又「カイモトアルジ」とも稱す、源氏物語匂宮の條に、しん殿の南のひさしにつれのごと、南むきに中少將つきわたり、北むきにむかへて、えがのみこたち上達部の御座あり」と見え、細流抄に、垣下也、請伴の心也、孟津抄に、垣下をゑかとよむ也、花鳥餘情、庇の座、中少將は奥の方につき、親王公卿は端につく、是をば垣下の座と云ふ、中少將を饗應する請伴の心也」とあり（貞丈雜記、安齋隨筆、建武年中行事略解）

エンガマヒ　垣下舞　垣下座に於て爲す舞をいふ、別に一定の舞曲なし、此座は地下にて、此處にて、舞ひしとて堂上へは見えず、此故に俗問晴

れたゝぬことを垣下舞と云ひけるにや、後世の俗諺に椽の下の舞と云へるは卽ちこの垣下舞を誤りたるなるべし（嬉遊笑覽、夏山雜談）

エンギ　延喜　**名義** 醍醐天皇御宇の年號、昌泰四年七月十五日改元、甲子革命及び老人星に因てなり、改元曆記經に、辛酉爲二革命一甲子爲二革令一とあり、此年に當る每に改元するは延喜康保より始まる　**出典** 或書に、禹錫玄珪文云延レ喜とあるに據る、三善淸行之を勸進す（元祕別錄）

エンギ　緣起　**名義**（一）佛敎にて因緣生起の義、因と緣と相應じて萬法の生起するを云ふ、緣起說とは、小乘に所謂業感緣起、中乘に賴耶緣起、大乘に眞如緣起にして、此等の說皆萬有の大元を論究する節目なり、大日經に從二因緣一起、有二心性相生一、倶舍論に有情緣起、又明二木緣起一と見えたり（佛敎いろは辭典）（二）佛敎の緣起より起りて神社佛閣の由來を云ふ、又轉じて其由來を書したる書籍卷物の類を云ふ、或は故實を記せるものをも云へり、諺草に「神社佛閣の故實を記せるを俗に緣起と云ふ、緣て起れる事を記せるにや、緣起の字は佛書に出でたり、楞伽經に佛說二緣起一とあり、俗說辯に、神社由來を記したるを緣起と云ふは非なり、緣起は佛家より出でたり、法華經方便品に佛種從緣起とあるを考ふべし」と云へり　**起原** 我國にて緣起の尤も古きは、聖武天皇天平十九年二月十一日法隆寺大安寺等より奉りし伽藍緣起幷流記資財帳とす、全文は大日本古文書二に收められたり、就て見るべし、

エンキウ　延久　**名義** 後三條天皇御宇の年號、治曆五年四月十三日改元、代始を以てなり、五年を經て承保と改む　**出典** 尙書に、我以レ道惟安寧、王之德欲二延久一也とあるに據る、式部大輔藤原實綱

之を勸進す（元祕抄）

エンキウセンジマス　延久宣旨桝　桝の一種、後三條天皇延久四年九月二十九日、斗升法は一條天皇長保の例に據用すべき由を下知せられたるものを世に稱していふ○古事談に、延久善政には先器物を作られけり、資仲卿藏人頭にて之を奉行せり、桝を召よせて、とりぐ〵御覽じて簾を折て寸法などさゝせ給けり、米をば穀倉院より召寄せて殿上小庭にて貫首以下藏人出納など檢知して小舍人玉たすきして量けり、本米をば紙屋紙に裹て持參りたりければ、叡覽有て勅封を加へられてぞ御持僧の許などへつかはされける、斛器は方なる槓を差す、石なくゝり下ておもしにして二またの木に懸て穀倉院にして國々の米をば納られけり、仍何石とは石の字を用なり、件器石等于今穀倉院に有といへり」と見えたり、然れども當時は只に量の僞りを正し給ひしのみにて、量法を改められしは、堀河天皇の寬治中にあり、宣旨桝（センジマス）、桝（マス）參看（扶桑畧記、古今要覽稿、宣旨斗考）

エンキウダウ　延休堂　大內裡八省院十二堂の一、大極殿の西方北より第一の堂にて、龍尾道の南にあたり、長さ七間とす、朝堂の座者は、親王にして、一品は北階より、二品以下四品以上は、中階及び南階より昇降し、北を以て上と爲す（大內裡圖考證）

エンキウノマツリ　圓丘祭　郊祀（カウシ）を見よ、

エンギカウタイシキ　延喜交替式　交替式（カウタイシキ）を見よ、

エンギキヤク　延喜格　**卷數** 十二卷、今は類聚三代格に收む、內九、十一、十三缺く、國史大系十二卷に收む　**內容** 貞觀十一年より延喜七年に至る迄の格を集めたるものなり、延喜格序に、弘仁格

十巻貞觀格十二巻聖主其綸言を降し賢臣其筆削を施し、舊章を臺閣に捜り、刻制を詔命に擇ぶ、而して制格以來年を歷ること漸久しく或は數代の中弛張屢變じ、或は一事の上抑揚互に殊に、或は本を同くし末を異にし或は源を分て流を會す、爰に藤原時平等に詔して前條を憲章して、此典を綜緝せしむ、貞觀十一年に起り延喜七年に至る、其間の詔勅官符を搜抄捜集し、官を以て分ち錄し、類を以て相從ふ、皆舊目に依て新意を加ふることなし、亦其條貫糅錯して區分をなし難きもの之を雜令に准じて卽雜格と號す、勒して十巻とす、延喜格といふ、別に延喜臨時格二巻を合せて十有二巻とす云々」とあり、延喜格の目錄は、一巻に神祇中務、二巻三巻に式部、四巻五巻に治部、六巻七巻に民部、八巻に兵部、九巻に、刑部大藏宮內彈正京職、十巻に雜格を載せ、他の二巻は臨時格上下となす【著者】醍醐天皇延喜五年八月藤原時平に詔し、藤原定國、藤原有穗、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、藤原興範、三善清貫、大藏善行、藤原□明、三統理平、惟宗善經、善道有行、弘世諸統等に勅して格式を撰定せしむ、格は前に成りて之を奉る、或は未だならずして時平死す、忠平代て之を成す(延喜式、類聚三代格、群書一覽)

エンギギヨキ　延喜御記　【卷數】無卷數、寫本一冊〇一に醍醐日記といひ、延長以後は延長御記と稱す【內容】醍醐天皇の御日記、延喜二年より延長七年に至るまで二十八年間の編述にて中間たゞ延喜十四年の記事を闕くのみ倚ほ其他の年に於ても每年五六箇月或は三四箇月、各月一條より五六條に至り等しからず、採錄の舊記は、西宮記、同裏書、西宮抄、北山抄、小野宮年中行事、年中行事祕抄、小右記、中右記、權記、台記、扶桑略記、御遊抄、御產部類記、親王元服部類記、新雨日記、醍醐寺初度具書、東寺要集、東寶記、魚魯愚抄、河海抄、花鳥餘情、撰集祕記等の二十三部とす【著者】醍醐天皇(延喜御記、歷世記錄考)

エンギシキ　延喜式　【卷數】五十卷、國史大系十三卷に收む【內容】朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、及び諸官中の事務、其他國々の恒式等を詳かに記したるものなり、式とは諸官を分ちて其官中の事務を記せるものを云ふ、今日の事務章程の類、故に令格に參考して諸官の職掌を知るに便なり、表序文等によれば、延長五年左大臣藤原忠平等勅を奉じて、弘仁貞觀二式を合せ編成せしものなり、然れども政事要略等に載せたる弘仁貞觀の式を見るに、延喜式と異同あれば、延喜式は二式を併せて更に改正刪補を加へたるなるべし〇慶安元年出納苯菴校讎して刊行し、五十卷の內第十三卷闕たるを以て尾張の源敬君の文庫本にて新刊するよし林道春の跋に見えたり、又伏原賢忠の跋あり、文政十一年松平齊貴(出雲松江城主)之を校刊す、後刊本勝れたり、國史大系に之を收む【著者】醍醐天皇延喜五年八月藤原時平に詔し、藤原定國、藤原有穗、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、三善清行、大藏善行、藤原道明、大中臣安則、三統理平、惟宗善經等と共に撰緝せしむ、仍て開元永徽の式例に准據し、弘仁貞觀の兩式を併省して撰定す、功未だ畢らずして時平を初め死する者多し、延喜十二年春二月、藤原忠平、橘澄清等に勅し、先業を繼ぎて撰ばさしむ、延長三年八月更に藤原清貫、大中臣安則、伴久永等を遣はし業を助けしめ、延長五年十二月遂に撰定し畢りて之を奉る、前後二十三年の久しきに及べり(延喜式、群書一覽、國史學栞)

エンギツウハウ　延喜通寶　【名義】錢貨の一種、醍醐天皇延喜の年鑄造の通寶なるを以て此名あり【性質】銅にて造る、直徑六分、重七分(倚ほ重に一匁、五分五厘の二種あり)、又鉛錢あり、錢文は天皇の宸筆也【沿革】延喜七年十一月寬平大寶錢貨を改めて延喜通寶となし、一を以て舊錢の十に當らしむ、天德元年に至る間通用す、貨幣(クワヘイ)參看(紀略、泉貨鑑、大日本貨幣史)

エンギテンリヤクノチ　延喜天曆治　醍醐天皇村上天皇兩朝の政治を云ふ、延喜は醍醐、天曆は村上天皇御宇の年號なり、此時太平已に久しく、文恬武熙朝綱漸く弛び、百度漸く廢す、前には三善清行の意見封事十二箇條を上り、後には菅原文時時弊三箇條の上疏ありて、弊政多かりしこと明なりと雖も、二帝能く心を政事に盡し、深く民瘼を惠み、銳意治を謀り、上下少安其盛德の孚する處人心を感ずるに足るもの、亦少からざるを以て、世に稱して延喜天曆の治、或は延喜天曆の聖帝と云ふ、倚ほ詳しき事は「エンギノヂ」「テンリヤクノヂ」を見よ(紀略、扶桑略記、平安通志)

エンギノゴユカイ　延喜御遺戒　醍醐天皇崩御の際、朱雀天皇を戒め給ひし御遺言を云ふ、河海抄に、李部王記を引て、延喜御門最御藥之間春宮(朱雀)七歲之時、御舅貞信公爲二御供一參內、主上御對面之間、有二五條之仰一、一者可レ專二神事一、二者可レ仕二法皇一(宇多)三者、可レ聞二左大臣一、四者可レ哀二古人一、其外一箇條御忘却、春宮退出之時、左大臣被レ奉二聞之一とあり、

エンギノチ　延喜治　醍醐天皇の政治を云ふ、天皇寬平九年卽位す年十三、大納言藤原時平權大納言菅原道眞政事を參決す、年長ずるに及びて治を謀り民を惠む、延喜三年三月勅して供御の制を定め、更に令して諸國貢する所、供奉に足る、然るに頻年畿內及び近畿諸國御厨を増置し、加ふるに院宮王臣亦各諸國に厨を立て民業を奪ふ、爾後內膳司所管の御厨及び、有禁山河池沼を除く外、公私を問はず停廢す、違ふ者は違勅に處し、且つ當代以後の勅旨開田を停止す、六年四月小野道風をして清涼殿南廂の壁に賢君名臣の言行を書せしめ、又時弊を群臣に諮ひ、清行の意見十二條を納る、又曾て寒夜嘆じて宣はく、朕深宮に在りて扉幄相圍みても寒威骨に徹するを覺ゆ、百姓衣褐なき者、何を以て歲を卒へんと、御衣を脫して百姓の凍餒を察せらる、其心を民に用ひ給ふこと此の如し、又大に文事を勸む、之を以て帝在位二十餘年間、文化大に進み、菅原道眞、三善清行、紀貫之、大河內躬恒等稀世の文士一時に輩出す、延喜格式三代實錄等の撰定あり、古今和歌集の勅撰あり、道眞の類聚國史出て菅家文草等の家集又從て多く出でたり、又帝常に朝政の振はざるを嘆がれけん、御衣の上に蠅の一つ居たりけるを御覽じて、世無下に陵遲す、我運も亦末に成にけり斯は無かりしものをと述懷せしめ給ひしこともありき、精勵治を圖り給ふ此の如し、世に之を延喜の聖帝と稱す、

エンギノミカド　延喜帝　醍醐天皇を稱す、「ダイゴテンワウ」を見よ、

エンキンノハタ　厭欣旗　德川氏の旗の名、親忠、井田野合戰の時、大樹寺の開祖勢譽上人旗を作り、厭離穢土欣求淨土と書きて送りし、白き四ッ半五幅の旗をいふ、古より佳例にて用ひらる、家康筑紫陣の時も用ひ、また大阪夏の陣にも吉例とて箱に納めて輿の傍に持しめられしといふ、此旗につき諸說あり、親忠の時より用ひはじめしといひ、また清康の死後織田信秀が三州へ亂入せしに、大樹寺の登譽上人これを用ひて防戰し、勝利を得しかば、嘉例にも後々用ひらるゝともいひ、また大高城退去のとき、大樹寺の僧領譽が書きて奉りしといひ、或は一向亂のとき彼門徒にまがはざらんため、淨土宗の旗はこの句を書てかゝげしともいへり、いづれにも古くより之を用ひしなり、いま日光山の神寶にこの旗を藏めらるゝといへり(舊考餘錄、德川實紀)

エンキヤウ　延享　【名義】櫻町天皇御宇の年號、寬保四年二月二十一日改元、五年を經て寬延と改む【出典】藝文類聚に、聖主壽延享ニ祚元吉とあるに據る、菅原長香之を勘進す(改元定記、野史)

エンキヨク　宴曲　舞曲の一種、宴遊に用ふる歌曲の義、歌曲は郢曲に似て又一種異なる者なりと云ふ(歌舞品目)

エンギラク　延喜樂　【名義】我國新製の樂にて、壹越調卅四曲中の一、一名花榮樂と稱す、中曲なり、舞者六人、拍手十一とす、後世調子の上より、高麗樂に混入し、高麗樂として世に傳へられたり【起原沿革】醍醐天皇の延喜八年、笛師和邇部道廝呂樂を作り、式部卿敦實親王舞を作る、故に年號を以て其名とせり、其舞は胡蝶に同じ、慶筵には必ず之を用ふ、舞樂(ブガク)參看(禮樂志、歌舞音樂略史)

ヱンクワウヰンクワンパク　圓光院關白　鷹司基忠(タカツカサモトタダ)を見よ、

ヱンクワウダイシ　圓光大師　源空(ゲンクウ)を見よ、

ヱンクワン　圓觀　法勝寺の住僧、歷代の戒師たり、後醍醐天皇北條高時を滅さんと謀り給ひし時、僧兵に賴らんとし、延曆東大興福の諸寺に幸し衆徒の心を收む、圓觀等寵を受く、元弘元年春、中宮の安產を祈るに託し圓觀等を宮中に召し北條氏を詛せんとす、期に至りて事漏る、高時、圓觀等を捕へ鎌倉にて、糺問し陸奥に禁錮す、北條氏滅亡後本寺に還住し、正平十一年寂す(大日本史)

エンケイ　延慶　【名義】花園天皇御宇の年號、德治三年十月九日改元、代始を以てなり、四年を經て應長と改元す〇慶は普通キヤウと訓る例なれども、後に延享出てしより、區別する爲めに、ケイとよむよし、菅家讀例に見えたり【出典】後漢書に、以二功名一延二慶于後一とあるに據る、權中納言藤原俊光之を勘進す(元祕抄)

ヱンケウジ　圓敎寺　【所在】もとは山城國葛野郡仁和寺の境內なりしが、今は龍安寺の南方に舊址ありと云ふ【起原沿革】一條天皇の御願寺にして、長德四年正月成りて供養を行ふ、是日行幸して御齋會に准じて音樂等あり、後一條天皇長元七年十月圓敎寺御願堂を供養す、丈六の大日如來藥師釋迦佛各一體を造りて納め奉る、眞言傳には、後朱雀院御時、陽明門院御懷姙の始め、皇子の御祈ありきとて、成典僧正申合られければ、不空羂索の法を行し給ふ、後三條院御誕生あり、其靈驗に叡感ありて、僧正の住房を改めて圓敎寺と號す」と云へり〇圓敎寺の北方龍安寺の主山に後冷泉、堀河二天皇の御陵あり、圓敎寺陵と云ふ(紀略、扶桑略記、仁和寺諸堂記、山城名勝志、陵墓一覽)

ヱンケウジ　圓敎寺　【所在】播磨國飾磨郡坂本村書寫山〇書寫山圓敎寺と號す【宗旨】天台宗、本尊阿彌陀佛【起原沿革】一條天皇永延二年僧性空書寫山に至り菴を西洞に結び、伽藍を創めて圓敎寺と號す、華山天皇之に歸依し、後人追仰して巡拜靈場の最とす、其觀音堂は西國巡禮二十七番の札所とす、貞永中後源上人之を再興す、文曆中九條道家之に歸依し、寶治二年後嵯峨天皇餘部庄を寄進して五種妙

行を理敎院にて行ふ、弘安中如意輪堂を改築す、元弘三年五月後醍醐天皇行幸、安室郷を寄附す、天正六年豐臣秀吉毛利征伐の時此寺を陣所とす、江戸時代に至り寺領八百三十石を寄す（元亨釋書、峰相記、播磨鑑）

エンケウジノミサザキ　圓敎寺陵　後冷泉天皇の御陵にて、後朱雀後三條兩帝と相並ぶ、山城國葛野郡花園村大字谷口主山の麓に在り（陵墓一覽）

エンゲン　延元　【名義】後醍醐天皇御宇の年號、建武三年三月二十九日改元、三年を經て興國と改む【出典】梁書に、沈體文等奏言、望德所レ被上自ニ蒼一下延ニ元二一とあるに據る、菅原朝臣長員之を勘進す（元祕抄）

エンコ　園戸　園池司（エンチシ）を見よ、

エンザ　緣坐　犯罪者に連帶して、親戚故舊の者が、その罪の責任を頒つをいふ、王朝時代には、謀反及び大逆を犯せるもの丶父子は皆沒官す、但し年八十以上、并に篤疾者は免ず、又兄弟は配流し、謀叛を犯せる者の子は、中流に處したり、其他は規定に見えず、鎌倉時代には、情を知ると知らざるとにより其罪を分ち、情を知らざる時は、妻子と雖も緣坐せざるの制なりき、其罪の重きは必しも然らざりしが如し、江戸時代には、士分の者は切腹獄門等に處せられしもの丶子は死罪、遠島に處せられしもの丶子は中追放に、庶人は、主殺親殺巳下犯罪の輕重に從ひて等差あり、八代將軍吉宗の時、主殺親殺の外は、假令梟首又は磔等の重罪を犯せる者なりとも、罪は其身に限り子孫に及ぼさゞることゝなせり、但しこれは農工商に限りて士分には及ぼさざるものとす（律疏、御成敗式目、德川實紀、古事類苑法律部）

エンザ　圓座　蒲の葉を以て、丸く平たく組み作りたる敷物を云ふ、蒲の葉にて作る故に、蒲團とも云ふ、又「ワラフダ」とも云ふ、和名抄に、和萇布太、圓草褥也」とあり○後世には綾錦等にて包み作ろ、雅亮裝束抄に、圓座と云ふは、しとれの樣なるものゝまろにてへりばかりのかはりたる也、大納言は、紫色の高麗の紋したるへり、中納言は麗はしき高麗のへり、宰相は黃なる高麗のやうしたるをさして表はしとれの樣に綾をなして裏には濃き打裏をつけたり、是を圓座と云ふなり」とあり、倭訓栞に、徑り二尺許、厚さ二寸餘にて圓く緣あるものゝよし見え、安齋隨筆に、圓座の中に穴をあけたるは古樣ならずと云へり○圓座の厚きを厚圓座と云ふ、又菅にて作るを菅圓座と云ふ、大臣大饗考に、大納言參議座不レ敷ニ菅圓座ニ依ニ苦熱一也、正月大饗敷之也、又大饗雜具目六に菅圓座讃岐五十枚とあり（名目抄、貞丈雜記）

（厚円座）（菅円座）

エンザウジ　圓藏寺　【所在】岩代國河沼郡柳津○俗に柳津の虛空藏と云ふ【宗旨】臨濟宗妙心寺派、初め法相宗、寛永四年に改む、本尊福滿虛空藏菩薩【起原】平城天皇大同二年玄藏法相德一大師の創草、代々莊田山林を寄進して當寺を護す【沿革】屢々水火の災に逢ひしも、代々の領主の保護によりて再建す、元龜中再建せしもの尤も壯觀を極む、光り堂は卽ち其當時のものなり、天正十五年越後國にて莊田二百石三十五石佛を寄進す、織田信長豐臣秀吉使をして拜せしむ、秀吉天正十九年九月寺領二石を寄す、領主蒲生氏鄕重れて地を寄せ、慶長六年十月蒲生秀行亦地を寄せ、十六年本堂を再建せしむ、夫人（德川家康の女）元和二年嚴正に本堂を建立し、佛恩著薩を

拜し尋で寺領を寄す、六代家宣將軍尤も敬信し、金襴の幢幡打敷等を寄附せりと云ふ（名勝地誌）

エンシ　園司　庄園の園務を掌る者を云ふ、小右記に、治安三年五月二十日壬午、寺家所領庄園園司等悉收レ公、地子不納類雖レ令ニ愁申ニ无ニ承引ニ云々」東大寺要錄寛弘七年八月二十二日の牒狀に、東大寺牒當國衙、欲レ除ニ免寺家香菜庄園司等防河夫役幷臨時雜役ニ狀云々」と見えたり、

エンジ　圓爾　辨圓（ベンエン）を見よ、

エンジ　圓耳　【名號】字は虛應、無染と號し大照と諡す【系統】本姓齋藤氏、山城の人【事蹟】山城國興正寺の僧、年十九の時、日蓮宗の意東に從て僧となり、尋で妙滿寺の日重に就きて深く研め、洛北に大應寺を建て居住し台敎を講ず、一日悟る所ありて禪門に歸依す、慶長八年大應寺の西隣に一寺を建て圓通山興福寺と稱し、居住して禪誦懈らず、十年正月朝鮮より松雲大師の來るや、耳、佛法綱要十則を述べて大師に呈す、大師見て嗟嘆し虛應の字を與ふ、元和二年後陽成天皇の召に應じ法要を說く、五年二月十九日寂す、年六十一（續東國高僧傳）

エンシウイガヤキ　遠州伊賀燒　伊賀燒（イガヤキ）を見よ、

エンシウリウ　遠州流　小堀遠江守政一の創めたる茶道及び挿花の一派、「コボリマサカズ」を見よ、

エンシウタカトリヤキ　遠州高取燒　高取燒（タカトリヤキ）を見よ、

エンジヤウジ　圓成寺　【所在】山城國愛宕郡鹿谷村、中世亂後大和國忍辱山に移るといふ、今は舊跡を止むるのみ【起原沿革】宇多法皇の尙侍藤原淑子病あり、僧正益信に祈らしめ驗あり、因て山庄

東山椿峰西麓の家を以て寺と爲す、是其始めなり、宇多法皇殊に歸依せられ、寶塔を作る、仁和五年七月勅して定額寺となし、論義決釋に堪へたる者を以て三會聽衆各一人を撰む、又度者三人を賜ふ、寛仁四年六月故一條院の御骨方忌を避けんが爲め、年來圓成寺に置きしを圓融寺の邊に移す（山城名勝志）

エンジヤウジサキノクワンバク　圓成寺前關白　一條兼輝（イチデウカネテル）を見よ、

エンジヤク　圓寂　僧侶の死を云ふ、悲智の萬德圓滿して、妄想の戲論寂滅するの義なり、

エンジユ井ン　圓修院　足利義嗣（アシカガヨシツグ）を見よ、

エンシユウ　圓宗　天台宗（テンダイシユウ）を見よ、

エンシユウジ　圓宗寺　【所在】山城國葛野郡仁和寺の南に圓宗寺林と稱して、尊壽院の東に舊址あり、圓明寺とも云ふ【起原沿革】後三條天皇、護國利生弘法傳灯の爲め草創し給ふ所なり、延久二年十二月功成りて供養を行ひ、圓明寺と號す、後ち圓宗寺と改む、金堂には二丈の金色摩訶毗盧遮那如來、丈六金色藥師如來等を安置し、法華堂には金銅塔、金字妙法蓮華經を安置し奉る、明年六月常行堂、灌頂堂等成る、四年十月二十五日行幸して二會の入講を行ひ天台講師を置く、これより年々八講を行ふ、白河天皇永保二年二月十九日最勝會を行ふ、後三條天皇の遺詔によりてなり、爾後恒例となりて毎年行ふ、鎌倉時代には八講行はれて、衰えざりしも、後世頽廢せり○圓宗寺御陵卽ち後三條天皇の御陵は、もと圓宗寺境内にありしが、今は花園村大字谷口に在り（歷代編年集成、扶桑略記、年中行事祕抄、仁和寺諸堂記、山城名勝志）

エンシユウジノサイシヨウヱ　圓宗寺最勝會　【名義】圓宗寺にて、毎年二月十九日最勝王經を轉讀するを云ふ、十日以前に僧名を定む【起原】後三條天皇延久四年、法華會と共に二會を行ふべきの勅あり、永保二年二月十九日に至て始めて之を行ふ、慈覺智證の門徒相替りて講師となる例なりと云ふ、圓宗寺二會參看（年中行事祕抄、拾芥抄）

エンシユウジノニヱ　圓宗寺二會　【名義】山城國圓宗寺にて行ふ法華會と最勝會とを云ふ【起原】後三條天皇延久四年之を始む、年中行事祕抄に、延久四年十月二十五日庚子行ニ幸圓宗寺ニ始修ニ二會八講ニ置ニ天台講師ニ講師賴增（三井）一問法印賴眞（興福寺）因明論義、有レ議止レ之、五卷日又行幸、寛日講師爲ニ權律師ニ」とあり、永保二年用途を寄す、圓宗寺法華會、圓宗寺最勝會參看（年中行事祕抄、拾芥抄）

エンシユウジノホツケヱ　圓宗寺法華會　【名義】圓宗寺にて毎年十二月中に五日間法華經を轉讀するを云ふ、上卿數日前に、僧名及び日時を定む【起原】後三條天皇延久四年十月二十五日之を始む、拾芥抄に、延久四年十月二十五日始レ之、有ニ行幸ニ、天皇有ニ御拜ニ寺司無レ賞、二十九日結願、抽ニ講師賴增一爲ニ權律師ニ」とあり、圓宗寺二會參看（玉葉、年中行事祕抄）

エンシユウジノミサザキ　圓宗寺陵　後三條天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口主山の麓に在り○後朱雀後冷泉兩帝の御陵と相並ぶ、封土高各一間半、兆域周圍通じて百十二間四分、南面す、陵上並に松を植う（陵墓一覽、平安通志）

エンジユクワウ井ンサキノサダイジン　圓壽光院前左大臣　西園寺致季（サイヲンヂムネスヱ）を見よ、

エンジユジ　延壽寺　【所在】山城國下京區今小路六條の南○俗に金佛寺と稱す【宗旨】淨土宗、光明寺末に屬す、本尊に大日、釋迦、阿彌陀の三佛あり【起原沿革】文治元年後白河法皇、油小路樋口の南六條の北に創建し、丈六の座像（佛工運慶の作と云ふ）三尊を安置す、後世屢火災に罹り數同建營し、終に今の地に移す、二水記に、大永八年二月令ニ戰場歷覽ニ云々、六條金佛同破滅」と見えたり（山城名勝志、平安通志）

（金佛寺）

エンシヨアハセ　艷書合　人數を男女によりて左右に別ち、戀歌を贈答して其優劣を定むるをいふ、又、「ケサウブミアハセ」とも云ふ、堀河天皇の時この合を行ふ、今鏡たまつさのまきに、さ月のころつれ〳〵におぼしめしけるにや、歌よむ男女、よみかはさせ御覽じける、大納言公實、中納言國信などより始めて、俊賴など云ふ人々も、樣々のうすやうにかきてやり給けり、女は周防内侍、四條宮の筑前、高倉の一宮の紀伊、前齋院のゆり花、皇后宮の肥後、つの君など云ふ、處々の女房、我も我もとかへしあへり、又うらみたる歌よみて男のがりやりなどしたる、堀川院の艷書合とて末の世まで止まりて、善歌は多く撰集などに入れるなるべし、ふたまにてぞかうしてきこしめしける」と見え、女郎花物語に、ほりかはの院のけさうぶみ合に云々」とあり、

エンシヨウジ　延勝寺　山城國愛宕郡に在り、土人云ふ、舊跡は圓勝寺の西に在りと○帝王編年記に、久安五年三月二十日、天皇（近衞天皇）御願、延勝寺供養行幸とみえ、百練抄に、長寛元年十二月二十六日、延勝寺阿彌陀堂供養、以ニ近衞殿寢殿ニ被レ立ニ延間數ニ安ニ置九體丈六佛ニといへり、承久元年燒亡す（山城名勝志）

エンシヨウジ　圓勝寺　山城國愛宕郡、粟田口金剛寺の北に在り、土俗に、舊蹟は二條南鴨川の東に在りといふ〇帝王編年記に、大治三年三月十三日待賢門院御願供ニ養圓勝寺」とあるもの是なり、本朝續文粹に、藤原敦光が大治三年三月十三日圓勝寺供養咒願文に、「檀那仙院、堯衢之側、周洛之東、法勝最勝連宮卜」憐、三層五層華塔接」砌、就ニ斯吉土ニ建以ニ伽藍ニ中央精舍、兩界圖」楹、大日如來二丈飾像、其餘四座皆丈六姿云々」とあり、以て當時堂塔の壯嚴なりしを知るべし、承久元年燒亡す（山城名勝志）

エンジヨウジ　圓乘寺　【所在】山城國葛野郡龍安寺の南方住吉山の麓に舊跡あり【起原沿革】後冷泉天皇仁和寺の南に堂を建て圓乘寺と號す、丈六の釋迦如來、普賢、文殊、延命、如意輪等の菩薩を安置す、大門廻廊、經藏、鐘樓等莊嚴美麗を極む、功成りて天喜三年十月供養を行ふ、是れ後朱雀天皇の御願の意を繼ぎ、遂げ行ひ給ひしなり、頽廢せし年代詳かならず〇北方龍安寺主山(ヌシヤマ)に、後朱雀天皇、皇后陽明門院の御陵あり、圓乘寺陵と稱す（百練抄、扶桑略記、山城名勝志、陵墓一覽）

エンジヨウジノミサザキ　圓乘寺陵　後朱雀天皇及び皇后陽明門院の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口主山の麓龍安寺方丈の北背數十歩に在り、後冷泉後三條兩帝陵と相並ぶ（陵墓一覽）

エンシヨウゼニ　厭勝錢　凶災を厭(マシナヒ)し、吉祥を求むる爲めに禁厭として用ふる錢をいふ、泉貨鑑、錢神論に、周通元寳錢を卜家擲錢に用ゆる事、諸書に見えたり、又狐狸のつきたるを拂ふ術あり、俗に通天錢と云、此錢は五代後周の世宗天下の銅佛を毀て鑄る所なれば、其奇瑞あるべし、凡て古錢を携る人には、狐狸の類、近付こと能はずといへり、唐國通寳の篆書錢をさすがみと云、七錢を以て邪魅妖氣を拂ひ退く、又常に携て運强し、或は云陰指神(ノザス)、富壽神寳を日本さすがみと云、もつとも妙多し、守鏡の下に納て、不祥を去る、或は云、陽指神(アサス)、長年大寳、萬年通寳、長命富貴、百千長壽、萬曆通寳、福壽双泉、永壽通寳、壽昌元寳、此外長壽の稱ある錢を産湯に入れば、其子長命なり、布泉の男錢を佩る時は、男子を生と云傳ふ、是はまゝ其奇瑞を見たり、然れども布泉世に希にして得がたし、若これを得ざる時は、揚形を以て婦人に守りとなさしめて可なり、云々」と見え、此外厭勝品と云ふ類凡て祥瑞多し、擧て算し難しといふ、

エンズヰ　淵醉　禁中にて賜はる酒宴を云ふ、深醉の義、毎年十一月中の丑日五節帳台試の翌日、卽ち寅の日に此事あり、公事根源に、「寅日は殿上の淵醉あり、朗詠今樣などうたひて、三獻はてゝ亂舞あり、次第に沓をはきて北陣をめぐりて五節所に向ふ、其後所々に參りて推參などあり、郢曲の聲をして參らんなどうたふ、后宮女院など淵醉あれば今日明日のほどなり」代始和抄に、殿上の淵醉は、寅卯の日この事あり、殿上人ども、直衣あるひは衣冠にて、色々の出衣をして盃酌をすゝむ、朗詠今樣などうたふ、寅の日は歡無極靈山御山をいだす、卯の日は新豐蓬萊山をうたふと云へり、貫首の人紐をとき亂舞の事あり、すそかつぎと云ひて女房など見物せし事ども、昔はありけるにや云々」と見えたり、

エンセイモン　延政門　大内裡内郭十二門の一、内裡の東、宣陽門の南十二間の所にありて南角に至る十二間、土門一間の兩扉とす〇延喜式監物の條に、「凡請ニ諸司管鑰」者、毎日監物并典鑰等共候ニ延政門外ニ近衛開門、云々」と見えたり（拾芥抄、大内裡圖考證）

エンセイモンヰン　延政門院　【名號】悅子内親王、出家して清淨智と云ふ、宜秋門院と同名たるを以て遍照覺と改む【系統】後嵯峨天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公經女【事蹟】弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院號宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩ず、年七十四（皇胤紹運錄、女院小傳）

エンゼツガキ　演說書　江戸幕府の時、裁判の事につきて掛り奉行より他の奉行へ協議する際、其協議の要件を記したるものをいふ（古事類苑法律部）評定所留役覺書に、左の如く見えたり、

上州矢田堀村四郎右衛門、外壹人、相手同國仲ノ郷村淸吉外參人、理不盡出入、

是は如何之訴狀面に付、不ㇾ及ニ裏判ニ先達而御演說之上、相手方之もの共呼出之儀、夫々地頭え相達候處、相手方之內、淸吉外壹人は欠落いたし、行衛不ニ相知ニ由に而、兵藏外壹人欠落いたし候、兩人之親類組合、村役人差出候間、兵藏は手鎖申付置候、依ㇾ之訴訟方之もの共、一同今日評定所え差出可ㇾ致ニ吟味ニと存候、依ㇾ之及ニ御演說ニ候、以上、

エンダイ　衍臺　泔州(カンシウ)を見よ、

エンダイジ　圓提寺　山城國相樂郡鹿脊山に在り〇橘氏の氏寺、以呂波字類抄に、太后橘氏嘉智子（嵯峨皇后）祭ニ氏神於圓提寺ニ此神始犬養夫人所ㇾ祭也、其後遷ニ祭ニ祀於枓山ニ仁明天皇近移ニ葛野川頭ニ今梅宮是也、」と見えたり（山城名勝志）

エンタイレキ　圓太曆　【卷數】寫本三十三冊【內容】圓太記とも號す、延慶四年、康永三、四年、貞和二、三、四、五、六年、觀應二、三、四、五年、延文二、三、四、五年の間に於ける記錄、朝家の衰へたる事、盜賊の濫行のこと、除目の時に作名の事等所々に見えたり、觀應の頃の事を記せる中に、兼好法師の履歷もつとも詳かなり、又勘文多くありて古例を知るには尤も必要のものなり【著者】中園太政大臣公賢の記錄せしもの、因て中園の園、太政大臣の太を取りて名とす（圓太曆、群書一覽）

エンタウ　遠島　江戸時代に行ひし刑名、古の遠流刑と同じ、德川百箇條に據れば、博奕を爲す者、女犯の寺僧、誤て人を殺せし者、不受不施派類の法を勸むる者等に對してこの刑を行へり〇遠島は江戸よりする者は、伊豆七島の內（其他甲斐、信濃、陸奥、出羽　蝦夷等に配せしこともあり）京大阪及び西國中國等に於ては、隱岐、壹岐、天草、及び薩摩五島の內に流すといふ、而して家財田畑共に沒收す〇先づ奉行之を言渡し同心は犯人庶人なれば鍵繩を後手に縛し、士なれば輪にかけ吟味方與力遠島の場所を讀み聞かせて之を本人に與へ、出帆まで牢舍せしむ、斯くて町奉行世話番、奉行所より斷決し來れる者を一手に集め、日を定めて船手に渡し島々へ送らしむ、「流人其島に到れば、島守に請ひて數十歩の地を借り、茅舍を作りて以て雨露を避く、身體强壯の者は、島民漁捕の助を爲して、僅に飢渴を救へども、軟弱の者は、之を爲すことを得ざれば飢餓して命を失ふこと往々これありと云ふ、流人脫島し、又は死罪以上の罪を犯す時は、其罪の輕重に據りて、死罪若くは磔刑に處し、遠島以下の罪を犯す時は島替に處す（御定百箇條、政談、御仕置類例集、刑罪祕錄、刑罪詳說）

エンダウ　筵道　通路(ツウロ)に敷き續くるむしろ、絹を緣にす、緣道とも書す、倭訓栞に、源氏枕草子集にえんだうしきてと見え、又えんだうの絹とも見えたり、縉紳家に今毛氈も用う」といへり、

エンチ　園地　王朝時代に民戸の品第に由らず、男女の差等を立てず、其土地の廣狹に隨ひ、毎人に均分して給する土地を云ふ〇若し此地一給の後更に收授せず、大約一人に三四段を給す、其戸絕ゆれば公に還す、地主存日に既に賣り訖らば、更に還すべからず、園地には其戶の品第に隨ひ、課して五年內に定數の桑漆を種ゑしむ、新に別に戶を爲す者も、亦此の例に依る、但し園地無き者は課する限にあらず、其鄕土の桑漆に宜しからざると、狹鄕とに於ては必ずしも其定數に滿たしめざるなり、園地は賣買することを得ること宅地に同じ、寺院に捨施し、賣與することを得ざることも、亦宅地に同じ（田制篇）

エンチヰンナイダイジン　圓智院內大臣　三條西公國（サンデウニシキンクニ）を見よ、

エンチシ　園池司　【名稱】「ソノイケノツカサ」とよむ【職掌】諸苑、池、種殖、蔬菜、果樹等の事を掌る【職員】正一人正六位上、佑一人從七位上、令史一人大初位上、使部六人、直丁一人、園戶三百戶品部と爲して調雜徭を免ず【起原沿革】上代園部氏ありて代々苑池の事を司る、文武天皇大寶元年制定して上記の如くす、宇多天皇寬平八年內膳司に合併す（令義解、三代格、官職祕抄後附）

エンチン　圓珍　【名號】諡して智證大師といふ【系統】俗姓和氣氏、讃岐那賀郡の人、弘法大師の姪、父は宅成、母は佐伯氏【事蹟】弘仁五年生る、頂骨隆起、兩眼重瞳なり、十歲毛詩漢書文選を讀み、十五歲叡山に登り、義眞を師として薙髮す、天長十年菩薩戒を受け、山に居して十二年修練す、仁壽三年七月奉勅唐に航し、物外貝譜法全般若恒羅等に謁して、或は深祕を受け、悉曇を學ぶ、居ること六年、天安二年歸朝し、十二月京都に入り所得を錄して表上す、貞觀五年灌頂壇を園城寺に開き、六年七月壇を仁壽殿に設け、大悲胎藏の灌頂を天皇及び諸大臣に授け、大日經を講ず、八年五月園城寺の別當に任じ、眞言止觀弘傳の公驗を賜ふ、尋で別當を長吏と稱す、珍、三井寺を中興し寺門派の祖と稱せらる、十年六月天台座主に補せらる、十四年九月暇を請うて山に歸る、元慶七年勅して法眼和尙位を授く、仁和二年秋光孝天皇不豫、珍に命じて祈らしむ、立に癒ゆ、寬平二年十二月少都に任じ、三年十月二十九日齋供常の如くにして寂す、歲七十七、叡山南峯の東陲に葬る、延長五年十二月二十七日勅して智證大師と諡す、派祖の法を嗣ぐもの康濟、尊意、眞勇等にして、阿闍梨位を受くるもの百餘人、手度の弟子五百餘人（元亨釋書、東國高僧傳、佛教各宗綱要）

エンチヤウ　延長　【名義】醍醐天皇御宇の年號、延喜二十三年閏四月十一日改元、八年を經て承平と改む【出典】文選白雉之詩に、彰ニ皇德ニ兮侔ニ周成ニ永ニ延長ニ兮膺ニ天慶」とあるに據る、初め博士の勘進あれども、字不快なるより勅に因て文選より取る（元祕抄）

エンチラク　圓地樂　地久樂（チキウラク）を見よ、

エンツウジ　圓通寺　【所在】山城國愛宕郡岩倉村字幡枝【宗旨】臨濟宗妙心寺派、本尊聖觀音大士【起原沿革】初め圓光院と云ふ、後水尾天皇の女御園基子（左大臣基任女）の居所なり、基子は後光明天皇の御生母にて延寶六年薨ず、文英尼と號す、卽ち院を捨てゝ寺となす、景川を開祖とし、勅願寺となす、後水尾天皇より孝明天皇に至る歷代の尊儀を奉安し、朝勤暮禮冥福を修めしめらる（山城名勝志、平

安通志)

エンツウジ 圓通寺 所在 下野國芳賀郡大澤村○大澤山虎溪院と號す 宗旨 淨土宗、名越派の檀林 起原沿革 應永中の草創にて、良榮上人を開山とす、寺田六十石を領す(下野國誌)

エンツウタイオウコクシ 圓通大應國師 紹明(セウミヤウ)を見よ、

エンツウダイシ 圓通大師 寂昭(ジヤクセウ)を見よ、

エンテイ 淵底 事物の根源をいふ、下學集に、淵底窮レ事義也とあり、古今著聞集に、昔今をかんがみて、その淵底をあなぐらせ給ふに云々」とあり、

エンドウウヂ 遠藤氏 東氏(トウウヂ)を見よ、

エンドウサウ 豌豆瘡 「ハウサウ」を見よ、

エンドウモリトホ 遠藤盛遠 名號 出家して文覺と號す 系統 父を左近衛將監茂遠と云ふ 事蹟 幼にして親を喪ふ、軀幹壯大、驕悍武藝に精はし、上西門院の北面となり又院の武者所となる、年十八、誤て源渡の妻袈裟を殺し、痛恨の餘髮を削りて僧となる、勤修勇猛、盛暑隆寒を避けず、山林に露臥し飛泉に凝立す、名山大川古祠淨刹至らざるなし、高雄神護寺の傍に居し、梵宇の頽毀を嘆きて營繕し、父母の冥福を祈らんとし、遂に化疏を作りて普ねく淨捨を求め、また一日後白川法皇の御所法住寺殿に至りて奏請す、法皇時に群臣と宴せるを以て左右通ぜず、文覺大に怒り殿庭に入り高聲疏を讀み、撿非違使を殺し、法皇を慢罵す因て之を縛して廷尉の獄に下す、後ち赦に逢ひて出づると雖も、意氣少も撓まず、益々譏刺して顧憚する所なし、終に伊豆に流す、即ち奈古屋寺に居し、自ら善相人と稱す、遠近頗る歸嚮す、時に源賴朝亦謫せられて伊豆にあり、一日寺に至りて文覺を訪ふ、文覺見て謂て曰く、吾曾て四方に周流して、源氏諸族を見るに、皆大事を濟すに足らず、今公を見るに心操平穩將帥の器あり、公誠に大事を興さば、公の爲めに盡さんと、乃ち急に福原に赴き、後白川法皇の院宣を得て還る、豫め賴朝期するに、事もし成らば丹波、播磨、土佐、豐饒の地十三ヶ所を神護寺の寺田と爲すべきことを以てす、既にして賴朝大將軍となり兵馬の權を握るに及び、寵を恃み勢を市り頗る威權を弄し、終に神護寺及び東寺を修す、而して賴朝の禮遇日に隆なり、平氏滅するの後、北條時政京師にありて、平氏の子孫を捕ふるや、平維盛の子六代また擒へられて當に斬られんとす、文覺賴朝に請うて之を助く、姓傲狠老いて止まず、正治元年賴朝の薨後不軌を圖る、顯れて佐渡に流さる、文覺踊躍罵詈食せずして死す、年八十(大日本史)

京都神護寺所藏(史料編纂掛蒐集)

エントク 延德 名義 後土御門天皇御宇の年號、長享三年八月二十一日改元、三年を經て明應と改む 出典 孟子に、開二延道德一とあるに據る、菅原長直之を勘進す(元祕抄)

エントク井ン 圓德院 三千院(サンセンキン)を見よ、

エントン 圓頓 天台宗の教法、即ち法華の妙法を云ふ、此妙法は、圓滿に頓速に成佛することを得る法なる故にかく名づく(法華は、梵語薩達磨芬陀利修多羅、譯して妙法蓮華經と云ふ、即ち十界十如權實の法、微妙不可思議なるを妙法と云ふ、之を蓮華の華果同時なるに譬へて以て權實同體の妙法を彰はすなり)圓とは、不偏を義とし、圓融無礙、圓滿具足して眞妄を隔てず、迷悟蕩然として言語道斷なる者、之を圓教と云ふ、頓とは、初頓直頓の義にて、對機利根なれば漸次誘引の方便を用ひず、佛成道の當初驀直に中道の實理に依る、深高の法門を頓說する者之を頓教と云ふ、即ち天台宗は法華の一念三千の妙理を頓悟し、迷悟染淨隨緣不變の旨を證知し、未來際を盡して自他の功德を滿足するにあり、故に其宗を圓頓宗、戒を圓頓戒、戒壇を圓頓戒壇と云ふ(佛教各宗綱要)

(圓教)

(頓教)

エントンカイ 圓頓戒 天台宗の戒を云ふ、「エントン」參看、

エントンシユウ 圓頓宗 天台宗を云ふ、宗祖智者大師天台山に入て苦行し、法華經に由て一實圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修むるを以て天台法華圓頓宗と云ひ、又單に圓頓宗とも云ふ、「テンダイシユウ」、「エントン」參看、(佛教各宗綱要)

エントンノカイダン 圓頓戒壇 天台宗の戒壇を云ふ、大乘圓頓戒を授くる故にかく名づく、嵯峨天皇弘仁十年僧最澄、表を奉りて戒壇を建つる事を請ふ、天皇諸寺に降して之を議せしむ、元興寺の護命、東大寺の景深皆之を斥く、然れども翌十一年春、請を入れ建立を許す、是より先戒壇は奈良東大寺、下野藥師寺、太宰府觀世音寺の三戒壇なりしが、茲に至り四戒壇となる(元亨釋書)

エンニチ 緣日 佛神に有緣の日を云ふ、倭訓栞に、佛菩薩降誕日示現或某神誕辰降現飛升等の日と云ふ、道書並月令廣義などに見え侍る、是我俗に云ふ緣日也」とあり、櫻陰腐談に、相傳有二說一、一謂、昔於二日本一造二觀音或藥師寺之殿堂一、用レ初致二遷宮一之日、習來爲二其緣日一乎、一謂、緣日具名二娑婆有緣之日一、若再用レ尊之初現二釋迦說經座一之日、爲二其緣日一乎、久來但有二此兩說一、更無二全取レ決之證一」と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども心あればさもあるべし」、太平記雲客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引なりけるか云々」とあり、

エンニン 延任 地方官の一定の赴任年限を延べて、久しく其國を治するを云ふ、官職難儀に、一任四ヶ年を又四ヶ年任ずるを重任といふ、四ヶ年の內を一年にても、又二ヶ年三ヶ年にてもの べてなさるゝをば延任と申す也」といへり、文武天皇大寶元年の制に任期は六年なりしが、後ち屢々沿革して仁明天皇承和元年七月諸國は四ヶ年、陸奧出羽太宰府は六ヶ年と定めらる(令義解、三代格、有職小說)

エンニン 圓仁 系統 淳和天皇天長八年七月慈覺大師と諡す 系統 姓は壬生氏、其先は崇神天皇の皇子豐城入彥命より出づ、下野都賀郡の人、[illegible]性聰明、觀溫雅、幼より佛理を好む、初め下野の大慈寺僧智廣に從て學ぶ、大同三年叡山に至り、最澄の弟子となる、澄、仁の器宇の凡ならざるを見て之を愛し、止觀文義の骨髓を指授し、一藏經論の關鍵を領知せしむ、七年具足戒を東大寺に受く、承和五年七月入唐法を求む、宗叡に悉曇を學び、全雅に從て密教を解し灌頂を受く、後ち諸刹を巡觀し、五台山に遊ばんとす、普通院志遠法師に摩訶止觀を受け、大興善寺元政阿闍に金剛界の大法を學び、五瓶灌頂を受け、青龍寺義眞の胎藏界灌頂場に入り、毗盧遮那經中の眞言印契を學び、微細儀範蘇悉地大法を受け、胎藏界大曼陀羅を圖す、十四年歸朝し、太宰府に入る、傳ふる所の經書法具を朝廷に奉る、明年京師に入り、千僧供養を行ひ、五台山の念佛三昧法を諸徒に授く、嘉祥元年內供奉となる、齊衡元年天台座主となる、三年三月天皇冷泉院に兩部灌頂を受く、後ち又菩薩戒を受け、皇后亦同じく受く、貞觀六年正月十三日弟子常濟獨りを內床に召入れ、口に眞言を誦し、印契を濟に授く、次夜阿彌陀を念じ、諸門人をして同唱せしむ、子の時、手に印を結び、口に咒を誦し、首を北にして逝く、年七十一、臘四十九 著書 金剛頂蘇悉地二經疏共に七卷、顯揚大戒論八卷(元亨釋書)

エンネンマヒ 延年舞 名義 僧家の舞、延年とは、庭訓往來に、詩歌管絃者、遐齡延年方也」とある意なり○吾妻鏡要目集成に云ふ、延年は少年の法師二人裹頭とて白き袈裟にて包み、赤き袍を著し、白き大口をつけ短刀を脊に指し、中啓鼻高沓を用ふ、又舞の中に 如此なる立烏帽子を着る、唱方は六人一同、袍赤五人、白一人、五條袈裟、縹帽子、中啓、鼻高沓等なり、各一行に進出て唱ふ、舞畢て舞方唱方一同に退去、僧徒天下安全の爲めに

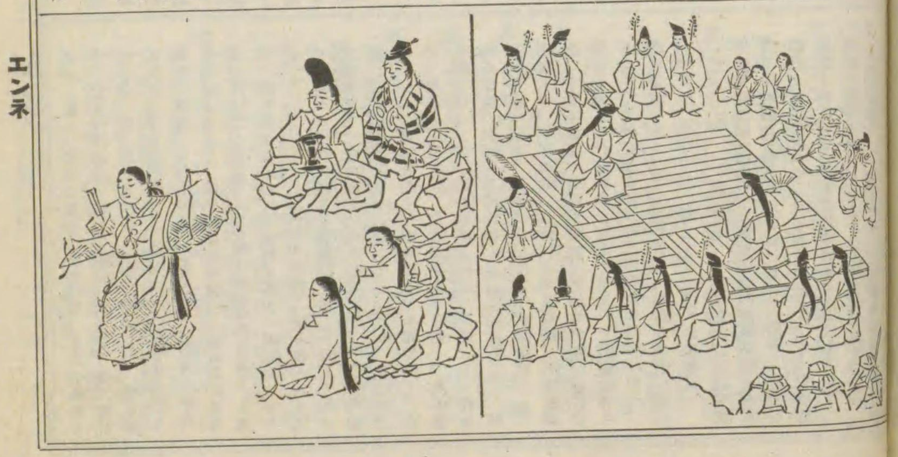

修行する舞なり、叡山南都の僧傳來することなり、毎年四月十七日辰剋日光三佛堂の前にて延年の舞を奏す」と以て其一斑を窺ふに足るべし **起原** 文治三年源頼朝信濃白拍子を召して延年舞を見しこと吾妻鏡に見え、四年九月またありしこと圓光大師傳に見えたり、吾妻鏡著聞集によれば、建暦建長頃は僧家のみならず、少年も嗜みしが如し、寛正中に至ても盛に行はれ、專ら奈良興福寺の僧徒之を行ひたるが如し○歌曲、興福寺延年舞式に、寄樂、連、遊僧、當辨、東舞、開口、射拂、駈者、絲綸、風流、白拍子、相亂拍子、走等の標目あり、舞手扇を持て舞ふ、烏帽子着たる男銅拍子と鼓とを打つ（嬉遊笑覽、歌舞音樂略史）

【第一圖】は、土佐光信の筆にて、興福寺の延年舞を寫したるものといへり、光信は永正頃の人、住吉廣行の寫本によりて或る人の興福寺延年舞式に附紙して載せたるをこゝに出せり、

【第二圖】は、圓光大師繪傳に見えたる延年舞圖を略寫したる者、此畫卷は惟久邦隆等六人の合作にて世に四十八卷傳といへり、今智恩院に收む、

エンノザ　宴座　中古以來朝廷の節會の宴、臣下の大饗等の時に獻酬する座を云ふ、西宮記列見の條に、宴座上卿以下一々降揖、右廻出、於二造曹所一著レ靴、上卿入レ廳、以下立二南廂西三間以西一共再拜、上卿著（西面）次々入著、辨以下各分著、一獻、次辨執レ匕令レ飲二獻盃大辨已下一復座、一史令レ飲二獻盃辨及六位一復座、二史又立令レ飲二獻盃史二一獻、次辨酌二公卿以下辨少納言座料一復座、次史酌二獻盃辨及六位座一如レ初、三獻、次辨史酌如レ前、上卿立二箸匕一卽拔、一々立出著二東廊一辨以下著二同廊內平敷座一史申二裝束畢由一、穩座、上卿已下著二穩座一辨少納言著座、三獻畢、召二史生一召二近衛諸司一兩日於二堂上一謝レ之、召二雅樂一頭、大辨見二見參一申文、史獻盃、事畢各退出」と見えたり、

エンノセウカク　役小角　**名號** 賀茂役公氏 **事蹟** 大和葛城上郡茅原村の人、佛氏を好み咒術を善くす、年三十二家を棄て、葛城山に入り、巖窟に居る事三十餘年、松果を食ひ藤葛を衣とし、鬼神を驅役し、水を汲み薪を採るなど、唯意の欲するがまゝなり、もし命を用ひざるものあらば、則ち之を咒縛す、時に韓國廣足といふものあり、妖妄衆を惑はすよしを朝に誣告す、文武天皇詔して小角を擊つ、吏捕ふること能はず、因て其母を收む、小角自ら出でゝ縛に就く、卽ち伊豆島に流す、後ち赦に逢ふに及び母と共に唐に行くといふ（大日本史）

エンバイノシン　鹽梅臣　補佐の臣をいふ、補は「ォギナフ」佐は「タスクル」の意にて、君を守るの義、卽ち良臣をいふ（有職袖中抄）

エンパウ　延寶　**名義** 靈元天皇御宇の年號、寛文十三年九月二十一日改元、此年京都火災及び洪水あるに因てなり、九年九月に至り天和と改む **出典** 隋書志に、分二四序一綴二三光一延二寶祚一渺無レ彊とあるに據る、權中納言菅原爲庸之を勘進す（元祕別錄、野史）

エンボ　遠墓　八墓以外の墓を云ふ、近墓に對しての名、近陵（キンリョウ）八墓（ハチボ）を見よ、

エンビ　燕尾　纓（エイ）を見よ、

エンブ　振舞（厭舞）　**名義** 舞樂の始めに必ず奏する樂にて、左右の伶人桙を執て舞ふなり、厭舞と書するを正しとす、所謂厭勝の舞にて、惡魔調伏の祈禱なり、振舞は桙とりて舞ふ姿よりいへるならん、延舞、演夫、蓮舞と書くは皆借字なり、塵袋に、厭の字をばまじなふとよむ、蔡邕が傳には、厭は伏也と釋せり、されば邪鬼等を降伏し、災殃なけすがためなる故に、祝ひて最初に是をなす、えぶの亂聲とて、三度桙を振る、始めの亂聲は天の分、第二度は地の分、第三度は人の分、三才に配當して、桙を振る間に、唱ふる頌文あり、終の一句は兩說あるべし、新造の御堂御所などにて、此事あるなば鎭舞と云ふ、定案摩と云ふも、鎭する心ある故に、餘の舞に先ちて、始に必ず是を舞、二の舞は地神の形を表す」とあり、舞を延と云ふ心にて延舞と書き、振舞を「エンブ」といふはシとエと似たるを以て、訓み違へたるなりと云へるは共に誤なり **作法** 左方より舞人一人、紅袍を着し、左を袒き、木桙（黒柄にて又は左金、右銀）を持て舞臺に出でゝ舞ひ、了りて退き、次に右方より一人、綠袍を着し、右を袒き、木桙を持し、出でゝ舞ひ、退て次に、左右並び進み合舞す、是を合せ桙といひ、又三節の振舞といふ、舞臺に上り桙を振る三度、初節は天神に供し、中節は地祇を和し、後節は先靈を祭る、口中に、天長地久、政和世理（一節）王家太平、雅音成就（二節）一天雲殊靜、四海波最澄、十雨不破壤、五風不鳴枝、天地和合禮（三節）の鎭詞を唱ふ、猶教訓鈔に詳しく見えたり **起原** 傳に云、周武王、殷紂王を討つ時に、商郊の牧野に至り、左に黃鉞を杖き、右に白旄を執り、戰勝を神祇に祈りし時の形に象りて世に傳ふと（禮樂志、舞樂圖說）

エンプクジ　延福寺　**所在** 相模國鎌倉郡淨妙寺村淨妙寺域內○山號雲谷山 **起原沿革** 足利尊氏の兄高義、母契尼禪尼追福の爲めに創建し、足菴を開祖とす、觀應三年二月足利直氏當寺に卒す、或は圓福寺と書す、後ち管領成氏の時年々二月當寺に參す、廢滅に歸せし年代明ならず（新編相模國風土記稿）

エンブクジ　圓福寺　**所在** 京都市四條坊門の南京極、舊は室町三條坊門の南圓福寺町にありき **宗旨** 淨土宗、西山派深草流の本寺 **起原沿革** 建長三年僧立信、後深草天皇の勅を奉じ、深草に創建して眞宗院と云ふ、後花園天皇更に勅して三條坊門に移さしむ、天正中今の地に移す、近年故ありて、參河國額田郡岩津村妙心寺と寺號を交換し、同寺の本尊を當寺に迎へたり（山城名勝志、京華要誌）

エンプクジ　圓福寺　**所在** 武藏國江戸愛宕○愛宕權現社の別當たり **宗旨** 新義派眞言宗、江戸四箇寺の一、觸頭なり **起原沿革** 慶長八年石川六郎左衛門台命を受け當山を闢き堂宇を建立し、神證上人を開山と爲す、十五年本社を初め悉く建立、元和三年王子村に於て百石の領地を附す（江戸名所圖會）

エンマ　閻魔（琰魔、炎魔、餤魔）　佛教にて地獄の王、梵語閻摩羅と云ふ、靜息と譯す、能く造惡者の不善業を靜息する故に名づく、又遮と譯す、遮りて惡を造らざらしむる故なり、又閻魔鬼王とも、閻羅王趣とも、琰魔天とも、閃多とも、夜磨盧迦とも、閻魔羅社とも云ふ、雙王、隻王、息諍と譯す、兄妹與に地獄主となり、兄は男事、妹は女事を治むる故に雙王と云ひ、罪人の諍を止むる故に息諍と云ふ、又十王とも云ふ、鬼官の總司となり、生死罪福の業を司り、常に鬼を使役し、五趣中に入りて罪人を追攝し、平等に治罪捶拷すと云ふ（釋氏要覽、希麟音義、盂蘭盆記、類聚名義考、佛教いろは辭典）

エンマテンク　閻魔天供　**名義** 罪人を助けんが爲めの供養、華嚴音義に、閻魔之を遮止と云ひ、試白と云ふ **起原沿革** 崇德天皇保延四年、相實法印藤原賴長の北政所發心地東三條殿に於て始めて之を修す、五年美福門院御產の爲めに修す（諸法要略記）

エンマン井ン　圓滿院　**所在** 近江國滋賀郡大津町園城寺境內、金堂の東北、初めは山城國愛宕郡岡崎村御所內○園城寺門跡の一 **宗旨** 天台宗 **起原沿革** 村上天皇第三皇子悟圓入道親王愛宕郡岡崎地に一院を起す、近江輿地誌略所引の舊記に、從一位源隆姬、後中書王具平之女、宇治關白北政所也、世號二高倉殿一本寺常行堂本願、長久元年供養、以二土佐國和倉庄一施入」とあるは蓋し圓滿院なるべし、後ち明尊大僧正之を傳領して益々壯麗を極む、長久三年延曆寺衆徒の爲めに燒かる、明尊關白藤原賴通の信仰を受け、本院を再興し、且つ賴通建つる所の宇治平等院を兼帶す、留來平等院は園城寺末に屬す、後ち屢々盛衰あり、天文中近江國園城寺內に移す、江戸幕府に至り寺領六百十九石を寄す、今歷代を擧れば左の如し（山城名勝志、近江輿地誌略、光臺一覽、門跡傳）

○智證―康濟―增命―京意―敬一―運昭
行譽―餘慶―悟圓入道親王（院祖）―永圓
明尊―明行入道親王―覺圓―行尊
行慶―道惠法親王―圓惠法親王
定惠法親王―法圓―圓淨―仁助法親王
圓助法親王―淨助法親王―眞覺
行覺法親王―恒助法親王―尊悟入道親王
仁悟入道親王―長助法親王―尊兼
定尊―性覺法親王―行悟法親王
行助法親王―尊濟法親王―圓悟―圓胤
尊雅―敎助―仁悟法親王―道悟―養慶
常尊―永悟入道親王―道尊親王
行悳入道親王―公寛親王―祐常―佳宮
潔宮―覺諄入道親王

エンマンジ　圓滿寺　**所在** 武藏國江戸湯島六丁目○山號萬昌山、世に木食寺と稱す **宗旨** 眞言宗、本尊十一面觀世音菩薩（淳和天皇の妃如意法尼の作）**起原沿革** 延寶五年木食義高上人江戸湯島に於て一たび敎化を弘めしが、高野山光臺院の住職と爲る、元祿四年また江戸に出づ、寶永七年湯島の地に梵刹を創建す、文昭公の志願に依て本多忠晴之を奉行し、木食上人を開山と爲す（武藏風土記、江戸名所圖會）

エンマンジヤウセウコクシ　圓滿常照國師　祖元（ソゲン）を見よ、

エンミヤウ井ンジユンダイジン　延命院准大臣　中院通淳（ナカノキンミチアツ）を見よ、

エンミヤウコクシ　圓明國師　紹瑾（セウキン）を見よ、

エンミヤウジ　延命寺　**所在** 安房國平郡國分村大字本織○山號長谷山 **宗旨** 曹洞宗 **起原** **沿革** 傳に云、開基以來五代の間年歷詳かならず、永正十七年里見實堯の祈願により僧梵眞を請待して開山とし田園を附して菩提寺と爲す、江戸時代二百十七石の朱印地を給す、實堯、義堯以降の位牌及び木像あり（房總志料、安房志料、大日本國誌）

エンミヤウジ　圓明寺　**所在** 山城國乙訓郡山崎の北圓明寺村に在り○醫王山と號し、世に山寺と稱す **宗旨** 眞言宗、本尊藥師如來 **起原沿革** 九條道家の再建する所なり、其子實經（一條家の祖）此地に山莊を構ふ、世に圓明寺殿と稱す、後ち圓宗寺と改む、「エンシユウジ」參看（山城名勝志）

エンミヤウジ　圓明寺　根來寺のことをいふ、「ネゴロデラ」を見よ、

エンミヤウジドノ　圓明寺殿　藤原實經（フヂハラノサネツネ）を見よ、

エンミヤウジニフダウサキノクワンパク　圓明寺入道前關白　一條家經（イチデウイヘツネ）を見よ、

エンミヤウホフ　延命法　普賢延命法（フゲンエンミヤウホフ）を見よ、

エンメイモン　延明門　大內裡豐樂院十九門の一、又東面外の大門ともいふ、豐樂院の外門、朝堂院の章義門と相對す、大さ五間、楹間南北一丈四尺、東西一丈一尺、章善門及び不老門の結構に擬る○內裏式（七日會）に、左右馬寮引二青馬一入レ自二延明門一ことあり（大內裡圖考證）

エンメイリウ　圓明流　武藏流（ムサシリウ）を見よ、

エンモン　延文　【名義】後光嚴天皇御宇の年號、文和五年三月二十八日改元、五年を經て康安と改元す【出典】漢書に、延二文學一儒者、數百人とあるに據る、文章博士藤原忠光之を勘進す（元祕抄）

エンヤタカサダ　鹽谷高貞　【系統】出雲の人、隱岐守佐々木義清の玄孫、父貞清始めて鹽谷と稱す【事蹟】高貞檢非違使從五位下出雲守に補せらる、元弘三年後醍醐天皇隱岐にあり、富士名義綱をして高貞を招く應ぜず、既にして天皇船上にあり、近國の將士皆從ふ、高貞終に官軍に屬す、建武元年千里の馬を獻ず、尋で隱岐守となる、二年尊良親王に從て足利尊氏と竹下に戰ふ、高貞叛して尊氏に屬す、延元三年初め天皇宮人を高貞に賜ふ、尊氏の執事高師直其姿色あるを見て數々挑む、遂に高貞を殺して奪はんとし、謀叛を以て讒す、高貞竊に逃る、師直尊氏に告げ人を遣はして山崎に至て之を殺す、首を京師に傳ふ（大日本史）

エンユウ井ン　圓融院　圓融寺（エンユウジ）又は三千院（サンゼンキン）を見よ、

エンユウジ　圓融寺　【所在】山城國葛野郡仁和寺の近傍に舊址あり○又圓融院とも云ふ【起原沿革】永觀元年三月圓融天皇御願寺圓融寺を建立し七佛藥師を安置して供養す、御齋會に准じて壯嚴を極む、東寺長者寬朝僧正供養導師たり、もと此地は寬朝の住室なりしが玆に至り大伽藍となれり、寬和元年九月圓融上皇堀川院より圓融院に遷御して住み給ふ、明年十二月一條天皇行幸し給ふ、永祚二年三月五重塔を建て五智如來を安置して供養す、正曆二年二月上皇崩御、圓融寺北原に葬り奉る、後世漸次衰頽して廢寺となる（紀略、扶桑略記、山城名勝志）

エンユウジノキタノミサザキ　圓融寺北陵　一條天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口春日谷原山の官林中に在り○堀河天皇の御陵と相並ぶ、天皇遺詔して御骨を此に藏めしむ、群臣汚忌を避け權に圓成寺に置く、後一條天皇寬仁四年六月此所に遷す、兆域周圍八十七間九分、土墳隆崇、雜木林立す、諸陵考に據れば、郡中龍安寺の東北に在りて、高六尺許、周六十三丈許、其他春日谷といふと見えたり（左經記、陵墓一覽、平安通志）

エンユウテンワウ　圓融天皇　【名號】御名守平、御諱金剛法【系統】村上天皇の第五皇子、冷泉天皇の同母弟、第六十四代の天皇【事蹟】康保四年九月冷泉天皇の皇太弟となり、安和二年八月十三日襲芳舍に於て受禪　九月二十三日大極殿に於て卽位の禮を行ふ、在位十五年にして、永觀二年位を華山天皇に讓り、寬和元年剃髮、圓融院に御す、院に在ること七年、正曆二年崩ず、壽三十三、圓融寺の北原に火葬し、御骨を村山陵の側に藏す、後村上陵と稱す、天皇讓位の後、紫野に幸し、子日遊をなし、又大井川に幸し、詩歌管絃の三船を分ちて遊樂し給へり、風流文雅後世之を稱す（大日本史）

エンラワウ　閻羅王　閻魔（エンマ）を見よ、

エンリンダウ　園林堂　山城國葛野郡下桂村桂離宮の庭苑に在る堂宇をいふ、方凡三間また中島に在り、親王家歷代の影像及び靈牌を安せし佛龕にして、智忠親王の代に新造する所なり、無量品の、園林諸堂閣、種々寶莊嚴の語を取りて名づけし者なり、堂名三字額は後水尾院の宸筆、本尊楊柳觀音畫像は寶鏡寺本覺院宮の筆、離宮と爲るに及びて、靈牌等親王家に屬するものは、相國寺慈照院に移されたり（平安通志）

エンリヤク　延曆　【名義】桓武天皇御宇の年號、天應二年八月十九日改元、代始に因てなり、二十四年を經て大同と改む【出典】續紀に、八月己巳詔曰、今者宗社降レ靈、幽顯介福、年穀豐稔、徵祥仍臻、思與二萬國一嘉二此休祚一、宜下改二天應二曰中延曆元年上とあり、

エンリヤクカウタイシキ　延曆交替式　交替式（カウタイシキ）を見よ、

エンリヤクジ　延曆寺　【所在】近江國滋賀郡坂本村比叡山上○比叡山と號す、又比叡山寺とも、一乘止觀院とも云ふ、世に山門と稱す、又單に略して山とも云ふ【宗旨】天台宗、總本山【起原沿革】延曆四年七月僧最澄、比叡山に登り、草舍を縛し、法華金光明等の諸大乘を讀み、大願を發す、七年桓武天皇の奉爲に根本中堂を建て、比叡山寺と號す、後ち一乘止觀院と改む、二十年正月勅して年分度者を給ひ、毘盧遮那摩訶止觀兩業を試む、弘仁二年七月法華堂を建つ、九年左大辨大伴古麻呂を遣はして寺地を檢知し、四至を定む、十四年二月改めて延曆寺と號す、天長元年六月始めて僧義眞を以て天台座主に補す、二年近江國正稅二萬束を賜ひ、四年五月勅許により戒壇院を建立す、承和十三年八月定心院を建立し、近江國正稅三萬束を賜ふ、十四年始めて定心院十禪師を置き、毎日大般若經を轉讀して、闕あらば才行を撰で補せしむ、貞觀十八年八僧を寶幢院に置く、元慶五年大浦莊二十八町を寄せ、文珠樓の七軀大聖文珠井に五佛の燈油修理料となす、七年寶幢院別當を置き、院中の雜事を掌らしむ、仁和二年正稅二萬束を出擧して、子錢を以て西塔院の燈油料となす、延喜二年宇多法皇本寺に御幸あらせられ、滋賀郡勅旨田七町を佛舍利會料に、三町を法華三昧料とし、後ち又四萬五千束を定心西塔二院の料に、二萬二千束を文珠會及び造院料となし給ふ、二年四月宇多法皇再び幸して舍利會を設く、天慶二年七月尊勝法、三年正月大威德法、八月五壇法、天曆元年三月千僧供を修す、三年正月根本中堂災に罹る、康保三年又火災に逢ふ、一條天皇永延二年行幸して灌頂戒を受け給ふ、本寺は歷代の尊崇厚く、所領多く財政豐なりしを以て、僧兵を養ひ、山法師と稱して、少しく意に滿たざるものあらば嗷訴を企て、暴力を以て事を遂げたり、其橫暴の狀は平家物語源平盛衰記等の諸書に詳かなり、鳥羽法皇山法師を以て三不如意の一としたるを見ても其一斑を知るべきなり、天長十年天台座主義眞寂するや、圓珍を替補せんとす、大衆聽かず、爭擾す、朝廷止むを得ず圓珍を罷む、後ち珍三井寺を中興し天台の別院となす、後世三井寺獨立して戒壇を置くや、延曆寺之を[illegible]す、相攻伐す、これより歷世相爭うて鬪亂絕えざりき、元弘元年後醍醐天皇に從ひて、關東軍を防ぐ、延元元年正月後醍醐天皇行幸し、二月京都に還御し給ふ、五月楠木正成湊河に破れ、足利尊氏京都に入るを以て再び行幸し給ふ、正平元年山徒神輿を中堂に移し、天龍寺の供養を妨ぐ、應安元年八月神輿を奉じて京都に亂入し、僧祖禪の配流を訴ふ之を聽す、二年南禪寺の樓門を破却す、この後屢々强訴する所あり、後ち諸堂荒廢するもの多し、永祿六年八月綸旨を下して、諸國に勸進して修造せしむ、幕府皆其請を許す、元龜二年淺井朝倉二氏と力を戮せ、織田信長を討んとす、信長之を聞き、兵數千を分ち、山下より火を放て進軍す、僧徒は少長となく之を殺す、玆に於て滿山數千の堂塔、日吉山王二十一社皆灰燼に歸し、三千の大衆殆ど殺戮せらる、其他延曆寺末寺の諸國にあるもの、兵を分て之を燔く、玆に於て天台宗の古刹舊院悉く蕩盡し、山門の勢ひ全く地に委す、天正十三年豐臣秀吉、寺領千五百七十三石を寄せ、再興を謀り、十七年山門始めて成る、德川家康秀吉の志を繼ぎ、再興を謀り、下坂本三千四百石餘を寄附す、慶長十三年七月秀忠寺領五千石永代寄附の朱印を賜ふ、寬永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、稍々舊觀に復す、今存する所の中堂釋迦堂以下皆是にして、現今特別保護建造物に屬す○延曆寺の門跡は、輪王寺を除き、妙法院、青蓮院、圓融院、曼珠院の四とす、座主法親王は最雲法親王保元元年補せしを始めとす○寺域、昔時は比叡山大界三十六町周山四方各六里に餘り、隆時には三塔（東塔止觀院、西塔寶幢院、橫川楞嚴院）九院（止觀、定心、總持、四王、戒壇、八部、山王、西塔、淨土）十六院等を初めとして三千餘坊ありしと云ふ、今左に著名のものを示す、

（十禪師）

（東塔）

東塔　東塔院の義、南、東北、西、無動寺、五谷に分れ、四十六坊餘あり、根本中堂戒壇堂、大講堂、法華堂、文珠樓等皆此中にあり、一山の中央に位す○根本中堂　當山草創最初の建立にして、所謂一乘止觀院なり、最澄等身の藥師を安置して本尊とす、初め藥師堂、文珠堂、經藏三字ありて、藥師堂は中間にありし故に根本中堂と名づく、延曆十三年供養す、後ち幾多の變遷を經、現今の堂宇は寬文七年の造立にして、桁行十九間二寸、梁行十二間三尺七寸、軒の高五間一尺、今特別保護建造物となる、中堂寶前の常燈は最澄手づから燧を鑽り點する所三燈あり、淳和天皇弘仁元年十月勅して油料を充て置く、天祿三年僧慈惠三火を統べて一燈とす、承平五年三月中堂炎燒の時も、常燈滅せず、天正十三年再興の後は、出羽立石寺より傳へ來りて今に滅せず、立石寺の常燈は本と此の燈火を分ちたるものなりと云ふ、中堂の前に竹台あり、北にあるを筠篠と云ふ、南にあるを䔣篠と云ふ、最澄支那天台山の竹を持ち歸り栽うる所なり○大講堂　中堂の西南七八間高き所にあり、桁行十七間五寸、梁行十間四尺、軒高六間三尺五寸、天長元年九月嵯峨上皇の御願により、義眞建立す、本尊大日如來、脇士左彌勒、右十一面觀音並に梵天帝釋四大天王あり、別に文珠を東方に、桓武天皇の像を壇上西方に安置す、康保三年災し、元久二年、文永元年、永仁六年、元亨二年等屢々災し、元龜二年信長の爲めに燒かれ、現今のは寬永二年德川家光の建つる所、現今特別保護に屬す、此堂は大衆集會の所にて、一山事ある時は、庭の塔樓に聚る、建立以來二季の廣學竪義を執行し、勅使臨みしが、近來は五年に一度廣學竪義の勅會を執行して、天台宗學生唯一の經歷法と

（根本中堂）

（大講堂）

（前唐院）なせり○前唐院、大講堂の後にあり、慈覺の廟なり、唐土傳來の眞言祕教曼荼羅等を納め置きし所なり、慈覺は智證より前に入唐して傳へし經卷を納めし堂なるが故に名づくと云ふ（戒壇院）○戒壇院、大講堂の西一段高き所にあり、淳和天皇天長四年五月、近江國に符を下し創立す、貞觀十六年十一月勅して中門を造らしむ、本尊金色釋迦座像、文殊彌勒を安置す、是より先弘仁十三年最澄顯戒論を進獻す、翌年四月義眞傳戒師、圓仁教授師となり、圓頓戒を授く、是れ本邦一乘圓頓戒を授くる始めなり、僧徒大乘の妙戒を受けんとするもの皆此壇に昇るなり、昔時は五間の堂宇、七間の講堂、東西十四丈、南北十二丈の廻廊、三間の中門ありしが、現存のものは寛永中德川家光の建つる所、檜皮葺五間の堂宇なり○山王院、雲母坂の下口にあり、法華鎭護山王院又は千手堂と云ふ、本尊千手觀音、仁壽中建立す、智證此所に住す○淨土院、山王院の西一町餘にあり、最澄の廟所なり、大師自作の阿彌陀佛を本尊とす○法華堂、淨土院の西北にあり、本尊普賢菩薩、天長二年の建立、法華三昧を行する道場なり、

無動寺谷　東塔の別所にして十三坊あり○無動寺明王堂とも云ふ、根本中堂の南十町にあり、貞觀六年相應の開基する所、不動明王を本尊とす○大乘院、皇嘉門院の御祈願所にして、建久五年八月藤原兼實の建立する所、慈鎭之に住す、

（西塔）西塔　西塔院の義にして、根本中堂の西北十餘町にあり、元と山城國に屬せしが、近時改めて滋賀郡に入る、釋迦堂、相輪堂、法華堂、椿堂（元三堂）常行堂等あり、之を總べて寶幢院と云ふ（椿堂）○椿堂、西塔の入口にあり、聖德太子此山に登り、靈地を求むる時、堂を立て椿杖を此所に置く、後ち枝葉繁茂するを以て名づく、本尊千手觀音○常行堂、椿堂の西の上にあり、寛平五年靜觀の建立する所、常行三昧を行する道場なり、本尊阿彌陀佛（法華堂）○法華堂、椿堂の東方にあり、天長二年延秀、寂光と力を戮せて建立する所、最澄自筆の法華經を納む、法華三昧を行する道場なり、本尊普賢菩薩○釋迦堂、又、轉法輪堂、法華延命寶幢院と云ふ、西塔の本堂とも云ふべきものなり、天長二年圓澄弟子延秀と共に建立する所、勸學會を此堂にて執行す、勅使は辨官之を勤む（相輪橖）○相輪橖、釋迦堂の後二町上にあり、淨菩提心無垢淨光陀尼幢相輪橖と云ふ、又は法華延命寶塔橖と云ふ、高四丈五尺、頂上は金銅の相輪橖にて九層あり、上の輪の下に法華經大日經二十三部五十八卷の聖教を安す、弘仁十一年九月最澄の造る所なり、銘も亦最澄の作、土俗に王城の鬼門を護ると云ふは妄なり（黑谷青龍寺）○黑谷青龍寺、黑谷にあり、釋迦堂の北八町にあり、慈惠大師の草創する所、山城國愛宕郡に屬す、今八瀨村の管內たり、僧源空此に居して修業す、

横川　西塔の東北三十町許にあり、十四坊あり、別院に飯室あり、五坊あり（楞嚴院）○楞嚴院　横川の中堂にて天長六年慈覺大師の草創、本尊聖觀音、脇士毘沙門天（慈覺作）不動明王（佛師明定作）（如法堂）○根本如法堂、舊址中堂の西半町許にあり、天長中慈覺の四種三昧を行し、石墨草筆を以て法華經を書寫する所、我邦如法經最初の地なるを以て根本塔と云ふ、後白河、後深草、伏見三天皇御書寫の法華經を納め給ふ（四季講堂）○四季講堂　定心房とも大師堂とも云ふ、康保四年四季の論講を行ふ、爾來每年法華八講を執行す、

（飯室）飯室　横川の別所にて寶幢寺と云ふ、安樂院、不動堂、慈忍堂等あり○安樂院、兜卒谷にあり、本尊阿彌陀、寛和元年睿桓禪師の開基、惠心僧都も之に隱棲す、中古騷亂の際山中の淨侶交衆を謝し、籠居して專ら修業せし五箇別所の一、元祿七年大明院宮より靈空に賜ひて律院とす、十五年新知百石の朱印を賜はり、永く天台律宗總本寺となる○飯室谷明王堂、寶滿寺と云ふ、本尊不動明王、慈忍和尙の建立する所、昔し飯櫃童子老仙となり、慈覺を供養せし故に飯室と云ふ、嘗て中納言義懷籠居の地たり○今座主を左に示す（續紀、扶桑略記、叡岳要記、佛事志、近江輿地誌略、近江國名跡案內、諸門跡傳、國寶目錄）

○義眞—圓澄—（光定）—圓仁—安惠
圓珍—惟首—猷憲—康濟—長意
增命—良勇—玄鑒—尊意—義海
延昌—鎭朝—喜慶—良源—尋禪
餘慶—陽生—暹賀—覺慶—慶圓
明救—院源—慶命—教圓—明尊
源心—源泉—明快—勝範—覺圓
覺尋—良眞—仁覺—慶朝—增譽
仁源—賢暹—仁豪—寛慶—行尊
仁實—忠尋—覺猷—行玄—最雲
覺忠—重輸—快修—俊圓—快修再任
明雲—覺快—明雲—俊堯—全玄
公顯—顯眞—慈圓—承仁—辨雅
慈圓再任—實全—直性—承圓—慈圓三任
公圓—慈圓四任—承圓再任—圓基—尊性

眞快—尊性再任—慈源—慈賢—慈源再任
道覺—尊覺—尊助再任—最仁—澄覺
尊助—慈禪—澄覺—道玄—公豪
最源—尊助三任—最助—慈實—慈助
尊助四任—慈助再任—源惠—慈基—尊教
良助—道潤—道玄再任—覺雲—公什
慈道—仁澄—覺雲再任—慈勝—親源
澄助—慈道—性守—承覺—承鎭
慈道再任—尊雲—桓守—尊雲再任—慈嚴
尊澄—尊圓—尊胤—尊澄再任—尊胤再任
聖慧—尊圓再任—祐助—承胤—亮性
尊胤三任—尊圓三任—慈嚴三任—尊圓有以不數世代—尊胤四任
尊道—桓豪—承胤再任—恒鎭—尊道再任
承胤三任—慈濟—道圓—堯仁—明承
慈辨—尊道三任—道順—桓教—良順
堯仁—桓教再任—實圓—相嚴—義圓
持辨—義承—良什—義承再任—公承
教覺—尊慈—堯胤—覺胤—尊鎭
堯尊—應胤—覺恕—尊朝—常胤
最胤—良恕—堯然—慈胤—尊純
堯然再任—良尙—慈胤再任—尊純再任—堯然三任
尊敬—慈胤三任—堯恕—尊證—盛胤
堯恕再任—尊證再任—盛胤—堯恕三任—公辨
堯延—公辨再任—堯延再任—良應—堯延三任
道仁—尊祐—公寛—道仁再任—尊祐再任
公寛再任—道仁三任—尊祐三任—堯恭—公遵
尊祐四任—堯恭再任—公遵再任—堯恭三任—公啓
堯恭四任—尊眞—常仁—尊眞再任—公延
眞仁—尊眞三任—公澄—尊眞四任—承眞
公猷—承眞再任—公猷再任—承眞三任—尊寶
承眞三任—教仁—舜仁—教仁再任—尊融
昌仁—慈性—昌仁

エンリヨ　遠慮　**名義**　江戸時代における士人及び僧侶の閏刑、門扉を鎖して謹愼せしむるをいふ　**方法**　大體逼塞と同じ、卽ち門を鎖し晝は出入すれども、潛門は引寄おくのみにて鎖すに及ばず、夜中は陰に出入するを、默許せられたり、逼塞に比し更に輕きものとす、なほ此刑は士人僧侶の刑なれど、又公卿にも適用せしことあり、文化九年に、西洞院三位信順が不行跡を以て遠慮を命ぜられしがごときは、其一例なり（德川政刑史料、大臣俊矩公公私雜日記、古事類苑法律部）

エンリヨウ　遠陵　十陵以外の陵を云ふ、近陵に對しての名、「キンリヨウ」を見よ、

エンレウクワン　延遼館　濱御殿（ハマゴ

エンロクダウ　延祿堂　大內裡八省院十二堂の一、院の西方、顯章堂の南四丈に在りて、北より第四の堂、長さ十五間、朝堂の座者は大藏、宮內、正親等の官人にて、北を上座と爲す（拾芥抄、大內裡圖考證）

エモン　衣文　**名義**　(一)衣のことをいふ(二)衣服のきなしをいふ、卽ち裝束を著くる時、衣の折目を正し、或は皺などを延ばして裝束を著くるをいふ　**沿革**　古へ裝束は柔にして强からざりし故、衣文といへること白河天皇の時までも聞えざりしが、鳥羽天皇甚だきらを好み給ひ、花園左大臣（有仁）と共に裝束を强くし、烏帽子の額などいふことを始め給ひしより、衣文といふこと始まれり、續世繼に、この大將殿は、ことの外に衣文を好み給ひて、うへのきぬなどの長さ短かさなどのほど、こまかにしたゝめ給ひてその道にすぐれ給へり、云々」また、鳥羽院この花園のおとゞ（有仁公）大かたも御みめとりどりに姿もえもいはず、おはします上に、細かにさたせさせて、世のさがになりて、肩あて、腰あて、烏帽子とどめなどせぬ人なし、冠烏帽子のしりは雲を穿ちたれば、さらずば落ちぬべきなるべし、此世に見るには袖のかゝり、袴のきはなど、つくろひたてたるは、つきぐしく、打とけたるは、かひなくなん見ゆる、衣紋の雜色などいひて、藏人になれりしもこの家の人なり」とみえたり、而して衣文の故實は大炊御門、德大寺兩家に傳はりて、世々其事を掌りたりしが、應永大嘗會記に據れば、永和の頃まで大炊御門一流相傳し來り、永德二年四月後小松天皇卽位の時、始めて高倉家勤仕し、以來は大炊御門の傳を繼ぎて近代に至れり、また薩戒記言繼卿記等によれば、德大

寺家は、正長の頃既に斷絶し、文明六年より山科家其傳を受けて事にあづかりし以來代々に傳へ近代に至れり、斯くて高倉山科の兩家は衣文の事を掌りて代々に傳へしが、貞和以來山科家は御服調進の事を主に司り、高倉家は著御の事を奉行し、又調進の儀をも兼れ司り、明治維新に至れり○足利氏は、高倉家にて衣文の事を掌る、德川氏は、天正慶長の頃は勸修寺家にて掌り、元和の頃は山科家なりしが、寛永三年以後專ら高倉家の掌る所となれり、正保二年四月德川家綱元服の時、江戸に參候して衣文の事を掌りしより、將軍宣下、轉任兼任の度毎に參候することとなれり、若し故障ある時は、樋口家(高倉庶流)參候の事もあれど、裝束は必ず高倉家より調進せらるゝよしなり(續世繼、古今要覽稿)

エモンノタイフ　衞門大夫、　衞門の尉にて五位に叙せられたるものを云ふ、

エモンノヂン　衞門陣　建春門、及び月華門を云ふ、左衞門の陣は建春門内に、右衞門の陣は月華門内にありし故にかく名づく(拾芥抄)

エモンフ　衞門府　**名稱**又靫負府(ユゲヒノツカサ)と云ふ、唐名金吾、また監門と云ふ **職掌** 宮城の外門を守る職、諸門の禁衞、出入を管し、禮義、時を以て所部を巡檢して不法の徒を戒め、幷に隼人、門籍、門榜の事を掌る、被管に隼人司あり **職員** 督一人正五位上(桓武天皇の時從四位下とす) 佐一人從五位下(桓武天皇の時從五位上とす)大尉二人從六位下、少尉二人正七位上、大志二人正八位上、少志二人從八位上、醫師一人正八位下、門部二百人、物部三十人、使部三十人、直丁四人、衞士 **起原沿革** 衞門の事は上世大伴久米二氏の掌る所、初め二氏の祖先天押日命、天津久米命天石靫を負ひ、弓矢を執り、天孫を護衞す、其部兵を天靫負部と云ふ、子孫世々其職を掌る、久米氏衰ふるに及で大伴佐伯兩氏並び掌る、皇極天皇の時、衞門府の名始めて見えたり、文武天皇の朝、舊制に從ひ靫負府と名づけ右の職員を置く、平城天皇大同三年廢して左右衞士府に合併す、嵯峨天皇弘仁二年十一月左右衞士府を左右衞門府と爲す(書紀、續紀、後紀、令義解、令集解)

エモンフノタユヒ　衞門府手結　衞門佐が左近府の廳に於て射禮の練習を爲すを云ふ、荒手結眞手結の二あり、王朝時代の行事なり、年中行事祕抄に、左右衞府手結事、射禮之前行レ之、正權佐參入、此間書ニ手結一、手結上、以レ紙押レ之、正權佐、爲ニ前後頭一と見えたり、尙ほ詳しきことは江次第にあり、

エヤミ　役病　流行病にて後世の熱病なり、疫病、疫疾等とも書す、一に、度岐乃介(トキノケ)と云ふ、說文に、民皆病也とあり、役は、延(エ)とも延陀知(エタチ)とも云ひて役立なり、卽ち人每に病が、恰も役に差されて立に似たる故に名づけしなるべし、或は云ふ、役を「エ」と云ふはもと字音にて、神氣ある病なればカミノイブキと訓むべしと云へり、古事記崇神天皇の條に、疫氣と見え、書紀崇神天皇五年國內多ニ疾疫一、民有ニ死亡者一且大半矣」欽明天皇紀に、國行ニ疫氣一民夭殘、久而愈多不レ能ニ治療一」とあり○又瘧(エヤミ)のことをも云ふ、和名抄に、瘧、俗云衣夜美、一云和良波夜美(ワラハヤミ)」と見えたり(和名抄、古事記傳)

エラコレズミ　惠良惟澄　**名號**小次郞と稱す、肥後の人、宇治惟時の族 **事蹟** 元弘中惟時と令旨を得て賊を擊て功あり、延元元年菊池武敏に隨ひ少貳氏を擊て勝つ、後醍醐天皇の京師に還るに及び、所在の官軍皆賊に反附す、惟澄撓まず甲佐嶽に據り賊を擊つ、是より先菊池武重賊の拘攝を脫して義兵を擧るや、惟澄河內義直と之に應ず、玆に於て尊氏一色範氏をして來り攻めしむ、惟澄奮戰大に破り範氏の弟賴行を斬る、朝廷五辻宮をして九國の兵を總管せしむ、其將三條少將範氏と戰ひ將に破られんとす、惟澄奮鬪して範氏を走らす、三年小貳賴尙兵を以て居城に迫る、惟澄僅に三十餘騎にて防ぐ、尋で日向の野尻小國二城を拔く、小國城に居す、興國中征西大將軍懷良親王至り、惟澄を賞して肥前曾根崎莊肥後有富庄の地頭職となす、市下道惠南鄉城に據り叛す、惟澄等打て之を陷る、正平の初賴尙河內義直を八代城に攻め之を拔く、惟澄小河城に在り擊て賊を走らし、賴尙を攻めて八代城を復し、義直を城に入れしむ、三年功を以て肥後權守となり、日向の吏務を兼ぬ、十三年朝廷阿蘇大宮司となし一家の宗となす、後ち數年にして卒す(大日本史)

エリ　襟　衣服の頸を圍みて前にて打交ふ處を云ふ、唯心院裝束抄に、公卿より衣服二襟、殿上人は一襟なり、但束帶の時は公卿も一襟なり、私云、中古迄は親王たる御方も勅定あり、二襟を着御し給御參云々」と見えたり、

エリ　彫　矢の名所(ナドコロ)、「ヤ」を見よ、

エリンヰンドノ　惠林院殿　足利義稙(アシカガヨシタネ)を見よ、

エリンジ　惠林寺　**所在** 山城國葛野郡、天龍寺の北野宮東北の間○尼寺五山の一 **宗旨** 禪宗 **起原** 永享九年に創立す、永享日錄に、永享九年八月嵯峨の舍利を獻ぜられ惠林寺建立の事披露の由見えたり(山城名勝志)

エリヤク　撰役　江戸幕府の時、銀座の役名、丁銀或は小玉銀の善惡を撰擇することを掌る、銀座の手代之を勸む、先づ出來の丁銀の善惡を撰び、三十枚宛銅盆に並べ、大算役へ渡し、小玉銀の善惡を撰び笊に入れて銀座奧書へ相渡すべきことを行ふ、「ギンザ」參看(金銀吹替次第)

ゐを

ヲアサツマワクコノスクネノスメラミコト　雄朝津間稚子宿禰天皇　允恭天皇の御名、「インギヨウテンワウ」を見よ、

オアヅケニン　御預人　江戸幕府の時、罪ありて諸大名の家に禁錮せられし大名旗本等をいふ、預(アヅケ)參看、

ヲアネノキミ　小姉君　大臣蘇我稻目の女、欽明天皇の妃となり、茨木皇子、葛城皇子、穴穗皇子、及び崇峻天皇を生む(大日本史)

オイカケ　緌(老懸)　**名義** 武官の冠の兩耳の上に着くる飾物、毛を以て作る、形は菊花を半切したるもの、樣なり、和名抄老懸の註に、和名冠之手、一云保々須介(ホホスケ)、又云於以加計(オイカケ)、或說云老人鬢落、以レ此懸レ冠使レ不レ墜、故名ニ老懸一也、今不レ論ニ老少一武官皆用レ之」とあるは、老懸の義なり、或は、於以加計は、「オホヒカクル」なりとも、又「オキカクル」なりとも云ふ、何れも鬢の上に置き懸くるよりの名なり、一名保々須介とは、頰スゲなり、すげとは穴に糸を通すを云ふ、頰の上にすげたるの意 **沿革** 古は老人鬢落して、冠を止むる法なきを以て、冠の緣(ヘリ)へ緒の端を結び付け、其端を菊綴の如くせしが、武官は常に運動の烈しければ、何日しか老少とも、冠の落ちざらん爲めに此緒をかくるに至れり、然るに中古に至りては、全く華飾の具となり、上圖の如く別に作りて取つくるに至り、古の形は、全く廢れたり、飾抄に、古今厚薄異也、古事外薄也、今甚厚、但隨身可レ用事歟、撿非違使別當用ニ厚老懸一爲レ吉也、緖紫或紺糸可レ著レ之云々」と見えたり(倭名抄、裝束抄、飾抄、裝束溫故抄、桃華蘂葉)

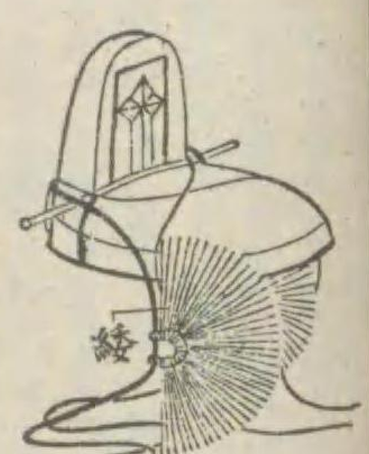

オイタミノコホリ　置賜郡　**所在** 舊陸奧國、後ち出羽に屬し、今は羽前國 **起原沿革** 書紀に、持統天皇三年陸奧國優嗜曇郡(ウキタミ)見えたり、是れ置賜郡なり、或は宇多郡となすものあれども誤なり、元明天皇和銅五年十月出羽國に屬す、和名抄オイタミと訓す、置賜(オイタミ)廣瀨(ヒロセ)屋代(ヤシロ)赤井(アカキ)宮城(ミヤケ)長井(ナガキ)等の鄕を管す、後世過半は長井庄と稱し、又長井郡の稱あり、天保鄕帳オイタマと訓む、明治九年西、東、南置賜の三郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オイデブギヤウ　御出奉行　**職掌** 武家の職名、將軍出行の時に供奉人の交名を定め、路次の行列を整へ、其他出行の事總て掌る **起原沿革** 鎌倉時代には御所奉行之を兼任す、承元元年八月始めてこの職を置く、室町時代に至りて御所奉行の兼任を停めて、更に奉行人中より撰て二人を定め置く、織田豐臣二氏の時中絕し、江戸時代には、慶長八年家康參內の時、所司代板倉勝重御出奉行を命ぜられしが、臨時の者にて常置の役にあらず(吾妻鏡、康富記、當代記、武家名目抄)

オイヌコドモ　御犬小供　江戸幕府大奧の職員、各詰所に五六人宛詰め居り、お錠口詰め以下お三の間までの雜用を爲す者を云ふ、譬へば小性の御臺所に於ける、お三の間の年寄以下におけるが如し、若し用を命ぜんとして居合はさゝれば、廊下に立ち出て「來やれ」と呼ぶを常とす、尤も御三の間より奧へ行くこと叶はず、年齡は十五六より二十二三に多し(千代田城大奧)

オイノリ　御祈　天災地妖又は兵亂等ある時、禁中にて御持僧をして祈禱せしむるを云ふ、昔時は佛像を造り讀經するを祈とし、鎌倉時代以後は多は修法及び星神等を祭るを祈とす(禁祕抄、同釋註)

オイノリブギヤウ　御祈奉行　「イノリブギヤウ」を見よ、

オイハヒカタ　御祝方　「イハヒカタ」を見よ、

オイハヒブギヤウ　御祝奉行　「イハヒブギヤウ」を見よ、

オイヘリウ　御家流　伏見天皇の皇子青蓮院尊圓法親王の始めたる入木道の一派、青蓮流、御家樣(ヤウ)ともいふ、梅窓筆記に、當時の書家に御家樣と云事有り、寒廬斷餘云、世尊寺淸水谷は、能書の家也、是を家樣といふ也、舊院樣より後圓融院家樣をあそばし、改めて勅筆額をいかにも風流に遊ばし出し諸家に學之とあり」といへり、今左に、天朝墨談によりて系圖を示す、

○尊圓親王——祐助親王——尊道親王┐
┌慈濟大僧正——道圓親王——義圓准三后┘
└義快准三后——尊應准三后——尊傳親王

尊鎮親王——尊朝親王
尊純親王——尊證親王（以下略之）
田島清左衞門尉清原重吉—雲空祖龍上人諦玉和尙
冠空徹山上人雪洞和尙——高田久左衞門英興
高田與八郎祐久——五十嵐篤好

オイマヒ　老舞　退宿德（タイシヨウトク）を見よ、

ヲイミ　小忌　「チミ」を見よ、

オウアン　應安　【名義】後光嚴天皇御宇の年號、貞治七年二月十八日改元、七年（末三年後圓融天皇の御宇）を經て永和と改む【出典】毛詩正義に、今四方既已平服、正ニ國之內ニ幸應ニ安定」とあるに據る、菅原時親之を勘進す（元祕抄）

オウヱイ　應永　【名義】後小松天皇御宇の年號、明德五年七月五日改元、三十四年（末十五年稱光天皇の御宇）を經て正長と改む【出典】會要に、久應レ稱レ之、永有ニ天下ニとあるに據る、藤原重光之を勘進す（元祕抄）

オウヱイキ　應永記　【卷數】一卷、群書類從合戰部三百七十四に收む【內容】後小松天皇の應永六年十月、大內義弘、時の將軍足利義滿を怨望し、嫡子新介、執事平井備前等の諫を用ひず、遂に和泉國境に於て叛逆を企つ、將軍、細川京極斯波赤松等を率ゐて之を討じ、十二月遂に義弘を亡ぼす、本書は卽ち其事を記せるものなり、故に一名大內退治記ともいふ【著者】未詳（應永記）

オウヱイノラン　應永亂　【起原】南北合一の後、鎭西闕東未だ綏服せず、探題今川了俊肥前綾部に鎭し、少貳千葉諸氏之に屬して征西府に抗す、

大友島津二氏謀を通じて隨はず、了俊一族を派して澁谷氏を助けしめ、又子貞兼を日向守護として島津氏を窘む、尋で義滿に稟して守護職を奪ひ、往て之を伐ち、九州豪族削除の策を行ふ、大友親世大內義弘と婚す、相謀り斯波義將に因て了俊を讒す、義滿之を信じ應永三年了俊を罷め、澁川滿賴を探題となし義弘に命じて之を助けしむ、玆に於て九州大に亂れ、大友島津は滿賴に隨ひ、少貳千葉は皆菊池に隨ふ、義弘之を擊て兵力益强し【經過】義弘漸く奢り陰に足利滿兼と謀り、東西相援て以て義滿を圖る、滿兼又密に貞世を招く、貞世其書を封じて義滿に上る、義滿義弘を召す、來らず、終に應永六年十月長門周防の兵を擧げて河內堺城に據る、土岐詮直等之に應じ、滿兼又武藏府に出陣す、義滿急に貞世を召す、義弘前に山名氏清京師を攻めて敗れしを見て守計を爲し、塹壘を修め、樓櫓を起す、義滿僧中津を遣して起兵の由を詰問す、答ふるに創國の議あり、且つ少貳菊池を誅せしむ、故に入て幕下の虐政を諫めんとするなりと、義滿自ら諸將を率ゐて出陣男山に至る、近畿將士來り屬する者三萬餘騎、細川賴元等十一將を以て往て堺城を攻む、城固くして拔けず、義滿長圍の計を爲す【終末】十二月四面より火を放て進擊す、大戰亙久うす、義弘走り出づ、誤て畠山基國の軍に入る、基國の子滿家、奮鬪して之を斬る、義滿乃ち紀伊を滿家に賜ふ、賴元の子滿元功あり、和泉を賜ふ、土岐詮直等尋で平ぐ、滿兼義弘の敗を聞き、乃ち兵を引て鎌倉に還る、或人貞世を間して貞世子弟の遠江にある者鎌倉に黨すと云ふ、貞世懼て遠江に還る、義滿怒りて貞世及び滿兼を討たんとす、上杉朝宗百方和を講ず、義滿乃ち滿兼に足利莊を賜ひ、其他謀に與るもの皆釋して問はず、貞世舊の如く親任せらる（應永記、野史、續本朝通鑑）

オウヱンマンヰン　應圓滿院　近衞基熙（コノヱモトヒロ）を見よ、

オウキ　應器　應量器（オウリヤウキ）を見よ、

オウキ　應其　【名號】木食上人と稱す【事蹟】元近江佐々氏に仕ふ、主家沒落の後、轉じて大和越智氏に仕ふ、越智氏亡びて後ち遂に佛門に歸し、高野山に登りて修學す、天正十三年豐臣秀吉根來山を攻め

紀伊蓮華定院所藏（史料編纂掛蒐收）

亡ぼし、將に高野山を擊たんとす、應其秀吉に謁して、應對周旋するところあり、遂に一山無事なるを得たり、後ち秀吉の命によりて京師大佛殿造營の事を監して功あり、天正十八年興山寺を創建す、慶長十一年十一月一日示寂す、壽七十二（逸史）

オウギシヤ　應議者　六議に應すべき人を云ふ、「ギ」參看、

オウキヨ　應擧　丸山應擧（マルヤマオウキヨ）を見よ、

オウケ　御請　室町幕府以後請取りたる由を記せる證書を云ふ、古は請文と云ふ（「ウケブミ」參看）書札袖珍寶に、御內書并鷹拜領御請之事見えたり、左の如し、

被ニ成下ニ御內書、殊更御鷹拜領、重疊恭謹而致ニ頂戴ニ、早々罷下可ニ申上ニ候條、御次而之砌、御前宜樣奉レ願候恐々謹言

月日　名字官名乘判

殿

オウゲンシヤ　應減者　減の取扱を受くべき資格を有する者、「ゲン」參看、

オウジンテンワウ　應神天皇　【名號】御名譽田皇子、また大鞆別命、胎中天皇とも稱す【系統】仲哀天皇の第四皇子、母は神功皇后、第十五代の天皇【事蹟】仲哀天皇の九年十二月筑紫に生れたまふ、時に仲哀天皇既に崩じ、應神天皇いまだ幼弱なるを以て御母神功皇后政を攝し、立てゝ皇太子と爲す、皇后崩ずるに及び、年七十一にしてはじめて卽位す、五年諸國に海人部、山部を定め、山海の政を整ふ、尋で伊豆國に命じて大船を造らしむ、長さ十丈、輕疾馳るがごとし、名づけて枯野といふ、また當時は三韓征服の後なりしかば、韓土の人來り投ずるもの多く、技藝學術を輸入せることも尠なからざりき、卽ち十四年には百濟より縫衣女を貢し、弓月君歸化し、十五年にはまた百濟より良馬を貢し、翌年には王仁、冶工卓素、吳服西素、釀酒仁番等を率ゐて來朝し、論語千字文等を獻じ、二十年には漢の靈帝の孫なる阿知使主十七縣の民を率ゐて來歸せる等、我邦文明史上に於て注意すべき史實甚だ多し、四十一年二月崩

す、壽百十一、（古事記百三十とす、今書紀に從ふ）河內國惠我藻伏崗陵に葬る、後ち元明天皇の和銅五年天皇を豐前國宇佐に祭り八幡大神宮と號す、淸和天皇は山城國男山石淸水祉を創め、共に歷朝の崇拜頗る厚かりき（大日本史）

オウセイシヤ　應請者　請の取扱を受くべき資格を有するもの、「セイ」參看、

オウゾクシヤ　應贖者　贖によりて罪を償ふことを受くべき特別の資格を有する者、「ゾク」參看、

オウチカタ　御內方　武家時代の詞、主人の妻室をいふ、「ウチカタ」參看、

オウチキノヒト　御袿人　藏人の中にて天皇の御髮をかき、裝束をたてまつるものを云ふ、日中行事に、御手水間にて御袿の人をめす、其人めしによりて馬形障子にかけたる素袍のうちきを上に引き着て參る、御髮かきをさめ、御裝束（御直衣）を奉りて其人はまかり出づ云々、」花鳥餘情に、藏人私記云、御髻御髭事、侍臣之間、撰ニ堪レ事之人ニ供、無ニ定例ニ皆著ニ當色袍ニ謂ニ之袿ニ染紫色絹也、納ニ藏人所ニと見えたり、

オウチヤウ　應長　【名義】花園天皇御宇の年號、延慶四年四月二十八日改元、一年にして正和と改む【出典】唐書志に、應ニ長曆之規ニ象ニ中月之度ニ廣綜ニ陰陽之數ニ傍通ニ寒暑之和ニとあるに據る、菅原朝臣在兼之を勘進す（元祕別錄）

オウテンモン　應天門　【名義】大內裡八省院南面の正門、東西の廊凡四十六間、其中間十丈、則ち應天門也、會昌門と相去ること二十五丈七尺、瓦葺にして屋脊の兩端に鴟尾を付く、門の兩廊に、栖鳳翔鸞の二樓連接す、其處を步廊とも云、大儀の時隼人等左右步廊の傍に栖檜座胡床等を並立つ、額は弘法大

師空海の筆、應天門の三字あり、弘仁中編く所、一說に敏行中將の筆ともいへど誤なるべし【起原沿革】桓武天皇創建す、貞觀八年閏三月伴善男放火して之を燒く、十年功を起し、十三年十月二十一日成る、この時諸博士に改名すべきか否やを議せしむ、されど遂に改めず、永祚元年八月十三日、大風東西廊四十間顚倒、長元七年八月九日、風の爲めに東西の廊

據諸圖書所考定應天門及東西廊圖

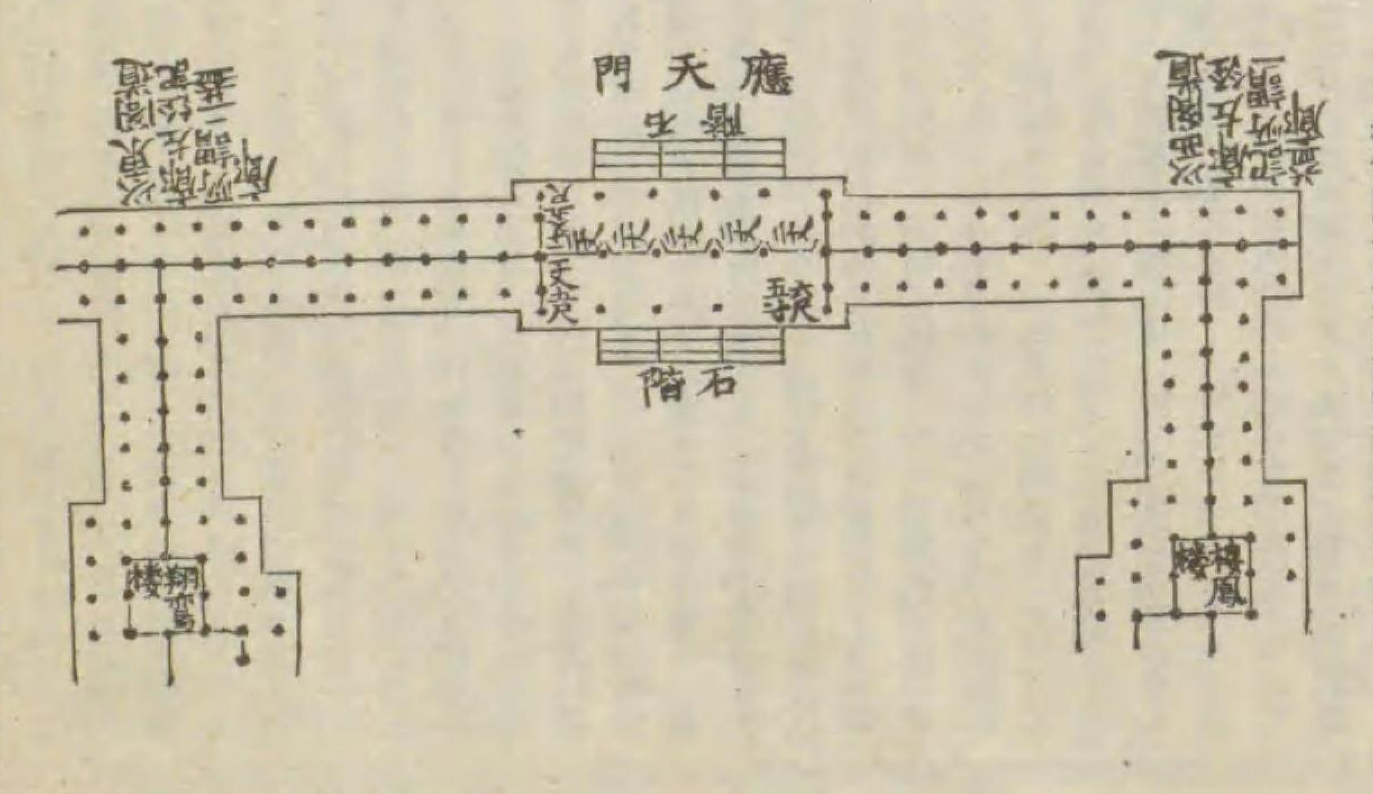

顚倒す、十九日諸國に命じて西二階廊十七間を修造せしむ○元日卽位蕃客入朝等の大儀ある時は、官人三人、史生二人、卒大衣二人、蕃上隼人二十人、今來隼人二十人、白丁隼人百三十二人、門外左右に分陣し、群官入るの後、今來隼人吠聲を發する事三聲、但し蕃客入朝の時は吠聲を發せず、只陣列す、天皇の臨御なき時は其儀なし（三代實錄、宇治拾遺、大內裡圖考證）

オウテンラク　應天樂（應殿）　名義 唐樂、黃鐘調二十一曲中の一、新樂にて中典 起原沿革 仁明天皇の大嘗會の時、大戶清上樂を作り、尾張濱主舞を作て、之を應天門下に奏せしより名づく、源氏童親王の始めて拜謁の際、之を御前に奏す、舞ありしかども後世絕えたり（禮樂志、歌舞音樂略史）

オウトク　應德　名義 白河天皇御宇の年號、永保四年二月七日改元、甲子革令に依てなり、三年を經て寬治と改む 出典 白虎通に、天下泰平、符瑞所以來至者、以爲王者承統、順理調和、陰陽和、萬物序、休氣充塞、故符瑞幷臻、皆應德而臻とあるに據る、文章博士藤原有綱之を勘進す（元祕抄）

オウニン　應仁　名義 後土御門天皇御宇の年號、文正二年三月五日改元、二年を經て文明と改む 出典 維城典訓に、仁之感物、物之應仁、若影隨形、猶聲致響とあるに據る、菅原朝臣繼長之を勘進す（元祕抄）

オウニンキ　應仁記　卷數 三卷、群書類從合戰部三百七十六に收む 內容 後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の爭の事蹟を記せるものなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義就政長鬪亂に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵蜂起せしことより山名氏と所々の戰を記し、卷三には、應仁二年より文明五年細川山名の死去に至るまでを記せり 著者 詳かならず（應仁記）

オウニンノラン　應仁亂　起原 後土御門天皇寬正五年十一月足利八代將軍義政三十に至て子なし、弟淨土寺門主義尋を還俗せしめ義視と稱し、職を讓らんとす、細川勝元執事たり、六年十一月夫人富子男義尙を生む、僧となすに忍びず、日夜涕泣嗣となさんとし、密に山名持豐に囑して孺子を援けしむ、持豐之を諾す、山名氏、國大に族强く、時熙持豐父子樞要に參與し、其勢力細川氏と相當る、持豐薙髮して宗全と號す、初め宗全女を以て勝元に妻す、子なし、宗全の子是豐を養て嗣となす、已にして子を生み是豐を廢す、持豐懌ばず、又勝元赤松氏の邑を復す、宗全依て義尙を立て執事となし、勝元を傾けんとす、是より先畠山政長、義就兄弟河內に相鬩ぐ、義政共に之を赦す、既にして義就を逐ひ政長に命じて討ず、勝元之を援く、義就吉野に走る、宗全義就を援けて京師に入らしむ、時に管領斯波氏嗣なく、族人義敏を立つ、家宰服せず、幕府の奏者貞親に因て義敏を廢し、義廉を立つるを請ふ、之を許す、義廉は持豐の女婿なり、已にして貞親義敏の妹を妾となす、故に亦請て義敏を立つ、貞親亦義視を譏して義廉を援くとなし、義視を殺さんとす、勝元持豐怒りて貞親義敏を攻む、二人皆出奔す、茲に於て京師始めて兵亂起り、近畿の民黨蜂起す 經過 應仁元年正月宗全政長を黜け義廉を管領となし、悉く勝元の黨を逐んと謀る、茲に於て畠山氏の政長義就兩黨京師に戰ふ、義政命じて二人惟決鬪せしむ、勝元政長をして吉野に逃れしめ兵を聚むる十萬人、室町の第を擁護す、政長、義敏、京極持淸、武田國信、赤松政則等之に屬す、宗全亦黨を集むる九萬人、族敎幸、敎淸、及び斯波義廉、畠山義就、義純、六角高賴、一色義直等皆之に屬す、宗全幕府の西に陣す、諸國の守護地頭兩黨の破裂に乘じ、封疆を爭ひ故地を復せんとして各自全の計を爲し、貢租を納れず、幕府の號令復た行はれず、京師には東西兩軍市內に戰ひ、邸宅寺院に放火し煙焰絕えず、義政義視をして西軍を伐しめんとす、夫人富子之を沮む、勝元復貞親を納て探偵となす、義視伊勢に奔る、人心稍離る、勝元遂に天皇太上皇を室町第に迎ふ、大內河野兩族來て宗全に附す、西軍强盛なり、勝元上皇に迫り宗全追討の院宣を受く、宗全義視を其軍に迎へて人心を屬す、義政終に義視と絕て義尙を嗣とす、宗全又小倉宮の王孫を奉じて南朝の徒を誘ふ、兩軍相持して戰ふ數年、文明二年少貳敎賴對馬より歸りて其國を復するを謀る、大內政弘走て周防に歸る、四年義統東軍に降り小倉宮行く所を知らず、義政越中能登を賜ふ 結末 五年三月持豐病で卒す、五月勝元亦卒す、十二月義政致仕し子義尙嗣ぐ、政長管領となり尋で義純代る、九年十一月西軍悉く解て國に歸り、義視美濃に往て土岐氏に依る、東軍亦解く、京師戰場となる凡十一年、內裏を始め天龍相國寺公卿の第宅莊墅、異朝の書籍寶物等大概灰燼となる（應仁記、應仁別記、應仁略記、野史）

オウニンベツキ　應仁別記　應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、群書類從合戰部三百七十八に收む（應仁別記）

オウニンリヤクキ　應仁略記　應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、群書類從合戰部三百七十七に收む（應仁略記）

オウノコホリ　意宇郡　所在 出雲國 起原 沿革 書紀仁德天皇の條に、游宇宿禰見え、齊明天皇五年の條に、於友郡見えたり、萬葉集飫宇に作る、舊十一鄕神戶三戶あり、七鄕神戶一を割て能義郡を置く、出雲風土記に、大草（オホクサ）山代（ヤマシロ）拜志（ハヤシ）宍道（シムヂ）及び餘戶出雲神戶忌部神戶あり、和名抄四鄕の外に、來待（キマチ）神戶（カムベ）忌部（イムベ）筑陽（ツキヤ）四鄕を加へて八鄕とす、蓋し分郡の時定め置きしなり、天保鄕帳イウと訓む、明治元年以後オウに從す、二十九年三月島根秋鹿の二郡と共に廢せられて八束郡となる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

オウヘンリウ　應變流　小田應變流（ヲダオウヘンリウ）を見よ、

オウホ　應保　名義 二條天皇御宇の年號、永曆二年九月四日改元、天下疱瘡に依てなり、二年を經て長寬と改む 出典 尙書に、汝惟小子乃服、惟弘王應保殷民とあるに據る、左大辨資長之を勘進す（元祕抄）

オウリヤウキ　應量器　僧侶の托鉢の器をいふ、略して應器ともいふ、僧侶の食量は此一鉢の分量を限りとなすといふことより起れる名なり、

オウワ　應和　村上天皇御宇の年號、天德五年二月十六日改元、革命及び後宮の回祿に因りてなり、三年を經て康保と改む（國朝年號譜）

ヲヱノコホリ　麻殖郡　所在 阿波國 起原 沿革 太古天日鷲命の孫穀麻を此地に殖ゑしを以て郡名となると云ふ、續紀稱德天皇神護景雲二年七月の條に始めて郡名見えたり、和名抄に、吳島（クレシマ）忌部（イムベ）川島（カハシマ）射立（イタチ）等の鄕あり、戰國の時、郡の西境忌部鄕美馬郡に入る、正保元祿圖以後皆麻植に作る、明治九年以來麻殖に改む（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ヲヲ　唯々　應答の詞、口を閉ぢたるまゝに聲を出し、口を漸々に開きて去聲にいへり、文選注に、唯々謙應也と見えたり、又警蹕にもヲヽと呼ぶ、玉勝間に、世俗淺深祕抄に、稱唯時塞口、警蹕時開口也とある稱唯は乎々と申す、乎は上に宇を帶る音にて宇於々なる故に塞口とはいへるなり、警蹕の聲は、於々なる故に開口といへり云々」といへり、侍中群要に、稱警蹕其詞ヲヽシと見ゆ、或說に警蹕にヲヽシと唱ふるは唵の字也とあり、神武紀に、唯々傍訓に越々トマウスとあり、源氏物語に、ヲヽとあらゝかにと見え、枕草紙にヲヽと目うちひさぎとあり、詳しくは伴信友の應聲考に見えたり、

オヲモテ　御表　江戶幕府城中の表御殿をいふ、表向に關したる規式を行ふ所、奧に對しての稱、

オカウス井ヤクニン　御香水役人　朝廷に於て每年正月大元帥法執行以前、大和國秋篠に至り御香水壺、及び米供御を取り來る使を云ふ、多く左衞門府の衞士之を勤む（地下諸役人記）

オカカヘモノ　御抱者　「カヽヘモノ」を見よ、

オガクモンジヨ　御學問所　天皇御講學の所をいふ、平安皇居小御所の北に在り、長廊を以て之に通じ、此より又長廊ありて御三ノ間御殿と常御殿とに通ず、殿は、南北榮、東面、檜皮葺、檜木造り、其北を上段とし床並に違棚あり、次を中段とし二重棚あり、次を下段とす、各十二帖半、上段の西に菊御間あり、東に違棚あり、次に山吹の御間、次に雁の御間あり、三方に內椽あり、廣一間其外に外椽あり、高欄を施し東南二方に木階あり、西は長廊に接す、其襖地沙子泥引極彩色、上段には、十八學士登瀛洲圖を寫す、其他蘭亭岳陽樓花鳥等の畫あり（安政造營誌、平安通志）

オカグラ　御神樂　神を祭る時に用ふる舞樂、「カグラ」又は「ミカグラ」を見よ、

オカゲマヰリ　御蔭參　名義 伊勢神宮へ參詣することにて、もと「ヌケ」參りといふ、御蔭參とは、一錢も無くして人の惠に依り、參詣を爲すことを得るに因り名づくといふ 起原沿革 何頃より起りしか詳かならず、傳へいふ、伊勢國某所の武家の下人大神宮を信じ、主に暇を請はずして參宮す、主人怒り歸るを待て斬殺し其屍を埋む、然るに其後殺されたる人の立歸り居れるを、主人見て驚きしが、只今大神宮より下向せりと云へるを怪く思ひ、彼屍を掘り起して見るに、大神宮の祓の大麻に刀疵つきて有けり、夫より伊勢參宮をぬけ參りといひ、時々流行せりといふ、後おかげ參りといふ、別に定まりたる時日なし、寶永二年頃より流行したるが如し、武江年表に據れば、閏四月上旬（寶永二年）の頃洛中洛外童男童女七八歲より十四五歲に至り貧富を論ぜず拔參りを致す事多し、難波寧樂を始め畿內一時にいひはやらかして妻子從僕其主に暇を乞はず家を出で參詣す、一日二三萬より四五萬人或は六七萬人といへり、時に洛中有福の人神威を敬ひ或は米金錢或は布木綿の小袋襦袢菅笠を整へ五橋三條の橋詰に持出て拔參の男女に與ふ、然かのみならず近江膳所の城主報恩の爲め船を出され、又伊勢路の所々には貧き詣人の所勞の宿、旅籠等を設らる、又秋七八月に至ては諸國遠國よりの參詣勝て計ふべからず」といへり、其の盛なること推して知るべし（玉勝間、嬉遊笑覽）

ヲカザキウヂ　岡崎氏　姓は藤原、中御門大納言經繼十三世權大納言尙宣の二男宣持始めて岡

崎と稱す、子孫依て氏を稱す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、華族譜)

○宣持—國久—國廣—國榮—國成—國均(ナホ)
　國房—國有—國頁

ヲカザキジヤウ　岡崎城　所在 三河國額田郡岡崎町字菅生町 起原沿革 後花園天皇享徳元年大草の城主西郷彈左衞門、菅生の龍頭山を相して築城す、是を岡崎城となす、其形龍の蟠るが如く、尾か頭かと遂に岡崎と號すといふ、或は曰く岡阜の盡頭たれば岡崎と、又曰く古昔海水灣入して海角たり、岡阜の海角故に岡崎と稱すと、然れど築城以前に地名なし、故に第一説當れるならん、西郷氏三代此城に居り、永正五年松平清康(徳川氏の祖)に讓る、夫より七代に傳ふ、天正七年信康死後城代を置く、天正十八年徳川氏關東に移るに及び、豐臣氏田中兵部少輔吉政に五萬石を與へ、岡崎を居城とせしむ、慶長五年より本多康重代て治す、尋で水野忠善(正保二年より七代)松井康福(寶曆十二年九月より)各之が城主たり、明和六年十一月本多忠勝の子孫忠肅之に封ぜられ、子孫相繼ぎて城主となり、明治維新に至る(尾參寶鑑、主圖合結記、明治政覽)

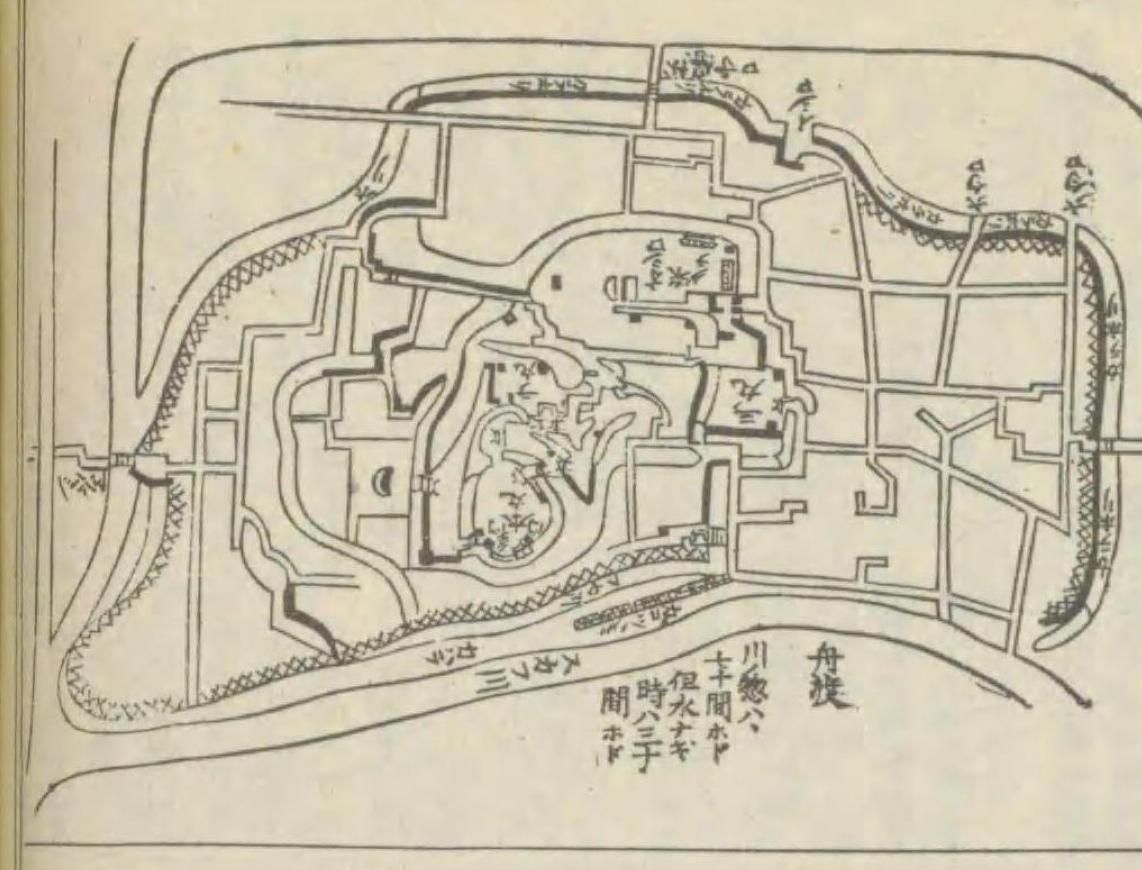

ヲカザキノサンブギヤウ　岡崎三奉行
永祿四年徳川家康、參河を定め居を岡崎にトし、八年其地の奉行職を置き、高力清長、本多重次、天野康景等を以て之に充て、國務及び訟獄の事を掌り、出ては軍事を監せしむ、是を岡崎三奉行といふ(武家名目抄)世人、佛高力、鬼作左、とちへんなしの天野三郎兵衞といへり、これ清長が慈悲心深く、重次が勇邁果斷なる、康景が溫厚篤實なるよりしか稱したるものにして、三人の性行甚異なれども、好く融和して、政務を行ひしより、人民歸服したりといふ、後世に至り、その人を得て三人各々和するを、岡崎の三奉行と稱したり、

ヲカザキブシ　岡崎節　參河國岡崎に行はれし一種の歌曲、寛永の頃柴垣と井び行はれし小唄なり、柳亭筆記に、岡崎は足にて拍子をふみ、柴垣は手にて拍子をうつものにて近頃流行す、岡崎は今の六拍子の類なりと或人いへり、貞享二年印本の大廊に、都岡崎、さいご岡崎、二上り岡崎の種類見えたり、天和の頃印本の一代男に據れば、當時初心なることにいひ、元祿刊行の姥櫻にさもなきやうにいへり、是一端すたれたるを大廊に記して、都をかざき等のかはりをひきいだし再び興りしこともありしか」とみえたり、

ヲカザキベツ井ン　岡崎別院　所在 山城國上京區岡崎町 宗旨 眞宗大谷派、本尊阿彌陀佛 起原沿革 享和中此地宗祖幽栖の舊地なるを以て、堂宇を創建し、岡崎御坊と稱す、明治九年岡崎別院と改む、院中に鏡池あり、宗祖北越左遷の時、此池水に姿を寫したるを以て、姿見の池といふ、又林泉亭樹あり、其側に學館を設け新門主修學の所と爲せり(平安通志)

ヲカサハライツサイ　小笠原一齋
事蹟 紀伊の人、天明中根付彫刻を以て世に聞ゆ、其刀痕の細密なること人工の及びがたき手際なりといふ、殊に象牙鯨等の素彫に妙を得、當時無雙の名人なりと云ふ(工藝鏡)

ヲカサハラウヂ　小笠原氏(豐前小倉)
姓は清和源氏、新羅三郎義光より出づ、義光甲斐守となり、子孫世々甲斐に居住す、三代遠光の次男長清小笠原館に居す、高倉院の時、奏請して居所に依て、小笠原氏と稱す、源賴朝に仕へて伴野庄地頭となる、祖義光以來相傳へて弓馬の道に通ず、其子長住甲斐守阿波守護職となる、後醍醐天皇の時貞宗弓馬の師範と爲り、從三位に叙し昇殿を許さる、又武者所となる、後ち足利尊氏に仕ふ、其子政長同じく尊氏義詮に仕ふ、依て子孫足利氏に仕へ、所領甲斐上總陸奥讚岐等にて二十ヶ所の多に至る、應永中政康上杉禪秀の亂を討平し、永享中持氏春王安王等を攻めて功あり、天文二十一年、長時沒落して越後に赴く、後ち上京して三好氏に據る、永祿中三好の亂にて會津に赴く、其子貞慶天正十年本國深志に入り松本城を築く、後ち徳川家康の旨に違ひ、流落す、同年家康子秀政に下總古河三萬石を賜ふ、慶長六年二月三萬石加賜信濃飯田城に移る。忠修の時十八年十月松本城八萬石に移封、元和三年父秀政、及び兄忠修の戰死したるを以て、大學頭忠眞に四萬石を加賜せられ、封を明石城十萬石に移封、更に忠修の長子長知に播磨龍野城六萬石を賜ふ、寛永九年十一月五萬石加賜豐前國小倉城に治す、前封合せて十七萬石、寛文三年十二月九州探題となる、十一年忠雄、墾田一萬石(豐前千束)を弟隼人眞方に分封す、爾來子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、宗家は伯爵を分家は子爵を授けらる(家譜、藩翰譜、徳川加除封錄)

○義光—義清—清光—遠光—長清—長住
　長忠—長政—長氏—宗長—貞宗—政長
　長基—長秀—政康—持長—清宗—長朝
　貞朝—長棟—長時—貞慶—秀政—忠眞
　忠雄—忠基—忠總—忠苗(ミツ)—忠固—忠徵
　忠嘉(ヒロ)—忠幹(ヨシ)—忠忱—長幹(ヨシ)

【豐前千束一萬石】

○眞方(忠眞四男)—貞通—貞顯—貞溫(アツ)—貞哲(ヨシ)
　貞謙(ヨシ)—貞嘉—貞寧(ヤス)—貞正—貞規—壽長(ヒサ)

ヲガサハラウヂ　小笠原氏(越前勝山)
小笠原政康の二男宗康より出づ、信嶺の時織田信長に仕へ、後ち徳川家康に仕ふ、其子信之慶長十七年下總古河城二萬石に封ぜらる、元和五年十月二千七百石加賜、關宿城に治す、寛永十七年九月美濃高須城に治す、元祿四年貞信封を越前國に移され勝山に治す、寶永五年六月信辰城主格を賜はり、新に城を築きて之に居す、爾來子孫世襲し明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封錄)

○宗康—光康—家長—定基—貞忠—信貴
　信嶺—信之—政信—貞信—信辰—信成
　信胤—信房—長教—長貴(タカ)—長守—長育(ナリ)
　勁一

ヲガサハラサダムネ　小笠原貞宗
名號 幼名豐松、彥五郎と稱す、薙髮して泰山(一に月山)と云ふ、嘗て開善寺を信濃に創す、世呼びて開善寺入道と號す 系統 信濃の人、長清六世の孫、父は信濃守宗長 事蹟 從五位下右馬助治部大輔信濃守となり、遠江飛驒の國事を管領す、元弘の役初め高時に應じ、後ち歸順す、建武二年新田義貞に從ひ足利尊氏を擊ち、尋で尊氏に從ふ、義貞皇太子を奉じて金崎城に據る、貞宗往戰利あらず、北畠顯家の鎌倉を破りて西上するや、貞宗兵を發して追ひ、美濃に至りて大敗す、身を脫して歸る、此家世々射藝騎乘の法を傳ふ、貞宗に至り尤も精妙を極む、後醍醐天皇爲めに昇殿を聽し之を師として習ふ、又射法を受て謂らく其騎射の巧なるは天に得たりと、書を賜ひ褒めて武人の師表とし、王の字を以て其旗に銘せしむ、後ち菱に改む、初め天皇犬追物は生類を戕害するを以て廢す、貞宗光明院に請うて之を復す、晩年自ら家譜を著はし、序を作りて子孫を誡め、弓馬の術を失墜すること勿らしむ、子孫遺訓に從ひ、其術を以て世に顯はる、貞宗又今川某伊勢某と議して武家禮節を定め一書を成す、三儀一統と云ふ、禪法を崇信す、正平五年歿す(大日本史)

ヲガサハラサダヨシ　小笠原貞慶
名號 幼名を小僧丸、元服して喜三郎、後ち右近大夫と稱す、法名大隆寺以淸宗傳 系統 信濃の人、長時の子 事蹟 才智人に秀て、家傳の射藝禮法悉く受く、永祿四年武田信玄に敗られ、父と共に京師に逃る、八年織田信長に從ふ、天正十年武田氏亡び、幾干もなく信長弑せられ、甲信亂る、貞慶擧て深志城を取り松本城と號す、爾來力獨立する能はず、或は上杉氏北條氏に從ひしが、後ち終に徳川家康に歸す、十二年家康に反き豐臣秀吉に通ず、十八年秀吉小田原を征す、貞慶罪を得て邑を奪はる、後ち家康其子秀政に古河城を賜ふ、文祿四年五月古河城に卒す、年五十(野史)

ヲガサハラサダヨリ　小笠原貞賴
名號 彥七郎、又七郎と稱す 系統 長時の曾孫、父を長元といふ 事蹟 信濃深志城主、織田信長、豐臣秀吉、徳川家康に歷仕す、文祿二年朝鮮出征の時、軍檢使となる、同年家康の旨を受け、南海に航し、新に島を發見す、之を小笠原島と稱す、每年航して利を收む、小笠原島(ヲガサハラジマ)參看、

ヲガサハラジマ　小笠原島　名稱 小笠原貞賴の發見にかゝるがゆゑ名づく、人無島、巽無人島、無人島の通稱あり、歐米人は「ボニン」、淸人は波寧といふ、又「アルゾビス」とも唱ふ 區域 東京府の管轄に屬し、伊豆の南稍々東、凡二百里、北緯二十六度三十分に起り、二十七度四十五分に到り、綠威東經百四十二度に跱し、中、南、北の三群を爲し、中を父島、南を母島群嶼と爲す 沿革 文祿二年(西曆千五百九十五年)信濃深志領主小笠原貞賴、徳川家康の旨を受け、伊豆下田より出帆してこの島を發見したるを始めとす、因て小笠原島と名づく、其後貞賴

層島中に來往して木標を二所に立て、一に日本國天照皇大神宮地島長源家康公幕下小笠原四位少將民部大輔源貞頼朝臣、一に、日本國天照皇大神宮地島長豐萊原將軍幕下小笠原民部大輔源貞頼朝臣と書せり、寛永二年に到り、外交の嚴禁と海路の遼遠險惡なるに因り渡海止む、元祿中に至り、再び渡航せんことを乞ふ者ありと雖も許されず、承應中紀伊橋商船難風に遭ひ此島に至り、歸帆して上言す、延寶三年閏四月五日長崎住島谷市左衞門外三十八人、記章資給を賜はり出帆、同五月五日着船、巡見の上地圖を製し地名を附し、島中に天照大神、春日、八幡の三神を勸請し、六月二十二日下田港へ歸帆す、享保十二年六月、貞頼末孫小笠原宮内より渡海を願ひ、由緒分明によりて願を許され、人家無きに於ては、追々民家を引移すべきを命ぜらる、元文元年江戶濱町船持善助等七人至る、四年正月堀江町船持善八等十人至る、天明五年三月土佐赤浦商人等七人至る、七年十二月大阪北堀江米商等九人至る、寛政元年六月薩摩の商人八人至る、天保十年十一月陸奧氣仙郡の漁人難風に遭ひ正月漂着、同年三月下總銚子浦へ歸帆、其他五六年十一二年十七八年、或は二十年在留し、便風を得て歸國す、弘化三年に至り幕府此島を開くの論起りしが、其後外國人來往すると聞き、終に文久元年九月に至り外國奉行水野忠德、目附服部歸一等に命じ、此島を開かしめ、十一月其旨を英米等の公使に告ぐ、茲に於て忠德等十二月父島に著し、島人に開拓殖民の意を諭す、島人我政府の保護を領受すべきの證狀を出す、依て明年正月定書、港則等を制す、然れど幕末國難の多端に因り復中絕す、明治六年大藏省の建言に據り開拓の擧に及ばんとすれども未だ果たさず、明治八年六月に至て文久の制を斟酌し諸制を定む、爾後今日に至れり○外國人のカリホルニヤ沿岸、及び布哇等より廣東地方に往來する者、概ね此航路に由らざるはなし、今來往の沿革を見るに、文政二年甲比丹「ベーセー」此島に至り「アルソビスポ」の名を命ず、英の船卒二人爰に止る、後サントーイスに趣き米人二人デンマルク人一人、「タメハメハ」三世の臣男五人女十人を移住す、文政八年英の甲比丹「ヒューチュ」此島に至り英の所領とす、土人之を嫌ひ、此の地の頭取なる者政事を行ひ、英法に從ふを惡む、翌年瞀の甲比丹「リユツケ」此島に至り領地とせんと計れり、又西班牙人の至りし時は、「アルゾビスポ」と名付けたり、天保元年米及び歐人サントーイス島の男女數人を伴ひ到れり、翌年英の捕鯨船中より九人こゝに住み、天保三年米の鯨船難船し此島に上り止る者あり、嘉永六年四月合衆國水師提督「ペルリ」我國碇泊中甲比丹「ショイルロアポツト」に命じ、此島を檢査せしめ、又書を本國の海軍省に寄せて汽船の碇泊所とせんことを述べ、且つ此島を領すべき國は日本にて此地を發見最も早しと爲し英人の早く此島を發明せしといふべからずといへり(彼理日本紀行、小笠原新島誌、小笠原島誌纂)

ヲガサハラリウ 小笠原流 【名義】小笠原家に傳へたる射術の流派、室町幕府にては外向と云ふ、專ら大的、小的、草鹿、流鏑馬、笠掛、犬追物其外弓馬の故實、御殿より外の禮法を掌りし故に名づく【起原沿革】起原につき異說あり(一)鹽尻に、大江匡房より源義家、義家より新羅義光に傳へ、小笠原家に傳ふといひ(二)鷲峯文集に、文德天皇の長子能有射法を研め、其法を貞純親王に傳へ、子基經相承けて朝廷の守護となり、滿仲、賴光、賴信、賴義、義家、志を繼て事を述ぶ、新羅三郎義光父兄に從て深く此道を研め、一流の宗となると云ひ(三)武藝小傳に、義光の遠裔小笠原貞宗、後醍醐天皇の師範となる、武田信元に傳へ、信元貞宗の子政長に傳ふ、長基義滿の師範となり、爾來子孫相繼て幕府の師範役となる、射術の一切の事を掌る、長時の時將軍義輝三好の爲めに殺され奧州に逃る、其子貞慶の時信濃に歸り、深志城を攻取り之に居す、秀政德川家康に仕へ下總古河に居す、次で信濃松本城に移り、代々弓馬の藝を傳ふと云へり、系圖は、小笠原氏(チガサハラウヂ)の條、豐前小倉の部を見よ、

ヲガサハラリウ 小笠原流 小笠原氏隆の創めたる兵學の流派○氏隆は宮内大輔と稱し、小笠原大膳大夫賴氏に從ひて其奧旨を極め、遂に一派を開く、後世上泉流(又は氏隆流と稱す)の一流起る(武術流祖錄)

○小笠原氏隆 ┬ 岩室泰廣 — 中村盛世 — 同 盛名 — •根本正次(小笠原流)
　　　　　　 └ 上泉信綱 — 同 秀胤 — 大戸直光 — •長野業親(上泉流)

ヲカジヤウ 岡城 【所在】豐後國直入郡竹田町○竹田城ともいふ【起原沿革】文治元年緒方惟榮、始めて壘を築く、後に大友能直の弟八郎能卿、大野志賀を領して此に居る、遂に氏と爲す、嫡孫貞朝建武中舊壘を修築し、之を岡城と稱す、世々茲に在り、天正中大友義統國除かるゝ日、城主志賀親次之を棄てて去る、文祿二年中川秀成播磨の三木より移りて之に治す、後世之を繼襲して明治維新に至る(豐後國誌、明治政覽)

ヲカダ 岡田 【所在】備中國下道郡岡田村【起原沿革】元和元年七月伊東長實地一萬三百石を備中及び美濃に封ぜられ、備中岡田に陣屋を置きて治す、子孫相襲で明治維新に至る(德川加除封錄、明治政覽)

ヲガタクワウリン 尾形光琳 【名號】實名は惟富、字は伊亮、號を方祝、道崇、寂明、澗聲、長江軒、青々堂といふ、通稱雁金屋藤十郎【系統】東福門院御所吳服物御用商人尾形主馬(實名は宗謙、浩齋と號す、本阿彌光悅に從ひて書法を學び、別に一家を爲せり)の子、其祖先は日向鹽田村の人、緒方惟義の裔、主馬の祖父道柏(通稱新三郎)の時、京都尾形社に奉仕し、緒方の字を尾形に改めしと傳ふ【事蹟】染物を業とす、後ち江戶に出で狩野常信に從ひて畵を學ぶ、又古土佐に畵を學び和畵の名手となる、尋で本阿彌光悅を慕ひ、書畵添作蒔繪に至る迄悉く之を學ぶ、後ち新意を出し、漆器中に鉛錫青貝を嵌入し、風流のものを製して一派を立て大に著はる、又金銀泥を用ふるに巧なり、花鳥山水草木人物悉く金銀泥を混へて彩色し頗る艷美なり、世人光琳蒔繪といふ、終に法橋に叙せらる、また茶事を亘休宗佐に學び、巧に假山をも造りしと云ふ、享保元年六月二日歿す、年五十九(或は七十六)京都小川頭妙顯寺中本行院に葬る、後ち文政二年十一月雨華菴抱一ために一碑を建て、題して長江軒青々光琳墓といふ、後人名畵を集めて光琳百圖を著はす(扶桑畵人傳、工藝遺芳)

ヲガタケンザン 尾形乾山 【名號】名は惟元、通稱を權平といふ、深省、尙古、陶隱、紫翠、玉堂、霽海、逃禪、習靜堂等の號あり【系統】尾形宗謙の子、光琳の弟【事蹟】學問及び茶事を藤村庸軒に、畵を狩野安信に學ぶ、嘗て陶窯を洛西鳴瀧村に築き、陶器を製し、種々の繪を畫き、自贊を加ふ、頗る一種の雅致ありて人にもてはやさる、崇保院宮公寬親王の厚遇を受く、宮に從ひ江戶に出で入谷に窩し、陶器を製す、每品裏面に、紫翠乾山或は紫翠深省の落款あり、其造る處のもの、器械を以てするあり、又手頭を以て揑造するあり、共に樂燒に類す、寛保三年六月二日死す、年八十一、宮、坂本の藥王山善養寺に葬り、碑をたて給ひしと云ふ(工藝遺芳、工藝志料)

ヲガタコウアン 緒方洪庵 【名號】名は章、字は公裁、初め三平と稱し、後に洪庵と改む【系統】惟因の三子【事蹟】世々備中國足守の藩主木下氏に仕ふ、年十五父に從ひて大阪の藩邸に祇役す、人となり偉岸にして弱く、武人たるに適せざるを以て、始めて醫學に志し、洋醫中天遊に從學すること四年、當時翻譯の書は、殆ど閱讀し畢る、思へらく、洋籍を讀まざれば、竟に一層の隔ありと、卽ち江戶に遊びて坪井信道の門に入り、刻苦勉勵、學漸く進み、擢ばれて其塾長となる、また旁ら宇田川玄眞の敎を受くること六年にして長崎に赴き、親しく蘭醫に就きて、研究すること三年に及べり、かくて再び大阪歸りて開業し、洪庵と稱す、時に年二十九、これより名聲藉甚、生徒雲集し、治を請ふもの常に門に滿つ、而して諸大名の東覲して大阪を經るもの、疾に罹れば必ず診を求む、尋で木下侯召見して俸八人扶持を給ひ、藩の侍醫と爲す、文久二年幕府徵して侍醫と爲し法眼に叙し、兼ねて醫學館の事を督せしむ、翌年六月十日歿す、年五十四、本鄕駒込高林寺に葬る【著書】病學通論、扶氏經驗遺訓、虎狼痢治準等(洋學大家列傳)

オカチ 御徒 「カチ」を見よ、

ヲカチジヤウ 雄勝城 【所在】出羽國雄勝郡湯澤城○古の雄勝城なりと云ひ、或は雄勝郡大澤村字天下屋敷、その舊跡ならんと云ふ【起原】淳仁天皇天平寶字二年九月勅して之を作らしむ、蓋し蝦夷防拒の爲めなり、續紀に、天平寶字三年九月己丑勅造二陸奧國桃生城出羽國雄勝城一 とあるもの是なり(學藝志林、雄勝城考)

ヲカチノコホリ 雄勝郡 【所在】出羽國今羽後國【起原沿革】聖武天皇の天平五年十二月始めて之を建つ、或は又小勝とも書す、淳仁天皇天平寶字三年十二月雄勝城を築く、和名抄に、雄勝(チカツ)大津(オホツ)中村(ナカムラ)餘戶等の鄕あり、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オカチメツケ 御徒士目付 「カチメツケ」を見よ、

ヲカツピキ 岡引 江戶時代目明(メアカシ)のことをいふ、盜賊方の役人の手先に使はれ、案內差口等を爲す者にて、今の探偵の如きものなり(官中要錄)

ヲカデラ 岡寺 【所在】大和國高市郡高市村大字岡○龍蓋寺と稱し、東光寺とも號す、寺傳に境內の小池に龍神を招請し、大石を以て龍穴を蓋ひしより名づくと云ふ【宗旨】眞言宗○本尊如意輪觀音、三十三所の第七番【起原沿革】天智天皇二年後岡本宮を捨てゝ寺となし、僧義淵に附す、天平寶字六年勅して越前山背鄕五十戶を施入す、弓削道鏡弘法大師亦本寺に住せしことあり、後世數多の變遷を經て大に衰ふ、德川氏に至り寺領五十石を寄す、今本堂、方丈、開山堂、樓門等の數字あり、本堂の如意輪(國寶)は丈六の塑像にして空海の作と傳ふ、開山堂には自作と稱する乾漆の義淵僧正座像(國寶)及び釋迦涅槃像を安置す、樓門は室町時代の建築とす、寶物に如意輪觀音小銅像(傳稽文作)天人浮刻磚(共に國寶)等あり(元亨釋書、拾芥抄、大和廻、地名辭書)

ヲガノコホリ 遠賀郡 【所在】筑前國【起原】

沿革 上代岡縣の地、神武天皇東征の時、甲寅年十一月始めて崗水門に至る、或は鳴珂と書す、後ち遠河に改め、又遠賀とす、聖武天皇天平十二年九月遠河郡あり、延喜式以後遠賀となす、和名抄に、埴生(ハニフ)恒前、山鹿、宗像(ムナカタ) 内浦、木夜等の郷あり、室町時代御牧郡と稱す、大内家壁書に見えたり、正保圖之に仍る、寛文四年舊名に復す、後ち之に仍る、天保郷帳之を「チンガ」とよむ (郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲカノヤドノ　岡屋殿　近衞兼經(コノエカネツネ)を見よ、

ヲガハゴシヨ　小河御所　所在 京都一條南油小路小川殿町○足利氏の邸宅 起原沿革 文明六年新に造る、もと裏松政光卿の亭にして室高水寺殿之に住す、繼で足利義政、同義尙の將軍この邸に在り、宣胤卿日記に、小川御所准后(義政公)同所也、細川左京大夫勝元遊覽所也、亂中有₌御所望₋時々今後給、花御所炎上已後、爲₌不斷之御所₋」とみえ、又、後土御門天皇里內裏とし給ひしとみえ、長興宿禰記に、文明八年十一月行₌幸於小川新造御所₋內侍所同渡御」とあり(山城名勝志)

ヲカバシヨ　岡場所　名義 江戸時代、江戸市に於ける吉原以外の遊廓をいふ、大槻如電の説に、岡といふ語は、岡目八目の岡と同意にて、當局者にあらぬものをいふなり、遊廓は新吉原を本場所とし、其他にあるを岡場所と呼ぶ」といへるにて其義を知るべし 沿革 江戸幕府の政策は、吉原を以て江戸唯一の遊里と定め、これと共に一切他の花街を禁じたりしが、幾千もなく禁令緩みて承應年間より別に遊里に類するものを生じたり、されど初めは品川千住等の宿驛なる遊女町二三箇所に過ぎざりし

が、次第に增加して元祿中には、護國寺創建の時、音羽町こゝに起り、正德中根津神社新築の後、こゝもまた遊女町となれり、享保以降は淺草田原町の邊より、下谷筋違の邊、本所深川までに推し及ぼし、芝三田、赤坂田町、麻布市兵衞町、四ッ谷鮫ヶ橋など、數ふれば數十箇所にも及ぶべし、かく岡場所の數多かりしが內に、全盛を吉原と競ひしものを深川とす、此地江戸の巽に當れりとて、人呼びて辰巳の里といふ、文化文政の頃最盛なりき、幕府は屢々令して其迹を絶たんとしたれども、未だ曾て功を奏せず、天保十三年水野忠邦の改革の時、嚴令を發して、一切の岡場所を取拂はしめたるより、一時其勢を壓したれど、日ならずしてまた各地に生じ、延て明治年間に及ぶ(岡場所考、藤岡氏著日本風俗史)

ヲガハバウジヤウウヂ　小川坊城氏　坊城氏とも稱す、姓は藤原、權中納言勸修寺定資の二男俊實始めて氏を稱す、名家の一なり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(家譜、華族譜)

○俊實―俊冬―俊任―俊繼―俊國―俊秀
―俊顯―俊名―俊昌(本俊房)―俊直―俊完(サダ)
―俊廣―俊淸―俊將(ノブ)―俊逸―俊親―俊明
―俊克―俊政―俊章

ヲカフジヤウ　岡豐城　所在 土佐國長岡郡岡豐村大字八幡○豐岡城とも云ふ 起原沿革 長曾我部氏代々之に居る、其起り詳かならず、文明十年一條兼貞の子教房、文兼に迎へられてこの城に入り、二年を經、國中の領主參向して頓に繁華を致せり、兼序の時、吉良大平本山の兵來り攻めて遂に之を陷い

る、後ち兼序の子國親之を復して居住す、廢城詳かならず(古城傳承記、南路志)

ヲカベウヂ　岡部氏(和泉岸和田)　姓は藤原、參議乙麿の末裔、遠江守爲憲より出づ、其六代淸綱駿河權守となり、同國岡部鄕に居住す、依て氏とす、子孫世々駿河國に住して今川氏の被官たり、正綱の時今川氏眞、武田信玄の爲めに攻られ、諸城陷る、正綱小兵を以て武田と戰ひて屈せず、信玄之を招致す、天正十年武田氏亡び、織田氏尋で亡びし後、德川家康に仕ふ、天正十一年正綱卒し、其子長盛繼ぐ、長久手の役、上田城の攻略共に大功あり、十六年上總下總の地一萬二千石を賜ふ、關原伏見役等の功により、丹波龜山に三萬二千石に封ず、大阪役の功にて元和七年八月五萬石に同國福知山に移封、寛永九年美濃大垣城に移る、十年宣勝播磨龍野城に、十三年攝津國高槻城に移る、十七年九月一萬石加賜、和泉國岸和田城に治す、寛文元年十月五千石を次子高成に、二千石を三子豐成に分封す、元文五年二月長著の弟長晧を三千石に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜、德川加除封錄、華族譜)

○淸綱―泰綱―忠綱―時綱―長綱―家綱
―康綱―照綱―明綱―永綱―春綱―仲綱
―親綱―信綱―正綱―長盛―宣勝―行隆
―長泰―長敬―長著(アキラ)―長任―長修(ナヲ)―長備
―長愼―長和―長發―長寛―長職(モト)

ヲガム　拜　腰を折り稽首するを云ふ、「ヲロガム」の略語、折れ屈むの義、拜を重ぬるを再拜と云ひ、再拜を重ぬるを兩段再拜、又は四度拜と云ひ、兩段

(兩段再拜)

再拜を重ぬるを八度拜と云ふ、上代は普通一般の禮にも行ひしが、後には神拜にのみ用ふる事となれり、古事記垂仁天皇本牟智和氣眞事波牟の條に、故其御子令ㇾ拜₌其大神宮₋」と見え、書紀神功皇后十三年二月の條に、命₌武內宿禰₋從₌太子₋令ㇾ拜₌角鹿笥飯大神₋」と見えたり、拍手(カシハデ)參看(倭訓栞、古事記傳、神道名目類聚抄)

ヲカモトデラ　岡元寺　法起寺(ホフキジ)を見よ、

ヲカモトノダウ　岡本堂　所在 山城國愛宕郡賀茂社の以東一里許の所 起原沿革 賀茂の神戸百姓等賀茂大明神の爲めに建つる所なり、天長中檢非違使之を毀つ、仁明天皇勅して、神威佛力相須つ尙し、今本源を尋ぬるに事神分に緣る、宜しく彼堂宇を改め建つべしと、終に之を再興す(山城名勝志)

ヲカモトノニフダウサキノクワンパク　岡本入道前關白　近衞家平(コノエイヘヒラ)を見よ、

ヲカモトノミヤ　岡本宮　飛鳥岡本宮(アスカノヲカモトノミヤ)を見よ、

ヲカモトノミヤノスメラミコト　岡本宮天皇　草壁皇子を追尊していふ、「クサカベノワウジ」を見よ、

ヲカヤマジヤウ　岡山城　所在 備前國御野郡岡山市の北偏○一に烏城と稱す、姫路の鷺城に對し、城樓の黑塗したるを以て名づく 起原沿革 天文永祿の頃、金光宗高此に城を構へ石山城と稱す、天正の初めより宇喜多直家金光氏を討じ、之に城廓を築く、是岡山城と爲す(岡山の起りは今の城山の巽南の山麓に巨石ありて小祠あり、時の人之を岡山殿と云へるに起るが如し) 直家死後其子秀家之に居す、

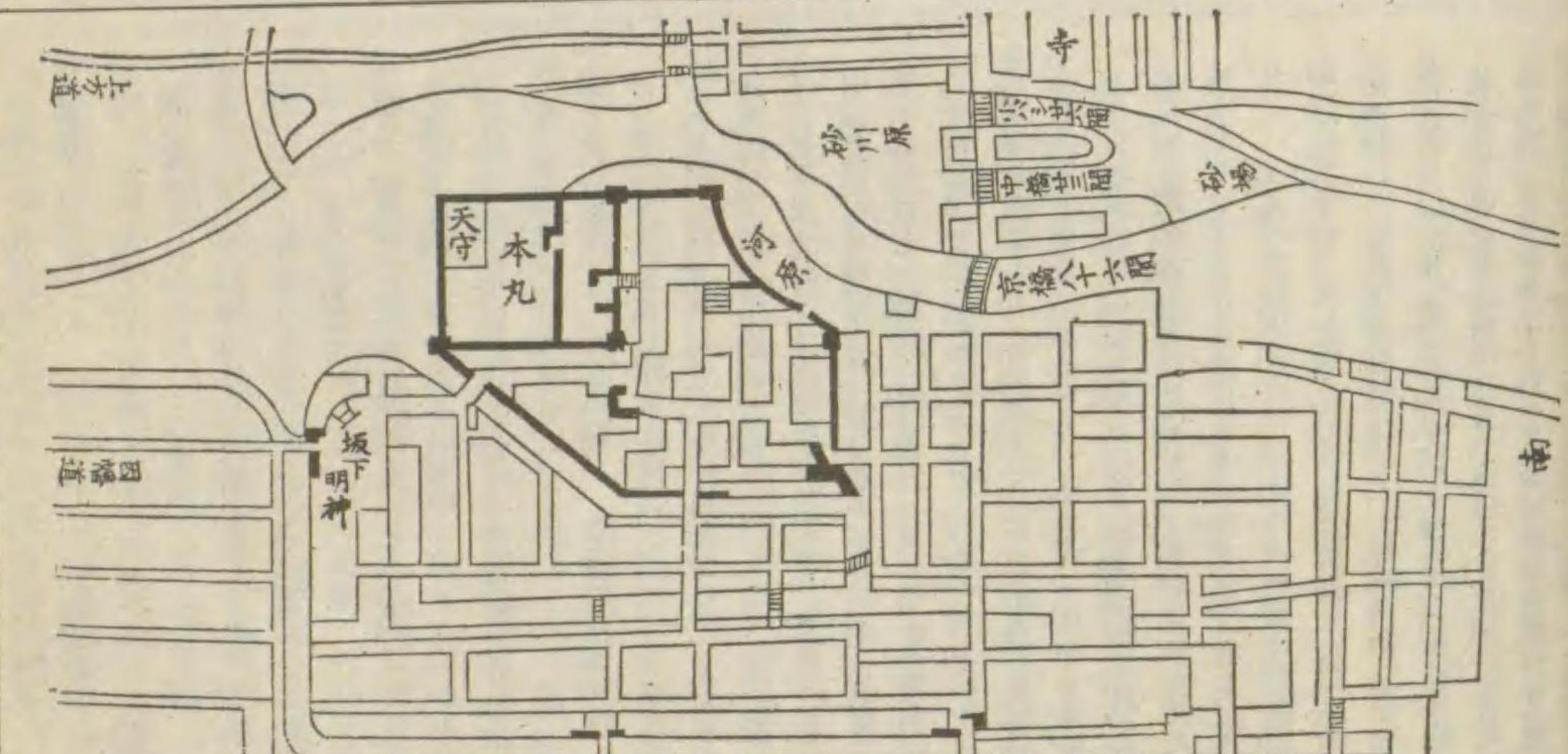

慶長五年關ヶ原の役、秀家利あらず終に沒落す、德川氏小早川秀秋(五十一萬石)を封じて治せしむ、八年正月池田輝政に備前三十一萬石を加封せらる、因て輝政吏を岡山に置きて治す、十八年五月輝政の二子忠繼分封せられ之が城主となる、尋で弟忠雄之を承け、其子光仲の時因幡に移封せらる、寛永九年六月輝政の嫡孫光政此地に封ぜられ、夫より子孫相繼ぎて城主となり、明治維新に至る(和氣絹、吉備前鑑、主圖合結記、德川加除封錄、明治政覽)

ヲカヤマハンノガクカウ　岡山藩學校　所在 備前國御野郡岡山西中山下 起原沿革 寛文八年十二月池田光政、假學館狹小なるに因り更に岡山西中山下祈禱寺圓乘院の舊地にて學校を經營し、泉八右衞門、津田重二郞に命じ之を督せしむ、九年閏十月に至つて落成す、別に名を附せず、十年三月射圃を設け、七月調馬埒を設く(長七十三間)貞享三年三月南方村の藥園を改めて菜園と稱す、十一月之を支封信濃守政言に付與し、學校下屋敷を廢す、寶曆十二年正月校北の間地八畝餘を更に學校に付屬す、元治元年六月新に演武場を校門內奉行邸宅の東に設け、武揚館と號し、生徒修文の餘暇、武技を勉勵せしむ、明治二年に至り學政及び職制を改革す、廢藩に及びて廢す(日本教育史資料)

オキカヘシ　起返　江戸時代、荒蕪の地を回復するをいふ、享保六年將軍吉宗、永荒の地引高の內勉力せば起返るべし、然るに其地主の力のみにては起返期し難く、徒に年月を過ごすの聞えあり、右等の分其村中協力して起返すべし云々と達し、爾後屢々督責の令あり、因て荒損の田地大に起返るもの多し(大日本租稅志)

ヲギジヤウ　小城城　所在 肥前國小城郡

小城町 **起原沿革** 建武の頃懷良親王の西下に及び、千葉胤貞下總より來りて小城郡を領し、この地に城を築き世々居住す、永祿二年胤頼の時、龍造寺隆信の爲めに領する所となる、慶長中鍋島勝茂二男元茂に七萬三千石を分與し此に居らしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(太宰管內志、明治政覽)

オキツカガミ 奧津鏡 天日槍新羅より持來る天津寶八種の一〇賀茂眞淵は海中より出でし寶なる故に名づけしともいひ、本居宣長は、遠く海上を經て持來る故に名づけしならんと云へり、猶之は普通名詞にして、固有名詞にあらず、混同すべからず、

オキテ 掟 おほやけの定めごとをいふ、又法度(ハット)ともいふ、倭訓栞に、日本紀に支度をよめり、源氏物語に、心おきてなどいへり、措置の義也、俗の掟の字をよめり、字書に其義なし、定手二合の意に用ひ來れるなるべし、古事記延佳本に行定をおきてさだめとよめり、おこなふ意にや、今も公の御定めをおきてといへりと見えたり、

オキテサク 掟作 江戸時代、小作のことをいふ、「コサク」參看、

オキドホリ 沖通 耕地の眞中根通離れたる田畑をいふ、海の沖磯といふ意なるべし(地方凡例錄)

ヲキナガタラシヒロヌカノスメラミコト 息長足日廣額天皇 舒明天皇の御名、「ジョミヤウテンワウ」を見よ、

ヲキナガタラシヒメノミコト 息氣長足姫尊 神功皇后の御名、「ジンゴクワウゴウ」を見よ、

ヲキナガノミサザキ 息長陵 敏達天皇の皇后廣姫命の御陵、近江國阪田郡大原村大字村居田に在り、兆域方一町、守戸三烟(延喜式、陵墓一覽)

ヲキナコバン 翁小判 **名義** 金銀玩賞品の一、表に翁の面を極印したるを以て名づく **性質** 重四匁、金位下なり(金銀圖錄)

オキノアマムラノミサザキ 隱岐海士村陵 後鳥羽天皇の火葬所、隱岐國海士郡海士村にあり(陵墓一覽)

オキノ井ン 隱岐院 後鳥羽天皇を稱す、承久三年北條義時の爲めに隱岐に遷され給ひしかば斯く稱す、仁治三年七月に諡して後鳥羽天皇と云ふ、「ゴトバテンワウ」を見よ、

オキノクニ 隱岐國 **彊域** 此國四島に分る、知夫島は、出雲島根郡加賀浦の正北十一里三十町にあり、周圍六里三十一町十九間、東西一里十五町、南北二十五町、西ノ島は、東北一峡を隔て知夫島に對す、周圍二十里二十六町五十六間半、東西三里二十町、南北二里、中ノ島は、西ノ島の東十二町にあり、周回十六里二十一町十一間、東西一里三十町、南北一里二十四町、以上三島を島前と云ふ、島後一島は中ノ島の東北三里餘にあり、周回三十里十七町五十四間半、東西四里、南北四里三十町、島前海士郡知々井村より島後穩地郡都萬村に至る、海上直徑四里三町、山陰道に屬す **形勢** 出雲の正北に位し、四島嶼を以て一國となす、其三小島鼎立する者を島前と稱し、其東北、一大島を島後と稱す、中間礁嶼相接す **沿革** 太古大八洲の一、古事記に、生二隱伎之三子島一、亦名天之忍許呂とあるは、此國なり、王朝時代國府を周吉郡に置く(府址八尾村の西にあり)建久四年源頼朝全島を以て佐々木定綱に授く、尋で其弟義淸をして出雲守護を以て兼領せしむ、承久三年、北條義時、後鳥羽法皇を島前海士郡(海士村森里)に遷す、後ち十八年にして崩ず、元弘二年北條高時、後醍醐天皇を知夫郡別府村(或は同郡知夫湊亦皇居の址ありと云ふ)に遷し、義淸の玄孫淸高をして之を監護せしむ、明年天皇伯耆に遷幸し、王師四起し北條氏亡び、出雲守護鹽冶高貞をして守護を兼ねしむ、高貞讒死後、足利尊氏之を佐々木高氏に加賜す、正平中、山名時氏全島を略取し之を其孫氏之に傳ふ、元中七年將軍義滿氏之の封を收め其弟滿幸に授く、既にして再び之を高氏の孫高詮に賜ふ、高詮、島の豪族隱岐氏(義淸の裔孫)を以て守護代とし、周吉郡宮田に居らしむ、大永天文の際、同族島前島後に分據して鬪爭やまず、隱岐淸政甲尾(古府の別稱)に城き、援を尼子經久に乞うて島內を平定し、終に其麾下に屬す、孫爲淸に至て尼子氏亡び、毛利元就に附す、永祿の末尼子勝久恢復を圖り故黨を募る、爲淸之に應じ兵敗れて自殺し、其弟淸家代り立つ、天正十年從子經淸に弑せらる、毛利氏の兵來り伐ち經淸を誅し、戌を八尾に置き後ち吉川廣家を分封す、關ヶ原役畢り德川氏廣家の封を收め、堀尾吉晴に加賜す、孫忠晴卒して封絕ゆ、京極忠高之に代り嗣なく國除し、松平直政に命じて島事を管攝せしむ、明治維新島取藩をして之を管せしめ、明治二年隱岐縣を置く、既にして廢して石見の大森縣に併せ、四年島根縣に合せ、又改めて鳥取縣より兼治す、今島根縣に屬す **管郡** 古より管轄の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡につきて見るべし(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

六國史	延喜式(エ) 倭名抄(ワ)	拾芥抄	古圖 元祿帳(ゲ) 寛知集	郡名考(ゲ) 天保郷帳(チ)	明治沿革帳(メ) 地誌提要(テ)	郡區編制 新郡區編制
	知夫	同	同	知夫里	知夫里(メ) 知夫(テ)	知夫
	海部	同	同	海士	同	同
	周吉(スキ)	同	同	同(シュキッ)(ゲ)	同(スキ)(チ)	同(スキ)
	穩地(エ) 隱地(ワ)	穩地	越智(ゲ)	越知(エチ)(ゲ) 越智(テ)	越智(メ) 穩地(テ)	穩地

ヲギノコホリ 小城郡 **所在** 肥前國 **起原沿革** 延喜式に、郡名始めて見えたり、和名抄に、川上(カハカミ)甕調(ミカツキ)高來(タカク)伴部(トモベ)等の鄕あり、後ち川上鄕佐嘉郡に入る、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オキノジンジヤ 隱岐神社 **所在** 隱岐國海士郡海士村苅田山(カッダ) **祭神** 後鳥羽上皇 **起原沿革** 初め國人、天皇の崩ずるや此處に一小祠を營み陵廟となす、萬治元年松江の松平出羽守此島を預りし時、新に御廟を建つ、明治維新前供僧を置き源福寺と稱せしが、其後寺僧を停め廟堂を更に建てらる(隱岐紀行、名勝地誌)

オキノバンカヂ 隱岐番鍛冶 元仁元年北條泰時、後鳥羽上皇の意を慰せんと欲し、劍工六人を撰て隱岐に獻ず、上皇命じて毎月刀を作らしむ、是を隱岐の番鍛冶と云ふ、其人名左の如し(玉石雜誌、工藝志料)

粟田口則國(正月二月)粟田口景國(三月四月)
粟田口國綱(五月六月)福岡宗吉(七月八月)
中原延正(九月十月)備前國住人助則(十一月十二月)

オキノミツコノシマ 隱岐三子島 大八洲の一、隱岐國を云ふ、海原の奧にある嶋と云ふ義、三子とは此國三嶋より成れる故に名づく、「オキノクニ」を見よ、

ヲギノヤマナカジヤウ 荻野山中城 **所在** 相模國愛甲郡荻野村 **起原沿革** 中古荻野忠義の領地、文和の頃より鎌倉圓覺寺の所領となる、北條氏小田原に據るや、田中某之を領す、尋で松田康長之を得て治す、天正十八年北條氏滅後大久保忠保の領地となる、文祿に至り松田康長の子直長再び之を領し承應中に至る、其後小栗九郎右衞門三代此地の地頭となる、元祿中牧野成春領主たり、寶永元年德川氏の直領に歸す、享保三年三月大久保忠朝の子敎寬、一萬六千石(後ち三千石を分封す)を受け此に治す、是より子孫相繼で明治維新に至る(新編相模國風土記稿、神奈川縣志、明治政覽)

ヲギノリウ 荻野流 荻野六兵衞安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主荻野越後守安定の末裔、彦右衞門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正木流等の砲術十二流の奧義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋で明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦人麿寺に葬る、子照淸其業を繼ぐ(武術流祖錄)

ヲギノリウゾウホシンジユツ 荻野流增補新術 坂本孫八郡俊豈荻野流砲術を學び、其蘊奧を研め遂に砲臺を製し、一人力にて十數の大砲を、自在に廻轉せしむる法を發明し、荻野增補新術と稱す〇坂本は信濃國高遠城主內藤氏の家臣、天山と號す、父英臣砲術を荻野照淸に學び、其奧旨を研め俊豈に傳ふ、明和五年俊豈猶大阪に至り、荻野氏につき、砲技を論究し、遂に砲臺を製し周發と名づく、門人岡村忠鼎、岡村忠彝、北原恭溫之を贊成し、改めて荻野流增補新術と稱せしむ、俊豈晩年漢音を好み長崎に遊ぶ、享和三年二月二十九日歿す、皓臺寺內眞珠院に葬る、子俊元家業を繼ぐ(武術流祖錄)

ヲギハラシゲヒデ 荻原重秀 **名義** 初名彦次郎 **事蹟** その先甲斐の人、重秀もと勘定所の下役なりしが、元祿八年八月國用足らざるの故を以て綱吉將軍に用ひられ、勘定奉行に進みて近江守となり、三千七百石を領し、金銀改鑄の事を行ひ、私利を營む、常に曰く、凡貨幣は大政府の極印一つあれば、石瓦なりとも金銀となし用ふべしと、故に元祿金の粗惡なること極まれり、重秀益々蓄法を改め、專ら財用の事を掌る三十餘年、弊政日に甚だし、新井白石深く切諫して重秀を彈劾す、正德二年九月遂に職を罷められ寄合となる、三年九月廿五日食を斷て憤死す、年五十六、重秀在職中樞機を利して私利を營み、金銀改鑄のみならず、諸國の幕領を巡檢して無役の所に運上をかけ、二歩の所は三歩と增加し、新田金銀山の開掘願出づる時は賄賂請托に依て事を爲す、世人皆之を憎む(折たく柴記、兼山麗澤私策、國朝舊章錄、德川太平記)

ヲギハラゼニ 荻原錢 **名義** 江戸時代に行はれたる錢貨の一種 **性質** 銅にて作り、銅色白色、徑八分、重八分、小者徑七分五厘、凡六種、薄肉、厚肉各三種 **沿革** 元祿十二年、京都七條及び江戸龜井戸にて鑄造す(新寬永錢譜)

オギフウチ 大給氏(豐後府內) 姓は淸和源氏、舊は荻生氏、物部守屋大連の裔、越前守物部弓削連季定、源賴朝の時、三河國加茂郡荻生庄の地頭となる、子孫世々之に居す、十一世孫荻生季統松平信光と戰ひ終に降り仕ふ、孫加賀守乘元、松平西忠入道の婿となり、松平氏を冒し猶子となる、二男乘正の二男左衞門尉親淸、其子近正の時、加茂郡を武田信玄に侵略されし後ち、松平和泉守家乘の家老となり、德川

家康に仕へ、家乘の陣代となる、功を以て大給新田千五百石を領す、依て氏を稱す、天正十二年尾張蟹江の役奮戰す、天正十八年上野三之倉の地五千石を賜はり、其子一生近正伏見戰死の功により五千石加賜、下野國都賀郡板橋に所替へ、右近將監成重、元和元年大阪陣の功により同三年一萬石加賜、參河國幡豆郡西尾城に移る、七年二千二百石加賜、前封合せて二萬石、丹波國桑田郡龜山城に移封、忠昭の時豐後國龜川、中都留、高松等に轉封、明暦四年二月豐後府內城を賜はり子孫相襲ぎて封を受け、明治に至り華族に列し、子爵を賜はる（藩翰譜、德川加除封錄、家譜、華族譜）

○乘元—乘正—親清—近正—一生—成重
—忠昭—近陣—近禎—近貞—近形—近儔
—近義—近訓—近信—近說—近道—近孝

オギフウヂ 大給氏（信濃龍岡） 松平左近眞乘の二男眞次參河國大給に生る、德川秀忠に仕ふ、秀忠元和元年大阪の戰功を賞し、從五位下縫殿頭となし、所領千石を上野に賜ふ、寛永四年二千石加增、此時大給の地は先祖の地たるを以て、願により同地三千石を替與ふ、後ち四千石加增、乘次書院番頭、大番頭、大阪定番等を勤めしを以て、參河國足助額田郡奧殿にて桑地一萬六千石を賜ふ、子孫相襲ぎて明治に至り、四年に乘謨信濃國佐久郡龍岡に移る、後ち華族に列し子爵を授けらる（德川加除封錄、家譜、華族譜）

○眞次—乘次—乘成—乘眞—盈乘—乘穉
—乘友—乘尹—乘羨—乘利—恒（初乘謨）

ヲギフソライ 荻生徂徠 名號 名は雙松、字は茂卿、通稱總右衛門、徂徠、蘐園、赤城翁等の號あり、本姓物部たるを以て、また物徂徠とも稱す 系統 方菴（名は篤、字は玄甫）の二子 事蹟 幼にして技雋、五歳字を識り、十歳能く文を屬す、延寶元年父の事に坐して江戸を逐はれ、上總に蟄居す、居ること十二年、赦に逢うて父と共に江戸に歸る、父もと幕府の醫師にして法眼たり、此時再び召出されて醫官となり、三子觀を以て嗣とす、玆に於て徂徠帷を芝浦に下し、教授自ら給す、柳澤吉保其聲名を聞き、徵して俸十五人扶持を給ふ、尋で累進して五百石に至り、番頭格に進む、是より先伊藤維禎古學を平安に唱へ、力めて程朱を排す、徂徠卽ち護園隨筆を著はして程朱を辯護せしが、既にして李王の書を讀むに及び、忽ち感發する處あり、盡く舊學を廢して古文辭を修む、之を復古學と稱す、名聲藉甚一世を震懾し、文藝爲めに一新す、徂徠人となり英氣高邁、卓犖不羈、眼一世に空くし、推す所あること罕なり、而して其學汪洋浩博、雅樂衆晉より、軍旅法律等に至るまで精該せざるはなし、又書を能くす、文を作る縱横跳踉、間

大槻文彥氏所藏（史料編纂掛蒐集）

々詭怪に涉ることありと雖も、豪放佚蕩一世に冠たり、時勢を論じ、法令を議するものまた多し、少時兵事を精習す、故に其仕途に就くまた兵學を以てせり、晚年復た專ら武を談ず、初め五代將軍德川綱吉の屢々柳澤邸に臨むや、徂徠常に擢ばれて經書を進講せること多し、後ち享保六年將軍德川吉宗の命により、六諭衍義を和譯す十三年正月十九日歿す、年六十三（或云六十五）江戸三田長松寺に葬る、

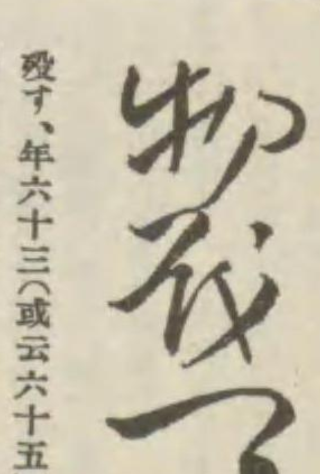

門人 太宰純、服部元喬、安藤東野、山縣周南、平野金華、成島鳳卿、大內子綽、高野蘭亭、釋方庵、木下公達、宇佐美子廸、宇野士朗、萓谷甘谷、篠崎東海、釋元皓等名あり 著書 辨道、辨名、學庸解、論語徵、孟子識讀、韓非子、孫子、吳子、素書國字解、譯文筌蹄、經子史要覽、南留別志、度量考、鈐錄、政談、太平策、古文矩、文變、文罫、管子考、經濟總論、蘐園錄稿、樂律篇等數十種（近世大儒列傳、儒學源流、近代著述目錄）

オキブミ 置文 遺書を云ふ、後世の書置（カキオキ）なり、書き殘し置くの義、武家名目抄に、置文は後代をして其事を專ならしめんが爲に記し置くをいふ、又死後おのが意を人に告んが爲め書き置くをもいふ」といへり○吾妻鏡承元四年五月廿五日の條に、陸奥國平泉保伽藍等興隆事、故右幕下御時任二本願一基衡之例、可レ致二沙汰一之旨、被レ殘二御置文一之處云々」と見え、延應元年五月廿六日の條に、今日被レ定二置文一云々」とあり、又難太平記に、義家の御置文に云ふ、我が七代の孫に吾生れかはりて、天下を取るべしと仰せられしは」と見えたり、

オキマイ 置米 江戸時代、地方の小役人等

に給與する米を云ふ、舊幕縣治要略に、口留番所大小道中に大小關所を置く、口留番所は、卽ち（小關門を云ふ）番人又は御林守と稱するもの、其他居村民中より採用する此種の小役人に給與する扶持米、及び官費堤防修繕に要する人夫の賃米等に充て、租税米金の內、該村若くは附近村落へ預け置き、所要の時々支出するものを云ふ」と見えたり

オキメ 置目 掟をいふ、高野山の請文に、大師の置目、又彼寺之置目相定」、那須氏文書に、爲二音信一太刀一腰、馬代銀子百兩到來候、遠路の情悅入候、關東八州奧羽兩國置目等近日可二申付一候」增補家忠日記に、太閤置目十人連判誓詞之筋目、云々、御法度の御置目を背申に於ては、十人として遂二穿鑿一可レ被レ成二罪科一事」など見ゆ、

オキモノノツクエ 置物机 清涼殿の御倚子の左右にある机を云ふ、左の机には鈕璽を置き、右には式の筥を置く、江次第に、左右各立二置物机一（各垂レ總平文敷）と見えたり、

オキモノノミヅシ 置物御厨子 內裡清涼殿の御帳の後と、第四間の奧とに据ゑたる御厨子棚を云ふ、二脚ありて上中下三段とし、上は玄象、中は鈴鹿、下は笛の筥（海部を蒔く）、小水龍笛（コスヰロウ）二ツ（狛犬）拍子四を置く、又禁腋祕抄に、西うしろの障子にそへて、三間に置物の机をたつ、北の机を立、北の机には樂器を置く、上に琵琶（玄上）其端に北方に笛の箱、

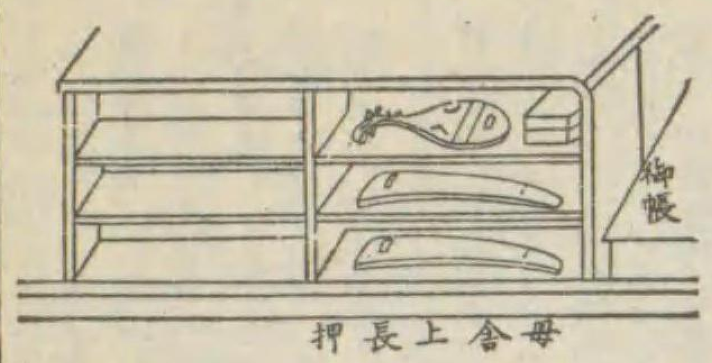

次の重に和琴（鈴鹿）置たり云々」古樂書に、置物御厨子、長六尺古代の定也、後に七尺許に造改められたり、宗と置るゝ箏和琴の長より定めらるゝ也、又上古には琴をも置れし事有とぞ、夫をば第一層の上に置るゝ事人しらず、祕藏の事也、云々」と見えたり、山槐記治承四年二月二十一日讓位の條に、五條亭曰、置物御厨子二脚（注云）件御厨子一脚立御帳後立之、予仰二藏人一、令レ置二東間一、管絃具未レ渡、此殿儀以レ左替レ右、可レ置二西御厨子一也、御笛筥可レ置二第二層西方一、圓層東方可レ置二玄象一、頭方可レ爲レ西、第三層可レ置二鈴鹿一、以レ東可レ爲レ上也、絃者彈側置之、笛筥者可レ置二御所方一云々」とあり、今玆に、古樂書厨子の圖を示す、

オキモノビヤウブブギヤウ 置物屛風奉行 室町時代、將軍大名の第に赴く時、諸大名家にて臨時に置く役名、座席の裝飾の事を掌る、屛風を立て連れ、茶席の器物等をはじめ、其餘の諸道具を飾り立つ、多くは同朋衆又は禪僧等主人の寄托によりて行ふ（武家名目抄）

オキヨノマ 御清間 江戸時代に於ける將軍家大奧の居間の名、二箇所あり、（一）、御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所每朝拜ある所なれども、分娩又は婚禮の夜に入輿の時、暮目の役人暮目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奧行三尺にて、北の一半は間口六尺奧行四尺餘、孰も板疊なり、入口は一段高く（三尺許り）敷居を設けて之に腰板にて黑塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子內には錦襴の戸帳を絞り上げ、黑塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切金砂子に金泥にて蓮を畫きしものなり、佛間の東に襖あり、南の東に杉戸あるの外は總て貼付壁にて襖樣は襖、貼付天井小壁を通じて白地に銀泥にて水、金泥にて松を畫きしものなり、又杉戸は黑塗緣なりと知るべし、大なる御清の間の南に接して別に開ける御清の間は六疊敷なり、こゝにも佛間あり、裝飾は大なる御清の間のものに同じ、天井は御下段に同じく雲形鳳凰なり、（二）、第一の清間の西なる大納戸の廊下を經て溜間あり、其西に御清間あり、所要は第一の清間に同じ、平生明部屋なり、二間あり、北なるは八疊にて南なるは四疊なり、八疊の間より西及び北へ出張りたる戸棚及び四疊間の西方なる御位牌所とも明間なり、兩間の中間及び東方に襖あり、餘は皆張付壁なり、江戸城（エドジヤウ）の掃繪大奧の部參看（千代田城大奧）

オクイウヒツ 奧右筆 職掌 江戸幕府の職名、老中年寄の下に於て文書を掌り、祕密政事の取調を行ひ、老中理務の顧問となる、奧とは、江戸城中の一區內にて、將軍平常玆に在りて政を聞く所、今の祕書官に相當す 職員 頭取、組頭、奧右筆衆、見習等あり、孰も若年寄の支配たり、組頭は初め一人なりしが後ち二人となる、布衣四百俵高、役料二百俵、席次桔梗間詰とす、奧右筆衆は組頭と同時に二人を置きしも人員定まらず、或は二十人或は三十八人、時により增減す、各々掛りを分ちて幕府の文書を分掌す、見習は記錄の事を掌る、天明八年始めて置く、文化六年七月改めて奧右筆所留物方と稱す、高百五十俵とす 起原沿革 天和元年八月小島二郎左衛門、蜷川彥左衛門二人御用部屋に侍せしめ機密の文書を書記することを掌らしむ、是れ奧右筆の起原なり、元祿二年十月新に奧表の二に分ち、組頭各一人を置く、後ち二人

となる、又同時に奥右筆衆を置く、天明八年十二月見習四人を置く、右筆(イツヒツ)表右筆(オモテイウヒツ)參看(明良帶錄、吏徵、官制沿革略史)

オクイシ　奥醫師　江戸幕府の醫官、將軍の診候並に醫藥を掌る、法印若くは法眼に叙す、二十人内外あり(西丸は別に其員あり)若年寄の支配に屬す、二百俵高、番料二百俵なり、世襲の家のみならず、技術に精しき藩醫及び市中より拔擢せらるゝもあり其出頭人を御匙と云ふ、國持大名封地に在りて、病ある時は願により奥醫を遣はして之を療せしむ、外に奥詰醫師若干員あり、奥醫師と共に毎日の勤なり、藥園掛、製藥所掛、痘瘡家等の分課あり、奥外科高二百俵、番料百俵(明良帶錄、官制沿革畧史)

オクガキ　奥書　書物の末に、其書の傳來由來等を記したる文を云ふ、書後とも云ふ(貞丈雜記)

オクコシヤウ　奥小性　奥勤めせる小性をいふ、「コシヤウ」を見よ、

オクゴゼンシヨ　奥御膳所　江戸幕府江戸城大奥の居間の名、溜所の北に在り、將軍大奥へ御成の時、御膳所を調進する所、彼の中奥より送り越す料理の品を此所にて受取り、獻立して膳部を調進し將軍に進む、江戸城(エドジヤウ)の挿繪大奥の部參看(千代田城大奥)

オクゴゼンシヨダイドコロガシラ　奥御膳所臺所頭　江戸幕府の職名、大奥の御膳所にて庖廚の事を統べ掌る、若年寄の支配にて高二百俵、役料百俵を給す、席は燒火間とす、其支配の下に組頭あり、其組のものを統べ掌る、高持扶持七十俵、役金十兩を給す(明良帶錄)

オクジユシヤ　奥儒者　職掌 江戸幕府の職名、將軍侍講の職、若年寄の所管なり 起原沿革 初め特に此職を置かず、明曆以來、林氏世々奥詰を以て侍講を攝す、享保中、奥坊主成島信遍文學あり、侍講の命を承く、曾孫司直まで此職を襲ぐ、二人あり、二百俵高にして、役料二百俵を給す(官制沿革畧史)

オクダエイセン　奥田穎川　名號 名は庸徳(ツネノリ)、通稱は茂右衛門、また陸方山と號す 事蹟 享和中京都五條大黑町に住し、海老清に從て陶法を學び、好て唐山の古陶器を摸す、其門より木米、龜助、嘉助の徒いづ、攝津三田(サンダ)の青磁窯を開くや良師を聘せんとて穎川に謀る、穎川龜助を遣はす、初め木米自ら行かんことを請ふ、穎川きかずして曰く、子を遣はさば三田青磁古器に紛れんと、木米後ち果して染付青磁を研究し、唐山の製に勝る法を開けり、名人の先見たがはざるを知るべし、文化八年四月二十七日歿す、年五十九(工藝鏡)

オクタニハ　奥谷派　時宗の一派、宗祖の弟子心阿、伊豫奥谷寶嚴寺に住して法雨を注ぐ者を稱す、今は本宗に還歸して派名を廢す、時宗(ジシユウ)參看、(日本佛教史綱、佛教各宗綱要)

オクダヒラウヂ　奥平氏(豐前中津)　姓は平氏、其先貞後は上野國住人、後ち三河に移りて作手の地を領し、子孫傳へて貞能に至る、或は云ふ、村上天皇皇子具平親王の裔、赤松則景關東に下り、源賴朝に仕へ、其二男氏行秩父の一族兒玉が聟となり、末流上野國奥平鄕に住す、依て氏とすと、又一說に、兒玉貞政三河國奥平地に居るを以て家號とすと、共に信じ難き說なり、貞能子信昌德川家康に仕ふ、天正三年二月家康武田勝賴を敗りて長篠城を取るや、信昌に賜ひ、女龜姬を信昌に嫁す、尋で長篠、田嶺、吉良、田原等の地を賜ふ、後ち屢々大功あり、慶長五年關ヶ原戰後京都守護となる、六年二月美濃加納城を賜ひ十萬石に封ず、同年十二月家昌十二萬石を下野宇都宮城に封ず、元和五年其子千福磨一萬石加賜、下總古河城に移る、八年八月宇都宮に復す、寛文八年三月昌能二萬石を削られ、出羽山形城に移封、貞享二年六月昌章又宇都宮に治す、元祿十年二月昌春丹後宮津城に移封、享保二年二月昌成一萬石加賜、豐前中津城に移封、合せて十萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(藩翰譜、系圖纂要、德川加除封錄、家譜、華族譜)

○貞俊—貞久—貞昌—貞勝—貞能—信昌
—家昌—忠昌—昌能—昌章—昌成—昌敦
—昌鹿—昌男—昌高—昌暢—昌猷(ミチ)—昌服(モト)
—昌邁(ユキ)

オクダヒラノブマサ　奥平信昌　名號 通稱九八郎、初名定昌、後ち信昌と改む、美作守と稱す 系統 貞能の子 事蹟 もと今川氏に屬す、天正元年父と共に德川家康に歸し、爾來家臣となる、長篠城を賜ひて之に居す、三年武田勝賴大兵を率ゐて來り圍みしも、信昌能く城を守りて屈せず、茲に於て長篠の戰あり(「ナガシノノタタカヒ」參看)大に勝賴の兵を敗る、織田信長其功を賞して偏諱を賜ひ、始めて信昌と改む、四年三河國新城に移り、尋で家康の女龜姬に配し、十六年叙爵して美作守と稱す、十八年家康關東に移るに及び、上野國小幡にて三萬石を賜ひ、宮崎城に住す、慶長五年關ヶ原の役に從ひ、戰終るの後、命によりて京師を守護し、六年二月美濃國加納城に轉じ、十萬石に加封す、九月三男忠政に四萬石を分ち、七年致仕す、因て六萬石を忠政に與へ、忠政が領せる四萬石を以て養老の料となす、元和元年三月十四日卒す、年六十一(德川實紀、野史)

オクヂヨチユウ　奥女中　江戸將軍家及び諸侯の奥向に仕へたる婦人をいふ、御殿女中ともいふ、家々に因りて女中の役名及び人員異なるが、今幕府の分を記せば左の如し(千代田城大奥、大奥女中)

上臈	三人	御年寄	七人	中年寄	二人
御客會釋	五	御中臈	八	御坊主	四
御小性	二	御錠口詰	二	表使	七
御次頭	二	御次	七	御祐筆頭	二
御祐筆	五	御錠口衆	七	御錠口助	二
御切手	四	呉服ノ間頭	一	御三ノ間頭	一
呉服ノ間	一〇	御廣座敷詰	一〇		

(以上御臺所の御目見を許さるゝ者)

御末頭	二人	御三ノ間	一〇人	御仲居	六人
御火ノ番	一三	御使番	一三	御末	五〇
御犬小供	一二〇				

(以上御目見以下)

尙ほ、將軍附女中なるもの別にあれど、御臺所附の者と役名及び人員に異りなし、

ヲグツ　麻鞋　沓の一種、麻にて作りたるもの、延喜式に、凡除二著靴一之外、通二著麻鞋(クワ)一、西宮記裝束の條に、手振走孺之所レ用」とみえたり、

オクツキ　奥津城　墳墓をいふ、奥ツ域(イキ)の義なり、書紀に丘墓を訓めり、萬葉集に奥津城、奥城、奥槨とも書す、古事記傳に、奥津城、萬葉に多く見えて人を葬せる處を云ふ、天智紀に丘墓とあり、奥とは地下を云なり」とあり、

オクヅトメ　奥勤　江戸幕府の時、奥に出仕する者をいふ、奥勤に出仕する者は、人選によりて出づ、蜑の燒藻に、もと何百人にても、一統に若年寄の宅に於て吟味し、宜しかるべき者を六七十人すぐりて、後ち御側御用取次衆にて能々選み、又すぐりて三四十人ばかり再吟味あつて、誰々親類書を出すべき由にて召出さるゝ人數定りて出仕するに至る、寛政九年の頃吹上上覽所に於て試み事あり」といへり、

オクドシヨリ　奥年寄　江戸幕府大奥に勤むる職名、留守居年寄に同じ、「ルスキトシヨリ」を見よ、

オクニカブキ　於國歌舞伎　慶長の初年、出雲國の巫女お國といふ者の奥行せる歌舞伎をいふ歌舞伎(カブキ)參看、

ヲクニノジンジヤ　小國神社　所在 遠江國周智郡一宮村五川○小國天神ともいふ、本國の一宮、今は國幣小社に列す 祭神 大穴牟遲神 起原 欽明天皇十六年本宮此地に出現、勅幣使を遣はして新宮を建て、小國宮と稱す 沿革 文武天皇大寶元年二月十八日舞樂十二段を授く、爾來毎年此日勅幣を奉じ、神事を勤め舞樂を行ふ、仁明天皇承和七年六月從五位下、淸和天皇貞觀二年正月從四位下、十六年二月從四位上を賜ふ、後醍醐天皇建武の年勅使の例廢す、元龜三年九月德川家康神瑞によりて堂宇を燒き、武田信玄と戰て大勝を得たり、後ち家臣に命じて新に造營せしめ、天正十一年十二月成りて遷宮す、其後歲月を經て、社殿大破す、元祿中に至り德川綱吉の命により、本社攝社末社を再建す、神領は昔は五ヶ鄕なりしが、慶長八年田五百九十石の朱印を賜ふ、明治六年六月國幣小社に列す(神祇志料、遠江風土記傳、官國幣社一覽)

オクニモノ　御國物　江戸時代、田舍侍のことをいふ、又地方の人を總ていふ稱呼、

オクヌノ　奥布　古へ陸奥國より織り出したる布をいふ、新六帖に、今は世にあるもまれなるおくぬのの、用ひられしは昔なりけり」と見え、又吾妻鏡に、奥布二百端を施物に宛てられしこと見えたり、

オクノテ　奥手　左の手を云ふ、萬葉集に、吾妹兒はくしろに有なん左手の奥手に纏ていなましを」、古事記傳に、左の御手纏になれる三神には奥と云ひ、右の御手纏になれる三神には邊と云ふとあり後世俗に祕策を云ふ、蓋し劍術の奥の手より轉ぜしものならむ、信世の句に、山々は奥の手を出す蕨かな」とあり、

オクバウズ　奥坊主　江戸幕府の時、奥向の雜事に給使す、皆剃髮にて世襲とす、其數百三十人、二十俵二人扶持高、役料二人扶持○組頭二人あり、坊主を支配し、高五十俵を給す(明良帶錄)

オクバウズクミガシラ　奥坊主組頭　奥坊主(オクバウズ)を見よ、

オクバンヤク　奥番役　江戸幕府の時、銀座の役名、鑄造濟の丁銀を酢頭役より請取、當日吹方の出來高、丁銀の員數を合せて、銀座筋役の者と相届くることを掌る、銀座の手代之を勤む(金銀吹替次第)

オクヒバン　奥火番　職掌 江戸幕府大奥の火の番を掌る、晝夜各局女中の部屋を巡回す、留守居の支配にて八十俵持扶持高、燒火間詰とす 起原 寛永十六年十月始めて九人を置く、寛政四年三月、勤向には、御廣敷番頭の差圖を受け、身分に關しては組頭の差圖を受くべきを達す○又西丸奥火番は、慶安三年八月始めて十六人を置く(吏徵)

オクムラマサノブ　奥村政信　名號 通稱源六、名は政信、文角、志道軒、芳月堂、丹鳥齋等の號あり 事蹟 江戸通鹽町に居住して書肆を業とす、鳥居淸信の門に入りて浮世繪を學び出藍の譽あり、また好みて鍾馗を繪き妙を極む、而して當時流行せ

ろ紅繪、漆畫、浮繪（遠景の奥深くみゆる樣に畫きたりといへば、按ずるに洋式を用ひしなるべし）等を畫き始めたり、明和五年二月十一日歿す、年七十九（浮世繪類考、扶桑名畫傳、名人忌辰錄）

オクヤマジヤウ　奥山城　[所在]遠江國引佐郡奥山村字奥山○郭外三方、溝を構へ、中央の地方凡そ三十步[起原沿革]元中元年奥山次郎朝藤の築きし處、子孫世々之に居住す、延元元年宗良親王この城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陷る（遠江風土記傳）

オクヤマネンリウ　奥山念流　修驗者光明院行海が創めたる劍術の流派をいふ、念流より出づ、念流（ネンリウ）參看、

オクヨコメ　奥横目　江戸幕府の職名、奥勤する人の事務を監察することを掌る、「ヨコメ」參看、

ヲグラウヂ　小倉氏　姓は藤原、公季流太政大臣西園寺公經より出づ、公經の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、極官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分脈、家譜、華族譜）

○公雄―實教―公脩―實名―公種―實右
―季種―公右―季藤―公根―實爲―實起
―公連―實躬―熙季―季永―宣季―實季
―兄季―豐季―輔季―長季―英季

オクラヲサメゼニカタ　御倉納錢方　[名稱]又納錢一衆と稱す、一は市の意[職掌]室町幕府の職名、都鄙の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出納を知り、市店の賣物を沙汰し、兼て大名諸家の禮儀（代替其他の事につき、柳營へ獻ずる錢を云ふ）、國役錢なども收藏す[職員]概れ僧形にて、長を正實坊と云ふ、玉泉坊、定泉坊等代職となることもあり、法師の倉庫を預り沙汰せるは中古以來の例にて、源平盛衰記西光、西景が事を記したる條に、信西平治の亂に討れし時、武人共に出家して、左衛門入道は西光、右衛門入道は西景とぞ申ける、二人ながら御藏の預にて猶召仕はれけり」とあり、室町幕府は、これに傚ひしなるべし、後世豐臣氏の藏奉行、及び甲州の藏前衆にも法體の者多し、慶長の頃にも、僧侶が年貢收納を承しこと見えたり[起原]鎌倉幕府の時、正和中日吉神輿を改造す、京師の土藏一宇に稅錢七百五十匹を課す、又元亨四年叡山火あり、客人叡宮以下災に罹る、又土藏に課して作る、室町幕府納錢方の職掌玆に胚胎す、建武以來式目追加、永享二年九月の令に、「酒屋土倉闕所事若有レ如二此闕所一、可レ被レ付二納錢方一焉」とあり、納錢方の始めなり、明應中には、朝廷內侍所の御神樂、又節會の費用等、御倉玉泉坊より納る由、宣胤卿記に見ゆ（蜷川親元記、武家名目抄）

オクラコドネリ　御藏小舍人　小舍人（コドネリ）を見よ、

ヲグラドノ　小倉殿　山城國葛野郡嵯峨村に在り、里內裏の一、もと兼明親王の居所なりし小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明德三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

ヲグラノシンワウ　小倉親王　兼明親王（カネアキラシンワウ）を見よ、

ヲグラノミササキ　小倉陵　嵯峨小倉陵（サガノヲグラノミサザキ）を見よ、

ヲグラノミヤ　小倉宮　「ヲグラヤマ」を見よ、

ヲグラノミヤ　小倉宮　[名號]實名詳かならず、居處によりて小倉宮、小倉殿、小倉皇子等と稱す[系統]後龜山天皇の皇子[事蹟]南北合一の際、父天皇に從ひて嵯峨にありしが、正長元年稱光天皇大漸に及び、將軍足利義持が、兩統迭立の特約に背きて後花園天皇を擁立せるや、宮は其皇子教尊を立つるの意ありしがゆゑ、大に違約を憤りて、伊勢に走り、北畠滿雅に賴りて恢復を圖る、滿雅皇子を奉じて兵を擧げしも、利なくして戰死し、皇子は成を乞ひてまた嵯峨に歸る、將軍義教（是より先義持薨ず）これを厚遇し、費用として年三萬疋を給與し、且つ其王子を猶子と爲して出家せしめ、勸修寺に入らしむ、教尊是なり、其以後の歷史詳かならず○小倉宮の誰なるかは、今なほ疑問中にあり、或は亘泰親王なりとも、或は泰成親王なりとも稱し、いまだ定說を見ず、按ずるに、諸門跡教尊の傳に、「南方小倉宮（後村上天皇孫、後龜山天皇皇子）男」とあれば、小倉宮が、後龜山天皇の皇子たるは疑なければ、泰成親王なりとの說は信じがたし（親王は後村上天皇の皇子なり）而して亘泰親王なりとの說も、亦的證なしと雖も、起立系譜、南朝紹運圖、南山小譜、南山巡狩錄等皆此說に從へり、遽斷し得ざれども、小倉宮を以て、亘泰親王に擬せんこと或は當れるに近からんか（後鑑、野史、南朝の末路）

オクラモント　御藏門徒　[名義]江戸時代に行はれし邪法の一、土藏の中に於て行法を修むる故に此名あり[起原沿革]寶曆中一向宗御藏相傳と唱へ、京阪の間に大に行はれ、尋で江戸にても此法行はれて明和二年以後盛に廣まる、當時江戸上槇町に鍛冶方御用達小細工次郎兵衞といふ者あり、法義の爲め吉原に出入せし折り、善兵衞なる者に就て弟子となり、法を受く、夫より次第に傳播し、終に數千人の徒を集むるに至れり、後年黨中より自首する者あり、幕府門徒を捕縛し、糺問の上、遠島或は追放等の刑に處す、時に明和五年二月なり（江戸會誌）

ヲグラヤマ　小倉山（小椋、雄藏）　山城國葛野郡嵯峨村の西、二尊院の上、大井川の東龜山につゞきたる所に在り○此地に兼明親王、藤原定家等の山莊ありて其名高し、兼明親王の居所は小倉宮、雄藏殿とも稱し、名跡志に、「土人云、舊蹟二尊院南、常寂寺の邊」とあり、本朝文粹兎裘賦に、「余龜山下、卜二幽居一、辭レ官休二息身一、欲レ終二老於此一」山亭起請序に、「東棲霞觀、西雄藏山、中有二茅茨一、松柱三間、排レ霞封レ霞、無レ扁無レ闕云々」、祭龜山神文に、兼明年齡衰老欲二休閑一、爰尋二先祖聖皇嵯峨之墟一、請二地於栖霞觀一、占二此靈山之麓一」とあり、定家の居所は中院と稱し、清凉寺の西、二尊院の北、愛宕山路の北傍に在り、其庵を厭離庵、一名時雨亭と云ふ、其子爲家に傳ふ（山城名勝志、山州名跡志）

オクリアシ　送足　江戸時代に、貴人の前に出づる時の足遣を云ふ、貞丈雜記に、其足遣は、太刀、目錄、又盃、其外何にても持ちて參る時、御前の敷居際までは常の如く步み來て片足を上げ、敷居を越えさうにして越えず、其足を引きてふみならして扨敷居を越ゆるなり、是を送足と名けて專ら稽古する人あり、古は無き事にて、近來のはやり事なり、右の送足の體、貴人の方を足を上げて蹴る樣に見えて甚だ無禮なり云々」と見えたり、

ヲグリウヂ　小栗氏　姓は平氏、大掾重幹の四子重宗、小栗五郎と稱し、常陸新治郡小栗保に築き居す、依て氏とす、三代重成、源賴朝に仕へて功あり、建武中重貞足利尊氏に仕ふ、應永中滿重、上杉禪秀に黨す、戰ひ破れて持氏に降り、多く領地を削らる、依て之を怨み鎌倉にて叛を謀る、漏れて城に據る、持氏之を討す、二十八年滿重岩松天用餘黨を以て兵を擧ぐ、爲めに下野常陸大に亂る、二十九年持氏上杉憲實等の兵を率ゐて之を攻む、城兵支ふる能はず、城遂に陷る、滿重子助重と參河に逃れ其族貞重に依る、滿重玆に至て食邑を失ふ、後ち助重陸奥に往き篠川滿貞に依る、時に將軍義教持氏と善からず、助重因て書を上杉長能に致して舊地を復せんことを乞ふ、長能幕府に薦む、管領書を與へて殊功を建ることを勗めしむ、助重依て小栗城に歸り兵を出さんとす、然るに持氏敗死せしを以て十二年持氏の二孤春王安王を結城城に攻めて之を陷いれ、幕府依て舊邑を復す、康正元年上杉持朝足利成氏と小手差原に戰て敗れ小栗城に保す、成氏之を攻めて陷いれ小栗氏終に亡ぶ（新編常陸國誌、系圖纂要）

○重宗―重義―重成―重信―朝重―重躬
―滿重―助重―助正―忠幹

オクリジヤウ　送狀　送文（オクリブミ）を見よ、

ヲグリジヤウ　小栗城　[所在]常陸國眞壁郡小栗村○一大圓丘にして面積大約四千坪蠶養川を貫ふ、土壘あり東北三重、南方五重、本城址方五六十間坪[沿革][起原]大掾重義始めて小栗の地を食み築き居す嘉吉の役功あり舊地を復す、康正元年上杉時朝太田景仲、足利成氏と戰ひ破れて本城に據る、成氏自ら將として攻め之を陷いれ、宇都宮綱家の臣をして守らしむ、天文二十一年結城政勝攻めて之を取り、多賀谷氏をして守らしむ、永祿三年宇都宮廣綱に歸す、小宅尙時をして守らしむ、子高春に至り、宇都宮氏國除かれ城廢す、時に慶長二年なり（新編常陸國誌）

ヲグリソウタン　小栗宗丹　[名號]助重と云ひ、小二郎と稱す、宗堪とも書す、出家して宗丹と號し、又自牧と號す[事蹟]父滿重常陸小栗城に據り足利持氏に叛す、應永三十年持氏師を率ゐ來り攻め、一色詮秀城を屠らんとす、滿重勢屈して子助重をして從者と逃れしめ、自殺す、助重鎌倉權現堂に隱る、賊あり助重を殺し旅費を奪はんとす、妓照女私に隱謀を告ぐ、助重逃れて藤澤道場に入る、永享六年幕府に訴へ詮秀を殺し、賊を屠り、照女を賞す、後ち京師相國寺に入り僧となる、晩年大德寺に住す、好みて畫を作る、牧溪、玉澗、夏珪、馬遠の畫風を研究し終に深趣を得、畫く所山水人物草花鳥獸設色密畫共に秀潤鮮明、大に宋人の風あり、特に山水に長ず、煙雲變滅林泉點綴天成の趣あり、人物を畫くや、筆を用ふる蕭落、花鳥を畫くや色を設くる稍々粗、筆蹟稀なるを以て、世人の珍翫周文に過ぐ、僧雪舟と名を齊くす、狩野正信就きて畫風を學ぶと云ふ、寬正五年正月歿す、年六十七（野史、扶桑名畫傳）

ヲグリソウリツ　小栗宗栗　[系統]宗丹の男[事蹟]畫家、父の教を受けて周文の畫法を得、妙手と稱せらる、胡人乘馬の圖及び馬の畫多し、李安忠の風骨あり、初め若狹小濱に住し、後ち京師大德寺に寓す、文明中の人（扶桑名畫傳）

ヲグリタダマサ　小栗忠順　[名號]通稱剛太郎、また又一といふ、名は忠順、敍爵して豐後守と稱し、後ち上野介と改む[系統]忠高の子[事蹟]安政四年使番となり、六年目付に轉じ、外國奉行新見正興、村垣範正と共に米國に航し、本條約を交換す、萬

延元年歸朝し、其十一月外國奉行となる、文久二年露人が對馬に上陸して占領の事を行はんとするや、命を受けて之と交渉談判する所あり、事畢るの後函館に派遣を命ぜられしが、故ありて之を辭す、二年六月勘定奉行となり勝手方を勤む、爾來數回の罷免昇進枚擧に暇あらざれども、明治元年の春に至る六年の間は、常に勘定奉行勝手方を以て、町奉行、陸軍奉行、軍艦奉行等を兼任せり、明治元年の春職を辭して、采邑上野國群馬郡權田村に歸り、農兵を訓練して、竊に幕府の爲めに成す所あらんとす、事半にして官軍の捕ふる處となり、同年四月六日斬らる、忠順最も理財のことに長じ、殊に意を海陸の軍備に注ぎ、府庫耗竭の時にも拘らず、巨萬の財を投じて吝む所なく、或は横須賀に造船廠を設け、或は佛國士官を聘して洋式に倣ひ、三兵を組織したるが如きは、皆其計畫せる所なり、又兵賦金納の制を創む、之を旗下無祿の士に課して徵求せしなど、衆怨の歸する所となるをも顧みず、一意汲々として、國家の爲めに盡したるの功は、決して沒すべからざるなり（幕末名士小傳）

オクリナ　諡　その人の死したる後に、追贈する名をいふ、又「イミナ」とも云ふ、大鏡に見えたり、諡に、國風諡と、漢風諡と二種あり、又天皇と臣下との別あり、天皇の國風諡は、文武天皇大寶三年、持統天皇を、大倭根子天之廣野日女尊と稱するを始めとす、文武、聖武、光仁、桓武、平城、淳和と合せて七帝に過ぎず、孝謙天皇天平勝寶八年、聖武太上天皇崩す、勅して太上天皇出家佛に歸す、更に諡を奉らずと、是より國風の諡號廢す、漢風諡は、文武天皇大寶元年に制定す、漢土の制に倣へるを以て今日よりてかく名づく、公式令に、諡、義解に生時の行迹を累て死後の稱號となす、卽ち天地を經緯するを文となし、亂を撥き正に反すを武となす類を云ふとあり、天平勝寶三年十一月、淡海御船、神武天皇以下を撰び奉りしを始めとす、而して諡號を奉しは、神武天皇以下桓武天皇迄（孝謙天皇を除く）また仁明、文德、光孝、崇德、安德、顯德（後鳥羽天皇の初號）順德、仲恭、光格、光明天皇の五十九帝なり、此内諡號奉上を明記せしもの、聖武、光仁、崇德、安德、顯德、順德の六天皇、又此内安德以下の三天皇は、院號の慣例に准じ、院號とも云ひて、普通の者と異なり、弘文、淳仁、仲恭は明治三年追上せられし所、又一帝二諡は、皇極天皇の再祚に齊明と稱せしが如し、孝謙天皇の再祚に、稱德の號あれども、生前の尊號にて諡號にあらず、宇多天皇以後諡中絕す、孝格天皇天保十一年十二月之を再興し、先帝を尊て仁孝天皇と諡す、臣下は王朝時代より生前太政大臣たりしものに限る古來數人あり、天武天皇五年八月、大三輪眞上田子人君に贈りしを始めとす、右大臣藤原不比等權大納言藤原師賢に諡を賜ひしは特例なり、江戶幕府に至りては、尾張水戶二藩の如きは、私に諡を制し、儒者にも、門人子弟輩の私に諡を贈りしものあり、尾張は義直に、水戶は賴房に始まり、儒者は林信勝に始まる、而して將軍は薨後に院號あれども、朝廷より賜ひし所なれば王朝時代の諡たり、又剃髮せし者は諡なきを例とす（書紀、續紀、實久卿記、倭訓栞、古事記傳、比古婆衣、古事類苑帝王部、同姓名部）

ヲグリノイタ　緒繰板　脇楯（ワキダテ）を見よ、

オクリノナイシ　送內侍　先帝の內侍にして、更に新帝に奉仕するものを云ふ、凡て內侍は禪代の時には廢せらるゝものなるに、その內一兩人は新帝へ遣はし置きて、劔璽を新帝へ參らする時に、此內侍等、手づから取りて近衞の中將に渡さる事は、定まれる作法なり、之を送內侍といふ、此內侍は再び歸參して宮仕するを得ず（禁祕抄）

オクリブミ　送文　物を送り屆ける場合に、其旨を記して送り主に與ふる狀を云ふ、また送狀ともいふ、吾妻鏡建久二年十一月二十二日の條に、公文所送文と見え、同三年十二月二十日の條にも、相模國吉田御庄御年貢送文事と見えたり、いま續寶簡集によりて、年貢送狀の體裁を左に示す、

奉納鞆淵大年貢事
合四石五斗五升
右之內一石、定使江參候、仍送狀如件、
天正十七
霜月六日　公文衆中
盛範（華押）
月預御房
御同宿中

ヲグルマノニシキ　小車錦　錦の織文の名、黑地に黃糸を以て車を織り出したると、黃地に黑糸を以て車を織り出したる錦とを云ふ、書紀に云へる車形の錦は、卽ちこれなり、新千載集、續古今集、夫木集などには小車の錦と見えたり（安齋隨筆）

オクロド　御黑戶　內裡の居間の名、大鏡に、藤壺上御局の黑戶、永昌記に、黑戶上御局に作る、淸涼殿の北、萩戶の北、瀧口戶の西に在り〇光孝天皇卽位の後、この間に於て佛事を修めらるゝ所となす、徒然草に、黑戶は小松の御門位につかせ給ひて、昔たゞ人におはしましゝとき、まさな事せさせ給ひしを忘れ給はで、常にいとなませ給ける間也、御薪にすゝけたれば、黑戶といふとぞ」と見えたり、其居間の名の起知るべし（拾芥抄、徒然草、大內裡圖考證）

ヲケガハドウノヨロヒ　桶皮胴鎧　鎧の一種、桶皮胴は鐵の打ちのべにて桶の如く、袖、草摺等なく、胴ばかりなるものを云ふ、後世は、袖、草摺等を付けて鎧に擬へて桶皮胴鎧と云ふ（貞丈雜記）

オケシヤウノマ　御化粧間　江戶城大奧の居間の名、御臺所が每朝御化粧を爲す間なり、されども此處は、御化粧道具を以て塡塞せられ、實際御納戶にて御化粧せらるゝといへり、京間にて二十疊敷なり、西方は床、北及東方は襖、南方は障子を建て切る、床は長さ九尺、奧行三尺、薄疊を敷く、床柱には赤松を用ふ、違棚は黑檀にて、金地に梅の墨繪の小襖あり、疊は高麗緣にて襖及び小壁の貼付は金砂子地に金銀泥にて二葉葵を畫きしものなり、江戶城（エトジヤウ）の挿繪大奧の部參看（千代田城大奧）

ヲケタルヤク　桶樽役　江戶幕府の時、江戶町課役の一種、桶樽職に課したるものなり、昔は關八州の桶樽職のものには、一般に國役を勤むる定めなりしが、其時には桶樽井戶ヶ輪の類を數多持ち出し、府下に賣捌く故、府下の桶樽營業の障となり、困難を來せし故に官に乞ふて國役は府下に居住するもの負擔し、國役は停められしなり、其後天和中に直役を廢して役錢となり、表店は一貫二百文、裡店及び手間取は六百文、弟子は三百文と定められ、その職のものを二十七組に分ち、組頭を置て役錢を取收め、桶樽の用は組頭之を辨じたり、然るに寬政六年組頭を廢して、役錢は上納となり、桶樽類は惣て買上と改めらる、其後天保十三年又役錢を廢し、昔時の如く直役と定められだり（江戶會誌）

オケノワウ　億計王　仁賢天皇の御名、「ニンケンテンワウ」を見よ、

ヲケノワウ　弘計王　顯宗天皇の御名、「ケンソウテンワウ」を見よ、

ヲケハザマノタタカヒ　桶狹間戰　【戰場】桶狹間は、尾張國知多郡有松町に屬し、鳴海より大高を經て參河以東に通ずる道上に在り、南方稍々開豁なりと雖も、他の三面は皆邱陵起伏の地なり、其東北に田樂狹間（愛知郡大脇村の內、今屋形狹間と稱す）と稱する處あり、延袤僅に一町內外に過ぎざる低地なり、桶狹間戰の勝敗を決したるは、この地なり、西南邱陵を超えて桶狹間より大高に通じ、西は中島に、東は邱陵間を經て沓掛に通ず【起原】正親町天皇永祿三年五月、今川義元、駿河遠江參河を併せ、勢甚だ盛なるを以て、京師に詣り足利將軍に謁して威名を揚げ、且つ沿道を併さんと欲し、兵を率ゐて發す、是より先、織田信長は今川氏の爲めに領邑の蠶食せらるゝを憂へ、鷲津以下の諸砦を築設して侵入に備へたり、同十九日義元の軍進で丸根（佐久間盛重之を守る）鷲津（織田信平之を守る）の諸砦を陷いる、初め信長諸砦の急を聞くや、將士を淸洲城に會して方略を議す、老臣林通勝等曰く、東軍兵數四萬、我兵三千に滿たず、城に據りて拒ぎ、平野に戰ふべからずと、信長肯かずして曰く、宜く出て國境に戰ひ、此城に蟄すべけんや死生は命なり、余が志決す、余と志を同うする者は從へと、十八日夜半、直に馬に鞭うちて城を出づ、從ふ者近臣僅に數人、熱田神宮に參して戰捷を祈り、出でゝ其兵に告げて曰く、今祠殿に金革の音あり、蓋し神明の我を助くるなりと、衆爲めに大に奮ふ、善照寺砦に至りて三千人許を得たり、時に信長の將佐々政次、千秋季忠等、鳴海に於て今川の爲めに殺されしと聞き、大に怒り、直に本軍を以て敵に當らんとす、林通勝、池田信輝、柴田勝家等之を諫む、信長肯かず中島に移らんとす、適々梁田政綱の諜者來り告ぐ、義元方に大高に移らんとし、桶狹間に向ふと、又一人來り告て曰く、義元方に田樂狹間に駐屯せりと、政綱乃ち信長に勸めて曰く、東軍勝に乘じて驕る、兵を潛めて其不意に出で、本軍を突かば、義元を獲る必せりと、信長之を善とし、兵若干を此所に留め、潛に二千許を率ゐて近路を取り、義元の麾下に向ふ、此時信長令して曰く、名を揚げ、家を興す此一戰にあり、衆それ努力せよ、但全軍の勝を期し、蹂躪すべし、必ず首級を擧ぐべからずと【經過】是より先義元は、沓掛より大高に向ひ、丸根鷲津の捷を聞に及び、桶狹間の北方、卽ち田樂狹間に休憩し在りしに、鷲津の諸隊又西軍の一部を擊退し、三士の首を致せるに會ひ、大に喜で曰く、我旗の向ふ所鬼神も亦之を避くと、時に四近の祠官僧侶來りて酒肴を呈し軍を犒ふ、乃ち杯を擧げ餉を傳へ警備を怠る、正午前後信長義元の陣に近かんとす、黑雲俄に起り暴風猛雨至る、信長の軍此に乘じて吶喊し、太子ヶ根（愛知郡鳴海村）を下り、直に敵營を衝く【結末】東軍風雨の爲めに、敵の近づきしを知らず、大に驚き或は叛者とし、周章狼狽措く所を知らず、信長の士服部忠次槍を揮ひ義元に迫る、義元刀を拔き槍幹を斷ち、併せて其膝を斫る、毛利秀高義元と相搏ち、遂に之を馘し、大呼して兩軍に示す、東軍益々潰ゆ、東軍の部將松井宗信井伊直盛奮鬪して死し、全軍殆ど殲き、死者二千五百に達すと云ふ、信長敢て尾擊せず、兵を間米山（マコメ）（愛知郡大澤村の近傍）に集合して軍を收め、二十日淸洲に凱旋し、從軍の將士を賞し、梁田政綱に沓掛城及び三千貫の采地を與ふ、其他各々賞賜を受く、是より織田氏大に著はれ、今川氏の勢衰ふ（信長記、日本戰史）今次頁に、日本戰史所載の戰圖を示せば、就て見よ、

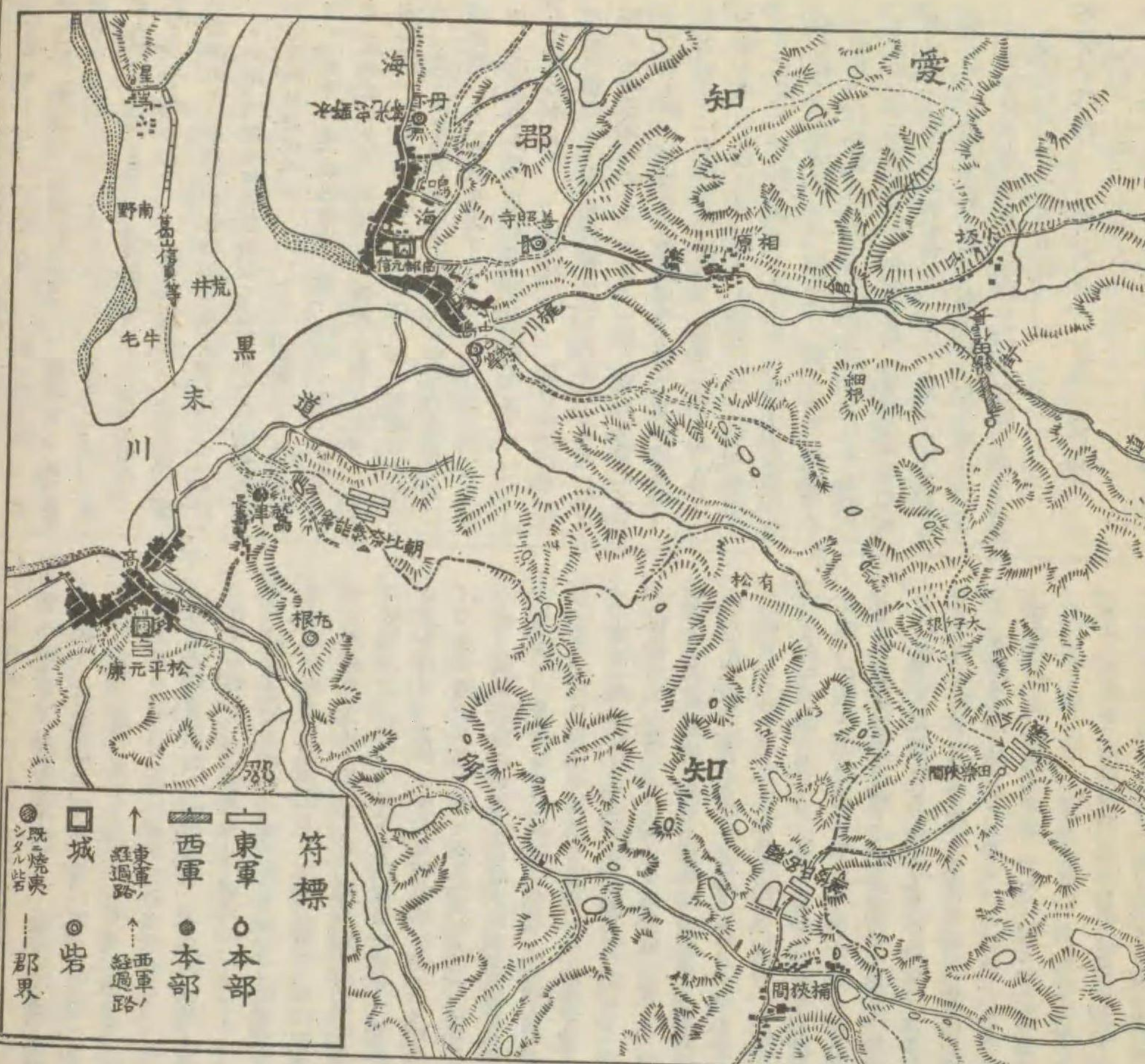

ヲコヱ　嗚呼繪　戯畫の一種、比叡山無動寺の僧義清阿闍梨、嗚呼繪に巧みなりき、今昔物語に、此の阿闍梨は、嗚呼繪は筆つき□□に書けども、其は皆嗚呼繪の氣色なし、此阿闍梨の書たるは、筆差なく立たる樣なれども、只一筆に書たるに心地の艶ず見ゆるは、可咲き事限なし、然れども更に□□にては不書ず、態と紙繼で書する人有れば、只物一つ許をぞ書ける、亦人書せければ端に弓射たる人の形を書て、奥の畢に的をなむ書たりける、中には箭の行形と思しくて、墨をなむ細く引渡しける云々」と見えたり、

オコザシキ　御小座敷　江戸城大奥の居間の名、三箇所あり、(一)、御休息及び御清の間の北に在り、御臺所(ミダイドコロ)が若君姫君と御對面ある所にて、二間あり、東御小座敷の西の一間は、御臺所の御用場なり、(二)、大納戸より廊下を經て一の廊あり、其東方に在るもの將軍御臺所の式日祝日に出張する所なり(三)第二の御小座敷の南廊下を曲折して十八間計の廊下を傳ひ、又西に向ひて行き詰まりし處に一構あり、其中央に御小座敷あり、將軍御成の節、御臺所若くはお中﨟と御寢なる處なり、御次の間は當番の女中の控へ處なり、江戸城(エドジヤウ)の挿繪大奥の部參看(千代田城大奥)

オコシタテ　御輿立　「コシタテ」を見よ、

オコシヤウ　御小性　「コシヤウ」を見よ、

オコソデゴバンシユウ　御小袖御番衆　「コソデバンシユウ」を見よ、

オコタリブミ　怠文　怠の過を詫ぶる旨を記して、人に送るアヤマリ證文を云ふ、又怠狀とも書く、宇治拾遺に、かやうにみやぶにおこたりぶみをそへて云々」とあり、「タイジヤウ」を見よ、

オコトヲサメ　御事納　事始(コトハジメ)を見よ、

ヲコトテン　乎古止點　點圖(テンヅ)を見よ、

オコトハジメ　御事始　物事を始むることをいふ、鎌倉時代には、幕府御事始、造營御事始、御所御事始などと、その始むべき物の名をつけていひたりしが、室町時代の中頃より、單に御事始とのみいふに至れり○又年中行事にもこの名あり、「コトハジメ」を見よ(武家名目抄)

オコナンド　御小納戸　「コナンド」を見よ、

オコビト　御小人　「コビト」を見よ、

オコビトメツケ　御小人目付　小人目付(コビトメツケ)を見よ、

オコブシノトリ　御拳鳥　江戸時代、御拳場(鷹場の内にて將軍親しく臨む所)にて得たる鳥をいふ、享保中より御拳の鶴を京都へ獻上し始めたりといふ、又御家門幷に松平加賀守へは、三年目位にて御拳の鳥を遣はされ、連枝方、溜詰、譜代大名へは、七年目位に御拳の鳥の料理を賜はるといふ(青標帶)

ヲコホリノミヤ　小郡宮　名義 孝德天皇の皇居、又大郡宮と書す 所在 攝津國東成郡大阪安國寺坂の北邊 沿革 天皇大化三年三月、此地に都す、書紀に、是歲壞小郡營宮、天皇處小郡宮而定禮法と見えたり、四年を經て、白雉二年十二月、新宮難波長柄豐碕宮に遷る(書紀、首府沿革論)

オコリ　瘧　瘧(ワラハヤミ)を見よ、

ヲサ　譯語(通事)　通譯官を云ふ、倭訓栞に、通事譯語などをよむは、もと韓語と見えたり、書紀に、百濟の人名に曰佐分屋と云ふあり、姓氏錄蕃別に、上曰佐、下曰佐等の姓あり、又修辭の義にや、書紀に譯語田と見えしを、和名鈔に他田(ヲサタ)と書しは他國の語を通ずるに據たる成るべし、他戸親王などのよみも同じ、今は通事を、音を以てつうじとよべり」といへり、推古天皇十五年小野妹子を唐に遣はしゝ時、鞍作福利を通事となす、弘仁六年正月、太宰府に新羅譯語一人を置きたり、後ち漢語師、漢語生を置きたり、江戸時代には通事(通詞とも書す)と稱す、其支那語を通譯する者を唐通事といひ、慶長九年馮六を始めて之に任ず(書紀、延喜式、和漢寄文、長崎志)

オサカヅキダイヲリブギヤウ　御盃臺折奉行　「サカヅキダイヲリブギヤウ」を見よ、

オサカノウチノミササギ　押坂内陵　舒明天皇の御陵、大和國磯城郡城島村大字忍坂に在り、兆域東西九町、南北六町、陵戸三烟(延喜式、陵墓一覽、山陵志)

オサカノハカ　押坂墓　舒明天皇の母君田村皇女の墓○大和國磯城郡城島村大字忍坂、押坂内陵の域内に在り、守戸なし(延喜式、陵墓一覽)

オサカベノシンワウ　忍壁親王　名號 續紀に刑部に作る 系統 天武天皇の第九皇子 事蹟 壬申の亂に天皇に從ひて東國に入る、九年詔を奉じて帝紀及び上古の事を撰す、十三年淨大參を授けられ、朱鳥元年封百戸を加へらる、文武天皇の四年勅を奉じて藤原不比等と律令を撰定し、後ち親王と爲り三品に叙せらる、大寶三年知太政官事となり、慶雲二年越前國の野一百町を賜はり、五月薨ず 著書 帝紀、律令等(大日本史)

オサカベヒラメ　刑部平目　平目を重ねて其の上に漆を塗り研き出したる蒔繪をいふ、德川四代將軍の頃、刑部太郎なる者の發明したるものなり、因て此名あり、其人の傳詳かならず(蒔繪師傳、工藝志料)

オサキテガシラ　御先手頭　御先手組の頭をいふ、「サキテガシラ」を見よ、

オサキテグミ　御先手組　「サキテグミ」を見よ、

ヲザキマサヨシ　尾崎雅嘉　名號 字は有魚、通稱春藏、華陽、蘿月、傳古知今堂等の號あり 事蹟 大阪の人、幼より學を好み諸家に就て學ぶ、最も漢學に精し、好て著述を爲す、博覽洽聞にして詠歌に名あり、其家書籍を鬻ぐを業とす、故に和漢の群書涉獵せずといふことなし、雅嘉人と爲り謙遜篤實、苦學年あり、平常人に謂て曰く、近年學者の弊として先達の說を辯駁するを主とし、唯自己の學識を世に示さんとして、謬りに新說を爲すこと將た如何ぞや、余は然らず學に志さんとするに階級あらんことを欲すと、されば氏の著す處凡て世に有益、常に學者の座右を去らず大に據せらる、又其和歌の如きも一家の風をなせり、文政十年十月三日歿す、年七十三、大阪口繩坂春陽軒に葬る 著書 群書一覽、和漢群書作者日錄、續異稱日本傳、皇朝事物博採、和歌ぬさ袋、古今集鄙言、掌中題林抄等(古學小傳、近世卅六家集畧傳、涙華草、慶長以來諸家著述目錄)

オサクジハジメ　御作事始　事始(コトハジメ)を見よ、

オサクノカンムリ　御幘冠　大嘗會、神嘗會、神今食等の神事に用ひ給ふ天子の御冠をいふ、御神事の裝束拾要抄に云、御神事の時は、御幘とて白き絹を以て無文の御冠の巾子を結ばせ給ふ云々」、無文とは、羅

に菱形の文なきを云ふ、御幘の時は、圓の如く、纓を冠の後より巾子の上を引こし、前にて上に折かへし白き絹布にて結ぶなり（裝束拾要抄、冠帽圖會、安齋隨筆）

オサケカタ　御酒方　「サケカタ」を見よ、

オサケブギヤウ　御酒奉行　「サケブギヤウ」を見よ、

オサシ　御指　乳を上ろ人を云ふ、足利將軍以來此役あり、又公卿の家にもありしと云ふ、貞丈雜記に、御さしと申す女房の事、舊記には此の名目所見なし、御さしと云ふ役名、堂上にも有り、當時御誕生の節御乳人（ヲチノヒト）御さしと云ふ人有り（御年寄の上なり一人役）御乳の人とは御出生の小兒をだき申す人也、おさし（人數定りなし）とは、御乳を上ぐる人なり、生人の人に御さしと申す人あるは、已前小兒の時乳を上げし人にて、生人迄めし置かるゝ故、生長の後も御さしと申して有レ之事なり（おさしとは、若君樣御ちいめし上らるゝに抱へ不レ申候ひて、御疑ならせしまいにて、御ちゝをさし上ぐる故の名也）」とあり、

オサジ　御匙　江戶時代、大名の侍醫を稱していふ、醫者は匙を以て藥を盛り量るより敬ひていひしなり、尚ほ又奥醫師の出頭人をもいふ（柳營勤役錄）

ヲサダノサキタマノミヤ　譯語田幸玉宮　**名義** 敏達天皇の皇居　**所在** 大和國城上郡太田村　**沿革** 天皇の四年、海部王の家地と絲井王の家地とを占ひ、甚だ吉なるを以て宮を造り、幸玉宮と稱し、百濟大井宮より遷居す、十年を經て、天皇此宮に崩ず（書紀、首府沿革論）

ヲサダノミコト　譯田尊　敏達天皇の御名「ビダツテンワウ」を見よ、

オサダメガキヒヤクカデウ　御定書百箇條　江戶幕府の法律、但し評定所の定書として、只其筋々の役人の心得に定められたるものにて、天下に公布したるものにあらず、幕府の初め頃は、別に法律を定めず、公事訴訟等は、總て其掛りの奉行の任意にて行ひ來りしが、寛永中町奉行島田彈正が、其多年裁判せし所の例書を作て、之を後の奉行の心得に殘し置かんことを伺ひしに、時の將軍秀忠、之を停めて作らしめざりき、降りて寛保二年四月、寺社奉行牧野越中守、町奉行石河土佐守、勘定奉行水野對馬守等、八代將軍吉宗の旨を奉じ、公事方御定書を制定す、令八十一條之を上卷とし、律百三條之を下卷とす、世に御仕置百箇條、又は御定書百箇條と稱するは、この公事方御定書の下卷に名づけたる別稱なり、青標帋所載の百箇條はこれなり、尋で寛政年間に至り、更にこの律條の全文に就き增損更革して、百ヶ條なるものを定む、之を世に寛政律といふ、今、其目錄を左に示す、詳しくは本書に就て見よ（青標帋、江戶會誌、古代法典、古事類苑法律部）

一目安裏書初判之事
一裁許繪圖裏書加印之事
一御料一地頭地頭違出入並跡式出入取捌之事
一無取上願再訴並筋違願之事
一評定所前箱え度々訴狀入候もの之事
一諸役人非分私曲有之旨訴並裁許仕置等之事
一公事吟味銘々宅にて仕候事
一重御役人評定所一座領知出入取計之事
一重御役人之家來御仕置に成候節其主人差扣伺之事
一用水惡水並新田新堤川除等出入之事
一論所見分並地改遣候事
一論所見分伺書繪圖等に書載候品之事
一裁許可取用證據書物之事
一寺社方訴訟人取扱之事
一出入扱願取上ざる品並扱日限之事
一誤證文押て取問敷事
一盜賊火附致詮議方之事
一舊惡御仕置之事
一裁許並裏判不請もの御仕置之事
一關所を除山越いたし候もの並關所を忍通候者御仕置之事
一隱し鐵砲有之村方咎之事
一御留場にて鳥殺生いたし候もの御仕置之事
一村方戶〆無之事
一村方出入に付江戶宿雜用並村方割合之事
一人別帳に不加他之もの指置候御仕置之事
一賄賂指出候もの御仕置之事
一御仕置に成候もの闕所之事
一地頭え對强訴其上致徒黨逃散之百姓御仕置之事
一身代限申付方事
一田畑永代賣買並隱地いたし候もの御仕置之事
一質地小作取捌之事
一質地滯米金日限定之事
一借金銀取捌之事
一同取扱定日之事
一同分散申付方之事
一家質並船床髮結床書入證文取捌之事
一二重質二重書入二重賣御仕置之事
一廻船荷物出賣出買並船荷物致押領候もの御仕置之事
一倍金並白紙手形にて金銀致貸借候もの御仕置之事
一僞之證文を以金銀貸借いたし候もの御仕置之事
一護屋敷取捌之事
一奉公人請人御仕置之事

一欠落奉公人御仕置之事
一欠落いたし候者之儀に付御仕置之事
一捨子之儀に付御仕置之事
一養娵遊女奉公に出し候もの之事
一隱賣女御仕置之事
一密通御仕置之事
一緣談極候娵と不義いたし候もの之事
一男女申合相果候もの之事
一女犯之僧御仕置之事
一三島派不受不施御仕置之事
一新規之神事佛事並奇怪異說御仕置之事
一變死之もの內證にて葬候寺院御仕置之事
一三笠附博奕打取退無盡御仕置之事
一盜人御仕置之事
一盜物質に取又は買取候もの御仕置之事
一惡黨もの訴人之事
一倒死並捨物手負病人等有之を不訴出もの御仕置之事
一拾もの取計之事
一人勾引御仕置之事
一謀書謀判いたし候もの御仕置之事
一火札幌札捨文いたし候もの御仕置之事
一巧事かたり事重きねだり事いたし候もの御仕置之事
一申掛いたし候もの御仕置之事
一毒藥並似せ藥種賣御仕置之事
一似金銀拵候もの御仕置之事
一似秤似桝朱墨拵候もの御仕置之事
一火事に付ての咎之事
一火付御仕置之事
一人殺並疵付候もの御仕置之事
一相手理不盡之仕方にて下手人に不成御仕置之事
一疵被附候もの外之病にて相果疵付候者之事
一怪我にて相果候もの相手御仕置之事
一婚禮之節石を打候もの御仕置之事
一あばれもの御仕置之事
一酒狂人御仕置之事
一亂氣にて人殺之事
一拾五歲以下のもの御仕置之事
一科人爲立退並住所を隱候もの之事
一人相書を以御尋可被成もの之事
一科人欠落尋之事
一拷問可申付者之事
一遠島之者再犯御仕置之事
一牢拔手鎖外御構之地え立歸候もの御仕置之事
一辻番人御仕置之事
一重科人死骸鹽詰之事
一溜預之事
一無宿片付之事
一不緣の妻を理不盡に奪取候もの御仕置之事
一書狀切解金子遣捨候飛脚御仕置之事
一質物出入取捌之事
一煩之旅人を宿送りいたし候告之事
一帶刀いたし候百姓町人御仕置之事
一新田地え無斷家作いたし候もの咎之事
一御仕置に成候もの闕所田畑押隱候もの咎之事
一御仕置に成候もの之悴親類え預置候內出家願いたし候もの之事
一年貢諸役村入用帳面印形不取置村役人咎之事
一輕き惡事有之もの出牢之上不及咎之事
一名目重相聞候共事實に於ては强て人之害にならざるは罪科輕重格別之事
一吟味事之內外之惡事相聞候共舊惡御定之外は不及相糺事
一詮議事有之時同類又は加判人之內より早速及白狀候もの之事
一御仕置仕形之事
以上

ヲサナナ　小字　「ワラハナ」を見よ、

オサヘ　押　戰陣防備の名、一隊の後に在りて、備の散亂を整ふるもの、又は、敵國防禦の爲めに、國境などを守護するをいふ〇信長記に、横山の能々御巡見有て、此城には押を置、淺井父子が居城小谷へ押寄近邊を放火し、淺井に一人付て其後横山の城を攻むべきとて、横山の城の押へには、堀次郞、水野下野守、織田上野助、丹羽五郎兵衞尉を殘し置」天正記秀吉はせ向柴田軍配の條に、仙石權兵衞四國の押としてあはぢへ是をかへす」など見えたり、

オサヘ　押　江戶時代、足輕にて、諸大名等行列の供方、仲間小者等を支配する者をいふ、一人を片押と云ひ、二人を兩押といふ、持高三千石以上の人、及び小性組番頭（四千石高役人）以上の押は袴を著し其他三千石未滿の押は袴なし、又兩押は五千石（役高とも）以上の人より召具する定則なり（德川盛世錄）

オサヘダイコヤク　押太皷役　**職掌** 江戶時代の職名、軍陣の節に軍皷をうつことを掌る、貝役と同じく、其打方を傳へて世襲とす、三人にて目付の支配に屬し、百俵扶持高、席次燒火間詰とす　**起原** 寛永十八年六月始めて之を置く（明良帶錄、吏徵）

オサベノシンワウ　他戶親王　**系統** 光仁天皇の第四皇子、母は井上內親王　**事蹟** 初め親王となり、寶龜二年正月立て皇太子となる、三年五月、是より先母皇后淫縱にして、天皇を弑し、太子を立てんことを謀る、玆に至り詔して太子を廢し庶人と爲す、明年皇后及び他戶を、大和國宇知郡沒官の宅に幽す、六年四月薨ず（大日本史）

オサンジヨイウヒツ　御產所右筆　產所奉行（サンジヨブギヤウ）を見よ、

オサンジヨブギヤウ　御產所奉行　「サンジヨブギヤウ」を見よ、

オサンノマ　御三之間　江戶幕府奥女中の職名、もと居間の名なるが、其所に詰むるより名つ

け、一の職となる、日々お三の間以上の居間の掃除をなし、或は毎朝の湯水を差上げ、火鉢、煙草盆等を取扱ひ、又は年寄、中臈等の詰所の雜用を用達し、時に鳴物狂言の催しあらば、お次の女中と共に撰び出さる、故に遊藝一通を心得置かればならず極めて多忙なる役儀なり、祿高三石二人扶持、菜銀六十匁、お三の間頭ありて三の間の取締を爲す、祿高七石三人扶持、合力金二十兩、菜銀七十匁を給す（千代田城大奥、江戶會誌）

オサンノマゴテン　御三間御殿　名義 京都皇居内の御殿の名 所在 御學問所の北、常御殿の西南角より長廊を經て西し、右の所に在り 構造 東西榮、檜皮葺、檜木造り、南面す、東を上段とす、十帖敷井に棚あり、次を中段とし、次を下段とす、共に十二帖半、南廂あり、外椽あり、高欄を施し、中央に木階を設く、東西及び北並に廊あり、襖地、總雲取砂子泥引極彩色にして、上段には大極殿朝賀の圖を寫す、其他賀茂祭、群參、駒引、花鳥人物等の圖あり○梁行五間半、桁行九間半、屋根葺下し、一間アハラ木舞物、兩妻破風等なり（安政造營誌、平安通志）

オサムラヒシユウ　御侍衆　「サムラヒシユウ」を見よ、

ヲサムルツカサ　治部省　「ヂブシヤウ」を見よ、

ヲサメ　長女（長目）　王朝時代、禁中にて雜用に使役せる婦人をいふ、卑しき役なり、うつぼ物語嵯峨院の卷に、われらいかなれば、をさめかはやうどのしりにたつらんとはらたつ」と見えたり、

ヲサメツクルツカサ　修理職　「シユリシキ」を見よ、

ヲサメドノ　納殿　後世の納戶（ナンド）に同じ、金銀、衣服、調度等のものを納れ置く所をいふ、禁中にては宜陽殿の内にあり、枕草子に、「おさめ殿に火燒屋をしてとり入るこそおかしけれ」夫木集慈鎭の歌に、「納殿のくろゝの妻戶押明て七夕つめにかすものやなに」と見えたり、納戶（ナンド）參看（拾芥抄、家屋雜考）

オシ　御師　神職の名、祈禱のことを專ら掌る、御師は御祈師の意にて、もと僧侶の祈禱者を、師の坊又は御師と呼べるより轉じたるなり、伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、日吉、祇園、北野、吉田、御靈、今宮及びその他の諸社に各々御師あり、伊勢の御師は、多くは太夫と呼べり、其名は、吾妻鏡壽永三年正月三日の條に、依レ爲ニ年來御祈禱師一被レ付ニ權禰宜光親神主一云々」、古今著聞集に、賀茂の社司藤原重澄の賀茂神の社の師なること見え、弘安元年公卿勅使記に、御師と見えたる等尤も古きものなり（嬉遊笑覽、頑鼠漫筆、古事類苑神祇部）

オシ　押機　和名抄に、鼠弩一云ニ鼠弓一、於之（オシ）と見えたり、今云ふ「オトシ」なり、蹈めば覆り墮入て壓れて死する樣に搆へたるものなり、古事記神武天皇兄磯城を征する條に、作ニ押機一待時云々、押見レ打而死」と見え、書紀には蹈レ機而壓死」と見えたり、

オシアユ　押鮎　鮎のひものを云ふ、王朝時代元日の儀式に用ふ、鮎を年魚とかけるより、年の始めに用ふるものなりといへり、江次第にも、元日押鮎一坏など見え、延喜式などにも見えたり、大諸禮に、押物何合などいへるも、押鮎の類なるべし（倭訓栞）

オシイタ　押板　床の間のいまだなかりし時代に、三具足、料紙、硯、短冊等を載せんが爲めに、書院の一隅に設けたる臺をいふ、其形色々あり、後世是より變化して床の間なるもの出來たれり（家屋雜考）

オシイダシ　押出　女房の座席の簾下の外に、衣の袖を出したる裝を云ふ、台記に、御簾の中央の左右より袖を出す、建武年中行事賀茂祭の條に、中宮のぼらせ給へば、うへの御局のおし出しひろのまゝなり云々」と見えたり（倭訓栞、安齋隨筆）

オシウミイヒトヨアヲノテンワウ　忍海飯豐青天皇　飯豐青尊（イヒトヨアヲノミコト）を見よ、

オシオキ　御仕置　仕置（シオキ）を見よ、

オシオキスマシチヤウ　御仕置濟帳　「シオキスマシチヤウ」を見よ、

オシオキヒヤクカデウ　御仕置百箇條　御定書百箇條（オサダメガキヒヤクカデウ）を見よ、

オシヲケ　押桶　王朝時代、胞衣を入れて土中に埋むる用に供する器をいふ、曲輪にて凡高八寸、廣七寸、胡粉にて塗り、雲母にて松竹鶴龜等を畫く（御產之規式、伊勢家祕書誕生之記）

オシオシ　於止於止　警蹕の聲を云ふ、「ケイヒツ」を見よ、

オシカキ　押書　張文を云ふ、張紙を押紙と云ひ、張繪を押繪と云ふが如し、大內家壁書に、押書案文、赤間關わたしもりの事、御ぜいさつより外にくわんたい仕もの候はゞ、聞たて候て則可申上候、少も無沙汰申候はゞ、やがて御ざいくわに相成可申候、恐惶謹言、文明十九年四月二十日、太左衛門、次郎左衛門、次郎三郎」とあり、

オシガキ　押書　鎌倉時代訴訟上の文書の名

「カケモノヲシガキ」を見よ、

オシカケ　押掛　面繫（オモガイ）を云ふ、常照愚草に、おしかけとも、おもがいとも見えたり、「オモガイ」を見よ、

ヲシカノコホリ　牡鹿郡（小鹿）　所在 陸前國（舊陸奥國）起原沿革 聖武天皇天平の初年牡鹿柵を置き、尋で建て郡となす、續紀に、天平九年四月日下部大麻呂牡鹿柵を鎭する事見え、天平勝寶五年六月始めて郡名見えたり、和名抄に、賀美（カミ）碧河（アチカハ）餘戶等の郷あり、正保圖小鹿に作る、後復舊して牡鹿に改む、爾後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ヲシカハ　韋　熟皮を云ふ、「カハ」參看、

オシガミ　押紙　自他の考證など書き記るして、冊子にはりつゝる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ（安齋隨筆）

ヲシキ　折敷　名義 細き木を折りまはして緣としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、「ヲリシキ」の畧語、「ヲリ」は、檜を折り曲げたるを云ひ「シキ」は、物の下に敷きて臺にするをいふ、源氏物語玉鬘の卷に、折敷手づからとりて云々」枕草子大進成昌の家の條に、ちうせいをしき、ちうせいたかつき云々」とあり、一說に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の遺れるなりと云ふ 種類（一）足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカタある卍の如きを左右に付く、（二）へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、（三）、かんなかけ折敷、又「カナケ」とも云ふ、かんなをかけて美しく削りたるものを云ふ、（四）角折敷、角切角（スミキリカク）の折敷を云ふ、□の如く四方の角々を切りたるなり、小角（八寸）とは右の角の折敷を三寸四方にしたるを云ひ、中角は五寸四方、大角は八寸四方、之を單に八ずとも云ふ、（五）平折敷、四角のかどを切らず四角のまゝなるものを云ふ、故に又角不切とも云ふ、（六）、そば折敷、四角の角を切らず、足にくり方なきものを云ふ、そば切らず折敷の畧なり、（七）、山折敷、麁相にて厚く作りたるものを云ふ（倭訓栞、貞丈雜記、安齋隨筆）

オシキノタマカヅラ　押木之玉縵　玉縵の一種、又立縵とも、磐木縵とも云ふ、其形狀名義詳かならず、古事記傳に、強て言は大神宮飾物の中に、妻塞押木打鋪とあれば、押木と云ふ者ありて其形に造りたるや、又立縵と云を見れば、押木の輩に玉を貫て立たるにや、磐木縵と云より考れば、其狀の巖の立たるが如く見るを以て然か名けしにや」と云へり、書紀を按するに、安康天皇が、大泊瀨皇子の爲めに、大草香皇子の妹幡梭皇女を娶らんとし、根使主をして詔を傳へしめしに、大草香皇子大に喜び、押木珠縵を獻じて禮物となしたること見えたり、

オシコウヂウチ　押小路氏　姓は藤原、公季流、右大臣三條西實條より出づ、實條の子公勝、公勝の二子公音、押小路と稱す、押小路に居りしを以てなり、官權大納言正二位となり、享保元年に薨ず、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（尊卑分脈、系圖）

○公音――實岑――從季――實富――實茂――公連
實潔（キヨ）――公亮（アキ）――實英

オシコウヂカラスマルドノ　押小路烏丸殿　押小路（オシコウヂドノ）を見よ、

オシコウヂドノ　押小路殿　所在 山城國京都押小路の南室町の東○里內裏の一、押小路烏丸殿ともいふ、又二條關白良實の邸宅なるを以て、二條殿とも稱す 起原沿革 其創建詳かならず、或は云ふ、關白基實の邸宅なりしと、二條天皇平治元年正月、方違の爲めに此殿に行幸ありしより、爾後屢々行幸あり、降りて承元二年の頃、後鳥羽上皇修理して詩歌管絃の遊所となし、四年十一月順德天皇此殿にて受禪し皇居となす、後嵯峨天皇の時、每年庚申の日、必ず連歌の興あり、建武三年八月足利尊氏、二條良基の第押小路殿にて、後伏見第二の皇子豐仁親王を皇位に定め、光明天皇と稱す　文和二年後光嚴天皇始めて行幸あり、後土御門天皇文明十三年宣胤卿記に、三月三十日、參ニ二條殿烏丸西御新造一、有ニ一獻一云々とみえたれば、爾後二條家の邸第として傳はれるか（山槐記、山城名勝志）

オシコメ　押込　名義 江戶時代に於ける、士庶男女を通じての正刑、或期間內屛居せしむるをいふ 方法 戶は鎖すに及ばず、只建寄せおくのみ、晝夜共出入は禁ぜられたり 種類 百日、五十日、三十日、二十日の差あり、又永押込（無期此刑に處するを云ふ）あり、尙六十日、及び百五十日、押込に處したるものあれど、特例にして常規にあらず○奉行白洲に於て罪人に之を申渡し、與力吟味席にて其が請書を取り、日數滿つれば、掛奉行、罪人を呼び出し、「其方儀日數相立ニ付押込差免ス」との云ひ渡しありて赦す 沿革 鎌倉大草紙に、應永二十三年十月二十日公方より義嗣卿をめし捕奉り、林光院へ押籠申、嚴しく守護をすへをきける」と見えたれど、單に幽閉の意として、後世のそれの如く、制度上のものに有ざるや勿論なり、江戶時代に及び、始めて刑名となる、當代記に、慶長十一年正月、於ニ江戶ニ彥坂小刑部非分、其上

公方勘定前引負多レ之、叫改ニ易其身ー被レ推ニ籠一男ー、無ニ別事ニ過、親兄如レ此間二男も同被ニ押籠ーなど見えたるや、其初見なるべし(武家名目抄、御仕置類例集、嘉永明治年間錄、德川政刑史料、古事類苑法律部)

オシジヤウ 忍城 所在 武藏國北崎玉郡忍町 起原沿革 天文、天正の頃成田氏これに據り北條氏に屬す、天正十八年豐臣秀吉小田原を征する時、秀吉に屬す、尋で松平家忠此地に封ぜらる、慶長五年松平氏移封、城番を置く、寬永十年に至り松平信綱(六萬石)來りて治す、後ち阿部忠秋(寬永十六年、八萬石を食む) 等封ぜられて治せしが、文政六年松平忠堯(十萬石)此地を領してより子孫相繼ぎ明治維新に至る(武藏史料、主圖合結記、德川加除封錄、明治政覽)

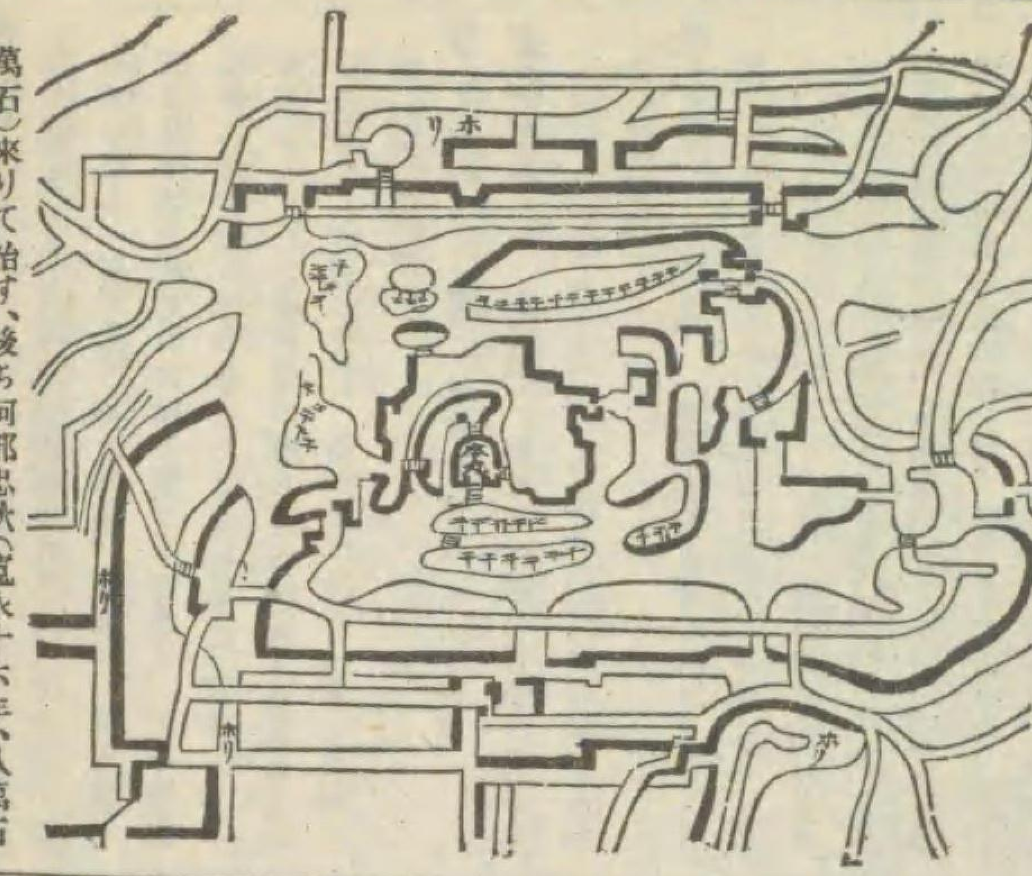

オシチリ 御七里 江戸時代、御三家の飛脚

をいふ、一時間に七里をありくといふ意より出づ、

オシツケノイタ 推付板 甲の背の名所(ナドコロ)、「ヨロヒ」を見よ、

オシデ 印 印、手形、印章などをいふ、押手の義、朱墨を手掌に塗りて押て印とするより名づく、書紀に符、續紀に印など執も「オシデ」とよめり、續詞花集に、けふひらくたからのはこのおしでこそ西へ行くべきしるしなりけれ」と見えたり(倭訓栞)

オシデ 押手 左の手をいふ、弓を射る時に稱する詞(貞丈雜記)

オシノウミノコホリ 忍海郡 所在 大和國 起原沿革 書紀顯宗天皇の條に、於戸農瀰と見えたり、蓋し忍海部氏の邑ならん、延喜式に始めて郡名見ゆ、和名抄に、津積(ツツミ)、園人(ソノヒト)、中村(ナカムラ)、栗栖(クルス)等の鄕あり、明治二十九年三月葛上郡と合して南葛城郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オシノミノツヌザシノミヤ 忍海角刺宮 飯豐青皇女の宮址、大和國南葛城郡忍海村大字忍海に在り、書紀に、億計王與ニ弘計天皇ー讓位久而不レ處、由レ是天皇姉飯豐青皇女、於ニ忍海角刺宮ー臨レ朝秉レ政云々」と見えたり(書紀通證)

オシホジヤウ 小鹽城 所在 播磨國飾磨郡置鹽村夢前川の東畔山上○藤之丸城とも云ふ、城址は高百五十間許、惣廻三十二町、本丸二十二間、五十五間、二之丸二十二間、二十三間、三之丸二十四間、二十六間 起原 應仁中赤松政則始めて之を築く 沿革 永正十七年政則の嗣政村(又云義村)其臣浦上村宗に弑せられ、城亦其手に歸せしが、享祿四年政村の子晴政之を復せり、天文七年尼子政久に攻められ、晴政淡路に逃る、後また之を復したるも、赤松氏の威

勢衰へて振はず、天正八年、孫則房豐臣秀吉に降り、阿波に徙されて城遂に廢す(姫路御領書留、古城記)

オシホリビキ 押掘引 江戸時代、租稅免除法の一種、大雨等にて川堤破壞し、又は川溝の水溢れて潰決し、田畠等を穿掘するを押掘と稱し、其租を除くをいふ(地方凡例錄、大日本租稅志)

オシマツギ 几 「ケツソク」を見よ、

オシマノトングウ 小島頓宮 美濃國小島村における後光嚴天皇の行宮、今揖斐郡小島村の地なり、文和二年六月十三日より八月廿五日まで留まり給へり、按ずるに此年、山名時氏幕府を恨む事ありて兵を擧げ、遙に吉野の南朝と相應じて京都を襲ひしが、時に足利尊氏は鎌倉に赴き、其子義詮留りて洛中にありしと雖も、軍勢尠なくして對抗する事能はず、連戰皆敗れしを以て、義詮は北主後光嚴天皇を奉じて美濃國に走り、守護土岐賴康に投ず、賴康卽ち小島頓宮を營みて駕を迎へ奉る、二條良基の小島の口ずさみに、其有樣を述べて、「内裏の有樣は、このあたりにはまれなるいたぶきなれど、山はさながら軒ばにて、雲霧のはれまなし、」と見ゆ 八月廿五日に至りて、同國垂井宿に還幸し給へり、「タルキノトングウ」參看(太平記、歷代皇記、後鑑、大日本地名辭書)

ヲシヤウ 和尙 佛家の師を云ふ、禪宗及び淨土宗にて「ヲシヤウ」、天台宗華嚴宗にて「クヮシヤウ」眞言宗にて「ワシヤウ」又和上、律宗にて「ワジヤウ」と云ふ、梵語、正しくは鄔波遮迦(ウハシヤカ)と云ふ、傳て于闐に至て轉じて和尙となり、譯して力生と云ふ、舍利弗問經に、夫出家者、捨ニ其父母生死之家ー入ニ法門中ー受ニ微妙法ー、蓋師之力、生ニ長法身ー出ニ功德財ー養ニ智慧命ー功莫大焉」とあり、又近誦と謂す、飜譯名義集に、以ニ弟子年少不レ能ニ[illegible]ー常逐常近、受レ經而誦とし

と云へり、

ヲシヤウ 和尙 僧位を云ふ、貞觀六年二月僧位を定めて法印大和尙位を僧正の位とし、法眼和尙位を僧都の位とす、「ソウヰ」參看(拾芥抄、佛事志)

ヲシヤウ 和尙 牧溪(ボクケイ)を見よ、

ヲシヤウ 和尙 劔術の師匠、其他物にすぐれたる人をいふ、鹽尻に、興福寺に寶藏院といふ僧あり、此僧代々鎗を業として人に敎へ東武にも參り、鎗つかふ弟子常に多く集る、其門人師を呼び和尙といふ、今他處にて僧ならぬ者の劔術馬藝など敎ふる師をも和尙といふ、是もさる事なめれど、傾城にも和尙あり、只優れたるをいふ俗語也、そは昔禪宗行はれてより始めて佛家の語を用ひし遺なるべし」といへり、

オシヨク 御職 江戸時代、同列中の頭を爲す者を稱していふ詞、

オシロイ 白粉 婦女の顏に塗る化粧品の名、書紀持統天皇六年沙門觀成、白粉をつくりしを賞して、絁十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳かならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化レ鉛所レ作也、以投ニ炭中ー色壞還復爲レ鉛、得ニ雌黄ー相惡互失レ色、古人名レ鉛、爲ニ黑錫ー故名ニ粉錫ーこと見えたるも、後世の製法なるべし、天正文祿の頃、和泉堺の藥種商小西淸兵衞(小西行長の父) 明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明人より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロヤク 御城役 江戸時代に於ける大名方の役名、中間番役ともいふ、小身の大名にては之を留守居役と稱す、落穗集に、平生國元の土產を獻上被レ致、或は御内書御奉書等御渡の節の義は、留守居

家老共の罷上り候には及び不レ申候間、誰にても外の侍にても被ニ差出ー候樣にと有レ之、初めの程は家中の侍共の中より順番を相勤る處に、あまたの侍づれの中にはすぐれたる、不屆者なども有レ之に付、後々は其人を極て差出す如くにて、夫を名付て御城役とも申聞番役とも申云々」とあり、

オスヱ 御末 家屋の居間の名、中居の次の間、後には此間に詰め居る女の役名となる、一說に婦人食を調ふる所と云ふ(家屋雜考)

オスヱ 御末 江戸幕府奥女中の職名、卑しき業を執り、風呂膳所用の水汲等、總て水仕の勤を爲す者にて、又代參の御供、姫君又は諸家御簾中登城參内の節、お廣敷よりお三之間までの乘物を舁き入るゝなど、陸尺の役などを勤む、祿高は二石二人扶持○御末頭あり、御末の事を取締る、祿高三石二人扶持、菜銀六十匁○凡て御末は看板を著す、看板はそら色摸樣、紅裏の小袖(摸樣は家々によりて定めあり)帶は大槪茶色を用ふ、腰帶は紗なり、髮は紅葉髷、今云ふ島田くづしの如し、御末頭は、空色摸樣を著し、髮は片はづしなり (德川盛世錄、千代田城大奥)

(御末頭)

オスヱシユウ 御末衆 室町幕府の時、雜役宿直を勤む、又末男(モナン)とも稱す、武家名目抄に、お末衆は格勤(カクゴ)侍の内にて、宿直を勤むる人をいふ、席の末に在るを以て名づく、同じ格勤の内にて先走(サキバシリ)といひて、走衆の傍に添ひて走る役に從ふものをば、足輕衆と稱す、元は同一に格勤といひて、宿直或は先走をも打混じて勤めしを、何時頃よりか家を別ちて唱ふることゝなれり」と云へり、

ヲスクニ 食國(キコシヲスクニ) 天下をいふ、萬葉集古義に、天下は、卽ち天皇の所聞食國なれば、食國といふ」といひ、安齋隨筆に、職原抄に、「ククニ」と訓を付けた

るは未なり、ヲスクニとよむべし、「ククニ」とよみては、文詞の語數足らず、日本紀に、御食を「ミチシス」とあり、「ミチシ」は食字、「クヒモノ」なり、人の生命は、食を本とす、人の食物を生ずる國なりとほめて云ふ也、萬葉集見食國は、帝王のしろしめす國といふなりとは非歟」といへり、

オスス 御煤 煤拂(ススハラヒ)を見よ、

オススノラウカ 御鈴廊下 江戸城の大奥に在る廊下の名にて、上御鈴廊下、下御鈴廊下の區別あり、○上御鈴廊下は、大奥の西南隅に當る一構の内に御小座敷ありて、その次に接し、東に長廊下ありて、之を上御鈴廊下といふ、將軍御成の節、中奥(大奥よりは表といふ)より此廊下に沿ふて渡り、將軍還御の時、錠口番の詰所にて御鈴番、鈴を鳴らしてその由を中奥へ傳ふ、(大奥へお成の節は中奥にて鈴を鳴らすといふ)○下御鈴廊下は、上御鈴廊下と庭を隔てゝ相對し、將軍新座敷へ御成の時、中奥より此廊下を傳ひ、又將軍大奥へ御成りありし時、中奥より御料理の品を臺に載せ、此廊下を滑べらせて將軍附御膳所へ送るものとなす、江戸城(エドジヤウ)の挿繪大奥の部參看(千代田城大奥)

オスズミジヨ 御涼所 名義 京都皇居内に在る御殿の名、天皇の納涼し給ふ御殿なる故に名づく 所在 常御殿の北、北の長廊より別に東に廊あり、斜に折れて本殿に通ず 構造 別に之を建つ、東西榮、木賊葺檜木造にして、東面す、北に九帖の一室あり、牀あり、之を正殿と爲す、其南に一室あり七帖半、其西に四帖半と六帖との二室あり、東南二方に椽あり、繼ぐに五帖の内椽あり、襖繪は志賀春色、嵐山秋景、花鳥遊魚の畫なり(安政造營誌、平安通志)

オスヒ 意須比(襲) 上代の衣服の一種、男

女共に面貌を隱す料に用ふ、其狀詳かならず、皇大神宮儀式帳に、帛御意須比八端、長各二丈五尺云々、また、大神宮式に、帛意須比八條、長各二丈五寸、廣二幅云々」大神宮儀式解元祿調進式目に、帛織物意須比、長二丈五寸、廣二幅、今もたがはずとあれば、其帛などの大さを知らるべし、服色管見に、衣裳にはあらで、衣裳の具なること知らる、且つ比禮長五尺五幅とあるをもて見れば、意須比は領巾の如にて、唯長き物なり(中略)意須比は、「オサヘ」の心にて、衣を風に吹るゝを押ふるよりいでゝ、專らは後の飾なりけり」といへるが、古事記傳に、此名は意智比と通ひて、襲ひ覆ひを約めたるなり、さて其狀は一幅にまれ、二幅にまれ、幅の隨にいと長き物なるを、後世の婦人の被衣の如く頭より被て衣の上を掩ひ、下は襴まで垂ると見ゆ、其著る樣を試に云はゞ、中央の處を頭に當て襲ひ、前へ回らして結びて、端は襴へ垂るなるべし」といへり、然るに黑川春村の說に、古書中、押比、押日、忍比とあるを見るに、意須比と訓むべき文字遣ならず、必ず意志比と讀みて、「オシナベ」の「オシ」にて頭より襴に押及ぼすの義なるべく、比は覆の省語にて押覆の義なり、一遍聖人繪卷に、熊野權現出現の條見ゆるを、身には淨衣を着給ひて、頭に一幅の布を纏ひ、左右に垂れて襴に曳ける頭巾は、蓋し上古の意須比の遺風なるべし」といへり、上代八千矛神、高志國の沼河比賣を婚せんとして幸し時、其家に到りて歌ひ給へる歌に、意須比の事みえたり、

ヲセミ　小蟬　橫笛の名器、此笛は篢竹にて作り、淨藏貴ぶ所の笛なり、此笛傳はりて小一條院にありけるを傳々して三宮に渡る、笛の蟬三筋付きたりしが、猪にくひ折られて、吹穴より下は鹿角を以てつぐ、仁和寺の大教院一品宮の御所燒亡の時燒失す(樂家錄、樂器考)

オリバゴヨウオトリツギ　御側御用御取次　「ソバゴヨウトリツギ」を見よ、

オリバゴヨウニン　御側御用人　「ソバゴヨウニン」を見よ、

オリバシユウ　御側衆　「ソバシユウ」を見よ、

オリバツツキ　御傍續　小直衣の一名、「コナホシ」を見よ、

オダイ　御臺　飯(メシ)の事をいふ、もと臺盤とて、飯、汁物、菜等を載せたる臺をいひしが、後ち變じて飯のことをいふに至れり、今俗に、御膳と云て飯のことゝ爲すに同じ、倭訓栞に、俗に椀飯をいへり、加賀越中武藏に飯をいへり、榮花物語、增鏡などにも見えたり、江次第に、御廚子所供、御臺二本といひ、雲圖抄に、小御臺二本と見えたり、唐に盤を臺と稱する事、新唐書五行志、山谷詩集注に見えたり」といへり、

オダイクワン　御代官　將軍の代官を云ふ、「ダイクワン」を見よ、

オダイクワンマ井リ　御代官參　「ダイクワンマヰリ」を見よ、

オダイドコロガシラ　御臺所頭　「ダイドコロガシラ」を見よ、

オタウチ　織田氏(羽前天童)　姓は平氏、淸盛の孫資盛より出づ、文治元年十二月北條時政、源賴朝の命を奉じて平氏の子孫を求む、時に資盛の妻孕む、潛に逃れて近江津田鄉長の宅に匿れ一子を生み、終に其妻となり數子を擧ぐ、一子は後ち越前の祠官織田某に養はれ、長じて親實と名づく、通稱權大夫、津田先生と號す、子孫相繼で越前にあり、常昌の時斯波義重の召により尾張に行く、信定の時管領義廉の三奉行の一つに加はる、信秀の時古渡城に移り、威を隣國に振ふ、其子信長弘治元年淸洲城に徙る、永祿三年五月今川義元を桶狹間に仆す、七年八月美濃を攻め齋藤氏を滅ぼし岐阜城に移る、後ち又淺井朝倉二氏を滅ぼす、近江に移り、官右大臣大將從二位となる、天正十年其臣明智光秀に弑せられて薨す、是より織田氏頓に衰ふ、二子信雄、德川家康に從ふ、元和元年七月大和國宇陀郡三萬石、上野國甘樂、多胡、碓氷三郡内二萬石を賜ひ、大和國松山に治す、嫡子信良早世せしを以て、嫡孫信昌繼ぐ、幼なるを以て出雲守高長之を後見す、後ち自ら宇陀郡三萬石を領し、信昌には僅に上野の地二萬石を與ふ、甘樂郡小幡に治す、世々四位常任を賜ひ、國持の家格に准す、明和四年八月信邦の時、四位常任國持家格を褫はれ、封を羽前國置賜郡高畑に移す、文政十一年五月信美陣屋を同國村山郡天童に移す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)

○淸盛—重盛—資盛—親實(祖)—親基—親行—
基實—常昌—常勝—敦廣—常任—勝久—
久長—敏定—信定—信秀—信長—信雄—
信貞—信昌—信久—信就—信右—信富
信邦—信浮—信美—信學(ミチ)—信敏(トシ)—信恒

オタウチ　織田氏(大和芝村)　大和國式上郡芝村の織田氏は、信秀の十一男、信長の弟長益より出づ、慶長五年關ヶ原の戰功により德川家康采地三萬石を大和に賜ふ、元和元年大和芝村一萬石を四子左衞門佐長政に、大和柳本一萬石を五男大和守尚長に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、兩家共に華族に

列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)

○長益—長政—長定—長明—長淸—長弘
長亮(アキ)—輔宜—長敎—長宇—長恭(ユキ)—長易(ヤス)
長猷—長純

【大和柳本一萬石】

○長益—尙長—長種—秀一—秀親—成純
秀行—信方—秀賢—長恒—信陽(アキラ)—信成(シゲ)
信及—秀實

オタウチ　織田氏(丹波柏原(カイ))　織田信雄の五子高長より出づ、高長嫡家信昌を後見し、自ら宇陀郡三萬石を領す、元祿七年二月信休父信武の故を以て封を削られ二萬石を賜り丹波國氷上郡柏原に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)

○高長—長頼—信武—信休—信朝—信舊
信憑—信守—信古—信貞—信敬—信民
信親

ヲタウチ　小田氏　姓は藤原、關白道兼より出づ、其孫宗圓下野宇野宮にあり氏となす、宗綱の二子知家八田氏と號す、保元元年源義朝に從て京師に戰ふ、養和元年源賴朝に從て志太義廣を常陸に攻む、知家功あり、義廣の故地を賞與す、依て知家筑波郡小田に移り城を築き居す、依て小田氏と號す、文治二年常陸國守護に任ず、後ち小田に老す、知家十子あり、伊志頁、茂木、宍戶、田中、中條、小田、高野等の諸氏皆之より出づ、後醍醐天皇元弘三年六代治久官軍に屬し、藤原藤房に從て入京す、舊邑を賜ふ、後ち足利尊氏に屬す、子孫相繼で鎌倉管領に仕ふ、關東亂るゝに及びて、享德三年義敎の子義政を京師に迎へて關東の主となす、氏治の時北條氏康に屬す、永祿六年氏康里見氏と國府臺に戰ふ、里見氏敗績し、里見連合の石築城主太田三樂出奔して常陸に逃る、氏治世讐を以て之を攻む、三樂敗卒を集めて之を拒ぎ、小田氏の兵を敗り、小田城を奪ふ、氏治自刄して小田氏終に亡ぶ(系圖、新編常陸國誌)

○知家—知重—泰知—時知—宗知—貞朝
治久—孝朝—氏知—治朝—持家—朝久
成治—治孝—政治—氏治—守治—善治

オタウラクサイ　織田有樂齋　織田長益(オダナガマス)を見よ、

ヲタオウヘンリウ　小田應變流　刀術の流名、小田義久の創めたる劍術の流派○義久は享保頃の人にして、通稱を東太郎といへり、小田流を學びて妙機に達し、遂に一派を開く、臨機應變の技に至れるを以て名づく、小田流(チタリウ)參看(武術流祖錄)

ヲタカジヤウ　尾高城　**所在** 伯耆國西伯郡大高村大字尾高岡成の地堺に其舊址存す○一帶の丘陵に三高處ありて、北を本丸とし、中を二丸とし、南を天神丸とす **起原沿革** 永正大永の頃行松氏之に居りしを、大永三年尼子經久に追落さる、永祿五年行松正盛毛利氏に依りて之を復しゝが、七年正盛病死せしを以て、毛利氏の有に歸し、其部下杉原盛重をして守らしむ、元龜二年二月尼子氏の將、平野加兵衞久基來り攻めしも拔く能はず、盛重の子元盛、次で之を守る、慶長五年毛利氏削封せられし時、其手を離れ、六年中村氏米子入城の際遂に毀却せらる(伯耆志)

オダギウヂ　愛宕氏　姓は村上源氏、中院通純の男通福、愛宕氏を稱す、諸家稱號濫觴に、岩倉具堯の末子彥山の座主有淸の男通福に出づと云ふ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(知譜拙記、系圖)

○通福—通晴—通貫—通敬—通直—通典
通祐—通致—通則

オダギデラ　愛宕寺　**所在** 山城國京都市松原通建仁寺町東北側○六道珍皇寺とも云ふ、後世は愛宕念佛寺(アタゴネンブツジ)とも單に念佛寺とも云ふ、等覺山と號す **宗旨** 舊は眞言宗、後ち天台宗延曆寺末となる○本尊千手觀音、左右の脇壇には毘沙門天、地藏尊を安置す **起原** 河海抄に、桓武天皇平安遷都の時、愛宕の地を諸人の葬所と定め、珍皇寺を建つと云ひ、岷江入楚、古事談には、空海の師慶俊僧都の建つる所とし、以呂波字類抄、今昔物語は、小野篁の建立とせり、以呂波字類抄に又云ふ、空海幼少の時、師慶俊に從て此寺にありと、舊愛宕郡愛宕鄉にありしを以て寺號とす **沿革** 保安四年四月火災に罹り灰燼となる、以呂波字類抄には、永久中燒失となす、その後再興せしと見え、承安三年寺内三重塔を供養したること百練抄に見えたり、後ち頹廢せしが、延曆寺の僧千觀再興す、千觀は、不退の念佛者にして、口に佛號を絕つことなし、故に世人稱して念佛上人と云ひ、終に念佛寺と稱すと云ふ、現今の本堂卽ち是にて、文保年間の修補に係る、五間四方單層にして其檜木細組天井等の如きは方今絕無のものにして、特別保護建造物たり、二王門あり、左右に安置する二王は運慶湛慶の作なりと云ふ○寶物中湛海作と傳ふる不動明王は優等のものにして、今國寶となる(山城名勝志、京華要誌、國寶目錄、名勝地誌)

オダギノコホリ　愛宕郡　**所在** 山城國

起原沿革 續紀光仁天皇寶龜十一年始めて郡名見ゆ倭名抄に、蓼倉(タデクラ)栗野(クルスノ)上粟田(カミアハダ)下粟田(シモアハダ)大野(オホノ)、小野(チノ)錦部(ニシコリ)八坂(ヤサカ)鳥戸(トリベ)愛宕(オダギ)上下出雲(イヅモ)賀茂(カモ)等の郷あり、後ち上下粟田、八坂、鳥戸、上下出雲、錦部の七郷は京都市區に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オダギノハカ　愛宕墓　嵯峨天皇皇女源潔姫の墓、山城國愛宕郡に在り○兆域東二町、南一町、西一町五段、北一町五段、守戸一烟、後世荒廢して其所在詳かならず(延喜式、陵墓一覽)

オタサンホフシ　織田三法師　織田信忠(オタノブタダ)、織田信秀(オタノブヒデ)の小字、各條を見よ、

ヲダジヤウ　小田城　**所在** 常陸國筑波郡小田村、方凡一町許、隍塹垣堞の迹存す **起原沿革** 文治の頃八田知家始めて築く所と云ふ、子孫代々之に居る、元弘二年北條高時、藤原藤房を常陸に配し、八田治久をして監せしむ、延元三年北畠親房、結城宗朝と共に義良親王を奉じて陸奥に入らんとす、路暴風に遇ひ常陸に漂到す、治久之を迎へて關城に納る、興國三年足利尊氏、高師冬を遣はして關城を攻む、治久賊軍の盛なるを見て出て降る、其後足利氏に屬す、足利持氏の時、關東八館の一に列す、氏治の時、北條氏に歸す、永祿六年太田三樂の爲めに破られ、城陷る、太田氏城主となる、天正十八年豐臣秀吉、佐竹義宣に命じて常陸を統領せしむ、三樂の子美濃守、佐竹氏の附庸たり、乃ち美濃守を陸奥植田城に遷す、小田城終に廢す(新編常陸國誌)

オタチコンジヤウ　御太刀獻上　「タチコンジヤウ」を見よ、

オタツシ　御達　江戸時代、一部分に示すべき公文をいふ、御沙汰、又は申渡ともいふ、

オタナガマス　織田長益　**名號** 字は源吾(或は源五郎に作る)剃髮して有樂齋と號す、法名正傳院如菴 **系統** 織田信秀の十一子、信長の弟 **事蹟** 天正十年信濃に木曾義昌を援け、高島及び深志城を守る、兄信長の弑せらるゝに及び、豐臣秀吉に仕へ、十三年七月從四位に叙せられ、侍從に任じ、幾干もなく剃髮し、食邑を攝津島下郡に賜はる、關ヶ原の役徳川氏に從ふ、功を以て大和國三萬石の地を食む、慶長十九年大阪に在り、豐臣氏の諸將等推して謀主と爲す、東西和成るに及び、京師に遯居し點茶を事とし樂む、元和七年十二月三日京師東山に卒す、年七十、長益初め茶道を千利休に學びその道を研め一派を立て有樂派と稱す、利休歿後宗匠と稱せらる、又禪を修む(野史、茶人系傳)

(押花益長)

ヲダニジヤウ　小谷城　**所在** 近江國東淺井郡小谷村の北嶺己高山(コタカミヤマ) **起原沿革** 永正十三年、淺井亮政、小谷山に城を築き居る、久政長政相繼ぎて三代に及び、天正元年八月織田信長の攻め落す所となり、長政父子自殺す、城終に廢す(近江輿地誌略、淺井三代記)

ヲタノコホリ　小田郡　**所在** 舊陸奥國、今陸前國遠田郡の中 **起原沿革** 聖武天皇天平の初年建つる所なりと云ふ、天平勝寶元年二月黄金を出す、延暦十八年三月登米郡を本郡に合す、後ち之を分置す、和名抄に、小田(ヲダ)牛甘(ウシカヒ)石毛(イシモ)賀美(カミ)餘戸等の郷あり、戰國の時遠田郡に合して廢せらる、正保元祿圖共に本郡の名見えず(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲタノコホリ　小田郡　**所在** 備中國 **起原沿革** 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、實成(ミナリ)拜慈(ハヤシ)草壁(クサカベ)小田(ヲダ)甲努(カフノ)魚緒(イホスナ)驛家、出部(イツベ)等の郷あり、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オタノブヲ　織田信雄　**名號** 前名具豐、後ち、信雄と改む、小字茶筌丸、又三助ともいふ、剃髮して常眞と號す、法名德源院實巖、善庵隨筆に、信雄の訓は「ノブカツ」を正しとすといへり、今通俗に從ふ **系統** 信長の次子、信忠の弟 **事蹟** 初め北畠具教の養子となり、北畠氏を冒し伊勢國船江城に居る、元龜二年婚を納め、三年大河內城に移る、天正二年七月舟師を率ゐ、桑名より發して長島一揆を攻む、是歲從五位下に叙せらる、三年具教に代て國司となる、四年信長、具教異圖を懷くを以て之を殺す、五年六月從四位下と爲る、八年伊賀を伐つて之を平ぐ、信長以て信雄を封ず、十年六月信長の異變あるや遲々師を發せず、豐臣秀吉の捷を報ずるに及び、僅に封內の土寇を擊て平ぐ、信忠の遺孤三法師立つや信孝と共に補翼し、事を攝す、信雄、尾、伊の北方及び江田の地百萬石の地を領し、清洲城に居る、信雄信孝年月を同して生れ、常に和せず、權を爭て隙あり、十一年正月兵を以て篠山を圍みて拔き、四月岐阜城を攻む、信孝內海に奔りて遂に自殺す、十一年六月長島城に移り治す、十二年正月群臣安土に行き賀正す、秀吉至らず、信雄之を含み、遂に隙を構ふ、信雄援を德川家康に乞ひ、小牧山(「コマキヤマノタタカヒ」參看)に秀吉の軍を敗る、後ち互に勝敗あり、尋で秀吉和を行ふ、十三年三月權大納言に陞任し、從

(押花雄信)

三位に叙し尋で正二位內大臣となりて清華の上に班す、十八年小田原征伐の役に從ふ、後ち秀吉の旨に忤ひ那須に放たれ二萬石を食む、尋で出羽秋田に移る、明年赦に遇うて伊勢朝熊に歸居す、秀吉の薨後伏見に迹を韜ます、關ヶ原役舊臣に擁せられて西軍に應ず、事平定の後罪を宥されて問はず、京師に匿る、後ち淀君信雄を大阪に迎へて善く遇し、事を擧げんことを謀る、信雄京師に奔る、元和元年七月松山小幡五萬石に封す、寛永七年四月薨ず年七十三(野史)

(押花雄信)

オタノブタカ　織田信孝　**名號** 字は三七郎、法名功巖德虎 **系統** 信長の三男(信雄と同年月に生ると云ふ)、神戸氏を繼ぐ **事蹟** 天正五年兄信忠に從て雜賀を伐つ、是歲從五位下に叙し侍從に任ず、十年五月阿波讃岐等四國に封ぜらる、信孝從父弟信澄等と紀伊に入り、光佐を伐つ會々本能寺の變に接し、急に兵を返へし大阪に次す、衆潰亂し、信澄亦叛く、信孝討て之を殺す、六月豐臣秀吉中國より上り、尼崎に至て大阪に報ず、信孝大に喜び之に會し、共に山崎に戰て明智光秀を滅ぼし、信忠の子三法師を擁立し、信雄と共に事を攝し、岐阜城に居る、後ち信雄と權を爭ひ釁あり、柴田勝家と謀り、信雄と秀吉とを除かんと謀る、事漏れて秀吉の攻むる所となる、信孝懼れて和を請ふ、十一年四月再び兵を擧げ、柴田佐久間等の軍に應ず、秀吉怒り、信孝の生母を殺し、信孝を攻む、信孝勝家の敗亡を聞き、力屈して支ふる能はず、內海に奔

(押花孝信)

り野間正法寺に入り、辭世の歌、「昔よりしうをうつみのうらなればむくいをまてよはしばちくぜん」を詠じて自殺す、年二十六(野史)

(押花忠信)

オタノブタダ　織田信忠　**名號** 小字奇妙丸、また三法師と稱す、元服の後勘九郎と改稱す、法名大雲院仙巖 **系統** 信長の嫡子、母は夫人生駒氏 **事蹟** 弘治三年に生る、元龜三年正月元服、同七月始めて軍に從ひ敵首二百餘級を獲、天正二年四月從五位下に叙せられ、三年出羽介に任ぜられ、尋で正五位下に進み秋田城介と爲る、信長尾濃の地を割て與ふ、四年從四位下に叙し岐阜を治む、五年正月正四位下に進み左近衛少將たり、二月雜賀の賊を紀伊に攻め、九月松永久秀を大和に征して之を陷いる、信長喜で曰く、久秀老賊なりと雖も我子一擧してこれを平げしは將器ありといふべきなりと、十月從三位に叙し、左近衛權中將に任す、六年豐臣秀吉の後援となりて播磨附近の地を征す、十年甲斐武田氏を攻めて滅す、信長大に悅で曰く、旗鼓三旬にして巢穴を覆し鯨鯢を取る、信忠の偉勳なりと、依て黄金銀馬を贈て賞す、五月信長に從ひて京師にゆき妙覺寺に舘す、六月二日信長本能寺にて弑せらると聞き馳せて之に赴く、及ばず、還りて妙覺寺の門を鎖して守る、遂に賊の圍む所となり、勝たずして自殺す、年二十六、左大臣を贈る(野史)

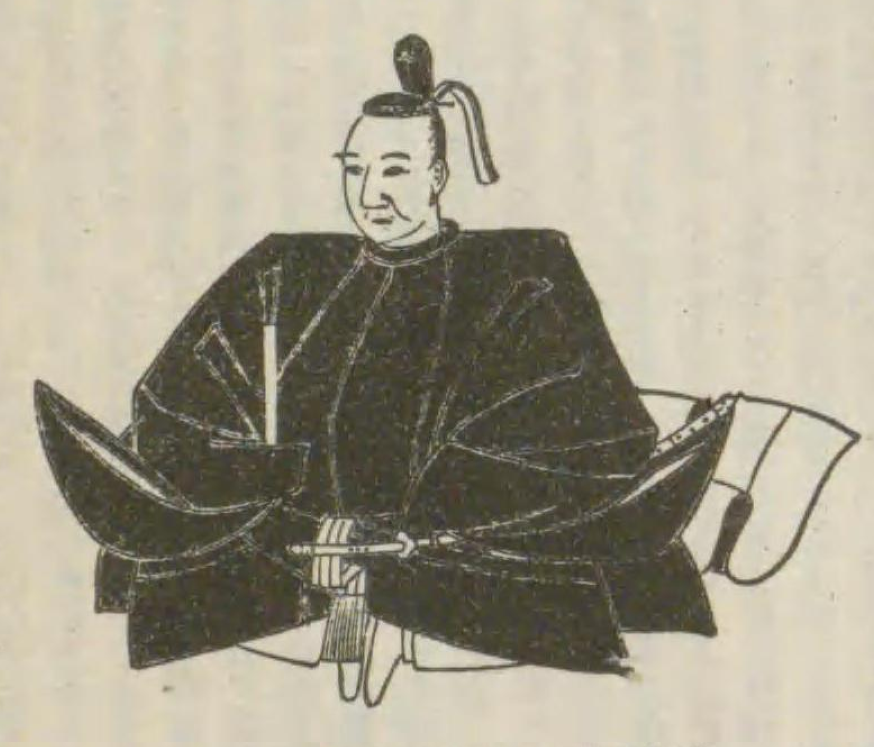
京都大雲院所藏(史料編纂掛蒐集)

オタノブナガ　織田信長　**名號** 小字吉法師、三郎と稱す、法名初は天德院、後に總見院泰巖と號す **系統** 姓は平氏、平重盛の後裔、備後守信秀の二男 **事蹟** 天文三年五月古渡城に生る、倜儻大志あり、少時豪縱無狀、壯時俠を好み士を養ひ、細節に拘はらず、勇にして斷あり、天文十九年元服、名を信長と改む、十八年父卒す、信長日夜武事を習ひ、國務を見ず、平手清秀諫めて自殺す、信長漸く悔慚し、慨然天下を平定する志あり、永祿三年今川義元の大軍を、三千餘の寡兵にて桶狹間(「オケハサマノタタカヒ」參看)に敗り、義元を獲殺す、茲に於て信長の威名天下に振ふ、五年十月正親町天皇密に使を遣はし、撥亂反正の事を以てす、信長大に喜ぶ、七年美濃を降し、十一年足利義昭を助けて京師に入る、從五位下彈正忠に任ず、十二年三好黨の亂を平げ、義昭の爲めに二條を經營す、元龜元年正四位下に叙す、此年淺井朝倉二氏を姉川に破る(「アネガハノタタカヒ」參看)、二年延暦寺を屠り僧兵を盡くす、是より先、信長

(押花長信)

(押花長信)

朝儀の衰頽を憂ひ、皇居を造營す、此年成る、信長供御の田を置き、舊典を復す、紀綱頗る張る、天正元年將軍義昭を河內に放つ、二年三月從三位に叙し參議に任ず、奏請して東大寺の黃熟香を剪り、諸士に分與す、三年七月入朝、淸涼殿に於て天盃を受け、諸將の功勳者を叙爵せしむ、十一月權大納言と爲り、尋で右近衞大將を兼ぬ、四年正三位內大臣と爲り、五年右大臣に任じ、六年正二位に累進す、十年正月伊勢兩大神宮を修築し、數百年間廢れたる舊制を復す、三月德川家康と共に武田勝頼を討て殺し、甲信を平ぐ、六月豐

京都大雲院所藏(史料編纂掛蒐集)

臣秀吉毛利氏を攻め援を信長に請ふ、信長、明智光秀をして先發せしめ、尋で親ら赴かんとして京都本能寺に宿す、是より先明智光秀、信長を恨めることあり茲に至り陽に命を拜して、私に異圖を藏し、急に起つて本能寺に夜襲す、(「ホンノウジノヘン」參看)信長從兵と共に血戰し、遂に天野源左衞門の爲めに刺されて薨ず、年四十九、時に六月二日、太政大臣從一位を贈る、信長政を行ふに嚴酷ならずと雖も、命令行はれ、吏民法を奉ず、銖兩の姦も容れず、國內盜なく外戶閉さず、亂世の一奇と爲す(信長記、野史)

オタノブヒデ　織田信秀　**名號**法名萬松院桃巖道見**系統**敏定の子、信長の父**事蹟**勇武智謀ありて衆に優れ、斯波氏に仕へ三奉行の一と爲り、彈正忠と稱し備後守と改む、勝幡城に居る、享祿中今川氏豐名護屋城に住み、信秀淸須奉行たり、常に聯歌を好み氏豐と互に詠句を往來して親交す、後ち氏豐信秀を城中に移し共に娛樂す、天文元年三月氏豐の不意を襲ひ、遂に之を奪うて居城となす、茲に於て威名近國に震ふ、四年德川氏を襲ひ勝ずして成を行ふ、十一年八月今川義元と小豆坂に戰ひ大に之を破る、十三年親ら將として安祥城を攻めて拔く、十四年再び參河の地を侵し利あらずして還る、十六年美濃を侵し利あらず、十七年今川德川の軍と戰ひ互に勝敗あり、同年十一月齋藤道三と盟約し、信秀の子信長に其の女を配し和を結ぶ、末森城に徙居す、十八年三月卒す、年四十二、十二男七女子あり、信秀早くより志を皇室に存し、天正十三年資四千貫を獻じて內裡の築地を修理す、叡感斜ならず、因りて女房奉書を賜ひて之を賞し、且つ古今集などの下賜あり、また伊勢神宮の衰頽せるを嘆き、資を獻りて假殿を造營す、當時皇室衰へ、人またこれを說くものなきの際、此擧ありしは、蓋し異數と稱すべきなり(多聞院日記、宗牧東國紀行、野史)

ヲダハラキクコバン　小田原菊小判　**名義**相模國小田原にて鑄造せる銀貨、表に菊紋ある故に名づく、**性質**六種あり(一)重四匁三分、小田原北條氏之を造りて關東に行はしむ、一枚を以て永一貫文に準ずといふ(二)重四匁、もと十六葉菊小判といふ(三)重四匁二分(四)重四匁(五、六)重量未詳、形狀極印等は大體第一に同じく、只菊紋の形少々異なるのみ(金銀圖錄)

ヲダハラコバン　小田原小判　相模國小田原にて鑄造せる金貨、表に小田原座の極印あるを以て名づく、重六匁、金位上(金銀圖錄)

ヲダハラササコバン　小田原笹小判　相模國小田原にて鑄造せる金貨、重四匁二分五厘、金位中の上、諺に、小田原にて鑄造し二百年前通用すといへども詳かならず(金銀圖錄)

ヲダハラジヤウ　小田原城　**所在**相模國足柄下郡小田原町○東南に小田原灣を擁して遠く相模洋に臨み、西は早川を以て早川府に對し、北は

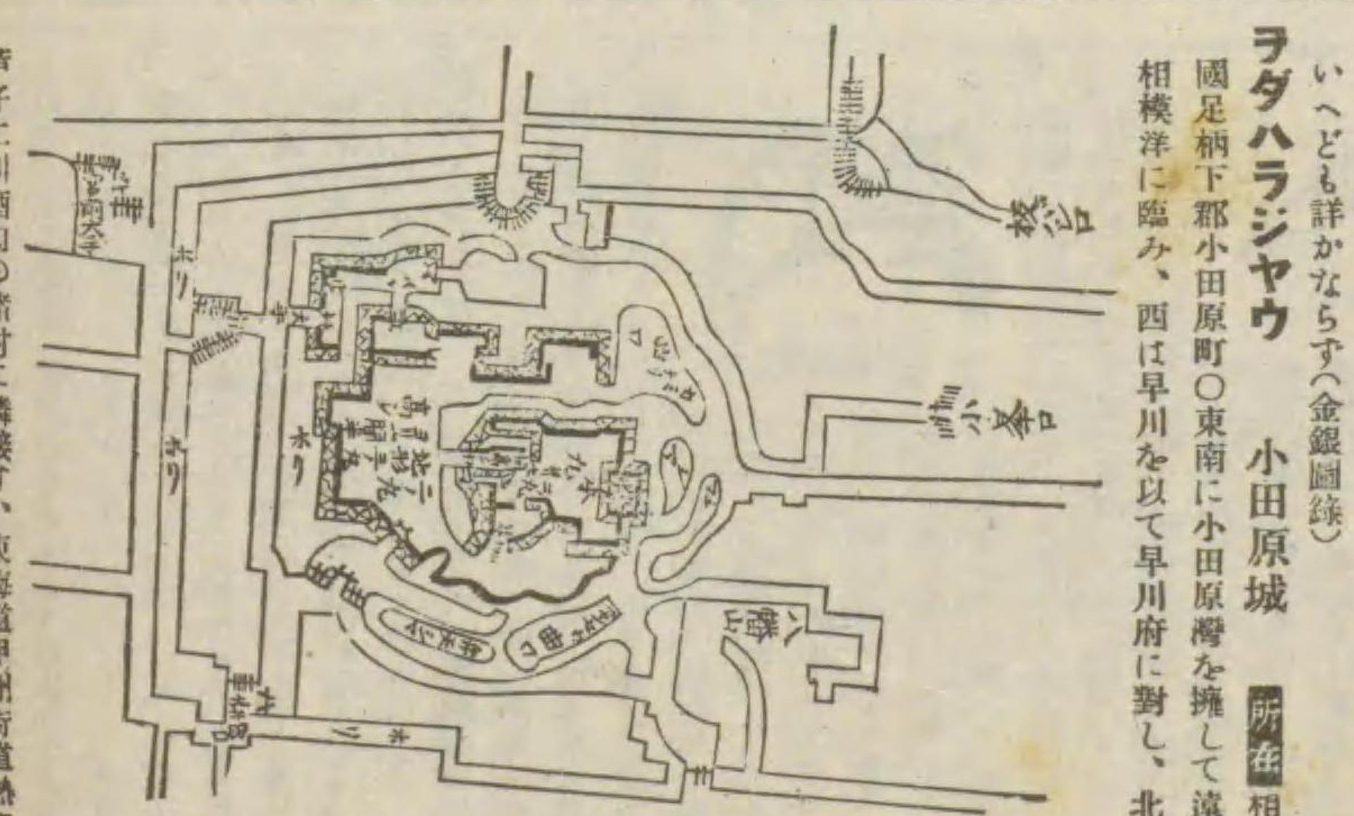

芦子二川酒匂の諸村に隣接す、東海道甲州街道熱海街道等に通ずる要路に在り**起原沿革**何時頃始めて

築きしか詳かならず、初め鎌倉管領足利基氏此地を領し、持氏の頃土肥氏之を守りしが、上杉禪秀に黨せしを以て、之を大森賴顯に與へて守らしめ、世襲して藤賴に至り、北條早雲の爲めに取らる、北條氏五代相繼ぎ、關東に威を振ふ、天正十八年豐臣秀吉に滅さる、德川家康關東八州を領するや、大久保忠隣に此地を與へ城主と爲す、尋で忠隣除封せられてより幕府の直轄となる、元和六年阿部正次封ぜらる、尋で武藏岩槻に移るや又幕府の直轄となる、寬永九年稻葉正勝(十萬石)之を領す、貞享三年正月大久保忠朝(七萬五千石)故封に移して領せしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(新編相模國風土記稿、主圖合結記、神奈川縣志、德川加除封錄、明治政覽)

ヲダハラセイバツ　小田原征伐　**起原**天正十三年豐臣秀吉關白と爲り、威天下に振ふ、諸侯來り服する者多く、天下殆ど其下に歸せざるはなし、只北條伊達等のみ未だ服せず、秀吉屢々使を遣はし上洛を勸む、北條氏政狐疑して果さず、茲に於て秀吉兵を率ゐて氏政を攻む、時に天正十八年三月とす**經過**天正十七年十一月諸國に令を發し、明春征討に參せしむ、十八年三月一日京都を發し小田原に向ふ、北條氏亦諸城を修築し、兵備を整へ此に防禦す、四月三日秀吉沿道の壘壁を陷いれ相模の平地に入り小田原の四周を包圍す、尋で小田原の臣松田憲秀人を遣はし欵を通ず、秀吉因て石垣山に登り陣營を築かしむ、是より先、前田利家、上杉景勝、眞田幸村等命を奉じ、信濃路より軍を碓氷峠に進め、四月七日松井田城を圍む、秀吉軍に命じて持久長圍の策を施し、專ら遊戲を事とし敢て戰はず、小田原方亦酒宴を張り、詩歌を樂みて持久の策に相對す、然れども人心相離れ、內通する者日に多し、松田憲秀長子笠原新六郎と旣に欵を通じ　將に兵を入れんとして謀露はれ誅せらる、六月二十四日秀吉使を遣はし和議を爲さしむ、北條氏規亦韮山より小田原に來り和議をすゝむ、七月五日、氏直城を出で、羽柴雄利につき、自ら代りて氏政以下士卒の死を宥されんことを請ふ、秀吉、氏直の死を宥め、氏政、氏照及び老臣大道寺政繁、松田憲秀四人に死を命ず、氏直命を受け城を致さんことを約し歸る**結末**六日氏直出で、家康の陣に入り、脇坂安治、片桐直倫等奉行として城を收め、七日より九日までに城內の士民を出さしむ、十一日氏政氏照醫師田村安淸の宅に於て自殺し、氏直高野山に放たる、秀吉小田原城に入り諸將を封じ、德川家康に北條氏の領關東八州を與ふ(小田原記、北條記、小田原征討史)

ヲダハラビシコバン　小田原菱小判　**名義**相模國小田原にて鑄造せし金銀貨、表に菱形の極印あるを以て名づく**性質**金小判の重三匁三分(是摸造のものなりといふ)、銀小判の重三匁二分及び四匁、四匁三分の三種あり、三匁二分及び四匁の銀貨は、菱の郭三重にて形象刻印共に、金貨の分に異ならず、四匁三分は、もと小倉小判と名づけ、菱形の極印異なれり(金銀圖錄)

ヲダハラヒヤウヂヤウ　小田原評定　俗に評議して決定せぬことを云ふ、天正十八年豐臣秀吉小田原を征せし時、北條氏直愚將にして物に決斷なく、群臣をして評議せしむれど、空しく座談のみにて其實用ふる事能はず、遂に廢滅せり、世に之をとりて不成の評議を小田原評定といへり(松屋筆記)

ヲダハラボリ　小田原雕　相模國小田原にて製造する雕木(テウモク)の器物をいふ、鎌倉雕に比して淺しといふ、其起り詳かならず、按ずるに、北條氏茂明應四年此地に據り、關東數國を領せしが、自ら關東の都會となり、來集する所の工人、鎌倉雕に擬し之を製出せしものならん、天正以後多く之を製出せず(工藝志料)

オタビシヨ　御旅所　祭禮の時、本宮より出だす神輿を、假に鎭座せしむる所をいふ、旅宮、御旅宮社ともいふ、百鍊抄に、祇園旅所、稻荷旅所燒亡の事見え、明月記に、女房等祇園の旅所に參ること見えたり(神道名目類聚抄)

オタヒデノブ　織田秀信　**名號**小字三法師、通稱三郎といふ、法名大善院圭巖松貞**系統**信忠の子、母は未詳**事蹟**天正十年六月信長信忠の弑に遇ふや、秀信時に襁褓岐阜に在り、前田玄以之を扶けて淸須に遷る、豐臣秀吉等明智光秀を誅し、秀信を立てゝ主と爲し安土に居らしめ、信雄信孝の二叔父之を援く、近江の田三

(押花信秀)

十萬石を領す、前田玄以長谷川丹波之が傅となる、後ち信雄信孝互に權を爭ふ、秀吉信雄を扶けて信孝等を討ち、岐阜城を奪ふ、十二年岐阜城に移り、秀吉の諱字を受け秀信と改め、從四位下侍從と爲り、尋で左近衞權少將に任じ、文祿元年正月參議に進む、同年六月朝鮮を征し二年に歸る、慶長元年五月權中納言從三位に累進す、秀信兆遊奢を極め、慶長五年東征の命を受けしも、國用乏く師を成さず、石田三成の甘言に欺

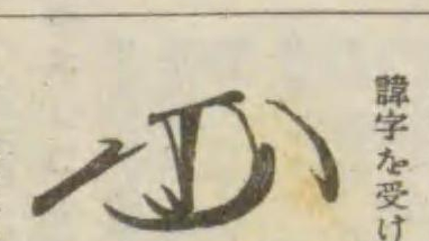
(押花信秀)

かれ老臣の諫を用ひず、西軍に應ず、終に戰に破られ福島正則等に擒られ、芋洗里に徙さる、後ち剃髮して高野山に入る、慶長五年九月八日薨ず年二十二、茲に於て信長の遺業終に廢す(野史)

ヲダリウ 小田流 小田孝朝の創めたる劔術の流派○孝朝は、常陸國小田城主にして、治久の子なり、中條流の中條頼平に刀術を學び、後ち芦男山の日神に祈り、夢想の神傳を蒙り、其奥旨を究めて應安中遂に一派を開く、後ち剃髮して惠尊といふ、應和二十一年歿す、嫡孫治朝其業を繼ぐ(武術流祖錄)

オチイタジキ 落板敷 大内裡清凉殿の孫廂の南にあり、臨時祭記に、合簀子、長秋記に、打板敷に作る○承保元年六月二十八日伊勢勅使記に、進發、(中略)有レ召者僕起座、先跪二殿上東落板敷一、次依二御氣色一、昇二候長押上一、即下二給宸筆宣命一とあり(大内裡圖考證)

ヲチウヂ 越智氏 神別、或は小市と書す、饒速日命より出づ、宿禰姓あり、直姓あり、國造あり、左京に貫す、舊本居は伊豫國越智郡なり、大新河孫子致命、應神天皇の御宇國造となる」、稱德天皇の御宇、伊與越智郡大領越智直飛鳥麿あり、桓武天皇の朝、伊豫人越智直祖繼左京に貫す」、仁明天皇承和二年左京の人年足越智郡人廣成等姓宿禰を賜ふ、白河天皇の時に伊與釆女越智宿禰永子あり」、初め文武天皇の時、越智玉興伊豫越智郡大領となり、其弟玉澄風早郡西河野に居す、其後を河野氏となす、其子益男周敷郡司となる、六世孫好方、朱雀天皇の時越智押領使となる、河野系圖豫章記には、孝靈天皇の皇子彦狹島に三子あり、季を小千と名づく、伊與和氣島に居す、子孫其名を以て氏となす、十餘世孫玉興改めて越智氏となす、蓋し小千越智相通じ、且つ御諱を避けしなりと、又居る所により族河野氏と稱すと、蓋し信を置き難し、支族に寺町、高井、遠藤、瀧口等あり(系圖、新撰姓氏錄、氏族志)

○孝靈天皇—伊豫王子—小千御子—天狹貫
—天狹介—粟鹿—三並—熊武—伊但馬
—喜多守—高繩—高箕—勝海—久米丸
—百里—百男—益躬—武男—玉男—諸飽
—萬躬—守興—玉興
　　　　　—玉澄—益男—眞勝—深躬
—息村—息利—息方—好方—好峰—安國
—安躬—元興—元家—家時—爲世—爲時
—時孝—爲綱—親孝—親經—親清(河野祖)
　　　　　—宗綱(寺町祖)
　　　　　　　　—兼孝(高井祖)
　　　　　　　　—盛孝(遠藤、瀧口祖)

オヂキロヤク 御直廬役 御物奉行(オモノブギヤウ)を見よ、

オチグリイロ 落栗色 染色の名、濃き紅に少し黑みのかゝりたる色をいふ、秋著用の衣に染め用ふ○襲の色目の名、表は蘇芳の黑ばみたるに、裏の香なるを云ふ、又表は濃き紅に裏は香なるをも云ふと(源氏裝束抄、藻鹽草、薄樣色目、四季色目)

ヲチド 越度 王朝時代の罪名、關は門に依らず、津は濟に據らずして兩岸の防禦を越ゆる者を云ふ、衞禁律に私度關者、徒一年、註云、謂三關者、攝津長門減二一等一、餘關又減二二等一、越度者各加二一等一とあり、

オチナゲシ 落長押 清凉殿の臺盤所の長押を云ふ(禁祕抄)

ヲチノヲカノヘノミサザキ 越智崗上陵 齊明天皇及び孝德天皇の皇后間人皇女の御陵、大和國高市郡越智岡村大字車木に在り、延喜式の時、兆域東西五町、南北五町、陵戸五烟あり、尙ほ同所に、天智天皇の皇子建王及び同皇后太田皇女の二墓あり(陵墓一覽)

ヲチノコホリ 越智郡(越知) 所在 伊豫國 起原沿革 舊事紀小市に作る、饒速日命の裔越智直此地に居す、後ち河野氏と稱す、桓武天皇延曆十年十二月初めて見えたり、和名抄に、朝倉(アサクラ)高市(タケチ)櫻井(サクラキ)新屋(ニヒヤ)拜志(ハヤシ)給理、高橋(タカハシ)鴨部(カモベ)日吉(ヒヨシ)立花(タチバナ)等の郷あり、正保圖越知に作る、寬文中舊に復す、明治二十九年四月野間郡を編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オチマ 落間 禁裏にある居間の名、東西三間南北十五間竹緣あり(倭訓栞)

オヂヤウグチ 御錠口 將軍及び諸侯の邸宅に於て表と奥との界に設けたる出入口をいふ、杉戸を建て、內外より時を定めて大なる錠を下す、之を上の御錠口と稱す、奥の玄關を下の御錠口と稱す○江戸城の御錠口は、二間の口にて黑塗緣の杉戸を建つ、朝五ッ時より暮六ッ時まで半扉明け放しにて六ッ時に至りて一先づ締め切る、是もお立寄といひ、杉戸の兩扉を合せたるのみにて、自由に開閉し得、故に御廣敷の方にては伊賀添番の詰所、奥にては御錠口番、御使番の詰所共に寢ずの番にて此口を守る、江戸城(エドジヤウ)の插繪大奥の部參看(千代田城大奥)

オヂヤウグチシユウ 御錠口衆 職掌 江戸幕府の職名、表御殿と、大奥との界なる錠口の詰所に勤番して、將軍よりの御使を受付け、之を年寄に通じ、又晝夜とも「唯今何時で御座ります」と時間毎に御座の間へ通ずることを掌る 職員 錠口衆の外、錠口詰、錠口助あり、錠口詰は、御錠口の頭にて、表よりの御使あれば、時により詰所に待たせ置き、直に將軍、又は御臺所の前に出で、直接に御用の趣を申し上げ、答を承けて使に申し通ふことを得る特權を有す、祿高は、十石、七人扶持、合力金三十兩、菜銀三十兩、錠口助は錠口衆を扶くるまでの役にて、祿高は八石、三人扶持、合力金三十兩、菜銀百匁(千代田城大奥)

オチヤノツボネ 阿茶局 「アチヤノツボネ」とよむ、同條を見よ、

ヲツカイ 越階 位に昇るに順を追ふて昇らず、一段越えて上るを云ふ、階の字は「キザハシ」と讀む、位に上るは階を昇るが如くなるを以て然か云ふ、假令ば正四位下より正四位上に上るは順なり、然るに正四位下より直に從三位に叙して正四位上を越して上るを云ふの類なり、位は三十階あり、位階(キカイ)參看、

オツカヒバン 御使番 使番(ツカヒバン)を見よ、

オツギ 御次 江戸幕府の時、將軍及び諸侯にて、主人の居所の次の間に居る大奥勤の女中をいふ、佛間、臺子、御膳部、御道具等の事を掌る○幕府にては、式日、或は臨時鳴物の催しある時は、この局より多く選び出だされて其席に列なる、祿高七石、三人扶持、合力金二十兩、菜銀七十匁を受く○御次頭は、御次を支配す、祿高八石、三人扶持、合力金三十兩、菜銀百匁(千代田城大奥)

ヲツギウヂ 小槻氏 垂仁天皇の皇子池速別命より出づ、近江國栗太郡小槻邑に居す、依て氏とす、今に小槻神社あり、君姓臣姓宿禰姓あり、左京に貫す、一說に垂仁天皇の皇子落別王より出づとなす、蓋し兄弟を以て誤れるならん、又小槻山とも小月山とも云ふ、淸和天皇貞觀十七年左大史小槻山公今雄及び同姓主計算師有緖に阿保朝臣を賜ふ、二男當平同じく左大史となる、この時本姓小槻に復す、圓融天皇の時奉親左大史となり算博士を兼ねしより、子孫相繼ぎて左大史となり官中の事を行ふ、之を官務と云ふ、壬生家譜によれば今雄より左大史算博士たりしが如し、長承中政重常陸吉田社々務となり、攝津守に至る、二條天皇の代隆職廣房叔甥を以て互に其職を爭ひしが、長寬三年正月綸旨を以て、五位史は隆職子孫をして相續し、太政官の文書を預る、最も重職なり、牛博士に於ては廣房の子孫をして相續せしむ、これより二派に分れ廣房の流を大宮と稱し、隆職の流を壬生と稱す、又禰家とも稱す、宿禰の義なり、後鳥羽天皇文治元年隆職朝臣追討の宣旨を奉行し源義經に與へし科により、源賴朝の爲めに解官せられ、廣房を官務に任じ、長寬の制破る、幾千もなくして隆職復職し、建久九年隆職卒する時、廣房官務を競望せしが、宣旨を下して官務及び其所領をして隆職の子孫に傳領せしむ、然れども此の後も大宮氏官務職を競望して爭ひ絕えざりしが、江戸時代大宮氏終に亡びて孝亮亦算博士を兼ぬるに至れり、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(古事記、新撰姓氏錄、同考證、壬生家譜)

○今雄—當平—茂助—忠臣—奉親—貞行
—孝信—祐俊—盛仲—政重—師經
—永業—廣房(大宮家祖)
—隆職—國宗—通時—淳方—有家—顯衡
—統良—千宣—匡遠—兼治—周枝—長照
—晴富—雅久—子恒—朝芳—孝亮—忠利
—季連—章弘—盈春—知音—敬義—以寧
—輔世

オツシンジ 乙津寺 所在 美濃國厚見郡鏡島村○山號瑞甲山、世に梅寺ともいふ 宗旨 禪宗、臨濟宗妙心寺派 起原沿革 聖武天皇天平十年行基此島(往古一面の湖水にて此地は乙津島と云ひしといふ)に着し、十一面觀音の像(丈三尺七寸五分)を刻し、一字を建て安置す、嵯峨天皇弘仁五年勅を奉じて七堂伽藍を建立し、地を鏡島と改め乙津と名づく、又散杖の梅を地に挿み、佛法此土に榮えば此杖葉を生ぜよと、忽ち枝葉を生ず、依て一に梅寺と云ふ、宇多天皇之を聞召し、靈梅揚の勅額を賜ふ、文明中一條兼良此寺に詣て靈梅の詩あり、永祿中織田信長寺領及び制札を改む、文祿中豐臣秀吉朱印を賜ひ、朝鮮役後寺僧に紫衣を給ふ、關ヶ原の役、德川家康黑田甲斐守藤堂和泉守等と此所に來り、弘法作の地藏を拜し、戰捷東歸の日野刀一口を納む○塔頭に、大師堂、鎭守堂、他に庫裡鐘樓堂、寺家番所、中門大門等の堂宇あり○寶物に、弘法大師唐青龍寺惠果より得たる佛舍利、及び浮瓶鋼、弘法大師筆紺紙金泥經、巨勢金岡の筆釋迦如來、琢磨筆三尊阿彌陀、文珠、豐臣秀吉の像、及び古文書家康の納刀等あり(新撰美濃志、美濃明細記)

ヲツソ 越訴 鎌倉時代訴訟の手續にて、若し訴論人前裁判に理由不充分なるに、引付頭人覆勘に及ばざる時は、委細の申狀を以て越訴奉行に申す、奉行申狀に理ありとすれば、內談の時先づ入門と稱して之を議す、入門とは彈察要議事といふが如し、簡禮記に、越訴の事、是は奉行頭人を越て上へ訟を申上

る目安の事也、調様二品の用捨有之口傳」と云へり、式目抄に、越訴に度を越えて申すと、次を越えて申すとの二あり、度を越とは、一度まけて其境を越えて又訴るなり、次第を越とは、四等の官あるを經ずして申なり、此なるは次第を越るなり」とあり(沙汰未練書)

ヲツソガシラ　越訴頭　越訴奉行(ヲツソブギヤウ)を見よ、

ヲツソブギヤウ　越訴奉行　【職掌】鎌倉室町兩幕府の職名、本奉行の裁判遲滯し、或は偏頗の處置ある時は、控訴せしむべき爲めに設けたる職なり【起原】宗尊將軍の文永元年、北條時宗執權の時、評定衆北條實時、安達泰盛を以て、始めて此職に補す、蓋し當時奉行人等、稍其職を世々にせしより、其任に堪へざる者も事を行ひしにより、訴人或は寃枉あるを免れざる故に、此職を設け、奉行人の私曲を歴せしものなり、此奉行を越訴頭とも稱せしは、或は引付頭人たる者之を帶せしによりてなり【沿革】室町幕府の時、創置詳かならず、評定衆の內よりこれに補す、奉行人の越訴を覆勘する、必ず越訴奉行の議を經て後にこれを行ふ、奉行人政を聽くに偏私あり、下民を抑屈する時は、越訴するを許す(官制沿革略史)

(越訴頭)

オツテ　追手　江戸幕府の時、罪人を捕ふる爲めに出で向ふ役人をいふ、逃る人を追ひかけて行く故に名づく、

ヲツテンラク　越天樂(越殿樂)　【名義】樂の名、唐樂、太簇商曲にて、平調二十五曲の一、新樂にて中曲、安城樂を以て破と爲す、本曲は急にして、破二帖、急十二帖、並に各十二の拍子あり【沿革】傳來詳かならず、村上天皇の御宇、侍臣退出音聲の奏樂に之を用ひ、堀河天皇以後、般涉調に小曲なきを以て

此樂を般涉調に入る、後世舞絶ゆ(體源抄、樂家錄、禮樂志)

ヲツニン　越任　官を一段越えて昇るを云ふ假令ば大納言より內大臣右大臣と次第に昇るべきを大納言より直に右大臣に昇るを云ふ(貞丈雜記、安齋隨筆)

オツヤノラン　乙夜覽　【名義】天皇の讀書せさせ給ふをいふ、漢舊儀に、五夜者、甲夜、乙夜、丙夜、丁夜、戊夜、衞士甲乙相傳盡二五更一とあれば、乙夜とは二更のことにして、今の午後十時頃なり【出典】貞觀政要の劉泊が上書に、乙夜觀レ書、事二漢高帝一(光武帝)馬上披レ卷、勤過二魏王一(文帝) 陛下自勵如レ此而令二太子一優遊褻レ日不レ習二圖書一臣所レ未レ諭云々」とあるより出づ、

オテウシヒサゲブギヤウ　御銚子提奉行　「テウシヒサゲブギヤウ」を見よ、

オテウヅノマ　御手水間　「テウヅノマ」を見よ、

オテナガ　御手長　宮中女房の役名、御膳を御次の間迄持行きて、御宮仕の人に渡すことを掌る(貞丈雜記)

ヲデラクワンベヱ　小寺官兵衞　黑田孝高(クロダヨシタカ)を見よ、

オトギ　御伽　江戸幕府の職名、將軍の傍に侍して御伽を勤むるものをいふ、目見以上の役にて、役料三百俵なり、十六歲以下の者には役料なし(掌中大概順)

オトクニデラ　乙訓寺　【所在】山城國乙訓郡乙訓村字今里○法皇寺とも號す【宗旨】眞言宗、護國寺末に屬す、本尊十一面觀世音像【起原沿革】推古天皇の叙旨を奉じ、聖德太子之を創建す、留後荒廢せ

しを以て、弘仁二年冬僧空海を乙訓寺の別當に補し、眞言を修せしむ、宇多天皇脫屣の後、本寺を再興し行宮となす、由て更に法皇寺と名づく、幾百年を經て衰廢す、室町時代寺僧爭論を爲す、將軍義滿南禪寺の僧伯英に命じて之を聽かしむ、兩僧爭ふ所共に曲なり、因て之を逐ふて寺を伯英に與ふ、是より禪宗となり金地院に屬す、其後東山の文珠院と交換して眞言宗に復す、應仁文明の兵亂に寺資を失し、漸次廢頽して今は僅に大師堂一宇を存して、其遺址を留むるのみ(山州名跡志、山城名勝志、平安通志)

オトクニノコホリ　乙訓郡　【所在】山城國【起原沿革】垂仁天皇の時、竹野媛輿より墮て死せしにより、墮國と名づくと、後ち弟國といふは訛なりと、繼體天皇此地に都す、延喜式に始めて郡名見ゆ、和名抄に、山崎(ヤマザキ)鞆岡(トモヲカ)長井(ナガキ)大江(オホエ)物集(モヅメ)訓世(クンゼ)榎本(エノモト) 羽束(ハヅカシ)石作(イシヅクリ)の諸鄉あり、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オトクニノミヤ　弟國宮　繼體天皇の皇居山城國乙訓郡乙訓村今里の東明星野は其舊址なりと云ふ、書紀に、繼體天皇十三年戊戌遷二都弟國一と見えたり、

ヲトコヱ　男繪　男の姿をかきたる繪をいふ榮花物語に、琵琶などひかせ給ふ、繪などかゝせ給ふ、をとこ繪など畫師はづかしう書かせ給ふ云々」とあり、

ヲトコガナ　男假字　眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字とも、男手ともいふ、土佐日記に、彼の國人きゝ知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまをかき出して云々」とあるは書に見えたる始めなり、

ナ」參看(僞假字反切義解、安齋隨筆)

ヲトコヰ　男居　禁中平物侍の部屋をいふ東西十間南北五間あり(故實拾要)

ヲトコタウカ　男踏歌　「タウカ」を見よ、

ヲトコダテ　男立(男伊達、俠客)　【名義】江戸時代、強きを挫き、弱きを助け、然諾を重んじ、義の爲めに生命を輕んじたる任俠の徒をいふ、「ダテ」とは立なるべし、物事をたて通さんとする意より名づく、我衣に、伊達と云ふこと、御國入の砌、仙臺家士多くは人の目に立つ衣裳を著たり、依てあれは伊達衆なりといふより始まる」とあれど然らず、男氣のある所よりいふ語なり、また六方者といふ、六方者は蓋し無法者の意なるべし、【起原沿革】男立に旗本奴と町奴との二種あり、按ずるに男立は旗本奴に起り、轉化して町奴となりしものにして、旗本奴の起原は、やがて又男立其ものゝ起原と稱すべきを以て、今順を逐うて之を述ぶべし旗本奴は、其發生につきて二箇の系派を有せり、一は戰國の遺風に基き、一は所謂奴と稱せるものゝ轉化に基く、然れども第二は、寧ろ第一に含まるべきものなれば、嚴正なる意味より云はゞ、男立發生の原因は、戰國の餘習に過ぎざるなり、室町殿日記を按ずるに、戰國の末年に際し、京阪地方に、無頼の徒の團體ありて市中を横行し、喧嘩買はふ〱と、五人三人づゝ觸れて廻りけることゝ、其風俗が異形異類にして、「大の男のつらつき、まなざしいかめしきが、頭は半頭にて頬髭うはひげあくまでむくつけき」ことを載せたり、これ社會の秩序の亂れたる時代に於て、屢々見る處の現象にして、殺伐の氣風より轉化したる惡弊のみ、この風は歲月と共に愈々隆盛を極め、慶長十三年には、荊組、皮袴組と號する無頼の徒七十人を捕へ、魁首四人誅した

(旗本奴)

ること、德川實紀に見えたり、以上叙する處は、上方の出來事なりと雖も、東國殊に江戸に於ても亦然りしは、實紀慶長十七年六月の條に、無頼遊俠の徒を誅せしことあるにて知るべし、故に男立の起原は室町時代の末より江戸時代の初めに當りて、發生せしことは疑ひなきも、これ其初期に屬するものにして、此時全然成立せるものとは、稱し難きのみならず、更に他の方面に於て俠客の發展を助けしものあるを忘るべからず、奴といへるもの卽ちこれなり、奴は後來男立と同意味に用ひられたれども、古くは武家の奴僕の稱にして、戰國の末より德川氏の初めにかけて、奴風といふものを生じたり、抑々其頃の奴とは如何なるものなりしかと考ふるに、「奉公もよくつとめ、太義なる事を太義といはず、或は寒中にも袷一つにて寒き面もせず、一日食を喰はぬとても、ひだるき體もせず、供先にてうそにも用に立働かんなど、高言し、扨又歷々のやつこ衆は、身持食ひもの、ぶやけたる生やはらかなる體なし、好色のことになづみ、くつたくの氣なく、刀脇差やきばの強きを好み、侍道の勇氣嵩に專らとして、人にたのまれ、又は人の爲めには、命を露ほどもいとはず、支配を敬まひ、親方老人と念比し、律義なる人をば、結構に慇勤にあしらい、我にかはりて人をすくひ、利欲に拘はらず、氣根逹者に武藝を精出し、人の勸め難きことを事ともせず、敵といふものを許さず、これに其頃やつこの番頭より、十三ヶ條の條目の通りにて、是にかなふやつこを善きやつことて、組頭にも見立られ、惣て其比のやつこは、理發にて何れも器量なり、うつけたるやつこはなし、(中略)其刀脇差きれいに、衣裝には白無垢をはなさす、垢つかぬ小袖に伽羅などおき、身持隨分きれいに錢金ほしさうな顏もなくやつこせし也」とは八十翁

(奴)

物語の著者が語る處なり、八十翁物語は旗士新見正朝の著はす處、本文に書しとあるは、蓋し慶長元和の際なるが如し、これ所謂武士道の半面にして、其風が戰國の遺俗たることは論ずるまでもなく、其氣風、其行爲等、實に於て、俠客と全く異なる處なし、然れども當時における奴は卽ち男立にあらず、前に述べたる第一原因とこの奴風とが合同し混和し、茲に始めて正確なる意味に於ての俠客を生じたり、故に俠客の發生は慶長の初年なりと雖も、其成立せるは兩者相交融したる後にして、全盛を極めたるは三代家光より、四代家綱の時代にかけたる、正保慶安承應の頃たり、當時の法令に、歌舞伎者を追捕せしめしこと屢々見えたり、歌舞伎者とは、卽ち男立にして、主として旗本中の無頼の徒なりき、大小神祇組、吉屋組、白柄組、六法組の如きは實にその團體にして、所謂旗本奴の組織する處なり、世に傳ふる水野十郎左衞門の如きは、旗本奴といへるもの、卓尾の代表者たりしなり、水野は旗本の士にて五千石を領す、所謂旗本奴の頭梁なり、抑々旗本奴の世に生じたるは、一は上段に述べし八十翁物語にある奴の習俗と、一は戰國を去る遠からずして、殺伐暴悍、衣食を賤しみ、武勇を尊び、萬事武張りたることを喜びて、獨り强がる氣風とが、相混じたる結果なりといふべし、今彼等の行爲氣風等を、元正間記の記す處によりて見るに、「御旗本之內、男達と云者出で、上下萬民に邪魔となり、諸人持あぐみけり、其大將は水野十郎左衞門と申、五千石にて御譜代の隨一にて、水野隼人正、同監物、右之十郎左衞門近き親類にて、宜敷御役をも可被仰付處、我儘者故、御寄合旗本といふに成、くわん活六法、日本大小の神祇組、公方の尻持男伊達と披露して、四人の家臣を綱金時定光末竹、用人筆頭を保昌獨

武者と名付、旗本仲間を友とし、其人々は加々爪甲斐守、(一萬石)坂部三十郎(五千石)晝を夜とし、夜を晝とし、夏を冬といひて、仲間出合には戸を開き障子を建て、屛風を引廻し、大火鉢にあたり、客も小袖を三ツ四ツ着るを手柄に致し、馳走には熱へかへる温飩を喰、冬は庭前に水をうち戸障子を一面に開き、客は帷子を着し、扇をつかひ、水を望みて呑、馳走には冷麥素麵を出す、料理献立には、土籠の汁、蟇の鱠、鼠の濃しやう、蛇の蒲燒、蚓の鹽辛、蚣の吸物の類を手柄とする樣成出會友也、夜中に戸外を歩き、酒に醉て大道を構はず寢る、天下の夜廻り辻番改めと申は、御書院組御小性組にて相勤、各小祿の衆にて、白張提灯に棒二本持せ廻らるゝ、是を下々に惡口に棒ふり衆と異名を付たり、右之廻り衆、往還に寢て居るは何者成と咎むれば、我々こそ棒振虫を食ふ金魚也と答へ、強く咎むれば喧嘩にして切り殺す、兎角馬鹿者には構はぬが勝也と、皆人往還開き通しける、其頃の落首に、夜更て通るは何者ぞ加々爪甲斐かどろぼうか扨は坂部の三十か、かやうにいへり、右の外水野が手下の神祇組何十人が有之、山手組、淺草組、芝組と分れてあばれ歩きけり」とあり、又我衣は其風俗を述べて、「風俗は髮を手一束に切、たぶさをとれぬ用心し、冬紺縮緬白大綿一ッ帶も白く三重に廻し、袖に大くゝり、丈は三里の少し下へ下る程に短かく、長き大小を帶し、柄糸下緒何れも白し」といひ、嬉遊笑覽には、旗本の面々病と稱して引籠り、月代をそらず、之を長く延ばし、長き刀を門指にし、小唄を歌ひつゝ、當時流行の丹前風呂に遊ぶ、之を六法風とも、丹前風ともいふ」といへり、前は白柄組のこと、後は六法組を指したるなれど、一般に通じてかゝる奇裝を喜び、意氣がりしなりき、

旗本奴は畢竟するに、無賴の旗士の集合にして、其惡習を社會に留めたるは憎むべしと雖も、其然諾を重んじ、義(假令不合理的なりとしても)の爲めに生命を輕んずる精神に富みしが如き、亦多少愛すべき點なきにあらざりき、かく旗本奴が勢力を占め、市井を橫行し、庶民を苦ましむるに當りては、所謂江戸兒は決して之を默視する能はず、毅然として之に反抗せるもの即ち町奴なり、播隨院長兵衞、唐犬權兵衞等は其代表者にして、放鑑組、鐵棒組、鶺鴒組、唐犬組等の團隊あり、皆市民の爲めに萬丈の氣焔を

(町奴)

吐きたるものとす、而して八十翁物語に、「濕人或は町人にも若き器量あるもの、浦山しく思ひ町奴抔とて有之歟」とありて、町奴の發生を以て、旗本奴を羨みて摸擬したるに歸せるは、確かに半面の眞態をうがてるものなるべし、蓋し町奴の起れるは、旗本奴の暴に對する反抗が主動なること、市井の男立が旗本の士を擇みて鬪爭し、武人の橫暴を挫きたること多きを以て知り得べきなれども、然も其寬濶なる氣性、優娩なる風俗は、恐らくは江戸平民の喜びし處なるべければなり、故に町奴發生の原因を以て、旗本奴に對する反抗なる主因と、これを羨みし副因とに歸するの至當なるをおもふ、而して其氣風風俗は如何なりしかといふに、「其振舞人に負くることを屑しとせず、或は菓子や酒や茶や等にても、空腹の節は入て食之、持合なき時は、今日は拂はぬぞといふ、商人不苦候とて、猶慇懃にすればよし、若しあしらひ惡しき時は、六つかしく云うて、身上も仕舞ふ程也、慇懃にすれば一禮を述べて立ち、重れて五匁六匁の食物なりとも、此間の代物何程と細かに云はずして、慶長金百疋或は一兩も投げだし、先頃は過分なりとて遣はす、つりを上げんといへば却て立腹す、又他人にても仲間にても被ㇾ賴、何卒御加勢奉ㇾ賴と只管に願へば、命を捨てゝも反古に不ㇾ致、只男道の强を表にして、義を守り節を失はず、さしてあばれ歩くにてもなし、無理なることもせず、無心がましきことなどは仲間の法度也、少しでも人に和き詞を云ふ事を第一に嫌ふ組合也、仲間入する時は、傳手を求めて金銀を出し仲間に入り、もし親兄弟以ての外の事とて勘當すれば、仲間にて樂々と少しも不自由をせさせず」とは、我衣の記す處、「或人の語りしは、あづまのやつこを見侍りしが、音に聞しに十倍せり、六尺餘りの男大ひげをれちあげ、先はだには、牛首布のかたびら着、上にふと布の澁染に、七八百がのりをかひ、馬の皮のふと帶しつかとしめ、熊の皮の長羽織、まつすぐなる大小十文字にさしこなしたる氣色、身の毛もよだつばかりに候ひき」とは百物語に記す處なり、間々過褒の言なきにあらざれども、尤も簡にしてよく其要を得たる者とす、それ、彼等の義といひ勇と唱ふるもの、敢て完全なる道理に基き、完然なる理性によりて、行爲せられしものあらず、單に一時の感情よりいでしものにして、士君子の眼より見れば頗る笑ふべきものあり、ことに彼等は社會に於ける一種の遊民にして、博奕を業とし、喧嘩を職とし、荼毒を流したる罪決して尠なからず、況や子分と稱する末輩に於てをや、されど其男を磨き、然諾を重んじ、强者に屈せず弱者を虐げざる、一片氣槪の點に至りては、戰國武士と雖も後に撞着たるものあり、豈欠點を以て長所を捨つべきものならんや、かくの如くにして男立は市中を橫行し、其餘弊も尠なからざりしかば、寬文四年水野十郎左衞門を捕へて之を刑し、其餘黨たる加々爪甲斐守、近藤登之助、諏訪藤右衞門以下を配流したるより旗本奴は全く其跡を絶ちたれども、町奴は依然其勢力を振ひしが、貞享三年火附盜賊頭中山勘解由、其徒二百餘を捕へ魁首十一人を斬に處したるを以て、町奴もまた一時絶えたりといへども、久しからずして、また之を業とするものを生じ、遂に其根本をたやすことを得ず、明治に至りても、なほ新門辰五郎の俠名を耳にせり、

ヲトコヅカヒ 男使 山城平野祭に、上卿辨內侍を向けらるゝその上卿を稱していふ(俚言集覽)

ヲトコテ 男手 男假字(ヲトコガナ)を見よ、

ヲトコマヒ 男舞 鳥羽天皇の世、藤原通憲の始めし舞の名、徒然草に、多久助が申けるは、通憲入道(信西)舞の手の中に、興ある事を擇びて、いその禪師と云ひける女に敎へて舞はせけり、白き水干に、さうまきをさゝせ、烏帽子を引入れたりければ、男舞とぞ云ひける、禪師がむすめ靜かといひける、この藝をつげり、是白拍子の根源なり、佛神の本緣をうたふ、其の後源光行、多のことを作れり、後鳥羽院の御作も有、龜菊に敎へさせ給ひけるとぞ」とあり、

ヲトコミコ 覡 男の巫をいふ、「カンナギ」參看、

ヲトコミヤ 男宮 皇子を云ふ、皇女はをんなみこといふ、榮花物語に、按察のみやす所とてさふらひ給をとこ三の宮、女三のみや、うみたてまつり給つ、又この九條殿の女御、をとこ四五のみやうまれ給ぬ、又宜耀殿女御、男六八のみやうまれ給へり(中略)麗景殿の女御をとこ七の宮、女六の宮、生れ給にけり、式部卿の宮の女御、女四の宮ぞうみたてまつり給へりける、廣幡御息所、女五の宮うまれ給へり、按察の御息所、をとこ九の宮うまれ給などして、又九條殿の女御、七九十の宮などあまたさしつゞきうまれさせ給て、おほかたをとこみや九人、女みや十人ぞおはしける云々」と見えたり、

ヲトコモジ 男文字 男假字(ヲトコカナ)を見よ、

ヲトコヤマシユゴ 男山守護 鎌倉時代の役名、男山八幡を守衞することを掌る(吾妻鏡)

ヲトコヤマハチマングウ 男山八幡宮 石淸水八幡(イハシミヅノハチマン)を見よ、

ヲドシ 威 【名義】鎧の威毛にて、ヲドシとは緖通の意、韋及び糸を以て、札(「サネ」參看)を貫き綴ぢたるものなり、庭訓往來に、緘と記たるは當れり、ケとは札を綴りたる糸、或は韋の並び連りたる形、毛をふせたるが如くに見ゆるを以て毛と云ふ 【起原】威毛の色目の起原明ならず、一條天皇の時始めて見ゆ、續世繼物語に、「匡衡がやうは、たゞものゝふの、あけのかはしてひをとしかがやきたる着て、えならぬ駒の足ときに乘りて云々」とあり、保元平治物語より以來の軍記物に種々の威毛見えたり 【種類】威毛は胴の前は弦走の皮にて包み、後は保呂衣を掛けて見えざるを以て、專ら袖と草摺とによりて名づく、胴の色は地色に隨ふ、地色とは例令は、紅のすそごなれば胴を唯うす紅の一色許にするなり、性質と色とにて種類を分つ、質は韋威、糸威、綾威の三種、色は(第一)緋威、黑韋威、熏威、赤韋威、洗韋威、伏繩目威、小櫻威、小櫻威を黃に返したる鎧、藍地を黃に返したる鎧、品韋威、紫韋威、藍韋威(以上韋威)(第二)綾威には、唐綾、練緯の兩威ありて、色は大槪韋威に同じ(第三)紅梅威、黃糸威、白糸威、黑糸威、赤色威、萠黃威、紫色威、紺色威、藤色威、黃櫨威、褐色威、卯花威、澤瀉威、樫鳥威、敷目威、色々威、紫裳濃、紅裳濃、耳裳濃、裾裳濃、黃櫨匂の鎧、萠木匂、肩白匂の鎧、肩白の鎧、腰取の鎧(以上糸威)等あり詳しきことは各條及び挿繪に就きて見よ(四季草、軍用記、鎧色談)

ヲドシキヌ 威衣 鎧の裏を包む織物を云ふ、又受裏(ウケラ)とも云ふ、又革にて包むをも威衣と云ふ(軍用記)

オトジジユウ 乙侍從 歌人相模の本名「サガミ」を見よ、

オトシブミ 落書 落首(ラクシユ)を見よ、

オトナ 首名 年寄宿老と同じく、年臈にて政務に預る者の稱なりしが、後世重職をうけ給はる者の職號となる、武家名目抄に、古首字を訓讀してオヒトと云ふ、オヒト轉じてオフトとなり、又オウトなど云ふ、是もと大人の意なれば、宿老の輩をば、頓てオトナとも稱ぜるなり、首名また老名の字を用ふるも其義に於て異なる事なし、源平盛衰記賴朝重衡對面の條に、上の六間に高麗緣の疊を敷き、三位中將を居え奉る、內侍には國々のおとな大名並居たりとあるを初見とす、室町時代の中頃迄は諸家何も首名の稱あり、御產所日記永享六年二月の條に、オトナは皆々御太刀、御馬、御折紙なんど進上云々と見えたり、其後何つとなく、普通年寄とのみ稱して首名の稱絶ゆるに至る」といへり、

オトナシキヒクワンシユウ 乙名敷被官衆 室町幕府管領家の被官衆を云ふ、管領の被官は、斯波氏に、甲斐、織田、二宮氏、畠山氏に遊佐、神保、甲斐庄氏、細川氏に香川、安富、內藤、藥師寺等皆大族にして國務を宰制し、幕政にも與かり、將軍其邸に臨み、特に優禮を受く(武家名目抄)

オトホリ 御通 室町幕府臨時の儀式、貴人の面前に召出して酒を給はることをいふ、御目通、御

前通といふべきを畧きたるなり、江戸時代に於て年始の御流といふ式も卽ち是なり、伊勢貞順記に云、御通と申はかはらけ（盃をいふ）餘多置きて、一人前宛出さるゝなり、其にて酒を給はり其かはらけを持ちて罷り立つなり」、今川大双紙に、しうげんの時は御とをりとて、小き土器を數多積みて御前に置くなり、或は七度入、或は五度入にても、酒を請けてそつと口をあてゝ置かるゝを、今の小きかはらけにつぎ渡して、召し出さる人に下さるゝなり、此時土器を持て立つなり、主人の盃は酌取銚子の上に置て出るなり」といへり、撮要集に云、御とをり召出のみやうの事、先扇をぬくべし、一番に出る人は御盃にあるべき間、いんぎんにいたゞきて口をそへて飲むべし、さて次々へとをす時は、下をもすきとのみてしたをもすてず、御ざしきにそのまゝ置て退くべし、その次々へ参る人いたゞきもせず、又したをもすてずもとの如く置きてかへるべし」（武家名目抄）

オトメバ　御留場　江戸時代鷹場をいふ、

オトモクラ　御共鞍　鞍の一種、御幸の供奉に用ふる鞍なるを以て此名あり、共は供の略字、吉檳記乾元二年正月十四日八幡御幸の條に、別當御共鞍、熊皮切附、同鞦、淺黃總鞦、緋手綱」と見えたり、此名此外に見えず（飾馬考）

オトモシユウ　御供衆　職掌 幕府の職名、將軍に近侍し飮膳に供役し、啓行に駕を護す 起原沿革 永享中分ちて四番と爲す、各頭一員を置く、御供衆とは建武元年足利尊氏の始めて事を擧げし時、鎌倉より從て京師に入りし者を云ふ、子孫世襲す、歲首賀正の班、外樣衆に亞ぐ、長享中十四人、永祿中十二人あり、松永久秀三好氏の屬隷を以て、陞りて供衆と爲るは、古制既に頽れたる後なり（貞丈雜記、武家名目抄、官制沿革略史）

ヲドヤキ　尾戸燒　名義 土佐國尾戸に於て製出する陶器の名 起原沿革 萬治年間京都の陶工野々村仁淸の弟子宗伯（或は正伯）土佐に於て始めて製出す、其製朝鮮御本に倣ふ、爾來其地の工人相次ぎて茶器幷に蕎盆を造る、今尙は雜器を製すれども甚だ尠く、唯其近傍の用に供するのみ（古今陶甕攷、工藝志料）

ヲドリ　踊　起原沿革 嬉遊笑覽に、をどりは踏歌を始とすべきか、しかしながら古は舞といふより外に名もあらず、但し踊躍をなどりといふはもとよりなれど一の名となりたるも近世のことにはあらず、季瓊日錄に、寬正甲申六月十四日、祇園祭禮北畠跳戈（チドリボコ）云々、又尺素往來、祇園御靈會云々處々跳鉾とみゆ、猿樂狂言記、正續拾遺ともに、をどり念佛盆踊のこと往々見えたり、又二水記、永正十七年七月廿二日、見二躍拍物一、今夜勸修寺張行也、當年每夜有二此事一云々」と見えたり 種類 ひんたの踊、盆をどり、かけ踊、小町踊、中踊、灯籠踊、題目踊、方齋踊、葛西踊、鹿島踊、伊勢踊、岡崎踊、雀踊、柴垣踊、兵庫踊、かぼちや踊、看々踊、七夕踊其他地方によりて種々の名目あれど今は略す、

オトリカガウチヤウ　御取箇鄕帳　取箇鄕帳（トリカガウチヤウ）を見よ、

オトリカチヤウ　御取箇帳　取箇帳（トリカチヤウ）を見よ、

オナカ井　御中居　居間の名、後ち轉じて其居間に奉仕せる婦女の稱となる、海人藻芥に、內裏に御末と云ふ所あり、常人の所ならば中居などの邊なりと見えたれば、古く王朝時代よりあるを知るべし、江戸時代には、諸大名の大奧に仕ふる婦女の稱（寧ろ役名）にこれを用ひ、居間の名としては、普ねく用ひられざりき（家屋雜考）

オナカガシラ　御中頭　室町時代、武家の奥向に奉仕せる女中の役名、中﨟頭をいふ、「オナカダチ」と云ふは、中﨟だちと云ふ事なり、殿中舊記に、御なかだちやくしやおり物、二ッこそで、はかまめし、むれの守り御かけ候てとあるを、條々聞書には、女中の中らふのきぬをめし、袴をめし、むれの守りを御かけ候て御取次候」とあり（貞丈雜記）

オナカタチ　御中立　御中頭（オナカガシラ）を見よ、

オナガレ　御流　武家時代に主君、若くは高貴の人より賜はる酒をいふ、殘餘の酒の意、御流頂戴といふは、卽ち酒を賜はるのことなり、蜷川親俊記に、天文七年正月朔日丙子、貴殿御出仕、御烏帽子細川殿御出仕、御供藥師寺與一、長鹽又二郞御流如二例年一、扇各拜領、親俊扇進二上之一、上樣へ親俊懸二御目一、御盃拜領云々」とあり、

オナンド　御納戸　居間の名、江戸城大奧の居間にては、切形の間の西、御化粧の間の西北に在り、衣裳を脫き換へ、又化粧などを爲す居間なり、京間にて八疊敷なり、襖は地白に銀泥にて玉葛を畫く、江戸城（エドジヤウ）の挿繪大奧の條參看（千代田城大奧）○物を納れ置く所の名、「ナンド」を見よ、

オナンドガタ　御納戸方　納戸役（ナンドヤク）を見よ、

オナンドヤク　御納戸役　「ナンドヤク」を見よ、

オナリ　御成　名義 將軍の出行を云ふ、又御行と記す、御アリキの轉語、成は借字なり、四季草に、御行と書ておありき也、御ありきを略すれば、

御あり也、御の字をおんとばれていふ故あの字へうつる音となる、是連聲の習、されば御ありきと云ひ、それを略して御なりと云ふ、御なりと云ふ詞に付て成の字をあて字に用ひたる也」又武家名目抄に、御成とは其所ニアラシマスと云ふ詞のニアをつめてナラシマスと云ひしより起れるなり」と見えたり 起原沿革 鎌倉時代、將軍の出行を御行と記し、ミアリキといへり、室町時代より、御成と稱するに至り、遂に將軍の出行を、かく稱するに至れり、江戸時代に及びては最も嚴肅にして、御成中其兩側の家の炊事を爲すことを禁じ、且つ往來の人を停めて辻固をなし、武家屋敷の窓戸を鎖して透見などを禁ず、その供立は、儀式幷に御成の場所に因て輕重あり、今柳營祕鑑に據りて示せば左の如し、

御徒一人　御先馬　下乘一人　御徒一組　御徒頭
御徒一人　　　　　口付組頭一人　御徒一組　御徒頭
挾箱　同、同、鞷笠、日笠、雨笠、曲彔、床机、
小十人頭　御徒目附、小十人、同、同朋　長刀
　　　　　御徒目附、小十人、同、同朋
御小納戸　御側衆　御小性　茶辨當　御目附
御小納戸　御若年寄　御小納戸　　　御目附
草履取　腰物筒　小人目附　十文字鑓　鐵炮五挺　小人頭
草履取　　　　　小人目附　同　素鑓　抛鑓　鎗鞘　小人頭
同組頭　貝挾箱、簑箱　日覆　兩御番　同組頭
同組頭　　　　　手傘　雨覆　兩御番　同組頭
　　　　　　　　簑箱　增覆
馬、同、同　供馬　兩番押　小人押　御徒押　小人押
　　　　　　　　　兩番押　小人押　御徒押　小人押

紅葉山御成（一に大紋行列と云ふ）の節は右行列の內鐵炮二挺、其外替りなし、御裝束の時も同じ、總て御成、還御ともに御拂とて人拂あり、御徒方、之を勤め注進は御小人之を勤む、御拂は一番二番三番と三立にて（一番二番との間牛丁も隔つ）、駕籠先なり御注進は御道具御駕籠なり、

オナリギリ　御成切　碁石程の大さに丸くしておしひらめたる猪の子餠を云ふ、紙に包みて之を賜はり、又將軍の前にて手づから賜はるもあり、御まいぎりと書きたる書あるは御成切を誤りしならん（貞丈雜記）

オナリソウブギヤウ　御成總奉行　職掌 足利將軍諸大名の第に赴く時、諸家臨時に置く役、當日の諸事を總掌す 起原沿革 天文十七年、義輝將軍細川晴元の第へ入御の時、家長鹽川伯耆守を總奉行となす、是始めなり、永祿四年三好義長の第へ入御の時、族三好日向守を總奉行とす（細川晴元亭御成記）

オナリミチ　御成道　將軍出行の時、通行の道路をいふ、

オニ　鬼　（一）靈魂（二）佛說によりて想像したる地獄に住せる怪物（三）通常の意における妖怪等の意に用ひたり、松の落葉に、鬼は、和名抄に於爾といひ、中昔のかな文の書どもにしかいへり、神代紀には鬼といふ文字を「モノ」とよみ、中頃の書には「モノヽケ」といひしこと見え、今の世には「バケモノ」といふは術ある鬼といふこと、是等を思ひ合すれば「モノ」とも云ひ得るなり、さて此物和名抄に、人死魂神なりといへるは漢書によれる說言にて、こゝに「オニ」と云ふものは左樣ならればうけがたし、日本書紀神代の卷には、吾欲レ令レ撥二平葦原中國之邪鬼（アシキモノ）一と見え、同紀景行天皇の卷には、山有二邪神（アシキカミ）一、郊有二姦鬼（カシマシキオニ）一と見えたるなどおもふに、鬼といふはあらぶる神のたぐひにて、しな下れるものなり、倚景行紀などに徵れば、鬼も同じく人になり、異ものにも變化して道ゆく人を苦しめしことなど見ゆ、それによりて思ふにあらぶる神、鬼、天狗、こだまの四は同じものなるべし云々」と見えたり、また今昔物語に、近江國安義の橋に鬼ありときゝて、人の行きて見たりしに、おに女になりてあり、さておそろしき形を現しける樣、面は朱の色にて圓座の如く廣くして、目ひとつあり、丈は九尺ばかりにて手のおやよびみつあり、爪は五寸ばかりにて刀の樣なり、色はくろ青の色にて、目は琥珀の樣なり、頭の髮は蓬の如くみだれてと云へるたぐひなり、是等は今の世に繪にかくさまに似たり、斯樣に恐しき形を現はすなりもあれど色々の變化すれば此形のものなりとも定めいひ難し」と見え、倭訓栞に、鬼は形なし、さるを和漢ともに角ある頭に虎の皮をまきたる體を書くは丑寅の間を鬼門とするより、牛と虎とをとり合せたる也云々、又牛馬問に、鬼の繪を見れば、盡く虎の皮の犢鼻褌をなす、是は古法眼元信より始る、其心は、私俗に、丑寅の間を鬼門と號し人々恐る所なれば、時を表して牛の頭に象どり、腰より以下虎にかたどる、後人ます〳〵異形を工みて丹書を施す云々」など見ゆ、

オニガタノハタ　鬼形幡　鬼の形を畫きし幡を云ふ、延喜式に、纛幡を「オニガタノハタ」とよめり、釋名に、纛導也、所二以導一二擛髮一也と見えたり、

オニキヨマサ　鬼淸正　加藤淸正（カトウキヨマサ）を見よ、

オニキリマル　鬼切丸　源氏重代相傳の寶劍の名、鬼丸（オニマル）を見よ、

オニサクサ　鬼作左　本多重次（ホンダシゲツグ）を見よ、

オニトリ　鬼取　武家に於て尊長に進むる飲

食を、先づ嘗め試むるを掌る役(毒味することを鬼呑といへり)略して鬼ともいふ、江戸時代には一般に飲食のことを掌るものをいふ、鬼取役と稱せり、卽ち後ちの御膳奉行なり、鎌倉年中行事、若宮社務御加拾に被ν參の條に、御酌をも或近付或御所奉行の子息先持出、鬼呑をいたし云々」又甲陽軍鑑に「御一家衆家老衆、惣じて大身衆振舞の時、必ず亭主をにを仕り尤なり」など見えたり、江戸幕府の時、寬文の頃まで御膳奉行を鬼取といひしも、此鬼を勤むるゆゑの稱なり、名稱につき異説あり(一)倭訓栞に、或は浮屠氏の生飯(サバ)より出たりと云ひ(二)貞丈雜記に、鬼はおそろしくつよきものにて、毒をも何とも思はず取くらふ心にて、毒の試みするをにのみといふといひ(三)南畝莠言に、もと鬼神を祭るもの故、鬼のものといふ」などの說あれど皆非なり(四)世事談綺に、をには小兒(オニ)にて、江次第に正月、御藥を供す藥子は童女未嫁ぜざるを求めてこれを用ゆ、本方小兒(オニ)より起る故なり」といへる説は、稍近けれど、童女を小兒としたるは非なり(五)公事根源集釋に、この故事は朝廷にて、昔し元三に女官屠蘇酒を奉る時に、藥子とて未嫁の小女、鬼間より進出て先これを飲むこと、公事根源に見えたり、是れより出たることのよし、我郷の靑山春夢先生いはれたり」といへるは實に然るべし、前の三說は皆據るに足らず、鬼間は壁上へ白澤王、鬼を斬るの圖を寫されし故にこの稱ありと云へり、大阪の役に、伊達政宗茶臼山の御陣に詣り、かゝる騷擾の折は人心計りがたければ、朝夕の供膳など、よく〳〵御心付けられれば、然るべからむと申せしに、尤のことゝありて、是より供膳の度に、をにとりの役、立置かれ、後日迄三河以來譜代の者にその役をあてられしと、是れ江戸幕府鬼取の權輿なり、天和江戸鑑、御膳奉行の下に鬼取二十人と見えたり、當時鬼取の稱は奉行のみに限らざるに似たり(德川實紀、故事記纂)

オニノマ　鬼間　大內裡淸涼殿の身舍より西南の角、殿上の間より北に當れる間を云ふ、壁に白澤王(禁腋祕抄、百澤となす)の鬼を切る圖を畫きたる故に名付く、禁祕抄楷梯に、鍾馗の像なるべしと云ひ、夏山雜談に、白澤王李將軍の事なり、名目はハクタ王假名はハカタ王なりと云へり、禁祕抄に、「二間格子也、南間常不ν上、有ニ殯簾ー卷之、其中南北行立ニ御厨子ー置ニ御膳具ー南壁白澤王切ν鬼繪、櫛形者、小障子際夾ν柱有ν之」、禁腋祕抄に、鬼間の南の壁に百澤王鬼を切たるをかきたり、鬼の間はとりゐ障子あり、西向南一間格子を降して御前の御厨子を內に立たり、北の間は御簾をあぐ、鬼間二間也、台盤所へまゐらぬ人など、喜申の折など、此所へ召て台盤所の障子を上げて、御倚子に出御あり、台盤所の間は布障子也」とあり、百澤王は、大明會典に黃帝巡ニ東海ー之時、百澤出謂ν物と見えたり、猶淸涼殿の圖參看、

オニノミ　鬼呑　鬼取(オニトリ)を見よ、

オニバシリ　鬼走　鎧の名所「ヨロヒ」を見よ、

オニハヤキ　御庭燒　永樂燒(エイラクヤキ)を見よ、

ヲニフノコホリ　遠敷郡　**所在** 若狹國　**地理沿革** 續日本紀光仁天皇寶龜元年七月の條に、始めて見え、天平十九年六月大安寺流記に、乎入郡に作る、淳和天皇の時四郷を割て大飯郡を置く、和名抄に、丹生(ニブ)玉置(タマキ)餘戶、安賀(アカ)野里(ノザト)神戶(カウベ)瓜生、志摩(シマ)佐文(サブリ)木津(コツ)阿桑(アナ)等の郷あり、終の三郷は大飯郡にもありて、分郡以前によりて重出せしか、又は郷の兩郡に收れるなるべし、戰國の時、私に中郡と稱し、又上中郡下中郡二郡に分つ、後ち之を廢す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲニフノジンジヤ　遠敷神社　古へ若狹國一の宮にして、今は若狹彥神社と號す、「ワカサヒコノジンジヤ」を見よ、

オニマル　鬼丸　箏の名器、仁和寺覺澄親王の造られし箏を云ふ、有職袖中抄に、安元元年正月四日中山內府記云、鬼丸は仁和寺覺澄親王造らるゝ箏也云々、貞和三年十一月九日風雅集竟宴御遊三位局簾中にて鬼丸を彈ずる由、中園相國の記に見えたり」とあり、

オニマル　鬼丸　**名義** 源氏累代の名劍、北條時政火鉢の鬼面の小鬼と化け出づるを切り、故に鬼切丸と名付くと云ふ　**製作** 安齋隨筆に、粟田口國綱の作にて銘あり、長二尺五寸八分、鎺四分一、ひとへ表鳩、裏桐毛彫、切羽銅黑塗八枚、鍔木瓜形、革れりもの緣銅黑塗、總て金具仕合其上をしぼ革に包む、目貫金壺かさ桐柄さや卷、唐糸おびとり、島廣東とあり、太平記には、宗國の作とす　**沿革** 源滿仲八幡宮に祈請して作らしめたる太刀、長二尺七寸、曾て有罪の者を切て試む時、鬚をくはへて切りければ鬚切と名付けたり、子賴光の時、其臣渡邊綱鬼を切りしを以て鬼丸と改む、後ち賴基、賴義、義家、爲義に傳へたり、爲義の時、獅子の子と改名す、次で友切と改む、其子義朝に傳ふ、此時鬚切の名に復す、之を賴朝に傳ふ、賴朝の後ち、新田義貞に傳はり、源氏の重寶となる、太平記義貞自害の條に、一振には金を以て銀脛巾の上に鬼丸と云ふ文字を入らる、是は源氏重代の重寶にて、義貞の方に傳たりと聞ゆれば、

(鬚切)

末々の一族共の帶べき太刀に非ず、云々」と見えたり、其後足利將軍に傳はり、織田信長より豐臣秀吉に傳ふ、此時火災のまじないにて、本阿彌光德へ預け、大阪陣役の時、本阿彌光宣德川家康の許を得て相傳す、後ち本阿彌三郎兵衞の時、享保三年九月將軍吉宗に獻上すと云ふ(安齋隨筆)

オニヤラヒ　追儺　「ツキナ」を見よ、

ヲノ　小野　**所在** 播磨國賀茂郡(今加東、加西の二郡に分つ)　**地理沿革** 寬永中一柳直家此地一萬石に封ぜられ、此所に陣屋を置きて治す、子孫相繼ぎ明治維新に至る(德川加除封錄、明治政覽)

ヲノウヂ　小野氏　皇別、姓は朝臣、左京山城に貫す、孝昭天皇皇子天足彥國押人命の裔米餅搗大使主より出づ、臣姓は山城に貫す、彥國押人七世の孫華命より出づ、雄略天皇の時春日小野臣の大樹あり、敏達天皇の時大德小野臣妹子、近江國滋賀郡小野村に居す、因て氏となす、天武天皇十二年小野臣に朝臣を賜ふ、其族世朝に顯はる、仁明天皇の時篁文學を以て知らる、初め小野氏祖神社滋賀郡春秋二祀あり、朝廷特に聽して官符を須ず、其社に詣するを許す、玆に至り大春日、布留、粟田三氏五位以上、小野氏に准じて之を聽す、篁の孫葛絃の子道風書道を以て顯はる(「チノ」、「ミチカゼ」參看)篁七世孫隆泰武藏守となり義隆を生む、義隆始め相模國橫山村に居し、資隆時資を生む、時資猪股氏と稱し、支屬是より蕃衍して橫山黨、猪股黨等出づ、所謂武藏七黨なり(氏族志、新撰姓氏錄考證)

(猪股氏)

○敏達天皇——春日皇子——小野妹子——毛人

毛野——永見——峯守——篁——葛絃——好古
　　　　　　　　　　　　　　　　　——道風

忠時——時仲——時季——隆泰——義孝

ヲノガフチジヤウ　斧淵城　鶴岡城(ツルガオカジヤウ)を見よ、

オノコロジマ　磤馭盧島　伊弉諾、伊弉冊の二神、天浮橋に立ちて、天沼矛を以て、滄海を探り、引上げ給ふ時に、矛先より落つる鹽凝りて成りし島を云ふ、日本紀私記に、自凝之(オノコロ)島也、猶如ν言ニ自凝ー也とあり、許袁呂許袁呂にかき成したる潮の滴りの、自然に積りて成れる故の名、此島の所在地に就ては數說あり(一)私記は今見在ニ淡路島西南角ー小島是也、云ニ俗猶存ニ其名ーと云ひ(二)私記一說に、淡路紀伊兩國の境、由理驛の西方の小島とし(三)釋日本紀に、淡路國東由良驛の下に在りとし(四)口訣に、淡路西北隅に在る小島とす(五)常盤草(淡路の人の著)には、淡路の東方海中の沼島とし(六)磤馭盧島日記には、淡路島の西北隅の繪島とし(七)磤馭盧島三所辨には、三原郡下八太村の自凝島古丘舊地なりと云へり(八)新撰龜相記に、淤能碁呂島、在ニ紀伊國海部郡ー此以西加太浦建ニ加太驛ー通ニ淡路津名郡由良驛ー其加太驛乾在ニ伴島ー此島西南在ニ淤能碁呂島ー島體圓六十町、無ν有ニ人居ー高二十丈許、不ν見ニ草石ー唯有ニ聚木茂高ー相ニ去伴島ー二三町、亦非ニ人居ー兩島同根屬也、湖生通ν海、凡此三島從ν艮連ν坤とあり(九)菅政友氏は、伴島の西南は、今云ふ苫島の沖島にて、釋記の由良驛の下に在と云へるも、此沖島によく當れり」と云へり、然れども年月を去る遼遠にして確證なきを以て何の島と斷定するは容易の事にあらず、但し、仁德天皇淡島に坐て、遙に望みて讚みたまへる歌に、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏、和賀久邇見禮婆、阿波志摩、於能碁呂志摩、阿遲摩佐能志摩母美由、佐氣津志摩美由とあれば、淡路の近海にありし事は確かなるが如し、

ヲノデラウヂ　小野寺氏　姓は藤原、鎮守府將軍秀郷より出づ、秀郷の七代首藤助淸の次男道綱、小野寺禪師太郎と稱す、子孫小野寺を以て氏とす、通綱源賴朝に石橋山の戰に從て忠を竭す、壽永三年範賴に屬して西征す、文治五年奧州征伐に從ふ、下總古河に居す、孫重通出羽國雄勝郡を賜はり、檜庭城に居す、建武中家道北畠顯家に從ふ、其子植道同國平鹿沼館城に移る(系圖纂要)

○道綱——通時——重通——行通——通壽

家道——植道——輝道——景道——義道

ヲノノイモコ　小野妹子　**系統** 天帶彥國押人命六世孫、米餅搗大使主命の後　**事蹟** 世々近江國滋賀郡小野村に家するを以て氏となす、推古天皇の朝に仕へ、大禮の位に叙す、十五年遣隋使となる、隋人妹子を呼びて蘇因高といふ、居ること歲餘にして歸る、煬帝、裴世淸をして俱に來りて報聘せしむ、而して隋よりの報書は、歸途百濟の爲めに奪はれしがゆゑ、將に其罪に問はるべかりしを、隋使の聞かんこと宜しからずとて殊赦せらる、裴世淸の歸るに及び、妹子再び撰ばれて大使となりて隋に赴き、明年九月歸國す、位大德冠に至る(大日本史)

ヲノノオツウ　小野阿通　**名號** 法名双林院闔室玄通大姉　**系統** 小野政秀の女○按ずるに、阿通の父系は、古來より諸說あり、或は常陸水戶城主武田信吉(德川)の老臣小野和泉守の女なりとも、或は松平上野介の老臣小野能登守が養女にて、實父は久松隱岐守の老臣長沼吉兵衞なりとも稱すれども、近時發見せられたる眞田稔氏(眞田の分家、信就より出づ、信就の母は阿通の女なり)所藏金葉集に、阿

通自筆の奥書ありて、「天正十一年みのとひつじの歳四月二十二日書終る、みの丶國北方の里小野まさ秀が娘小野つう筆」と見え、またおなじく同氏の藏にかかる紫野の前大德天祐叟紹杲より阿通の女阿伏に與へたる文書の中にも「通子之父藤原朝臣小野政秀云々」と見えたれば、政秀の女たること斷じて疑ふべからず**事蹟**美濃の人、歳いまだ幼弱なるの時、父政秀六條河原の戰に討死したるより、一家離散し、阿通は京都に赴きて、和歌を九條稙通に學び、勸能の譽あり、また書畵琴碁をよくせりといふ、後ち豐臣秀次の臣鹽川志摩守に嫁したれども、琴瑟和せずして離別し尋でまた渡瀨羽林某に嫁し、女阿伏(のち國子と改む)を生む、是より先阿通の寡居せる時、德川家康其名聲を聞き、駿府に招きて婦女に禮式作法を敎授せしめ(織田信長に仕へたりとの說あれど、年代合はざれば信ずべからず)秀忠の女千姫の、豐臣秀賴に嫁するに當り、其介添となして大阪に赴かしむ、爾來暫く留りて城中にあり、淀君の信任を得て之に奉仕せりと傳へらるゝは、蓋し此際のことなるべし、而して其後如何なる境遇にありしか、詳かならざれども、渡瀨某に再嫁して女を生みしことは、阿伏の年齡より推測して、慶長の末年、元和の初めと見倣すべきに似たり、旣にして秀忠の女東福門院の入内するや、また撰ばれて之に給仕したれども、あまり長くは宮中に在留せざりしもの丶如し、寬永年間、女阿伏、信濃松代の城主眞田信政の妾となりて、松代にありしかば、阿通を其地に迎へんとしたるに、「姨捨の山には入らじ名を聞きて車をかへす人もこそあれ」の歌を詠じて辭したりといふ、八年十月六日歿す、年齡葬地共に詳かならず、而して阿通が淨瑠璃十二段の作者たるや否やはなは疑問なり、されど田口博士が「穉彥一たび守武千句及び宗長日記を引證して織田信長の生前旣に淨瑠璃の世に存せしことを證せしより以後、世間之を疑ふもの多し、然れどもこれ決して彼女をして淨瑠璃作者たるの名譽を脫せしむるに有力なるものにあァざるなり、彼の曾我仇打の作を見よ、又彼の忠臣藏の作を見よ、其世に出せしもの一にして足らず、然れども其傳へて今日に至るもの實に後世の作なり、淨瑠璃御前の物語の如きも足利氏の末、早く旣に之を記するものありて、小座頭等が之を琵琶にもしくは白拍子に語りたるなるべし、然れども琉球より傳はりたる蛇皮線の、變じて三味線となりたるは、決して信長の生前に歸するを得ず、それ淨瑠璃十二段をして三味線に乘らしめたるは、澤住撿挍にあらずや、澤住撿挍は戶田一西の抱座頭にあらずや、戶田一西は關ヶ原の役に於て、德川秀忠に從ひたるものにあらずや、秀忠が眞田昌幸を上田に攻むるに及びて、之を諫めたるものにあらずや、家康之を聞きて、近江國に三萬石を與へ、膳所に居らしめしものにあらずや、其事凡て關ヶ原以後の事實に關す、然らば焉ぞ知らんや、家康が差向けたるお通と、戶田の差向けたる澤住とが、大阪城內において、淀君の爲めに淨瑠璃を大成し、家康の計畫以上の成功を爲しゝにあらざることを」といひ、其事が、千姬の介添として大阪に乘込み、淀君に給侍することゝなれる際の事なることを論ぜられしは、耳を傾くに足る、博士の論未だ盡さゞる處あれど、輕々しく之を非定することは出來ざるがごとし、蓋し阿通に至りて之を大成したるより、鼻祖たる名稱を受けたるものなるべきか、暫く記して疑を存す○阿通の傳記は極めて不明瞭にして、また極めて異說多し、近時田口博士詳釋によりて「小野お通」なる一論を草して之を考證し、頗る精を極む、載せて三十六年八月の經濟雜誌にあり、讀者よろしく參考すべし(眞田系圖、眞田稔氏所藏文書、聲曲類纂、古今史譚、小野お通)

ヲノノクワウタイゴウ　小野皇太后
藤原歡子(フヂハラノヨシコ)を見よ、

ヲノノコマチ　小野小町　**系統**良眞の女**事蹟**容姿艷麗當代に冠たり、又和歌に長じ、古今集に收錄せるもの尠なからず、而して其他の事蹟に至りては詳かに爲しがたし、世に玉造小町壯衰書といふものあり、或は空海の著ともいひ、三善淸行の著なりとも稱すれども明ならず、書中、小町年老いて道路に乞食することをいへり、後人多くこれを以て小野小町と爲す、十訓鈔、古今著聞集の如きみなこの事を載せ、無名鈔亦在原業平の髑髏歌を引きて兩小町の兩人なるをいへりと雖も信ずるに足らず、故に今之を採らず(大日本史)

ヲノノタカムラ　小野篁　**名號**世に野相公と稱す**系統**參議岑守の子**事蹟**弘仁中岑守陸奧守となる、篁任に從ひ馳馬を習ふ、後ち京都に還りて學業を事とせず、嵯峨天皇嘆じて曰く、斯人にして猶弓馬の士となるかと、是より慚悔し學に志す、弘仁十三年文章生の試驗を受け及第す、天長九年累進して從五位太宰少貳となる、十年三月東宮學士彈正少弼となる、淸原夏野等と令義解を撰す、承和元年正月遣唐副使となり、備前守を兼ね、刑部大輔となる、三年紫宸殿に引見して綵帛砂金等を賜はる、旣に發して颶風に遭ひ、船破れて還る、四年再び唐に赴く、大使藤原常嗣と船を爭ひ、病と稱して乘船せず、嵯峨天皇罪を論じ五年十二月隱岐に流す、七年四月召還し、八年閏九月本位に復す、九年陸奧守

東宮學士兼式部少輔となり、十二年正月從四位下、七月藏人頭に補す、十四年參議兼彈正大弼となる、これ天皇篁の文才を愛するを以てなり、文德天皇卽位するや、正四位下近江守を授けられ、明年左大辨となる、幾干もならず病む、天皇之を愍み、屢々人を遣はして物を賜ひ、從三位を授く、仁壽二年十二月二十二日薨ず、歲五十一、人となり不羈直言を好む、故に當世に容られず、毋に事へて至孝、家素と貧し、俸入は皆親友に施すと云ふ、文章當時に冠絕し、草隸は二王の迹あり、詩は人皆唐の白樂天に比せしと云ふ(續後紀、文德實錄、公卿補任、大日本史)

ヲノノミカド　小野帝　醍醐天皇を申す、
「ダイゴテンワウ」を見よ、

ヲノノミサザキ　小野陵　宇多天皇の皇后藤原胤子の陵、山城國宇治郡山科大字勸修寺に在り○陵戶五烟、東は百姓口分井觀修寺山に、南は小栗栖寺山井道に、西は、檀尾山嶺に、北は松尾山尾井百姓口分に限らる、兆域周圍二百六十三間四分、面積九十三坪三合(延喜式、陵墓一覽、平安通志)

ヲノノミチカゼ　小野道風　**系統**葛絃の子、篁の孫、好古の弟**事蹟**書を好くし、殊に草書に勸能なり、其道勁神逸なること古今に冠絕す、醍醐、朱雀、村上の三朝に歷仕し、正四位下內藏權頭に至る、醍醐天皇其書を愛し、醍醐寺を造るに及び、道風をして榜に書せしむ、また命じて行草法帖各一卷を書せしめ、僧寬建をして、持して唐に入らしむ、蓋し其美を異邦に播かんことを欲し給へるなり、其他殿壁題字宮門扁榜等道風の書にかゝるもの極めて多し、晚年中風を患ひ、筆勢や丶奇體を生ずといへり、康保三年卒す、年七十一、世に藤原佐理、藤原行成と並び稱して三蹟といふ、左に參考の爲め家系を示す、猶書道は大師流(ダイシリウ)を見よ(系圖、大日本史)

(集古十種所載)

○道風—道丸—道家—道次—道貞—貞久
貞成—永經—永行—吉風—永光—永俊
吉俊—吉岩—秋久—吉久—吉晴—時久
久秋—久信—久行—久貞—道治—久治
信治—常治—兼治—成治—吉治—貞治

ヲノノミヤ　小野宮　惟喬親王(コレタカシンワウ)を見よ、

ヲノノミヤ　小野宮　**所在**山城國京都大炊御門南烏丸の西**起原沿革**もと惟喬親王の邸宅にして、後ち藤原實賴之に住す、世に小野宮殿と稱す、大鏡に、小野宮殿つくりせられたるさまいとめでたし、對霞殿渡殿はれいの事也、辰巳の方に三間四面の御殿建てられて、めぐり廊はみな供僧の坊にせられたり云々」とみえたり(拾芥抄、山城名勝志)

ヲノノミヤウヂ　小野宮氏　姓は藤原、關白基經より出づ、基經の孫太政大臣忠平の長子、攝政太政大臣實賴、小野宮に住するを以て家號を小野宮と稱す、長子賴忠關白太政大臣となり、次子齊敏參議となる、其長子實資右大臣となり尤顯はる、世に賢右府と稱す、子孫絕ゆ、二子懷平、官權中納言に至る、長子經通三四世にして子孫又絕ゆ、次子資平大納言正二位に至り、子孫相繼ぐ(尊卑分脈)

○實賴—敦敏—佐理—賴房
賴忠—公任—定賴—經家—公定
齊敏—實資—資賴
懷平—經通—經季—通家
季仲
經平—通俊
顯家—基實
資平—資房
資仲
顯實—資信—資重—資兼—資政—友季

ヲノノミヤセツシヤウ　小野宮攝政
藤原實賴(フヂハラノサネヨリ)を見よ、

ヲノノヨシフル　小野好古　**系統**葛絃の子、篁の孫、道風の兄**事蹟**延喜延長の間、讚岐權掾、春宮權小進、右京亮、大藏少輔、中宮大進、右衛門權佐等を歷任す、承平中昇殿を聽るされ、從五位上に叙し、尋で右近衛少將に任ず、天慶の初め正五位下に叙し、近江權介を兼ね、藤原純友の反するに及び、山陽道追捕使となり、また南海道をも兼ぬ、好古卽ち軍船二百餘艘を造り、直に伊豫に赴く、是より先純友等、讚岐介藤原國道の敗る處となりて太宰府に入り、其管內を刧掠す、玆に於て兵を海陸の二道に分

ち、自ら陸軍に將として筑前博多に着して大に賊軍を敗る、純友單舸にて免れ、尋で擒に就き、餘黨悉く平ぐ、功により遙に從四位下を授く、幾干もなくして歸京し、累進して正四位下太宰大貳に至り、應和二年從三位に叙す、康保四年致仕し、安和元年薨す、年八十五(大日本史)

ヲノハ 小野派 小野二郎左衞門忠常の創めたる劔術の流派、後世梶一刀流是より出づ○忠常或は忠勝ともいふ、德川家光に仕ふ、劔を父忠明に學びて其奥旨を極め、遂に一派を開く、寬文五年十二月七日卒す、門人梶新左衞門正直傑出し一刀流を創む、一刀流(イツタウリウ)參看(武術流祖錄)

ヲノミナト 雄之水門 紀伊國海草郡に在り○書紀通證に、熊野竹坊說、名草郡弱山有雄町、距ニ竈山ニ三里許、と見えたり、上代神武天皇の皇兄五瀨命、日下の蓼津の戰の時、矢瘡を被り痛み甚しく、血沼より紀國の水門に到り慨歎して曰く、傷を賤手に被りて死すと、男健を爲して崩ず、因て時人水門を號して雄之水門と稱す、是始めとす○紀伊國名所圖會に、雄之水門は今地形大に變ず、赤遠湊と云へり、今日の如き港灣は、元弘年間の津浪にて出來たりと云ふ、往昔は、紀の川名草山の麓の方へ流れ、今安原莊の邊までは入江にてありけり、其證は今も、彼近所村々に、古の浦濱の名の殘れる所處々にあり云々」と見えたり、

ヲノランザン 小野蘭山 名義 名は職博、字は以文、通稱は喜內、蘭山と號し、また朽匏齋の別號あり 系統 職茂の子 事蹟 京都の人、夙より草木を好み、年十二の時陳扶搖が祕傳花鏡を手寫せりといふ、後ち松岡玄達の門に入り、遂に本草學の大家となる、寬文十一年七月幕府の召に應じて江戸に來

り、醫學館にて本草學を講ず、因て三十人扶持を給ふ、時に年七十、平生醫學館に出づるの外門を出でず、また人と交らず、只六疊の一室に獨坐して讀書抄錄するのみ、人となり沈默寡言なれども、一度物產のことを問ふものあらば、諄々として敎へて倦まず、甚だ懇厚なりしといへり、文化七年正月歿す、年八十二 著書 花彙、本草綱目啓蒙等(德川太平記、五月雨草紙)

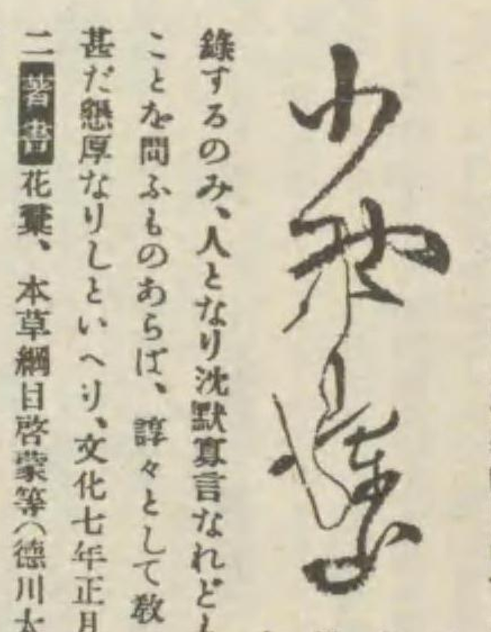

ヲノリウ 小野流 眞言宗の一派、聖寶を流祖と爲す、蓋し聖寶五世の法孫仁海が、聖寶を祖述して始むる處の流派なり、仁海、山城國小野曼荼羅を開きて、之に住せるがゆゑに、地名を取りて派名と爲す、後ち三寶院流、理性院流、金剛王院流、勸修寺流、隨心院流、安祥寺流の六流に分る、之を小野の六流と稱す、「シンゴンシユウ」「ニンカイ」參看、

○聖寶——觀賢——淳祐——元杲——仁海——成尊
- 義範(醍醐流)——勝覺
  - 定海(三寶院流)
  - 賢覺(理性院流)
  - 聖賢(金剛院流)
- 範俊(小野流)——嚴覺
  - 寬信(勸修寺流)
  - 宗意(安祥寺流)
  - 增俊(隨心院流)
- 明算(中院流)

オバウズ 御坊主 坊主(バウズ)を見よ、

オハシタ 御半下 御末に同じ、「オスヱ」を見よ、

ヲバタ 小幡 所在 上野國北甘樂郡小幡村

沿革 武藏七黨の兒玉黨に小幡氏あり、此地に住す、天正の頃小幡氏自立する能はず、國峰城に移り、小田原の屬城となる、天正十八年德川氏關東に封ぜらるゝや、奧平信昌此地に封ぜらる、慶長七年水野忠淸、此地を領す、元和元年七月織田信眞二萬石にて之に治す、明和四年八月松平忠恒封ぜられてより陣屋を置き、代々此を領す、明治維新に至る(上野國誌、德川加除封錄、明治政覽)

ヲバタガクカウ 小幡學校 舊小幡藩の學校 所在 上野國北甘樂郡小幡久保町 起原沿革 寬政三年藩主松平玄蕃頭の創設にかゝる、爾後敢て變ることなく、明治五年群馬縣の置かるゝや之を縣廳に引渡せり(日本敎育史資料)

ヲバタカゲノリ 小幡景憲 名義 幼字孫七郎、後ち勘兵衞と改む 系統 昌盛の三子 事蹟 幼にして德川家康に仕へ、井伊直政と共に、秀忠の遊伴を命ぜらる、十歲の時始めて武を講じ、兵を修するの志あり、文祿四年髮を截り僧となりて出奔し、武事を甲斐武田氏の遺臣等に諮詢して蘊奧を極め、自稱して武田流兵學といふ、前田利常其名聲を聞き、召して之を祿す、慶長五年石田三成等家康を圖らんとし、大阪伏見の間騷擾するや、常に家康の邸前を徘徊して護衞す、後ち伴りて大野治長の招に應じて大阪城中

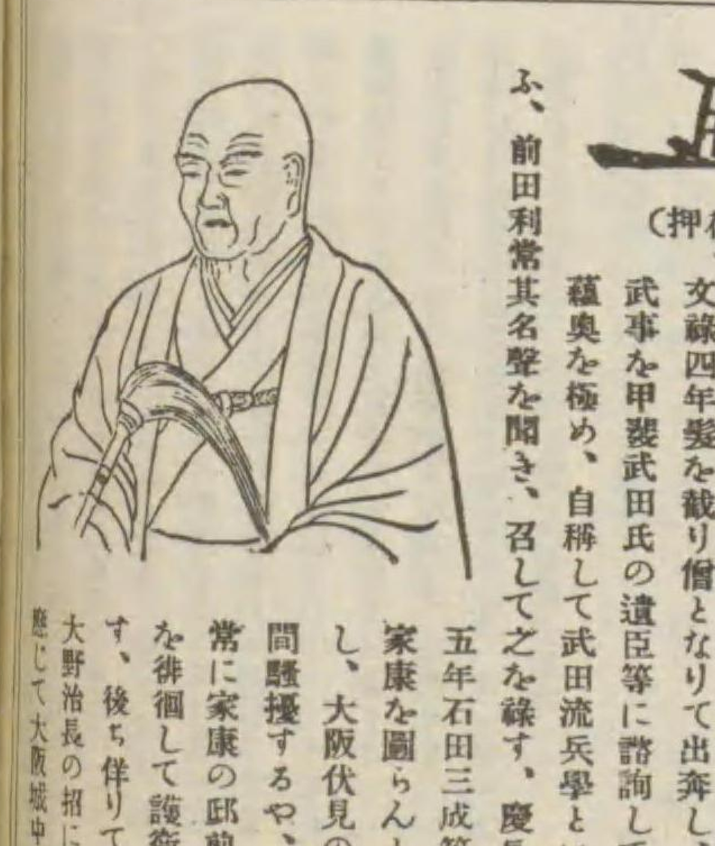

(景憲花押)

に入り、元和元年三月城中を逃れて伏見にいたり、悉く大阪の密謀を告ぐ、此を以て罪を償ひ、再び幕府に歸仕することを得て御使番となる、寬文三年二月二十五日卒す、年九十二、景憲兵學を以て名あり、諸大名以下就きて學ぶもの二千餘人、北條氏長、山鹿素行等皆其門に出づ、世に軍學もしくは兵學等と稱し、之を以て家業とするもの、實に景憲を以て嚆矢と爲す(武藝小傳、野史)

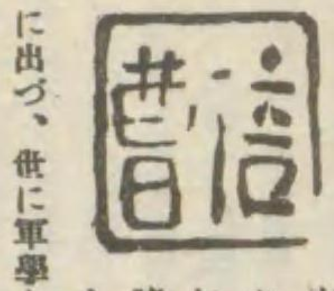

ヲハツセワカサザキノスメラミコト 小泊瀨稚鷦鷯天皇 武烈天皇の御名、「ブレッテンワウ」を見よ、

ヲバナ 尾花 染色の名、花スゝキに同じ、狩衣などなば此色にて染め、八月着用す(裝束色彙)○鬘の色目の名、表白、裏薄花田のもの、秋季の襲色に用ふ(重色目)

ヲバナアシゲ 尾花葦毛 葦花毛(アシハナゲ)を見よ、

ヲバナガユ 尾花粥 八月朔日疫病除の爲め、禁中に於て用ふる粥をいふ、此日櫃司より之を調進す、古へは薄を黑燒にし、粥に合せしを以て此名あり(薄の花は馬の尾に似たる故に尾花といふ)江戸時代の中頃より早稻の黑燒を白粥に交ぜ、又黑胡麻を時に混ぜられしといふ、其起り詳かならず、大內記田原康富日記に、文安五年八月朔日尾花粥の事、その由來何來なるや自然見及ぶかのよし問しめ給ふ、未だ見及ばず、その子細を知らず候よし返答し畢る云々」、海人藻芥に、八月朔小花粥、內裏仙洞以下令レ用給、良藥云々、彼粥調法薄黑燒を粥に入合也」と見えたり(年中行事故實考)

オハナシシユウ 御話衆 安西衆(アンザイシユウ)を見よ、

オハマゴテン 御濱御殿 濱御殿(ハマゴテン)を見よ、

ヲバマジヤウ 小濱城 所在 若狹國遠敷郡小濱町 起原沿革 創建の年詳かならず、慶長中京極高次此地に城を築き、雲濱城と號す、世に之を小濱城と稱す、是より先、小濱は武田元光より淺野長政、木下勝俊等數世治城と爲す、故に舊に從て小濱城と稱せし者か、高次未だ天守を營ますして逝く、其嗣忠高之を築かんとして基址を築く、然れども出雲に轉封して、其功を遂げず、寬永十三年酒井忠勝封十三萬石を食み、此地に來り、修築を加へて居城と爲す、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る(主圖合結記、若狹郡縣志、明治政覽)

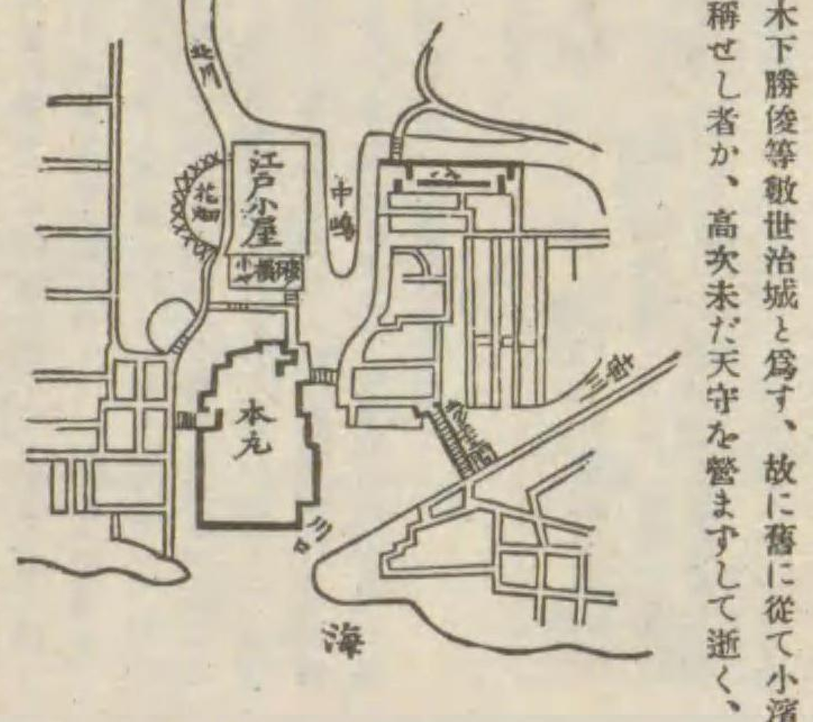

ヲハリガマ 尾張窯 名義 尾張國にて陶器を製する窯 起原沿革 其始め詳かならず、弘仁六年尾張國山田郡(後ち春日井郡と改む)の人、造瓷器生三家、人部、乙麿等三人瓷器を傳習して業成る、朝

廷因て命じて雜生に准し、出身を聽すことあり、降りて延喜五年朝廷每歲尾張國より獻ずる所の瓷器の數を定めて、大椀五合、中椀五合、小椀(數缺)茶碗二十口、盞五口、中盤子十口、花盤十口、花形鹽坏十口、瓶十口と爲す、長治元年尾張國に命じて、猿頭硯二十口、瓶二十口を進らしめしことあり、爾來其巧を傳へ、其業を專にすること猶支那の磁州饒州に於けるが如し、後堀河天皇の御宇に至て同國瀨戸の人加藤四郎左衞門能く陶器を作り、瀨戸窯を開きしより、常滑、御深井、犬山、豐助樂燒等の諸窯相開け、遂に工人業を傳へて今に至る、瀨戸燒(セトヤキ)常滑燒(トコナベヤキ)御深井燒(オフケヤキ)犬山燒(イヌヤマヤキ)豐助樂燒(トヨスケラクヤキ)燒物(ヤキモノ)等參看(工藝志料)

ヲハリケ 尾張家 德川氏(トクガハウヂ)の條、尾張名古屋の部を見よ、

ヲハリゲンジ 尾張源氏 美濃源氏の一族の尾張に居するものをいふ、「ミノゲンジ」を見よ、

ヲハリダ 小墾田(小治田) 大和國高市郡に在り○飛鳥の異名同地なり、飛鳥岡本宮、小治田岡本宮の名あり、日本書紀に、安閑天皇、以ニ小墾田屯倉、與ニ每國田部、給ニ賜妃紗手媛、又欽明天皇の條に、蘇我稻目宿禰、小墾田家、安ニ置佛像ニ云々」など見えたり、

ヲハリダトユラデラ 小墾田豐浦寺 豐浦寺(トユラデラ)を見よ、

ヲハリダデラ 小墾田寺 豐浦寺(トユラデラ)を見よ、

ヲハリダノマヒ 小墾田舞 舞樂の一種、推古天皇小墾田宮の朝に、製する所の樂なるが故に、

此名ありしか詳かならず、天武天皇紀十二年正月丙午、奏₌小墾田及高麗、百濟、新羅三國樂於₌庭中₋云々と見えたり、其後亡佚して傳はらず(書紀、釋日本紀)

ヲハリダノミヤ　小墾田宮　名義 推古天皇の皇居 所在 大和國高市郡雷土村より稻淵坂田二村の邊に亘る 沿革 天皇卽位十一年十月四日、此地に都し、二十七年にして罷む、皇極天皇卽位元年十二月、假に此に都す、僅に一年、飛鳥板蓋宮に遷る、齊明天皇元年十月、小墾田に於て宮闕を造らんとせしも、朽爛する者多く遂に止む(書紀、首府沿革論)

ヲハリチユウジヤウ　尾張中將　德川義直(トクガハヨシナホ)を見よ、

ヲハリノクニ　尾張國　疆域 東は三河、西北は美濃、西南は伊勢、南は海に至る、東西凡八里南北凡十九里、東海道に屬す 形勢 地勢平衍にして高嶽なく木曾川其西北を繞り、灌漑の利有りと雖も汎濫の患無き能はず、東方一帶美濃諸峰の餘脈を受け、岡阜起伏して南海に突出す、土質膏沃米穀豐美、知多一郡最も富饒と稱す 沿革 又小治田と稱す、火明命の裔、此地に繁衍し、各尾張氏と稱し國造となる、分國の初より八郡を管す、古へ國府を中島郡に置く(今の國府宮村是なり)鎌倉幕府の初、大屋安資守護の事を行ふ、室町時代土岐賴康子康行滿貞相繼で守護となる、應永中斯波義重之に代り子孫に傳へ、世々京都に在て將軍の管領となり、其臣織田氏を以て守護代となす、五世義敏同族義廉と嫡を爭ひ、義敏越前に奔り、文明の末義廉京を去り、來りて清洲城に居る、曾孫義統に至て威柄下に移り、天文の末家臣織田信友に弑せらる、信友の同族信長兵を起して信友を誅し、義統の遺孤義銀を清洲に奉じ、代て國事を管す(義銀後に信長を除かんことを圖る、信長怒て之を逐

ふ)玆に於て信長勢日盛に遂に美濃を取り、岐阜に徙り、足利義昭を京師に納れ、京畿內外二十餘國を併せ、足利氏に代て兵權を掌る、天正十年弑に遭ふ、豐臣秀吉亂を定め其舊疆を分ち、信長の子信雄伊勢より清洲に移り本國を領す、十八年秀吉其封を奪ひ之を那須に謫し、義子秀次を封ず、文祿四年秀次罪有て自殺す、秀吉福島正則を清洲に封ず、慶長五年德川氏正則を安藝に徙し、第四子忠吉を封ず、嗣なし、其弟義直代て封を受け清洲に鎭す、十五年名古屋に城て之に遷り、子孫封を襲ぐ、忠吉の藩に就く平岩親吉に犬山を賜ひ之が相とす、嗣なく封除し、成瀨正成之に代て義直に相とし職を世々にす、明治維新犬山を以て(成瀨正肥)直に藩屛に列す、既にして皆縣となし、尋で稻置縣(卽ち犬山)を廢して名古屋縣に併せ、改稱して愛智と云ふ 管郡 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

六國史 萬葉集	吾湯市 年魚市 (紀) 年魚道 (万) 阿育知					羽栗		
延喜式 倭名抄	愛智	智多	春部(カスカベ)	山田	丹羽	葉栗	中島	海部
拾芥抄	同	同	春日部	同	同	同	同	同
古圖(コ) 元祿帳(ケ) 寛知集(ク)	愛智(ク) 愛知(コ)	知多(ゲ)	春日井(ゲ)		同	葉栗(ゲ) 羽栗	同	海東 海西(コ)(ゲ)
郡名考(ク) 天保鄉帳(テ)	愛智(ク) 愛知(テ)	同	同		同	葉栗	同	同 同
明治沿革(ノ) 地誌提要(チ)	愛知(ノ) 愛智(チ)	同	同		同	同	同	同 同
郡區編制 新郡區編制	愛知	同	西春日井 東春日井		同	同	同	同 同

オヒ　笈　書籍等を入れ背に負ふ樣に造りたる箱をいふ、負の義、また「フミバコ」とも訓ず、山伏等常に之を携へ、書箱衣服其他雜物を入るゝに及びたり○倭名抄に、唐韻云、笈負ㇾ書箱也、風土記云、學士所₌以負ㇾ書、狀如₌冠箱₋而卑」と見え、和漢三才圖會に、笈 旅行負₌書具₋者也、高野山聖方僧、常負ㇾ笈諸國修行、藏₌褶帛雜物₋行販ㇾ之、以充₌幢用₋、一種修驗行者、負ㇾ笈登ㇾ山、謂₌之山伏笈₋、與₌高野笈₋形狀異」、と見えたり、

オビ　帶　名稱 佩の義にて、オブといふ動詞が名詞となりたるなりといへり 起原沿革 古事記、伊弉諾尊身禊の條に、次於₌投棄御帶₋所ㇾ成神名、道之長乳齒神とあるを以て初見とす、其製詳かならざれども、一周りの長さなる細き紐にすぎざるが如し、後ち唐制を摸して裝束の行はるゝや、始めて石帶(「イシノオビ」參看)あり、室町時代には、男子は、廣さ二寸ばかりあるを、左右を論ぜず、一方の脇にて片膝に結びたりと雖も、前にて結ぶを正式とす、古くは一幅の六つ割を用ひしが、足利義政將軍の時より八つ割とす、されどこの制も行はれずして、その幅益々廣くなり、遂に四つ割とまでなるにいたれり、夏は

生絹の帶を用ふ、組帶は名古屋帶と稱して、男女共に用ひざるにあらざれども、鄙き風なりとて、上流にはこれを忌みたり、江戸時代に至りては、その廣狹屢々變ぜりと雖も、畢竟するに廣濶となりて、女子のは七八寸となれり、織地は、男帶は、琥珀、みよし、博多、薩摩、丹後、小倉等、女帶は、金襴、天鵞絨、繻子、純子、繻珍、毛織、小柳、琥珀、博多、薩摩、小石、市の屋等行はれ、男子の結び樣には、武士結ひ、貝の口、まきつけ、猫ぢやらし等あり、婦女は殊に巧緻なりき、庶人の婦妻は前結び間々行はれたれど、晴の場には皆後結びとし、武門にありては悉く後結びとせり、結び樣は、文庫くづし、おかた結び、千鳥結び、よしを結び、路考結び、吉結び、島原結び、吉彌結び等あれども大同小異なるのみ、廣く行はれしは成丁の婦女には太鼓結び、少女にはだらり結び、やの字結び等なりき(倭訓栞、藤岡氏日本風俗史)

オヒカヘリ　生飯　太刀の名所(ナドコロ)、又折金とも云ふ、後には角逆角帶留とも云ふ、「カタナ」參看、

オヒキナホシ　御引直衣　名義 天皇、上皇尋常の御服にて、御裾を引かるゝ故に此名あり、古くは御下げ直衣とも云へり、臣家は着用すること能はず 製作 其制冬は表白く、裏は紫の單絹にて小葵の紋を附し、夏は薄物、花田染となし、三重襷の紋を附す、着用の際、下襲、半臂、御衣、御袴等常の如し、裝束抄に五節の時御引直衣を召さるれば、赤袴を着御とあり、但し常儀にあらざるなり(裝束抄、裝束拾要抄、故實拾要)

オヒコメ　追籠　罪ある者を、家に籠居せしむるをいふ、江戸時代の押込に同じ○榮花物語、みはてぬゆめの條に、有國を、つかさくらゐもとらせたまひて、おひこめさせたまひてしを云々」嘉吉記

に、角て將軍の御憤もゆるくなり、金吾御退治はやんで但馬國に在國して上洛すべからず、嫡子教豐を殘し置て京都の警衞すべしと被₌仰出₋金吾は但馬へ下りけり、赤松彥次郎は、金吾が追籠められしを悅び、播州へ下向し國人を語らひ、きつて取らんとの支度也」大友興廢記に、昨日も小扈從二人、さしたる緩怠もなきに、御氣色にちがひ追込おかせらるゝ云々」など見えたり、

オビジヤウ　飫肥城　所在 日向國南那珂郡飫肥村の西 起原沿革 創建の年詳かならず、初め松尾丸、中の丸、今城の三に分たる、貞享元年十一

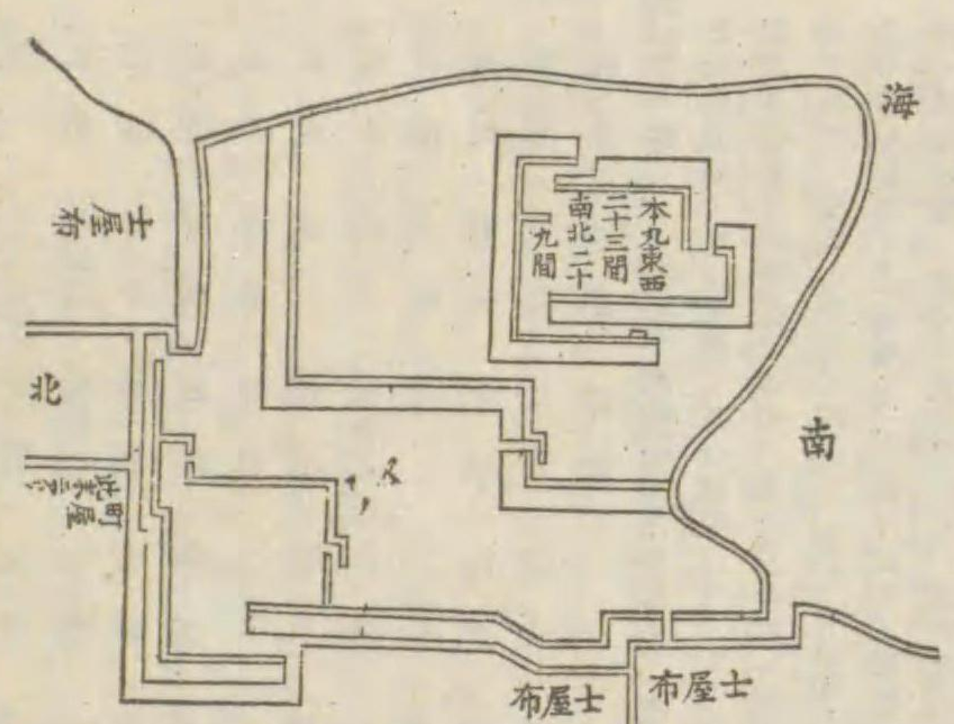

月大地震後、地を押しならし屋敷構となし、中の丸に館を建つと云ふ、文明十六年伊藤祐國始めて兵を出し、島津領の飫肥を襲ふ、勝たずして死す、此時新納忠續城主たり、天文十年義祐の時、屢々兵を出して此地を爭ふ、城主島津忠親力盡き、急を鹿兒島に告ぐ、島津義弘來り援く、永祿三年九月足利義輝、伊東島津をして互に和を議せしむ、五年五月忠親城を伊東氏に渡して去る、翌年九月島津氏番衆の少きに乘じ攻め入る、是より又兩家互に兵を交ふ、永祿十一年再び和し此地伊東氏に歸す、是より十年餘を經て、復島津氏の有と爲る、天正十五年豐臣秀吉の先鋒となり此地を有す、爾後伊東氏此地を治し、子孫相繼ぎて明治維新に至る(日向纂記、明治政覽)

オヒズリ　笈摺　笈を負ふ時に用ふる肩當、又は、巡禮六部などの著る袖なしの類をもいふ、三十二番職人盡歌合に、巡禮、おひずりに花の香しめて中いりの都の人の袖にくらべん」と見ゆ、兩親ある者は、兩端に赤布を、中に白布を附け、又片親の者は、中は赤にして兩端白布を用ひ、兩親を失ひたる者は全く白布を用ふるといふ、また巡禮の笈摺は、元は御襁(オユヅリ)といふ、古へ、父母の菩提の爲めに、裏服の內に、觀音大日を禮ぜる裏服をつけたりしが、後に裏の禮亡びて、今は巡禮する人の服となれり、御ゆづりと云ふは、襁の字を譲に訓み誤りておゆづりと云へるなりと荻生徂徠は云へり(嬉遊笑覽、本朝世事談)

オヒソヤ　負征矢　箙にさす征矢を云ふ、貞丈雜記に、的出張記に云く、うつぼをばつくると申すべし、おふとは不申候云々、箙はおふと云ひ、うつぼは付くると云ふ、うつぼにも征矢をさす故、それにまぎれぬ爲に、箙にさすをばおひそやと云ふなり、晝札雜々聞書に、征矢にはかりまたはさゝぬなり、おひそやの事なり云々、箙にかりまたをさせどもかぶらにすげてさすなり、其時はかりまたとはいはず、かぶら矢と云ふなり、かぶらにすげずして雁股ば

かりは箙にさゝぬなり、うつぼはさす是れ故實なり、又おひそやの時は、おつとりのふしをそろへ、うつぼの身の時は、すげぶしを揃ふるなり、弓馬故實に見えたり」とあり、

オヒツナ　追綱　江戸時代大名の引馬に用ふる紫色の組緒の太き綱を云ふ、古はさし縄とも手縄とも云ひて、布白紺瀬青の三色を三ツくりの縄にして、くつわにさして引くなり、又白さし縄も又褐色のさし縄も有り、軍陣に之を用ふ(貞丈雜記)

オヒテ　追手　通常オッテといふ、同條を見よ、

オビト　首　名義 上古の職名、後ち戸(カバネ)となる、首長の義、其部曲を統領するものをいふ、拾芥抄には「オブト」と訓じたり 起原 古事記に、速須佐男之命(中略)喚二其足名椎神一告言、汝者任二我宮之首一」とあるを初見とす、本居宣長、これを解して、「後世の宮々(三后宮春宮等)の長官の如くなるをいふなり」といへり 沿革 降りて清寧天皇の紀に、播磨國赤石郡縮見屯倉首忍海部細目に見えたれば、當時首は職名にして戸にあらざりしを知るべし、後ち廢れて戸となりしもの、如く、姓氏錄には、商長首、度守首、錦部首等其目多く散見せり、天武天皇が、八色の姓(「カバネ」參看)を定められし時には、其内に入らざれば、爾來は制度上の戸とは稱すへからざるはづなるに、なほ後ちに至りても散見せるは、いまだ右の八姓に改むるに及ばずして、なほ舊習の殘れるものなるべし、聖武天皇の時は諱を避けて毗登と稱したることあれど幾干もなくして舊に復す、族類 左の如し(書紀、續紀、姓名錄抄、古今要覽稿)

和田　高家　橘稱部　猪甘　鵜甘部
志紀　率古　尋來津　原　蝮王部
羽束　靫編　度守　布師　部家
苑部　韓海部　大戸　和山寺　掃守田
葦田　村擧　櫻野　辟田　民使
信太　御手代　大家　川上　園人
江　生田　安幕　大市　清水
長柄　眞神田　河内民　近義　川枯
白堤　船子　布忍　菅田　佐夜部
蘇宜部　井代　津門　阿禮　錦部民
松津　小豆　靑海　二見　住道
新木　郡　清海　番長　酒
佐野　錦民　佐波部　內臭　神門
川邊　英保　牟　川　義部
池田　新家　布敷　酒部　刑部
爲奈部　大麻　川合　江人　縣使
高岳　江郡　川津

オビトキ　帶解　名義 童兒の始めて帶を用ふる祝を云ふ、或は帶直し或は紐落しともいふ 儀式 當日子孫多き夫婦選に應じ、小袖及び帶を廣蓋にのせて出て、童兒を吉方に向けて、紐なき衣服を著せ、且つ帶を結びて之を祝ふ、三獻の式あり 起原沿革 諸大名出仕記に始めて見えたれば、室町幕府の頃より起りしなるべし、男女とも九歳にて行ひしを、後には男子五歲、女子七歲にて此式あり、續史愚抄に、天和三年三月廿八日庚午、春宮(御年九〇東山)有二御紐直事一、と見え、又千代鏡帶直しの事に、男子は五のとし云々とあり、「一話一言に、畝問池答に云、問、江戸の女子七歳にて帶解といふ祝あり、上方にはかつてなし、いつの頃何を本にせしにや、答、上方にはかつてなしといふこと不審、後水尾院の年中行事に、九歲の時紐おとし有、兼て御前より御服一重、うき織物の帶一筋參る、御祝の時著用、皇子は半尻、皇女は襦計著也とみえたり、但しこれは九歲なり、武家にては七歲の時と思はる、そのはじめは未だ考へず」と見えたり(貞丈雜記、小笠原家記、古事類苑禮式部)

オヒトリガリ　追鳥狩　名義 狩獵の一種、鳥を追び立てゝ狩りするをいふ、江戸幕府年中行事の一 起原 詳かならず、古代のふせ鳥の遺風なるへし、その史に見えたるは、吾妻鏡建久四年三月廿五日の條に、於二武藏國入間野一有二追鳥狩一、藤野次郎清親施二百發百中之揚藝一、獲雉五獲鶉廿五之名云々」とあるを始めとす 沿革 室町時代には、鳥狩のこと鷹祕記に見えたれど、詳かに爲しがたし、江戸時代には、八代將軍德川吉宗の時、即ち享保三年三月十三日戸田村附近にてこの事ありしより、三月の恒例となりしが、幾干もなくして中絕したりしを、家齊將軍の時再興せしが、また程なく廢れたり、其後天保十一年に德川齊昭が、常陸國仙波ヶ原に行ひしことは世に傳へて非常の盛觀と稱す、而して其狀態は、北村季文が「追鳥狩とは、三月の末駒場野に成らせ給ひ、多くの雉を追出して狩らせ給ふなり、此日兩番の頭組々を引ゐて隊伍を分ち駈引する樣すべて雄々しう見ゆ、御自らも馬をはしらせて、杖にて雉を打せたまふ、園をもれし鳥あれば、番士等歩みより、追かけてこれをとり、直に御前にもて出て御覽に備ふ」と記したるは、江戸幕府のに就きての言なれど以て其一斑を知るべし、また鳥も當時は雉を主として狩りしが如し、なほ此事は、狩獵なれど、以て兵を練り、士氣を皷舞する具となしたれば、武家にては特にこれを重んじたりき(幕朝年中行事歌合、貞丈雜記、靑標帶、德川實紀)

オビナホシ　帶直　帶解(オビトキ)を見よ、

オヒバラ　追腹　主君の爲めに自殺して死に殉ふを俗に稱して追腹といふ、後光嚴天皇文和元年二月細川賴春戰死せし時、其家臣の自殺して死に殉ふ者あり、これ其始めなり、殉死(ジュンシ)參看(和事始、和漢三才圖會)

オビブクロ　幐(ホシヒ)　糒を入るゝ袋を云ふ、中古兵士急速の備に支んが爲めに腰に帶ぶるなり、和名抄に、幐(音於比不久路)嚢之可レ帶也とあり、說文に兩頭有レ物謂二之幐一と見えたり、三代實錄に、納糒帶袋千枚可下帶二士卒腰底一以支中急速之備上とあり、

オヒモノ　追物　名義 馬に乘りて地を走る獸を追ひて、身をさがりて射る事を云ふ、又「オンモノ」とも云ふ 種類 牛追物(ウシオフモノ)犬追物(イヌオフモノ)等あり、各條參看(貞丈雜記)

オヒロザシキ　御廣座敷　江戸城大奥の座敷の名、女中部屋の北、庭を隔てたる所にあり、お年寄等、表役人と對談し、又御家門の中、緣邊の遠き者の料理など頂戴して歸り、又女中召抱の節言ひ渡しある所なり、四十疊敷にて四方ともに襖なり、西に床あり、板疊を敷く、襖は地白に銀にて丸龍の模樣なり、江戸城(エドジヤウ)の挿繪大奥の部參看(千代田城大奥)

オヒロシキ　御廣敷　江戸時代將軍家大奥勤の男子の詰所をいふ、大奥に屬すれども別に一郭を爲し、御錠口を以て相隔つ、其役名人員時に因りて異なれども、今千代田城大奥に據れば左の如し、

御用人　六人　　御用達　六人
兩番格庭番　六人　　小十人格庭番　八人
御侍衆　二十三人　　御膳所御臺所頭　二人
同組頭　三人　　御用部屋書役　八人
同吟味役　三人　　御廣敷番頭　十四人
御廣敷御番衆百餘人　　御火の番　三十一人
進物取次番頭　三人　　取次番　十四人
外下番　二十四人　　御用部屋仕丁二十三人

オヒロシキイガモノ　御廣敷伊賀者　職掌 江戸幕府の職名、九ッ口、御錠口を守り、又は所々寺院先番女中出行の輿に付添ふことを掌る、三側に分れて各廣敷番に附屬す 起原沿革 天正十年六月伊賀者二百人を召出し、服部半藏の支配に屬せしむ、十九年十一月四ッ谷に於て、二百人に千貫の地を賜ふ、元和四年九月御廣敷番の支配となる、享保九年七月三十俵二人扶持高となす、(吏徵、明良帶錄、殿居嚢)

オヒロシキゴヨウダツ　御廣敷御用達　職掌 江戸幕府の職名、大奥一切の調度を供進し(出入の町人を召して買上物を命ず)兼て女中を監す、四人、二百石高、御廣敷用人の支配にて席次は燒火間とす 起原沿革 享保三年十二月始めて三人を置く、後ち四人となる(明良帶錄、吏徵、千代田城大奥)

(御臺用人)
オヒロシキゴヨウニン　御廣敷御用人　職掌 江戸幕府の職名、御臺用人とも云ふ、留守居の命を受け、總て大奥に關係せる用務を取扱ふ、即ち奧向の用を表使より聞きて、夫れ〳〵下役に割り付け、又御表よりの用を一々受けて表使へ引渡し、又表使と御廣座敷にて用事を相談し、女中召抱へらるゝ時は、表使等と立會ひて其趣を云ひ渡す等の事を掌る、若年寄の所管、高五百石、役料三百俵、桔梗間詰とす 起原沿革 綱吉將軍の時、從五位下に敍せられしことあれど、以降は布衣を以て例とす、享保元年五月、二人を置く、後ち四人又三人〇西丸御廣敷用人は、西丸大奥の事を掌る、三人にして高五百石、役料三百俵(明良帶錄、吏徵、千代田城大奥、官制沿革略史)

オヒロシキゴヨウベヤカキヤク　御廣敷御用部屋書役　江戸幕府の職名、奥向の書役及び取調事等を掌る、伊賀衆の格にて、三十俵高二人扶持、用人の支配に屬す、是より御侍又は添番並へ昇進す(明良帶錄)

オヒロシキリヘバン　御廣敷添番　江戸幕府の職名、「オヒロシキバン」を見よ、

オヒロシキバン　御廣敷番　職掌 江戸幕府の職名、御廣敷を出入する人、及び物品を檢査す、即ち、外より入り來る時は、表の目付先づ其趣を用人へ達し、用人之を番頭に傳ふ、又内より出づる時は、豫て用人より達し來るを以て、番頭は直に番衆に命じて之を檢めしむ、孰も目見以下の役なり 職員 番衆、御家人の者之を勤む、番頭の支配を受け出入を檢す、席次御譜代席にて上下格、五十俵持扶持、(添番)添番、番頭に次ぎたる役にて番衆を支配す、留守居の支配にて多く伊賀者より昇進す、初め添番並より昇る、又小普請より昇るもあり、都て世祿にて父子相勤めず、家督は燒火間にて命ぜらる、持高百俵、席次御譜代席とて上下格、其始めを詳かにせず、後ち九十人餘に及ぶ、(番頭)番頭、番衆を統べ掌る、旗本の者之を勤む、留守居の支配にて、席次は燒火間詰めとす、持高二百俵 起原沿革 正保三年二月始めて番頭一人を置き、後ち十人餘に及ぶ、慶安三年八月始めて、西丸附八人を置く、享保八年六月役料三百俵となす(吏徵、明良帶錄、千代田城大奥)

オヒロシキバンガシラ　御廣敷番頭　江戸幕府の職名、「オヒロシキバン」を見よ、

オヒワケヱ　追分繪　大津繪(オホツヱ)を見よ、

オフウチ　多氏(太、意富、意保、於保)　皇別、姓に朝臣、宿禰、臣等あり、朝臣左京に貫す、神

武天皇皇子神八井耳命より出づ、景行天皇の時、多臣の祖武諸木あり、西征功あり、壬申の亂、美濃安八郡湯沐令多臣品治天武天皇に從て功あり、十二年多臣を以て朝臣を賜ふ、元正天皇の時太朝臣安麻呂氏上となる、卽ち古事記の撰者なり、平城天皇の世、太朝臣入鹿、山陰道觀察使となる、後一條天皇の時、入鹿四世の孫陸奥權少掾於保宿禰公親あり、樂に長ず、故に伶官となり、朝臣と改む、堀河天皇の時、多資忠あり、天皇之を師とし、宮人曲を受く、子近方孫妨井に名あり、公親以來世々伶官となる(書紀、續日本紀、姓氏錄、三代實錄、多系圖、氏族志)

オフクロチヤシ 御袋茶師 江戸時代、宇治の茶師にて紅葉山、日光等へ進獻の茶を掌るものをいふ、

オフケヤキ 御深井燒 [名義]尾張國名古屋城外に在る御深井にて製出する陶器[起原沿革]寶永年間國主德川光友命じて其園中に陶器の窯を築がしめて茶壺を造らしむ、名づけて御深井といふ其陶法は瀨戸窯に倣ひし者なり、天保年間國主德川齊莊命じて、種々の陶器を造り、以て工業を進ましめんとせり、其質緻密にして頗る上好の品なり、今其窯廢す(工藝志料)

ヲブスマノコホリ 男衾郡 [所在]武藏國[起原沿革]延喜式に、始めて郡名見えたり、和名抄に、榎津(エナツ)鵜倉(カリクラ)郡家(グウケ)多笛、川原(カハハラ)幡々(ハハ)大山(オホヤマ)中村(ナカムラ)等の鄕あり、吾妻鏡元久二年六月の條に、小衾郡とあり、明治二十九年三月幡羅、榛澤と共に大里郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オフツミヤウ 御佛名 [名義]每年十二月十九日より二十一日迄三箇月間、宮中に於て行ふ佛事、三世諸佛の名號を唱へて、六根の罪を消滅せしむといへる佛家の敎義によれ[儀式]仁壽殿の本尊を遷して御帳の中にかけ、南の額の間、又南北に机をたて、佛像塔形を置き、廂には地獄變相の屛風をたて、佛前には香華を備ふ、出居のすけ最勝會の如し、出居の前に火櫃になり招せさす、女嬬之をつとむ、公卿廂につかず、初夜、中夜、後夜、各々尊師代り、さし油藏人これをつとむ、此時被綿、栢梨の勸盃など云ふことあり[起原沿革]寶龜五年十二月より始まる、其後仁明天皇の承和五年始めて宮中に佛名院を置き、十九日より二十一日迄行ふ、十三年十一月改めて十五日より十七日迄となせしも、仁壽三年又舊に復し、爾後恒例となれり、此日諸國にては殺生を禁ぜし由三代格に見えたり(江次第、年中行事祕抄、公事根源)

ヲブト 緒太 藺を以て緒を太く造りたる草履をいふ、一に、金剛、藺履、裏なしとも云ふ、眞中の太き處は三寸廻りとなす、裝束を着けたる時用ふ、又供奉の期に臨みて之を用ふ、淺履の代に之を用ふるは、略儀なり、履の時は端緒二ツなれども、履に股あれば、端緒一ツなりといふ、女は緒の細きを用ひたりといふ(貞丈雜記、服色圖解)

オフミノコホリ 邑美郡 [所在]因幡國[起原沿革]延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に美和(ミワ)古市(フルイチ)品治(ホムチ)鳥取(トトリ)等の鄕あり、後ち誤て上美に作る、正保圖、邑美と記し、石高は上美に作る、寛文中命じて邑美に復す、後ちこれに仍る、明治二十九年岩井、法美と合して岩美郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オフラキノコホリ 邑樂郡 [所在]上野國[起原沿革]稱德天皇神護景雲三年四月郡名始めて見えたり、和名抄に、池田(イケダ)疋田(ヒキダ)八田(ヤタ)長柄(ナガラ)等の鄕あり、天保鄕帳「ヲウラ」と訓む、明治に至り又「オフラキ」又は「オハラキ」と訓む(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オフレ 御觸 江戸時代、公より下々へ觸れ知らすることにて、公文をいふ、輕き者は老中其令書を大目附に渡し、大目附をしてこれを布達せしむ、其每人に命ずべきものは、家臣を老中の宅に召して之を令す、鎌倉の政所の下文の類なり(德川施政大意)

ヲベ 尾上 石室の名にて、天の石戸をいふならん、倭訓栞に伊勢內宮外宮の間の山ををべ坂といふ、尾上と書り、倭姬世記に、倭姬命自退尾上山峰石隱ますと見ゆ、令義解に、玄扈は石室名也と見え、石窟本緣に、玄扈者、宮子齋王父大神主小事石窟也と見えたり、度會元長百首に、松風や小事の岩屋ふりてだにもらぬ時雨の音のみぞする」、玄扈ををべと訓す、其義詳ならず、本緣又云、日鷲高佐山者、是日本鎭府驗、在十二箇石室號玄扈也、總名高倉山是也とも見えたり、かゝれば今いふ天石戸なるべし」といへり、

オヘヤシユウ 御部屋衆 室町幕府の役名、義敎將軍の時二人を定め置き、帳內に更番侍衛せしむ、宗族親黨の中より選びて之に任す(武家名目抄)

オホアサヒコノジンジヤ 大麻比古神社 [所在]阿波國板野郡板東村○大麻大明神ともいふ、本國の一宮、今は國幣中社に列す[祭神]大麻比古神(一宮記に、猿田彥命といひ、古史傳に天日鷲命なるべしといへり)[起原沿革]淸和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、陽成天皇元慶二年四月從四位下に敍され、尋で從四位上を賜ひ、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、白河天皇承曆四年六月御卜に大麻神の祟あるを以て、社司に中祓を科す、明治六年國幣中社に列す、每年九月十二日祭を行ふ(三代實錄、延喜式、神祇志料、官國幣社一覽)

オホアマノワウジ 太海人皇子 天武天皇の御名、「テンムテンワウ」を見よ、

オホアラヒイソサキノジンジヤ 大洗磯前神社 [所在]常陸國東茨城郡磯濱町大洗磯前山上○今は國幣中社[祭神]大己貴命、石を以て靈形とす、其一長二尺五寸、其一長八寸[起原沿革]文德天皇齊衡三年十二月大洗磯前に天降り座神あり、初め本郡の民鹽を煮る者夜半海上光耀きて天に屬るを見たりしが、明旦水邊に兩怪石高各一尺許なるあり、又其明日に至て二十餘小石自ら其左右に列り陪侍するが如きを見て私に異しと思へり、茲に神憑りして我は大奈母知少比古奈命也、昔此國を造終て東海に往まし、今民を濟はむとして歸來つと敎へ給ふ由を奏せり、故に天安元年八月官社に預らしめ、十月藥師菩薩名神の號を授け給ひ、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、永祿中小田氏治の亂兵燹に罹る、元祿三年德川光圀新に地を相して社を建つ、享保十五年八月此地に鎭座す、明治十八年五月國幣中社に列す、祭禮は每年十二月晦より正月七日に至るまで、近村悉く鐘磬を禁め、日每に神饌を供ふ、八月朔宮崎綱掛鹿島祠宮矛盾を持來り、哄喊をなし進で神社の北齋場に至て祭を行ふ、九月二十五日有賀村鹿島祠官又矛を捧げ神殿に安置して祭を修む、蓋し鹿島神、天神の命に依て大己貴命を順服せしめ給へる遺風なり(新編常陸國誌、神祇志料、官國幣社一覽)

オホアラキ 殯宮 「アラキ」に同じ、喪葬私論に、殯宮の體制未だ知らざれども、心あてに思へば、今の龕前堂此に比すべし、正宮一字にしてめぐりに大垣あるべし、されば大あらき共云也云々」と云へり、「アラキ」參看、

オホアラメノヨロヒ 大荒目鎧 [名義]鎧の一種、小札を大荒目に綴ぢたる鎧をいふ、大荒目とは大あら間の意にて、札を綴ぢるに大に荒く間を置くなり○大荒目は、普通の鎧より厚く重き故、强力の勇士着せしものなり、保元物語爲朝の裝束の條に、白き唐綾を以て威したる大荒目の鎧」平家物語に、緋威と云ふ惡僧あり、丈七尺許りありけるが、黑革威の鎧の大荒目に金まぜたるを、草摺長に着なし」とあり[補遺]三枚韋の大荒目は小札を作るに、いため韋三枚重ねて厚く綴ぢたるを云ふ、金交ぜの大荒目は、いため韋二枚の間へ、鐵の板金を一枚まぜて綴ぢたるを云ふ、一枚まぜの大荒目とは、右の金まぜの大荒目を云ふ、黑韋威大荒目は黑韋にて威したる荒目を云ふ、鎧(ヨロヒ)參看(本朝軍器考、軍用記、四季草)

オホイ 於保伊 位階の正位を云ふ、玉勝間に、位階の正從の訓、正を於保伊と云ひ、從を比呂伊と云ふ、こは天武紀十四年に、更改爵位之號云々、每階有大廣云々とある、此の大と廣との訓を、うつし用ひられたるなり、これらもともとは、於保伎比呂伎とぞ唱へけむを、ともに伎を伊と云ふは、後の音便なり、古今集序に柿本人まろを、おほきみつのくらゐとあるは、心得ぬことながら、おほいとかかずして、おほきと書るは、ふるきにかなへり」といへり、

オホイウチノシルスツカサ 大內記 內記(ナイキ)を見よ、

オホイオホトモヒ 大辨 辨官(ベンクワン)を見よ、

オホイカギノツカサ 大典鑰 「テンヤク」を見よ、

オホイカシハデノツカサ 大膳職 「ダイゼンシキ」を見よ、

オホイクラノツカサ 大藏省 「オホクラシヤウ」を見よ、

オホイコトハカルツカサ 大判事 「ハンジ」を見よ、

オホイシマトラ 大石眞虎 [名義]通稱門吉、後ち小門太、壽太郎等と改む、家號を顆舍といふ[系統]小泉隆助の子、小泉家は大石良雄の後なるがゆゑ、後ち大石に改めしといへり[事蹟]寛政四年尾張名古屋門前町に生る、初め畫を月樵に學び、樵谷と號したりしが、其後有職古實を硏究し、渡邊淸に就きて學び、これより眞虎と稱せり、畫風は諸家を參照して別に一機軸を爲し、頗る風韻の尊ぶべきもの多し、麁畫圖風、麁畫百物、神事行燈、百人一首一夕話等の挿畫は、皆其非常の畫才あるを示せり、殊に百人一首一夕話の挿畫の如きは、洽く人口に膾炙して稀有の傑作なりと稱せらる、後ち去りて京阪以西の地方を遊歷し、一日叡山に登り、法師に就きて袈裟包みの古實を硏究し、歸宅の後、敎へられし處によりて法師武者を畫き、袈裟包を施したるに、其畫眞に逼れりといふ、眞虎が、狠に先人の畫法を踏襲せず、親しく實際につきて新趣向を案出し、繪畫の

神髓を得たる、大概かくの如し、晩年耳を聾ひて聾となり、また癲狂病を發し、天保四年四月十四日歿す、名古屋大須の眞福寺に葬る(浮世畫人傳)

オホイシヨシヲ　大石良雄　**名號** 內藏助と稱す、法名忠誠院刄空淨劔居士 **系統** 姓は藤原、秀鄕の後裔某、嘉吉の亂結城氏に從ひて戰死す、其次子久朝近江國栗太郡大石莊某の子となる、依て氏とす、曾祖良勝始めて淺野長重に仕ふ、父を良昭といふ、早く死す、良雄年十五、後を繼ぐ **事蹟** 赤穗四十七義士の領袖、淺野氏の國老千五百石を食む、元祿十四年三月淺野長矩不敬の罪により、死を賜ひ

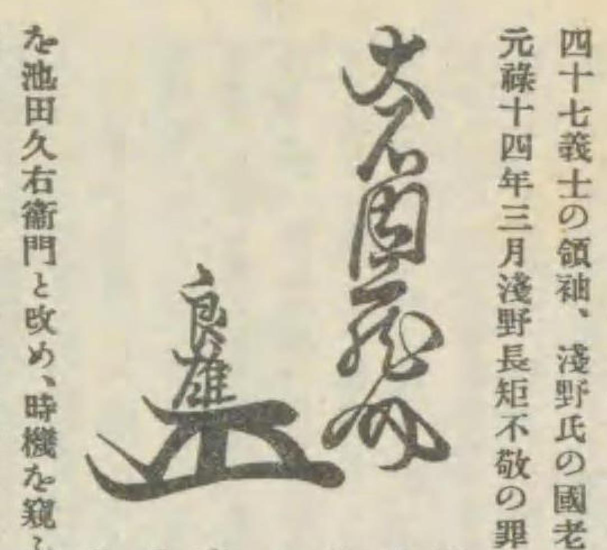

國除せらるゝや、群臣城中に會し後事を議す、衆議決せず、良雄遂に同志の士四十七人を得、自ら京都山科の里に隱遁し、名を池田久右衛門と改め、時機を窺ふ、十五年十二月十四日夜同志と共に、吉良義央の邸を襲ひて讐を報ず(「アカホギシノフクシユウ」參看)幕府命じて細川綱利の邸に幽す、明年二月四日死を賜ふ、年四十五、高輪泉岳寺舊主の墓側に葬る、性寛仁大度沈毅にして事に齷齪せず、人皆痴と稱す、伊藤仁齋に就きて經史を學び、山鹿素行に兵法を習ふ、又謡を好む、雪舟の筆風にして尤も氣韻あり、今參考の爲めに系圖を左に示す(赤穗四十七義士傳、赤穗落穗集)

○某―久朝―朝重―重國―朝良―良信
良勝―良欽―良昭―良雄―良金

オホイシヨシカネ　大石良金　**名號** 通

稱主税、垣見左內と變名す、法名刄上樹劔信士 **系統** 大石良雄の嫡子 **事蹟** 赤穗四十七義士の一、義矩の自盡し、國除かるゝや、父に從ひて城を守ること數日後ち復讐の議熟するに及び、母と共に京都山科に隱る、元祿十五年十二月十四日父に從ひ、同志と共に吉良義央の邸を襲うて先君の讐を報ず、尋で松山藩邸に幽せられ、明年二月四日切腹を命ぜらる、年十六(赤穗落穗集、赤穗義人錄)

オホイスケ　大輔　「タイフ」を見よ、

オホイソコバン　大磯小判　**名義** 相模國にて鑄造の金貨、表に大磯の極印あるを以て名づく **性質** 重五匁、金位上上、製作精美、金色古雅 **沿革** 舊說に主馬盛久の所造なりと、されど諸本抄に云、平家物語一部の內盛久と云事なし、主馬判官盛國が事か云々」然れば盛久の造と云ふものは杜撰の臆說なり(金銀圖錄)

オホイツキ　大一揆　室町幕府の時、本願寺光教の家司下間頼秀、加賀に赴き門徒を聚めて起したる一揆の名、「イツキ」參看、

オホイトキベ　大解部　「ダイゲキ」を見よ、

オホイドノ　大殿　大臣を云ふ、「オホキトノ」の音便、今鏡紅葉の御かりの巻に、御おやの大納言とて、太政のおほい殿おはせしぞ拜し給ひける云々」とあり、

オホイトノシルスツカサ　大外記　「ゲギ」を見よ、

オホイノスケ　大介　「オホスケ」を見よ、

オホ井ノミヤ　大井宮　百濟大井宮(クダラノオホヰノミヤ)を見よ、

オホイマウチギミ　大臣　大臣をいふ、「オホマヘツギミ」の訛、大は美稱「マヘツギミ」は天皇

の御前に候ふ公と云ふ意、古今集に、東三條の左のおほいまうちぎみと見えたり、「ダイジン」を見よ、

オホイマツリゴトノオホイマウチギミ　太政大臣　「ダイジヤウダイジン」を見よ、

オホイマツリゴトノオホマヘツギミ　太政大臣　「ダイジヤウダイジン」を見よ、

オホイマツリゴトノツカサ　太政官　「ダイジヤウクワン」を見よ、

オホイマツリゴトヒト　大丞　神祇官の大祐、省の大丞、寮の大允、衞門の大尉、彈正の大忠、太宰の大監を云へり、詳しくは各條を見よ、

オホイミノマツリ　大忌祭　大和國廣瀨郡河合村に在る廣瀨神社にて、春秋二季風災を鎭め、年穀を祈る祭をいふ、祭神を大忌神とも稱するより此名あり、令義解に、孟夏大忌祭、謂ニ廣瀨龍田二祭一也、欲下山谷水變成ニ甘水一浸ニ潤苗稼一得中其全稔上故有ニ此祭一云」と見えたり、廣瀨龍田祭(ヒロセタツタノマツリ)參看、

オホイモノマウスノツカサ　大納言　「ダイナゴン」を見よ、

オホウタ　大歌　五節の時、舞妓殿上人などの奏する歌曲を云ふ、續萬葉論大歌所御歌の條に、大歌小歌と云へるは、一說にうたふ聲の大小と云へるは非なり、大歌はおほやけ歌なり、小歌は民家の歌なり、今民人の如く、古への民人歌それは民戶にうたひて不升の歌なり、よりておほやけに對しては小歌とは云へり」といへり、續紀天應元年の條に、十一月丁卯御ニ太政官院一行ニ大嘗會事一云々、己巳宴ニ五位以上一奏ニ雅樂及大歌於庭一云々」、又五節の帳臺の試條には必ず大歌小歌を歌ひしこと、西宮記、江次第等に見えたり、

オホウタドコロ　大歌所　**所在** 大內裡圖書寮の東、掃部寮の西上西門の內、南北四十丈東西二十五丈の地を占む **職掌** 諸國風俗歌及び神樂、催馬樂等の歌曲を掌り、大嘗會、新嘗會等に舞姬參入の時、大歌所の人、初音を發する例なり **職員** 別當、檢校、琴師等あり、西宮記に、大歌所十生者、撿挍以下別當以上輪補之云々、但御琴師等以ニ本所奏一補レ之」と見えたり **起原沿革** 上代は、朝會に固有の歌舞を用ひしを以て、大寶の制、雅樂寮に歌人歌女舞師等の員ありしも、王朝時代唐樂盛に行はれ、朝會に復古風を用ひず、只大嘗新嘗の時のみ、諸國の風俗を謡ふに至り、寮中に歌人歌女等を置かず、別に大歌所を開きて其事に堪能なる者を召して當直せしむ、その書に見えたるは、文德實錄弘仁七年の條に、以ニ興世朝臣書主善彈ニ和琴一、仍爲ニ大歌所別當一、常供ニ奉節會一とあるを始めとす(延喜式、類聚符宣抄、大內裡圖考證、難波江、官制沿革略史)

オホウチ　大內　大內裡(ダイダイリ)を見よ、

オホウチウヂ　大內氏　姓は多々良、其先は百濟國琳聖太子より出づ、太子推古天皇十九年、百濟舟に乘じて周防國多々良岸に着す、其子、正恒始めて姓多々良を賜ひ、周防大內縣を食み、子孫世々居住す、依て大內氏と稱す、或は云ふ太子姓多々羅を受け、正恒大內にて妙見供を修し、功を以て大內の稱號及び周防國三郡を賜ふと、世々大內介と稱す、弘世の代、延文三年長門守護厚東駿河守義武を討平し、尋で長門石見を併せ、山口に舘を築く、子義弘豐前筑前周防石見長門等の守護となる、持世の時太宰大貳となる、義興に至り、永正五年六月足利將軍義稙を奉じて入洛し、管領となり、勢尤も强盛なり、其子義隆其臣陶晴賢の爲めに弑せられ大內氏亡ぶ、其族

に山口、陶、右田、問田等あり(大內系圖、氏族志)

○琳聖太子―正恒―藤根―宗範―茂村―保盛
弘眞―眞長―貞盛―盛房―弘盛―滿盛
弘成―弘貞―弘家―重弘―弘幸―弘世
義弘―持世―敎弘―政弘―義興―義隆

オホウチウド　大內人　**名義** 神職の一種、伊勢神宮、熱田神宮、紀伊國懸宮等に之を置く **起原沿革** 伊勢神宮にては、垂仁天皇神宮を興すに及び、太田命宮地を定め神田を獻ず、子孫世々宇治大內人に任ず、是其始めとす、其後兩宮各內人三員を置く、延曆中兩宮三人とし、宇治大內人は太玉串、天八重榊を供備し、齋王、陪從の座席を設くる事を掌り、一人は御贄神酒を檢校し、又一人は三節の祭に齋王諸司の供給儲備の事を掌る、度會宮三人とし、並に神饌を供へ、三節の祭の雜事を掌る、貞觀三年內宮副大內人を置く、延喜の制、二宮各大內人四人とし、度會郡の人を任ず、是より後大內人に、玉串、番檢、宮掌等の屬あり、然るに其定員なく、掌る所もまた稍々變ず、並に權官ありて同じく定員なし、二宮各一百四人を置く、熱田神宮と國懸宮とは、並に沿革詳かならざれども、熱田神宮には一員をおき、守部宿禰(後ち大喜氏)世襲し、國懸宮には二員をおき、其下に權內人二人、內人六人ありしも、後者にありては、近代は定置せざりしが如し(神祇志料、尾張名所圖會、紀伊國名所圖會)

オホウチキ　大袿　袿の一種、ゆきたけを大に仕立たる袿、小袿に對して云ふ、和抄に大袿の事小袿に對して大袿と稱す、衣と格別の物なり、衣よりは丈長候、其色不定候、織物もしは綾なり、色は只衣と

同體なり、裁縫柳紅替候、男の裝束にも其用候、衣と單との間に着候よし云々」とあり、貞丈雜記に、大袿と云ふは、袿のゆきたけを大に縫ひたる物なり、是れ著る物にはあらず人に給はる物なり、其を拜領して小く縫ひて常の袿にして著るなり」と見え、榮花物語に、事どもはてゝ上達部には女の裝束に大うちきなど添へたり」とあり、「ウチキ」參看、

オホウチシユゴ　大內守護　**職掌** 武家の職名、禁闕を守衛す、故に禁裏守護番とも云ふ **起原** 始め詳かならず、公家より武士に命ぜしより起る、蓋し天曆以後王政衰へて、警衛の武官たる衞府の兵士等、漸く柔弱となり、員に備はるのみなるより、別に武勇の士に命じて護衛せしものならん、大內守護の名は尊卑分脈源賴光の條に、大內守護とあるを始めとす、これより累代源氏の家業となり、賴政、賴兼相繼ぎて任に當る **沿革** 源賴朝天下の權を得るに及び、賴朝の配下に屬す、文治四年賴兼、一族のみにて守り難きを以て、他の武將と共に結番せんことを請へり、賴朝藤原兼實と議して、北國の御家人を以て之に隷せしむ、建久元年賴兼猶不足なるを以て、武士の增員を請ふ、依りて賴朝安田義定をして大內守護として、賴兼の副となす、此より豪族結番す、賴兼の死後其子賴茂職を繼ぎたりしが、承久の亂に官軍に誅せられ、北條氏兩六波羅を置き、畿內西海の警衛を兼ねしより又此職を置かず(吾妻鏡、愚管抄、武家名目抄)

オホウチノゴリヤウ　大內御領　朝廷の御料をいふ、皇室御料(クワウシツゴレウ)を見よ、

オホウチモチヨ　大內持世　**名號** 幼字安孝丸、法名澄淸寺道巖正弘 **系統** 義弘の子 **事蹟** 應永六年父義弘の戰死するや、年なほ幼弱なるを以て、

叔父盛見代りて家を繼ぐ、長ずるに及び、四國の守護幷に大内介を襲ひ、左京大夫修理大夫を歴任し、從四位上に叙す、永享四年始めて山田に入部す、嘉吉元年將軍足利義敎の、赤松滿祐に弑せらるゝや、細川持之等と共に義勝を擁立せり、同十一月少貳嘉頼、滿祐追討の命に應ぜざるを以て、幕命によりて之を討じ、遂に少貳氏の食邑を併領す、二年七月卒す、年四十八(野史)

オホウチヤカウバン 大内夜行番 【職掌】武家の職名、夜毎に禁内を巡行して、非常を警むることを掌る【起原沿革】始め詳かならず、もと衞府の職掌なりしが、朝政衰へて、衞府の兵士等柔弱となり、其職に堪へずなりしより、武家の職となりしものならん、文治四年八田知家の郎從庄司太郎大内夜行番を解緩し、其身を撿非違使廳に致したること、玉葉吾妻鏡に見えたり、この後のこと詳かならざれども、蓋し承久三年兩六波羅を置かれし後、廢せしものなるべし(吾妻鏡、武家名目抄)

オホウチヤマ 大内山 大内裡の別稱、大内山は山城國葛野郡御室の北嶺を云ふ、宇多天皇離宮のある所なり、然るに新勅撰集に、亭子院大内山におはしける時、勅使にてまゐりて侍りけるに、麓より雲の立ちのぼりけるを見てよみけゝ、中納言兼輔「白雲の九重にたつ嶺なれば大内山と云ふにぞありける」と見えしより、皇居の名稱となりしと云ふ、

オホウチヤマノミサザキ 大内山陵 宇多天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字宇多野字大内山に在り、所謂仁和寺の奥池尾山の地にして、土人天皇塚と稱す〇承平元年七月帝崩ず、大内山に火葬す、遺詔によりて國忌山陵を置かず、元曆元年八月山陵使仁和寺に至り所在を問ふ、知れずして空しく歸る事、山槐記に見えたり、兆域東西十七間八分八厘、南北二十間五分三厘、陵上古松一簇あり(陵墓一覽、平安通志)

オホウチヨシオキ 大内義興 【名號】幼字は龜壽丸、法名凌雲院傑叟義秀【系統】政弘の二子【事蹟】大内介を襲ひ、左京大夫に任ぜらる、明應二年將軍足利義稙來奔して義興に憑る、時に義興、防長豐筑藝石の六州を併有し、威名頗る盛んなり、文龜元年八月將軍足利義澄、義興が義稙を翼戴せるを聞き、大友等鎭西諸將に令を傳へて義興を伐たしむ、諸將義興の武威を恐れて命に應ぜず、永正五年正月前將軍義稙を奉じ大擧して東上す、山陰山陽西海の豪族之に從ふ、管領細川澄元、斯波義廉等皆戰はずして潰え、澄元は三好長輝と共に阿波に走り、義澄は遠江に遁る、玆に於て同六月義稙京に入りて、軍職に復し義興を以て管領に補す、尋で從四位に進む、八年八月細川澄元の族政賢京師に寇す、義興防戰して利あらず、卽ち義稙を奉じて丹波に避く、幾干もなくして再擧政賢を斃し、再び京師に入る、九年春

(押花興義)

軍船を遣はし西蕃に赴き、洋中一離島に到り交買利を得、屢兵威を西域に張り、衆恐る、八幡宮文字を書して舟標と爲す、夷人稱して八幡船といふ、三月義稙の奏請によりて從三位に昇る、十五年辭職して歸國す、十六年兵を遣はして朝鮮全羅道を巡邏せしむ、蓋し義興の父政弘、舟師を發して朝鮮を侵す、朝鮮王懼れて和を乞ひ、爾來全羅道の貢賦を大内氏に納る、玆に於て武威を示さんが爲に此擧あるなり、大永元年是より先尼子經久備伯の地を蠶食し義興の領を侵す、義興連年之と戰ひ勝敗決せず、玆に至り義稙の命を以て和す、二年安藝を攻め、四年草津仁保島を拔き、轉て筑前に抵り、五年龍造寺隆信を擊ちて質子を收めて凱旋す、六年石見に入り尼子氏の屬城六所を陷いれ、將に出雲に入らんとす、會々風疾あり、依て明年春山口に歸る、享祿元年十二月二十日薨ず、年五十二、義興人となり勇氣を好み、仁氣を愛し、王法を尊び、神佛を敬し、君臣の道を重んず、故に政威重に行はる(系圖、野史)

オホウチヨシタカ 大内義隆 【名號】幼字は龜童丸、法名龍福寺瑞雲珠天【系統】義興の長子【事蹟】永正四年生る、從五位下に叙し左京大夫に任じ、尋で從五位上に陞る、天文元年星野親忠を筑後里城に攻めて之を降す、明年十月正五位下周防介と

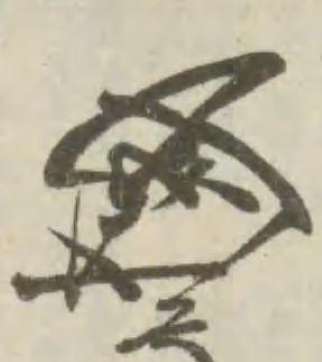
(押花隆義)

なり、三年從四位下に進む、是年九州に赴き少貳資元を討て肥筑の騷亂を平ぐ、此時に當り義隆の領有する處防長豐筑石藝備七州に及び、名聲亦頗る重し、玆に於て心漸く慢り、武備を怠り、酒宴に耽り、嬖臣寵を專にす、五年奏請して後柏原天皇卽位の費用を獻ず、五月功により太宰大貳に補し、昇殿を許され、左兵衞佐に任じ、六年從四位上に叙す、七年書を朝鮮に寄せ、一切經朱註五經刻漏等を求む、爾來海舶來往す、九年伊豫介を兼ね、十年從三位に進む、十二年大擧して尼子晴久を伐つ、克たず僅に免れて山口に返る、十三年侍從を兼ね、十四年正三位に進む、義隆常に曰く、聖賢の道を以て國を治む故に文を第一とし、武之に次ぐと、阿諛の徒義隆の意をうけて文を主とし、佛を崇信し武を怠る、老臣陶晴賢毛利元就等之を諫む、義隆聞かず、十七年從二位兵部卿となる、十九年晴賢義隆の嬖臣相良武任を伐たんとして成らず、却て武任の爲に讒せられ義隆の疎んずる處となる、晴賢意平かなる能はず遂に兵を擧げて叛し、急に義隆を襲ふ、義隆利を失ひ、長門深川大寧寺に走て自裁す、時に天文十九年九月朔、年四十五、義隆吟詩詠歌を好み、又茶事を嗜む、明國と往來して珍器を貯聚す、時々文臣を招待し風雅を擧び、蹴鞠管絃、四時に逍遙す、或は經書を巡講し、四書五經の諺解を寫さしめ、或は官位和歌の疑義等を質して筆記し、聚文韻略、潛溪集等を彫刻す、文學上に盡す所のもの甚だ多し(系圖、野史)

オホウチヨシヒロ 大内義弘 【名號】幼字法師また孫太郎といふ、剃髮して有繫と稱す、法名香積院梅窓道實【系統】弘世の子【事蹟】父に繼ぎて周防權介を襲ひ、從四位上に叙し左京權大夫に任ず、

(押花弘義)

文中三年今川貞世と共に九州を略し、功を以て豐前守護となる、元中八年山名氏淸等の叛するや、二條大宮に擊つて大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論じ、義弘に和泉紀伊の守護を賜ふ、玆に於て義弘の領有する處防長石豐泉紀の六州に及び、勢頗る大なり、九月吉野に適き、北畠顯敎に

(押花弘義)

說きて南北兩朝の和議を講ず、閏十月神器入京し、皇統歸一す、應永四年義滿の命を以て九州に至り、菊池貞賴、少貳忠資等を擊つて之を平ぐ、六年十月界浦に抵りて密に兵備を整へ、鎌倉管領足利滿兼と東西相應じて蜂起し、以て幕府を圖らんとす、義滿之を召す、應ぜず、山名滿氏、土岐詮直等皆之に黨す、義滿再び僧絶海を遣はして說諭せしむ、遂に聽かず、玆に於て義滿大に怒り大兵を發して界城を圍む、十一月二十一日城陷る、義弘自ら眉尖刀を揮ひ奮戰して死す、歲四十六、之を應永亂といふ、「オホウエイノラン」參看(野史)

オホウマ 大馬 四尺五寸以上の馬を云ふ、平家物語に、熊谷平山が乘つたる馬は、飼に飼たる大馬どもなりければ云々」、太平記義貞馬屬强條に、大將中門にて鎧の上帶しめさせ、水練栗毛とて五尺三寸ありける大馬に、手綱打掛て門前にて乘んとし給ける云々」と見えたり

オホウマジルシ 大馬印 馬印の大なるを云ふ、「ウマジルシ」を見よ、

オホエウヂ 大枝氏 神別、姓は朝臣、右京に貫す、天穗日命の裔大保度命より出づ、桓武天皇延曆九年詔して朕外祖父高野朝臣祖母土師宿禰に並に正一位を追贈し、土師氏を改めて大枝朝臣となすべし、近より遠に及ぼす義彝籍に存せり、又宜く菅原眞仲土師麻呂等に大枝朝臣を賜ふべしと、又勅して中宮の母家には、大枝朝臣を賜ふべしと、淳和天皇の時、本主阿保親王の子音人を養うて子となす、貞觀中音人改めて大江氏となし、皇別となる、大江氏(オホエウヂ)參看(氏族志)

オホエウヂ 大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕むや、之れを備中介大枝本主に賜ふ、尋で音人を生む、依て大枝と稱す、大枝は神別土師より出づ、玆に至り皇別となる、貞觀十八年十月音人上表して大枝朝臣を改めて、大江朝臣となす、維時、醍醐、朱雀、村上三朝の侍讀となり、中納言に進む、子孫尤も盛なり、匡衡以後世々文學を以て著る、曾孫匡房尤も文學に長じ、後三條白河堀河三代の侍讀となり、官中納言太宰權帥となる、廣元の時、源賴朝に仕へて、政所の別當となり、武家政治を畫策する多し、六子あり、長親廣、次時廣(長井氏の祖)次宗元(那波氏の祖)次季光(毛利氏の祖)次忠成(海東氏の祖)次重淸(水谷氏の祖)あり子孫蕃衍世々盛なり、支族に、上田、古河、小澤、西目、柴橋、寒河江、丸澤、高屋等あり(大江系圖、氏族志)

〇平城天皇──阿保親王──大江音人──千古
─維時──重光──匡衡──擧周──成衡──匡房
─維順──維光──廣元──親廣──佐房──佐泰(上田祖)
　　　　　　　　　　├時廣(長井祖)
　　　　　　　　　　├季光(毛利祖)
　　　　　　　　　　├忠成(海東祖)
　　　　　　　　　　└重淸(水谷祖)

オボエガキ 覺書 備忘錄をいふ、今史的事實を記したるものに就きていへば、織田信長の近臣太田牛一、豐臣秀吉の近臣大村由巳等二公の實錄を筆して世に傳へたるをはじめとし、引きつゞき幾多の覺書の類世に出でたり、織田以前にては北條幻庵覺書名高し、其後遺老各見聞する所を記し覺書の類多く世に出づ、

オホエノオトンド 大江音人 【系統】左京の人、備中介本主の子【事蹟】菅原是善に學び、博學にして能く文を屬す、承和中備中介に任じ、嘉祥三年東宮學士となり、侍從を兼ぬ、貞觀中右大辨に累轉し參議に任じ、正四位下に進み、左大辨兼勘解由長官を歷て、左衞門督兼撿非違使に補し、從三位

に叙す、元慶元年薨ず、年六十七[著書]弘帝範三卷、群籍要覽四十卷、菅原是善と共に撰定したる貞觀格式等にして其上表及び序は皆音人の作也(大日本史)

オホエノセキ　大江關(大枝)　丹波國と山城國との堺に在り、天武天皇白鳳八年、始めて設く、五關の一といふ(書紀、書紀通證)

オホエノヒロモト　大江廣元　[名號]薙髮して覺阿と號す[系統]中納言匡房の曾孫式部大輔惟光の子、幼にして中原廣季に養はる、後ち本姓に復す[事蹟]廣元文典に渉りて籌略あり、源頼朝兵を起すや、往て隨ふ、壽永中公文所別當となる、文治元年十一月頼朝、行家、義經逮捕を名とし守護地頭を置く、實に廣元の議に出づ、頼朝因て肥後山本莊を賜ふ、建久元年頼朝政所を置くや其別當となり、尋で從五位下に叙し、明法博士、左衞門大尉、撿非違使となる、三年三官を辭す幾千もなくして亦兵庫頭に任ず、頼朝の薨後夫人北條政子に重視せられ、細大諮詢に預る、時政の比企能員を誅するや、又廣元の謀によるといへり、和田義盛の義時を攻むる、廣元實朝を奉じて之を法華堂に避け、北條義時と協力して將士を奬勵し遂に義盛を斃す、尋で正四位下に叙し陸奥守に任ず、後鳥羽上皇の義時を討つや、北條氏の爲めに三善康信と鎌倉にありて

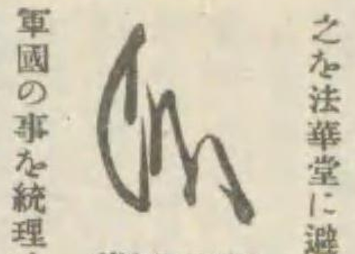
(押花元廣)

軍國の事を統理す、故を以て北條氏に重視せらる、嘉祿元年六月十日卒す、年七十八、或は云八十三(系圖、大日本史)

オホエノマサヒラ　大江匡衡　[系統]重光の子[事蹟]七歳書を讀み、九歳詩を賦す、學を祖維時に受け、長ずるに及び博洽多才、當時能く及ぶものなし、尤も和歌を能くす、天延中文章得業生に擧げられ、秀才に補す、天元二年對策、尋で右衞門權尉に叙し、撿非違使と爲り、累歷して東宮學士兼式部權大輔と爲り、長和元年卒す、年六十一[著書]江吏部(大日本史)

オホエノマサフサ　大江匡房　[名號]江帥と稱す[系統]大江匡衡の曾孫、成衡の子[事蹟]穎悟絕倫、四歳にしてはじめて書を讀み、八歳にして史漢に通じ、十一歳にして詩を作る、世稱して神童と爲す、長じて文章得業生に補せられ、對策して及第し、式部少丞と爲る、後三條天皇位に卽くに及び藏人に補し、尋で左衞門權佐に任ず、寬治年間參議

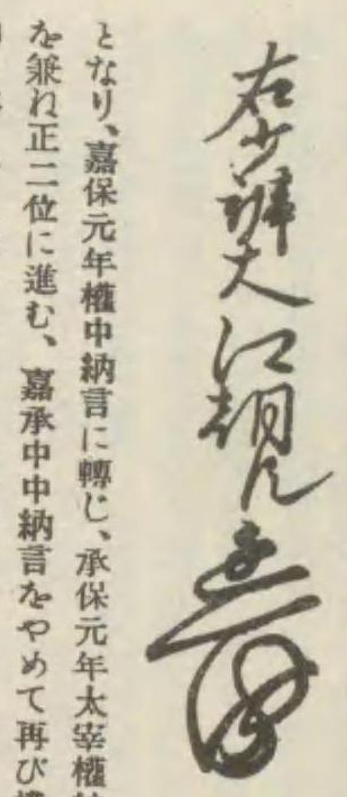

となり、嘉保元年權中納言に轉じ、承保元年太宰權帥を兼ね正二位に進む、嘉承中中納言をやめて再び權帥と爲る、足疾を以て任に赴かず、遙に府務を決す、天永二年大藏卿を兼ぬ、同年十一月五日病を以て薙髮し卽夜薨ず、年七十一、匡房和歌に巧にしてまた詩文を能くし、才藻炳蔚、一時名望悉く之を稱す、世に藤原伊房、藤原爲房と並び稱して三房といふ[著書]江家次第二十一卷(系圖、大日本史)

オホエノミササギ　大枝陵　光仁天皇皇后高野新笠の御陵、山城國乙訓郡大枝村大字沓掛民家の北山の上に在り○兆域東一町一段、西九段南二町北三町、守戶五烟、封土高三間半、周圍七十二間、面積七百八十七坪一厘、陵上老杉あり(延喜式、陵墓一覽、平安通志)

オホエノモチトキ　大江以言　[系統]玉淵の孫、大隅守仲宣の子、初め弓削の姓を冒し、後ち本姓に復す[事蹟]少にして業を藤原篤茂に學び、寬弘中文章博士に任ぜられ、式部權大輔を兼ね、從三位に至る、寬弘七年卒す、年五十六、以言詩文を能くし、其雄文麗句世に傳ふるもの多し、當時紀齊名、及び從姪匡衡と並び稱せらる、大江匡房近世の才子を論じて曰く、橘在列は源順に及ばず、順は以言と慶滋保胤とに及ばずと、世に重んぜられしこと以て知るべし(大日本史)

オホヲカウヂ　大岡氏(武藏岩槻)　姓は藤原、熊野別當法印長快の二男長憲、康治元年別當となり、鳥羽院御幸の時勸賞により法橋に叙す、其子宗憲新宮の大岡に住し氏とす、其弟法眼行憲、元弘元年笠置討手として討死す、其男大岡八郎左衞門尉長弘三河國八名郡宇利に移住す、七世忠勝德川清康廣忠に歷仕す、享祿二年同國吉田城攻の時功あり、後ち家康に仕ふ、其子忠政味方原長篠長久手等の役に大功あり、天正十九年相模國高座郡堤村三百八十石を賜ふ、後ち加增あり、秀忠に仕ふ、其四男忠吉家康に近侍し、相模の地五百石餘を賜ふ、慶長元和大阪陣に從ふ、後ち寄合衆に列す、千五百石を賜ふ、寬永八年昵近の列となる、二代孫忠房家光に仕ふ、五世孫主膳忠光享保九年八月吉宗將軍の小姓となり、十二年從五位下出雲守となる、後ち若年寄となり、累加して二萬石を賜ひ、武藏岩槻城に封ず、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)

○忠房(忠勝二代孫)——忠儀(ノリ)——忠利——忠光——忠喜(ヨシ)
忠要(トシ)——忠烈(ヤス)——忠正——忠固(カタ)——忠恕(ユキ)——忠貫(ツラ)

オホヲカウヂ　大岡氏(參河西大平)　大岡忠政より出づ、忠政三男忠世に相模國高座郡內二百

二十石を分賜す、寬永二年采地朱印を賜ふ、後ち大番となり二百石加秩、又組頭に進み五百石を賜ふ、其孫忠相寄合より累進して御徒頭御使番御目付を經て、正德二年正月山田奉行となる、三年從五位下能登守となる、享保元年二月御普請奉行に移り、二年二月江戶町奉行に進み越前守と改む、十年九月武藏比企、播磨、上總市原郡等二千石を賜ふ、元文元年寺社奉行となる、上野下野等の地二千石を賜ひ、萬石以上の格となる、同年十二月雁間末席に候す、寬延元年閏十月奏者番となり寺社奉行を兼務し、三河國室飯、渥美、額田三郡の內を四千八十石加秩し一萬石を領す、同國西大平に居す、寶曆元年病に依て兩職を辭すと雖も、寺社奏者番は舊の如く台命あり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)

○忠勝——忠政——忠世——忠眞(ザネ)——忠相(スケ)——忠宣
忠恒——忠與(トモ)——忠移(ヨリ)——忠愛(ヨシ)——忠敬(タカ)——忠明(アキラ)

オホヲカタダスケ　大岡忠相　[名號]初名求馬、後に市十郎、忠右衞門と更む、越前守と稱す、法名松運院昭養仁山崇義[系統]姓は藤原氏、忠眞の養子、實は忠眞の從父弟忠高の三男[事蹟]元祿十三年父の後を繼ぎて寄合となり、十五年書院番、寶永元年徒頭、四年使番等を經、五年目付となり、正德二年山田奉行と爲る、尋で從五位下に叙せられ能登守と稱す、享保元年普請奉行となり翌年町奉行に轉ず、此時越前守と改め、十年二千石を加封す、元文元年寺社奉行と爲り、更に二千石を加へ、合せて五千石を領す、寬延元年三河國西大平の地一萬石に封ぜられ、始めて諸侯に列し奏者番を兼ぬ、寶曆元年十一月病によりて寺社奉行を辭し、翌月卒す、歲七十七、忠相公事を裁斷する公明、始めて山田に赴きし時に、伊勢紀伊の境界爭ひあり、人多く紀伊侯を憚りて曲裁す、忠相敢て憚らず、理非を明斷し紀人を非となす、八代將軍吉宗之を聞き、將軍となるに及び、拔擢して江戶町奉行となす、人と爲り明敏果斷にして、市政能く整ひ、特に裁判に能なり、世傳へて明判官と爲す(德川實紀、野史)

オホオク　大奧　又單に奧ともいへり、江戶時代將軍家、諸侯及び旗本等、卽ち貴族の家にて妻妾の居間を稱していふ、表に對しての稱、總て錠口を設けて表と奧との間の境とし、奧へ男子一切を入れず、將軍家の大奧は江戶城中の一區城にて西南の方に在り、御臺所(ミダイドコロ)の居所、且つ將軍の休息所と爲し、婦女のみ之に仕ふ、江戶城の大奧は、江戶城(エドジヤウ)の揷繪大奧の部を見よ(千代田城大奧)

オホオミ　大臣　[職掌]上代の職官、臣の姓の統領にて、皇別の人を以て之に任ず、大連と共に、臣連八十伴緖を引率して朝政を執る、後世左右大臣の如し[起原沿革]雄略天皇卽位の初、平群眞鳥を以て大臣とせしを始めとす、爾來武內宿禰の裔たる許勢氏、平群氏、蘇我氏、葛城氏世々大臣となる、職官志料に、是より先成務天皇三年武內宿禰を大臣となすこと見えたれども、臣姓は眞鳥の時始めて給はりしものなれば、書紀に「オホマヘツギミ」と訓みたる義にて、後の大臣(オホオミ)の始めにあらずと云へり、又舊事紀に、懿德天皇の世に、出雲醜大臣命、孝昭天皇の世に、瀛津世襲命を大臣とする由見えしも取るに足らず、物部守屋大連亡びし後は、馬子大臣一人にて朝政を執る、孝德天皇の時亡びて別に左右大臣を置く(書紀、上古職官考、氏族考)

オホカウチウヂ　大河內氏(參河吉田)　姓は淸和源氏、源三位頼政の猶子兼綱より出づ、兼綱治承四年五月頼政に從つて宇治に戰て死す、其子顯綱幼、母抱きて尾張中島に走り遁る、後ち參河額田郡大河內に移り居す、大河內源大夫と號し、足利義氏に屬す、子孫依て大河內氏と稱す、世々參河國に住す、十一代の孫秀綱、金兵衞と稱し德川家康に仕ふ、遠江稗原の地を領し入道休心と號す、其二子正綱、長澤松平正次の養子となり、松平氏を稱す、慶長八年三月扈從番頭に補せらる、九年功によりて一萬五千石を伊豆本目に加賜、元和元年義子信綱小姓となる、九年叙爵伊豆守と稱す、十二月扈從番頭となる、寬永四年正月一萬石加賜、七年五千石加賜、十年五月若年寄に補せらる、十二月二萬石加賜、封を武藏國に移され忍城に治す、十一年十二月四千石加賜、十六年正月老中に補せられ三萬石加賜、移て川越城に治す、正保四年七月一萬五千石加賜、前封と併せて拾萬四千石、慶安元年六月相模國甘繩二萬石を弟備前守正信に分封す、元祿七年正月信輝封を下總國古河城に移し、正德二年七月信祝封を參河國に移され吉田城に治す、享保十四年二月遠江國濱松城に移封、寬延二年十月信復また參河國吉田城に移さる、爾來子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、家譜、德川加除封錄、華族譜)

○兼綱——顯綱——政顯——行重——宗綱——貞綱
光將——國綱——光綱——直綱——信政——信貞
秀綱——正綱——信綱——輝綱——信輝——信祝(トキ)
信復(ナホ)——信禮(ウヤ)——信明——信順(ヨリ)——信寶(トミ)——信璋(アキ)
信古(ヒサ)——信好

オホカウチウヂ　大河内氏(上總大多喜)
慶安元年六月信綱、弟正信を相模國甘繩二萬石に分與す、元祿三年四月正久墾田三千石を弟秀綱に、二千石を三男正基に分封す、十五年九月參河國植地に移封、十六年二月上總國大多喜に移封　二萬石を領す、享保五年六月正貞墾田二千石を弟正佐に分封す、爾來子孫世襲して明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、德川加除封錄、華族譜)
○正綱―正信―正久―正貞―正溫―正升
　正路―正敬―正義―正和―正質―正敏

オホカウチウヂ　大河内氏(上野高崎)　信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月廩米千俵を給ふ、尋で又廩米千俵を加賜す、寛文二年四月父が私墾田五千石を分與せられ、延寶七年七月少老の職に任じ五千石加賜、前封と合せて一萬二千石を領す、天和二年二月常陸土浦に封ぜられ、又一萬石加賜、貞享四年十月大阪城代に補せられ、食邑一萬石加賜、元祿五年十二月輝貞の時、下野國壬生に移封、七年一萬石加賜、十二月從四位大夫となる、八年五月上野國高崎に移封、一萬石加賜、十四年また加封前封と合せて七萬二千石を領す、寶永七年五月越後國村上に移封、享保二年七月また高崎に封を加賜す、安永八年十二月輝高の時、一萬石加賜、所領總高八萬二千石となる、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、藩翰譜續編、華族譜)
○信興(信綱五男)―輝貞―輝規―輝高―輝和
　輝延―輝承―輝德―輝充―輝聰
　輝聲(初輝照)―輝耕

オホカウチガマ　大河内窯　名義 肥前國大河内にて陶器を製出する窯 起原沿革 享保年間、國主鍋島某命じて窯を有田に隣れる岩屋川の地に開かしむ、後ち故ありて大河内に移し、陶工を其藩籍に屬して精巧の器を作らしめ、以て幕府に之を獻じ、(櫛手描)私に販賣することを禁ず、然れども貴族の需めに應じて製する者あり、其茶碗、盞の加きは高臺に櫛紋狀を附して符號と爲す、世に呼びて櫛手と云ふ(工藝志料)

オホカウチジヤウ　大河内城　所在 伊勢國飯南郡大河内村 起原沿革 國司北畠氏の築きて居る所、其始め詳かならず、應永二十一年北畠滿雅、足利氏兩統迭立の約を履まざる罪を唱へ、自ら阿坂城に據り、子顯雅大河内城を守り、足利氏と戰ふ、永享元年軍敗れ和を成す子孫之に居る、永祿の末織田信長伊勢を略取し、北畠氏纔に此地を給せられて餘喘を保つ、後ち終に亡びて城廢す(吉野日記、伊勢兵亂記)

オホカガミ　大鏡　卷數 八卷、國史大系十七に收む 内容 文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年まで、凡十四代百七十六年間、天皇攝關大臣等の事蹟を部を分ち記せり、假名文にて歷史を書ける始めなり、序文によれば、後一條院の御代萬壽三年雲林院の菩提講に、翁二人嫗一人參りあへり、一人の翁は公の世繼と云ひて年百五十歲、今一人は夏山の繁樹と云ひて年百四十歲なり、此二翁文德天皇より、後一條院までの實事を語りあひたりしを、嫗がうち聞くに書きつけたる趣に記されたり、御堂關白道長の事は殊に詳記し、藤氏の內幕を言ひ顯はせり、

當時の事狀を知るに榮花物語と共に尤貴重なる史料なり○一に世繼といふ、世繼は一種の名にあらず、歷史と云ふ事なり、古く世繼文など云ひて、御代々のつぎ〳〵を書けるものなればしか云ふなり、大鏡と云ふは、書中世繼翁の歌に「すべらぎのあともつぎつぎかくれなく、あらたに見ゆるふるかゞみかも、又繁樹の歌に「あきらけきかゞみにあへば過にしも、いまゆくすゑのことも見えけり、とありて、鏡にかけて物のすがたを寫す義にとれるなり 著者 詳かならず、尊卑分脈に、藤原爲業の條に、世繼の作者と見えたり(大鏡、群書一覽)

オホガキジヤウ　大垣城　所在 美濃國安八郡大垣町 起原沿革 天文四年足利義昭將軍の時、宮川安定命を奉じ始めて城を此地に築き、十餘年此地に居住すと云ふ、もと牛屋村の地にて、本丸の構へ狹かりし故、城の北方より牛屋川の流を要害とし、大柵を廻し郭を廣くしたるより、大垣の城と名つくといふ、其後織田播磨守(天文十三年より十七年まで)、竹越重吉入道道塵(天文十七年より永祿二年まで)、氏家直元(永祿三年より天正十一年まで二世)、池田信輝(天正十一年より十二年まで)、三好秀次、木下秀長、加藤光泰(天正十三年より十四年まで)、一柳伊豆守(天正十四年より十七年まで)、羽柴秀勝(天正十七年より十八年まで)、伊藤祐盛(天正十八年より慶長五年まで二世)、石川康通(慶長六年より元和四年まで三代)、久松忠貞(元和四年より寛永元年まで二代)、岡部長盛(寛永元年より十年まで二代)、久松定綱(寛永十年より十一年まで)等相尋で城主となり寛永十一年十一月に至り戸田氏鐵十萬石に封ぜられてより、代々相繼ぎ明治維新に至る(新撰美濃國誌、主圖合結記、明治政覽)

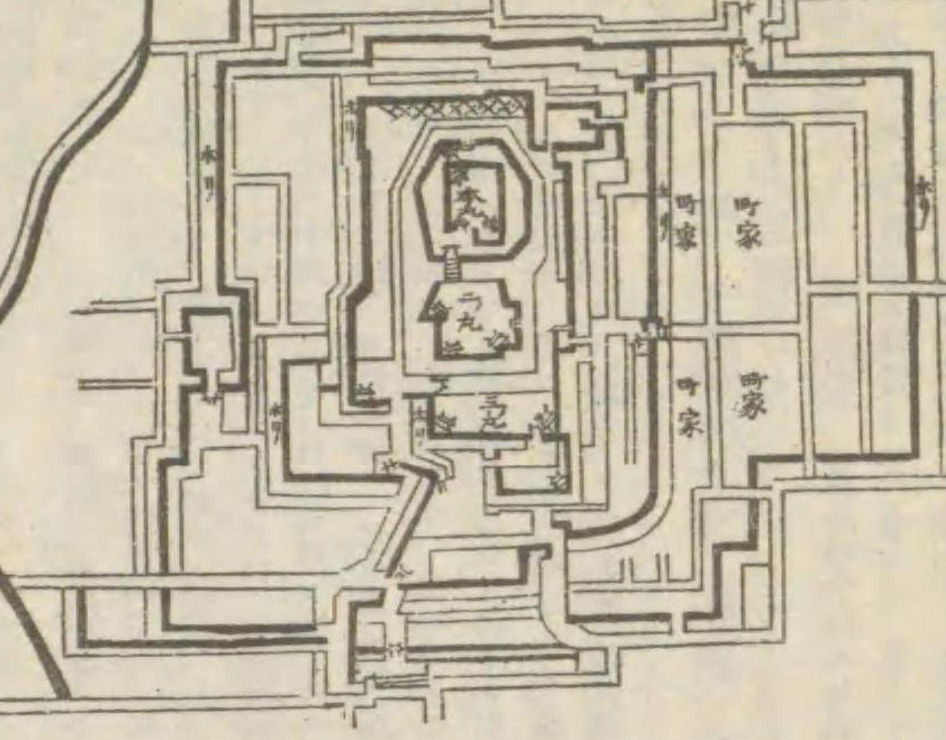

オホカガサ　蓋(大笠)　蓋(キヌガサ)を見よ、

オホカシハデノツカサ　大膳職　「ダイゼンシキ」を見よ、

オホカスガウヂ　大春日氏　皇別、姓は朝臣、左京に貫す、又春日朝臣、春日臣、春日倉首、春日部等あり、孝昭天皇の皇子天足彦國押人命より出づ、其孫仲臣命家甚だ富む、糟を以て堵となす、仁德天皇其家に臨む、因て號を糟垣臣と云ふ、後ち春日と改む、敏達天皇の時春日臣仲君の女帝妃となる、天武天皇二年大春日臣に朝臣を賜ふ、文武天皇の時僧辨紀還俗春日倉首を賜ひ老と名づく、稱德天皇の時、左京人春日藏毗登常麻呂等二十餘人に春日朝臣を賜ふ、仁明天皇の時、越前丹生郡の人大學助教春日部雄繼等に春日臣を賜ひ、邊籍を除き左京に貫す、文德天皇の時雄繼大學博士となり、大春日朝臣を賜ふ(氏族志)

オホカタドノ　大方殿　室町時代將軍の實母を云ふ、文明日々記に、大方殿と云ふこと見えたり(貞丈雜記)

オホカタナ　大刀　腰刀の普通よりは大なるものを云ふ、源平盛衰記五節夜闇打條に、忠盛退出の次に、火のほの闇き影におほ刀を拔出して、鬢にすはり〳〵と引ければ云々」と見えたり、後世は、大なる鍔刀を云ふ、建武年間記二條河原落書に、鉛作のおほ刀、太刀より大にこしらへて、前さかりにぞ指ほらす云々」と見えたり、「カタナ」參看、

オホガタノコホリ　大縣郡　所在 河內國 起原沿革 もと堅上堅下二郡たりしが、元正天皇養老四年十一月兩郡を合せて大縣郡となす、或は云ふ安寧天皇の都片鹽浮穴宮は、蓋し此地にて、萬葉集の片足羽と同じ地なり、後ち別れて堅上堅下となり、元正天皇の時合併せしならんと、和名抄に、鳥坂(トリサカ)鳥取(トトリ)津積(ツツミ)大里(オホサト)巨麻(コマ)賀美(カミ)等の鄕あり、郡名錄には、オカタと訓す、明治二十九年三月丹北、高安、河內、若江、及び澁川と合併して中河內郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホガタノジンジヤ　大縣神社　所在 尾張國丹羽郡柳庄二宮村、本宮は眞神山の頂にあり○尾張第二ノ宮と云ふ 祭神 邇波縣君の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり 沿革 仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從四位上に進め、また神寶を奉り、十五年八月正四位下に叙され、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、尾張姓の族重松氏世々祭祀を掌る、其他神官凡十九人本社に仕ふと云(張州府志、神祇志料)

オホカタビラ　大帷　汗を取る爲めに用ふる帷を云ふ、故に汗取の帷子とも云ふ、通常、春冬は、白布、夏は紅の布を用ふ、老人は香染を用ふ、形は單に似て總體小さく、且つ短し、中古は專ら夏のみ用ひて、單の下に着せしが、後世衣紋を強く持たす爲めに、春夏秋冬共に用ふ、又單和下襲を略して、此帷子に單と下襲の襴を付け、又は單に單の袖許を縫ひ付て用ひらる、衣紋懸童訓に、大帷(冬白夏赤本儀單下襲)本儀冬單下襲、夏は大帷子を被着也、褶を表袴の中へ入て、其後袴の右の腰を左の脇より後へぬき

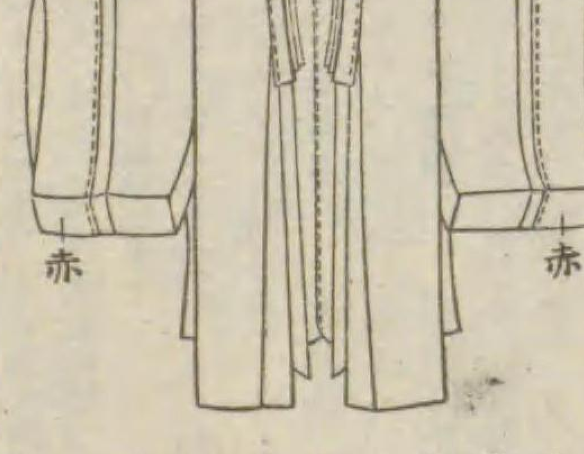

廻して、右の脇少前の方にて片鉤に結び、餘を股立の中へ入るゝなり、是前衣文師の役なり、嚴冬と雖も大帷子を被レ用事頗略儀なれども久しく如レ此、單の袖の下襲のゑりを付て被レ用レ之、此下襲のゑりは夏冬の替有り、公卿侍臣のたくひも猶付べし云々」とあり(桃花蘂葉、西三條裝束抄、三光院內府記、服色圖解)

オホカミノミカド　大神朝廷　大御神の宮の御門と云ふに同じ、朝廷は御門の假字、延喜儀式帳に、御門十一間、於二葺御門一三間、於二不葺御門一

入間と見え、又御門四間瑞垣御門、番垣(マカキ)御門、玉串御門、玉垣御門、内玉垣御門、外玉垣御門、板垣御門等と見えたり(古事記傳)

オホカミヤマノジンジヤ 大神山神社 **所在** 伯耆國會見郡尾高村大山の大神谷〇二宮明神、大山神、又大智明神ともいふ **祭神** 大國主神(卽大己貴命) **起原沿革** 創建の年代詳かならず、仁明天皇承和四年二月從五位下を授け奉り、文德天皇齊衡三年八月正五位下に進め、淸和天皇貞觀九年四月正五位上を加ふ、白河天皇承曆四年六月御卜に、大神山神の神事を穢せる祟あるを以て、使を遣はして社司に中祓を科す、明治四年五月國幣小社に列す、每年四月二十日祭を行ふ(三代實錄、延喜式、三才圖會、神祇志料、官國幣社一覽)

オホカンヌシ 大神主 **名義** 神職の名、今の神主をいふ、神道寄書に、伊勢大神宮祠官に、祭主、大宮司、禰宜あり、此禰宜を以て神主と號す、上古は、大神主と稱して只一人ありと見えたり **起原** **沿革** 垂仁天皇二十六年十月、天照大神を度會五十鈴原河上に遷し奉る時、大幡主命(一名大若子命)を國造兼大神主に定め給ひしを始めとす、雄略天皇の御代、九世の孫大佐々なる者內宮外宮の大神主と爲る、天武天皇卽位元年に至り、大神主の職を停め、禰宜職を設く、神主(カンヌシ)禰宜(ネギ)參看(倭姬世紀、禰宜補任至要集)

オホカラノクニ 意富加羅國 加羅(カラ)及び任那(ミマナ)の條を見よ、

オホカリマタ 大雁股 雁股の大なるを云ふ、「カリマタ」參看(貞丈雜記)

オホキイチブキン 大木一分金 金貨の一種、面は額一分にて、一分の文字あり、背に、丸の中に、大と木との字あるもの二つを印す、縱六分五厘弱、横三分五厘强、重九分弱(大日本貨幣史)

オホキオトド 大臣 「ダイジン」を見よ、

オホキオホイキサイノミヤノツカサ 太皇太后宮職 「タイクワウタイコウグウシキ」を見よ、

オホキオホイマウチギミ 太政大臣 大き大い前つ君の音便なり、「ダイジヤウダイジン」を見よ、

オホキサイノミヤノツカサ 皇太后宮職 「クワウタイコウグウシキ」を見よ、

オホギサキ 嫡后 上代天皇の正室を云ふ、後の皇后に當る、總て上代は妃夫人等までキサキと稱せし故に、第一のキサキを殊に尊みて大后(オホキサキ)と稱せしなり、後世には、たゞ太后を「オホキサキ」と云ふ、古事記傳に、古に后とは、一柱に限らず、後に妃夫人などと申す班までを幾柱にても申せり、倭建命段に弟橘比賣命を其后とありて、又次に坐倭后等云々とあるは、橘比賣をも坐倭をも共に后と申せる也、又等と云へるを以ても、一柱に限らざること知るべし(中略)さて上件の如く、古へに大后と申せしは當御代の第一なる御妻なり、然るを萬の御制、漢國にならひ賜ふ御代となりては、正しき文書などには、當代のをば皇后、先代のを皇太后と書ることゝなれり、されど口に言ふ語、又うちとけたる文などには、奈良のころまでもなほ古の隨に當代のを大后(オホキサキ)、先御代のをば大御祖(ミオヤ)と申せるを、其後遂に常の語にも、當代の嫡后(オホキサキ)をばたゞ后(キサキ)と申し、大御母(オホキサキ)を大后と申すことにはなれるぞかし」東雅に、古語にサキ、サイと云ひしは幸也、上にキといふ詞を加へて、キサキと稱せしは、君の寵幸し給ふの義にや」、といへり、「クワウゴウ」參看、

オホキタノコホリ 大分郡 **所在** 豐後國 **起原沿革** 上代碩田(オホキタ)と稱す、書紀景行天皇十二年冬十月、到碩田其地形廣大亦麗、因名碩田也」とあり、神八井耳命の子孫此地に居す、和名抄にオホイタと訓む、河南、植田(ウエダ)津守(ツモリ)荏隈(エクマ)判太、跡部(アトベ)武藏(ムサシ)笠祖、笠和、神前(カムザキ)等の鄕あり、正保圖大方(オホカタ)に作り、元祿圖大方に復し、後之に仍る、天保鄕帳「チイタ」と訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホキタノマンドコロ 大北政所 大政所(オホマンドコロ)北政所(キタノマンドコロ)參看

オホキフミビト 大文人 四分官の主典の大なるを云ふ、「サクワン」を見よ、

オホギマチウヂ 正親町氏 姓は藤原、其先は公季より出づ、西園寺の祖通季の曾孫公經の三男山階實雄の男、洞院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々極官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)

○實明―公蔭―忠季―實綱―公仲―實秀
―持季―公兼―實胤―公叙―季秀―季俊
―實豐―公通―實連―公明―實光―實德
―公董―實正

オホギマチキンアキ 正親町公明 **名號** 初名、公功、後ち公明と改む、法名覺空 **系統** 實連の男 **事蹟** 延享三年十二月叙爵、寬延元年九月侍從に任じ、累進して正二位權大納言に至る、天明五年權大納言を辭す、寬政三年十二月武家傳奏となる、此時に當り光格天皇は生父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を上らんとの叡慮ありて、旨を幕府に傳へられしに、老中松平定信固く執りて不可とし之を拒む、蓋し將軍德川家齊もまた生父一橋治濟を西丸に入れ、大御所の號を呈するの意あり、定信は之が爲め財政の膨脹を來し、延いて其紊亂を生ぜんことを恐れ、且つは幕府舊來の慣習に背くの故を以て、斷じて反對せる際なりしかば、これと同性質たる太上天皇尊號のことにも贊同せざりしなり、茲に於て幕府と朝廷との間頗る圓滿を缺くに至れるがゆゑ、定信は當時の武家傳奏たる公明と中山愛親との二人を江戶に召下したり、卽ち寬政五年正月愛親は正使、公明は副使として下向し、屢々殿中に於て定信等と會見する處ありしが、三月七日に至り幕府より「尊號御內慮一件取計方不行屆、幷此度下向之上、御尋共有之處、失體段候儀、不束之取計、御役柄別而不行屆儀に思食」の故を以て逼塞を命ぜられ、愛親は閉門を命ぜられたり、公明茲に於て同二十日京に歸り、五月武家傳奏を免ぜらる、享和三年十一月出家、文化十年十月十三日薨す、時七十(正親町家譜、尊號紀略)

オホギマチサンデウウヂ 正親町三條氏 姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公氏、三條大納言と稱す、嘉禎三年薨す、爾來家號となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し侯爵を授けらる(知譜拙記、華族譜)

○公氏―實蔭―公貫―實躬―公秀―實繼
―公豐―實豐―公雅―實雅―公治―實望
―公兄―實福―公仲―實有―公高―實昭
―公廉―實久―公統―實房―公積―實同
―公則―實義―實愛―公勝

オホギマチサンデウキンエ 正親町三條公兄 **名號** 廓然院と號し、法名紹空 **系統** 實望の子 **事蹟** 天文二十三年四月太宰權帥より內大臣と爲る、尋で辭し、出家す、天正六年正月二十日薨す、年八十五(公卿補任、大臣補任)

オホギマチサンデウキントヨ 正親町三條公豐 **名號** 稱名院入道と號し、又後三條といふ、法名皎空 **系統** 實繼の子 **事蹟** 應永二年九月內大臣に累進し、同年十一月出家、年六十二(公卿補任、大臣補任)

オホギマチサンデウキンヒデ 正親町三條公秀 **名號** 正親町內大臣と稱し、又八條と號す **系統** 實躬の子 **事蹟** 觀應二年十一月進んで內大臣と爲り、文和二年七月出家、貞治二年八月二日薨す、年七十九(公卿補任、大臣補任)

オホギマチサンデウキンマサ 正親町三條公雅 **名號** 紹完院と號す、法名祐戒 **系統** 實豐の子 **事蹟** 應永十八年閏十月權中納言と爲り、二十五年六月權大納言に進み、從二位たり、三十四年八月十二日薨す、年四十四、內大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

オホギマチサンデウサネツグ 正親町三條實繼 **名號** 三條前內大臣と稱し、また後八條と號す **系統** 公秀の子 **事蹟** 貞治六年九月內大臣に累進し、應安三年三月辭す、嘉慶元年出家、二年六月二十四日薨す、年七十六(公卿補任、大臣補任)

オホギマチサンデウサネマサ 正親町三條實雅 **名號** 靑蓮花院入道と稱す、法名常禧 **系統** 公雅の子 **事蹟** 長祿元年九月內大臣に進み、二年七月辭す、寬正二年七月出家、應仁元年九月三日薨す、年五十九(公卿補任、大臣補任)

オホギマチサンデウサネモチ 正親町三條實望 **名號** 慈光院と號す、法名盛空 **系統** 公治の子 **事蹟** 永正十二年四月內大臣に任じ、同年十二月辭す、大永三年閏三月出家、享祿三年三月五日薨す、年六十八(公卿補任、大臣補任)

オホギマチテンワウ 正親町天皇 **名號** 御諱は方仁(ミチ) **系統** 後奈良天皇の第一皇子、御母は贈皇太后藤原榮子(賢房の子)第百六代の天皇 **事蹟** 永正十六年五月二十九日御降誕、天文二年親王と爲り、弘治三年十月御歲四十二にして卽位し給ひ、永祿三年正月卽位の禮を行ひ給ふ、當時騷亂日久く公武の命令行はれず、大內の供御殆ど竭乏す、毛利元就大禮の資を獻じ始めて行はる、永祿十二年織田信長、宮闕の壞傾せるを以て之を修補し、元龜三年に至て竣る、在位二十九年、改元するもの三、天正十四年十一月位を皇太孫和仁(後に周仁)に讓り、太上天皇と申す、文祿二年正月五日崩御、壽七十五、泉涌寺に葬る(野史)

オホギマチナイダイジン 正親町內大臣 正親町三條公秀(オホギマチサンデウキンヒデ)を見よ、

オホギマチノミヤ 正親町宮 義仁親王(ヨシヒトシンワウ)を見よ、

オホキマツリゴトヒト 大政人 四部官の判官の大なるを云ふ、「ゼウ」を見よ、

オホギミ 大君 天皇を初め親王諸王までをも稱し奉る詞、江戶時代には、轉じて將軍の稱にも用ひたり、古くは多く天皇をいふ、後世には親王をミコと稱するに區別せんが爲めに諸王を「オホキミ」と

稱するに至れり、高見王、六孫王と稱するが如し、是を皇孫とも王氏とも稱す、令制にては、五世までを王となす、江戶時代に至り、將軍のことをもいひしが、主として外國に對する文書に此稱を用ひたり、六代將軍家宣の時、新井白石の議により、日本國王の稱に代へしが、紛議ありて、幾干もなくして又舊稱に復せり(令義解、有職小說、古事記傳、折焼柴の記)

オホキミスガタ　大君姿　直衣姿を云ふ、倭訓栞に、一說直衣に裾をかくろとしどけなき出立とも云ふべければ、それをさして大人の姿など云はんがごとくなるべし」と云へり、

オホキミノタイフ　正親大夫　正親司の佑の五位なるを云ふ、今昔物語に正親大夫の名見えたり、

オホキミノツカサ　正親司　[名稱]又「オホギマチノツカサ」又「オホキンダチノツカサ」とも云ふ、唐名宗正寺[職掌]宮內省の被官、親王諸王の名籍を掌る、宮內式にも、凡親王諸王名籍皆於正親司案記とあり[職員]正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、史生二人、使部十人、直丁一人[起原]文武天皇大寶元年、之を制定す、後世は五位の王氏專ら其長官に任ぜられ、他氏任ぜらるゝ事稀なり(令義解、後紀、延喜式、職原抄)

オホキミヤツコ　大領　郡領(グンリヤウ)を見よ、

オホキンダチノツカサ　正親司　「オホキミノツカサ」を見よ、

オホギレ　大切　甲斐國納稅法の一種、小切(コギレ)を見よ、

オホクサカノワウジ　大草香皇子

[名號]古事記に、大日下王に作る、一名を波多毗大郎子といふ[系統]仁德天皇の第五子、母は皇妃日向髮長媛[事蹟]妹あり、幡梭皇女といふ、安康天皇大泊瀨皇子(雄略天皇)の妃に納れんことを欲し、根使主をして意を傳へしむ、大草香皇子大に喜び、押木珠縵を奉りて信契となす、根使主密に之を私し、偽りて皇子命を奉ぜずと奏す、天皇大に怒りて皇子を殺し、幡梭姬を取りて大泊瀨皇子に配し、また自から大草香皇子の妃中蒂姬を納れて妃となす、王子を眉輪王といふ、母の故を以て免かれ、宮中に養はる、後ち天皇を父の仇なりとし、遂に弑逆を行ふ(大日本史)

オホグソク　大具足　強き弓矢を云ふ、具足とは射手具足とて、射手の持つ道具にて弓矢を云ふなり(貞丈雜記)

オホグチ　大口　袴の一種、大口袴の略稱、束帶の時、表袴の下に着す、又直垂、水干の下にも着す、紅生、平絹或は張絹を用ふ、又後世紅精好を着す、其裏をつけだるものを裏打の大口といふ、宿老の人は白張絹を着用すること古實なりと云ふ、貞觀儀式に鉦鼓師の服に大口帛袷袴あり、大口の名始めて見ゆ、貞丈雜記に、裏をつけたる大口と云ふ袴に三品あり、赤大口、前張の大口、此二品は公家衆の裝束に用ひらる

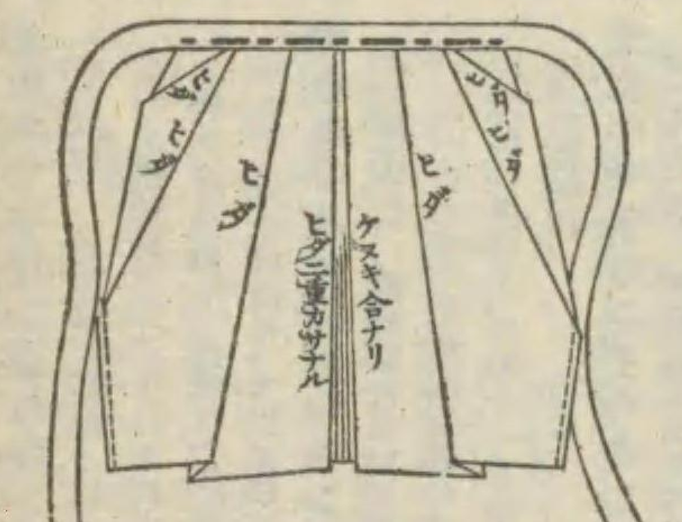

大口前(貞丈雜記所載)

るなり、古武家にて直垂の時に用ふるは、今も猿樂の能の時用ふる大口の如くにて、裁縫少し替あり、下に襴を出すなり、白き精好にて作る、後の方上より腰の下までは、糸をふとく織らせて、外へ張り出づる也、公家の前張の大口は前をふとき絲にて織て前を張り出すなり、武家のはうしろをはり出す也、大口を切れば、後の方よりはり出て大にくちあく也、赤大口といふ物後代の唱違にて別に古名あるべし、(長は足の甲迄とゞく程なり、或は三尺、アイ引七寸、マチ九寸、マチノヒシ七寸、四方前後共にヒダ口傳あり、但前張の大口は、紐片方に附一筋をとり合せ結ぶ也、前は尋常の精好にして、後は大精好にてする也、是武家に用ふる所也」といひ、又新野問答に、元來大口は四布也、前ふとくおりて後糸はそき精好にて候、仍前張大口名目在之候」と見え、又軍中に用ふる大口は精好にて作り四幅也、丈は其人々の膝口迄とゞくほ

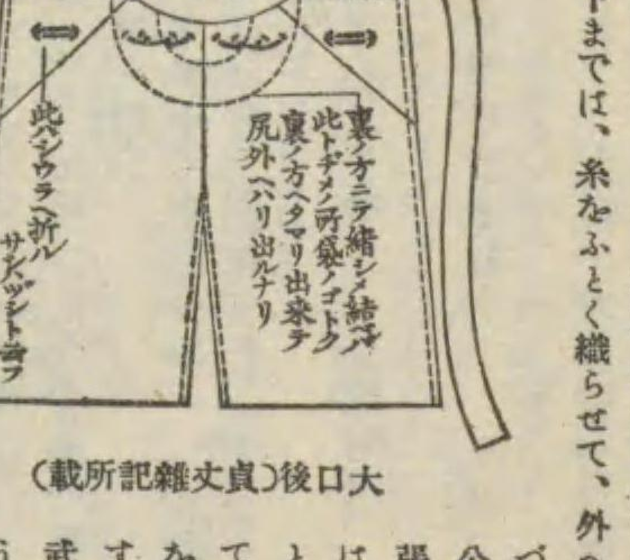

大口後(貞丈雜記所載)

(服色圖解所載)

ど也、すそ口にひだなし、上の紐付の中造りだあり、大體丈二尺ほども在べし、絹の廣狹其人々に依て長短あるべし、あい引五寸五分ばかり」と見えたり(貞丈雜記、服色圖解、歷世服飾考)

オホグチジヤウ　大口城　[所在]大隅國伊佐郡大口村〇また牛山城、涼田口城とも云ふ[起原沿革]牛屎氏の始めて築きし所なり、牛屎氏は鎌倉時代勢ありし族なり、元弘建武の際官軍に屬し、城陷り島津氏の有となる、享祿三年七月相良菱刈の二氏之を奪ひ、永祿十年菱刈隆秋之に據り、島津貴久と爭ひしが、十二年八月貴久の子義久之を圍み、隆秋を降し復た島津氏に歸す、新納忠元之を守る、其後遂に廢城となる(地理纂考)

オホクニヌシノカミ　大國主神　[名號]大己貴神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり[系統]素盞嗚尊の子或はいふ六世の孫なりと、いまだ孰れか是なるを詳かにせず[事蹟]出雲に居住して、頻に諸地方を征服し、また少彥名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊々杵尊をして葦原中ツ國に君臨せしめ給はんとする意あり、玆に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、卽ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、「イヅモノオホヤシロ」參看(古事記、書紀、出雲風土記)

オホクニミタマノジンジヤ　大國魂神社　(六所明神)　[所在]武藏國北多摩郡府中町府中〇武藏國總社にて六所明神、又六所宮といふ、今は官幣小社に列す[祭神]大己貴命、相殿に、素盞嗚尊、伊弉冉尊、瓊々杵尊、大宮女大神、布留大神(以上六神を俗に、六所明神と稱す)、天下春命、瀨織津比咩命、稻倉魂大神

(以上三神を客來三所の神と稱し、凡て九神を共に六所宮と稱す)[起原沿革]景行天皇四十一年祠を始めて建つ、成務天皇の時、始めて宮社を造營し、素盞嗚尊を配祀す、また國中の神社を簡拔して、名神六所の大神等、及び國中諸神の靈代を集配し、武藏國の總社と爲す、寬喜四年二月修造す、鎌倉將軍家代々崇敬す、元弘建武の頃屢々兵燹に罹りしが、室町時代、上杉氏守護となるや、深く渴仰す、小田原北條氏亦之を崇ぶ、天正十八年兵燹にかゝり宮殿悉く燒失す、慶長十一年德川家康宮殿を造營す、宮社の壯嚴古に復す、正保三年十月亦炎上す、寬文五年十一月再營す、爾後修補して明治に至り、十八年五月官幣小社と爲る、祭祀は、五月三日の夜競馬、同五日大神事、同六日御田植神事、六月二十日天下泰平神事を修行し、小祭は七月七日に行ふ、其他八月朔日田面神事あり〇神職は、社務長を猿渡氏行ひ、禰宜一人、社家四人、社人三十五人あり、末社に八幡社、天神社、瀧神社、石塚社等あり(新編武藏國風土記稿、江戶名所圖會、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

オホクノコホリ　邑久郡　[所在]備前國[起原沿革]舊事紀に、大伯に作る、續紀神護景雲三年始めて郡名見ゆ、和名抄に、邑久(オホク)靱負(ユケヒ)土師(ハジ)須惠(スヱ)長沼(ナガヌマ)尾沼(チヌ)尾張(チハリ)杯梨、石上(イソノカミ)服部(ハトリ)等の鄕あり、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホクハジヤウ　大桑城　[所在]美濃國山縣郡大桑村の山上[起原沿革]承久の頃、逸見(大桑氏とも稱す、後の土岐氏)惟長、大桑鄕を得てより子孫相繼で居住す、明應の頃に至り、土岐政房の弟定賴大に改築す、天文の初、政房の子賴藝、齋藤道三に擁せ

られ、兄賴純に代て居す、尋で賴藝、道三と兵を交へ遂に逐ふ所となる、道三爲めに城を壞つ(新撰美濃志)

オホクボウヂ　大久保氏(相模小田原)　姓は藤原氏、關白道兼五代の後胤下野國の住人宇都宮左衞門尉朝綱より出づ、朝綱九代の孫美濃將監泰藤、後醍醐天皇の時官軍に從ふ、新田義貞戰死の後、越前國より三河國に來り住し、宇都宮入道蓮常と名のる、四代の孫昌忠始めて松平信光に仕ふ、爾來子孫德川氏に仕ふ、三代忠茂始めて大久保と名乘る、紀伊國の大久保某三河に來しなこの家號を請て稱せしと云ふ、其子忠利、廣忠に仕へて大功あり、其孫忠俊及び忠世忠佐兄弟家康に仕へて大功あり、天正十八年豐臣秀吉小田原征服の時、忠世家康に從て先鋒たり、後ち家康の江戶に移るに及びて、忠世に小田原城を賜ひて四萬石に封ず、後ち五千石を加封す、其子忠隣又家康に仕へて功あり、文祿三年九月忠世卒し、忠隣封を繼ぐ、慶長七年忠隣の嫡子忠常に二萬石を武藏畸西に賜ひ、叙爵せられて加賀守と稱す、父子の封併せて六萬五千石、十九年正月封除かる、後ち更に嫡孫忠職に忠常の故封を賜ふ、寬永九年正月三萬石加賜、美濃國加納城に移封、十六年三月二萬石加賜、播磨明石城に治す、慶安二年七月一萬六千石加賜、肥前唐津城に移る、延寶五年忠朝老中となる、六年下總佐倉城に移さる、八年一萬石加封、貞享三年一萬石加封、相模小田原城に移封、元祿七年四月一萬石加賜前封と併せて十二萬六千石、天保七年忠眞老中職の功にて虎皮の鞍韉を賜はり、網代輿に乘り、爪折傘を用ふるを許さる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜、武鑑、德川加除封錄、華族譜)

〇忠茂――忠員(カズ)――忠世――忠隣(チカ)――忠常――忠職(モト)―

忠朝——忠増——忠方——忠輿——忠由（ヨシ）
忠顕——忠眞——忠蹤（ナホ）——忠禮（ノリ）——忠眞
忠禮（再相續忠）——忠一

オホクボウヂ　大久保氏（下野烏山）

保忠世の弟忠爲其子忠知寛永十年書院番頭に補せられ千四百石を食み、叙爵左馬允と稱す、常春の時、享保十年十月、封を下野國に移し烏山城を治め、二萬二千石を食む、十三年三萬二千石と爲り、二千石を弟忠寓に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○忠知——忠高——常春——忠胤——忠卿——忠喜（ヨシ）
忠成（シゲ）——忠保——忠美（ヨシ）——忠順（トシ）

オホクボウヂ　大久保氏（相模荻野山中）

忠朝の二子教寛、元祿十一年駿河松永の墾田六千石を受け、寶永三年五千石、享保三年五千石を加賜ぜられ、相模國荻野山中を治む、前封と併せ一萬六千石、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜、德川加除封錄、華族譜）

○教寛——教端（マサ）——教起（オキ）——教倫（トモ）——教翅（ノブ）——教孝（タカ）
教義——教正——教倚

オホクボタダチカ　大久保忠隣　名號

本名忠泰、幼字千丸、後ち新十郎と改む、剃髮して溪菴といふ、法名涼地院靈庭道白　系統　忠世の長子　事蹟　德川氏の臣、永祿六年、年十一にて家康に仕へ近侍となる、爾後屢々軍に從ひて功あり、姉川眛方原の役特功あり、天正十四年治部大輔に任ぜらる、文祿二年父の後を繼ぎ小田原城に治し七萬石を食む、

（忠隣花押）

尋で家康の命を受け秀忠に仕ふ、曾て家康嗣子を議す、忠隣秀忠を擁とすべきを論ず、遂に之に從ふ、忠隣本多正信と輔佐して政事を行ふ、威望最も高し、遂に正信の憎む所となり、慶長十九年山口重政と私婚せしを口實とし、憲法を破るものとなして之を譴す、家康因て忠隣を近江國に流竄しその子教隆幸信を川越に幽し、特に二萬石を嫡孫に賜うて繼がしむ、忠隣冤を訴ふ、群臣本多父子を憚りて敢ていはず、成瀨正成僧正忠隣の罪なきをいふ、家康悟れども未だ果さず、後ち井伊直孝忠隣の魁たり、然れども獨り金銀缺乏して軍用給せず、曾て之を稗益する者を求めんとすれど人を得ずと、長安之を聞きて諸國の金壞を採鑄するの策を獻ず、家康卽ち拔擢して金鑿司となし、大久保忠隣に屬す、初め忠隣申樂を好み、長安を撫愛す、依て姓を授け十兵衞と稱す、茲に至り家康の信任する處となり、爾來累進して慶長中從五位下に叙し、石見守と稱す、八王寺の邑三萬石を食み、瀧山に居る、遂に天下の租稅を管し、廩人數百を養ひ、威權宗臣を壓す、長安賤族たるを恥ぢ、貨を以て武田氏の譜牒を求め、自ら之を冒す、遂に覇心を包き窃に兵器を作り、毒酒數石を貯ふ、慶長十八年四月卒す、長安愛する所の妾數十人あり、各々預め資財を割きて遺書を與ふ、其死するに及び長子藤十郎之を割與せず、茲に於て嬖妾之を幕府に訟ふ、乃ち鞫問し、其記簿を檢索す、一妾告て曰く、長安常に祕藏する所の一宝篋あり、之を寢室の床下に收むと、乃ち之を獲たり、中に數通の謀書あり、皆異邦交通の文章、或は邪謀の連署、天主教の傳法等なり、茲に於て長安の謀惡悉く發見し、七月長子及び外記權之助雲十郎等七人を收め、故の門客を皆獄に下し、鞫治して誅斬流黜各差等あり（野史）

オホクマジヤウ　大隈城　所在　筑前國嘉穗郡大隈町大字中益にあり、○益富城とも云ふ　記原

天正中、秋月種實の父宗全の隱居城として築く所　沿革　天正十五年豐臣秀吉九州を征する時、秋月氏其勢に懼れ此城を棄て、本城古所山に退き、秀吉の

申樂師金春七郎喜然の子　事蹟　武田信玄に寵を受け士籍に列す、姓土谷氏を賜す、武田氏亡後駿府に至り、大藏大輔と稱し、申樂を業とす、一日德川家康錢て曰て關東八州を領し毛利輝元と共に海內有國の魁たり、然れども獨り金銀缺乏して軍用給せず、曾て之を稗益する者を求めんとすれど人を得ずと、長安之を聞きて諸國の金壞を採鑄するの策を獻ず、家康卽ち拔擢して金鑿司となし、大久保忠隣に屬す、初め忠隣申樂を好み、長安を撫愛す、依て姓を授け十兵衞と稱す、茲に至り家康の信任する處となり、爾來累進して慶長中從五位下に叙し、石見守と稱す、八王寺の邑三萬石を食み、瀧山に居る、遂に天下の租稅を管し、廩人數百を養ひ、威權宗臣を壓す、長安賤族たるを恥ぢ、貨を以て武田氏の譜牒を求め、自ら之を冒す、遂に覇心を包き窃に兵器を作り、毒酒數石を貯ふ、慶長十八年四月卒す、長安愛する所の妾數十人あり、各々預め資財を割きて遺書を與ふ、其死するに及び長子藤十郎之を割與せず、茲に於て嬖妾之を幕府に訟ふ、乃ち鞫問し、其記簿を檢索す、一妾告て曰く、長安常に祕藏する所の一宝篋あり、之を寢室の床下に收むと、乃ち之を獲たり、中に數通の謀書あり、皆異邦交通の文章、或は邪謀の連署、天主教の傳法等なり、茲に於て長安の謀惡悉く發見し、七月長子及び外記權之助雲十郎等七人を收め、故の門客を皆獄に下し、鞫治して誅斬流黜各差等あり（野史）

オホクマジヤウ　大隈城　所在　筑前國嘉穗郡大隈町大字中益にあり、○益富城とも云ふ　記原

天正中、秋月種實の父宗全の隱居城として築く所　沿革　天正十五年豐臣秀吉九州を征する時、秋月氏其勢に懼れ此城を棄て、本城古所山に退き、秀吉の

手に歸す、慶長五年黑田長政入國の後、此城を改築して家臣後藤又兵衞を置く、又兵衞逐電の後、城遂に廢す（筑前續風土記）

オホクラウヂ　大藏氏

蕃別、都賀四世の孫東人より出づ、姓に朝臣、宿禰、忌寸等あり、履中雄略の二朝相次で內藏大藏を建て、諸國の調絹を納め、東西文史をして其簿を勘錄せしむ、茲に於て姓を賜ふて內藏大藏二氏となす、壬申の亂、大藏直廣隅、天武天皇に從ふ、仁明天皇の時、大藏忌寸橫佩宿禰を賜ふ、清和天皇の時、善行文學を以て著はる、姓朝臣と改む、朱雀天皇の時、對馬守春實蘆原純友を討て功あり、その孫種村、太宰大監に任ず、女眞入寇の時大功あり、子孫代々府官となる、曾孫種直壽永中筑前長須郡秋月莊を食む、子孫因て秋月氏となす、「アキヅキカゲ」參看、其族に原田、田尻等あり（大系圖、氏族志）

オホクラシヤウ　大藏省　名稱　唐名大府寺　所在　大內裡內達智門の西　職掌　諸國の調及び金銀、錢、珠玉、綿纖、骨角、羽毛、漆帳幕を出納し、權衡、度量、寶貨の估價及び諸國より貢獻の雜物の事を掌る、其屬司五あり、典鑄司、掃部司、漆部司、縫部司、織部司といふ　職員　卿一人正四位下、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、大亟一人正六位下、少亟二人從六位上、大錄一人正七位上、少錄二人正八位上、史生六人、被接官に、大主鑰二人從六位下、少主鑰二人從七位下、藏部六十人、價長四人、典履二人　起原沿革　上代朝廷齋藏を置き、忌部氏をして之を掌らしめしが、履仲天皇の時、更に內藏を建て、神物は齋藏に、官物は內藏に納めしむ、雄略天皇の朝に至り、秦酒公諸國に屯在ぜる歸化人一萬八千六百七十を集め、別て九十二部となし、大に殖產興業を奬勵したりし結果、諸國の貢調年々に增加するに至り、更に大藏を建て秦酒公を以て長官となし、蘇我滿智をして三藏を總轄せしむ、大寶元年令を修むるに當り、其制に仍て大藏省となし、前に揭げたる職員を置く、武家時代となりては、權力總て武家に歸し、名ありて實なきの有樣となり、明治維新に至れり、明治元年正月會計事務を掌り、同年二月會計事務局を置く、同年閏四月之を廢し會計官を置き、出納司、用度司、驛遞司、營繕司、稅銀司、貨幣司、民政司の七司を管せしむ、二年七月、會計官を廢し大藏省を置き、造幣寮出納、租稅、監督、通商、鑛山の五司を管せしむ、其後屢職制の改革及び管司の廢合等ありて現今は、省中に主計、主稅、理財、造幣、專賣の五局を置き、稅關、葦煙草專賣所、稅務管理局、及稅務署を管す（令義解、職原抄、大內裡圖考證、法令全書）

オホクラシヤウ　大藏城　所在　豐後國日田郡石田村　起原沿革　鈴鹿王の子、中井王、大同中豐後介となり、承和中任已に滿つるも還らず、其子永弘に至りて大藏を以て姓となし、始めて此所に館す、大藏氏の子孫二十餘世此に居り、文安元年永英に至りて遂に亡ぶ、此時廢城せしものゝ如し、未だ詳かならず（豐後國志、豐日志）

オホクラノシンミダウ　大藏新御堂

寶園寺（カクチンジ）を見よ、

オホクラマチ　大藏町　所在　相模國鎌倉郡にあり、昔時は大倉と書し廣く係りし地名にて、今は筋替橋の東方の市街を云ふ　沿革　大倉谷と唱ふ、今は筋替橋の東方の

オホクラハ　大藏派

吉田大藏茂氏の創めたる弓術の流派○茂氏は左近衞門業茂の三男、初め富田信高に仕ふ、後ち前田利家に仕へ、千石を領す、日夜志を射術に盡し吉田流の奧旨を極め、遂に一派を開く、曾て蓮華王院に射て京一と稱せらる、門人甚だ多し、吉田流（ヨシダリウ）參看（武術流祖錄）

○吉田業茂——吉田茂氏」「中川重長——「大庭景重
「西尾重長——平澤吉重

オホケイヅ　大系圖　卷數　三十卷　內容　諸家の系圖略譜等を、洞院公定の著なる尊卑分脈にならひ增補したるものにて、新編纂圖本朝尊卑分脈系譜雜類と題せり、此書傳寫の誤、重複の處少からず、精確のものにあらず、僞書なりといふ　著者　四道智、後西院天皇明曆中に之を作る（大系圖、安齋隨筆）

オホケミ　大檢見

江戶時代、田畑の作毛を檢見する法の一、代官の檢見するを大檢見といひ、手代兩人宛組合ひ、三四組程手分檢見して村々を巨細に檢見するを小檢見といふ、小檢見は、正しく取箇を附する爲めの者にて、縁寡孤獨を救ふに最も關係を有す、小檢見舉りても尙ほ大檢見の日數延び後れば、檢見坪立と稱し、田毎に田の廣中二間四方宛刈殘し、代官の檢見を待つ、代官はその坪刈を檢見して小

（見檢小）

檢見と合せ、評議の上取箇を定む、小檢見は一たび停めたることありしが享保四年大檢見のみにては吟味行屆かずとなし、再び小檢見を行ふに至れり、「ケミ」參看(田園類説、地方凡例錄)

オホゴシヨ　大御所　御所(ゴショ)を見よ、

オホゴバン　大御番　江戶時代、大番を稱していふ詞、「オホバン」を見よ、

オホコホリノミヤ　大郡宮　小郡宮(ヲコホリノミヤ)を見よ、

オホサイヰン　大齋院　【名號】選子內親王【系統】村上天皇の第十皇女、母は藤原師輔の女中宮安子【事蹟】圓融天皇天延三年六月加茂齋院に卜定し、花山一條三條後一條五代の間賀茂齋院たり、因て大齋院と稱す、長元八年六月二十二日薨ず、年七十三、善く和歌を詠ず(加茂齋院記、皇胤紹運錄)

オホサイバリ　大前張　神樂歌七首の總名、或は催馬樂曲と云ふ、七首とは宮人(ミヤビト)、木綿志天(ユフシデ)、難波潟(ナニハカタ)、前張(サイバリ)、階香取(シナガトリ)、井奈野(キナノ)、脇母古(ワキモコ)を云ふ、一說に前張は催馬樂にして、大小の字を加へたるは、詩に大雅小雅などあると同じく、雅樂としらべなしたるを大前張とし、少し風俗の趣あるを小前張とせるならんと云へり(郢曲抄、神樂催馬樂入綾、安齋隨筆)

オホサカ　大阪　【起原】大阪は古の難波津(「ナニハツ」參看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、「攝州東生郡生玉庄內大阪」とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ばず、「オサカ」と唱ふと云ふ、世に仁德天皇紀の「あさづまの烏瑳介(ヲサカ)をかたなきに道行ものはたぐひてぞよき」の御製を引き、小坂の名こゝに顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向專念の道場を建て、兵を蓄へ、地を略し、以て敎を弘む、其勢盛にして諸州を風靡す、之れより大阪の名大に著はれ、難波渡邊等をも總稱するに至れり【沿革】天正十一年豐臣秀吉石山城を修築し、大阪城を築く後、大に河渠を通じ、土地を高めて徐々街衢を開き、且つ伏見堺の商估を移してより、形勢大に改まり、都市の大體を形造れり、元和元年豐臣氏亡びて、德川氏の有に歸するや、松平忠明を此に封じ、五年忠明大和に移封せられてよりは、番城となり、內藤正信之を守る、之を城代と云ふ、又京橋玉造の二口に定番を置き、市政を行ふに町奉行あり、東西兩所に分れ、吏胥に與力同心あり、天保以後は御用調役同心支配、目付等數多の職役ありき、豐臣氏の時には東天滿、船場、西船場の三鄕に分れ、德川氏は更にこれを北組、南組、天滿組と稱し、各總年寄を置き、其事務所を總會所とし、總年寄は世襲にして市政に與り、又總年寄の下に町年寄あり、總年寄の命をうけて町務を執る、明治維新の後も、大阪裁判所は元の西町奉行所に設けられて、行政司法の事務を併せ行ひ、總年寄は尙ほ裁判所に出仕して公務を補助したりき、尋で裁判所は大阪府と改められ、明治二年府縣施政の順序略ぼ定まるに及び、總年寄は廢せられ、三鄕の稱廢して東西南北の四大組となり、各大年寄を置き、其下に助役中年寄町年寄を置き、明治五年五月年寄の稱を改めて總區長となし、助役を總副區長とす、尋で戶長を置き、數多の變遷を經て、明治二十二年特別市制となる、爾後自治區となり、市長これを統管し、區は行政の一區劃として區長を置けり、「オホサカジヤウ」參看(大阪城誌、大阪府誌)

オホサカイチブキン　大阪一分金　【名義】江戶時代に行はれたる金貨の一種、大阪にて鑄造せしを以て名づく【性質】縱六分强、橫三分五厘、重一匁二分、及び縱六分强、橫三分五厘强、重一匁一分五厘の二種あり、面に一分、背に光次の文字と華押とあり【沿革】慶長四年之を作る(金銀圖錄、大日本貨幣史)

オホサカカネブギヤウ　大阪金奉行　【職掌】江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪城に收入する金銀出納の事を掌る(凡大阪金藏の金銀は、江戶城の金藏に融通して財計を調理するを以て、大阪市中に爲替役を置き、往復を便利にす)高二百俵、同心各十五人隷屬す、勘定奉行の所管たり【起原沿革】寬永二年始めて置き(或は云十六年三月)深津正吉之に充つ、後ち二人あり、萬治二年以來在職中手當米八十石を給す(官中祕策、吏徵)

オホサカカバン　大阪加番　【職掌】江戶幕府の職名、大阪城に交代して中里、中小屋、靑屋口、雁木坂の四門を守衞す、又定番と同じ、老中の所管たり、八箇月づゝ在勤す、常住にあらず故に加番と云ふなり【起原】寬永三年始めて三人を置く、後ち四人となる(吏徵、柳營祕鑑)

オホサカグソクブギヤウ　大阪具足奉行　【職掌】江戶幕府の職名、大阪に駐在して城中備付け具足の事を司る、大阪定番之を支配す、役料八十石、同心各十人隷屬す【起原】寬永十六年三月始めて置く、二人あり(官中祕策、吏徵)

オホサカクラブギヤウ　大阪藏奉行　【職掌】江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪に收むる米穀の出納を管す、二百俵高、役料八十石、手代三十人、藏番、小揚、杖突之に隷屬す、勘定奉行の所轄たり【起原沿革】元和七年始めて之を置く、二人あり、寬保三年六月勘定奉行の所轄を解きて、大阪町奉行の

所轄となし、一人を增置して三人と爲す、延享元年二月假役二人及び補助を置く(官中祕策、明良帶錄、吏徵)

オホサカゴバウ　大阪御坊　石山御堂ともいふ、石山本願寺(イシヤマホングワンジ)を見よ、

オホサカザウヘイレウ　大阪造幣寮　【所在】攝津國大阪市北區新川崎町【起原】慶應四年四月、明治政府從來通用する所の金銀貨幣の品位、量目、粗濫紛紊を極め、之を歐米各國普通の制に比すれば、劣惡も亦甚だしく、決して萬國對峙通商の世界に行はるべからざることを知り、斷然舊制を改革して、更に萬國の瓦制と、我國の慣例とを折衷して、以て畫一純正の貨幣を新鑄すべきことを議決し、直に香港に在る英國造幣器械を購求し、八月地をこの川崎村舊幕府米廩の址地に撰卜し、造幣場建築に從事す【沿革】明治二年十一月誤りて火を失し、器械大半灰燼に歸せしを以て、又再築の議を決し、三年四月更に英國より器械を購求せしめ、該廠再築の工事を督し、數月にして經營漸く成功を告げ、同年十月より新貨の鑄造を試み、翌十一月銀貨の鑄造を始め、而して四年二月造幣寮の開業式を擧行し、大藏省の管轄の下に屬す、同十年一月造幣局と改稱し今日に至れり(法令全書、貨幣攷要)

オホサカジヤウ　大阪城　【所在】攝津國大阪○外郭は北淀河の左岸に沿ひ、西は東橫堀を以て外湟にあて、高麗橋を正門とし、南は道頓堀以東玉造の北に及び乾濠を控へ周回約そ三里許、規摸宏大に、郭壁堅牢に、本邦無雙の名城と稱す【起原】天文元年、本願寺の僧光敎此地に本山を築きて城構と爲したるに權輿す【沿革】天正八年八月織田信長之を陷いれ番衆を置きて守らしむ、天正十一年豐臣秀吉、此地を收め、關西諸國の大小名に命じて城を築かしむ、十三年に至り工竣る、慶長四年豐臣秀頼伏見より此城に入り大に增築す、慶長十九年十一月秀頼此城に據りて、德川家康と戰ふ、尋で和議成り、其外郭を毀ち周池を塡め只に牙城のみを存せり、元和元年秀頼再び兵を擧げしも、利なくして城陷り豐臣氏遂に亡ぶ、家康之を松平忠明に與へ、十萬石を給す、忠明命を受け修治して稍舊に復せりといふ、五年七月忠明を郡山に徙し、內藤信正を城代とし關西の鎭府と爲す、此時大番、在番の制を創む、六年正月秀忠關西の大名に課して修築せしむ、家光の時(寬永元年及び五年の兩度)復工を起し數年の後大成す、萬治三年六月家綱の時、雷、靑屋口火藥庫に震し城內燒く、天明三年十月復雷震あり、大手門其他燒失す、天保十四年將軍家慶の時、市民百五十五名に命じて修造を加へしめ、前後十一年を經て安政五年殿館其他諸建物の修造、及び大手門の再建始めて成る、獨り天主矢倉の建設を見ず、慶應元年將軍家茂長州征伐の師を起すや、此城を行營と爲す、翌二年七月病て城中に薨す、明治元年正月九日城內火を發し殿館其他灰燼と爲り、獨り追手、京橋伏見其他二三を餘すのみ、五年朝廷更に大阪鎭臺を此城に建置し、尋で第四師團の兵營と爲る、今次頁に大阪城の沿革圖を示す(大阪城由來記、主圖合結記、大阪城誌、兵要地誌)

オホサカジヤウカベガキ　大阪城壁書　文祿四年豐臣秀吉が、大阪城中に揭げたる法度をいふ、卽ち左の如し、

一諸大名緣邊之儀得二御意一以二其上一可二申定一事

一大名小名涂寺(二字如本)令二契約誓紙一等堅御停止之事

一自然於二喧嘩口論一者致二堪忍一之輩可レ屬二理運一之事

一無實之儀申上輩有レ之者雙方召寄堅可レ被レ遂二御糺明一事

一乘物御赦免之衆家康利家景勝輝元隆景幷古公家長老出世之衆此外雖二大名一若年之衆者可レ爲二騎馬一年齡五十以後之衆者路次及二一里一者駕籠之儀被レ成二御免一候於二當病一者是又駕籠御免之事

右條々於二違犯之輩一者可レ被レ處二嚴科一者也

文祿四年八月三日

隆景　輝元　利家　秀家　家康

御掟追加

一諸公家諸門跡衆嗜家之道可レ被レ守二公儀御奉公一事

一諸寺社之儀寺法如二先規一相守專修學問勤行不レ可レ致二油斷一事

一天下領知方之儀以二毛見之上一三分二者地頭、三分一者百姓可レ取レ之兎角田地不レ荒様に可二申付一事

一小身之衆者本妻之外遣者一人者可二召置一、但別に不レ可レ持レ家雖レ爲二大身一手懸(テカケ)之者不レ可レ過二一兩人一事

一隨二知行分限一諸事進退可二相働一事

一可レ致二直訴一儀於二公事一目安者先十人之衆へ可レ申十人衆訴レ人之儀被二聽走一、雙方召寄憶に可レ被レ聞二申分一以二談合之上一御耳へ於二可レ入儀一者可レ被二申上一事

一衣裳之紋御赦免之外菊桐不レ可レ付レ之於二御服拜領一者其御服所持之間は可レ着レ之染替別之衣裳に御紋不レ可レ付候事

一酒者隨レ器、但大酒御制禁之事

一覆面仕來之儀堅御停止之事

本願寺石山本山総構之圖

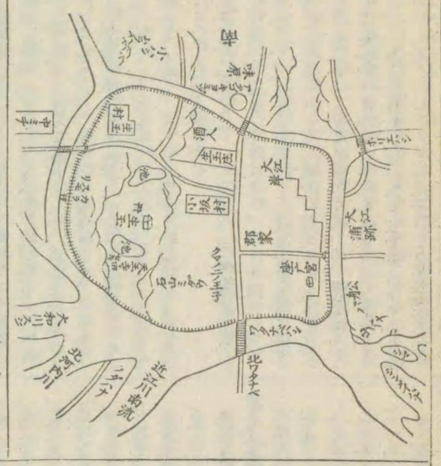

豊臣氏ノ大阪城慶長年間圖

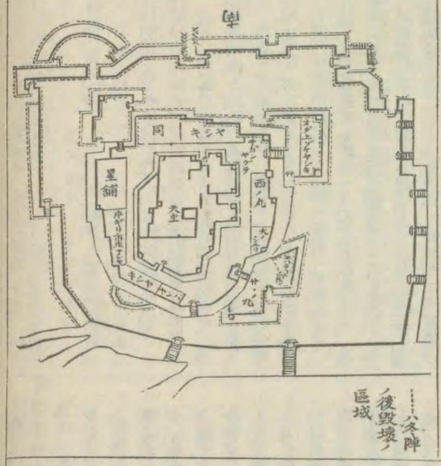

德川氏ノ大阪城畧総圖

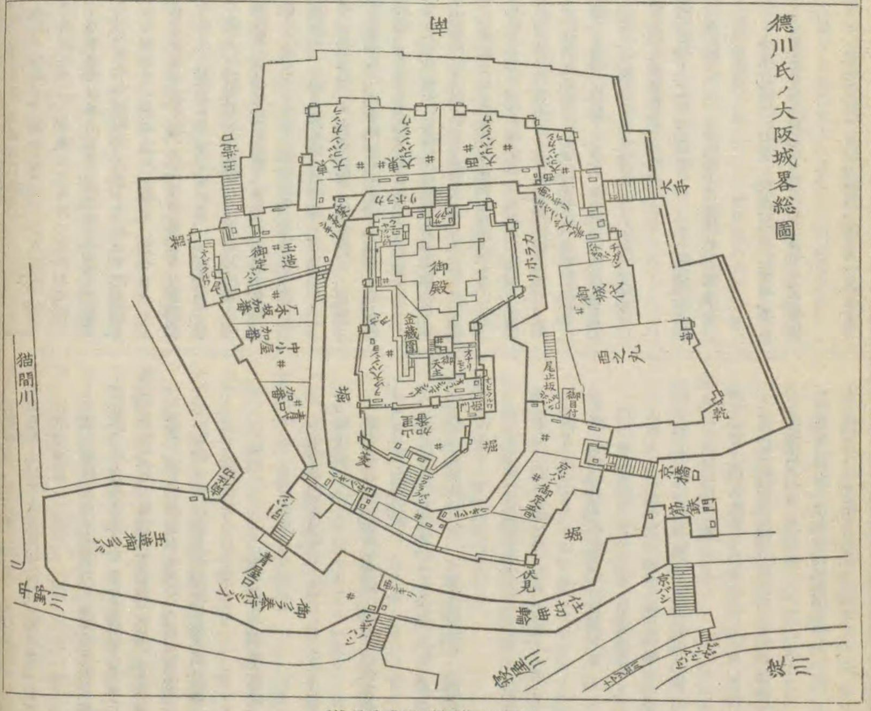

大阪城沿革圖（大阪城誌所載）

右條々於違犯之輩者可被處嚴科者也

文祿四年八月三日

隆景　輝元　利家　秀家　家康

オホサカジヤウダイ　大阪城代　【輯覽】江戸幕府の職名、大阪城中に居住し、關西三十三國の治亂を察し、上下の訴訟を判し、警備を嚴にす、兼て大阪町奉行及び堺奉行を管す、席次溜間詰とす○役高一萬石從四位下に叙す、帝鑑間、雁間重代の諸侯其器に堪へたる人、奏者番、寺社奉行を經て此職に補し、更に京都諸司代、及び老中に轉ずるを例とす、凡城代任に赴く時は、謁を賜ひ黒印を授け、刀馬時服を賜ふ、又妻子を携へて在勤し、五六年に一度江戸に參覲す【起原沿革】元和元年五月豊臣氏亡び、十一月大阪城を松平忠明に賜ふ、五年九月忠明を他に徙し、大阪城を以て關西の鎭守とし、内藤信正を以て城代とす、當時假役にて、一年代或は二年代なり、慶安より以後六人を置きて更替せしめしを、寛文二年三月青山宗俊を任じ始めて一人の職となる、是より本役となり、更替の制を廢す、此職に在る者は大阪近地にて領知を賜ふ（柳營祕鑑、吏徵、明良帶錄、武家名目抄稿）

オホサカチヤウバン　大阪定番　【輯覽】江戸幕府の職名、城番とも云ふ、大阪城に居住して其警備を掌る【輯覽】一人五六年に一度參府す、多くは大番頭より任じ、奏者番、若年寄に轉ずるを例とす、二三萬石大名の任にして、與力三十騎、同心百人之に隷屬し、分つて京橋玉造兩門を守衛す、老中の所管なり、席次雁間詰とす【起原沿革】元和七年三月始めて之を置き、高木正成稻垣重種二人を以て之に充つ、寛永七年廢す、慶安元年六月再置して内藤信廣保科正貞之に充つ、延享二年十二月役料三千俵を給す（柳營祕鑑、明良帶錄、武家名目抄稿）

オホサカテツパウブギヤウ　大阪鐵砲奉行　【輯覽】江戸幕府の職名、大阪に居住して城中に在る所の鐵砲の事を司る、大阪定番の配下に屬す、鐵砲方二人役料七人扶持、同心十人隷屬す【起原沿革】寛永八年正月始めて二人を置く、寛文十一年正月在職手當米八十石給與に定む（柳營祕鑑、官中祕策、吏徵）

オホサカノシナガノミサザキ　大阪磯長陵　孝德天皇の御陵、一に鶯陵ともいふ、河内國南河内郡山田村大字山田上野山に在り、兆域東西五町、南北五町、守戸三烟（延喜式、陵墓一覽）

オホサカノヂン　大阪陣　【起原】慶長五年九月德川家康關ヶ原の戰に勝ちしより、威勢前日に十倍し、細大の政權自ら其掌握に歸す、故に擅に賞爵を行ひ、諸侯の秩祿を增減す、遂に豊臣秀頼の食邑を定め、攝津、河内、和泉の内六十七萬石となす、慶長八年七月秀忠の女千姫を秀頼に嫁す、十五年以後秀頼歳首必ず賀正使を駿府に遣はす、十六年三月家康上落し二條城にあり、秀頼を延見す、加藤清正秀頼を守護す、家康又秀頼に命じて方廣寺大佛殿を作らしむ、蓋し大阪城中の資財を糜耗せしめんが爲めなり、十九年六月成る、將に供養せんとす、鐘銘に國家安康の句あり、家康見て我を咒祖すと爲し、大に怒て板倉勝重をして片桐且元に告げ、供養を停む、且元驚て辯疏すれども勝重聞かず、物情騷然、且元、清韓、大野治長と駿府に赴き謝す、家康二人を歸し、且元を停めて詰責す、尋で淀君、乳母大藏尼正榮を遣はして謝す、家康二女を慰め且つ且元に逼りて秀頼の信を表せしむ、且元二女と歸る、途二女に謂ふ、吾に三策あり、淀君を質とす上策、秀頼を江戸に置く中策、大阪を避て他に徙る下策、此の三策一を行へば事無からんと、二女且元を疑ひ、密に書を馳せて大阪に告ぐ、淀君大に怒り、治長、長益に命じ且元を誅して兵を擧げんとす、且元之を聞き其邑に歸る、遠近騷然、十月治長議して事を擧げ檄を四方に移す

（冬陣）【經過】眞田幸村、長曾我部盛親、後藤基次等來り集る、兵十萬と號す、封邑ある者一人の應ずるなし、家康之を聞き、諸侯に令して向ふ所を定め、親ら數百騎を帥ゐて駿府を發し、秀忠江戸を發す、十一月先鋒藤堂高虎井伊直孝住吉に陣し、池田利隆中島を取る、幸村、基次、家康未だ至らざるに襲擊せんとする策を立つ、治長聽かず、既にして東軍悉く至り、家康住吉に、秀忠平野に次す、兵凡五十萬、幸村、木村重成、後藤基次等奮戰す、衆寡敵せず、退て城に入る、十二月高虎直孝の軍伏に陷り大敗す、家康諸營を巡視して茶臼山に陣し、秀忠岡山に徙る、連珠砦を築き、相接し以て河水を壅す、城中大に苦む、家康金工後藤光次を城に入れ、和を議せしむ、城中決せず、治長秀頼に勸めて和を講ず、家康周池を塡め、客兵を追はしむ、長益、治長其子を出して質となす、和成る、時に慶長十九年十二月なり、東軍卒十萬餘人を發し外濠より埋め、内濠に及ぶ、城中大に驚き之を責む、監吏依違終に濠を埋む、是を大阪冬陣といふ、元和元年正月家康駿府に、秀忠江戸に歸る、既にして大阪城中にありては、戰爭媾和成りて無事に屬せしを喜び、遊宴士女を娛ましむ、兵荒の餘財貨乏しく戰功を賞するを得ず、新舊諸士悅ばず、秀頼に勸めて再擧を謀り、塡むる所の塹濠を鑿復し、二條の棚を設け、浪士を招く、集る者十五萬人、眞田幸村、後藤基次、木村重成、長曾我部盛親、大野治長、同治房、道犬、明石守重麾下七隊長是が將たり、幸村曰く、急に京師を

（夏陣）

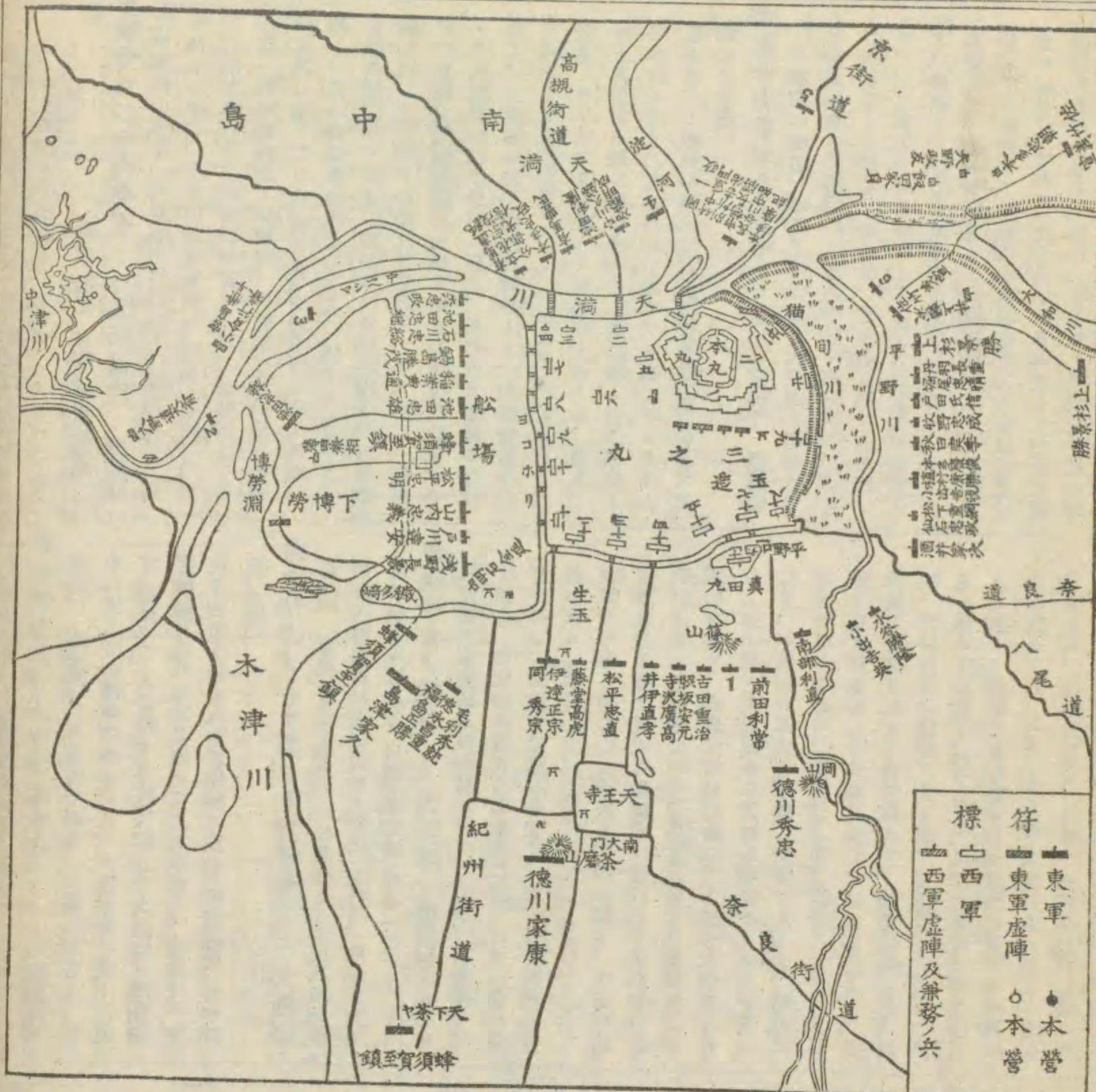

圖中符號

○西軍

一 評定組　中島氏種
二 堀田正高　評定組
三 伊東長次　評定組
四 毛利勝永
五 大野治長
六 大野治房
七 川崎和泉　高松內匠　赤座直規
八 名島忠統　青木信重　大野治房
九 大野治長　部下
十 評定組　黑川貞胤　槇島重利
十一 速水守久　眞野頼包
十二 大野治長
十三 北川宣勝　井上時利　織田長頼
十四 內藤忠豐　長曾我部盛親　中島氏種　郡良列　評定組
十五 木村重成　山川賢信　石川貞矩
十六 眞田幸村　同幸綱　伊木遠雄
十七 湯淺正壽　明石守重　仙石宗也　戶田爲重
十八 旗本組
十九 生駒正純　鐵砲組
二十 稻木教量　野々村吉安　淺井長房
二十一 南部信連

○東軍

1 松倉重政　榊原康勝　桑山一直
2 九鬼守隆　向井忠勝　千賀信親　小濱光隆
3 山崎家治　加藤貞泰　一柳直盛
4 松平康重　岡部長盛　能勢勝清
5 林武吉　宮木豐盛　藤田廣定　片桐且元　同貞隆　石川貞政　木下延俊　花房正成　同正盛
6 淺野長重　眞田信吉　同信政

襲ひ、天子を挾みて天下に令すべしと、治長兄弟聽かす、終に城守に決す、家康、藤堂高虎井伊直孝に命じて先發せしむ、四月治房奈良郡山を攻む、又和歌山藩主淺野長晟の和泉に入るを聞き、紀伊の土寇を誘ひ挾擊を謀る、成らす、樫井に戰て敗れ、先鋒塙直次之に死し、治房城に還る、家康、秀忠相次で京師に至り、方略を定む、五月家康星田に、秀忠角南に舍す、西軍は眞田幸村、毛利勝永天王寺に、基次平野に、木村重成若江に、長曾我部盛親矢尾に陣す、基次進て東軍の先方水野勝成の軍と小牧山道明寺(河内紀伊郡)に戰ふ、城將薄田兼相之に死す、伊達美濃伊勢諸軍基次を挾擊す、基次銃に當て死す、治長來り援て大敗す、幸村急を聞き馳至る、陸奥の軍を誘て之を破る、渡部尙等と軍を收めて退く、盛親矢尾に伏を設け、藤堂氏の先方を破り、高刑良勝を斬る、重成井伊氏の兵と若江に戰ひ、槍を揮て挺進し、三十餘人を斬り遂に死す、井伊氏藤堂氏の兵を合せて盛親を擊つ、盛親破れて幸村等と退て城に入る、家康諸將を部署し、親ら左軍に將となり、秀忠右軍の將とし、左右並進む、城中眞田幸村、大谷吉之等と茶臼山に陣し、森勝永、竹田永應天王寺の南に、治長七隊長と毘舍門池の南に、治房御宿政友と岡山に陣す、幸村治長をして秀頼を出陣せしむ、將士皆踴躍す、幸村東軍の先陣德川忠直の兵と戰て之に死す、吉之、政友相次で戰死す、勝永東軍の將本多忠朝と戰て之を殺す、東右軍岡山に逼る、治房擊て之を破り、秀忠の麾下に逼る、勝永、永應亦家康の麾下に逼る、家康人を遣はして和を議せしむ、淀君使を馳せて治長を召す、治長旗を旋して城に入る、諸軍望見し、城中變ありとなす、東軍隙に乘す、城兵爲めに敗る、時に城中內意する者ありて火を放つ、東軍諸門を破て侵入す、家康茶臼山にあり火を望み、左右を顧て吾復た勝つと、諸將來り賀す **結末** 城中烟焰四逼し治長秀頼母子を糒倉中に徙し、夫人德川氏を東軍に送る、家康、井伊直孝、安藤重信を遣はして糒倉を圍む、又本多正純を遣はして秀頼に謂て曰く、罪大と雖も宥して高野に置き、淀君を萬石に封ぜんと、秀頼決せず、直孝重信と謀り銃を倉中に放て絕を示す、秀頼母子自殺す、治長以下廿五人皆殉す、秀頼年二十三、淀君三十九、天正十一年秀吉此に治せしより廿七年、豐臣氏亡ぶ、之を大阪夏の陣と云ふ(日本戰史)○今戰史に據り、冬の陣の東西兩軍配置の圖を示す、

オホサカノロクヤク　大阪六役　大阪に於ける所役の名、御小買物役(大阪城中の表用器具等を購入する時、買物奉行に立會ふ)御鹽味噌(城內軍用味噌製造の時立會ふ)御金役(大阪城內に在る金藏を支配する御金役に立會ふ)御普請(大阪十一橋、卽ち公役橋、役屋敷、牢屋、其他公事の土木を取扱ふ)御藏目付(大阪西丸及び難波 難波藏米米穀出入の際立會ふ)御石(豐臣秀吉大阪築城の時、各諸侯の運送せし石、大阪各所に散在し不便なるを以て、川村瑞賢取除き方を受負ひて其所在の地に堀込み、今猶存するを保護する城內石奉行に立會ふ)の六役をいふ(大阪市制沿革)

オホサカハリンブギヤウ　大阪破損奉行　**職掌** 江戸幕府の職名、大阪に在住し修繕の事を司る、初め材木奉行と稱し、二人あり、大阪定番の支配に屬す、役料八十石、手代五人之に隸屬す **起原** 元祿十一年十一月始めて三人を置く(東徵、明良帶錄)

オホサカヒヤクニチメツケ　大阪百日目付　大阪目付を世に稱していふ、「オホサカメツケ」を見よ、

オホサカフナテ　大阪船手　**職掌** 江戸幕府の職名、大阪に駐在し大阪所在の官船を掌り、軍事警備に供し、兼て商賈運輸の廻船等を檢す **職員** 頭一人(五千石高、役料百人扶持を給す)與力六騎、水主同心五十人之に隷す、老中の所管たり、躑躅間詰とす **起原沿革** 元和六年始めて置き、小濱光隆を以て之に充つ、寛文五年正月高林直重、大橋與惣右衞門の兩人を任じ、天和三年閏五月亦一人と爲す(明良帶錄、官中祕策、吏徵、武家名目抄稿)

オホサカマチドシヨリ　大阪町年寄　**職掌** 町奉行の命を奉じ町內の公事を取扱ふ、初め元締といふ **起原沿革** 豐臣氏の大阪に市街を與すや、山城國伏見、和泉國堺等の町人を移住せしめ、其中に就き重立ちたる者に命じて、三鄕町割を爲さしむ、慶長八年の頃、長崎港貿易品取締に因り絲割符人數を定めり、本地に於て其選に當る者二十一人、皆三鄕の市政に與る、松平下總守領地たりし時、二十一人の內にて公事取扱を爲さしむ、大阪戰爭後離散の民を招集し、荒地破屋を授けて民家を再營せしめ、且つ幕府に請ひ、伏見の町人二百町餘を郭內の空地に移住せしめ、漸く東堀以東の市街を開く、又元締等をして各町の年寄を選定せしむ、德川氏直轄たるに及びて、元締を改め總年寄と稱す、爾來槪ね子孫世襲して連續せしが、安永以後十四人となれり、文政中不都合の所爲あるを以て、野里四郞左衞門、渡邊又右衞門、井岡三五郞の三人を召放たり、慶應三年に至り助手を併せて十七人、北組にて比田小傳次、江川庄左衞門、江川將太郞、永瀨七郞右衞門、伊勢村新之丞、伊勢村瓊太郞、川崎次左衞門、南組にて安井九兵衞、安井幹助、井吉三郞

兵衞、井吉資三郎、永淵幾代助、金谷實太郎、天滿組にて今井喜左衞門、中村左近右衞門、中村佐源太、比田仁兵衞とす、但し一戸の內にて父子共に職を奉ず、故に子弟は助手と稱す(大阪市制沿革)

オホサカマチブギヤウ　大阪町奉行　【職掌】江戸幕府の職名、大阪に居住し官署を東西二所に置き、市街を管し、訴訟を裁斷し兼て攝津、河內、和泉、播磨の民事、刑事を攝す、但し萬般の事城代に禀議して其事を處理す、江戸町奉行の老中に於るが如し、老中の所管にして從五位下に叙す、役高千五百石、役料六百石、席次は芙蓉間詰とす、各與力三十騎、同心五十人之に隷す【起原沿革】元和五年二月始めて之を置き、島田直時、久貝正俊之に補す、元祿九年正月一人を增置して、堺奉行を兼れしむ、十五年十一月又二人となし、堺奉行の兼職を停む(明良帶錄、官中祕策、吏徵、武家名目抄稿)

オホサカメツケ　大阪目付　【職掌】江戸幕府の職名、大阪に在住して市政を監察す、始め上方目付と稱す、老中の所管、十日間京都の二條城へ在留す【起原沿革】寛文元年始めて之を置き、使番より一人、兩番より一人を撰んで之に充つ、三年に、一年三次交代期と定む、世に之を百日目付と稱す、翌年閏五月春秋半年交代に變ず、元祿十二年使番より二人を任じ、兩番より任するを罷む、寛政五年五月一年交代期と改む(官中祕策、吏徵)

(百日目付)

オホサカユミヤブギヤウ　大阪弓矢奉行　【職掌】江戸幕府の職名、大阪に在住して城中備付の弓矢の事を司る【起原】寛永十一年三月始めて置く、二人あり、役料八十石、一組同心十人之に屬す、大阪定番の所管たり(官中祕策、吏徵)

オホサツ　大札　制札の大なるを云ふ、戰時等に諸兵卒の見安からん爲めに、普通より大なるを用ひしなるべし、太平記小山田太郎高家刈青麥の條に、去年義貞西國の打手を承りて、播磨に下着し給ふ時、兵多くして粮乏し、若し軍に法を置ずば、諸卒の狼藉不可絕とて、一粒をも刈採、民屋の一をも追捕したらんずる者をば、速に可被誅之由を、大札に書て道の辻々にぞ、被立け。」と見えたり、

オホサツマブシ　大薩摩節　淨瑠璃節の一種、大薩摩主膳太夫と稱する者の創めたるが故に名づく○主膳太夫は通稱善藏、市村竹之丞の弟、薩摩左內につきて、淨瑠璃節を學び、遂に一家を爲す、寛保延享の頃行はる、後には廢れ、長唄にて此節をかれ覺え、歌舞伎芝居にて勇士の出端、荒事等の時往々之を用ひるのみにして、一派の太夫なきに至る(擊曲類纂)。

オホサトノコホリ　大里郡　【所在】武藏國【起原沿革】延喜式に、郡名始めて見えたり、和名抄に、郡家(グウケ)楊井(ヤホキ)市田(イチダ)餘戸等の鄕あり、後世男衾の東北境の地を併せたり明治二十九年三月幡羅、榛澤、男衾の諸郡を大里に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホシカウチウヂ　凡河內氏　神別、姓は忌寸、攝津河內に貫す、大河內とも書す、また連、直、國造あり、天穗日命より出づ、神武天皇の時天津根の裔彥己蘇根命國造となる、天武天皇十一年連を賜ふ、文武天皇の時、攝津國造凡河內忌寸石麻呂あり、朱雀天皇の時、主計小屬眞尙あり、村上天皇の時攝津目代正茂あり、後世播磨に居するものを廣峯氏となす(氏族志)

オホシカウチノミツネ　凡河內躬恒　【事蹟】和歌をよくし、紀貫之、壬生忠岑等と並び稱せらる、寛平中甲斐少目となる、醍醐天皇召して御書所に候せしめ、延喜中御厨所に候す、後ち累歷して和泉大掾に遷り六位(作者部類五位に作る)に叙す、古今和歌集の勅撰あるに及び其撰者たり、嘗て醍醐天皇の、「月を以て弓弦に比するの義如何歌を以て對へよ」と御下問ありし時「てる月を弓張としもいふことは山邊をさして入ればなりけり」と詠じ、御衣を賜はる(大日本史)

オホシボカハ　大皺韋　ひきはたの事を云ふ、しぼの大なるを大しぼ韋と云ふ(貞丈雜記)

オホシホヘイハチラウ　大鹽平八郎　【名號】名は後素、字は子起、通稱平八郎、號を中齋、其室を洗心洞と號す【事蹟】大阪の與力、性學を好み王陽明の學を奉ず、剛直敏活吏務に長ず、然れど頗る嚴刻に過ぐ、後ち職を辭し諸生に敎ふ、天保七年諸國大雨、米穀豐熟せず、民飢ゆれども幕吏聚斂して賑救せず、平八郎之を憂ひ、翌年二月、上書して官穀を賑せんことを請ふ、町奉行跡部良弼省みず、玆に於て平八郎大に怒り兵を起す、卽ち檄を攝津、河內、和泉、播磨等に移し同志と黨を結び、救民を名とし、民兵を擧げんとす、既にして同志の士平山助次郎密告して事露はる、平八郎卽ち瀨田濟之助、小泉淵五郎、吉見九郎右衞門、近藤梶五郎、河合鄕左衞門、渡邊良左衞門、庄司儀左衞門等の同志を率ゐ、二月十九日火を市中に放ち城代の家を攻む、城代町奉行等兵を發して之を拒ぐ、玆に於て勢やゝ沮喪す、平八郎事の成らざるを見、潛に八軒家より舟に乘り、天滿橋下に遁れ、夜上陸して衆を散じ、身を京都油掛町の美吉屋五郎兵衞の隱宅に潛匿す、三月二十六日夜捕吏を遣はし之を圍む、平八郎其子格之助を介錯し、自から火を放ちて自殺す、餘黨亦尋で平ぐ、大阪の市廛、兵火に罹るもの一萬八千餘戸、城倉亦燒失す(大阪一揆錄、天保日記、德川太平記)

オホシマサンザエモン　大島三左衞門　西鄕隆盛の一名、「サイガウタカモリ」を見よ、

オホシマジヤウ　大島城　【所在】信濃國下伊奈郡大島村【起原沿革】元龜二年武田信玄、城を築き日向宗英此に居る、天正十年の役、勝賴武田信綱、安中七郎三郎、小原丹波守等に命じて守らしむ、織田信長の信濃に入り飯田以下の諸城悉く陷る、大島城また支ふる能はず、信綱等逃げて甲府に走る、信忠大島に移り、毛利秀賴川尻鎭吉等をして之を守らしむ(廢城考)

オホシマノコホリ　大島郡　【所在】周防國【起原沿革】古事記伊弉諾伊弉冊尊島を生み給ふ段に、大島亦名謂大多麻流別とあるもの、卽ちこれなり、延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、屋代(ヤシロ)美敷(ミブ)務理等の鄕あり、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホシマリウ　大島流　大島吉綱及び其子高賢の創めたる槍術の流派○吉綱は初め加藤清正に仕へ、後ち紀伊賴宣に仕ふ、槍術に達し名あり、高賢(字は雲平、草庵と號す)父の業を繼承して精妙に至り門人多し、世に之を稱して大島流と云(武藝小傳)

○大島吉綱—同　高賢—┬種田正幸(種田流祖)—同市右衞門(改稱大島)
　　　　　　　　　　　└土屋龍右衞門—同　雲五郎

オホシマレウタ　大島蓼太　【名號】名は陽喬、俳號を雪中庵蓼太といふ、空摩居士とも稱す、【事蹟】嵐雪翁三世の道統なり、二世吏登翁の命を受けて雪門の棟梁たる日より、門葉の爲めに身を雪月花の四時に勞し、東西南北の吟行も三十餘度に及び、集を編ること二百有餘部、文臺を許す輩四十餘人、門人三千人に餘れりといふ、後また白隱禪師に參して悟道に入りしといへり、天明七年九月二十七日死す、年七十(俳歌人傳、蓼太全集)

オホシヤウコ　大鉦鼓　【名義】樂器の一種、舞樂に用ふ、普通之を用ひず【構造】鍮石を以て造る、其形釣鉦鼓に似たり、徑一尺二寸、左右の耳に環を施し、火炎の內の鈎釘に懸く、火焰の木厚四寸許、橫三尺許、長五尺許、內輪徑一尺八寸許と爲す、外は火焰の形を爲し、其橫左右各六寸許なり、雲象寶珠、龍或は鳳凰を彫り、外邊に火形を刻す、且つ彩を爲し、皆行鉦鼓に同じ、臺の高さ二尺許、橫四方三尺七寸許、皆黑漆、中間に火焰を受くる穴あり、高欄高さ九寸許、擬寶珠四隅に各一つ、朱漆處々に金物あり、階なし、直に庭上に立てゝ之を擊つ、桴の長さ總一尺七寸許、太徑三分五六厘、桴の頭徑一寸許、長一寸二分許、圓く之を作る、臺を帶ぶる幕、太鼓に異ることなし(樂家錄、樂器考)

オホシヤウヤ　大庄屋　江戸時代、私領地に於ける村役人の一種、領主地頭より帶刀を許し、格式を與へ、多くの給米を組下の村方より差出さしめ、一郡一領の事を取計ふ、國々に據り、割本、惣庄屋、檢斷などいふ、組を分ち何某組何十箇村として支配し、石高七八千石より一萬四五千石位まであるに至れり、組下の庄屋を支配す、其家を定め置きて子孫世襲せしむ、又諸侯の家により知行或は扶持切米を渡し、家中の士に列して置くも稀にあり、其家に因り大庄屋格式宛行ふ尊卑違へり、然れど家中の者にてなく、在方の者にて居村に田畑屋敷等所持住居する者なり、初め幕府の料所にも有りしが、享保の頃より停止す(地方凡例錄)

オホジヤウラフ　大上﨟　禁中又は幕府の女官の重職なり、海人藻草に攝家の女なりと見ゆ、「ジヤウラフ」參看、

オホスヰギウ　大水牛　名兜の名、黑田長政の用ひしもの(武隆叢話)

オホスガウヂ　大須賀氏　姓は平氏、千葉介常胤より出づ、常胤の四男胤信、葛飾郡大須賀に居す、依て氏となす、子孫康高德川家康に仕へ、橫須賀城を賜ひ、飼部田三萬石を受く、其子忠政慶長六年六萬石に封ぜらる、其子忠次元和元年十二月榊原康勝の後を繼ぎ、大須賀氏亡ぶ(千葉大系圖、系圖纂要)

○常胤——胤信——通信——胤氏——重信——範胤┐
└康高——忠政——忠次

オホスケ　大介　【名義】年給によりて賜はりたる國、卽ち知行國の守、又は權守が廳宣に署判する時に稱する名、又「オホイノスケ」とよむ、大介に就ては古來數說ありて一定せず、五山本庭訓往來抄に、國の介とし、有職問答に介の尊稱とし、新編常陸國誌官職大介の條に「古くは國に事故あるの時、臨時に大介を置て、其の國の事を管領せしむ、蓋し當時の守介其事に堪えざるを以て也、守にあらず、介にあらず、然して其司る事守に殊ならず、故に大介と稱す」と云ひ、又朝廷衰へし後、公卿殿上人に給する俸料充分ならざるを以て、闕國ある時は其國を申請して知行する事出來たり、自ら大介と稱す、守にあらず、介にあらずして其國を受領するが故なり」とあれど、皆共に誤なり、蓋し思ふに大介は年給によりて申任せられたる國守の、國符廳宣等にのみ署判する場合にのみ大介と稱せしが如し(年給によりて公卿が闕國を賜はりし時には、其子孫又は其家臣を以て國守

とし、公卿は國務を知行するを以て、之を知行國とも云ふ)和泉國久米田寺文書文治五年正月十一日の廳宣に、右衞門權佐兼大介藤原朝臣と署したるに、文治四年十一月の院廳下文、及び同年十二月攝政(兼實)政所下文、共に右衞門權佐兼和泉守藤原朝臣と署し、玉葉文治三年八月二十一日の條其他にも和泉守長房と署したるを以て好的例とすべし、和泉守は長房なり、長房は文治元年十二月二十九日其父光長和泉國を賴朝の奏請により貰ひ受けたる時に、光長の年給として其子長房を守に申任せしなり、吾妻鏡文治二年正月七日の條に、和泉守藤長房(光長朝臣給)とあるにて明なり、又壬生官務古文書建長四年九月の讃岐國廳宣に、左近衞權少將兼大介藤原朝臣と署し、公卿補任に、參議藤公實建長四年六月廿二日兼讃岐守(權大納言實雄卿給)とある是亦好的例なり、是れ洞院實雄が、年給として讃岐國を貰受けて知行し、其猶子公實(一族三條實隆の子)を守に申任せしに依るなり、其他廳宣の文書數十通を閲せしに、皆大介と署したれども、日記記錄に至りて、一も大介と署せしを見ず(扶桑略記、源平盛衰記にも見えたるは文書を基として綴せしものなれば、會々其まゝ襲用せしものなるべし)蓋し親王任國の例に傚ひしものならん、親王任國はもと親王の身豐かならざるを以て、國の公廨を配分する爲めに起りし者にて、是を大守と稱し、其國の介を大介と稱せり、知行國の守は恰も此の親王任國の介の如く、知行人の命を以て事を行ひしを以て名付しものなるべし、又小山文書には(權大介)權大介あり **起原沿革** 前に述べたるが如く、大介は知行國の場合に署して、年給より起りしとすれば、年給は寶龜六年八月の詔に端を發し、延曆、弘仁中より起りしを以て、大介も蓋しこの頃より起りしなるべし、叡岳要記弘仁四年正月の省符に、從五位上近江大介笠朝臣とあるは、史乘に見えたるもの、最も古きものなるべし(此書は元來誤脫多く、此の省符も文書の體を得ざれば、全く信を置き難し)扶桑略記承平六年六月の條に伊豫大介從四位下紀朝臣淑仁とあるは、正しく大介と見えし始めとす、然れどもこは前に云へるが如く廳宣等に介とある史料にふりて、其まゝ大介と稱したるものなるべし、村上天皇以後文書に見ゆるもの漸く多し、後醍醐天皇建武中興の時、元弘三年の功によりて、新田義貞、播磨上野越後等の守となり、大介と稱し、北畠顯家が陸奧守となりて大介と稱せし事、太平記、正明寺文書、南部文書等に見えたり、されど此時の大介は親ら其國を知行し且つ實際に國守となりしものにて、鎌倉以前のものと稍異なれり、又この外俗に、日本八介と稱する內の三浦大介大內介とは、大介の一種にあらずして、其祖先たり父たるものが、某國の守たりしを襲用したる自稱に過ぎざるなり、蓋し其門閥を尊び誇りしによるならん、

オホスケガウ 大助鄕 助鄕の大なるものをいふ、「スケガウ」參看、

オホスジヤウ 大洲城 **所在** 伊豫國喜多郡大洲町 **起原沿革** 舊名大津といふ、鎌倉幕府の頃より天正の頃に至るまで、宇都宮氏此地を領す、後ち大洲と改む、十三年戶田民部少輔此に治す、尋で藤堂高虎之を領す、慶長五年十一月宇和島に移りて後、富田知照、藤堂宣吉の二人共に之を領す、慶長十四年九月脇阪安治、五萬石に封ぜられ城を再興して城主となる、元和三年七月加藤貞泰、六萬石に封ぜられてより子孫代々繼で明治維新に至る(愛媛面影、主圖合結記、明治政覽)

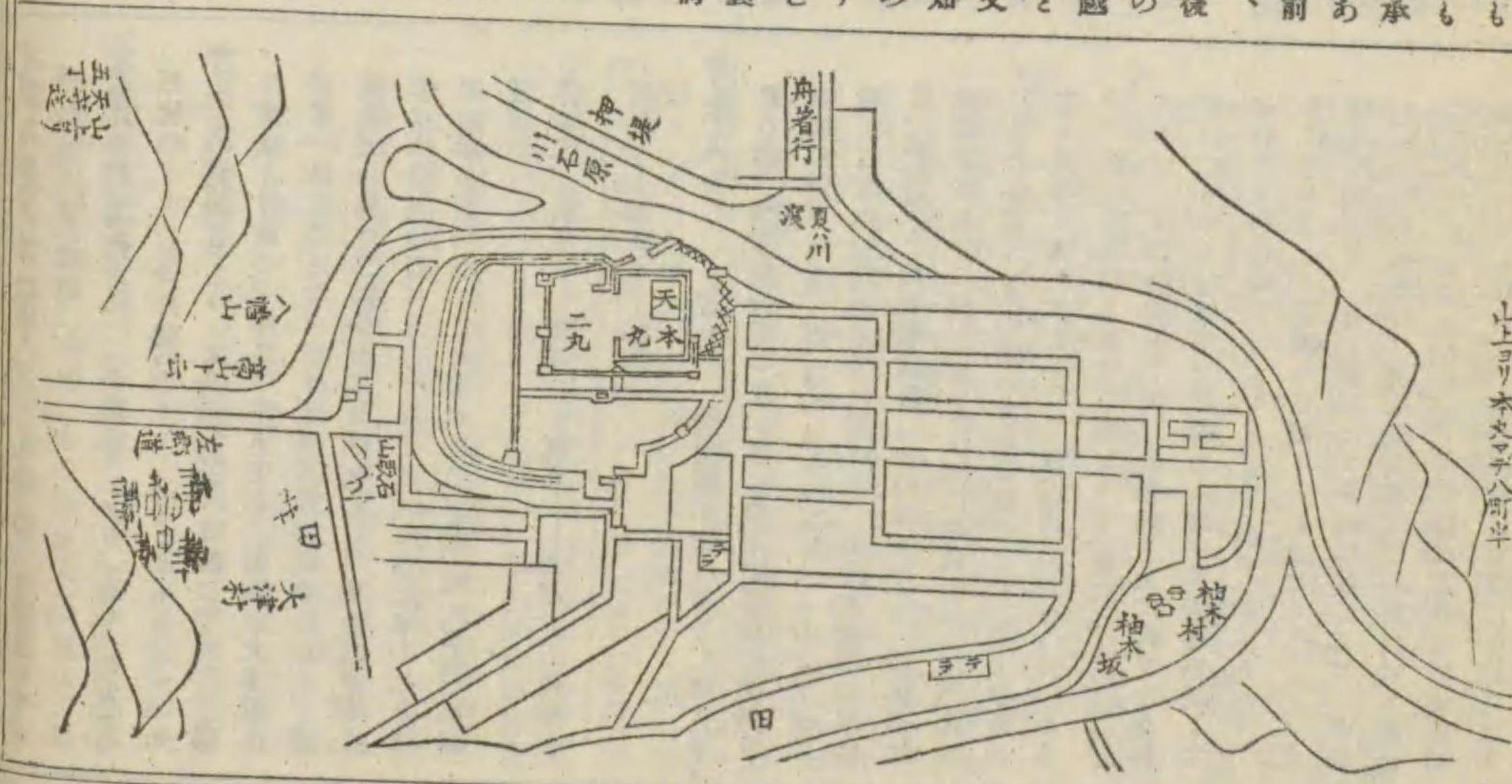

オホスミシヤウハチマン 大隅正八幡 鹿兒島神社をいふ、「カゴシマノジンジヤ」を見よ、

オホスミノクニ 大隅國 **疆域** 東は日向、西は薩摩、北は日向薩摩、南は海に至る、東西凡十里、南北凡二十八里、西海道に屬す **形勢** 東北西三面山嶽回抱し、南方尖長海表に横出して、西に裏海を擁し、遙に二大島と相望む **起原沿革** 和銅六年日向の四郡を割て始めて本國を建て、後ち桑原、菱刈二郡を增置す、國府を囎唹郡に置く(今の國府鄉府中村)天長元年多褹島を廢して其二郡(熊毛馭謨)を本國に隸す、鎌倉の時、薩摩守護島津忠久本國の守護を兼れ、子孫多く邑を國內に食む、建武中興忠久の玄孫貞久をして守護を兼れしむ、尋で足利氏に應ず、州豪肝付兼重高山城(肝付郡○伴兼貞長元中此城に移る因て肝付氏と稱す、兼重は兼貞七世の孫なり)に居り、獨り官軍に屬し、島津氏と相抗す、正平十八年貞久本國守護を第四子氏久に傳へ、日向諸縣郡內城に治す、初め平行盛の子時信種子島を領し北條氏と稱し、世々島津氏に隸せず、玆に至り時信五世の孫賴時始めて氏久に從ふ、天授中氏久從弟伊久と共に官軍に屬し、弘和の初再び足利氏に降る、應永十一年氏久の子元久本國及び日向守護に補し勢威頗る振ひ、肝付氏(兼重の孫兼元)遂に麾下に屬す、元久の後、三世忠昌の時管內大に亂れ、永正中肝付兼久(兼元の曾孫)再び自立し肝付大隅二郡に據り、日向の伊東氏と相結び島津氏と戰ふ、其孫兼續勢漸く强大にして永祿の初、囎唹郡福山村廻城を襲ひ取る、九年兼續卒し、其子良兼、兼亮兄弟相繼ぎ、僅に高山一城を保つ、天正八年兼亮の子兼道降を乞ひ、本國永く島津氏に歸す、明治維新、熊毛、馭謨二郡は鹿兒島縣に隸し、餘の六郡は都城縣より兼治す、尋で悉く鹿兒島縣より兼治す、明治二十九年三月東囎唹郡と日向國南諸縣郡とを廢し、囎唹郡を置き大隅に屬し、其他郡合の變遷甚しく、左表に就きて見るべし **管郡** 古より管郡の變遷左の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見るべし(地誌提要、郡名異同一覽、法令全書)

六國史	延喜式(エ) 倭名抄(ワ)	拾芥抄	古圖(コ) 元祿帳(ゲ) 寬知集(ク)	郡名考 天保鄉帳	地誌提要	郡區編制	新郡區編制
	菱刈	同	同(コゲ)	同	同	同	薩摩伊佐郡ニ編入
	桑原	同	桑原(コゲ)	同	同	同	始良
			始羅(シラ)	同	始羅(アヒラ)	始良	
囎國(紀)	贈於(エ) 囎唹(ワ)	贈於	贈於(コ) 囎唹(ゲ)	囎唹	同	同 西囎唹 東囎唹	日向南諸縣郡ヲ編入囎唹郡トナル
肝坏(續)	肝屬(キモツキ)	同	肝屬(コゲ)	同	肝付	肝屬	肝屬
吾平(紀) 始羅(續)	始羅	同					
	大隅	同	同(コゲ)	同	同	同 南大隅 北大隅	薩摩鹿兒島郡ニ編入
多褹島 熊毛(續) 能滿(同) 益救(同)	熊毛	同	同(コゲ)	同	同	同	熊毛
	馭謨(コム)	同	馭謨(ゲ) 駒路(コ)(益救也)	馭謨	同	同	
						新置 大島	薩摩川邊郡一區域ヲ編入

オホスミノコホリ 大住郡 **所在** 相模國 **起原沿革** 舊事紀に大墨に作る、延喜式に、始めて郡名見えたり、和名抄に、中島(ナカシマ)高來(タカク)川相(カハアヒ)片岡(カタヲカ)方見(カタミ)和太(ワダ)日田(ヒヒタ)大服(オホハ)櫛椅(クシハシ)驛

家、涓邉、石見(イハミ)大上、前取、三宅、餘戸等あり、鎌倉以來莊名を以て郡名を用ひず、爲めに郡界大に變じて、中島郷は高座郡に、高來郷は淘綾郡に入り、餘綾郡內の波多野庄、金目庄は本郡に合す、明治二十九年三月淘綾郡と合して中郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホスミノコホリ　大隅郡　**所在** 大隅國 **起原沿革** 天武天皇十一年七月大隅隼人見え、姓氏錄に大角隼人見えたり、延喜式に、郡名始めて見えたり、和名抄に、人野、大隅(オホスミ)謂列、姶䳑、禰寢(ネシメ)大阿(アビラ)、岐等の郷あり、建久の時上下二郡となる、後世中間姶䳑郷肝付郡に入り、之を中斷し、上下の稱を廢して大隅郡と云ふ、近代總島を併せて、島を北大隅郡と稱し、本郡を南大隅郡と稱す、明治二十九年北郡は薩摩國鹿兒島郡に、南郡は肝屬郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホスミノミヤ　大隅宮　**名義** 應神天皇の皇居 **所在** 攝津國西成郡の中(今大阪城一帶の岡陵ならんかと大阪城誌にいへり)〇日本紀に天皇幸二難波一居二於大隅一登二高臺一遠望、云々仍喚二淡路御原之海人八十人一爲二水手一送二兄媛于吉備一兄媛自二大津一發レ船而往之、天皇居高臺望二兄媛之船一以歌之、云々」と見えたり、

オホセガキ　仰書　天皇の仰を書き記したる文書、又おほせぶみともいふ、枕草子に、心にくき人の所へつかはす「べきおほせ書」と見え、遊學往來に、仰書者硯入レ水向二御前一搨レ墨染レ筆後可レ申二案內一」と見えたり、

オホゼキウヂ　大關氏(下野黑羽)　姓は丹治比、高清の後なり、或は云ふ、平氏と、又云ふ、大關元は利仁將軍の後、疋田齋藤の流、大關三郎高元嘉

元中肥後守に任ず、其子忠澄其子高行は卽ち高清の父なりと、又一說に武藏丹黨の後なりと、高清五世の孫家清足利尊氏より所領を那須に賜はる　七世の孫宗增明應中羽黑城に住す、天文十一年大田原と確執あり相鬪て死す、宗增和を乞ひ大田原資晴の子熊滿を養て子とす、高增と云ふ、那須氏に仕へ七騎の一なり、豐臣秀吉に隨ひ本領を安堵し、下野黑羽城に居す(一萬三千石)後ち德川氏に仕ふ、增親の時一萬八千石、增榮の時一萬九千石に封ぜらる、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜、德川加除封錄、華族譜)

〇高清――增清――廣增――增信――忠增――增雄
增繼――增次――高增――淸增――晴增――淸增
資增――政增――高增――增親――增榮(ナガ)――增茂
增恒――增興――增備(トモ)――增輔――增陽(ハル)――增業(ナリ)
增儀(ノリ)――增昭――增式(ツネ)(初增德)――增裕――增勤(トシ)

オホセキヤマ　大關山　有也無也(ウヤムヤノセキ)を見よ、

オホセツパ　大切羽　「セツパ」を見よ、

オホセブミ　仰文　仰書(オホセガキ)參看、

オホセンジ　大宣旨　公文書の一種、大臣宣し、辨官奉ずる宣旨を云ふ、其式は西宮記宣旨事の條に見えたり、「センジ」參看、

オホソウリヤウ　大惣領　惣領地頭(ソウリヤウヂトウ)を見よ、

オホソデ　大袖　禮服、小袖の上に著する服にて、袖口大なるを以て此名あり、御卽位、大嘗會等の大祀の時に之を用ふ、天皇のは一に袞龍の御衣

と云ふ、令抄に、注を引て、深紫衣等所謂大袖也」とあり、雅亮抄に、大袖、頸を內へ折ることは、小袖の頸の紐の下に當る程に折るべしといへり、其色緋にして、天皇のは、日月星辰山龍華蟲宗彝火等の八章を繡へり、其地に唐綾を用ふ、但し、時代に依て色目紋章裁縫等異なり、西宮記天皇

天皇之大袖(禮儀類典所載)

臣下之大袖(禮儀類典所載)

卽位の條に、御服日月七星龍猿虎形等繡大袖(中略)童帝御服龍繡大袖(中略)女帝御服白御衣、皇后御服鵄形紅色青御服等」とあり、臣下のは、大袖小袖同色にて橡、紫、麴塵等なり(故實拾要、西三條裝束抄、裝束圖式)

オホダイクワン　大代官　郡代(グンダイ)を見よ、

オホタウヂ　太田氏(遠江掛川)　姓は淸和

源氏、源頼政より出づ、四代國綱、丹波國太田郷に居す、依て其子資國太田氏を稱し相模に移住す、資清扇ヶ谷上杉氏に仕へて武藏河越城に居す、其子道灌將畧あり、且つ文學に長ず、父の後を繼ぎ品川舘にあり、上杉氏に仕ふ、後ち武藏江戶城を築き之に居す、是より扇ヶ谷上杉盛にして山內上杉衰ふ、其子資康父扇ヶ谷定正に殺されしを以て山內に降る、其子資高北條氏綱に仕ふ、其子康資永祿の初、北條氏に背き、里見氏に從ひ、安房に赴く、其子重正一族三樂と共に佐竹氏に仕へ、北條氏亡びて後ち德川氏に仕ふ、其子資宗父に繼ぎて德川家康秀忠に仕へ、大阪役の戰功により、上總野田山本等の地を領し、漸次加封あり、寬永十二年八月下總國山川の地を賜ひ、前封合せて一萬五千石を領す、十五年十一月三河國西尾城に三萬五千石に封ず、正保元年二月遠江國濱松城に移る、延寶六年資次二萬石加賜、前封と合せて五萬二千石、寬文十七年七月資直駿河國田中城に、寶永二年二月資晴陸奧棚倉に、享保十三年上野國舘林城に移る、延享三年九月遠江掛川城に移封、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、家譜、德川加除封錄、華族譜)

〇源頼政――仲綱――廣綱――隆綱――國綱――資國(祖)
資治――資兼――資房――資清――資長(道灌)
資康――資高――康資――重正――資宗――資次
資家――資賴――資正
資直――資晴――資俊――資愛(チカ)――資順(ノブ)――資言(トキ)
資始(モト)――資功(カツ)――資美

オホタカガミ　大鷹紙　大高檀紙(オホタカダンシ)を見よ、

オホタカジヤウ　大高城　**所在** 尾張國知多郡大高町 **起原沿革** もと織田家の屬城なりしが、永祿二年山口左馬助織田氏に叛き今川義元に降る、義元鵜殿長助を遣りて是を守らしむ、信長兵を出し、鷲津丸根二所に砦を構へ、餽運を絕つ、義元大に苦み、德川家康をして餽運を護らしむ、二寨兵を出して其糧道を絕たんとせしも能はず、永祿三年五月家康鵜殿に代り城を守り、鷲津丸根寨を攻め陷いる、義元桶狹間に戰死するに及びて退き去る、信長亦番兵を置て守らしむ、後ち家康と和するに及び、城家康に屬す(廢城考)

オホタカダンシ　大鷹檀紙　紙の名、檀紙の一種なり、大鷹紙ともいふ、好古日錄に、大高檀紙の皺は、板に付て乾かさず、繩にかけて干し、シワのよりたるを、朝露にあてゝ少し打たる故に皺文あり、此事蹇驢嘶餘に詳なり、今は大高を始め引合に至り皺をよせて、板に付て乾かすなり、又古昔の檀紙は打たる故熟紙なり、靡して消て板ずきの如し、今はすたれめありて熟紙とは云難し」とあり、

オホタカヤマノジンジヤ　大高山神社　**所在** 陸奧國柴田郡平村韮神の西南〇大高宮又は白鳥明神ともいふ **祭神** 日本武尊 **沿革** 仁明天皇承和九年五月從五位下を授け、淸和天皇貞觀十一年三月從五位上に進め、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、堀河天皇康和五年六月社司に中祓を科す、凡每年正月十五日四月五日八月朔、十一月八日祭を行ふ、本郡三十五村及び刈田郡の民、並に白鳥神を祭るを以てなり(奧羽觀迹聞老志、神祇志料)

オホタキジヤウ　大多喜城　**所在** 上總國夷隅郡大多喜 **起原沿革** 創建の年代詳かならず、吾

妻鏡に伊北舘といへるは此城なり、鎌倉幕府の時、藤原賴經之を再興す、室町時代正木大膳茲に在りて治し、根小屋と稱す、蓋し城名にあらず、天正六年問者の爲めに殺され正木氏滅ぶ、天正十八年德川家康、本多忠勝(十萬石)を此に封ず、治すること十一年、封を伊勢桑名に移し、次男忠朝をして此に居らしむ、時に慶長六年二月なり、元和三年十二月阿部正之之を領す、尋で德川幕府の領となる、元祿十五年九月稻垣重富(二萬五千石)封を受けしも、地狹少なるを以て直に烏山に移る、爾後幕領となる、明治元年大河內正久(二萬七千石)此に封ぜられ、封土奉還の時まで城主たり(上總國誌、德川加除封錄、明治政覽)

オホタキンジヤウ　太田錦城　**名號** 名は元貞、字は公幹、才佐と稱す **系統** 加賀大聖寺の人、父を玄覺といふ **事蹟** 幼にして神童の稱あり、五歲字を知り十三歲經史を講說す、初め京師の皆川棋園に學び、後ち江戶の山本北山に從ふ、皆其意に滿たず、遂に慨然之を古人に求めんと欲し、奮勵刻苦す、後ち幕府の醫官多紀桂山の子弟を敎へ其名大に現はる、錦城博學洽聞最も經術に長じ考據に密なり、終に一家の學を建つ、卽ち折衷學なり、四方の士、風を聞き、門に登るもの甚だ多し、容貌淸麗踈暢洞達城壁を設けず、矯飾を事とせず、經史を講ずるや雄辯流るゝが如し、治國邊塞の事を談ず、水戶文公奇才を聞き招かんとす、果たさず老中吉田侯聘して世子のため、經書を講ぜしむ、後ち加賀侯の聘に應じ祿三百石を食み士班の上に列す、文政八年四月二十三日江戶に歿す、年六十一、下谷坂町一乘寺に葬る **著書** 周易詳說、尙書精義、毛詩六義考、論語大疏、學說指要、梧窓漫筆、同後篇、群雄割據錄、海寇事

略考、兵說、練兵閑錄等(續近世叢話、事實文編)

オホタクミ 大匠 匠の長たる者を云ふ、後世の造宮長官、造寺長官の如し○書紀舒明天皇紀に、造二作大宮及大寺一云々、以二書直縣一爲二大匠一と見えたり、

オホタダウクワン 太田道灌 太田持資(オホタモチスケ)を見よ、

オホタチ 大太刀 佩太刀よりも長く、五六尺許にて戰場に用ふるものをいふ、貞丈雜記に、是は佩くものにあらず、戰場へ出づるに背にわつそくに(スヂカヒに負ふをワツソクと云ふ)かけて負ひて出て使ふ物なり、足あるは帶取にて、わつそくに負ひ、足帶取なきは別の緒にて結びて負ふなり」とあり、源平盛衰記には、平四寸長三尺九寸なるを大太刀と云へり、元弘建武の頃は、五尺六尺に及ぶ太刀多く出來りしこと、太平記等に見えたり(本朝軍器考、軍器考餘)

オホタチ 大太刀 長卷(ナガマキ)を見よ、

オホタテアゲノスネアテ 大立擧臑當 普通の篠立の臑當と異にして、惣體鐵を以て臑の骨肉に合せて作りたるものを云ふ、兩脇にもとなりの金物ありて開扉自在にし、上下に緒あり、多くは大將等の威儀をつくろひ、又は騎士剛勇の士着せしものなり(軍用記)太平記四月三日合戰の條に「長七尺許なる男の髮兩方へ生分て眥逆に裂たる上に鐵を重て着、大立擧の臑當に膝鎧懸て龍頭の冑猪頸に着なし云々」とあり、「スネアテ」參看、

オホタテウヂ 大舘氏 姓は淸和源氏、新田政義より出づ、政義の二男家氏、下野新田郡大舘に居す、依て氏となす、其子宗氏、義貞に從て鎌倉稻村崎にて戰死す、宗氏の孫氏淸伊豆國關岡城に居し氏を關岡氏と改む(新田系圖)

○家氏——宗氏——氏明——氏宗——氏清——氏隆
　氏則——清祐——義實

(千紅萬紫所載)

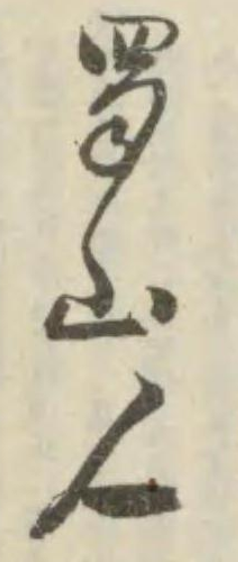

オホタナンポ 大田南畝 **名號** 名は覃、字は子耕、南畝は其號、初め四方赤良、四方山人と號し、後ち蜀山人に改む、又杏花園、晩櫻山人、石楠齋等の別號あり、直二郎と稱し、後ち七左衞門と更む **事蹟** 幕府の士、幼より學を好み、文章を善くし、旁ら狂歌を作る、滑稽詼諧人絕倒せざるなし、蜀山人を以て世に通ず、南畝もと經學ありしが志を得ず、放涙自恣を以て一世を終ろ、文政六年四月六日歿す、年七十五、江戸駒込白山本念寺に葬る **著書** 明詩擢材、觀光集、一話一言、群言一般、石楠隨筆、昌平餘事、酒上呵筆、仰高日錄、蜀山餘錄、家傳史料、南畝叢書、流鏑馬類考、浮世書類考、瓊浦雜綴、沿海異聞、杏園閑筆、南畝莠言、瀨田問答、其他戲作雜著數十種あり(譚海、傳記)

オホタニハ 大谷派 眞宗の一派、大谷本願寺を本山とするもの、本願寺第十一世光佐に三子あり、長を光壽、季を光昭と云ふ、文祿元年光佐寂後に、光壽(教如)席を繼ぐ、三年故ありて、弟光昭(准如)に讓り退隱す、慶長七年德川家康、光壽をして京都烏丸の地に一寺を營建せしめ、又本願寺と稱し、區別して大谷派といふ、本願寺(ホングワンジ)參看(佛教各宗綱要)

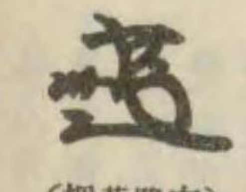

(吉隆花押)

オホタニヨシタカ 大谷吉隆 **名號** 初名吉繼、字は平馬、法名溪廣院 **系統** 姓は平氏(古押譜源氏に、花押藪高階氏に作る)豐後の人、盛治の子 **事蹟** 豐臣秀吉姬路に在るや、吉隆、石田三成に依て秀吉に仕ふ、時に年十六、才智聰穎、勤勞倦まず、能く秀吉の心を攬む、秀吉の字を授けて吉繼と稱す、累に登用せられ、越前敦賀の城主と爲り五萬石を食む、天正十三年七月從五位下に叙し刑部少輔に任ず、吉隆汎く衆を愛し、智勇兼備、世に賢人と稱す、秀吉之に委任す、日夕坐下に候し能く邪正を辨ず、眼疾を患ひ療治効を奏せずして職を辭す、人之を惜む、秀吉薨じ秀賴立に及び、德川家康と親近す、後ち伊達正宗福島正則等の私婚より、遂に家康と稍々疎濶となり敦賀に歸ろ、慶長五年七月、家康の上杉景勝を征するや吉隆從はんとして木本に抵り、使を佐和山に遣はし東伐に從ひ偕に行軍せんと、三成告ぐるに隱謀を以てす、吉隆再三諫めてその不可を說く、三成聽かず、吉隆遂に義を重んじ佐和山に往く、三成之を迎ふ、吉隆策を畫し名を吉隆と改め兵を聚め、沿道を侵略して九月十四日赤阪に達す、小早川秀景脇阪安治等欵を家康に納れ吉隆を攻む、吉隆奮戰能く敗ろと雖も衆寡敵せず遂に自刄す、時に年四十二、吉隆好で圖畫を能くし、嘗て豐太閤の肖像を畫き、妙心寺南化和尙に贊を請へりといふ(野史、扶桑名畫傳)

(吉隆花押)

オホタハラウヂ 太田原氏(下野太田原) 姓は丹治比、武藏七黨の一、丹黨基房の後なり、世基房の曾孫實平、武藏榛澤郡安保庄地頭となり、世々居住して安保氏と云ふ、八世の孫康清の時下野那須郡に移り、五世の孫資清更に太田原と稱す、或は云ふ、資清十三代の祖忠清始めて太田原と稱すと、資清の孫晴清の時、天正十八年豐臣秀吉に謁し、備前守となり所領を受けて太田原城に居す(一萬二千四百石)後ち德川家康に仕ふ、大阪の役先陣功あり、延寶五年高清致仕し、子備前守長清家を繼ぐ、實は織田政時の子なり、是より平姓となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらろ(藩翰譜、家譜、德川加除封錄、華族譜)

○資清——綱清——晴清——政清——高清——典清
　純清——清信——扶信——友清——庸清——光清
　愛清——廣清——富清——一清(初名勝清)

オホタハラジヤウ 太田原城 **所在** 下野國那須郡太田原町 **起原沿革** 武藏七黨の一なる丹黨の實平八世の孫康清の時、那須郡に移り、丹治忠清に至り始めて城を築き居す、十一世の孫太田原資清の時之を重修す、代々相傳へて之が城主となり、明治維新に至る(下野國誌、明治政覽)

オホタフノミヤ 大塔宮 「ダイタフノミヤ」とよむを正と爲す、護良親王(モリナガシンワウ)を見よ、

オホタブミ 太田文 國中の田文(「タブミ」參看)等を取集めて一つにまとめ合せて、大帳册となしたるものを云ふ、貞應二年北條泰時天下に令して、太田文を作り、國領並に庄園等の田畠を注進せしむ、今淡路國太田文存す、其末に、右大略注進如レ件、但於二庄園一者、任建立最前立券文之旨、注進仕之間、有二不審一歟、於二國領一者、付二當時文書之旨一令二口注進一者、仍言上如レ件、貞應二年四月日、散位藤原朝臣花押、散位凡宿禰花押、散位掃守宿禰花押、右馬允藤原朝臣花押」とあり、其後屢々上申せしめしと見え、文永二年若狹太田文、弘安八年常陸但馬太田文、嘉元二年常陸太田文、桃元問答、農政座右)今左に其一斑を示す、

但馬國太田文 太田太郎左衞門尉政發 弘安八年之註進

朝來郡

粟鹿大社 領家榮殿法印跡地頭馬津常陸入道 百丁七反二百二十六步
粟鹿大社 定田五十二町四十五步
常荒流失 二町二反六十步
佛神田 三十二町六十二步
人給 十四町五反大
右雖相觸不出註文之間、任建久九年百姓注進、
押坂社 領家淨土寺大政法印地頭小比兵夫夫局 合八町一反
流失 八反
神田 三町二反
地頭給 五反
室尾別宮 入殿前下司守尾右三郎入道願蓮御家人
定田 三町六反
二十二町一反
流失 四反
佛神田 十五町
人給 一町七反
澤寺 熊野山領 證善寺院領 五町
定田 已上新社領御別當三江地石見前司重氏 五町
久世田莊 十九町八反半
神田 四反
寺田 二反
預所佃 四反
下司給 一町
公文給 五反
井料 四反
徵使給 一反
公田 十六町二反半
興布土莊 東北院領殿下渡庄領土御門右中將地頭隱岐左衞門入道成佛跡子息新左衞門尉跡領 五十五町
佛神田 二町二反半
人給 二町二反
雜免 五町五反
糸代井領家預所佃 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀都莊 數賽光院領 百四十一町六反二百六十五步內(但中分地上下莊惣括ノ內五步ヲ脫ス)
上莊 領家四分 六十八町五反三百步
常荒流失 一町二反九十步
佛神田 十一丁八反百二十步
定田 五十五町五反百步
下莊 地頭安坂藏人左衞門尉跡 七十三町三百二十步
流失 十五町六反三百步
佛神田 十七町三反二百步
定田 十町八十步

長濱壁頭、領家六條中將　地頭飯田新左衞門尉女子
宜陽院御紙田　十六丁四反百四十分
佛神田　一丁百四十分
地頭給　一丁五反內河成二反
下司給　六反
公文給　二反
職掌給　一反
定田　十三町
安樂壽院領給主然理太夫局　地頭下司三方三郎行高跡
上田莊　十三丁
不出之注文間、任古帳進之、
但下司御家人三方三郎行高近年爲本所被押領之
間課役懈怠下司給一丁云々
領家花山院前左大臣家御跡　地頭佐々木信行四郎左衞門尉泰義
西明寺　八丁五反
卽寺用三昧　一丁七反
地頭給　一丁
定田　五丁八反　（以下中略）

右註進如件、抑隨催促出註文之所者、就其狀註進之、度々雖相觸、不叙用輩事者、雖須註進言上、日數延引之條、依有恐、且任建久建治之帳註進之、於田（此間破失）地者雖不被仰下、至前田代（此間破失）所入之及畠地已又雖帶地頭、職（此間破失）本自入之勤仕御家人役來輩（此間破失）注分之護令進言上之狀如件

弘安八年十二月日　守護人大江（破失）

オホタモチスケ　太田持資　【名號】初の名資長、小字鶴千代、元服して持資と稱し、字を源六郎と改む、剃髮して道灌と號し備中入道と稱す、法名潤昌、號香月道嗯（或云靜勝院春苑香月）【系統】資清の子【事蹟】幼にして雄偉、十一歳の時能く文を屬す、享德二年從五位下に叙し、康正元年家を繼ぎ、正五位下に進み備中守に任じ左衞門太夫と稱す、持資父子扇ヶ谷の上杉氏を扶翼す、鍊武者は墓附し、恇弱者は雌伏す、衆皆觀望す、二年江戸城を築きて居る、上杉定正を相く、定正事大小となく悉く諮詢し、兵勢稍々振ふ、長祿二年剃髮す、寬正五年入京將軍義政に見え、又後土御門天皇に謁す、天皇詔して武藏野、隅田川都島のことを問はる、詠歌之に答ふ、天皇叡感ありて御製を賜はる、文明五年駿河に亂あり、往て之を討ず、九年上杉顯定長尾景春と兵を交ゆ、道灌兵を發して屢々長尾氏の兵と戰ひて勝つ、威名滋々著はる、山東の將士多く扇ヶ谷上杉に屬す、是に因て山內扇ヶ谷の兩上杉隙あり、文明十八年七月上杉定正、顯定の術策に陷り、道灌を糟屋第の浴室に於て殺す、道灌絕命の歌「昨日までまくめうしうないれおきし、へむなしふくろいまやふりけん」を詠じて死す、年五十五、衆歎惜す、是より扇ヶ谷の兵勢日に衰ふ、道灌容貌魁偉、頴悟膽大、善く謀り善く戰ふ、衆皆畏憚す、屬下誇て曰く、諸葛武侯の再生なりと、敢て軍事を議せず、誇る所唯飛鳥井の家書或は和歌の題のみ、初道灌年弱の時、勇を誇り、武に驕り、且暮山野に獵し、未だ人情に通ぜず、一日金澤山に狩りし時、驟雨に會ひ一弊廬を訪ひ蓑を乞ふ、一少女款冬（ヤマブキ）一枝を出し微笑するのみ、道灌解せずして歸る、後ち蓑なき古歌の意を寓せしと聞き、大に慚悔し始めて和歌を學び、遂に奧旨を得たりと云ふ【著書】慕京集（野史）

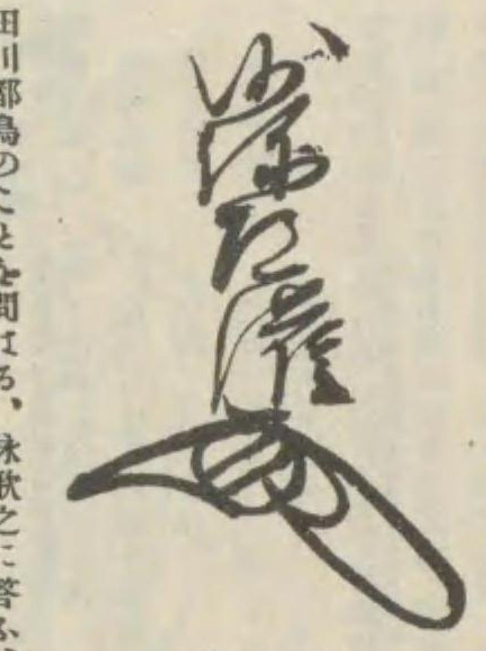
（道灌花押）

武藏靜勝寺安置之木像（史料編纂掛蒐集）

オホタヤキ　太田燒　【名義】武藏國橫濱の太田村に於て製する陶器【起原沿革】明治四年橫濱の商買鈴木保兵衞といふ者あり、京師の眞葛原の人にして清水の陶工なる宮川香山を招き、土を薩摩に取り窯を玆に開き、薩摩製の錦樣を摸造す、而れども其業盛ならず、近時に至り香山更に己の本技を以て奇巧の器を製するを事とし、家鄉眞葛原の名を以て之を製出す、其描彩草木の枝葉花瓣蘂葉に至るまで精密を極め、世に行はる、稱して橫濱の眞葛燒と云ふ（工藝志料）

オホタラシヒコオシロワケノスメラミコト　大足彥忍代別天皇　景行天皇を申す、「ケイカウテンワウ」を見よ、

オホチカラ　大稅　正稅（シヤウゼイ）を見よ、

オホチノコホリ　大內郡　【所在】讚岐國【起原沿革】日本後紀承和十年始めて郡名見ゆ、和名抄に、引田（ヒケタ）白鳥（シロトリ）入野（ニフノヤ）與泰等の鄉あり、爾來變革なし、明治二十九年寒川郡と合して大川郡となる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

オホチノコホリ　邑知郡　【所在】石見國【起原沿革】延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、神稻（クマシロ）佐波（サハ）邑美（オホミ）櫻井（サクラキ）都賀（ツカハ）等の鄉あり、元祿圖邑智に作る、後ち之に仍る、爾後變革なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

オホツヱ　大津繪　【名義】或は追分繪とも云ふ、繪畫の一種【起原沿革】何時頃より畫き始めしか詳かならず、世に傳へ云ふ、岩佐又兵衞之を畫き始めたりと、又傾城反魂香に、土佐の末弟浮世又平重おきといふ者、大津に住て繪をかきたるより始まりとし、又別に大津又平といふ者ありてかき始む、享保の頃まで其子孫ありしなど云ふ、孰も確ならず、されど又平、久吉など落款したる繪の存するを見る、而して元祿の頃專ら佛繪を畫きたるが如し、東海道繪圖（元祿三年板）に、大津大谷の邊佛繪色々ありと記し、又芭蕉の句に「大津繪の筆はじめは何佛」とあればなり（近代世事談、嬉遊笑覽、近世奇跡考）

オホツカ　大束　中古朝廷の公事の時の文書の名、建武年中行事に、紙ひねりめして大つかにゆひて、とみゆ、大束に結ぶより出づ、雲圖抄叙位の條に、若有雖之申文、或不奏云々、書帝王御名之類也、大束にも乍付荒短冊結集之、令置御厨子上六祕說也」と見え、其除目の時の申文を、大束になして置きたるものを大束申文といふ、

オホツカサウゴ　大塚蒼梧　【名號】名は嘉樹、通稱は市郎右衞門、字は子敏また敏卿といふ、蒼樹と號す【事蹟】江戸の人、幼より學を好み、詩文を善くす、中年より我國の記傳を講習して律令の學に通じ、有職故實を以て子弟に敎ふ、これより先有職故實を講ずるものは、多くは學識に乏しく、其著述また見るに足るものなし、蒼梧こゝに見る處ありて經史に博通し、和漢を貫串して鉛槧に從事す、故を以て考證極めて精核にして、伊勢貞丈と名を齊くせり、享和三年六月廿九日卒す、年七十三、江戸淺草本覺寺に葬る【著書】百寮訓要抄別注、蒼梧隨筆、服飾類聚、文飾私考、服色部類、古實考等約百五十餘部（古學小傳、諸家人物誌續編、近世名家著述目錄）

オホツカヒ　大使　「タイシ」を見よ、

オホツカリウ　大束流　大束萬兵衞の創めたる劍術の流派○萬兵衞は何國の人たるを詳かにせず、反町無格に就きて無眼流の劍術を學び、其蘊奧を極め、更に工夫を加へて終に一流を開く（武術流祖錄）

オホツキゲンタク　大槻玄澤　大槻磐水（オホツキバンスヰ）を見よ、

オホツキバンケイ　大槻磐溪　【名號】名は清崇、字は士廣、通稱平次、磐溪と號す【系統】磐水の季子【事蹟】仙臺藩の人なり、幼時父磐水に就きて業を受け長じて昌平黌に學ぶ、後ち四方に歷遊す、天保三年藩侯擢て儒員に列し、別に家を起さしむ、依て侍講となり、江戸に住す、人となり卓犖俊邁、腐儒の態なし、嘉永年間夙に西洋の砲術を講じ、其蘊奧を窮む、米國使節の始めて來るや、開港の事を建議す、時に攘夷論盛なり、人之を危む、磐溪夷然たりしと云ふ、文久二年仙臺の養賢堂學頭と爲る、尋で致仕す、明治戊辰の亂仙臺侯奧羽諸藩の盟主たり、磐溪時に軍國文書の事を司る、事敗るゝに及で獄に投ぜられ、幾干もなくして赦に遭ふ、明治十一年六月歿す、年七十八、高輪東禪寺に葬る【著書】孟子約解、古經文視、近古史談、寧靜閣詩文集、奇文欣賞等數十種の著書あり（續近世先哲叢談）

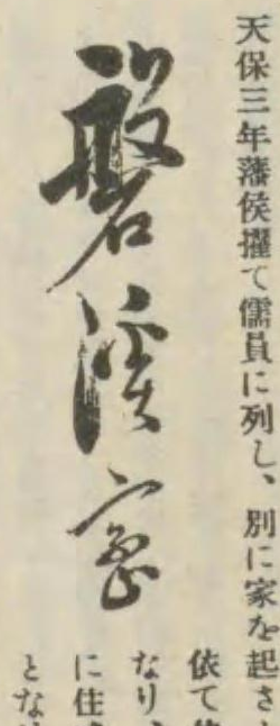

東京大槻文彥氏所藏（史料編纂掛蒐集）

オホツキバンスヰ　大槻磐水　【名號】名

は茂質、字は子煥、玄澤又は磐水と號す 系統 玄梁の長子 事蹟 仙臺藩の人、年十三、建部清庵につき醫學を修め後ち杉田玄白の門に入りて和蘭醫術を學び、更に長崎に遊學して蘭學を研む、時に前野良澤江戸にありて蘭學を以て聞ゆ、磐水師事して教を請ひ、學漸く進む、天明六年仙臺侯召て侍醫と爲す、文化八年五月幕命によりて蘭籍を飜譯し、五月將軍德川家齊に見ゆ、尋で命ありて白歳白銀二十枚を賜ふ、九年三月藩主、班を番頭の次に進め、祿三百石を給ふ、文政五年五月、幕府、多年飜譯の功を賞し、五人扶持を給ふ、十年三月歿す、年七十一、高輪東禪寺に葬る、磐水人となり質直縝密、惡を疾むこと特に甚し、而して子弟を教導するに當りては、諄々として言論時を移して倦まず、人皆其篤實溫厚なるに服す、門人數百人あり

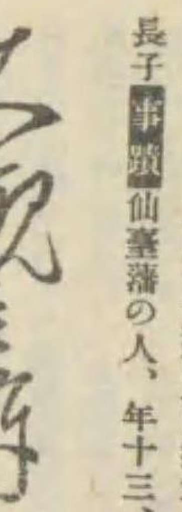

東京大槻文彦氏所藏(史料編纂掛蒐集)

著書 環海異聞、北邊探事、金城祕韞、蘭說辨正、瘢疹啓廸、厚生新編、海外異聞、蘭學階梯、重訂解體新書、瘍醫新書、官能眞言、蘭畹摘芳、六物新志、蔫錄、蘭學佩觹、蘭說辨惑等(近世先哲叢談、洋學大家列傳)

オホツゴシ 大津越 人を引居て切るに、左右の臂の上を骨に懸らずして切る切り方、古事談に、大庄司云、切損給ふな、刀はいづれぞと問ひければ、切手云、鬼次郎大夫が大津越と云ければ、然らば心安と云て被けり、部類五人同之を切る」と見えたり(武家名目抄)

オホツジヤウ 大津城 所在 近江國滋賀郡大津 起原 天正十年豐臣秀吉坂本城を此地に移して城を築く 沿革 十四年城主駒澤雅樂頭、上杉景勝を迎ふ、十八年京極高次此に居城す、關ヶ原の亂起るに及び德川氏に屬す、戰後若狹國小濱城に移り、戸田左門一西代りて治す、尋で大津の東に移し、膳所(ゼゼジヤウ)と稱す(近江輿地誌略、同名跡案內)

オホツダイクワン 大津代官 職掌 大津市中の撿斷、及び近里の土貢收納の事を司る 沿革 佐々木氏守護たりし時、奉行を置く(「オホツブギヤウ」參看)織田信長永祿十一年十月始めて代官の司を置き、市中の撿斷及び近里の土貢收納の事を司らしむ、織田氏弑に逢ふの後、明智光秀東坂本に在りて大津を管領せしも、暫時なるを以て置かざりき、其後京極高次、大津に新城を築きて居城し、家人をして市中の撿斷を沙汰せしむ、慶長五年より以後、德川氏代官を置き職掌織田氏の時に同じ(武家名目抄)

オホツツ 大筒 大砲(タイハウ)を見よ、

オホツツグミ 大砲組 職掌 江戸幕府の職名、大砲の事を掌る、老中の所管たり 職員 頭一人、高千石、太砲組差圖役頭取、高四百俵の職と爲す、差圖役は役料三百俵、差圖役並は二百五十石を給す、差圖役頭取以下は、陸軍奉行の所管たり 起原沿革 文久三年正月始めて之を置き、高千石の職と爲す、後に砲兵頭と改稱す、同年二月、大砲差圖役頭取を置く、慶應中、團兵を改定し、佛人に就きて傳習の件は騎兵に同じ(官制沿革略史)

オホツヅミ 大鼓 名義 樂器の名、今日の太鼓の中の一種、兄鼓ともいふ 構造 木を以て胴となし、兩面革を冒ふ、革面徑一尺八寸、胴の長さ七寸、桴を以て之を擊つ、大鼓に釣太鼓、大太鼓、荷太鼓といふものあり、鼓(ツヾミ)太鼓(タイコ)參看(樂家錄、樂器考)

オホツツヤク 大筒役 職掌 江戸幕府の職名、又大筒方とも云ふ、石火矢、棒火矢、狼烟等を製造し、又は發射を試む、隔年鎌倉にて閱覽あり、井上氏の世職なり、役料二百俵七人扶持を給す、始め留守居の所管たりしが、後ち若年寄に改む、席次燒火間詰とす、又大筒下役組頭一人あり、井上氏の支配、五十俵高、燒火間上下役御抱場、其下に定手傳二人、下役十二人あり 起原沿革 元文三年に始まる、寶曆六年十二月始めて下役組頭を置く、生田只右衞門之に充つ、世襲なり(明良帶錄、吏徵、官制沿革略史)

オホツノコホリ 大津郡 所在 長門國 起原沿革 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、三隅(ミスミ)深川(フカハ)日置(ヒオキ)三島(ミシマ)向國(ムカツクニ)二處(フタキ)神戸(カムベ)驛家、稻妻(イナメ)等の鄕あり、後ち東南の稻妻鄕の地豐浦郡に入る、今稻見村豐浦郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホツノミヤ 大津宮 淡海大津宮(アフミ

ノオホツノミヤ)を見よ、

オホツブギヤウ 大津奉行 職掌 近江國滋賀大津の地方を治す 起原 佐々木氏近江の守護たる時之を置く 沿革 江源武鑑に曰く、天文二十三年八月二十日大津奉行大津主膳正淸宗卒す年五十九、駒井定淸の三子也氏綱の時に大津奉行となる、子竹千代幼少なり、駒井石見守を奉行とす、又永祿十年九月九日大津四位宮の祭禮あり、神人と三井の僧と戰ひ、神人多く死す、三井寺より四宮を燒かんとす、大津奉行大津主膳正兼俊之を觀音寺城に言上し、十六日三井の僧四十五人を柳崎の濱に誅す」と云へり、織田氏以後代官を置く、「オホツダイクワン」參看(近江名跡案內)

オホツボダウゼン 大坪道禪 名號 本名式部大輔、慶秀(或廣秀)と稱す、薙髮して道禪と云ふ、初め孫三郎と號す、後ち左京亮と云ふ、上總の人 事蹟 足利將軍義滿義持二代に仕ふ、鞍鐙を能くす、一日常陸鹿島神に祈る、夢中鞍鐙曲尺を得、之を夢想鞍と云ふ、又神作、略して作鞍とも云ふ、道禪鹿島大神直傳と云ふを以て直弟入道と云ふ、鞍鐙曲尺を畠山中務入道に授け、畠山又之を伊勢氏に傳ふ、道禪また馬術に達し、古今獨步と云ふ、之を大坪流と云ふ、其弟子に傑出する者多し、某年五月死す、八十四歲(武藝小傳)道禪の傳記は、異說頗る多きを以て、左に名高き者二三を擧ぐ(一)古今要覽稿所引の、岩波氏馭馬調息傳統系譜には、上總人岡崎孫三郎直道、馭馬の術に志深く、常陸鹿島、加賀白山に祈り、靈夢により、信濃小笠原信濃守長政に隨ひて學び、其極祕を傳へて妙を得たり、應永の初、長政の長子長基直道(此時直秀と改名)を相具し足利義滿に謁す、義滿依て直秀を名て大坪左京亮とし、師範役になせしと云ふ(二)貞丈雜記に 慶秀初めの名は村上某、故ありて常陸鹿島に住す、鹿島孫三郎と號す、後ち祖國信濃に歸り、小笠原を師として馬藝を傳ふ、鹿島三郎の時相傳の者は鹿島流と云ふ、壯年の後、村上左京亮と改む、永祿の頃三河岡崎の內大坪に住す、大坪大輔慶秀と改め、入道して道禪と云ふと云へり(三)或は云ふ、文明中の人と、或は文安中の人と、其信僞辨じ難し、猶此等諸說を集めて辨ぜしは安多武久路に見えたり、就て見るべし、

(大坪流)

オホツボリウ 大坪流 大坪慶秀入道道禪の創めたる馬術の流派(「オホツボダウゼン」參看)村上加賀守永幸之を傳へ齋藤安藝守好玄之を繼承して中興す、夫より後世佐々木、上田、荒木等の流出づ(武術流祖錄)

- ○大坪慶秀
  - 熊谷左京亮
  - 長次郎左衞門
  - 畠山宮內大輔
  - 畠山中務大輔
  - 畠山掃部介
  - 圓明坊兼宗
  - 村上永幸
    - 須田新左衞門
    - 井口次郎右衞門
    - 土肥能登守
    - 增井掃部介
    - 齋藤八郎右衞門
    - 朝日三郎左衞門
    - 齋藤備前守
      - 遊佐河內守
      - 遊佐孫左衞門
      - 齋藤式部丞
      - 齋藤因幡守
      - 菱木三郎左衞門
- (中興祖)齋藤好玄
  - (佐々木流祖)佐々木義賢 ― 中村善佐 ― 大西吉久
    - 原田種明 ― 同 種茂
  - (荒木流祖)荒木元淸 ― 荒木元滿 ― 荒木元政
  - 細川康政 ― (上田流祖)上田重秀 ― 加藤重正

オホツマス 大津枡 三井寺の所領にて年貢を納むるに用ふる桝の名、「ミキデラマス」を見よ、

オホテ 大手 城郭の正面、卽ち前面をいふ、武家名目抄に、大手を追手と書くは太平記よりまゝ見えたり、追手は「オヒテ」或は「オツテ」とか讀むべきを、「オフテ」と讀むは、穩當にあらざる上は、大手とは假名も違ひたれど、搦手の字に對へて追手と書るにやあらん、大手、搦手といふ義は未だ詳ならず、強ていはゞ城郭の前面は制も嚴に、構も大なる故に大手といふ、猶第宅の正門を大門といふの類なり、手は浦手、山の手、海手などいふ手にて、方の轉語なり、又峯手、錦手などいふ手は形なり、方と形と義は異なれども「カタ」の「テ」となるは一例なり(カタのカは上の語の韻きに籠りて省かれ、タの同內のテに移りたる也)搦手といふ義は、搦は括りといはんがごとし、曲輪の括りの方なる故、搦手といへるにや」と見え、また山崎美成の說に、昔し捕手のことを搦手と云ひたれば、或は撿非違使などの詞なるべし」といへり、素と大手、搦手は城制に拘はらざりしが、後世城郭の制大に進むに隨ひて、其稱自然に城郭に移り一定の制となれり、城(シロ)參看(古今城制考)

(手搦)

オホテモン 大手門 名稱 江戸城の正門をいふ、大手口に在るを以て此名あり 沿革 慶長十二年頃の地圖に、今の下乘橋を土橋大手と記し、當所を大橋と記せり、萬治二年八月造營す○守衞には、十萬石以上の譜第大名之に勤仕す、番侍十人(內番頭一人、物頭一人)常に肩衣を著し、平士羽織袴にて勤む、鐵砲二十挺、弓十張、長柄二十筋、持筒二挺、持弓二組之に備ふ(御府內備考、殿居囊)

オホテラ 大寺 大安寺の別號、大官大寺と云ふ、萬葉集に、相おもはぬ人をおもふは大寺の餓鬼のしりへにぬかつくがごと」と見えたり、「ダイアンジ」を見よ、

オホトクスシ 侍醫 「ジイ」を見よ、

オホドコ　大床　棺を覆ふ具をいふ、倭名抄に、槨、和名於保土古、周棺者也」と見え、倭訓栞に、棺を覆ふものにて、棺槨ともに八角にすといふ、されど大和に上代の貴人の墓と思はるゝ岩屋ありて、屋根の形したる大石あり、其構大きく、石を方に作り内をゑりぬきて棺を收めて上に覆へる石を屋の如く作れり　是古の大床なるべしといへり、西土にもレ底曰レ槨といへりと」見ゆ、

オホトジ　大刀自　女人の稱號、刀自(トジ)を見よ、

オホドシミヲヤノジンジヤ　大歳御祖神社　所在 駿河國靜岡市宮崎町字賤機山○奈吾屋神社とも云ふ、今は國幣小社に列す 祭神 大歳御祖命 起原沿革 應神天皇四年に創建す、醍醐天皇延喜の制式社に列す、中古衰微して社領なし、天明八年十一月火災に罹る、明治二十一年五月國幣小社に列す(駿河國式社略記、駿河國志、官國幣社一覽)

オホトシヨリ　大年寄　大老の別稱、年寄の上位にあるが故なり、「タイラウ」を見よ、

オホトナブラ　大殿油(御殿油)　大殿に、ともす燈火を云ふ、「オホトノアブラ」の約、貞觀儀式に、御殿油、延喜式に、大嘗會悠紀主基二國進ニ大殿油二斗ニ」源氏帚木卷に、おほとなぶらちかくて、御燈のもとにてふみを見たまふなど見え、東屋、末摘花の卷にも見えたり、

オホトネリ　大舍人　職掌 大舍人寮の役人、天皇行幸に供奉し、警衞駈使の雜事を務む、人員左右寮各八百人 起原沿革 起原詳かならず、雄略天皇紀安康天皇三年八月の條に、大舍人の名見えたれば、古くより置れし事明なり、天武天皇元年五月公卿大夫諸臣伴造等に詔して、始めて出身せん者は、先大舍人に仕へしめ、然る後才能を簡て、當職に充つ、此の御世別て左右大舍人の二となす、文武天皇大寶元年制して左右大舍人寮の下に屬せしめ、人數を八百人と定む「桓武天皇延曆十四年六月勅して、自今以後は蔭子蔭孫を以て大舍人に補し、位子は人に依り、容止端正書算に工なる者を以て之に補し、妄に雜色識外の人を以て補するを得ざらしむ、爾後數度の變遷を經て嵯峨天皇弘仁三年左右を合併して一となし、十年八月半減して四百人を以て定員となす、其後變革なし(書紀、令義解、令集解、類聚國史、職原抄、職官志)

オホトネリアヤ　大舍人綾　綾(アヤ)を見よ、

オホトネリレウ　大舍人寮　名稱 又「オホトネリノツカサ」とよむ、唐名宮闈局 所在 美福門内の西 職掌 中務省の被官、左右あり、禁中に宿直して、雜事に使はれ、行幸の時供奉することを掌る 職員 左右頭各一人從五位上、大舍人の名帳、及び分番宿直容儀假使等を掌る、左右助各一人正六位下、叉助は行幸の時、鳳輦の御綱を取る故に御綱助とも云ふ、左右大允各一人正七位下、左右少允各一人從七位上、左右大屬各一人從八位上、左右少屬各一人從八位下、左右大舍人各八百人、左右使部各二十人、左右直丁各二人 起原沿革 大舍人の早く在りし事は大舍人の條に述べたり、文武天皇大寶元年制定して左右大舍人寮を設け、右の職員を置く、平城天皇大同二年内豎所を本寮に合す、嵯峨天皇弘仁三年左右寮を合せて一となし、頭助以下一員を減じ、少屬一員を加ふ、十年また内豎所を復し、大舍人を半減す、後世權助を置く(書紀、令義解、後紀、類聚國史、職原抄、職官志)

オホドノ　大殿　正殿をいふ、轉じて貴人の稱となる、書紀に正寢、內寢、正殿などを「オホドノ」とよめり、いづれにても正殿の事にて、寢所にはあらず、また貴人を指していへることは源氏物語に、大殿の御心いとほしければまかでたまへり」と見え、倭訓栞に、親殿と云ふ意にもいへり、埃囊抄には、攝政關白を御子にもちたまふを大殿と稱すと見ゆ、江戸時代にては、當主に對して隱居をいひ、子息に對して其父をいふ場合に此稱を用ひたり、

オホトノアブラ　大殿油　「オホトナブラ」を見よ、

オホトノ井ドコロ　大宿直所　大宿直(「トノヰ」參看)の人の居所、大內裡主殿寮の南、梨本曹司の北、內教坊の西、率分藏の東に在り、方四十丈の地を占む、南に門あり、構內の西南隅に番所あり、小右記に、長和三年三月十二日、六宿直燒亡の事見えたり、輔政家集に、大内守護ながら殿上ゆるされぬをおもはぬにしもなかりけるころ、行幸ありて侍けるに、大宿直なるこやにかくれゐて侍るに、月のあかゝりければ、丹後の内侍のもとへつかはしける、人しれぬ大内山のやまもりは木かくれてのみ月をみるかな」といへるもの亦是所なり(大内裡圖考證)

オホトノゴモリ　大殿隱　天皇夜の御殿にこもり給ふをいふ、後ち變じて單に御寢のことをいふに至る、萬葉集に、大殿をつかへまつりて殿ごもり隱いませば」と見え、其他伊勢物語、源氏物語等にも見へたり、倭訓栞に、韵會に、婦人稱レ寢曰レ宮、宮者隱蔽之言也といふに同じ」といへり、

オホトノスメラミコト　男大迹天皇　繼體天皇の御名、「ケイタイテンワウ」を見よ、

オホトノホカヒ　大殿祭　名義 神今食、

新嘗祭、大嘗祭等の前後、若しくは皇居の遷移、齋宮、齋院卜定の後等に、屋船久久遲命、屋船豐宇氣姬命、及び大宮賣命(久久遲は木の靈、豐宇氣は稻の靈)を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ 儀式 神祇官齋四合(玉、切木綿、米及び酒瓶を納む)を八足案二脚に置き、神部四人をして舁かしむ、中臣、忌部官人、宮主、史生、神部等木綿鬘襷を著けて左右に分れ、御巫、案後に列し、延政門の外に至り案を簀子の上に置き、大舍人門を呼ぶ、闈司之を奏す、勅あり、闈司傳宣す、宮內省官人、神祇官人を召すと奏す、神祇官中臣木綿鬘を著け、忌部木綿鬘襷を加ふ、共に案前に立て仁壽殿に進む、是より先御巫等宣陽門より入て、內裏に候す、中臣忌部御巫等皆殿內に入り從て、御巫一人紫宸殿に進み、一人承明門に至り共に散米し、忌部玉を執て殿の西隅に懸け、御巫米酒を散じ木綿を切り退出す、中臣仁壽殿の南に候て忌部巽に向ひ、微聲祝詞を讀む、終て玉を浴殿及び厠殿四隅に懸け、御巫米酒を散ずる初めの如し、陰明門より退出し、宮主、神部を引て炊殿に至り木綿を懸け、米酒を散じ訖て神祇官に祿を賜ふ、祭終て後、宮主忌火庭火祭を內膳司に修む、上世より出雲玉作氏御祈玉を貢して以て祭事に供ふ、後世玉に代ふるに土錢を以てす 起原沿革 太古瓊々杵尊の時天太玉命諸部神を帥て齋斧を以て材木を伐採し、手置帆負彥狹知二神と瑞殿を興し、又諸神と鏡玉幣物を造て天祖に祈請して新殿に移す、太玉命、天兒屋命と日御綱を殿上に遶け、大宮賣神を御前に侍せしむ、大殿祭此に權輿す、神武天皇橿原宮に都を定め給ふや天富命舊儀に遵ひ、手置帆負彥狹知二神の裔に正殿を築かしめ幣物を備へて殿祭を行ふ、此より大殿祭永く忌部氏の世職となる、而して中臣氏又相副て供奉す、寶龜中中臣氏權を專にし、恣に舊式を亂し、中臣氏忌部を帥て供奉する例となす、大同中齋部廣成上言してその非を極論して舊式に復す(古語拾遺、貞觀儀式、古事類苑神祇部)

オホトモウヂ　大伴氏　高皇產靈尊五世の孫天押日命より出づ、後ち淳和天皇の諱を避けて單に伴と云ふ、姓に朝臣、宿禰、連等あり、宿禰連幷に左京に貫す、天押日命、皇孫彥火瓊々杵尊に從て前驅す、神武天皇遷都の時三世孫道臣命道導となり、長髓彥を討し、開國の元勳となる、子孫世々大連に任じて國政を執る、其部下に屬する兵士を大伴部と稱せり、仲哀天皇の時武持始めて大連となる、室屋は允恭より武烈迄七朝に、金村は仁賢以下の朝に仕へ、其子磐、征新羅大將軍となり、狹手彥は高麗を征して功あり、吹負は天武天皇を佐けて壬申の功臣たり、天皇萬姓を定めし時、連を改めて宿禰を賜ふ、旅人大納言太宰帥、家持中納言征東將軍となる、旅人の姪古麿橘奈良麻呂と藤原仲麻呂を滅さんとして却て殺さる、桓武天皇の時參議國道改めて伴宿禰となす、仁明天皇の時山城林鄕の地一町を賜ひて、氏神を祭る、文德天皇の時三宗鎭守府將軍となる、清和天皇の時善男大納言に至る、應天門を燒き罪を得て伊豆に流され、宗族皆貶竄に逢ふ、伴氏是より衰ふ、朱雀天皇の時參議保平に朝臣の姓を賜ふ」連姓の系狹手彥より出づ、又大伴、太田宿禰も狹手彥より出づ、其族の近江に居るものを、平松氏、甲賀氏と云ひ、三河に居るものを宮永氏、設樂氏と云ふ(書紀、續日本紀、三代實錄、姓氏錄、日本紀略、伴氏系圖)

○高皇產靈尊──天押日命──天津彥日子咋命─
─天津日命──道臣命──味日命──雅日臣命─
─大日命──角日命──豐日命──健日命──大伴武持─
─室屋──談大連──金村──磐
─咋子
─狹手彥─糠手子─吡羅─邪曾─鯨─馬飼─直虛
─狛─稻積─友國─馬來田─大國─資─安麿─御行
─國麿─杜屋─犬養─手狛─子若─博麻─景連
─義景─師綱─清綱─信綱─重綱─利綱─慶綱─綱忠
─○○─善茂─久綱─幸綱─吉信─宗信─宗辰
─長德(馬飼)─御行
─安麿─旅人─家持─古麿─繼人
─宿奈麿
─高多麿
─馬來田─道足─伯麻呂
─駿河麻呂
─吹負
─國通─善男─中庸─春雄─忠行─右職
─清廉─保右─仲信─爲國─佐親─定通
─通方─正方─守方─忠茂─經忠─時綱
─國連─時國─忠淸─時連─持時─時信
─公時─時孝─時成─淸時

オホトモウヂ　大友氏　姓は藤原、文行の子脩行より出づ、修行近江掾となり、近藤と稱す、修行曾孫景賴、能成を生む、能成の子能直中原親能の養子となり、中原を冒し、大友氏と稱す、吾妻鏡に云ふ、親能の婦波多野經家の家號を大友と稱すと、志賀文書に、能直歿後其妻相模大友鄕地頭を嫡子大

炊介親季に附す、依て氏とす、蓋し經家其食邑を以て之を女婿親能に與へ、親能又之を能直に與ふと、大友系圖、田原系圖、刊本諸家大系圖等皆親能を源頼朝の子となす、誤なり、後ち本姓に復し、豐前守鎭西奉行となり、子孫世々西海に居し、世々鎭西奉行たり、建武中氏泰、足利尊氏の猶子となり源姓を冒す、戰國の時義鑑義鎭の時最も盛なり、義統の時豐臣秀吉に隨ひ、文祿元年參議となる、翌年朝鮮征伐に怯弱の行ありしを以て秀吉の怒にふれ、國邑を沒し、常陸に流さる、玆に至り大友氏全く勢なし、其孫義孝、明暦中德川氏より祿邑を受け、高家に列す、其支族に武藤、少貳、立花、田原、田村、吉澤、水谷等あり(系圖、系圖纂要、氏族志)

○能直—親秀—賴泰—親時—貞親—貞宗—
—氏泰—氏時—親世—持直—親著—親經—
—親隆—親繁—政親—義右—親治—義長—
—義鑑—義鎭—義統—正照—義孝—義泰—
—義閭—義武—義珍—義方—義智—義路—
—義敬

オホトモウヂ 大友氏 蕃別、漢人より出づ、姓は村主なり、推古天皇の時高聰あり、稱德天皇の時近江人村主人主あり、淸和天皇の時、施藥院使家主、近江滋賀郡大領黒主、及び擬少領夜須良麻呂等あり(氏族志)

オホトモノカナムラ 大伴金村 系統 談の子、室屋の孫 事蹟 仁賢天皇崩じ、皇太子未だ位に卽かざるに、大臣平群眞鳥父子不軌を謀る、金村命を奉じて、眞鳥父子を誅し、皇太子を奉じて位に卽かしむ、これを武烈天皇となす、天皇金村を以て大連となす、天皇崩じて嗣なし、金村主として建議し、大迹王を三國に迎へて擁立す、繼體天皇是なり、欽明天皇の元年住吉に退きて朝せず、金村、仁賢、武烈、繼體、安閑、宣化、欽明の六朝に歷事し、五朝に大連となる(大日本史)

オホトモノクロヌシ 大友黒主 名號 近江大友の鄕に居る、因て大友を以て氏となす、又大友の鄕は滋賀郡に在るを以て、世人滋賀黒主とも稱す 事蹟 初め大友郡の大領となり、從八位上に叙す、貞觀中、園城寺を以て延曆寺の別院となすに及び、神祠の別當となる、延喜中宇多法皇石山寺に御幸の時、和歌を獻じて物を賜はる、又仁和、昌泰の大嘗會に風俗歌を獻ず、黒主尤も和歌に長じ、秀吟甚だ多し、後人祠を郡中に建てゝ之を祀り、黒主明神と稱す(大日本史)

オホトモノタビト 大伴旅人 系統 右大臣長德の孫、大納言安麿の長子 事蹟 元明天皇の時正五位下に叙し、左將軍と成る、靈龜元年從四位上に進み、中務卿に任じ、尋で中納言に拜し、幾干もなくしてまた正四位下に昇り、山背攝官と成る、太宰府の隼人反するに及び、征隼人大將軍となり、之を征して功あり、養老五年從三位に叙し、帶刀資人四人を賜ふ、この年元明天皇崩ず、旅人山陵の事を監す、神龜の初め正三位に叙し、山城國事を兼知し、尋でまた太宰帥となる、天平二年歸京して大納言に任じ、三年從二位に叙す、尋で薨す、年六十八、旅人文藻に富み、和歌に堪能なり、性また酒を愛し、歌十餘首を詠じて酒德を贊す、載せて萬葉集中にあり(大日本史)

オホトモノテンワウ 大伴天皇 淳和天皇を申す、「ジュンナテンワウ」を見よ、

オホトモノテンワウ 大友天皇 弘文天皇を申す、「コウブンテンワウ」を見よ、

オホトモノフケヒ 大伴吹負 系統 咋の子、金村三世の孫 事蹟 慷慨大志あり、常に功名を成さんとするの念あり、天武天皇の吉野に潛居せらるゝや、變あるを察し、疾と稱して大和に居す、天皇兵を擧げて東國に入るに及び、親族豪傑と結びて數十人を得たり、卽ち穗積百足等を殺し、高坂王稚狹王等を降し、大伴安麿等を不破に遣はして之を奏せしむ、天皇大に喜び、拜して將軍となす、玆に於て四方の豪傑等來附する者多し、吹負其英俊を選びて別將軍監となし、弘文天皇を近江に襲はんとし、乃樂山に至る、途に近江の大軍と戰ひて大敗し僅に身を以て逃る、墨坂に至りて漸く援兵の來るに逢ひ全軍を合して綱井に屯し、以て散卒を聚む、因て近江の軍壹岐韓國と葦池に戰ひて之を走らす、尋で近江の將犬養五十君、別將廬井鯨等を討破し、終に大和を定め、進みて大阪を經て難波に至る、天武天皇諸將等と三道より並び進む、吹負留て西國諸司をして官鑰驛鈴傳印を獻ぜしむ、天武天皇の天下を得たるは吹負の功與りて大きに居る、天皇の十一年に卒す、大錦中を贈る(大日本史)

オホトモノミヤ 大友宮 弘文天皇を申す「コウブンテンワウ」を見よ、

オホトモノヤカモチ 大伴家持 系統 大納言旅人の子 事蹟 天平中從五位に叙し、越中守となり、累進して正四位下に進む、神龜元年太宰少貳となり、後ち左中辨中務大輔相模上總伊勢等の守を經て、十一年二月參議兼右大辨に拜し、天應元年東宮大夫と爲り、左大辨に轉じ從三位に叙す、延曆元年正月氷上川繼の事に坐して官を奪はれ京外に移さる、四月赦されて本官に復し、六月陸奧按察使鎭守府將軍を兼ね、二年中納言に任ず、餘官故の如し、三年持節征東將軍と爲る、四年奏上して曰く、陸奧の國たる、名取以南の十四郡は、山海に僻在せるを以て施政に便ならず、是に因り假りに多賀階上二郡を置きて百姓を募集し、國府を充實し、東西を防禦せんと、朝廷議して之を許す、同年八月薨ず、年五十七、幾干ならず宗人右少辨繼人等皇太子の命を受けて藤原種繼を殺し、事露顯して捕はる、而して辭、家持に連る、曰く其謀主なりと、因て名籍を追除し、其子永主を隱岐に流す、桓武天皇崩ずるに及び、遺詔して家持の本官を復せしむ、家持尤も和歌を能くし名吟頗る多し、萬葉集は實に其撰する處に係る、(公卿補任、大日本史)

オホトモヒ 辨 辨官(ベンクワン)を見よ、

オホトモヒノツカサ 大辨 「ベンクワン」を見よ、

オホトモベ 大伴部 大伴連に屬せる兵士をいふ(職官考)

オホトモモン 大伴門 朱雀門(スザクモン)を見よ、

オホトモヨシアキ 大友義鑑 名號 初は親安、親敦と云ふ、幼名次郎五郎、鹽法師丸と云ふ、後ち將軍足利義澄の諱字を賜ひ義鑑と改む、入道して宗玄と號す、法名到明寺松山紹康 系統 親世十一世の裔、父は義長、母は阿蘇大宮司の女 事蹟 從四位下に叙し、左馬頭修理大夫に任ず、屢々近國を侵し威武大に張り四隣皆降る、豐後、豐前、筑後、肥後の四國を領す、享祿の末、筑後國住人親忠自立せんとす、義鑑怒りて自ら兵を率ゐて星野城を攻む、利あらずして歸る、人を遣はし京師に訴ふ、幕府大內義隆、島津勝久、菊池等に令して、義鑑を援けて攻めしむ、親忠防ぎ戰ひ屈せず、翌年五月義鑑奮戰、城將に陷いらんとす、親忠和を乞ふ、後ち家嗣の事により臣下に殺さる、時に天文十九年二月十二日、年四十九(大友系圖、野史)

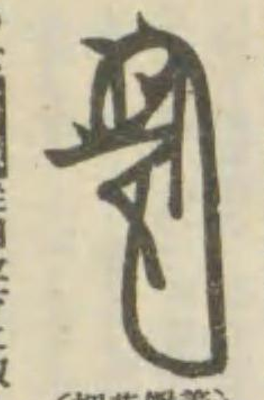

(押花鑑義)

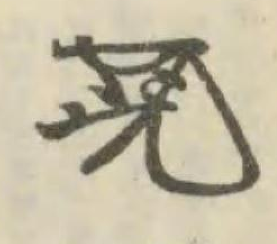

(押花鑑義)

オホトモヨシシゲ 大友義鎭 名號 幼名鹽法師丸、五郞、又は親太郞と稱す、將軍義晴より諱字を受け、義鎭と改む、入道して宗麟と號す、法名瑞峯院 系統 義鑑の長子、母は坊城氏 事蹟 幼より學を好み、臣下の服する所となる、天文中熊本城主高橋親忠初め來り屬し、後ち島津氏に欸を通ず、義鎭之を攻む克たず、二十年菊池義宗を攻めて肥後を併す、弘治二年豐前を攻め、宇佐氏の領地を略し、三年筑前を攻め、秋月清種を滅す、五年義鎭終に九州を併有せんとし、府城を長子義統に讓り、新に丹生島に築き之に居し、入道して三非齋宗麟と號す、六年師を出して豐前を侵略し、周防に航せんとす、毛利氏防府に之を備ふ、幕府大納言與通をして和せしむ、是より先筑後人世變に乘じて背く、七年三月兵を發して筑後に入り、秋月種實と戰て和し、參生城を降し、草野氏を嶽城に、速水實久を猫尾城に攻めて之を破り、遂に筑後を定む、初め宗麟文を好み、武を嗜み、政事に意を用ひ、絕を繼ぎ、廢を興す、諸州平ぐの後漸く政事に倦み、酒色に耽る、賢臣戶次道雪之を諫む、義鎭其忠に感じて行を改む、八年四月立花氏叛く、攻めて立花城を拔く、二十年吉川氏と和し、豐筑悉く平ぐ、天正五年島津義久を討て大敗す、八年五月筑豐人龍造寺に屬するを以て之を攻む、志を得ずして罷む、十四年三月援を豐臣秀吉に乞ふ、秀吉之を諾す、依て宗麟好を通じて力を西征に戮す、十五年卒す、歲五十八、宗麟常に天主教を崇信し、丹生島に教會堂を建つ、元龜元年出征するや宮祠梵宇神佛の體を燒毀す、天正四年蠻舶豐後に抵り大熕二を宗麟に貽る(野史)

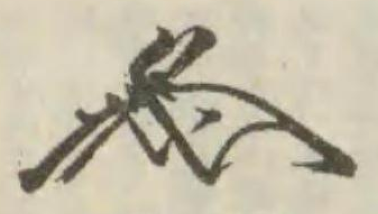

(押花鎭義)

(押花鎭義)

オホトモヨシムネ 大友吉統 名義 幼名長壽丸、五郞と稱す、初め足利義昭の諱字を賜ひ、義統と改む、後ち豐臣秀吉の諱字を賜ひ吉統に改む、入道して宗巖と號す、法名豐鏡院中菴 系統 義鎭の嫡子、母は奈多大宮司鑑元の女 事蹟 天正七年義鎭の後を繼ぎ、左兵衞督從五位下となり、從四位に進む、八年筑前を略し、田原氏の鞍掛城を取る、十二年武勇の臣戶吹道雪殁して軍氣沮み、島津、秋月、龍造寺の諸氏勢あり、十四年三月父義鎭救を關白秀吉に乞ふ、秀吉之を聽し、九月六萬の軍を率ゐて西征す、義統島津征伐の先鋒となりて利あらず、十五年二月秀吉大擧して島津家久を征し、自ら師を率ゐて豐後に入る、家久府內城を避けて走る、秀吉義統を豐後に封ず、十

(押花統吉)

六年侍從、文祿元年正月參議に任す、三月諸將と兵六千を率ゐて朝鮮を征す、二年正月明將李如松等の大軍を恐れ、小西行長を救はずして走る、秀吉大に怒り誅せんとす、累世の豪族たるを以て、死一等を減じて安藝に放つ、義統髮を削る、慶長五年石田三成に從て兵を擧ぐ、黑田如水之を諭す、從はず、如水の爲めに破られ、降を乞ふ、如水家康に請ひ、死一等を減じて常陸に放つ、慶長十年七月十九日卒す、歳四十八(大友系圖、野史)

オホトリジヤウ　大鳥城　**所在**岩代國信夫郡上飯坂村舘山の上、頂の坦平なる處を一ノ平と呼ぶ、東西五十五間、南北五十間、稍々下りて平なる處を二ノ平と呼ぶ、東西十五間、南北二町十五間、又稍下りし處を三ノ平と呼ぶ、東西三町四十間、南北二町十五間、湮滅猶辨すべし、麓より西に嚮ひ少く登りし所を追手門の跡なりと云ふ、塹壘猶存す、此山東南耕地に臨み、西北大作山に連り、赤川兩山の間を流れ、西南に小川、東に摺上川あり、頗る要害の地なり　**起原沿革**初め詳かならず、信達一統志に、保元二年佐藤元治の築く所とす、元治此所に築きし時、生鷂一羽を城の中央に埋め、本丸の守護神となす、故に城名とすと、一說に、寬治中元治の祖父秀春之を築くと、共に確證なし、文治五年源頼朝藤原泰衡を追討す、元治泰衡の命を以て此の地に據り、石那坂に築きて防戰す、八月八日伊達西念の爲めに破られ、遂に擒となる、十月二日免されて、本城に居す、廢城となりし年月詳かならず(信達一統志、郡村志)

オホトリノコホリ　大鳥郡　**所在**和泉國　**起原沿革**持統天皇三年八月初めて郡名見えたり、桓武天皇延曆二十三年十月大鳥郡惠美原に獵す、和名抄に、大鳥(オホトリ)日部(クサベ)和田(ニキタ)

上神(カムツミワ)大村(オホムラ)土師(ハニシ)蜂田(ハチタ)石津(イシツ)鹽穴(シホノアナ)常淩(フカキ)等の鄕あり、明治二十九年三月泉郡と共に合して泉北郡となる(續日本紀、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホトリノジンジヤ　大鳥神社　**所在**和泉國泉北郡鳳村大島〇大鳥大明神ともいふ、本國の一宮、今は官幣大社　**祭神**大鳥連の祖天兒屋命、泉州志には、日本武尊を祭るといふ　**起原沿革**創建の年詳かならず、平城天皇大同元年和泉地二戶を神封に充奉り、嵯峨天皇弘仁十四年七月祈雨の爲めに幣帛を奉り、仁明天皇承和九年十月從五位上を授け、淸和天皇貞觀元年正月從四位下を賜ひ、九月雨風を祈る爲めに使を遣はし幣を奉り、三年七月從三位に叙され、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣帛に預る、慶長七年豐臣秀頼泉州五社を再建す、大阪の亂兵火に罹る、元祿中僧快圓神鳳寺域内に興建す、寶曆二年修繕を行ふ、本殿は特別保護建造物たり、明治四年五月官幣大社に列す、祭日は、五月三日、八月十三日に行ふ(諸國神名帳、泉州志、神祇志料、官國幣社一覽、國寶目錄)

オホナカグロ　大中黑　紋所の名、一ッ引兩ともいふ、丸の中に太く黑線を畫きたるものにて新田氏の紋と爲す、太平記に、瓜生擧レ旗の條に、誰とは知らず末座なる者、二ッ引兩と、大中黑と孰か勝れたる紋にて候らんと問ければ、美濃將監紋の善惡をば暫く置き、吉凶を云ば大中黑ほど目出たき紋はあらじと覺ゆ云々」と見えたり、詳しくは一兩引(ヒトツヒキリヤウ)を見よ、

オホナカトミウヂ　大中臣氏　中臣氏に

同じ、「ナカトミウヂ」を見よ、

オホナハタンベツ　大繩段別　「タンベツ」を見よ、

オホナホヒ　大直會　「ナホラヒ」を見よ、

オホナムチノカミ　大己貴神　大國主神(オホクニヌシノカミ)を見よ、

オホナンド　大納戶　江戶城大奧の居間の名、御清の間の西に接し、二間あり、長持、簞笥、其他諸器具を納め御納戶拂の用に備ふ、二階へは、諸家より獻上物の臺など雜物を納め置く、南の大納戶は四十疊、北は二十五疊なり、大納戶の戶棚は襖を以て絕て切り、其他座敷の間なる襖及び御入側の入口なる黑塗緣の杉戶を除きては、皆貼付なり、是は白地に銀箔の唐草及び靑にて花葵を畫きしものなりといふ(千田代城大奧)

オホナモチノジンジヤ　大名持神社　**所在**大和國吉野郡川原屋村妹背山　**祭神**大名持命の御魂　**沿革**清和天皇貞觀元年正月正一位を授け奉る、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣に預る、凡每年六月九月の十日、八月十六日、十一月七日に祭を行ふ(神祇志料)

オホナメ　大嘗　「ダイジヤウヱ」又は「オホニヘ」を見よ、

オホニシジヤウ　大西城　**所在**阿波國三好郡池田村〇又池田城とも云ふ本國九城の一　**起原沿革**承久中阿波國守護小笠原長淸の築きし所、子孫世々此に據る、天文中、元長、義賢、勝瑞に移るに及びて淸賴武之を有す、天正十年長曾我部元親、其族親吉をして來り攻めしむ、謂へらく四州の衝地なりと、時に中內安吉之を守る、終に敵する能はず十三年棄て去る、元親因て家宰牛田掃部に命じ守らしむ、

後ち中村重勝之に代り、五千石を賜り兵三百を置く、重勝大阪の役に戰死し、男若狹守襲ぎ男美作丹生山に退去し、主馬祐嗣ぐ、寬永中遂に廢す(阿波志)

オホニシジヤウセイ　大西淨淸　**名號**名は村長、通稱五郎左衞門、南山城廣瀨村の人　**事蹟**淚越家昌の門人、殊に古田織部、小堀遠州、片桐石州等に愛せらる、淨淸鑄造する所の釜の中、織部底と稱するものは、古田織部の好に出づといふ、晚年關東に移り東西兩家に分かる、天和二年九月三日歿す、年八十九、其子淨久(遠州好小松葉釜色紙釜を鑄造し、また石州好俵釜夕顏釜等を鑄造せし名匠なり)其弟子淨雲淸右衞門皆名匠にして名を揚ぐ(工藝鏡)

オホニシハ　大西派　大西閑齋の創めたる茶道の流派〇閑齋は瓢々庵宗順と號す、石州流の祖片桐貞昌に從ひ、茶道を學び、其奧に達し一派を創む、延寶元年貞昌の死後大阪に退隱す(茶人系傳)

オホニデウクワンパク　大二條關白　藤原敎通(フヂハラノノリミチ)を見よ、

オホニフダウドノ　大入道殿　藤原兼家(フヂハラノカネイヘ)を見よ、

オホニヘ　大嘗　新穀を食するをいふ、新嘗大新嘗とも書す、「ニヘ」は、新饗(ニヒアヘ)の約にて、新稻を以て饗する故に名づく、書紀に、爾波能阿比、爾波那比とも爾波那比、爾比那米とも、爾比閇とも、爾波比とも訓めり、又「オホンベ」とも訓めり、嘗は、漢土にて秋の祭を嘗とも云ふを借て用ひしなり、新嘗と書は、本の新饗の意を取るなり、元は人民一般に行ひて、神にも供し、自も食せしが、後には神に祭る事のみとなれり、大は、尊稱にて朝廷にて行ふ「ニヘ」なる故に大嘗と云ふ、又後には踐祚の大嘗を、大嘗と云ひ、毎年行ふものを新嘗と云ふ、詳しきことは「ダイ

ジヤウヱ」「ジンジヤウヱ」を見よ、

オホヌサ　大幣　幣の大なるものをいふ、幣(ヌサ)を見よ、

オホネ　大禰　上代の職官、舊事紀孝元天皇八年正月の條に、太綜杵命爲二大禰一、又開化天皇八年正月の條に、以二大禰太綜杵命一爲二大臣一、武建命、大峯命竝爲二大禰一と見え、大臣より卑く、宿禰より上なりと思はる、倭訓栞に、舊事記に大禰の官號見えたり、すくれの如し、大禰は、大兄の義、宿禰は、少兄の義也」といへり、

オホノキ　大野城　**所在**筑前國筑紫郡大野村大城山　**起原沿革**天智天皇四年八月百濟の達率憶禮福留、達率四比福夫を筑紫國に遣はし、大野城を築く、文武天皇二年五月太宰府をして之を繕治せしむ、嵯峨天皇大同二年十二月大野城誠の嶺に堂宇を建立して四天王の像を安置す、其の廢城の年月詳かならず(筑前續風土記)

オホノジヤウ　大野城　**所在**越前國大野郡大野町　**起原沿革**天正二年一向宗の徒杉浦壹岐守郡司となり此地を領す、三年九月金森長近、織田氏の命により、戌山城を此地に移して築き、龜山城と稱す、是れ今の大野城の始めなり、四年靑木秀以移り來りて治し、十三年長谷川秀一、東鄕を領して此地を兼れ治む、尋で織田秀雄之を領す、慶長五年德川氏悉く地を收め、德川秀康を越前に封ず、翌年其家臣土屋昌雄を此地に封す、元和九年秀康の三男直政之に治す、後ち松平直基(寬永十一年より正保元年まで)、松平直良(正保元年より天和二年まで二世三十九年間)等相尋で城主となりて治す、天和二年に至り土井利房四萬石に封ぜられ此地を領す、子孫相襲ぎて明治維新に至る(古今類聚越前國誌、明治政覽)

オホノジヤウ　大野城　**所在**紀伊國海草郡大野村大字野中　**起原沿革**創建の時代詳かならず、建武年間淺間覺心在城し、正平九年の頃より細川宗茂之に在り、至德年中より山名義理之を領し、明德の頃に至て亡び、尋で大內義弘封ぜらる、依て臣平井を守護代として在城せしむ、義弘亡ぶに及び、畠山基國の分國と爲り、其家臣遊佐守護代として大野に居す、子孫相繼ぎて天正中に至る(紀伊國名所圖會)

オホノノコホリ　大野郡　**所在**美濃國　**起原沿革**續紀文武天皇二年の條に郡名始めて見えたり、和名抄に、楢葉(ナラヒ)大神(ミワ)明見(アカミ)三桑(ミクハ)上杖、下杖、郡家(グウケ)志麻(シマ)大田(オホタ)石太(イシタ)栗田(クリタ)七崎驛家等の鄕あり、明治二十九年四月郡の一區域と池田郡とにて揖斐郡を置き、他の一區域を本巢郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホノノコホリ　大野郡　**所在**飛驒國　**起原沿革**續紀孝謙天皇天平勝寶元年の條に、始めて郡名見えたり、大原(オホハラ)三枝(サイグサ)阿拜(アハ)山口(ヤマグチ)等の鄕あり、拾芥抄大原郡となす、蓋し私稱ならん、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホノノコホリ　大野郡　**所在**越前國　**起原沿革**延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、野多(ノタ)上家(カツイヘ)川合(カハアヒ)利刈(トカリ)毛屋、加美(カミ)資母(シモ)出水(デミヅ)大山(オホヤマ)等の鄕あり、戰國の時郡の北境を分て今北郡と云ふ、寬文中また之を併す、正保圖今北郡を今北東郡となす、蓋し今立東郡の今北東郡の稱あるを以て誤りしならん、爾後變革なし(郡名異

同一覽、國郡沿革考）

オホノノコホリ　大野郡　【所在】豐後國　【起原沿革】延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、田口（タグチ）大野（オホノ）緒方（チガタ）等の郷あり、爾來變革なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

オホノハルナガ　大野治長　【名號】修理亮と稱す　【系統】何許の人たるを詳かにせず、父は某、佐渡守と稱す　【事蹟】治長、豐臣秀吉及び秀頼に仕へ、從五位下に叙せらる、慶長四年事に坐して結城に流さる、五年秋征東の軍起るや、結城晴朝爲めに罪を請うて宥され、先登功を樹てんことを願ひ、福島正則の隊下に屬し、備前の軍と戰ひて功あり、德川家康麾下に列せしむ、後ち往て大阪に仕へ、淀君の嬖子と爲りて常に側に侍し寵あり、慶長十九年食邑五千石を增し、政權を專にす、治長意頗る驕る、遂に隱謀を企て兵を募り、德川氏と兵を構ふ、十二月和を成す、尋でまた首謀となりて再擧を謀り、元和元年四月城に入り軍議し、宵に退下せんとして櫻門を過ぐ、人あり治長を刺す、治長從者の肩に倚りて歸る、五月八日殉死す、治長人と爲り心識廣淼、細節に約せず、居第を莊飾し、奇貨を愛玩す、色を好みて遊佚、燕飲度なし（野史）

（治長花押）

オホバウヂ　大庭氏　姓は平氏、村岡小五郎忠通より出づ、忠通の三男景村相模國大庭村に住す、其孫景宗大庭太郞と稱し、終に氏を冒す、其子景親治承四年源賴朝を石橋山に擊て之を敗る、尋で賴朝の爲めに殺さる、其甥景廉建曆二年五月和田義盛に黨して殺され一族亡ぶ（吾妻鏡、系圖纂要）

〇景村――景明――景宗――┬景義――景廉
　　　　　　　　　　　　└景親

オホバカゲチカ　大庭景親　【名號】平三郎と稱す　【系統】平太景能の弟　【事蹟】相模の人、保元の亂源義朝に從て白河殿を攻む、嘗て罪あり斬に當る、平氏の救濟によりて免かるゝことを得たり、因て深く之を德となす、源賴朝兵を起し石橋山に據るや、弟景久と共に兵三千を率ゐて之を擊ち、翌曉大に之を破る、賴朝僅に逃る、旣にして賴朝の勢威大に振ひ、關東の將士多く來附す、景親兵一千を率ゐて平軍を迎へ、往いて藍澤宿に抵る、賴朝が兵二十萬に將として足柄を越え、甲斐源氏二百餘を以て駿河に屯するを聞き、　竪計の出づる處を知らず、卽ち河村山に逃れしが　幾日ならずして遂に出でゝ降る、賴朝命じて平廣常の邸に拘し、遂に固瀨河上に斬る（大日本史）

オホバカゲヨシ　大庭景能　【名號】平太、又懷島權守と稱す　【系統】鎌倉景政の後、父を景房と云ふ　【事蹟】相模の人、保元の亂、源義朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ疵を負ひしが、弟景親に扶けられ、僅にして免るゝことを得たり、源賴朝の兵を起すや、弟豐田景俊と共に之に應じ、從うて石橋山に戰ふ、文治五年賴朝奏して藤原泰衡追討の宣旨を請ふ、朝議決せず、賴朝之を憂ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かず、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、賴朝の意玆に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す（大日本史）

オホバカリノツルギ　大葉刈劍　阿遲志貴高日子根神の持せし劍の名、古事記に、大量と書す、大は美稱、刈は切と同じく劍と云ふが如し、或は云ふ、草薙と云ふが如く、其劍をさして名付しならんと、又天羽々斬と異名同物ならんと、武家名目抄に、天羽々斬と一物歟、其は同言の重るか一言と成は恒の事にて、キリとカリと同ければなり、しか云ふ故は、彼素盞嗚命大蛇を斬給ひて、夜見國へ越ましゝ時、さる威驗ある神劍なれば、須臾も大御身を離たず、祕藏し給ひしを大名持命の受將て來て、遂に八十神等をも平伏し、天下を治て大功をなし給ければ、第一の御子の味耜の命に讓給けむを、今帶ぶるなるべし」と云へり、

オホハシシウジ　大橋秋二　【名號】松菴と號す　【系統】尾張海東郡津島の藥商稻垣某の子、大橋清左衞門に養はる　【事蹟】天性風流を好み、茶道を初め、物數奇多く、爲めに家產を傾く、京師淸水の陶工周平に製陶の法を習ひ、和漢の古陶器を摸して、頗る精妙を極む、晚年美濃の養老山に行きて製せし茶碗最も世にもてはやさる、常に家產豐かならざりしかど氣韻頗る高く、人に諛ゆることなし、嘗て靑磁の水指を製して、國主德川侯に獻ず、侯その精功なるを感じ、陶器師の列に加へんとす、秋二己が素志にあらざる旨をのべて其命を受けざりしとぞ、安政四年十月十二日歿す、年六十三、津島瑞泉寺に葬る（工藝鏡）

オホハシリウ　大橋流　大橋長左衞門重政の創めたる入木道の流派〇重政は重保入道龍慶の子、幼より書を好み、尊純法親王に就きて御家流の書法を學び、其奧旨を極めて遂に一家を爲す、後ち幕府に仕へて右筆となる、寬文十二年六月十三日死す、年五十五、相模國鵠沼空乘寺に葬る、門人に篠田行休あり、篠田流を創む（鑒定便覽、日本教育史資料）

オホハツセワカタケノスメラミコト　大泊瀨幼武天皇　雄略天皇の御名、「エウリヤクテンワウ」を見よ、

オホハフリ　大祝　祝の一種、神社により多數の祝を有する處は、大祝、權祝、擬祝、副祝、一祝、二祝、三祝、四祝等の稱を設け、これを以て職務を分ち、尊卑の區別を爲したり、大祝は、其職制等詳かならざれども、蓋し祝中にありて上位にあるものなるべし、鹿島神宮、信濃國諏訪神社、筑後國高良玉垂神社、紀伊國天野神社等皆此職あり（吾妻鏡、筑後志略、紀伊國名所圖會、倭訓栞）

オホバン　大番　【職掌】江戶幕府の職名、戰時は先鋒の精兵にして、平時は要地の在番を主役とす、江戶にては、番衆は營中、與力同心は二の丸の諸門を護衞す、又回り番と稱し、晝夜城內を巡行し兩番七十四人大番四十八人づゝ非常を護る、番衆の內二組宛每年四月（京都）八月（大阪）交代して二條城及び大阪城に在勤し護衞に備ふ、當職は旗下の中最もその家を撰びて之に補す、十二組ありて老中の所管となす　【職員】大番頭、十二人、席次菊間詰、一組の番衆を統率し、人物を撰擧して老中に上申し、要職に補せしむ、一人づゝ每日營中に出勤し、又一人二丸に宿直す、大番組頭、各四人、六百石高、番頭を佐けて番衆の願屆等を受けて、番頭へ達し布告辭令を達す、席次躑躅の間とす、寬永十年二月始めて置く、大番衆、一組五十人、二百俵高、各組に與力十騎、同心二十人附隸す、凡十二組の內二組づゝ二條、大阪の兩城に在勤す　【起原沿革】天正十四年德川家康豐臣秀吉と和してより屢上京あり、十五年從二位權大納言となる、始めて菅沼定盈、松平康安、渡邊重綱等を撰びて大番頭と爲し、三河國岩崎安祥岡崎の譜代の士を統理せしむ、之を大番頭の始めとす、江戶に遷りて後、文祿元年二月始めて大番五組を定め、番頭五人を補す、後ち六組とす、番町に住す、今の六番町は是より出づ、後ち又十二組となす、初め慶長十二年

（伏見三年番）

三月大番組より山城伏見城を更替護衞す、之を伏見の三年番と云ふ、同年閏四月駿府に三組を分置す、元和の後之を江戶に併す、爾後伏見大阪二條城等に分遣駐屯なり、享保中大番頭の高を五千石と定む、兩番頭より轉じて之に補す、又萬石以上にして帝鑑間、菊間、柳間、無城の家及び交替寄合これに補せる事もあり、故に總て一萬石の格式にして從五位下に叙す、慶應二年十二月大番五組を減ず、是より先旣に二組を減ず、玆に至りて僅に五組を存す、奧詰の銃隊又劍槍隊となりしなり（武家名目抄稿、明良帶錄、官制沿革略史）

オホバン　大判　【名義】金貨の一種、板金の大なる楕圓形を爲したるものを云ふ、古は判の字を板に作り「バン」金と呼びしを、後藤判などいふこと始まりしより遂に判の字となる　【性質】重量と形狀の大小とは、製作の年代に因りて差異あれど、概ね縱五寸、横三寸前後、重四十匁前後なり　【沿革】何時代より製作せしか確證なし、されど天正の初頃織田信長之を鑄始めしが如し、當時旣に黃金幾枚、金子幾枚の文字見ゆればなり、天正十六年に至り豐臣秀吉之を鑄造す、世に天正大判といふ、慶長六年改鑄して一定の法を立てしむ、慶長大判といふ、楕圓形にして表裏共に桐章あり、而して拾兩後藤の四字及び押字を墨書す、是より殆ど一定に歸す、後年改鑄する事屢々あり　【種類】左の如し、詳しくは各條に就て見るべし、尙は貨幣（クヮヘイ）金銀貨（キンギンクヮ）參看（金銀圖錄、寶貨事略、大日本貨幣史）

天正大判　天正菱大判　太閤大判　古大判
大佛大判　慶長大判　元祿大判　享保大判
天保大判　新大判（萬延大判）

オホバングミワウライ　大番組往來　江戶幕府の時、大番頭二人、年每に組の番士を率ゐて、交々二條と大阪との城を守り、翌年交代して府に歸るを云ふ、暇を賜ふの日又は歸府の節、組頭を將軍の前に召出し懇に勞らふと云ふ、番士等の子に至るまで、連歌間の後に並居て謁見せしむ、尙ほ大番（オホバン）參看（幕朝年中行事歌合）

オホバンヅメ　大判詰　江戶時代、幕府使用の宇治の茶壺一箇につき、大判一枚づゝ賜はるを、俗に稱していふ詞（製茶沿革考）

オホバンヤク　大番役　【職掌】諸國の武士交番上京して、禁闕を衞護し、洛中を巡警す　【起原】大寶の制諸國軍團の兵士交代して、一年間京師に宿衞するを衞士と云ふ、蓋しこの遺風なり、總て軍團の兵士、國內にありても組を分て交番す、之を番役と稱す、然るに京師の上番は禁闕守護にて、殊に重大の番役なるを以て、大番役と云ひしが、終に一定の役名となりしなり、又一說に京師上番は、番役より長日月なるを以て、大番役と云へるなりと、其始めて見えたるは、中右記天元五年三月一日の條に、中宮の大番侍者とあり、古今著聞集に一條院の時大番役見えたり、源賴朝天下の權を得るに及び、諸國の守護地頭に命じ御家人を徵發して、大番役を勤仕せしむ、其中權勢ある人を以て統領せしむ、之を番頭と稱す　【沿革】年限は從來三年交代なりしが、源賴朝改めて六ヶ月となす、貞永元年北條泰時式目を定むる時に、大番役を大犯三ヶ條の第一となす、賴經將

軍の時嘉祿元年京師に倣ひ鎌倉にも大番役を置く(「カマクラオホバンヤク」參看)文曆元年正月幕府令して、明年十二番とし、一番を六ヶ月となし、巡守せしむ、然るに家人等之を嫌ひ懈怠せしを以て、文曆二年七月令して一ヶ月遲參するものは、二ヶ月多く勤仕せしむ、猶改まらざりしと見え、仁治元年十一月二十八日令して一ヶ月遲參せしものは、篝屋用途錢十貫文を科せしむ、寶治元年十二月二十九日番數を增して二十二番とし、三ヶ月在勤せしむ、文永十一年蒙古入寇し、建治元年元使來りしを以て、之を鎌倉に斬り、九州諸國に令して、武士の大番を止めて、邊要を防がしむ、建武一統の時大番役の制を定めしが、幾干もなく南北の爭ひ起り、南朝は吉野の行宮に大番役を置きしも、北朝には置かれざりき、時變ある時には門戶警衞の者を大番と稱す、建內記嘉吉元年四月十二日の條に、「於二門々大番一者嚴密可レ候之由仰付了」とあり、其後諸家に大番と稱する番士ありしは、鎌倉幕府の大番に準據せしものならん(吾妻鏡、新編式目追加、建武年中行事、武家名目抄)

オホハラウヂ 大原氏 姓は宇多源氏、其先は宇多天皇の皇子敦實親王の子雅信より出づ、九世の孫經資始めて庭田と稱す、其の十六代權大納言重條の猶子榮顯始めて大原と稱す、實は修理權大夫葛岡宣之の四子なり、左少將從四位下となり享保八年卒す、爾來子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(知譜拙記、華族譜)

○榮顯—榮敦—重度—重尹—重成(ナリ)—重德(トミ)
—重實—重朝

オホハラデラ 大原寺 勝持寺(ショウヂジ)を見よ、

オホハラノコホリ 大原郡 所在 出雲國 起原沿革 出雲風土記に郡名始めて見えて、神原(カムハラ)屋代(ヤシロ)屋裏(ヤウラ)佐世(サセ)阿用(アヨ)海潮、來次(キスキ)斐伊(ヒイ)等の八鄕あり、和名抄亦同じ、但し大原鄕ありて屋代鄕なし、蓋し後ち改めしならん、爾來變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホハラノニシノミサザキ 大原西陵 高倉天皇の中宮建禮門院平德子の陵、山城國愛宕郡大原村大字草生に在り(陵墓一覽)

オホハラノジンジヤ 大原野神社 所在 山城國乙訓郡大原野村○今は官幣中社 祭神 藤原氏の祖神大和春日神四座 起原 桓武天皇長岡遷都後、舊都の春日明神は遠くして后妃夫人の參詣に便ならず、且つ王城鎭護の爲めにとて仁明天皇嘉祥三年藤原冬嗣此地に勸請せり 沿革 文德天皇仁壽元年二月梅宮に准じて祭儀を制せしめ、淸和天皇貞觀元年七月主殿權頭藤原朝臣水谷をして神寶幣帛を捧奉り、「三年二月皇太后順子行啓ありて幣を奉る、是日大后牛車に駕し藤原氏六位以下を從者とす、大原野行啓蓋し玆に始まる、七年四月神田五段を充て、十七年六月使を遣はし幣を奉て甘雨を祈り、陽成天皇元慶四年二月幣をさゝげて大極殿成る事を告しむ、歷代春日社に准して屢奉幣のことあり、一條天皇正曆四年十一月天皇始めて行幸し給ひ、五年四月中臣氏人をして幣帛宣命を奉り、禁中放火及び疫癘の變を祈らしむ、寬仁及び久安の年修理あり、壽永二年八月武士大原に亂入神寶を奪ひ取る、降りて明治四年官幣中社に列せらる、毎年二月及び十一月祭事を行ふ、「オホハラノマツリ」參看(公事根源、神祇正宗、神祇志料、古事類苑神祇部)

オホハラノニシノミネノウヘノミサザキ 大原野西嶺上陵 淳和天皇の御陵、山城國乙訓郡大原野村大字大原野小鹽山頂淸塚に在り○天皇遺詔して御骨を粉碎し大原野西山の嶺上に散せしむ、是其處なり、封土三間面積百九十七坪二合九勺小石を聚積し五圓塚を築く(陵墓一覽、平安通志)

オホハラノマツリ 大原野祭 名義 山城國大原野神社の祭禮を云ふ 儀式 每年二月上卯日、及び十一月中子日に行ふ、若し十一月に三子あれば、中子の日を用ひ、二子ある時は、下子を用ふる例なり、祭日には朝使の外、中宮東宮等も亦使を發して奉幣あり、藤氏の攝關大臣等亦各私幣を奉る、詳しきことは、儀式、江次第、九條年中行事等に就て見るべし、大原野神社は藤原氏の氏神なるを以て祭祀の供奉人は其氏人を用ふ、若し氏人不足の時には他氏の人を用ふる例も亦多し 起原 文德天皇仁壽元年二月梅宮祭に准せらる、是れ此祭の權輿なり、公事根源に、此神社は后宮のまゐらせ給はん爲め、春日の本社遠きによりて、都近き所に移し奉る、されば大原野の行啓など申すことの侍るにや云々」と云へり(延喜式、儀式、禁祕抄)

オホハラノホツケダウ 大原法華堂 後鳥羽天皇の御陵、又大原野陵とも云ふ、山城國愛宕郡大原村大字勝林院の東、寶泉山の麓に在り、兆域面積百五十七坪九合五勺五才○延應元年二月後鳥羽天皇隱岐國に崩ず、同國海部郡葛田山に火葬す(今の源福寺の地)遺詔して國忌山陵を置かず、仁治二年法華堂を大原に造り之に遷し置く、曩に北面藤原能茂遺骨を收めて京師に還り大原に藏せり(山陵志、陵墓一覽、平安通志)

オホハラノミサザキ 大原陵 順德天皇

の御陵、山城國愛宕郡大原村大字勝林院後鳥羽天皇の御陵と同所に在り、天皇仁治三年九月佐渡國に崩じ、同國雜太郡竹田村眞野山に火葬す、寬元元年四月康光法師御骨を奉じて此に藏む○後鳥羽天皇の御陵なる大原法華堂をもいふ(陵墓一覽、平安通志)

オホバラヒ 大祓 名義 贖物を出して禊を修め、犯す處の罪、及び觸穢を解除するを云ふ、後ち年中行事となりて、每年六月十二月の兩度に行へり、なほ臨時に行ふ事もあり 儀式 文武天皇大寶元年百官の大祓を夏冬季月の晦と定む、中臣氏祓麻を上り、東西文部先づ祓刀を奉じ、漢文祓詞を讀む、訖て百官男女悉く會し、中臣祓詞を宣べ、卜部解除す、諸國の大祓は、臨時に行ひ、郡司國造祓柱を出す、其他百官祓に大同小異なり、神龜三年東文忌寸等をして、雜官史生以上は祓刀を上らしむ、延曆六年詔して東西文忌寸諸司主典以上祓刀を上らしめて永例となす、延喜の制に至て中臣氏の宣祝を改めて卜部氏之に代る、弘仁十四年大祓の刻限を未四點となし、宮內神祇縫殿三司延政門外に候し、申一點に(十二月未一點)門を叩て參入、四點に(十二月二點)始めて祓ふ、貞觀の制尤も備はる、儀式に詳しく見えたり、今之を略す 起原沿革 太古伊弉諾尊黃泉國に往て汚穢に觸る、海水に沐浴して祓除す、素戔嗚尊天罪を犯す、諸神責て千座置戶を以て其罪を贖ひ、天兒屋命をして祓の詞を宣べしむ、大祓贖物共に之に起る、太祖既に天下を定む、天種子命をして天罪國罪を解除せしむ、此後種子の裔中臣氏、世々祓詞を宣ぶ、故に之を中臣禊詞と云ふ、仲哀天皇崩御の時國の大幣を取て、天罪國罪を求めて諸國大祓を爲す、諸國大祓玆に始まる、天武天皇四年八月四方に詔して大祓を爲す、六年春、九年七月、朱雀元年七月並に天下

(中臣祓詞)

に令して大祓を行はしむ、大寶元年制して百官の大祓を夏冬季月の晦と定む、延喜以後陰陽家の說漸く行はれて、古風大に衰ふ、天元五年六月大祓に公卿一人の至るなし、內侍亦事に託して參せず、右少辨藤原惟成代て上卿となる、此より後、大臣大祓に臨まず、應仁の亂後終に全く廢絕し、只僅に茅の輪を越ゆる事のみとなれり、文明九年六月の御湯殿上記、永正十四年六月の二水記等に見えたり、東山天皇元祿四年六月再興す、然れど舊制の如くならず、內侍所の西庭に行ひ、吉田家其事に從ひ、其名稱も亦大祓とはいはず內侍所淸祓といふ○臨時の大祓は、大嘗會の時は、先づ天下をして之を行はしめ、次に京畿近國次に百官之を行ふ、二季の儀の如し、祭終て百官又行ふ、齋主伊勢に赴く時、天下祓を行ひ、次に百官行ふ、皆二季の儀に準す、其他大神宮奉幣、大神寶使發遣の時、及び死穢火災の類皆朱雀若くは建禮門前にて行ふ、又每月晦御麻御贖の儀あり、蓋し六月十二月は此例にあらず、大祓は以上に述べたるが如く、上代には祓を以て一種の刑となしたりしが、後には單に觸穢を解除せんが爲めに行ふ一の儀式となれるなり(古事記、書紀、續日本紀、三代實錄、古語拾遺、令義解、延喜式、江次第、公事根源、古事類苑神祇部)

(內侍所淸祓)

オホバラヒノツカヒ 大祓使 大嘗會を行ふ時、諸國へ遣はして大祓を爲さしむる使をいふ、延喜式踐祚大嘗祭の條に、凡大祓使者、八月上旬卜定差遣、左右京一人、五畿內一人、七道各一人、下旬更卜二定祓使一差遣、左右京一人、五畿內一人、近江伊勢二箇國一人」とあり、以て差遣の人數を知るべし、續紀、文武天皇二年十一月、使を諸國に遣はし大祓あり、是史に見えたる始めなるべし、

オホハラミコ 大原巫 巫覡の一、嬉遊笑覽

に、大原みこと云ふもの、古くは聞えたる事なし、其うへ唯名のみにて、まことは其里より出るにもあらず、大原に崇め奉る大原大明神につかへ奉る神子、昔は勸進にありきけるにや、今の大原みこといふは、京のかたほとりに住て、人のわすれ時分にはありく也、女は鈴を振ば、一荷のかますをかたげたる男、鈴を合する、太鼓のてうしそなはつて、一風あるなり」とみえたり、

オホヒイタ 覆板 伊勢神宮の千木覆を云ふ「チギ」參看(康富記)

オホヒエノジンジヤ 大日吉神社 所在 近江國滋賀郡坂本村○大比叡とも稱し、大宮ともいふ、一宮にして現今官幣大社 祭神 三輪の大物主命 起原沿革 桓武天皇延曆中、僧最澄佛法を弘めん事を三輪神に祈りたるを以て、其延曆寺を建るに及で、卽ち此神を寺の守護神とし、日吉大宮と稱して崇敬し、古より此山鎭座の大山咋神を、二宮小比叡と呼び、甚だ貶したり、故に此後大日吉神尤も顯はる、淸和天皇貞觀元年正二位を授け、陽成天皇元慶四年五月正一位に叙され、光孝天皇仁和中始めて神殿を粧ふ事、二宮の社制に准ふ、是より先本社尤も矮小なるを以てなり、後世日吉、大日吉神に、聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮の五座を加へて山王七社と云ひ、又大行事、牛御子、下八王子、早尾等の四座を祭る、今並に日吉山に在り、皆僧徒の私に設る神にして、古の明神にあらず、然れど朝廷又頗る其神威を崇奉りき、後白河天皇保元三年二月、日吉明神眷屬牛巫明神に從五位下を授く、高倉天皇治承二年十一月、是より先近江國司に勅して去月叡山學生の戰に穢氣あるを以て、其地を掃除且つ淸祓を行はしむ、玆に至て本社及び小比叡社司等神殿諸堂の改造を奏

請して曰く、神殿に事ある時は、新造せらるゝを例とするがうへに、近くは永暦元年洪水の時二宮十禪師殿穢氣にあらざれども、國司に仰せて廻廊樓門をも悉く改め給ひき、況や今度の亂逆は希代の事なり、然るに改め造り給はずば、神威定めて衰ふる事あらんと、安德天皇壽永二年十月聖眞子以下九座に各一階を授く、土御門天皇建仁三年十一月八王子三宮神殿御體並に災に罹れり、後深草天皇建長二年二月五座並に正一位を加ふ、上皇臨時の御祈に依てなり、正嘉二年十一月新に神輿七座七基を造て本社に送り、後醍醐天皇延元元年正月天皇東坂本の皇居に坐しゝ時、官軍の集らざる事を憂ひ給ひて、宸筆願文を大日吉社に奉り、十月新田義貞越前に赴く時、累代の寶刀鬼切を神殿に納めて戰勝を祈る、後龜山天皇文中三年六月叡山衆徒日吉七社神輿を振り京に至て、神輿造替の事を訴ふ、時に後圓融院より足利義滿に仰せて其料を充しむ、天授五年に至て未だ之を造る事能はず、仍て重て諸國の大田文を召し、公田段別に三十錢を收めて其料に充べき由を仰せらる、尙ほ日吉神社(ヒエノジンジヤ)參看(神祇志料)

オホヒキメ 大蟇目 「ヒキメ」を見よ、

オホヒドノ 大炊殿 里內裡の一、京都大炊御門の南、西洞院の東に在り、中右記に、寛治八年十月二十四日大炊殿(近日大后御産也、大炊御門南、西洞院東)丑刻許行幸」とあるもの是なり、百練抄に、文曆元年七月十八日乙卯、今日院御所(大炊御門、西洞院)上棟也、前相國以土佐國被造營」とある後堀河院御所は、蓋し同所なるべし、山城名勝志に、明月記、吾妻鏡等に見えたる藤原兼經の大炊殿は、この所なりと云へどいかゞあらん、又大炊御門殿(里內裡、仙洞御所)も、大炊御門京極殿も大炊殿と稱す、別條を見よ○又左大臣經宗の大炊御門の北富小路西の第をも大炊殿と稱す、文治元年七月後鳥羽天皇行幸して皇居とす、十二月閑院に還御、後ち屢々行幸あり、後ち後白河法皇經宗より讓り受け、仙洞御所とし給ひしが、文治四年八月藤原兼實に賜ひ、終に代々九條に傳領す(玉葉、山槐記)

オホヒノコホリ 大飯郡 **所在** 若狹國 **起原沿革** 淳和天皇天長二年七月遠敷郡四鄉を割て之を置く、和名抄に、大飯(オホヒ)佐分(サブリ)木津(コツ)阿桑(アナ)の四鄉あり、戰國の時西方郡の稱あり、爾來變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホヒノモン 大炊門 郁芳門の一名、「イクハウモン」を見よ、

オホヒミカド 大炊御門 大炊御門賴實(オホヒミカドヨリザネ)或は大炊御門冬忠(オホヒミカドフユタダ)を見よ、

オホヒミカドイヘタカ 大炊御門家孝 **名號** 瑤臺寺と號す **系統** 內大臣經秀の子 **事蹟** 天明七年五月內大臣に累進し、寛政元年五月辭す、四年正月再任、尋でまた辭す、八年四月右大臣と爲り九月辭す、十一年九月二十六日薨ず、年五十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドイヘツグ 大炊御門家嗣 **名號** 嵯峨入道と號す **系統** 右大臣師經の子 **事蹟** 嘉禎四年七月內大臣に任じ、仁治元年十月辭す、建長元年十月出家、文永八年七月八日薨ず、年七十五(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドウダイジン 大炊御門右大臣 德大寺公能(トクダイジキンヨシ)を見よ、

オホヒミカドウヂ 大炊御門氏 姓は藤原、攝政師實の第三子贈太政大臣經實より出づ、經實の子左大臣經宗、大炊御門の北、富小路の西に居せしを以て大炊御門と號す、子孫因て氏とす、師經以下相繼で顯官となる、七清華の一にして、大將を兼れ、極官太政大臣に達す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し侯爵を授けらる、其族に難波飛鳥井等あり(山槐記、玉葉、尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)

○經實—經宗—賴實—師經—家嗣—冬忠—
信嗣—良宗—冬氏—冬信—宗實—冬宗—
宗氏—信宗—信量—經名—經賴—經孝—
經光—信名—經音—經秀—家孝—經久—
經尙—家信—幾麿

オホヒミカドキヤウゴクドノ 大炊御門京極殿 **所在** 京都大炊御門の北、京極の西、富小路の東に在り○仙洞御所の一、又大炊御門富小路殿とも單に大炊殿とも云ふ **起原沿革** 後白河法皇の御領なりしが、建久三年三月崩御の前、式子內親王に讓り給ふ、後鳥羽天皇建久九年正月九日此の御所に徙御し給ふ、同十一日御讓位の後、同年四月二條殿に移り給ふ、建仁二年十月十九日再び大炊御門京極殿に徙御あらせらる、土御門天皇元久二年六月閑院修造の爲めに、大炊殿に遷幸す、承元二年十二月亦內裡より大炊殿に遷御皇居となす、四年十一月此の御所にて讓位、永く此所に住ませ給ふ、建保二年十一月燒失す、十二月再び造營して徙御あらせらる(明月記、三長記、百練抄)

オホヒミカドサダイジン 大炊御門左大臣 大炊御門經宗(オホヒミカドツネムネ)を見よ、

オホヒミカドツネタカ 大炊御門經孝

名號 初經敦と云ふ、後ち光福寺と號す **系統** 大納言經賴の二子、兄左中將賴國の後を嗣ぐ **事蹟** 明曆二年六月內大臣に任じ、同年十二月辭す、寛文三年二月右大臣に轉じ、翌年二月罷む、十年四月左大臣と爲り翌年に辭す、天和二年六月二十六日薨ず、年七十(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネナ 大炊御門經名 **名號** 自性院と號す、法名心源 **系統** 實量の男、信宗の後を嗣ぐ **事蹟** 永正十五年五月內大臣に任じ、大永元年七月右大臣と爲る、三年三月辭す、天文十一年四月出家、二十二年三月二十四日薨ず、年七十四(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネヒデ 大炊御門經秀 **名號** 法臺寺と號す **系統** 大納言經音の子 **事蹟** 寛延二年十一月內大臣に任す、同年十二月辭す、寶曆二年十一月十五日薨ず、年四十二(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネミツ 大炊御門經光 **名號** 後香隆寺と號す **系統** 左大臣經孝の子、母は家女房 **事蹟** 延寶五年十二月內大臣に任じ九年七月辭す、元祿三年十二月右大臣と爲り、五年十二月辭す、十七年正月左大臣に任ず、同年九月六日薨ず、年六十七(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネムネ 大炊御門經宗 **名號** 中御門左大臣、及び大炊御門左大臣と號す、また阿波大臣とも稱す **系統** 大納言經實の四子 **事蹟** 保元中大納言正二位に至る、もと藤原信賴と睦し、信賴亂を爲すや、藤原惟方と共に腹心となる、既にして事成らざるを慮り、惟方と謀を合せ潛に乘輿を奉じて六波羅に幸す、亂平ぎて後ち元舅の故を以て親任せられ、惟方と共にやゝ朝權を侵す、後白河上皇怒りて之を阿波に流す、應保二年召還され、長寛二年官爵を復し、閏十月右大臣となる、時人呼で阿波大臣と云ふ、後ち左近衛大將左馬寮御監を兼れ、仁安元年十一月左大臣に轉じ、從一位に叙す、治承二年皇太子傅、壽永元年輦車牛車を聽さる、時に源義經兄賴朝と協はず、奏して賴朝追討の宣旨を請ふ、後白河法皇猶豫して決せず、經宗曰く、當時京都を護る者唯義經

(阿波大臣)

京都西方寺安置之木像(史料編纂掛蒐集)

一人のみ、若し懷憾變を生ぜば、誰か能く之を制せん、姑く其請を許して、後ち賴朝に開諭し、その朝廷の本意に非ざるを知らしめば可ならんと、法皇之に從ふ、賴朝聞て之を啣み、經宗を議奏の內に入れず、經宗抗奏して職を辭す、聽されず、文治五年二月薙髮し、尋で薨ず、年七十一、經宗久しく顯要に在りて朝典に錬達す、時に欽重する所となる(公卿補任、大日本史)

オホヒミカドドノ 大炊御門殿 **所在** 京都大炊御門の北、東洞院の東に在り○里內裡の一、洞院殿とも、大炊殿とも、大炊御門內裡とも、大炊御門東洞院とも云ふ **起原沿革** もと攝政藤原師實の第なりしが、後ち仙洞御所となり、里內裡となる、寛治元年八月白河上皇攝政師實の大炊御門第に徙御し、五年迄住ませ給ふ、仙洞御所となす始めなり、堀河天皇嘉保元年十月二十四日皇居堀河院燒亡せしを以て、この御所に徙御し給ふ、是れ里內裡の始めなり、嘉承二年七月鳥羽天皇この御所に受禪あり、暫く皇居とし給ふ、後ち內裡、高陽院等に移り給ひしが、高陽院燒失するに及びて再び皇居となす、卽ち天永三年六月丹後守忠隆造進し、十月に至りて竣功し、遷御し給ひて洞院殿と改め給ふ、是れ大炊の炊は火に從ふが上に、大炊は廢帝(淳仁)の諱たるを以てなり、永久二年八月火に罹りて燒亡す、再び功を起し、三年十一月成りて徙御し給ふ、四年八月亦燒亡す(本朝世紀、中右記、百練抄、園太曆、山城名勝志)

オホヒミカドドノ 大炊御門殿 **所在** 京都大炊御門の南、富小路の東○仙洞御所の一、又大炊御門萬里小路殿とも、大炊殿とも云ふ **起原沿革** もと長治元年白河上皇御所とし給ふ、百練抄に、十二月二十七日、上皇自土御門第遷御新造大炊御門第、件地本是大納言宗忠卿領也、伊豫守國明造進之」と見えたり、大治五年七月火災に逢ひ灰燼となる、其後造立のこと詳かならず(百練抄、類聚雜要抄、山城名勝志)

オホヒミカドノサイヰン 大炊御門齋院 式子內親王(シキシナイシンワウ)を見よ、

オホヒミカドノダイリ 大炊御門內裡 里內裡の大炊御門殿(オホヒミカドドノ)を見よ、

オホヒミカドノブカズ 大炊御門信量 **名號** 深草右大臣と稱す **事蹟** 文明十一年四月內大

臣と爲り、十三年辭す、十五年正月右大臣に任じ、長享元年八月四日薨ず、年四十六(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドノブツグ　大炊御門信嗣

名號 嵯峨入道と稱す 事蹟 正應三年六月內大臣と爲り、尋で辭す、延慶二年十月太政大臣に任ず、三年十二月辭す、四年三月二十日薨ず、年七十六(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドノブムネ　大炊御門信宗

名號 後瑞慶院と號す 事蹟 永享四年八月內大臣と爲り、五年に辭す、享德二年に出家す、年六十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドノミヤ　大炊御門宮

名號 惟明親王をいふ、大炊御門に居せしを以て大炊御門宮と稱す、又承安第三宮とも稱す 系統 高倉天皇の第四皇子、母は少將局、宮內大輔平義範の女 事蹟 建久六年三月二十九日元服して三品に叙す、承元五年二月出家、法名聖圓、承久三年五月三日薨ず、年四十三(皇胤紹運錄)

○高倉院——惟明親王
- 交野宮——醍醐宮
  - 高桑宮
  - 尾崎宮
  - 萬壽
- 交野宮——栗野宮
- 僧尊雲
- 僧聖海

オホヒミカドヒガシノトウヰン　大炊御門東洞院　里內裡の大炊御殿(オホヒミカドドノ)を見よ、

オホヒミカドフユウヂ　大炊御門冬氏

名號 光福寺と號す 系統 大納言良宗の子 事蹟 元亨二年六月內大臣に任じ、同年八月辭す、四年八月出家、同月十六日薨ず、年四十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドフユタダ　大炊御門冬忠

名號 香隆寺入道と號す 系統 內大臣家嗣の子 事蹟 文永二年十月內大臣と爲り、四年正月辭す、五年九月九日薨ず、年五十一(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドフユノブ　大炊御門冬信

名號 隨心自在院と號す 系統 冬氏の子 事蹟 貞和元年九月內大臣に任じ、二年二月罷む、觀應元年六月二十八日薨ず、年四十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドマデノコウヂドノ　大炊御門萬里小路殿　仙洞御所の大炊御門殿(オホヒミカドドノ)を見よ、

オホヒミカドムネウヂ　大炊御門宗氏

名號 瑞慶院と號す 系統 權大納言冬宗の子 事蹟 應永二十七年十二月內大臣と爲る、二十八年四月六日薨ず、年四十七(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドモロツネ　大炊御門師經

名號 後大炊御門と號す 系統 左大臣經宗の二男、母橘政光の女、太政大臣實賴の後を嗣ぐ 事蹟 貞應元年八月內大臣と爲り、元仁元年十二月右大臣に轉じ、嘉祿三年四月辭す、建長八年九月出家、正元元年八月十五日薨ず、年八十五(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドヨリザネ　大炊御門賴實

名號 中山前太政大臣、また六條と號す 系統 左大臣經宗の子 事蹟 建久九年十一月右大臣に任じ、正治元年六月太政大臣に轉ず、元久元年十二月辭す、承元二年十二月再任、三年正月また辭す、建保四年正月出家、嘉祿元年七月五日薨ず、年七十七(公卿補任、大臣補任)

オホヒミス　覆御簾　清涼殿の奧の間の格子の外にある御簾を云ふ(禁祕抄楷梯)

オホヒヤキ　大樋燒

名義 加賀國河北郡大樋町にて製する陶器 起原沿革 天和年間京師の工人樂吉左衞門一入の弟長左衞門某といふ者、加賀の大樋に至り窯を開き、樂燒に倣ひて點茶家用ふる所の茶碗を製出す、其質赤樂燒に似て土質緻密、釉は赤黃色にして飴の色の如し、俗間に大樋の飴燒とも云ふは卽ち是なり、是を第一世の長左衞門といふ、樂燒と同じく世に行はる、彫りて渦線をなすものあり、第四世長左衞門より以後代々圈內に大樋の二字を印す、今は村中の人皆之を製す、特に茶器のみならず一般の陶器を製出す(工藝志料)

オホヒラコバン　大平小判

名義 金銀商古品の一、表に太平の極印あるを以て名づく 性質 重三匁六分、金位上、衆金みな縱楕にして此金のみ橫楕なり 沿革 或は云ふ、新田判官仁木左京大夫賴明の造る所と、何の據を知らず(金銀圖錄)

オホヒラデラ　太平寺

所在 近江國坂田郡伊吹山の西麓 起原沿革 伊吹山四院の隨一にして太平護國寺と云ふ、寶龜九年五月の草創、元弘三年五月後伏見上皇光嚴花園兩帝と六波羅に徙御す、足利尊氏、後醍醐天皇の勅を受て六波羅を攻む、上皇圍を突て太平護國寺に逃れ、駐[illegible]と十八日、龜山天皇の皇子守良親王薙髮して叠靜と號し當寺に居す、北條仲時新主光嚴天皇を挾て近江に走るや、近傍の民兵親王を奉じて主となし新主を遮る、寺中に三坊境內に名越權現社あり(近江國名跡案內記、佛事志、地名辭書)

オホヒラデラジヤウ　太平寺城

所在 近江國坂田郡伊吹山の麓 起原 佐々木京極氏の居城、京極氏は佐々木信綱の五子氏信より出づ、氏信文永二年近江守に任じ、愛知以北六郡を子孫に傳領す、太平寺に居城を築き、江北屋形と號す、元弘建

武の時高氏入道道譽武功あり、其子高秀幕府の侍所司となる、文明中高清のとき部下の諸士上坂下坂多賀の族相鬪ふ、高清海津に出奔す、明德八年歸館す、永正六年高清上平城を築き之に移り、國務を上坂泰貞に讓る、太平寺の城館是より廢す(淺井三代記、近江國名跡案內記)

オホヒルメムチノミコト　大日孁貴命　天照大神(アマテラスオホミカミ)を見よ、

オホヒレウ　大炊寮

名稱 オホヒノツカサとよむ、唐名大倉署 所在 宮城郁芳門の西、神祇官の北 職掌 宮內省の被官、諸國の舂米雜穀及び諸司の食料分給の事を掌る 職員 頭一人從五位下、五位諸大夫之に任ず、後世大外記中原師遠の子孫此職を掌る、助一人從六位上、允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、史生四人、大炊部六十人、使部二十人、直丁二人、驅使丁三十人 起原沿革 成務天皇の時、小治田命御飯を調進す、天皇其香美を愛す、姓多米連を給ふ、依て大炊の事を掌り、兼て御田職に任ず、子孫世々其事を掌る、部族に多米部、舂米連、舂米部等あり、書紀天智天皇七年十二月の條に、大炊省の名見えたり、文武天皇大寶元年に至り、右の如く定む、元正天皇養老二年六月史生四人を置く、延喜の制使部十人を減ず、其外變りなし、延喜以後助に權一人、允に大少を設く(書紀、令義解、令集解、延喜式、職原抄)

オホビロマ　大廣間　家屋中の廣間の最も大にして、造作の備はりたる坐敷をいふ、また江戶幕府の時、江戶城中居間の名に稱するものあり、これ國持大名、御三家の庶流、及び表大名四品以上の者、登城の節に詰る所、上、中、下の三段に分たれ、襖に松鶴、松雪、及び松、二ノ間、三ノ間、四ノ間の小壁に

牡丹の繪を畫けり、また大奧にもありて、使座敷十疊の間の南に在り、五十疊敷にて南西北ともに襖を締め切り、東使座敷と界する所は貼付なり、襖は地白に藍の花葵を散らし、天井小壁は銀泥にて葵、唐草の模樣なり、江戶城(エドジヤウ)の挿繪參看○今左に天保六年度の大廣間詰の諸家を示す(柳營祕鑑、武家格例式、千代田城大奧)

陸奧仙臺伊達	肥後熊本細川	筑前福岡黑田
安藝廣嶋淺野	長門萩　毛利	肥前佐賀鍋島
伊勢津　藤堂	備前岡山池田	阿波德島蜂須賀
筑後久留米有馬	出羽久保田佐竹	土佐高智山內
陸奧盛岡南部	出雲松江松平	出羽米澤上杉
武藏川越松平	陸奧二本松丹羽	越中富山前田
加賀大聖寺前田	伊豫宇和島伊達	陸奧弘前津輕
播磨明石松平	長門府中毛利	美濃高須松平
伊豫西條松平	陸奧守山松平	陸奧長沼松平
對馬府中　宗		

オホフサノシリガイ　大總鞦　馬具の名、連着鞦(レンヂヤクノシリガイ)を見よ、

オホベツタウ　大別當　院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時も二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ　大別當　社僧の役名、鎌倉鶴岡八幡宮寺に置く、新編鎌倉志に、等覺院の後に大なる谷あり、八正寺とて昔八幡の大別當僧正の舊跡なり云々」遠碧軒記に、鎌倉大別當と云は、古は社僧の門跡なり、今はこれは絕えて小別當許なり、これも社僧なり云々」と見えたり、

オホボシ　大星　日神の尊稱、倭訓栞に、神武天皇崇日德、運神策於沖衿、治平天下、其法納于朝廷總府、爲世代之軍傳、敏達天皇御宇、臺神傳之

陸奧所附屬其法於難波皇子日神之尊稱を恐怖して、大星と號せらる、大とは尊大にして、星は日の分身、金氣軍旅の道也、王子五世諸兄公四字の注脚を附て楠家の傳統とす、二十九世從三位橘長者以量備の前州に移り遂に三去す、其子以重薄田左馬助松平武藏守に據、後尾州に移住す、其子重信號壎照靈社雜兵家に聽求人倫實立集を編、己が僞作に附會して、八重垣、八咫、九重、中星、龍雷陣、玉方陣說等あり、其子信秀薄田內膳と號す、其子以貞與三兵衞と稱す、軍傳は門人馬場治平太昌章に授く、昌章近松茂矩に授く、其間吉田家大星の軍傳に擬して日本武命の東征の事跡に据て大星、中星、小星、黑星、船競等の擬說あり」と見えたり、

オホマ　大麻　伊勢神宮にて出す祓札をいふ、大麻はもと祓具なりしが、轉じて祓札を大麻と稱し或は御祓、御祓箱、又玉串御祓とも稱す、「ハラヒ」「オマクシ」參看せよ、常基古今雜事記に、大祓とは、祓の具也、今シデを付、幣をはりたる祓と云、是大麻也、此大麻に口にて祓を申籠たるを、御祓大麻と云也、大麻の時に、麻と云字を書は、古は紙なし、大麻のシデに麻を付く、今紙を以てシデにして麻にかへたり、故に大麻の時に麻と云字を書り、又或說に紙木は麻に似たる故に、紙を以て麻にかへたり云々」と見えたり、

オホマ　大間　京間を云ふ、「キャウマ」を見よ、

オホマガキ　大間書　除目の時に用ふる文書、闕官を書き立てたる書附を云ふ、單に大間とも云ふ、任官すれば、書入るゝが爲めに、闕官をば間廣に書く故に、大間と云ふ(羽倉考、倭訓栞)多くは卷物なり、今左に保元四年の大間書の一部分を示す、

神祇官
少史
太政官
少納言從五位下藤原朝臣伊長
大外記正六位上三善朝臣爲任
少外記正六位上中原朝臣廣能
權少外記正六位上中原朝臣仲信
左大史正六位上淸原眞人祐定
右大史正六位上中原朝臣賴直
左少史正六位上中原朝臣憲長
右大史
右少史正六位上高橋宿禰信弘
中務省
卿
少錄
少錄
少錄
內舍人正六位上多朝臣景節 父忠節官譲
內舍人正六位上源朝臣行家 造八省功
內舍人正六位上大江朝臣長季 久爲大甞會行事所功

內舍人正六位上平朝臣宗貞 造丹生社功
內記局
監物局
主典
主典
（以下太皇太后宮職より鎭守府に至るまで略す）

大問を巻たる圖

オホマツリゴトビト　參議　「サンギ」を見よ、

オホマト　大的　[名義]歩射の的を云ふ、舊は的とのみ云ひしが、小的出來しより之に對して大的と云ふ、徑五尺二寸あり○本朝軍器考に、大的と云ふは、徑五尺二寸にも又三尺五寸にもする、弓場は三十三杖にはくなれば、物間は三十一杖也」と見えたり[製法]檜のうす板をあや杉に組みて徑五尺二寸に圓くして紙にて張り、白く塗て三重に繪を出す、繪とは輪を書くことを云ふ、的(マト)參看(貞丈雜記、四季草、法量物)

オホマトゴラン　大的御覽　[名義]江戶幕府年中行事の一、毎年春秋二季諸番士の一隊の中より、射手三人を選び出し、吹上の弓場にて大的を射らしむるを將軍の覽るをいふ、もろ矢違はぬ者には御衣一重を賞賜す[起原沿革]寛永十四年の秋、家光將軍西丸山里御庭に於て、御番方的射上覽ありしを始めとす、明暦二年四月家綱將軍二丸に於て大的上覽あり、四本射にて、射手の人々に時服二つ宛賜はる、天和二年三月二丸に於てまた上覽あり、人數百十六人、御小性組四十五人、御書院番三十二人、新御番八人、大御番二十七人、御納戶御番四人、小十人御番十八人、其後寶永六年九月吹上にて上覽あり、射手百四十三人、一組三人宛となす、享保十二年七月吹上にて大的上覽あり、是より毎年春秋二季に上覽絶えざりき、文化八年十二月儉約令出で、費用二割を減じ五箇年間、隔年上覽あることゝなり、人數も一組三人を二人に減ず、文化十四年より舊に復したれども、文久二年より遂に廢せらる(靑標帚、幕朝年中行事歌合)

オホマヘ　大前　射的の時、最初に出て射るを云ふ(貞丈雜記)

オホマヘツギミ　百官　「マヘツギミ」を見よ、

オホマンドコロ　大政所　攝政關白家の母を云ふ、始めは大北政所といふ、後には略して大政所と云ふ、攝政關白家の妻室を北政所と云ふを以て、其母を尊びて然か稱するなり、後には他家にても、宣旨を蒙りて大政所と稱す、增鏡に、近衞大北政所(關白近衞家基の北政所)などやむごとなきかぎり云云」康富記に、應永八年六月七日、今日祇園祭也、大政所(足利義滿妻室)參詣拜神樂云々」秀吉任官記天正十二年三月十日內大臣に任ぜし條に、其後大阪立勅使以御臺所任北政所以母儀任大政所」と見えたり、「キタノマンドコロ」參看、

オホミ　大忌　大嘗會の職名、小忌(ヲミ)を見よ、

オホミオヤ　大御母　天皇の御母卽ち皇太后をいふ、「クワウタイコウ」を見よ、

オホミカド　大御門　宮殿のことをいふ、萬葉集に、藤井が原に大御門云々、日のたての大御門に云々、日のよこの大御門に云々と見えたり○又總門をいふ、總門は總構の大門なり、古くは貴人の家ならでも、大御門ともいへり、枕草子に、大みかどはさしつや云々」と見えたり(家屋雜考)

オホミガハリノアハセ　大身替袷　犬追物の時之を用ふ、片々を別色になしたる袷をいふ、大身替とは、片身替の事なり、犬追物方聞書に、文明九年八月御方御所樣、初日御直垂、片身替、弓手方紅、馬手方萠黄被付云々」と見え、又土佐光茂が書きし犬追物の繪にも、介添人の素襖に、片方淺黄にて、片方紫なるを着たる圖あり、是れ大身がはりなるべし、若き人の着する物と見ゆ、貞孝答書に、大身がはりの袷は晴の時着まじきなり云々」とあり(貞丈雜記)

オホミケ　大御食　天皇の聞食す御飯をいふ、古事記大御食日代宮段にも、大御食を獻るの時云々、また朝夕之大御食と見え、書紀景行卷に、諸縣君泉媛依獻大御食而其族會之」萬葉集に、遊副川之神母大御食爾仕奉等云々、また於保美氣爾都加倍麻都流等云々」など見ゆ、

オホミケツカミ　大御食津神　神代に於て、食物のことを司れる神、オホ、及びミは共に尊稱の詞、ケは食(ウケ)のウの省かりたるなり、此神五穀其他のものを生じ始めし神なるを以て、大膳職にも齋き奉り、又祈年祭の祝詞にも見えたり(古事記傳、倭訓栞)

オホミコトモチノオホキマツリゴトビト　太宰大監　太宰府の職員、「ダザイフ」を見よ、

オホミコトモチノツカサ　於保美許止母知乃都加佐　太宰府を云ふ、於保は美稱大、美許止は詔、母知は持、都加佐は府の義、卽ち天皇の御詔を我身に帶持して任國に赴き、其國を治する職名なり、「ダザイフ」參看(太宰府考)

オホミゾジヤウ　大溝城　[所在]近江國高島郡大溝村[起原沿革]永久中佐々木信綱の二男信高始めて此地に城を築きて居る、永正十五年淺井亮政攻めて之を有す、後ち海津氏相繼ぎて守る、元龜三年織田信長之を攻めて陷いり、織田信澄に賜ふ、天正十年六月信澄亡失せしに因り、丹羽長秀に預けしむ、十四年京極高次二萬石に封ぜられて此城に治す、尋で大津に移る、元和五年德川氏分部光信を伊勢國上野より此地に移し、二萬石を賜ふ、分部氏陣屋を置きて此地を治む、子孫相繼ぎて明治維新に至る(溫故錄、近江輿地誌略、近江名跡記、明治政覽)

オホミタ　大御田　神田を云ふ、

オホミダウデラ　大御堂寺　[所在]尾張國知多郡柿並村[宗旨]眞言宗本尊阿彌陀[起原沿革]白河天皇の勅願、承曆中の草創、後ち平治の亂源義朝此地に殺されしを以て、國司平康賴一堂を營み追善を修す、文治六年十月源賴朝此墳墓に詣づ、享祿四年十月兵火に燒失して僅に樓門を存す、天文三年三月修造を加ふ、慶長五年秋又坊舍燒失し、後ち大御堂頽廢す○塔頭に安養、圓明、龍松、慈雲、密藏院等の五坊あり、池禪尼、織田信孝、平康賴等の墓あり○寺寶に源義朝の太刀一柄、源賴朝畫像一幅、浴室義朝橫死の畫一幅、大御堂供養式の圖一幅等あり(尾張志)

オホミタカラ　御寶　人民をいへる古語、民は天皇に於て貴重なる寶なりとの意より出でたり、書紀に民、萬民、兆民、黎民、民庶、衆庶、黎庶、億兆、人物、人夫、庶人、居人、戶口、百姓、元々、蒼生、業々、黔首など皆然か訓む、大御寶と云ふ義なり、古書に散見せる王民、公民、貢人等も又「オホミタカラ」と訓む、是等はもと賤奴に對して云へる稱にて、貢人のみに限れども、普通は諸の民を云ふなり、或は「アラヒトクサ」と訓めり、江次第非常赦の條撿非違使の詞に、依其事殊以免給、各罷還本貫重犯不奉仕爲公御財(オホミタカラ)御調物備進禮」と見えたり、是れ意富美多訶羅と云ふ言の正しく見えし始めなり、

オホミノヤリ　大身槍　素槍の刄の長大なるものをいふ、「ヤリ」參看、

オホミハハ　大夫人　「タイフジン」を見よ、

オホミマ　大御體　天皇の御體を云ふ、倭訓栞に、御體をよむよし延喜式に見えたり、身をむともよめば、まみむ通ふ、みまは御馬の義、車駕と云ふが如くなるにや」と見えたり、

オホミヤ　大宮　禁中を尊稱して云ふ、大は尊稱、宮は御屋の義、萬葉集に、天皇之神之御言能、大宮者、此間等雖聞云々、百磯城之大宮處見者悲毛」と見え、古今六帖に、百敷のおほみやながら八十島を見る心地する云々」とあり、又神宮の尊稱にも、皇太后の尊稱にも用ふ(倭訓栞)

オホミヤ　大宮　西園寺實宗(サイヲンジサネムネ)を見よ、

オホミヤウヂ　大宮氏　姓は藤原、公季流、內大臣西園寺公益より出づ、公益の二男季光始めて大宮と稱す、左中將正四位下となり、貞享元年卒す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、華族譜)

○季光—實勝—公央—昌季—貞季—盛季

眞季―政季―公典―以季

オホミヤゴシヨ　大宮御所　所在山城國上京區御所の東南櫻町仙洞の北に接す、舊土御門殿上東門院の地起原沿革寛永中德川幕府、女院の爲めに造進せし所、仙洞へは長廊を以て相通ぜり、其より數囘火災に罹り、寛政造營の時一切新築せしを、安政元年宮中失火し、皇居仙洞と共に烏有となれり、其後幕府より造進せしが、明治維新後只常御殿と、其他接續の雜舍を存じ、其他を一切毀撤せられたり(平安通志)

オホミヤゴヨミ　大宮暦　暦の一種、武藏國足立郡大宮氷川神社より發行せる暦をいふ、齋藤氏造暦の事を司る、關八州に於て三島暦(「ミシマゴヨミ」參看)と併用せり、北條氏政時代、閏月の違ひありて、安藤豐前守に命じ糺明せしが、三島暦の方正きに極まり、それより大宮暦を停止せりといふ、是に據れば、天正の頃まで猶暦を出したるが如し、「コヨミ」參看(北條五代記、武藏國風土記稿)

オホミヤスドコロ　大御息所　父子共に御息所ある場合に、父の御息所をいふ、「ミヤスドコロ」參看、

オホミヤヅカサ　大宮司　「ダイグウジ」を見よ、

オホミヤドコロ　大宮所　古へ皇居をいふ、大宮の所の意、

オホミヤノウダイジン　大宮右大臣　藤原俊家(フヂハラノトシイヘ)及び西園寺季衡(サイオンジスヱヒラ)をいふ、

オホミヤノサキノダイジヤウダイジン　大宮前太政大臣　藤原伊通(フヂハラノコレミチ)を見よ、

オホミヤノメノジンジヤ　大宮賣神社　所在宮中造酒司に祭る神社、中御門の北壬生の西に在り祭神大宮津姬神、大宮津彥神、大御膳津命、大御膳津姬命沿革醍醐天皇延喜の制、大社に列り、月次新嘗祈年案上幣に預る、每年二月十一月上午日、幣物を賜ひ、神主をして祭を修めしむ、凡正月十二月初午日、院宮諸家又宮咩祭を行ふ(延喜式、神祇志料)

オホミヤビト　大宮人　禁中に仕ふる人の總稱、萬葉集に、もゝしきのおほみやひとはいとまあれやうめをかざしてこゝにつどへり」とあり、

オホミユキ　行幸　天皇の御出を云ふ、常に「ギヤウカウ」と音に訓めり、伊勢物語に三條のおほみゆきせしとき云々」とあり、「ギヤウカウ」を見よ、

オホミワウヂ　大神氏　又大三輪に作る、姓に朝臣、君あり、族に神直、神人姓あり、大和に貫す、大己貴尊より出づ、初め大己貴、三島溝杭耳女玉櫛姬を娶る每に夜來り晝相見す、玉櫛姬苧を績き其衣にかく、天明に至り苧に尋で行く、御諸山に至て止る、還て遺苧を見れば唯三縈あり、三輪の號玆に起る」(三輪)君姓は、大己貴五世の孫大田田根子より出づ、其孫大友主崇神天皇の時大神君を賜ふ、或は單に三輪君と稱す、天武天皇十二年大三輪君に朝臣を賜ふ、元明天皇の時大神朝臣忍人を氏上とす○神直神人丼に攝津に貫す、君姓と同出、大友主弟田田彥崇神天皇の時神部直あり、文武天皇の時大野郡神人太あり、聖武天皇の時、大神直蟲麿及び山背愛宕郡の人神直近志侶あり、大神氏の胤世々三輪神社の祀を掌り、其本族は朝廷に仕へ世々伶人となる(古事記、書紀、姓氏錄、系圖、氏族志)

○大己貴神―都味齒八重事代主神―天日方奇日方命
健飯勝命―健甕尻命―豐御氣主命―大御氣主命
健飯賀田須命―大田田禰古命―大御氣持命
大友主命(崇神朝賜大神君)
○晴任(大國主命後胤)晴遠―惟遠―是茂―遠弘―遠茂
遠村―眞村―是眞―眞員―晴員―行員
行統―行村―行長―行久―行員―行元
行勝―行爲―行吉―行眞―是濟―晴秀
秀量―行充―章遠―章愛

オホミワノジンジヤ　大神神社　所在大和國磯城郡三輪町の東三輪山○大神或は大三輪に作る、大神大物主神社ともいふ、二十二社の一にして、本國の一宮と稱す、今は官幣大社に列す祭神大物主神、此神又倭大物主櫛𤭖玉命ともいふ起原沿革崇神天皇七年二月始めて祭祀す、天皇神託に依て神孫太田田根子を神主とし、又吉足日命をして大物主大神を齋祭らしむるに、神氣悉息て天下安平しかば、天皇神宮に行幸して宴樂し給ふ、神功皇后韓國を伐ち給ふ時、大三輪社を筑前に建つ、清寧天皇幣帛を奉り皇子なき由を祈禱らしむ、時に神教に依て少彥名命を邊津磐座に祭り給ひしかば、顯宗仁賢二皇子を播磨に見得て迎へり、稱德天皇天平神護元年大和攝津遠江美濃長門の地百六十戸を神封に充奉り、文德天皇嘉祥三年正三位を授け、尋で清和天皇貞觀元年正一位を加へ六月右兵庫頭藤原朝臣四時をして神寶幣帛を奉り、九月幣使を差して雨風を祈る、凡大神祭四月十二月上卯日を用ふ、初め瑞籬の朝祭を行ひしより後、醍醐天皇昌泰元年三月に至て敕して夏冬の祭を行はしむ、是後每年內藏寮馬寮官人をして、幣帛及び走馬十疋を奉る、延喜の制、名神大社に列り、祈年、月次、相嘗、新嘗の案上官幣、祈雨の幣に預る、一條天皇正曆五年四月中臣氏人を使として放火疫癘の御祈に幣帛宣命を奉り、長保二年七月寶殿鳴動の故を以て幣を奉る、降りて明治四年五月官幣大社に列す○大神神社攝社大直禰子神社社殿は、特別保護建造物たり(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部、國寶目錄)

オホミワノジンジヤ　大神神社　所在尾張國中島郡熱田莊花池村○三宮明神と云ふ祭神三輪の大物主神沿革醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、凡每年七月七日本村諸品を熱田宮に奉る、土俗尤も白鳥を食ふ事を禁む(神祇志料)

オホミワノマツリ　大神祭　名義大神神社に每年四月上の卯日に行はる祭をいふ、若し卯日三あらば中の卯日を用ふ、先づ丑日に勅使及び中宮東宮使を遣はし幣帛を供す、其儀大略大原野祭(「オホハラノマツリ」參看)に同じ起原大三輪神三社鎭座次第に、崇神天皇八年十二月乙卯大田田根子命をして祭らしめしを以て、此祭の起原とし、公事根源に、清和天皇の貞觀中に始まりしならんといふ、蓋し三代實錄貞觀十八年四月八日乙卯の條に、大神祭を行ひし事あるを云へるならん、之によれば此より前に恒例たりしならん、然れども一年に兩度なりしか詳ならず、二十二社註式には、宇多天皇寛平九年始めて二季の祭祀を行ふとなす(古事類苑神祇部)

ヲホンド　儺　追儺の夜、方相氏とて四目ある恐しき假面を被り、盾矛を持て、侲子とて紺の布衣を着したる者二十人を率ゐて大內の四門を廻ることをいふ(江次第、有職小說)

オホムハノコホリ　大庭郡　所在美作國起原沿革欽明天皇十六年七月白猪屯倉を置く、後の大庭郡なり、續紀稱德天皇景雲二年五月の條に始めて郡名見ゆ、神魂命の裔天津麻良命の裔大庭氏世々之に居す、和名抄に、大庭(オホムハ)美和(ミワ)河內(カフチ)久世(クセ)田原(タハラ)布勢(フセ)等の鄕あり、天保鄕帳「オホバ」と訓む、以後之に仍り變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホンベ　大嘗　「オホニヘ」と訓むを正しとす、「オホニヘ」又「ダイジヤウヱ」を見よ、

オホムラウヂ　大村氏(肥前大村)　姓は藤原、純友より出づ、純友天慶に叛し、一族皆戰死す、獨り子直澄逃る、後ち赦に遇うて官位を拜し、正曆中肥前國彼杵郡大村久原城に居す、此後子孫大村を氏とす、忠澄の時鎌倉幕府に仕ふ、兄經澄は高來一郡を領し、有馬に居して有馬氏と稱す、兄弟共に大番役を勤む、十二代純忠の時南蠻の商船來り、元龜二年長崎に通商を許す、天正十三年豐臣秀吉に仕ふ、其子喜前同じく秀吉に從て島津を征服し、又朝鮮征伐に從ひ功あり、舊領を賜はる、後ち家康に仕ふ、子純賴夭死し、孫純信繼ぐ、寛永十四年島原の亂起りし時、長崎港を守る、爾來事ある時大村の兵長崎を守護す、慶安三年卒す、其子純長家を繼ぐ、所領二萬七千石、子孫世々相繼ぎ、明治に至り華族に列し伯爵を授けらる(家記、藩翰譜、德川加除封錄、華族譜)

○直澄―師澄―永澄―清澄―遠澄―幸澄
忠澄―親澄―澄宗―澄遠―純興―純弘
純鄕―德純―純治―純伊―純前―純忠
喜前―純賴―純信―純長―純尹―純庸
純富―純保―純鎭―純昌―純顯―純熈
純雄

オホムラジ　大連　職掌上代の職官、連姓の統領にて、神別の人を以て之に任ず、大臣と共に臣連八十伴緖を引率して朝政を執る起原沿革雄略天皇卽位の初め、大伴室屋を大連となせしを始めとす、職官志料に、日本紀垂仁天皇二十六年に物部十市根大連と見え、延喜式、曆運記には、仲哀天皇の時大伴健持を大連とせしを始めとしたれど疑はし、雄略天皇を始めとすべしとあり、用明天皇二年七月物部守屋大連蘇我馬子の爲めに亡ぼされて、後ち又大連を置かず(書紀、上古職官考、氏族考)

オホムラジヤウ　大村城　所在肥前國東彼杵郡大村町の南起原沿革築城の起原詳かならず、大村氏代々の居城なり、初め忠澄の時久原城に居る、十世の孫純伊の時、今富城を築きこゝに居す、其子純前大村城(二萬七千石)に移り、子孫相繼で、明治維新に至る、今は兵營となる(太宰管內志、野史、明治政覽)

オホムラマスジラウ　大村益二郎　名諱諱は永敏、通稱益二郎、本姓を村田といふ、後ち故ありて大村と改む系統孝谷の子事蹟周防國吉敷郡鑄錢司村に生る、幼時漢學を廣瀨淡窓に學び、後ち大阪に出でゝ、洋學を緒方洪庵に學ぶ、既にして承平日久しく、士大夫宴安に狃習し、武備を廢弛せるを慨し、專ら洋式の兵法を講じ、孜々として懈らず、また江戸に遊學して其術を研究し、大に得る處あり、藩主毛利慶親之を聞き、擢でゝ兵學の師範となし、子弟に教授せしむ、また命によりて普國の

兵書を抄譯し、名づけて戰闘術門といふ、慶應二年長藩の幕府と釁隙を開くや、幕府兵を發して其四境に逼る、益二郎自ら兵を率ゐて北方の一面に當り、連戰皆捷ち、兵威大に振ふ、明治元年世子元徳に隨ひて入京す、是より先德川慶喜政權を朝廷に奉還し、尋で伏見の變あり、六師東征するに及び、朝議益二郎を以て軍務局判事となし、江戸府の判事を兼ねしむ、偶々德川氏の餘黨東叡山に據り、陰に會津仙臺の諸藩と通じて事を擧げんことを圖る、益二郎卽ち兵を督して之を敗る、尋でまた一軍を特派し、征東の師と合して會津を襲はしめ、更に策を獻じて函館に據れる榎本武揚等の兵を敗り、東北平定の功を擧ぐ、朝廷其功を賞し世襲の祿千五百石を賜ふ、明治新政府の成るや、兵部大輔の職に任じ、大に兵制を革新せんとし、佩刀を禁じ、徵兵令を定め、兵學校造兵局を開き、鎮臺を七道に分置するの策を畫せしが、中道にして守舊黨の爲めに、京都木屋坊の旅宿に襲擊せられ、傷重くして遂に薨ず、年四十七、詔して從三位を贈る(故兵部大輔贈從三位大村公神道碑)

オホメツケ 大目附 職掌 江戸幕府の職名、老中の耳目となりて政務の得失を密告し、百揆の規則を督視し、訴訟の枉屈を暢達する事を掌る、且つ大名を糺察し、兼て老中以下諸吏の姦匪を彈劾す、卽ち大監察なり、服忌令、分限帳改、宗門改、供連指物幟掛、鐵砲改等の分課あり、其細則は公文を萬石以上へ布令し、禮日に營中を巡て大名の班席を督正し、疾病缺禮の屆書を受け、將軍社參佛詣の時供奉の鹵簿を令し、諸大名急養子の時判形を撿す、又非常の使を役し、諸大名旗本家人等訴訟斷獄の時、評定所へ陪席す、其職はもと軍奉行を本職として、分限軍役の總數を主掌し、道中奉行を兼て、五海道の驛夫馬を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ、老年赤母衣を帶ぶ、其職最も重し、老中の支配にて席次は芙蓉間詰とす 起原沿革 寛永九年十二月始めて四人を置き總目附と稱す、水野守信、柳生宗矩、秋山正重、井上政重之に充つ、後ち五人となる、內一人は必ず道中奉行を兼ぬ、寛文六年七月役料千俵と定めしも、天和二年之を罷め、享保八年以來役料三千石となる(吏徵、官中祕策、明良帶錄)

オホモノイミノジンジヤ 大物忌神社 所在 羽後國飽海郡吹浦村吹浦、古へ鳥海山上に在り、中古今の地に遷す○本國の一宮、今は國幣中社 祭神 大物忌神に、月山神を配し祭るを以て兩所權現といふ、大物忌神は稻倉魂神を祀る 起原 欽明天皇二十五年創建 沿革 仁明天皇承和五年五月正五位下を授奉り、七年七月詔して殊に使を遣はし從四位下を授け、神封二戸充て奉りき、淸和天皇貞觀四年十一月官社に預らしむ、十五年四月累進して正三位に叙され、陽成天皇元慶二年七月軍ある每に、國司必ず此神に祈奉るを以て、神封二戸を增し、八月勳三等を加ふ、其後正二位勳二等に至る、光孝天皇仁和元年十一月國司に勅して殊に此神を齋祭らしむ、是夏秋田城中及び飽海郡濱海に石鏃を雨す事あるは、此神等の祟なりと奏するに依てなり、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祭料二千束を充奉り、朱雀天皇天慶二年四月太政官符を下して神山燒るの怪をトはしむ、順德天皇承久二年十二月將軍藤原賴經神殿を修造せしめ、後村上天皇正平十三年八月源顯信由利郡小石郷乙度村を一宮兩所神に寄して朝廷を興復し、陸奥出羽二國の寧靜を祈る、明治四年五月國幣中社に列す、凡每年正月十月第三の寅日より七日齋あり、之を大物忌と云ふ、又六月十五日濱出祭を行ふ(出羽國風土略記、神祇志料、古事類苑神祇部)

オホモノミ 大物見 戰國時代戰陣中の役名、多くの兵士を率ゐて斥候を爲すものをいふ、武家名目抄に、普通の物見は、五六騎にて敵に見知られざるを主とすれども、大物見は、敵陣近く進みて其擧動を察し、或は敵地に入て斥候を爲すを以て、多人數を要するが故に、軍士をそへらるゝなり、又首將たる人、自ら大物見に出ることあれど、大方は物見功者なる輩に、兵士をそへて遣はすは常なり、正しき職名にあらず」と云へり、

オホモン 大紋 大紋直垂のことを云ふ、「ダイモンヒタタレ」を見よ、

オホモリウヂ 大森氏 姓は藤原、關白道隆より出づ、道隆の子忠親伊勢に住す、其子惟康駿河守となり駿河鮎澤に移り住す、其孫親家信濃守となり、猶鮎澤庄大森を領す、子孫因て氏となす、世々信濃守と稱す、其裔賴明始めて小田原城に住す、氏賴の時足利持氏に仕へ寄栖庵と號す、其子實賴明應四年小田原城を去て眞田城に移る、其子藤賴北條氏の爲めに亡ばさる、其弟泰賴幼少なり、去て武田氏に屬して僅に祀を守る(系圖纂)

○忠親――維康――親康――親家――賴忠――行賴
　經賴――維賴――賴顯――藤賴――賴明――賴春
　憲賴――氏賴――實賴――藤賴
　泰賴――泰定――定賴――賴直――賴輔

オホヤ 大屋 屋宇中の母屋(オモヤ)をいふ、また江戸時代には家主をいふ、

オホヤウヂ 大宅氏 宅又は家に作る、尸(カバネ)は臣、和泉に貫す、武内宿禰の子角宿禰より出づ、天智天皇の時其居大家を以て姓を大宅臣と賜ふ、醍醐天皇の時、從七位下大宅臣安直あり、堀河天皇の朝光任源義家に仕へ武勇を顯はす、所謂大三大夫なり、子光房大二大夫と稱し義家に仕ふ、光延源賴朝に仕へ駿河高橋油比西山等の地を食む、因て其族を高橋氏と稱す、後ち石見に移る(氏族志)

オホヤケ 公 朝廷又は天皇のことをいへる古語、大官又大宅の義、朝廷の事には、源氏桐壺の條に、おほやけのかためとなりて天下をたすくる方にて見れば云々」とあり、天皇の事には、伊勢物語に、おほやけのみけしきあしかりけり」源氏若菜の巻に、大將はおほやけかたはやう〱おとなふれと云々」榮花物語月宴の巻に、七段の御修法長日御修法おほやけ方宮方と行はせ給ふ云々」とあり、

オホヤケゴト 公事 常には音讀して公事(クジ)と云ふ(武家時代の語なる「クジ」とは別なり)禁中の政治節會等の稱、源氏物語紅葉の賀の巻に、頭の君もいとおかしけれど、おほやけごと、多く奏し下す日にて、いとうるはしく、すぐよかなること云々」と見えたり、

オホヤケヅカヒ 公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このをとこをたづぬるに、このみこ、おほやけづかひなめして」とあり、

オホヤケノヌヒ 公奴婢 「ヌヒ」を見よ、

オホヤシマクニ 大八洲國 太古我國の異稱、古事記に伊邪那岐命、伊邪那美命御合、生二子淡道之穗之狹別島、次生二伊豫之二名島、次生二隱岐之三子島、次生二筑紫島、故因二此八島先所生、謂二大八島國、と見え、書紀に(前略)以二淡路洲、爲レ胞、(意所レ不レ快、故名レ之曰二淡路洲)、廼生二大日本豐秋津洲、次生二伊豫二名洲、次生二筑紫洲、次雙二生隱岐洲與二佐渡洲、世人或有二雙生者一象レ此也、次生二越洲、次生二大洲、次生二吉備子洲、由レ是始起二大八洲國之號一焉」といひ、一書の傳說に、生レ兒、號二大日本豐秋津洲、次淡路洲、次伊豫二名洲、次筑紫洲、次隱岐三子洲、次佐渡洲、次越洲、次吉備子洲、由レ此謂二之大八洲國一矣」とあり、島は周りに界限ありて一區域なる所を云ふ、八は彌の意にて島の數多き意の號なりしを、後に其意をとりて、其數を八にし唱へ傳へしものなるべし、國號考に、八は彌の意にあらず、書紀の傳には八島の外他に島名交りて八ッと定めがたきも、古事記には正しく、八にて畿內七道の諸國皆備はり、他の島一も交らざれば本より八の數は動かず、と云へるは如何があらん、又國號考に、此號は外國に對はず、ひとりだちて天の下を統言號なり、八千矛神の歌に、夜斯摩久爾とよみたまひ、倭建命の御言に、吾者坐二纏向之日代宮一所レ知二大八島國一大帶日子於斯呂和氣天皇之御子とのりたまひ、孝德天皇の詔にも、現爲二明神一御二八島國一天皇とのり給へり、公式令の詔書式にも、朝廷の大事に用ひらるゝ詔には、明神御二宇大八洲一天皇詔旨とのりたまふと見えたり」と云へるはさもあらん、

オホヤスミドノ 大安殿 大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、內安殿、舊宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみしゝわが大きみとよみて、これ安らけくて、天の下を見し給ふ意、見し給ふとは、しろしめすことなり、されば天皇のましますとは、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇德天皇の御陵に參りて、其事を申せる所に、淸涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にいつかれさせ給ひ云々、といへるは、たま〱古言の殘れりしなるべし、さて皇極紀天武紀に、大極殿をおほあむどのと訓、天智紀に、西小殿とあるを、にしのこあどのとよみ、上に出せる天武紀の內安殿をうちのあむどのと訓るなどは、何れもやすみどのと訓しめむために、傍に安ドノと書たるを見て、誤りて安を音によめるひがことなり、又かたはらに、晏の字を書る所もある、これもかの安を音によむことゝひが心得して、あむと訓しめむとてなり、大極殿は、第一の正殿なるが故におほやすみどのと云ふを、やがて大安殿とも書れたるなり、續紀に、大極殿と大安殿とは別なるが如く聞ゆる所もあれど然らず、同じことなり」と見えたり、「ダイゴクデン」參看、

オホヤツヒメノジンジヤ 大屋都比賣神社 所在 紀伊國名草郡平田庄宇田森村○大屋大明神とも云ふ 祭神 素盞嗚命の女大屋津姬命、五十猛命、抓津姬命を相殿とす 沿革 平城天皇大同元年神封七戸を充奉り、淸和天皇貞觀元年正月從四位下を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、月次新嘗の祭に預る、凡六月朔九月二十一日祭を行ふ(神祇志料)

オホヤデラ 大宅寺 所在 山城國宇治郡大宅村の南○土人呼びて堂の山といふ、勸修寺東向の岡なり、又「オホヤケデラ」ともいふ 起原沿革 起原詳かならず、類聚國史に、天長六年、地二段三百歩、施二入大屋寺一(大屋寺ハ大宅寺也)」と見え、世繼物語に、閑院左大臣冬嗣公の御孫高藤は、山科郡の大領宮道彌益の女に契り女の子あり云々、幾許もなく醍醐の帝を生み奉る、彌益は四位になりて家は今の勸修寺なり、勸修寺の向の東の山つらに、むはの家には塔を立たり、其寺を大やけてらとなんいふ」と見

えたり、寶永の頃曹洞宗月坡、大宅村東岩屋明神の傍に一寺を創め大宅寺と號す（山城名勝志）

オホヤマカタ　大山方　琵琶法師當道六派の一、八坂方の祖城元の流を的傳し來れる嫡弟子に屬する流派をいふ（當道要集）

オホヤマツミノジンジヤ　大山祇神社
所在 伊豫國越智郡宮浦村宮浦字榊山○三島大明神ともいふ、伊豫の一宮、今は國幣中社 **祭神** 大山積神（一名和多志大神）**起原沿革** 古へ此神百濟國より渡來し、津國御島にあり、故に之を三島大明神と云ふ、其創建詳かならず、崇峻天皇の二年神託により播磨國より伊豫國小千郡鼻繰迫戸島に遷す、文武天皇大寶元年小千玉澄勅命を奉じ、横殿宮を今の宮浦に遷す、稱德天皇神護二年從四位下を授け、神戸五烟を充て、仁明天皇承和四年名神に預らしめ、清和天皇貞觀二年從四位上より從三位を加へ尋で累進して正二位を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、後世に及で神靈威德頗る顯る、白河天皇承曆四年六月御トに、大山積神の祟に依て社司に中祓を科せしむ、崇德天皇保延二年六月造營あり、順德天皇建保五年三月火災に罹る、其後造營ありしと雖も亦屢火災に罹れり、明治四年五月國幣中社に列す、毎年祭祀二度櫻會と云ひ大頭といふ祭毎に鹿の生贄を供ふ、正應中に及で僧一遍神敎に託て其禮を止む、今四月十一日二十二日九月九日祭を行ふ○寶物甚だ多く、國寶として彫刻に、木造の神像十七軀、女神坐像四軀、銅製水瓶、甲類五十二領、冑類十四頭、大袖八雙、太刀八口、鍍金大前立三種、鸞獸蒲萄鑑一面等あり（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部、國寶目錄）

オホヤマトネコヒコクニクルノスメラミコト　大日本根子彥國牽天皇　孝元天皇の御名、「カウゲンテンワウ」を見よ、

オホヤマトネコヒコフトニノスメラミコト　大日本根子彥太瓊天皇　孝靈天皇の御名、「カウレイテンワウ」を見よ、

オホヤマトノジンジヤ　大和神社
所在 大和國山邊郡朝和村新泉○大國魂神社ともいふ、今は官幣大社に列す **祭神** 素盞嗚尊の子大年神の子大國御魂神、相殿に、八千戈神、御歲神を祭る
起原沿革 垂仁天皇二十五年丙辰之を創建す、大和直祖長尾市を神主とせば、天下太平ならんと神敎あるに因て、長尾市を以て倭大國魂を祭り、神主とす、（此後ち大倭氏世々其祭を掌る）持統天皇六年四月幣を奉て藤原宮を造る由を告げ、二月新羅の調物を奉り、聖武天皇天正二年神戸租稻一千四十余束を以て祭神及び神嘗酒料に充てしめ、孝謙天皇天平勝寶元年十一月、大和、尾張、常陸、安藝、出雲、武藏の地三百二十七戸を神封に寄せ奉り、文德天皇嘉祥三年十月神階を進めて從二位とし、清和天皇貞觀元年正月從一位を授け、九月祈雨の爲に幣使を奉り、十二年七月幣帛を奉て河內堤を築くに重て水滯の患なからん事を祈る、宇多天皇寬平九年十二月正一位を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祈年、月次、相嘗、新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預る、鳥羽天皇元永元年二月火災に依て、神殿三宇及び靈形みな燒失す、明治四年五月官幣大社に列す、毎年四月朔日祭を行ふ、神輿中山村に幸す、近隣九村共に之を祭る（神祇志料、官國幣社一覽）

オホヤマトヒコスキトモノミコト　大日本彥耜友尊　懿德天皇の御名、「イトクテンワウ」を見よ、

オホヤマモリ　大山守　天皇御領の山林を守る役、大は美稱、「ヤマモリ」參看、

オホユヱ　大湯坐　上代兒を湯に浴せしむるを職とせる婦人、大は尊稱、ユへは湯人、湯母とも書す、又天皇御子を養奉れる時の役人をも云ふ、古事記垂仁天皇の條に、定二大湯坐若坐湯一と見え、又同條に定二鳥取部鳥甘部品遲部大湯坐若湯坐一と見えたり、

オホユカ　大床　廣廂の別稱、武士の家にては、廣廂と稱せずして大床と云ふ（家屋雜考）

オホユミ　弩　**名義** 武器の一種、大弓の義
起原沿革 神功皇后始めて製す、勁利比なし、其制法傳はらず、中世手弩あり、弩の小なる者なり、令制に、軍團毎に、弩手二人を置く、淳仁天皇寶字中始めて太宰府に弩師を置く、其後鎭守府陸奥出羽邊要の地に弩師を置く、仁明天皇の時島木史眞新弩を制す、四面射るべし、同轉發し易し、是れ舊制に一層の意を加へし物なり、仁明天皇の承和四年には軍備衰頽し、弩の製作粗にして弩師又之に習熟せず、陸奥請て公廨を弩師に分給し練習せしむ、其後美濃國新弩四脚を造る、淸和天皇貞觀中對馬、太宰府、隱岐、長門、出雲等に弩師を置き、陽成宇多醍醐の三朝に佐渡、越中、越後、能登等の諸國に置く、壽永の亂瀨尾兼光弩を用ひて敵を擊つ、爾來廢絕せしか、記錄に見る所なし（本朝軍器考）

オホヨコメ　大橫目　**職掌** 非違を監察することを司る **沿革** 織田豐臣兩時代の頃には、監察を一般に橫目と稱し、大小橫目に就き、正確なる制度はなかりしも、重大のことには分限の大なるものを撰び、小なるには分限の小なるものを撰びたるより、おのづから輕重の意味も生じ、職分にも差異を生じ、大橫目なる名目を生ずるに至れり、而して其確に定まりしは、江戸時代、卽ち慶長以後にて、後ち改めて大目付と稱したり、詳しくは「オホメツケ」「メツケ」の條を參看せよ（武家名目抄）

オホヨサミノジンジヤ　大依羅神社
所在 攝津國住吉郡、大依羅鄕庭井村○住吉の攝社
祭神 依羅我孫の祖建豐波豆羅和氣王を主として、住吉三柱大神を祭る **起原沿革** 神功皇后三韓を伐ち給ふ時、住吉神の和魂は玉身に服て壽命を守り、荒魂は先鋒として師船を導奉らんと敎へ給へるに依て、依網吾彥男垂見を神主として拜禮せしむ、稱德天皇神護元年攝津備前十八戸を神封に充て、仁明天皇承和十四年七月神社を修造し官社に預らしめ、清和天皇貞觀元年正月從四位下に叙し、九月雨風の御祈に依て幣帛を奉り、陽成天皇元慶元年六月幣を捧て甘雨を祈り、三年六月神財を奉る、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祈年、月次、相嘗、新嘗の官幣、及び祈雨の幣帛に預り、又住吉神と同じく八十島祭に預る、九年九月正二位を授け、一條天皇正曆五年四月中臣氏人を宣命使として幣を奉る、疫疾火災の御祈に因てなり、凡八月十八日祭を行ふ、庭井吾孫子二村共に之を祈る（神祇志料）

オホヨミヤク　大算役　江戸幕府の時、銀座の役名、金銀出來の數を數ふることを掌る、手代之を勤む、金銀吹替次第に、先づ出來丁銀三十枚宛、銅盆にて撰役より請取、銀座筋役の者へ數を見せんが爲に、數取一枚置き、夫より私方筋役の者へも同く一枚置き、殘り二十八枚を極印役へ相渡し、一吹相濟み上にて、右數取に差置し丁銀何枚と、雙方筋役の者より請取り、極印役へ相渡し、都合一吹分何百枚と極印方へ斷ることを行ふなり、小玉銀は、銀座奧番、目方掛より五百目宛桝に入、目方書相添へ請取、極印役へ相渡し、極印濟みし上請取り銀座奧書へ相渡す、云々」と見えたり、

オホヨロヒ　大鎧　普通のものより大なる鎧を云ふ、小鎧に對して云ふ、別に種類のあるにはあらす、平治物語待賢門軍の條に、大の男の大よろひは着たり、馬は大き也云々」と見えたり、又腹卷胴丸に對して普通の鎧を云ふ、源平盛衰記高綱渡宇治川條に、信濃國住人根井大彌太行近と名乘て、褐直垂に小櫻威腹卷に、洗皮の大鎧ひ重て、三尺六寸の大太刀に、二十四さしたる黑羽の征矢負て云々」とある類なり、此外太平記、應仁略記等に見えたり、「ヨロヒ」參看、

オホラウカ　大廊下　江戸城中表座敷居間の名、襖に濱松千鳥を畫き、上下の二部屋に分たる、左の家々の人々登城の節、詰め所となす、江戸城（エドジヤウ）の挿繪參看○今左に天保六年度の大廊下詰の諸家を示す（柳營祕鑑、武家格例式）

尾張家　紀州家　水戸家　【以上上部屋】
加賀金澤前田　薩摩鹿兒島島津
越前福井松平　因幡鳥取池田
美作津山松平　上野館林松平
上野矢田松平　【以上下部屋】

オホルス井　大留守居　江戸幕府の時、將軍外向御成の時、江戸城に詰め守衞することを掌る、從四位に叙し侍從に任ぜらる、登城の節は羽目の間に詰め、御城の部屋番に在り、何時頃より始まりしか詳かならざれど、慶長寬永の頃この職ありしが、元祿十四年に至て罷む（德川禁令考）

オマカリマス　於麻加利桝　伊勢外宮子良館にて用ふる桝の名、古今要覽稿に、子良館の於麻加利桝方四寸四分、深二寸あり、此積三十八寸七二あり、今桝にて五合九勺九撮八四五五有奇をうる、此桝の小合、方二寸二分、深さ八分、此積三寸八分七二あり、今桝にて五勺九撮九八四五をうる」とあり、

オマトハジメ　御的始　「マトハジメ」を見よ、

オミ　臣　**名義** 尸の一種、大身の意にて、朝廷に仕ふる人を、傍より尊みて云ふ尸、一說に、大持の約にて多くの部下を統べ持つ意にて、尸となれるならんともいへり、又一說に、使主も亦同じといへり、同條を參看せよ **起原沿革** 古へ臣姓の者は、連姓の者と相並て朝政に參す、成務天皇の朝武內宿禰を大臣となし、爾來臣姓は大臣の部下となる、天武天皇十三年十月詔して、諸氏の族姓を改め八色の姓を定む、其第六を臣となす **族類** 左の如し（拾芥抄、二中歷、姓名錄抄、古事記傳、倭訓栞、古今要覽稿）

池後　伊蘇志　膳　穗積　田々內
葦占　巨勢斐太　內田　會加　他田廣瀨
紀辛梶　出庭　早良　巨勢楲田　音太部
內　眞野　宇自可　桴井　和安部
葉東　阿支奈　金　螻椿　三尾
大前　武射　埋田　葛野　伊賀
生部　和太部　阿閇　生江　他田
的　江沼　井代　布師　神門
巨

オミ　使主　**名義** 尸の一種、臣と同じく、大身の意にて、臣と相通はして用ふる稱言より出でたる尸なれど、臣姓の出來し後は、稱言には使主と書くと云ふ、又一說に、使人の中の主と云ふ義にて、稱言にあらず、君に對して言ふなりと云へり **起原沿革** この號韓國より出でたるか、または我國にて蕃人の料に制られたるか詳かならざれども、蕃人の號なり、應神天皇の朝に阿知使主、都加使主あり、履中天皇の朝に圓大使主等あり **族類** 左の如し（拾芥

抄、二中歷、姓名錄抄、姓序考、古事記傳、古今要覽稿)

末　和藥(ヤマトクスリ)　小(ヲ)高(タカ)　長田　穴師
恩智　後部藥

ヲミ 小忌 大嘗、新嘗會の時に行ふ齋戒、致齋(モノイミ)をいふ、「チイミ」の略言なり○大嘗會、五節會等の時、職員の卜定に合ふを小忌といひ、其他を大忌といふ、小忌は小齋、大忌は大齋なり、小忌の人は、特に齋戒を嚴にし、小忌衣を著て、神膳等を奉仕す、大忌の人は、天皇沐浴の後は、大嘗宮及び廻立殿に入ることを得ずといふ(古事類苑神祇部)○小忌の役を勤むる男子を小忌公達、女子を小忌女房と稱す(江次第)○また小忌衣(コミノコロモ)の略、同條參看、

ヲミナベシ 女郎花 染色の名、七八月の頃晴の儀式の時着用す、狩衣、下襲、衣等をば、此色にて染め用ふ、狩衣は六位のもの着用す○襲の色目の名、表は經青に、緯黃色の織物に、裏の青なるを云ふ、藻鹽草は表は青に裏は萠黃なりとも云へど獨異說なり(物具裝束抄、桃花蘂葉、女官飾抄、藻鹽草、重の色目)

オミナン 御末男 足利將軍の役名、貞丈雜記に、御末男と云ふは、御末衆又御末の男とも云ふ、又御ハシタ衆とも云ふ也、公方樣へ御膳參らする時、御膳を御末男持ちて參り、同朋衆へ渡し、同朋衆御供衆へ渡し、御供衆御前へすゑ申さるゝ也、此の事常照愚草に見えたり、御末衆は同朋より下也」といへり、

ヲミノキンダチ 小忌公達 小忌(チミ)を見よ、

オミノコ 泼美能古 單に臣と云ふに同じ、臣の子と云ふ義、臣(オミ)を見よ、

ヲミノコロモ 小忌衣 **名義** 神事節會等の時着用する服を云ふ、又齋服(イミゴロモ)とも云ふ、單に「チミ」ともいふ **着用** 大嘗會、神嘗祭、五節、豐明節會などの時、上卿、宰相、辨官など裝束の上に之を着用す、但し大嘗會の時に限り近衞司之を着す、諸司の小忌は出納より獻ずる故に出納小忌と云ふ、諸司は袍の上に打懸て着す、臨時の舞人の着するをば、靑摺と名づく(「アヲズリ」參看)裝束抄に云、身の二あるをば大忌と云ひ一あるをば小忌と云ふ、高倉家傳に云ふ、別勅の小忌には赤紐付、日蔭用ふるなり、御服脂燭杯の役人着る也と **製作** 白布の靑摺にて、狩衣の如く製し、右の肩に二條の赤紐を着け、袖の中央に、紙捻を垂るゝなり、裝束圖式に、白布を張て山藍にて摺り、紋は春草又は小鳥等を摺て用ふ、一說に、小忌の文竹桐、夏は瑩(ミガ)かず、冬は瑩くなりと見え、西三

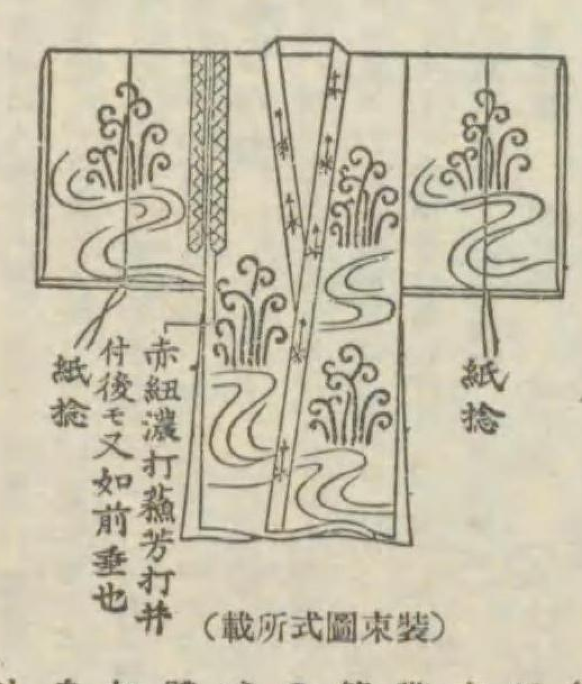

(裝束圖式所載)

條裝束抄に、齋服、大嘗會、豐明節會等に小忌の袍を着す、其の體闕掖の如し、但身一幅なり、狩衣の寸法を用ふ云々、白き布を糊張にして藍を摺り、後に瑩く、裏なし、各一重なり、文は小草柳水に、早蕨蝶、小鳥等なり、摺樣續飯を布に包で形木の上を叩て、布を面の上に押付て、物を覆て是をふむ、其の後形の上に、山藍の葉を摺り付け以て模樣を附す、山藍なき時は、參葉目波志木を用ふ、又縫樣は、身一幅袖左右各一幅、凡四幅也、紙を以て捻り閉づ、大袖鰭袖の中筋の下を閉づるなりと云ふ(雅亮裝束抄、飾抄、物具裝束抄、神道名目抄)

ヲミノニヨウバウ 小忌女房 小忌(チミ)を見よ、

ヲミノハタドノ 麻績機殿 毎年大神宮御衣の荒妙和妙を織りて供進する所をいふ、伊勢國飯南郡井口中村に在り、もと服部機殿と共に服部村にありしを、承曆三年今の地に移さる、後花園天皇の時より獻織の事中絕せしに、元祿中之を再興す(參宮圖會、神都名勝志)

オミマ 御三間 內裡の居間の名、居間三ツあるを以て此名あり、天皇方違の時、此間に住ませ給ふといふ、

オミヤバン 御宮番 江戶幕府の役名、久能山總門番をいふ、東照宮を番守するを以て此名あり、「クノウザンソウモンバン」を見よ、

オン 御 尊び敬ふときに添へて云ふ詞、「オホン」とよむは、大の字の義にて、「オホヒナル」と云ふ意、「オン」とよむは「オホン」の略、「オ」とよむは「オン」の略、「ミ」とよむは「イミ」の略にて、「イミ」は忌又齋の字の義、穢をイミ憚る意なり、神の事に忌及び齋の字をつくると同意なり、又馭の字と同じ字にて、馬乘るとよむ字なり、天子は馬を自由自在に乘りまはす如く、天下の人を自由自在につかひ給ふ故、御の字を付けて云ふなり、御の字ををさむるとも、はんべるともよむも、めしつかはるゝ意なり、上代は天子の事に限り、御の字を付けていひしが、後に攝政の威つよくなりて、諂諛の人攝政の事にも御の字を付けていふ事になり、亦其後々に至りては御の字輕くなりて、相互に敬ふにも御の字を付くるに至れ

り(安齋隨筆、貞丈雜記)

オンアガモノノマツリ 御贖物祭 「ミアガモノノマツリ」と訓む、同條を見よ、

オン井 蔭位 五位以上の者の子孫に賜はる位、卽ち蔭子蔭孫に賜はる位なり、父祖の蔭に因りて得る位階の義○文武天皇の大寶元年始めて之を制定す、凡そ五位以上の者の子歲二十一に及べば、賢不肖を問はず、嫡庶の區別により位階を賜ひ、三位以上は孫に及ぶ、今選敍令に載する所を擧ぐれば左の如し、

父の位		蔭位 嫡子	蔭位 庶子
親王	有品・無品	從四位下	正五位上
諸王	自一位至五位	從五位下	正六位上
諸臣	一位	從五位下	正六位上
	二位	正六位下	從六位上
	三位	從六位上	從六位下
	正四位	正七位下	從七位上
	從四位	從七位上	從七位下
	正五位	正八位下	從八位上
	從五位	從八位上	從八位下

三位以上の者の孫、卽ち蔭孫には、蔭子より一階を下して敍す(嫡孫は嫡子より、庶孫は庶子より各一等を下すなり、江戶時代には、諸大名の嫡子元服の時、家格によりて、從五位下、從四位下、正四位下、從三位等に敍せられ、明治の制、華族の嗣子丁年に達すれば、從五位上に敍せらるゝが如き、いづれも蔭位の類なり(令義解、柳營祕鑑、位階之說)

オン井ンガク 音韻學 **名義** 漢字の音、又は韻の事に關したる學、韻は、音の末の響にて、古くは二百七韻に分ち(之を廣韻と云ふ)後に百六韻となす(之を平水韻と云ふ)又之を平聲(三十)上聲(二十九)去聲(三十)入聲(十七)の四大別になして四聲と稱す **起原沿革** 上代より起りて、雄略天皇の世に卯安那を以て譯語としたるは、韓音を傳へたるならん、推古天皇の世に、鞍作福利を遣隋通事とし、持統天皇の世に歸化の唐人續守言薩弘恪を音博士とせしは、卽ち支那北方の音を傳へしにて、漢音と稱せし者なり、而して吳音は、支那南方の音にして、佛法の始めて入りし時、對馬に一比丘尼ありて、此音を以て佛經を傳へたり、故に後世に至りても此音を用ひて佛書を讀み、是を對馬音とも云ふ、支那と交通盛になりてより、朝廷にて屢々吳音を禁じ、漢音を用ひしめたり、其漢音は今の如くならず、能く四聲淸濁を辨じて、支那人と言談することを得る者あり、故に支那通事を漢語師と云ひしなり、又學者にても、漢音を學ばず、字の四聲を辨ぜずして、踳駁の音を用ひたりと云ふ譏を受けし者あり、さて音の爲めに故らに博士を置きしを觀れば、音を學ぶことも容易ならざりしなり、桓武天皇の頃は佛書を讀むにも、漢音を用ひしめしを、後には佛書は吳音を用ひ、儒書は漢音を用ふることゝなれり、鎌倉以後韻鏡、我邦に入りてより、韻學は之に依る者多く、又其說に深き者もありて、常に之を講ぜり、然れども其書は每に展轉書寫して、魯魚の誤多きを以て、後奈良天皇の世に始めて之を上木せり、而して其學ぶ所の音は、支那の當時の音にあらず、從來我邦に傳ふる所の漢吳音にして、人の雙名の反切を視て、其吉凶を判する等の事あり、江戶時代は音韻の學に用ふる所は韻鏡の一書のみにして、之を講ずるもの

(對馬音)

多く、韻鏡家と稱する者多く出でたり、寬永の比僧宥朔始めて韻鏡の註を作りてより、註釋する者數十家にして、吉凶禍福を論ずること益々甚し、延享の比、僧文雄磨光韻鏡を著はし、玉篇廣韻集韻に依りて翻切を註し、附するに漢吳音唐音を以てしたれば、學者多く之を便とせり、當時唐音を學ぶこと盛に行はれて、徂徠春臺の如き皆之を識れり、意に謂ふ、唐音を知らざれば、漢書を讀むべからず、漢文を作るべからずと、文雄は春臺に從ひて文字を問ひし者なり、然れども音和雙聲等の法に依りたれば、頗る學び難かりしを、文政の比太田全齋吳音圖を著はし、我邦の古書と、支那の古書と、朝鮮の音と印度字の音とに徵し、五十音に依りて原音次音便習音等の別を立てゝより、人多く此說に從へり、而して全齋の學は、本居宣長に本づきし者なり(日本敎育史)

オンウラ 御卜 「ミウラ」と訓む、同條を見よ

オンカウ 恩降 祥瑞、慶賀、疾病、災異等ある時、特恩を以て全國の死囚を一等降し、或は死流を一等降し、又は特に一二人の死罪を降すを云ふ、書紀に、持統天皇二年六月の詔に、令天下繫囚極刑減本罪一等、輕繫皆赦除之云々」三代實錄陽成天皇元慶六年正月七日の條に、天皇御紫宸殿賜宴群臣(中略)宣制曰(中略)元慶六年正月七日午時以前、大辟罪已下罪无輕重同降一等、但犯八虐及私鑄錢、强竊盜、常赦所不免者、不在赦限、若入死罪者、同降一等」とみえたり、

オンカタゴシヨ 御方御所 室町時代に於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子息を指していふ稱、宣胤卿記に、一條殿同御方御所、二條殿同御方御所、室町殿同御方御所」と見えたり(貞丈雜記)

ヲンキヨウ井ン 溫恭院 花山院愛德(ク

ワザンキンヨシノリ)若くは、徳川家定(トクガハイヘサダ)をいふ、各條を見よ、

オンクダシフミ　御下文　「クダシブミ」を見よ、

オンクワウ　飲光　慈雲(ジウン)を見よ、

オンゲウノジユ　隱形咒　摩利支天の咒、卽ち身を隱くす咒を云ふ、隱形は身を隱すこと、咒は禁咒なり、摩利支天は梵語陽餤と譯し、神通力自在にして容易に其形相を窺ふ能はざる故に、摩利支天の咒をばかく名づく、

オンケン　隱劍　脇差を云ふ、「オンケン」とよむ、脇差は、初め人の見えぬ樣隱くして帶びたる物なるより此名起れり、安齋隨筆に、脇差は本隱劍とて、長六七寸許鍔もなく、柄も卷ず、懷中に隱して脇にさす卽守刀也、東山殿の頃より腰刀の代りに紛らかして、懷より出して外にさす人もありし也、貞親敎訓書に其趣見えたり、信長秀吉の頃には、脇差のすを長くして、鍔を入れ、柄を卷て打刀のつくりにして指事になりたり、何故かくの如くなりたるぞと云ふに、廣き所に刀を使ひ、狹き所にては脇差を使ふ爲めなり」と見えたり、

ヲンゴク　遠國　京都を中心として、諸國を遠、近によりて三等に分ち、最も遠距離にある地方を遠國といふ、其名稱既に令中に見えたれば、當時既に此制度ありしと雖も、何れの國を以て遠國に當てたるかは詳かならず、延喜式の時始めて制定す、なほかかる規定を設けしは京都より往來の日數に差等を附するが爲めにして、每年調庸を納附するにも、近國は十月三十日、中國は十一月三十一日を限りたれど、遠國は十二月三十日を期とし、また官使の往來するに際しても、其行程日數に差別あり、國(クニ)參看

(令義解、延喜式)

ヲンゴクブギヤウ　遠國奉行　江戸幕府の時、堺、奈良、伏見、山田、長崎、箱館等の諸國に置かれたる奉行を總稱していふ、

オンコト　御事　高貴の人の崩御を云ふ、女院小傳西華門院の條に、德治三八二十六爲尼(淸淨法、三十、依ニ後二條院御事一也)同書談天門院の條に嘉元元九月日爲尼(蓮花智、三十六、龜山御事)同崇明門院の條に正中三月日爲尼(依ニ前御事一也)と見えたり、又全卷悉く女院の崩去を御事と記せり、

オンコヨミノソウ　御曆奏　名義 每年十一月一日中務省より明年の曆を奏上する儀式をいふ雜令に、凡陰陽寮每年豫造ニ來年曆一、十一月一日申ニ送中務一、中務內外諸司各給ニ一本一、並令年前至ニ所在一とあり 儀式 天皇南殿に出御ありて御覽あり、內裏式十一月御曆を進むる條に、朔日中務率ニ陰陽寮一候ニ延政門外一(御曆盛レ函安レ机頒曆盛レ櫃)大舍人叩レ門、闈司就レ版奏云、御曆進(タテマツラ)牟止 中務省官姓名(謂輔以上)叩レ門故申、勅曰令レ申、闈司傳宣云令レ申、姓名中務率ニ陰陽寮一舁レ机參入、安ニ庭中一退出、中務獨留奏進、其詞云、中務省申久 陰陽寮乃 供奉(ツカヘマツ)禮留 其年乃御曆、又人給曆進久乎申給久止申 勅答 訖、卽退出闈司二人、入レ自ニ左掖門一持ニ御曆机一安ニ簀子敷上一卽ニ內侍一持レ函奏覽、闈司使候ニ南階西下一(他皆倣之)御覽訖闈司却レ机、安ニ本處一退出、侍臣喚ニ內豎一(舊例喚ニ大舍人一)內豎稱唯、立ニ東庭一、侍臣宣喚ニ少納言一、稱唯出喚レ之、少納言入レ自ニ日華門一(內豎用ニ此門一)立ニ東庭一侍臣宣、進留曆、太政官爾給附、稱唯令ニ內豎荷ニ曆櫃一給ニ大臣一」とあり、江次第ほゞ同じ 起原沿革 文武天皇大寶元年制定す、令義解に凡陰陽寮每年預造ニ來年曆一十一月一日申ニ送中務一中務奏聞、內外諸司各

給ニ一本一、並令ニ年前至ニ所在一」とあり、後ち漸次儀式備りて盛儀となる、其廢絕の年代詳かならず、公事根源に、御曆奏中に昔は主上南殿に出御ありて是を御覽ありと見えたれば早く既に廢れしこと明なり(江次第、建武年中行事、文藝類纂)

ヲンザ　穩座　大饗の時、宮廳にて宴を賜はりたる後、席を退出して再び大床に下り、折敷にて食を供する席を云ふ、是れ威儀をくつろぎて主客懽を述ぶるが故に、穩の座とは云へるなり(雅亮裝束抄、江次第、江次第抄)

オンザウシ　御曹司　堂上諸家中の子息をいふ、部屋住の若者のことなり、御は尊稱、曹司はつぼねにて、役人の用部屋をいふ、貞丈雜記に、未だ家督にならぬ部屋住の人をいふといへり、曹司とは、本は役人の用部屋の事なり、一かまへづゝしきりてあるをいふ也、部屋住の人も座敷を一かまへしきりて居住する心にて、御曹司といふ也」といへり、

ヲンザウノカユ　温糟粥　名義 粥の一種、十二月八日櫃司より獻ずる粥をいふ 沿革 二水記に、昆布、串柿、大豆、粉藥葉を相合して製するといひ、俳諧歲時記に、醴餅燒栗菜をこまかにきりわかして參らす云々といひ、貞丈雜記に、粥に味噌并に酒のかすを少し四角にきざみて入煮也といへり、

オンシ　蔭子　五位以上の人の子を云ふ、蔭位を受くべき子と云ふ意、「オンヰ」參看、

オンシヤ　恩赦　祥瑞、慶賀、疾病、災異等ある時、特恩により輕犯の者を釋すを云ふ、又此を「ユルシモノ」ともいふ、新儀式にも、恩赦のことと見え、年中行事歌合にも、恩赦みことのりくだしもあへずゆるすなり、罪有をだに捨ぬめぐみ」とあり、詳しきことは「シヤレイ」を見よ、

オンシヤウカタ　恩賞方　建武中興の時の職名、勳功を討論し、恩賞を議して新恩を與ふる事を掌る、公卿以下十七人を以て其衆に充つ、建武元年五月十八日四番とし、一番は東海東山兩道、二番は北陸道、三番は畿內、山陽道山陰道、四番は南海西海兩道と定めたり(建武年間記、武家名目抄)

ヲンジヤウジ　園城寺　所在 近江國滋賀郡大津町の西北三井〇御井寺、三井寺とも云ふ、延曆寺を山門又は山と稱するに對し、寺門又は單に寺とも云ふ、長等山と號す 宗旨 天台宗、寺門派の本山〇本尊丈六の彌勒佛 起原 天武天皇二年、弘文天皇の皇子大友與多王、天皇の遺詔により奏請して、天皇の舊御所に寺を建て御井寺と號し、氏寺として子孫に傳ふ　御井とは此地の東方に一井泉あり、天智、天武、持統三天皇の誕生水なるが故に名づくと云ふ、又園城寺と號するは、地名によりて名づくるなり、扶桑略記、濫觴抄、水鏡等朱鳥元年の建立となす、蓋し、造畢の年を云へるならん 沿革 清和天皇の御代に及び、大友氏大に衰へ、隨て園城寺衰頽せり、天安二年延曆寺の僧圓珍、唐より歸朝して園城寺を修造し、貞觀元年九月功成りて供養す、此の時に御井寺を三井寺と改む、其意三天皇浴井の義を取り、又此の井水を挹て三部灌頂の閼伽として、遠く慈氏三會の期に至らしむる義を表示すと云ふ、六年十二月弘文天皇の後胤大友夜須麿等一族と連署して延曆寺別院とし、天長地久の祈を行はんことを請ふ、八年五月勅して請を聽し、且つ講讀師を停め、圓珍を別當に任じ、俗大別當は大友氏長者夜須麿、俗別當は大友黑主、俗檮別當は大友主麿を補したり、是れ別當の初めなり、後ち別當を長吏と改む、長元三年永圓(村上天皇の孫)長吏となりしより、親王皇子、又は

攝關の子孫本寺の長吏となり、圓滿院、聖護院、實相院等の門主交々之に補し、一派の樞機を掌る、後ち圓仁、圓珍兩門徒相爭ひ、正曆四年分離して、圓珍の徒叡山を擯出せらる、尋で園城寺勢を得て、獨立せんとし、承保元年奏請して、戒壇院を立つることを許さる、延曆寺の衆徒訴して之を破却す、是より兩寺確執して相降らず、永保元年四月山徒三井寺を燒く、御願十五所、堂院七十九箇所、塔三、僧房六百餘、舍宅一千四百九十餘宇悉く灰燼となる、應德三年再興す、保安二年、保延六年、應保三年共に山徒に燒毀せらる、治承四年以仁王の擧に與し、平氏の爲めに燒かる、建保二年、文永元年、文保二年、元應元年省延曆寺の衆徒の放火によりて燒失す、延元二年足利黨の營所となり、新田氏の爲めに燒かる、天文二十一年觀音寺城主佐々木氏と大津四宮祭につきて爭ひ爲めに燒かる、文祿四年豐臣秀吉一旦當寺を破却し、寺領を沒收す、慶長三年遺命により北政所寺領を還附し、四年金堂を再建す、元和元年後水尾天皇往古の淸涼殿を下賜す、今の釋迦堂是なり、德川家康秀忠堂宇寺院を再營し、四十九院二十五坊を存す、仁王門は明治に至り特別保護建造物たり、明治元年長吏職を廢し、別當職を置き、尋で廢せらる、

(金堂中院)

金堂中院、中央に在り、天智天武持統三代聖主の御願、本尊彌勒にて長三寸二分なり、此彌勒は欽明天皇の世百濟より傳ふる所にて、相傳へて天智天皇に至り天武に至り、當寺に移し安ず、圓珍の點せし常燈不斷の三燈あり〇閼伽井、金堂の西にあり、是れ三井の依て起る所、前に述べたり、始は御井と云ふ、一に玉水とも三井淸水とも云ふ〇唐院、樓門より金堂に入る大路の南側にあり、貞觀元年圓珍入唐傳來の經籍佛像を朝廷に獻じ、園城寺功成る日、勅して仁壽殿を

(鎭守)

此に移し、經を納めしめ、唐院と名付く、寬平四年增命、圓珍の像を造り、其中に遺骨を收め安置す、是より大師堂と云ひ、或は唐院と云ふ、每年十月二十九日大衆會して法義を談ず、之を大師講と云ふ、院內に靑龍院あり、承德元年眞意唐の靑龍寺に擬して作る、勅して阿闍梨五口を置く〇法華堂、常行堂、鐘樓の近傍に在りしが、中世廢絕す、貞觀十七年勅して諸堂を興立せし時に、建てし所と云ふ、長久元年常行堂を再建す、宇治關白賴通の北政所土佐國和食庄を寄す、大治四年增智不斷念佛の業を修す〇當寺五社鎭守は(一)新羅明神、北院の總門の內二町許西にあり、西谷を蓮花谷と云ふ、新羅國神を祭る、卜部兼邦素盞嗚尊の化現なりと、安樂行堂、法明院、常在寺等僧房此に在り(二)三尾明神、常住院の西上にあり、伊弉諾尊此地に垂迹し、長等南境の地主となる、此神三腰を著す、其色赤白黑其形三尾を曳に似たり、故に三尾明神と云ふ(三)護法善神、大門の側にあり 善神の像を納む、智證大師の作なり(四)熊野權現、閼伽井の傍に在り、聖護院熊野三山兼帶するによる(五)日吉社、後冷泉天皇天喜二年延曆寺の山王權現を勸請す〇寶物甚だ多く、國寶として、彫刻に木造千手觀音、護法善神、智證大師、黃不動尊、新羅明神、吉祥天女等の像、繪畵に、絹本著色の黃金童子、尊星王、多門天、不動明王、八大童子、八大佛頂曼荼羅圖、涅槃像等外數種、書蹟に、紙本墨書開元寺求得經疏目錄、大唐國日本國附法血脈圖記、彌勒經疏等外數種、美術工藝に、銅鐘天平年間銘あり〇圓滿院は金堂の東北にあり、別條に出せば參看すべし、今左に歷代を示す(三代實錄、扶桑略記、元亨釋書、古事談、長等山風、近江輿地誌略、近江名跡案內、僧官補任、園城寺長吏次第、寺鑑、國寶目錄)

○圓珍―惟首―猷憲―康濟―增命―良勇
勢祐―房算―行譽―禪藝―餘慶―穆算
勸修―勝算―勸修(再任)―勝算(再任)―文慶―教靜
文慶(再任)―心譽―永圓―明尊―覺圓―隆明
增譽―行尊―覺猷―賴豪―覺宗―行慶
道惠―覺忠―覺讃―房覺―公顯―圓惠
房覺(再任)―道勝―不詳―實慶―定惠―眞圓
實慶(再任)―公胤―行意―道覺(イ覺仁)―覺實―圓忠
覺明―良尊―圓靜―靜忠―道慶―重圓
覺惠―公緣―道智―仁助―道仁―靜仁
圓助―隆辨―覺助―隆辨(再任)―行昭―增忠
性覺―忠助―行覺―性覺(再任)―靜譽―性覺(三任)
淨雅―道瑜―順助―道珍―惠助―道昭
尊悟―增基―尊悟(再任)―尊珍―顯辨―尊珍(再任)
房朝―增覺―良慶―覺助―尊悟(三任)―覺譽
長助―增仁―靜深―道昭―增仁(再任)―長助(再任)
覺譽―長助(三任)―仁譽―良瑜―覺譽(再任)

オンシヤウチ　恩賞地　世襲所領の外に、功勞ありて特に加增ありし土地を云ふ(武家名目抄)

オンシヤウブギヤウ　恩賞奉行　職掌 室町幕府の職名、恩賞の事を掌る 起原 建武式目に、戰功拔群の輩、論賞遲緩せば、告愬を致せ、本奉行人等速に施行せずば、亦控訴を許す、とあれば、幕府の始めより、鎌倉の恩澤奉行に倣ひて此職あり、又恩賞方とも謂ふ 沿革 足利尊氏創業の際、勳勞を考較して、恩賞を與ふる事多かりしかば、十七八人を置く、社寺領地の事にも關せり、凡そ評定衆にして、引付の頭人を帶し、及び政所問注所の兩執事、評定奉行、越訴奉行等、皆恩賞方に列して事に從へり、此輩を又御前衆、御前奉行とも稱せるは、評定始には、將軍に祗候して奏事を役し、又御沙汰始には、披露奉行として、沙汰の披露を役する者なればなり(武家名目抄、官制沿革略史)

オンシユクワツシユツ　隱首括出　隱首とは、隱れたることの現はるゝをいふ意、戶籍帳の上に名のなき人民が、自ら來りて白すことをいひ、括出とは、勘へ出すことにて、同じく戶籍に無き名を官司の見出すことをいふ、考課令に、凡國郡以二戶口增益一應レ進レ考者、若是招慰、(謂不レ從二戶貫一而招慰得者)括出、隱首走還者、得レ入二功過一云々」又式部式に、凡隱首括出者、畿內十月一日、外國十一月一日主計寮載二功過帳一申レ省、省押署進官得度、除帳者移二主稅寮一不レ申レ省」と見えたり(令義解)

ヲンジユンヰンサキノナイダイジン　溫潤院前內大臣　德大寺實維(トクダイジサネツナ)を見よ、

オンジヨ　恩叙　特恩にて叙留さるゝを云ふ、職原抄檢非違使の條に、六位尉叙二五位一時、多者去レ之、明法道者必叙留、其外輩依二殊恩一令二叙留一也」とあり、

ヲンシヨク　溫職　利德ある職掌を云ふ、職原抄に、溫職之中尤膏腴也とあり、これに對して利德なき職官を冷官或は冷曹などゝ稱す(故實拾要)

オンセウ　恩詔　恩惠を施さるゝ詔をいふ、延喜神祇式に、凡祠官內人神部祝等恩詔位記者、式部省依レ之、送二神祇官一則四度祭使下レ之」法曹至要抄罪科の條に、絞罪待レ時而殺、若待レ時之間、遇進會二恩詔一者、則配二徒流一故爲レ輕」とみえ、又本朝文粹に、朔旦冬至有二恩詔一」と見えたり、

オンリン　蔭孫　三位以上の人の孫を云ふ、蔭位(オンヰ)參看、

オンタクブギヤウ　恩澤奉行　職掌 鎌倉幕府の職名、勳功を討論し、恩賞を議定して、以て新恩の地を分付することを掌る、又勳功奉行とも云ふ 起原沿革 初は政所別當、令、及び問注所執事の如き輩、兼れて其事を行へる故に、別に此職を置かず、賴經將軍の時、嘉禎元年の記に、始めて恩澤奉行後藤基綱と見ゆ、爾來評定衆の內にて、これを攝行せしむ、元弘二年鎌倉滅亡と共に亡ぶ(武家名目抄、官制沿革略史)

オンダシイヌ　追出犬　犬追物に用ふる犬を云ふ、「イヌオフモノ」を見よ、

オンタノモイウヒツ　御憑右筆　憑奉行(タノモブギヤウ)を見よ、

オンタノモリソウブギヤウ　御憑總奉行　「タノモソウブギヤウ」を見よ、

オンタノモノツカヒ　御憑使　「タノモノツカヒ」を見よ、

オンタノモブギヤウ　御憑奉行　「タノモブギヤウ」を見よ、

オンタラシノソウ　御弓奏　正月七日の白馬節會の時、十六日射禮の爲めに、天子の御弓を供ふるを云ふ、公事根源に、今日は兵部省より奉る、御弓奏ばかりを、內辨も奏聞するなり、若し卯日に

常らば、今日も諸司奏と云ふべし、卯杖の奏あるによりてなり、天竺の貝羅多葉は其長さ七尺五寸なり、弓の丈も七尺五寸なる故にこれをたらしとは申にや」とあり、「タラシ」のことは弓(ユミ)の條を見よ、

オンチ　恩地　幕府若くは諸家にて、勳功により其臣下に賞與する土地を云ふ、沙汰未練書に代々の奉仕に因て賜ふ所なりといへり、吾妻鏡正治二年十二月二十七日の條に、治承養和以後新恩之地云々とあり、是れ恩地の書に見えし始めなり、恩地買賣を禁じ、又質地となせし時、半分以上の金を返濟したるものは、日數を差し辨償し券契を紀返する特點あり、年貢諸役を勤仕すること他の地に異ならず(吾妻鏡、新編追加)

オンチ　隱地　隱田(オンデン)を見よ、

オンチノコホリ　隱地郡　所在 隱岐國 起原沿革 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄、隱地に作る、郷名都麻(ツマ)河內(カハチ)武良等あり、拾芥抄穩地と書し、元祿圖越智となす、天保郷帳「チチ」とよむ、明治九年以後穩地となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オンチノジンジヤ　恩智神社　所在 河內國高安郡恩智村恩智山○河內國の二宮 祭神 恩智大御食津比古命、恩智の大御食津比咩命を祭る、蓋し御食の事を知り給ひて大なる功ありし神なり 沿革 稱德天皇天平神護二年河內丹後播磨美作地三十七戶を神封に充て、文德天皇嘉祥三年十月正三位を授け、清和天皇貞觀元年正月正三位勳六等より從二位に叙され、九月雨風の御祈に依て幣使を奉り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及び祈雨の幣帛に預る、凡其相嘗祭には、恩智神主官幣を受て之を奉りき、一條天皇正曆五年四月中臣氏人を宣命使として幣帛を奉らしむ、疫癘放火の祈に依てなり、每年六月二十七日祭を行ふ(河內志、神祇志料)

オンデン　隱田(陰田)　名義 隱蔽して年貢を納めず、作り取りになす田地を云ふ「シノビダ」と訓ず、又隱地ともいふ、或は絕戶の田を隱沒して之を私するなり、或は死亡を隱し公に還さゞるあり、皆賊物に類似す 沿革 淳仁天皇天平寶字三年十二月武藏國田九百町備中國二百町を隱沒す、便ち本道の巡察使に仰せて勘檢せしめたり、又淸和天皇貞觀十七年八月左右京職の廢戶田を顯告する者は、顯告の田地の半を三年間耕食せしめ、隱役し他人に告らるるものは罪を科す、鎌倉以來擾亂相繼ぎ、朝夕其主を異にし、また田地を檢校するに暇あらず、故に各地隱蔽多し、吾妻鏡に、土御門天皇建曆元年七月十一日宗掃部允孝尙勘發を蒙り、北條武藏守に召預らる、是下野國中泉莊隱田等あるの旨本所之を訴へ、尋糺すと雖も、今に對捍するの故を以てなりと見え、新式目に、後深草天皇正元元年二月九日、實檢使を遣はし、隱田露顯すれば、年々不沙汰の員數に隨て早速之を辨濟すべし、若し猶辨濟せざれば理非を論ぜず、其地を沒收すべしとあり、建內記に、後花園天皇永享十一年川成並に荒野と稱し、隱田を保つことを糺明せしむること見えたり、江戶時代に至て昇平年久く人民繁殖し、自ら開墾私有する者益多し、玆に於て嚴法を設けて之を防ぐ、其自首する者は之を宥し、然らざれば重科に處す、櫻町天皇寬保二年將軍德川吉宗の制令に、隱地を爲せし者は中追放となす、又隱地を自首せず、顯るゝに及ては重科に處し、且つ所有の田畑家屋敷等に至るまで闕所と爲す、村役は疎漏の罪により咎を蒙るの定とす、明治維新に至り、隱地切添地等は漸々制定に歸すべき樣、各管轄に於て說諭せしむべきを布告し(明治四年正月)九年五月更に其條目を布告す、其後地租改正に及びて隱田のこと見えず(田制篇、大日本租稅志、法令全書)

ヲンナウタアハセ　女歌合　女房のみにて行ふ歌合をいふ、內裏歌合御記に、天德四年三月三十日己巳、此日有二女房歌合事一、去年秋八月、殿上侍臣鬪詩合時、典侍命婦等相語云、男已鬪二文章一、女宜レ合二和歌一、及二今年二月一、定二左右方人一(中略)蓋此爲レ惜二風騷之道徒以廢絕一也、後代之不レ知レ意者、恐成レ好二浮華一專二內寵一之謗上、仍具記之、」と見えたり、「ウタアハセ」參看、

ヲンナヱ　女繪　女の姿をかきたる繪を云ふ、枕草子に、こゝろゆくもの、善くかいたるをんなゑのおもしろうつゞけておほかる」紫式部日記に、おとらじと、したてたる女ゑのおかしきに、いとよう似て」とあり、

ヲンナカブキ　女歌舞妓　歌舞伎(カブキ)を見よ、

ヲンナカミユヒ　女髮結　名義 髮結を業とせる女職人をいふ 起原沿革 古へ朝廷にては、髮上采女と稱し、御髮を上げたる者ありて、一般の女は自ら髮を結びたるものなりき、江戶時代安永の末、始めて女の髮を結ぶ者あるに至りしかど、男なりしに、寬政二三年の頃より、女の髮結を出すに至れり、天保十二年改革の際、女髮結の風儀惡きを以て嚴禁したりしが、何時頃よりか、また女髮結出で來りて遂に現今に至る○風俗畫報に、婦人の髮結職の出來しは、今を去ること一百餘年、安永の末にて、初めは妓女の類のみ之を結はせ、其他は却て此風を賤しめたるが、漸次に移りかはりて後には武家の婦

人までも、或は之を結はするに至りたり、抑江戸の開けてより寛永の頃までは、婦人は細き麻繩にて髮を束れ、其上を黑き絹にてまきしに、其後麻繩をやめてもとゆひがみといふものにてゆひ、それより絹にてまく事をやめたるよし、嬉遊笑覽に、江戸にて女髮結は、寶永七年頃、深川茶屋むきにて上方風の髮ゆふ女ありしが其後所々に女かみゆひ出來れりといへり、上方風の髮結女とは、女形の俳優山下金作が假鬘結なり、蛛の絲卷に、此事を詳に記るせり、安永の末山下金作深川榮木に住す、此者のかつらつけ仲町の妓に通じたりしに、或日此妓の髮をかづらの樣に結ひつけるを、妓輩うらやみ、謝物を贈りてゆはせけるに、後は一度を二百度と定めけるに結はする者多ければ、かつら附を止めて妓の髮を結ぶを渡世としたり、其弟子に甚吉なる者あり、また髮結を業とせしに、女の弟子あり、弟子に髮をすかせ、甚吉其跡へまはりて結ぶ、是れ寛政二三年の頃なり、云々」と見えたり、

ヲンナクビ　女首　軍陣の時正法に據らずして創ぎたる鼻をいふ、凡て敵の鼻を創ぐには上唇へかけて鼻をそぎ、鎧の胸板へ入て持つべきを正法となす、その法を知らずして濫に創り取ることを女首と稱するなり(鈴錄)

ヲンナジヨ井　女叙位　女に位階を賜はるを云ふ、隔年正月八日に行はる、蓋し除目以前に之を行ふ、雲圖抄に、近代定日なしと云、公事根源に詳しく其儀式を述べていはく、其儀大方は叙位におなじ、大轉輪、小轉輪、切杭の申文、空(ウツボ)勘文など云ふものあり、切杭の申文と云ふは、たとへば、生年十一歲の女官、四十年の勞を以て叙爵するものなり、其故は、かの十歲の女の母、三十にもならば、其間の勞を勘へて母の三十年と、女の十年とを取り合せて、四十年の勞になして、五位の爵を申すなり、これを切杭の申文とは云ふべし、又典侍、掌侍、命婦、藏人、東豎子、はしたのものを叙する事あり、二位三位など、さるべき人あれば、叙せらるゝなり、中にも東豎子(アヅマワラハ)と云ふは(中略)年毎に申文をいたし、必ず五位の位をたまふなり、これは昔より同じ名字を相傳して、紀朝臣季明となのる、いと不思議なる事にこそ、持統天皇の御宇正月に、內親王以下の位を賜ふと侍るは、女叙位の始めならんかし」とあり、

ヲンナダイフ　女太夫　女淨瑠璃のことをいふ、江戸時代管笠を冠り、三絃を彈き、路上を徘徊し、人家に立て錢を乞ふもの、後ち寄席などに出て義太夫を語れり、武江年表天保十四年の條に、六字南無右衞門左門よしたか等が、流れを汲る女太夫行れて、場を構へ、高座に登りて耻る色なく、婦女子のにげなき義太夫節の淨瑠璃をかたりける、愚夫愚婦きそひて之を聞き、之を看て藝の巧拙をいはずして、容貌の美惡を論じけるが、やがて之を禁ぜられしかば、此輩いづちへか去たり」と見えたり、

ヲンナタウカ　女踏歌　「タウカ」を見よ、

ヲンナデ　女手　假名の事をいふ、女書(テ)の義、源氏物語、空穗物語等に見ゆ(倭訓栞)

オンナデモノ　御撫物　祈禱の時、身を捨てて禍を祓ひ捨つる人形を云ふ、「ヒトカタ」參看、

ヲンナノゴヤウ　女五樣　江戸幕府の時、婦人關所通行の際、その身を取調ぶべき規則の五箇條をいふ、元祿十年九月令して云ふ(一)禪尼、是はよき人の後室又は姉妹などの髮剃こぼちたるをいふ(二)尼、是は普通の女の髮剃りこぼちたるをいふ(三)比丘尼、是は伊勢上人善光寺上人などの弟子又はよき人の召仕其外熊野比丘尼等なり(四)髮切、是は髮の長短に依らず少し切りしもの、中はさみ出來物の上など挾みしとも孰も髮切、又煩の上ぬけて未だそろはざるは髮切にあらざれども髮切と見ゆれば髮切となす(五)小女、是は當歲より振袖の內の女たるべし」とあり(高野餘慶隨筆)

ヲンナマヒ　女舞　內教坊の婦人の舞をいふ、敎訓抄に、皇帝(樂曲の名)六人、天長寶壽樂十人、玉樹後庭花十二人、赤白桃李花十二人、玉殿喜春樂六人、煬帝萬歲樂八人」とあり、

ヲンナミヤ　女宮　內親王を云ふ、「チトコミヤ」參看、

ヲンナモジ　女文字　平假字をいふ、また女手、女假字とも稱す、眞字を男文字と云ふに對しての稱なり、「カナ」參看、

ヲンナラウ　女牢　江戸幕府の時、犯罪ある女を容るゝ獄舍○女牢は西口の揚屋にて椽頰(エンガワ)あり、女囚は人數少き故に東西の分ち無く、若し多人數の時は遠島部屋(東の口の揚屋)に入れ置く、牢內にては女牢を女部屋といふ、入牢の時は乞食の女房一人づゝ相詰、女牢附人と稱し、一箇月毎に交代して牢內に居り、衣類等の改を爲すなり、女の入牢あらば先づ牢庭火の番所前へ來り其指添人より書付を請取り、鎰番一々名所年(ナドコロ)を當人に聞屆けて、夫より牢內へ送る、鎰番外さやにて女部屋入りと云へば、牢內の名主「ヘイ」と云ひ、尋で、深川無宿何某と呼ぶ時、牢名主「ハイ御有ガタウ」と答ふ、其時鎰番鎰を當番に渡して入口を開き、中に居る乞食女房出來りて椽側の上にて先づ下帶を改めて之をしめさせ、衣類を一つ〳〵に改め、髮をとき改め、濟みて後ち牢內に入る、若し乳飮子ある女は、入牢の時子も同じく入牢せしむ、懷胎にて入牢の女は臨月になり牢內にて出產させ、附人の乞食女房世話を爲すと云ふ、「ラウヤ」參看(舊幕政談)

ヲンナワラハ　女孺　「ニヨジユ」を見よ、

オンバウ　煙亡　江戸時代屍を燒くことを業とせる賤者をいふ、もと御坊と書き、僧の火葬を掌る者をいひしが、後ち此事卑賤の者の爲す業となりて、終に其名移りたるものなり「オンバウ」文字に定說なし、煙坊、穩坊、熅坊、汚坊などゝかけり、孰も借字なり、江戸時代穢多非人など同樣に取扱はれたり(賤者考)

オンパカセ　音博士　**名稱**「コヱノハカセ」とよむ、唐名音儒、又云音韻儒 **職掌** 大學寮の下に屬し、漢音吳音を敎ふることを掌る、官位相當從七位上、後に從五位上となる **起原** 文武天皇大寶元年之を制定して二人を置く(令義解、職原抄)

オンハタザシ　御旗差　錦御旗を持する者を云ふ、後醍醐天皇關東を征せんとして、此御旗を官軍のしるしとし給ひしに始まる、太平記諸將被進早馬於船上條に、金持大和守錦の御旗を差て左に候し云々」同毛利本義貞爲節度使の條にも、御旗差の秦久武見えたり、其後足利將軍征討の時には、此御旗を請ふて出陣す、其時諸大夫たる輩を御旗差とし、騎馬の侍を御旗副と稱して差副ふ徵なり、足利以後は此職なし(武家名目抄)

(御旗副)
オンハタゾヘ　御旗副　御旗差(オンハタザシ)を見よ、

オンハラヒ　御祓　天皇解除の時、御身の不淨を淸め給ふ祓を云ふ、祓の有樣は大概七瀨禊に同じ、內侍撫物を進め、上﨟之を傳へて天皇の御身を撫で給ひ、河原へ參向せし使歸るの後祈禱したる直衣を着御する眞似をするなり(禁祕抄、同楷梯)

オンフミハジメ　御讀書初　「ミフミハジメ」を見よ、

オンベノツカサ　織部司　「オリベノツカサ」を見よ、

オンポ　蔭補　祖父の官位に依り、子孫官位を受くるをいふ、蔭によりて輔せらるゝの意、唐書に、祖父官蔭二子孫一曰二蔭補一、唐李德裕以二蔭補一授二書郎一と見えたり、「オンキ」參看(安齋隨筆)

オンマトハジメ　御的始　「マトハジメ」を見よ、

オンマトブギヤウ　御的奉行　「マトブギヤウ」を見よ、

オンミツ　隱密　江戸時代、探偵の者を俗にいふ語、隱し目付或は忍び目付と同じ(官中要錄)

ヲンメイデン　溫明殿　「ウンメイデン」と訓むを正しとす、同條を見よ、

オンメイモン　陰明門　大內裡內廓十二門の一、宮西面の中門ともいふ、後涼殿の後に在り、宜秋門と相距る四十八丈、其製作宣陽門に同じ、三間戸一間、門外に南北の二舍あり、右兵衞陣といふ、門內に右兵衞の陣あるを以てなり(拾芥抄、大內裡圖考證)

オムモノ　珮　玉珮(ギヨクハイ)を見よ、

オンモノイ　追物射　騎射の一種、馬に乘りて地を走る獸を追ひて、身をさがりて射る事を云ふ、「オンモノ」は「オフモノ」の音便なり、倭名抄に、馳射の注に、今按俗云於牟毛乃以流(オンモノイル)」とあり、源平盛衰記小坪合戰の條に、昔は馬を射る事候はず、近年は敵の透間なければ、馬の大腹を射て、主を跳落(ハネオト)して立ちあがらんとする所を、御物射にもする候」とあり、御の字むまのるとよむ字なり、馬上にて射る故御物と書きたるなり、地に落倒れたる敵を馬上より射るゆゑおん物射に射ると云ふなり(貞丈雜記)

ヲンモン　諺文　**名義** 朝鮮の文字を云ふ、「ウンムン」と音して、通俗の文字と言はん程の意 **起原** 朝鮮四代の君主、世宗莊憲王の二十八年鄭麟趾申叔舟成三問等に命じて撰定せしむ、此文字の制作につきては數說あり、伊東長胤は梵字より出てしとし、佛蘭西の東洋學者「レシュザー」は、遼金の韃靼に基きしとし、「クラプルト」は百濟人の手に成りて、漢字の一片を取て製るとし、「テーロル」は佛教文字の古體とし、「エトキン」は梵語より出でしとし、「フルベルト」は西藏文字に基き、之を支那文字の形に倣ひて、方形形となしたるとなす、白鳥博士は、文字の形及び、歷史上の關係より、西藏文字より出てし八思巴文字より出てしとなす、卽ち梵字より西藏文字、西藏文字より八思巴文字、八思巴文字より諺文と順次變化し來りしなり、今次頁に諺文の字を、日本古代文字考によりて示す、

オンヤウケ　陰陽家　陰陽師ともいふ、陰陽寮に出仕して曆占の事を掌る家をいふ、貞丈雜記に、陰陽家、いにしへは兩家あり、安倍氏と賀茂氏と也、安倍は土御門と號し、賀茂は勘解由小路(カケユノコウジ)(天文年中公卿姓名に見えたり)と號す、(名乘の通り字、安倍は有の字、又泰の字なり、賀茂は在の字也)、勘解由小路は、今禁裏には絕えて其の末南都にあり、幸德井と號す(昔は安倍を定行事と云ひ、賀茂を善通士と云ふ)」と見えたり、

オンヤウシ　陰陽師　**名稱** ウラシと讀む「オンミヤウ」ともいふ、唐名大卜師と云ふ **職掌** 陰陽寮に屬し占筮及び相地の事を掌る、定員六人、

訂正諺文圖	父/母	ㄱ役	ㄴ隠	ㄷ末	ㄹ乙	ㅁ音	ㅎ邑	ㅅ衣	ㅇ凝	父/母	ㄱ其	ㄴ尼	ㄷ池	ㄹ梨	ㅁ眉	ㅎ非	ㅅ時	ㅇ異
高	ㅏ	가	나	다	라	마	하	사	아	ㅑ	갸	냐	댜	랴	먀	햐	샤	야
長	ㅜ	구	누	두	루	무	후	수	우	ㅠ	규	뉴	듀	류	뮤	휴	슈	유
音	ㅓ	거	너	더	러	머	허	서	어	ㅕ	겨	녀	뎌	려	며	혀	셔	여
低	ㆍ	ᄀᆞ	ᄂᆞ	ᄃᆞ	ᄅᆞ	ᄆᆞ	ᄒᆞ	ᄉᆞ	ᄋᆞ									
短	ㅣ	기	니	디	리	미	히	시	이									
	ㅡ	그	느	드	르	므	흐	스	으									
音	ㅗ	고	노	도	로	모	호	소	오	ㅛ	교	뇨	됴	료	묘	효	쇼	요

(正音: columns ㄱ役 to ㅇ凝; 拗音: columns ㄱ其 to ㅇ異)

激切音 ㅋ	激切音 ㅌ	激切音 ㅍ	激切音 ㅊ	濁音 ㅂ	濁音 ㅈ	濁音 ㆁ	父/母	激切拗音 ㅋ	激切拗音 ㅌ	激切拗音 ㅍ	激切拗音 ㅊ	濁拗音 ㅂ	濁拗音 ㅈ	濁拗音 ㆁ	終聲音	
카	타	파	차	바	자	아	ㅑ	캬	탸	퍄	챠	뱌	쟈	야	ㄱ	木목 的뎍 角각
쿠	투	푸	추	부	주	우	ㅠ	큐	튜	퓨	츄	뷰	쥬	유	ㄴ	辰신 天텬 難난
커	터	퍼	처	버	저	어	ㅕ	켜	텨	펴	쳐	벼	져	여	ㄷ	笠갇
ᄏᆞ	ᄐᆞ	ᄑᆞ	ᄎᆞ	ᄇᆞ	ᄌᆞ	ᄋᆞ									ㄹ	列렬 達달
키	티	피	치	비	지	이									ㅁ	金금
크	트	프	츠	브	즈	으									ㅂ	入입 習습
코	토	포	초	보	조	오									ㅅ	衣옷
							ㅛ	쿄	툐	표	쵸	뵤	죠	요	ㆁ	名명 張댱

官位相當從七位上たり、得業生を以て之に申任す、**起原沿革** 文武天皇大寶元年制定す、鎌倉時代以後任例稀なり、職原抄に、近來不ㇾ任ㇾ之歟」とあり(令義解、令集解、官職祕鈔)

オンヤウハカセ 陰陽博士 **職掌** 陰陽寮の被官、陰陽生を敎ふることを掌る、官位相當正七位下、後世賀茂安倍兩家の五位以上の者を以て之に任ず、唐名大卜正、又云大卜博士、卜筮將軍 **起原** 書紀持統天皇の卷に、始めて見えたり、文武天皇大寶元年之を制定す(書紀、令義解)

オンヤウレウ 陰陽寮 **名稱**「オンヨウノツカサ」とよむ、唐名司天臺、或は大史局 **所在** 待賢門の西、監物局の南 **職掌** 天文を覩、曆數を稽へ日月星辰の變、風雲氣色の祥を知ることを掌る **職員** 頭一人從五位下、後世賀茂安倍兩家第一の者任ず、助一人從六位上、後世賀茂安倍兩家の五位六位任ず、允一人從七位上賀茂安倍兩家の被官門生之に任ず、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、陰陽師一人從七位上、陰陽博士一人正七位下、陰陽生一人、曆博士一人從七位上、賀茂氏の子孫之に任ず、後世五位以上の人を任ず、曆生十人、天文博士一人正七位下、安倍氏の子孫之に任ず、後世五位以上の人を任ず、天文生十人、漏尅博士二人、從七位下、後世五位六位任ず、守辰丁二十人、使部二十人、直丁三人 **起原沿革** 元正天皇靈龜中吉備眞備入唐して陰陽曆數を傳へて歸朝す、天武天皇の時陰陽寮を置き持統天皇の時陰陽博士あり、大寶の時に至て其制備はる、右に擧る職掌職員なり、平城天皇大同四年三月史生二人を置き、延喜の制四人となり、使部二十人となる、村上天皇の時賀茂保憲陰陽頭兼天文博士となり、曆道を其子光榮に天文を安倍晴明に傳ふ、是より賀茂安倍兩氏兩道を

分掌す、後世助に權官あり、允に大少なり、陰陽、天文、漏尅諸博士並に權官あり、五位を以て官位相當となす(令義解、扶桑略記、職原抄、官職祕抄、職原抄)

オンユバハジメ 御弓場始 「ユバハジメ」を見よ、

オンユミハジメブギヤウ 御弓始奉行 「ユミハジメブギヤウ」を見よ、

オンヨロヒギヤク 御鎧著役 「ヨロヒギヤク」を見よ、

ヲンル 遠流 五罪の一、流罪の最も重きもの、「ルザイ」を見よ、

オムロ 御室 仁和寺を云ふ、仁和寺は宇多天皇出家して此所に住し給ひし故に、御門室(ミカドノシツ)と云ふを畧して、御室といふと云へり、或は又天皇の住せ給ふより、尊稱して御室と云ふならんとも云へり(諸門跡譜、花鳥餘情)

オムロヤキ 御室燒 京都御室の地方にて製出する陶器の名、京燒の一種なり、京燒(キヤウヤキ)參看、

オメグリ 御輪 朝廷にて土用の中に、始中終三度供御所より奉る團子やうの物をいふ、內々行事には、米の粉、薯蕷の蕈、杉原紙三色をつき交ぜて擂り指の頭ほどにまろめ、味噌汁にてたきたるなりといひ、一說に、餅の內へ杉原紙と蘿蔔の葉を舂きまぜてみそ汁にて煮たる物なりともいへり、又海人藻芥に、御菜をばおめぐりといふとみゆ(倭訓栞)

オメシウマアヅカリ 御召馬預 **職掌** 江戶幕府の職名、將軍の乘馬を飼養し且つ調習を掌る **職員** 諏訪部、村松二氏の世襲なり、家祿の外役料二百俵を給す、配下に馬乘十人あり、五十俵三人扶持、又見習四人之に附屬す(吏徵、明良帶錄、武鑑)

オメシダシ 御召出 **名義** 室町及び江戶幕府の時代主人又は貴人の酒宴に誰某を召出さるゝと仰ありて、御前にて盃を賜はることをいふ、御通(「オトホリ」參看)より少しく手輕き式なり **儀式** 召出の時、左右の人に只一禮を爲して直に進み出で、先づ右の手をつき左の手を擧げて、其後盃を右の手にて取り上げ、酒を受くる時兩方の肘をつきて受け、飲む時は兩方の肘を上げて飲み、若し御酌などにて下さるゝ事あらば肘をつけながら飲むべきなりといふ(貞順記、宗次記、武家名目抄)

オメシフネヤク 御召船役 江戶幕府の職名、將軍乘船の船を司る、常に天候を察し、御座船を檢し、船底の蟲入等を改め、且つ天幕繩張等の事をも行ふ、百俵高、役料百五十俵、若年寄の支配にて納戶廊下詰となす(明良帶錄)

オメミエ 御目見 貴き人に謁見するをいふ、鎌倉、室町時代には御對面といへり、豐臣氏の頃に至り御目見といふ、江戶時代に至り、役柄により將軍に見ることを得る者を御目見以上といひ、能はざる者を御目見以下といふ、御目見以上は旗下にして、以下は御家人なり、詳しくは、「ハタモト」、「ゴケニン」參看(武家名目抄、武家鑒要、德川盛世錄)

オメミエイシ 御目見醫師 江戶時代、藩醫及び草莽の醫にて治療に名ある者、幕府の奧醫或は番醫となるをいふ(明良帶錄、官制沿革略史)

オメミエヤシキ 御目見屋敷 江戶時代江戶町內の四ッ角屋敷を俗に稱していふ詞、此四ッ角屋敷に住する町人は、特例を以て名主と同じく、歲首に營中へ參賀するを以て此名あり、其由來は、安永八年四月、年番名主の書上に、角屋敷の町人に拜禮を許さるゝことは、往時は町々の家持(居付地主のこと)何人によらず、總て拜禮に出ることを得る例なりしに、其後町々の新開ありて、町數も增加し、家持の數も次第に多くなりし故、今後は角屋敷所有の町人にて、自ら其屋敷に居住するものゝみ、拜禮に出づべしとの申渡ありてより、如ㇾ此なるよしに傳へ承るとあるにて明なり、角屋敷の名目は、延寶の末に始めて見ゆれば、蓋し明曆の災後新開町の多く出來し頃に、定められし例なるべし、其角屋敷は、銀座町より神田旅籠町までの間に凡四十一ヶ所あり、天保十四年の調に、本町一軒、室町四軒、本兩替町一軒、駿河町一軒、本舟町一軒、小舟町一軒、瀨戶物町一軒、大傳馬町一軒、新大坂町二軒、通町四軒、西河岸町一軒、本材木町四軒、呉倉町一軒、銀座町一軒、本石町五軒、堀江町一軒、萬町一軒、三河町四軒、龍閑町一軒、靈岩島町一軒、同銀町一軒、南新堀町一軒、神田紺屋町一軒、神田旅籠町一軒なりと云ふ(江戶會誌「角屋敷町人」)

オモガイ 面縶 馬具の名、轡頭に同じ、「オモヅラ」を見よ、

ヲモガク 尊樂 左樂の一名、「サガク」を見よ、

オモダカヲドシ 澤瀉威 威の一種、鎧草威、面高威、慈姑威、藁威、蒸尾草威など書するは、後世の當字にて宜しからず、二色の糸を以て一色は地色、一はオモダカの葉の如く三岐の形、卽ち 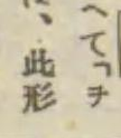 の如く袖草摺に威したるもの、又種々の色を雜へて「チモダカ」の形に威したるもあり、又逆澤瀉とは、此形を逆狀に威したるを云ふなり、威(ヲドシ)の條の圖を見よ(軍用記)

オモダカノモン 澤瀉紋 澤瀉は水草にし

て、葉の形柳に似て廣く末とがれり、之を家紋にしたるもの、左の諸家となす、久松、土井、稲垣、水野(舊新宮藩)の諸氏は「立澤瀉」〇奥平、水野(舊沼津藩)氏は「丸に澤瀉」(丸の中に澤瀉を畫く)〇木下氏は「だきおもだか」、水野氏(舊結城藩)は、「丸にだぎおもだか」、(抱き澤瀉は、兩方より花を抱き合せたる形を寫す)〇毛利、酒井、堀の諸氏は別圖「長門澤瀉」〇大關氏は「大關澤瀉」と稱し、十六稜角内に澤瀉を畫きたるもの〇土井、三浦氏は、「三ツもり澤瀉」(澤瀉を上に一つ下に二つを合せたるもの)を孰も用ふ(武鑑)

オモダカノヨロヒ　澤瀉鎧　源氏重代相傳の鎧の名(保元物語)

オモチツツカシラ　御持筒頭　「モチツツカシラ」を見よ、

オモチユミカシラ　御持弓頭　「モチユミカシラ」を見よ、

オモツキ　思付　琵琶法師の妙觀派、及び師堂派の末弟子等各々その思ふ所に從つて師に附屬することをいふ、他の派の者には是れなしといふ(當道要集)

オモヅラ　羈　「オモガイ」の古稱、又「オシカケ」ともいふ由常照愚草に見えたり、馬の頭より轡にかけて結びたる飾紐を云ふ、本朝軍器考に、和頭、和名抄に、唐韻の韃は、韃頭なり、羈は馬の絡頭也といふを引て、漢語抄に　韃頭は於毛都艮といふ、今按ずるに、絡頭、卽ち韃頭也と注せり、飾抄には、面懸としるせり、今は於毛加伊といふ、又面懸、胸懸、尻懸を佐伞加伊などゝもいふなり、延喜式には、紫の韃頭をば、六位已下には禁ぜらるゝ由見ゆ、飾抄

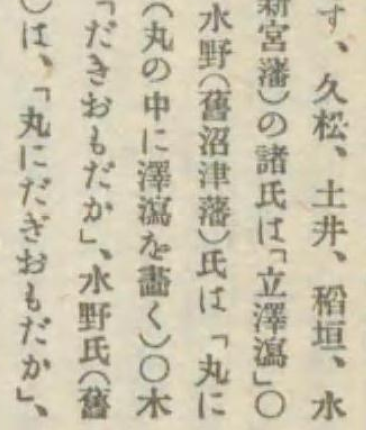

に見えし所、其制胸懸鞦に同じくして、たゞ面懸には杏葉をつけず今の世に用ふる制此物に大小の總四つある也」といへり、

オモテイウヒツ　表右筆　[職掌]江戸幕府の職名、表方の日記記注のことを掌り、機密に預らず、日記方、分限方、家督方等の分課あり、又奉書内書を式に據て淸書す、普通の文書を掌る者にして奥右筆との相違玆に在り[職員]組頭、表右筆衆あり孰も若年寄の支配たり、組頭は、四員を置く後ち三人となる、三百俵高、役料百五十俵、席次桔梗間詰とす、表右筆衆は、享保十二年定員三十人なりしが後ち八十人に及ぶ、百五十俵高なり[起原沿革]慶長八年足利の遺臣曾我尙祐筆札の故實に明なるを以て右筆の事を掌らしめ、內書以下の制を定む、是れ當職の始めなり、元祿二年十月始めて、奥表の二に分れ、組頭四人を置き一人を泊番に充つ、享保二年十一月兩人勤めとし泊番を廢す、十一年三人勤となす、慶應二年十二月に至りて廢す(明良帶錄、吏徵、官制沿革略史)

オモテカウケ　表高家　江戸幕府の時、高家にして職任なく、式日にのみ登營する者をいふ、高家(カウケ)參看、

オモテガハ　表韋　錦韋の事を云ふ、高忠聞書に見えたり、

オモテザシ　表指　刀の笄をいふ、笄は腰刀のさし表、栗形の所にさす物なるをもて表指といふ、小刀を裏指といふに對しての稱(武家名目抄)

オモテシユツギヨ　表出御　江戸幕府の時、將軍、御白書院、御黑書院、或は大廣間などの表の間に出づることをいふ、

オモテダイドコロ　表臺所　[職掌]江戸幕府の職名、庖厨を掌り、宴饗賜與の飲饌に給す、[職員]頭、一人、高二百俵、役料百俵、若年寄の支配にして席次燒火間とす、組頭四人、高百俵四人扶持を給す、頭の支配にて燒火間上下役なり、小間遣頭二人、高三十俵二人扶持、役料三人扶持、支配及び席次は組頭に同じ、享保二十年三月始めて之を置く、小間遣組頭四人、高詳かならず、臺所番二十人、高二十俵、孰も譜代なり(武家名目抄、武鑑、吏徵)

オモテヅカヒ　表使　江戸幕府の大奥の職名、年寄の指圖を受けて諸買物を掌り、或は年寄中臈等に隨行して代參を勤め、或は御廣敷役人と應接し、大奥女中の中樞要の位地に在り、才智勝れたるものならでは勤め兼ぬる由、されば、買上物ある時には、其趣を廣敷御用人に通知し、また表より廣敷への用向を承りて御前に取り次ぎ、御返答をば廣敷に通知す、是れ表使の稱の因て來る所なり、家茂將軍の時廣座敷を兼ねしむ　祿高八石、三人扶持、合力金三十兩、菜銀百匁を受く(千代田城大奥)

オモテバウズ　表坊主　江戸幕府の職名、幕府の表向に使はれ、殿中の舖設、給仕掃除等を掌る坊主をいふ、二百十六人あり、二十俵二人扶持を給す、組頭は、七人にて、高四十俵を給す〇西丸には表坊主九十人、組頭五人あり(明良帶錄、官制沿革略史)

オモテバンイシ　表番醫師　江戸幕府の職名、殿中不時の治療に備ふる爲めに置く、若し大奥に病者ある時は特に留守居の命を待つて之を診察す、若年寄の支配にて其數三十人、西丸をも兼ぬ、日々一人宛桔梗間に宿直す、法眼に叙す、家祿二百俵、法眼以下は番料百俵を給す、部屋住より見習勤に出づる者には、二十人扶持を給す、表番外科二百俵以下番料百俵を給す(明良帶錄、武鑑、勤役錄)

オモテヒバン　表火番　江戸幕府の職名、江戸城表向の火の番を掌る、目附の支配にて七十俵持扶持高、席次は燒火間なり、始めて置かれし年月詳かならず〇西丸表火番、寛永十六年七月元火之番の內より十一人、西丸御殿火之用心として番をなさしめしが、慶安三年八月に至り、始めて二十人を置く(吏徵)

オモトクスシ　侍醫　「ジイ」を見よ、

オモトビト　侍從　「ジジユウ」を見よ、

オモノ　御物　武家にて、將軍及び御臺所、若君等服御の物の總稱なり、卽ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノサタシユウ　御物沙汰衆　鎌倉時代の職名、御物の事を取扱ふ人を云ふ、吾妻鏡建曆二年九月二十六日の條に、御物沙汰衆、就二奉公勤厚一賜二祿物一、是日追宜式也」と見えたり、

オモノシ　御物師　古へ縫物師のことをいふ(倭訓栞)

オモノダナ　膳棚　天皇の聞食す御饌などを置く棚をいふ、御物棚と書くは非なり、禁祕抄に、供御六府御贄供先例等、置二御膳棚一後、付二御厨子所一云々、如二菓子一、必先一二獻內侍所一、置二御膳棚一、不レ限二菓子一、萬物同レ之、云々」と見ゆ、

オモノチヤシ　御物茶師　江戸時代、宇治の茶師にて、將軍家飲料の茶を掌るものをいふ、上林峰順、上林竹菴、上林三入、上林春松、上林味卜、上林平入、星野良以、永井貞德、尾崎有菴、酒多宗有、竹田道菴の十一家之を勤む、上林峰順、上林竹菴の二人頭取にて何れも代官格、上林峰順は五百石上林竹菴は三百石を領す、宇治にては之を兩上林と稱し、又上林峰順方を上屋敷、上林竹菴方を下屋敷など稱して、殆ど領主の如き權勢を有せしといふ、上林兩家隔年に頭取を務む、故に之を年番と云ふ、御物茶師は何れも由緒あるものなるが、特に上林竹菴の祖先は越前といひし頃、岡崎にて家康に仕へ、後ち宇治に茶園と家とを賜ひ、竹菴と號せしが、慶長五年伏見城中にて討死す、將軍家綱の時寛文五年竹菴の曾孫に朱印を賜ひて、御物茶師の頭取とす〇御物茶師は、大抵大名の茶師を兼ぬ(大名茶師となるときは、從て其藩中一般の人の茶を供給する制禁あり)〇御物茶師は、剃髮して十德を着し、一刀をさすことを許さる、往古同朋より成りしもの多ければ、其遺風にてかく剃髮せしにや、但し上林兩家は代官格なれば、剃髮せずといふ、年始には、江戸城にいでゝ、將軍に謁し、家督の時は、二條城に出で京都所司代の面前にて、血判を押し、將軍家に對して不忠をなさゞることを誓ふを例となす(製茶沿革考)

オモノツクリノウチカタナ　御物作打刀　室町幕府の時、將軍の帶する打刀を云ふ、將軍服御の物と云ふ意、御召など云ふに同じ、宗五大双紙に、公方樣御打刀はいづれもさや袋に入候、しやくどう裝束、つばふくりん金、つかがしらこじり又くりかたやき付、御めぬき丸に桐燒つけ、御さげ緒も牛さげ緒、打樣前の如し、糸茶こん淺黃不定、いくつもこのふんとあるは御物作打刀なり云々」とあり、

オモノナガモチブギヤウ　御物中持奉行　「ナガモチブギヤウ」を見よ、

オモノブギヤウ　御物奉行　「ゴモツブギヤウ」を見よ、

オモノヤドリ　御膳宿　大内裡紫宸殿の西の廂にありて、御膳を納め置く所をいふ、榮花物語に、さばかりひろき院内の、ひまなく女房にわたしたるおものやどり」枕草子に、おものやどりの北によりたる間に、しとれさしいですゑたり云々」など見えたり、

オモノヤドリノトジ　御膳宿刀自　王朝時代、禁中にて御膳を納め置く所につとむる女官をいふ、

オモヤ　母屋　おもやは母屋(モヤ)の俗稱、「モヤ」の條を見よ、

オヤカタ　親方　琉球國の職名、按司の次なり、白石子筆語に、親方の官は、正二三品かと覺被レ申候、日本にての公位にも準可レ申候」と見えたり、

オヤシロ　親代　父母に代りて兒童を養育するものをいふ、源平盛衰記、佐奈田與一を郎從文三家安がはごくみたる由を云へる條に、家安親代と成て夜は胸にかゝへ舉げて通夜いたばり、晝は肩にのせ終日奉レ育云々」とあり、

オヤブ　親歩　總段別のことをいふ(大日本租稅志)

ヲヤマ　小山　京阪地方にて遊女を稱する詞、江戸にては俳優の女形を云ふ、承應の頃江戸の淨瑠璃芝居に、小山次郎三郎と云へる者ありて、若き女の

人形をつかふに妙を得たり、これに依て婦人の形容のよきをば小山人形の如きなりと云ひしが、何日しか遊女の稱とはなりしならん(扁額軌範、物類稱呼)

ヲヤマウヂ　小山氏　姓は藤原、其先は鎭守府將軍秀郷の末男子常より出づ、三代賴行の子宗行、宗行の子行政共に下野掾となる、行政の子政光下野大掾となり、下野小山に居住し、小山四郎と稱す、子孫因て氏とす、政光の妻は寒川尼と稱し、源賴朝の乳母たり、其子朝政、朝光等共に賴朝擧兵の時より從ひ、大功あり、朝政遂に下野播磨守護となり、朝光は結城氏を稱す、世々鎌倉に仕へて豪族たり、貞朝評定衆となり、其子秀朝足利氏に仕ふ、建武二年七月北條時行を武藏國府中に防ぎ戰死す、三代義政天授六年五月南朝の爲めに兵を起す、弘和二年八月鷲城中粮盡きて降を乞ふ、三年三月自ら祇園城を燒き、糟尾城を築き居す、四年十月遂に自刄す、其子隆政父の死後祇園城に據りしが、應永三年陸奥に遁れ、白川に兵を起す、四年正月勢振はず終に自殺す、一族捕はれて鎌倉に送らる、是より小山氏の勢衰ふ(吾妻鏡、梅松論、尊卑分脈、小山系圖)

○宗行(本行尊)——行政——政光——朝政——長朝(本政義)
長村——時村(本時朝)——宗朝
時長——宗長——貞朝——秀朝
政村——政義——義忠——政行
政勝——政昭——政通——高朝——秀綱——秀廣
朝氏——氏政——義政——隆政——泰朝——滿泰
氏郷——成晃——政長

ヲヤマジヤウ　小山城　所在 下野國下都賀郡小山町 沿革 小山氏累世此城に居す、永德元年九月小山義政、管領の命に從はざるを以て、足利氏滿の攻むる所となり遂に自殺す、至德二年六月義政の子若犬丸來り居城す、氏滿又攻めて奔らす、應永三年二月若犬丸又籠城す、又破る所となり陸奥に逃れて自殺す、後ち小山彈正此城に居す、永祿五年上杉輝虎に攻められて其下に屬す、七年夏小田原北條氏政此城を攻め陷いれ、北條氏輝の兵を置てこれを守らしむ、天正十八年小田原の役、結城晴朝これを攻落す(廢城考)

ヲヤマダタカイヘ　小山田高家　名號 太郞と稱す 事蹟 延元元年新田義貞に從ひて播磨に至り赤松則村を白旗城に圍み、春より夏に至る、而して陣中軍糧に乏し、義貞兵士の暴掠せんことを慮り、街每に榜して一穗一屋を侵すことなからしむ、高家令を侵して麥を刈る、軍吏罪を論じて斬に當る、義貞曰く彼豈麥を以て命に易へんや、敵地に生ずるを以て令の限に非ずとなすか、然らずんば糧食乏しく止むを得ず法を侵すならんと、人をして檢覗せしむ、馬伏盛に芻糧疊の如し、義貞愧づる色あり、曰く彼食を求むる將に戰に力めんとするなり、而して士卒の饑ゆるは將の耻、勇士は失ふべからず、法亦濫るべからずと、田主に償ひ高家に糧を與ふ、既にして義貞足利尊氏と兵庫に戰ひ敗走し馬倒る、高家馳せ來りて乘る所の馬を義貞に與へ、力戰して死す、義貞爲めに脫することを得たりと云ふ(大日本史)

ヲヤマダトモキヨ　小山田與淸　名號 通稱は六郞左衞門、後ち外記といひ、又將曹と改む、字は文儒、松ノ屋と號す、知非齋、報恩舍等の別號あり 系統 田中本孝の子、後ち高田好愛の養子となる 事蹟 武藏國多摩郡小山田村に生る、幼より學を好み、漢學を古屋昔陽に、倭學を村田春海に學ぶ、文化三年江戶の豪商高田氏に養はれ、其女に配す、文政二年增上寺に於て、華頂宮法親王の十念を受く、九年病により家を孫濟常に讓り、明年三緣山の學士となる、而して生家田中氏は小山田氏の流にして、養家の高田氏また其同族たるの故を以て、自ら遠祖の姓を冒し、爾來小山田を以て氏となす、天保二年水戶烈公の聘に應じて史館に入り、古典を講じ、和歌を添削し、また命により、扶桑拾葉集註解、八洲文藻等を撰す、弘化四年三月二十五日歿す、年六十五、深川靈岸寺中靈哲寮に葬る、與淸、博學精緻にして尤考證に長じ、著書頗る多し、家藏書に富み、書庫を擁書樓と稱す 著書 擁書漫筆、松屋筆記、松屋叢考、松屋內外集、十六夜日記殘月抄、松屋叢話、相馬日記、扶桑拾葉集註解、八洲文藻、群書搜索目錄等數百部(松屋筆記、松屋先生稱號再興記、小山田與淸、國學者傳記集成)

ヲヤマトモマサ　小山朝政　名號 小四郞と稱す、剃髮して生西と號す 系統 藤原秀郷の裔、祖父を行政、父を政光と云ふ 事蹟 朝政足利忠綱と同宗州豪を以て相軋る、信太義廣源賴朝を襲はんとし、朝政忠綱を誘ふ、忠綱之に應ず、朝政伏を設け義廣を擊て之を破る、賴朝功を賞して常陸村田下庄地頭職となす、壽永三年源範賴に從ひ一ノ谷を攻め從ひて西海に至る、皆共に功あり、文治五年賴朝藤原泰衡を征す、朝政之に從ひ、功を以て右衞門尉となる、尋で左衞門檢非違使從五位下下野守となる、正治元年播磨守護となる、建仁元年城長茂叛して法皇の御所を圍む、朝政拒ぎ退く、後ち鎌倉にあり、比企氏の北條氏を謀るや、畠山重忠等と之を平ぐ、承久の役、耆舊を以て鎌倉に留り、軍略を主り兵士を

調達す、暦仁元年卒す、年八十四(大日本史)

(押花政義)

ヲヤマヨシマサ　小山義政　名號 出家して永賢と號す 系統 下野の人、朝政九世の孫、父を氏政と云ふ 事蹟 左馬助下野守となる、天授六年義政兵を起して官軍に應ず、宇都宮基綱來攻す、擊て之を破る、足利氏滿上杉憲方をして攻めしむ、義政降を乞ひ、尋で背き鷲城に居す、弘和元年氏滿上杉朝宗をして攻めしむ、義政兵を出して拒ぎ戰ふ、敵兵創を蒙りて退く、既にして孤立後援なきを以て降を請ひ僧となり祇園城に居す、明年城を燒き、櫃澤城に移り、長野寺窪城に兵士を遣はして守る、氏滿憤怒し上杉朝宗木戶範季をして攻めしむ、義政軍敗れて戰ふ能はず、依りて夜に乘じて子若犬丸を逃れしめ途に自殺す(大日本史)

ヲヤマワカイヌマル　小山若犬丸　系統 義政の子 事蹟 弘和中義政鷲城にて兵を擧ぐ尋で降る、義政薙髮し祇園城に入り、若犬丸をして家を繼がしむ、尋で叛して櫃澤城に據る、氏滿の大兵の爲めに敗られ、義政自殺し若犬丸僅に逃る、元中三年祇園城に據り兵を擧ぐ、氏滿來り攻む、衆寡敵せず遂に逃る、應永三年陸奥に至り、勤王諸氏の遺子を集め、兵を擧げ新田義宗の子義則を奉じて白河關に至らんとす、氏滿自ら關東十國の兵を率ゐて至る、若犬丸終に敵すべからざるを知りて潰え去る、終る所を知らず(大日本史)

オヤリブギヤウ　御槍奉行　「ヤリブギヤウ」を見よ、

オユドノ　御湯殿　大內裡淸涼殿の御湯殿上より簀子を隔て、西にあり、東西二間南北一間、天皇御入浴の所にて浴槽あり(大內裡圖考證)倭訓栞に、一書に御湯殿は御茶の湯など常にしかけてあるかげの御膳など調る所なり、主上の御行水所は、御遊殿と書といへり、三箇重事抄にも御遊の舟と書り」といへり、

オユドノノウヘ　御湯殿上　大內裡淸涼殿の間の名、西庇の御手水間の北にあり、一間四方御湯殿の事を掌る女官の居る所なり、又うへやと云ふ、枕草紙に、御佛名のあした、地獄繪の御屛風取出して、宮に御覽ぜさせ給ふ、いみじくゆゝしきこと限なし、是またよかしと仰せらるゝをばさらに見侍らしくて、ゆゝしきにうへやにかくれふしぬ」と見え、江次第賀茂祭の條に、內記以二宣命一付二內侍所一御湯殿之後上御壺禰前召二內藏寮使一內侍賜二宣命一」とあり、一說に湯を沸し置く所と云ふ、貞丈雜記に、御湯殿のうへと云ふは、是れは御厨子所(臺所の事)の近くに御湯殿の上と云ふ座敷あり、是れは、呑湯を初として、諸事に用ふべき湯を沸し置く所なり、湯をあび給ふ湯なども、此の湯殿の湯を運び持行くなり、湯をあび給ふ所を湯殿と云ふ、此の湯あび給ふ所の湯殿と、湯をわかす所の湯殿とまぎるゝ故、湯をわかし置く所をば、湯殿の上と上の字を付けて云ふなり、湯あび給ふ所、湯殿の上の間と云ふ心なり、湯あび所と湯わかす所とは、御座敷はるかにへだゝる事なれども、湯あび所の湯は、湯わかす所よりはこび入るゝゆゑ、湯わかす所は湯あび所の上と云ふ心なり、上といふは、畢竟は本といふに同じ心なり、されば湯をわかす所を、御湯殿の上と云ふなり、御湯殿の上は、呑料の湯もわかす所なれば、御厨子所に(臺所なり)つゞきてあるゆゑ、御湯殿の上には食物などをも置くなり、さればつれ〳〵草に、雉松茸などは、御湯殿の上にかゝりたるも苦しからず、又中宮の御方の御湯殿の上の、くろ御たなに雁の見えつるを、北山の入道殿の御覽じてと云々、又簾中日記に、常の御所御はき候事は、御所さまの小上らふたち、御れんたいそのほか御くわんすの間、御ことのま、くぎやうのま、御ゆとのゝうへまでは、御なかたちはきまゐらせ候とあり、御なかたちとは、なかゐと云ふ役の女なり、はした女より上なり、魚鳥の類は贄殿と云ふ所に納めおく物なれども、よそより到來なり又只今調味につかふべき魚鳥は、御湯殿の上にも假りに置くなり」と見えたり、

オユドノノニヨクワン　御湯殿女官　御湯殿等の雜用を勤むる女官を云ふ、

オユブギヤウ　御湯奉行　室町將軍大名の第に赴く時、諸家臨時に置く所の役名、御湯殿并に其所の器具等の事を沙汰す(武家名目抄)

ヲユミゴシヨ　小弓御所　足利義明を云ふ、下總千葉郡小弓に居せしを以てかく名づく、「アシカガヨシアキ」を見よ、

オユミハジメ　御弓始　「ユミハジメ」を見よ、

オユルシカハ　御免韋　韋の一種、人々の憚りなく用ひらるゝ韋にて二品あり、一には、正平御免韋、別條に述べたり、二には赤黑色の地に、白く唐草又は菊紅葉などの類を染めたるを云ふ、にしき韋は將軍家其外高位の人の用ひらるゝ韋にて、濫りに平人はにしき韋を用ひず、赤黑の地に白紋の韋は誰々も憚りなく用ふる故に名づく(貞丈雜記)

オヨソモノドコロ　御粧物所　節會の日紫宸殿の北庇に、假に屛風を立て回らして御倚子を設け、天皇に御粧を奉らせ給ふ所を云ふ、されば一

定の場所あるにはあらず、江次第元日宴の條に、南殿障子北東西行雙ニ鋪小筵二枚ニ其廻文ニ大宋御屏風二帖ニ(東向開戸)其内立ニ朱漆小倚子ニ爲ニ御粧物所ニと見え、建武年中行事に、主上御院にゐらせ給ひて、御粧物所の御倚子にて御靴を奉る、左右近衞の陣をひく」と見えたり、

オランダ　和蘭　歐羅巴洲の一國、紅毛、紅夷、喎蘭、荷蘭とも書す【位置】東はハノーブル、フロシヤに、南は白耳義に接し、西北は北海及び太西洋に濱す、面積一萬二千六百八十平方哩、北緯五十一度十分より五十三度三十分に亙り、東經三度二十分より七度二十分に至る【沿革】曾てネザルランドと稱す、日耳曼に屬し、「フランダル」侯之を領す、其女佛國の「バルカンザ」侯に嫁するに及びバルカンザに屬し、「バルカンザ」侯の女、墺地利の「マキシミリアン」一世に嫁するに及び、墺地利に屬し、一世之を「チャールス」五世に傳へ、次で其子西班牙王「フィリップ」二世繼ぐ、而して其人民多く新教に傾くを以て、「フィリップ」王是等人民を厭制す、千五百六十五年(正親町天皇永祿八年)遂にボーランド、ズェランド、ウトレクト、ゼルダルランド、オヴェレッセル、グロナイン、フレスランドの七州同盟して獨立し、「オレンザ」公「ウヰリアム、ナッサウ」を首將とし、西班牙と相戰ふ事殆ど四十年、尋で「ウヰリアム」二世を頭領となし、頭領政治を行ふ、千六百五十年(後光明天皇慶安三年)二世歿してより、二十年間共和政治となり、「ウヰリアム」三世立つに及びて、又頭領政治に復す、三世歿後又共和政治となりしが、千七百年代の終に佛國革命黨に征服せられて佛國に屬す、千八百十四年(光格天皇文化十一年)平和條約に依て、和蘭は舊地を復して獨立し、「オレンザ」家再び帝位に卽き之を領す、

千八百三十三年(仁孝天皇天保四年)白耳義國分立して王國となる【交通】慶長三年四月(西暦千五百九十八年)蘭船豐後に漂著す、四年四月蘭人「アダムス」江戸に來り數學を敎へ、洋式の船を造る、五年蘭人耶楊子、英國人安針某と共に、和泉界浦に來る、德川家康江戸に之を招き、宅地俸米を與へて府下に留む、十三年八月平戸に來り通商を請ふ之を許す、元和七年(千六百二十一年)平戸に和蘭館を建て、甲比丹を派駐し、歲々方物を貢す、卽ち寛永四年、十六年五月、十八年五月、慶安三年三月(元年一たび入貢を停む)承應二年、明曆元年正月、寛文元年、十二年、延寶元年三月、天和元年、貞享元年二月、寶永元年、正德元年三月、享保六年、七年及び十年、元文元年、寛保元年三月、延享元年三月、寛延元年三月、寶曆元年春、明和五年三月、安永五年三月、寛政二年四月、五年六月、及び十年春、文化十一年二月、文政元年三月、弘化元年二月、嘉永二年、三年六月、安政二年六月等或は來聘して、方物を獻じ、或は歐洲諸國の形勢を報告す、安政三年七月蘭入來り交易を諸國に許すべきを議す、五年七月十日假條約を結び、萬延元年二月九日(千八百六十年)本條約を結ぶ、文久二年六月、幕府内田恒次郎、澤太郎左衞門、伊東玄伯、林研海等に命じ、蘭國に留學せしむ、明治に至り彼我互に公使を派して駐劄せしめ、和親を結ぶ(萬國歷史、萬國地理、外交志稿)

オランダリウ　和蘭流　醫道の流派の名、和蘭國より傳はりたる流をいふ、南蠻流の醫術に次ぎて傳はりたるもの、寛永十八年、長崎に居留を許され、商舘を出島に定め、年々異藥珍物を舶來し、且つ名醫の入來する者多かりしが、譯司其術を見習ひ遂に其法を傳ふ、爾來世人其術の秀てたるを認め、長崎に至り、其業を受くる者多く、後ち栗崎檜林吉田西桂川等の諸流起るに至れり(日本外科史)

オリイロ　織色　經絲と緯絲と、色を替へて織りたるものを云ふ、たとへば紅梅といはゞたてむらさきに、ぬき紅のものをいふ、古へ裝束に用ひたるものゝ織色の概略を示せば左の如し(裝束抄、胡曹抄、貞丈雜記)

花葉色(經黃、緯山吹)　萩　色(經青、緯蘇芳)
女郎花(經青、緯黃)　蒲萄染(經赤、緯紫)
赤　色(經紫、緯赤)　薄　色(經紫、緯白)
濃　色(經緯共濃紫)　薄　青(經白、緯青)
半　色(經緯共薄紫)　香　色(經赤、緯黃)

オリ井ノミカド　太上天皇　位を皇太子に讓りて退きたまへる天皇をいふ、卽ち太上天皇のことなり、「ダジヤウテンワウ」參看、

オリ井ノミヤ　下居宮　上皇の御所を云ふ、(故實拾要、有職小說)

ヲリヱボシ　折烏帽子　折居ともいふ、俗に侍烏帽子といふ、常の立烏帽子を折りたるをいふ、古今要覽稿に、烏帽子の古製は、柔かなりし故、風に吹かれて折しかば、その體をうつし製し、こはくなりても、態と折て折烏帽子とは名付しなり」といへり、折り樣家々によりてかはりあり、京極折、島津折、佐竹折、武田折等頗る多し、後世は、是等の形廢れて、僅に猿樂折、觀世折と云ふを傳ふのみ(第一圖)晴の時

(第一圖)

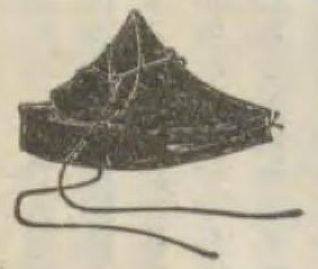

(第二圖)

長小結は龜形小當袍の時用之

一寸班を用ふ、豹文赤革藍革等主人の好に隨ふ(服色

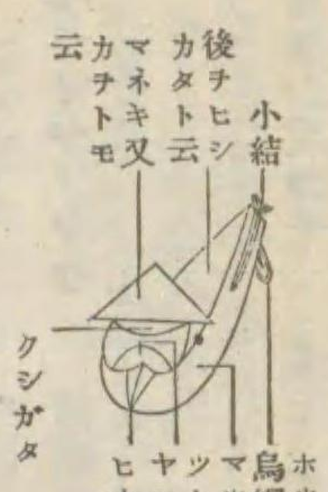

圖解)○西三條裝束抄に、鷹狩或は蹴鞠馬上などの時は、折烏帽子たるべし」といひ、西三條實隆公祕訣に、烏帽子の頭左へ折返せば左折と云ふ、侍從以上著ㇾ之右へ折返ば五位以下著ㇾ之狩衣の時必烏帽子を著也、今世侍從以上、以ニ絲緒ニ結ㇾ之、四位以下紙捻にて結ぶ云々」といへり、貞丈雜記に、上古の折ゑぼしはうすく柔かにて立ゑぼしを折りて折ゑぼしにしたる也、さればまれきも(三角なる所を云ふ)ふたへになりて袋の如し、其袋の如くなる内に髮のもとゞりを入れてかぶりし也、又折ゑぼし前にいふ如く、立ゑぼしを折りてかぶる故、風口(ヒタヒの上の穴なり)などもなき也、今はかたくぬりてまれき(三角なるもの)を切はなしてとりおきにし、ひたひの上に、風口とてあなをあけ、又てうづかけを付る爲に、はりかれを曲げて、ゑぼしに打ち置くなり、此等の事昔に替りたり」とあり、但し風口は古くよりありて、近頃の者にあらず、古代折烏帽子に作る時に、此風口を切らざれば折ること能はざる式のものありて、止むを得ず切り始めしなり、貞丈雜記の風口の說は誤なりと云ふ、橘嘉樹の說に、堂上家にては風折の事を唯左上り右上りと計り御唱候事は無ㇾ之、尋常には立烏帽子折烏帽子とのみ御稱し被成候、其左右眉の事は、其御家々の御著例にて定り候事故、平日左右の稱は無之候(中略)折烏帽子に成事は人々所存に任ぜらるゝ也、されば左上りを著候人は左へ折り、

右上りを著候人は右へ折候事是又差定りたる事に候なり、然れども夫を左折右折とは不申、左上り右上りとのみ申事に御座候(下略)」又、折烏帽子は風折の事也、侍烏帽子の事にあらずともいへり、今服色圖解所載の圖を前に示す、烏帽子(エボシ)參看、

オリカケトウロ　折掛燈籠　竹を折かけて作りし燈籠を云ふ、魂祭に用ふ、五人女五卷に云、亡き人の來る魂祭る業とて、鼠尾草(ミソハギ)折敷て瓜茄子をかしげに、枝豆かれ〴〵に、折かけ燈籠かすかに棚經せはしく」又一雪の洗濯物に、火をともす百合は折かけ燈籠哉」其他明曆二年刊本俳諧世話盡、貞享四年刊の續虛栗などに此名見えたり(用捨箱、俳諧歲時記)

ヲリカミ　折紙　奉書紙、鳥子紙、檀紙、杉原紙等の二ツに折たるものを云ふ、消息、交名、目錄等を重に記す、後には文書の一種の名目となり、太刀を獻ずるを太刀折紙、用途を獻ずるを要脚折紙と稱し、三種を同じ折紙に書したるを三色折紙、四種を四色折紙、五種を五色折紙とも云ふ、又管領奉行等の折紙あり、これらは殆ど奉書の如くなり、將軍又は武將等の命を、其臣が奉じて、折紙にて施行下知するものなり、吾妻鏡に、文治二年三月二十七日乙巳、北條殿巳欲ㇾ進ニ發關東ニ仍爲ㇾ警ニ衞洛中ニ撰ニ定勇士ニ被ㇾ差ニ置之ニ其交名注ニ載折紙ニ所ㇾ付ニ進帥中納言ニ也(折紙交名略す)と見えたるは、交名の見えし始め、同書文治元年十二月六日乙卯、院奏折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、折紙に奏狀の始め、同五年九月十八日乙亥、差ニ飛脚ニ被ㇾ奉ニ消息於京都ニ折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、消息の始めなり、室町時代には、家中竹馬記に、公方樣へ御進物の折紙調樣之事(號目錄)當方は料紙者高檀紙也」簡禮記に、太刀折紙の次第料紙之事、是も三公以上は大高檀紙、三位以上は中高檀

太刀折紙

進上
御太刀　一腰(行平)
御　馬　一疋(鴾毛)
以上
武田大膳大夫
信光

要脚折紙

進上
萬　疋
巳上
名字官途
名乘

三色折紙

進上
御太刀　一腰
御　馬　一疋
萬　疋
(以上)脱カ
名字官途
名乘

四色折紙

進上
御太刀　一腰
御小袖　二重
金　子　五拾兩
御　馬　一疋
以上
名字官途
名乘

五色折紙

進上
御太刀　一腰(行平)
御　弓　一張(重籐)
御征矢　一腰(口傳)
御　鎧　一領(口傳)
御　馬　一疋(鴾毛)
以上
名字官途
名乘

紙、四位以下六位の輩は小高檀紙、平侍は杉原或小引合也、料紙一重にて可レ調之、但三公以上公方家には料紙一枚を被レ用なり」とありて、其一斑を知るを得べし、後世の半切は、蓋し折紙より出でしものなるべし、今簡禮記に見えたる折紙式を別圖に示す、

ヲリカミガタ　折紙方　【職掌】室町幕府の職名、將軍贈遺の物を掌る、政所執事を以て之となす【沿革】寛正六年、贈遺物料萬匹を折紙方に授く、折紙方遲緩期に後るゝを以て、料錢を割き納錢方より慈恩院に贈ると見ゆ、唯正月の儀、諸侯より幕府に獻ずるを進物と云ひ、將軍將士の邸に臨御する時、其主家の進獻を掌る者を、進物奉行と云ふは、舊稱の存するなり（官制沿革略史）

ヲリカミジヤウ　折紙狀　折紙の書狀を云ふ、吾妻鏡文治元年十二月六日の條に、院奏折紙狀云々と見え、五年九月十八日の條に、左の如くみえたり、

差二飛脚一被レ奉二消息於京都一折紙狀云々

降人本吉冠者高衡
比爪俊衡法師男三人　大田冠者師衡
次郎兼衡　河北冠者忠衡
比爪五郎季衡　男新田冠者經衡

件輩不レ漏二一人一、召調候事者、今月十八日也、仍所レ令二上達一候也、

又眞俗雜記問答抄に、折紙消息故實事問何、答、初行必五字書レ之、奥日附不レ書レ月、唯日許書レ之」と見えたり、

ヲリザヤノタウ　折鞘黨　風折烏帽子着用の輩を云ふ、三光院内府記に、風折地下諸大夫（布衣幷直垂等）醫陰輩殿上之中にも、着用之家々有レ之、世號二此折鞘黨一候」と見えたり、

オリシリガイ　織鞦　馬具の名、糸にて織りたる鞦を云ふ、又坂東鞦とも云ふ、上總鞦なり、「シリガイ」參看（貞丈雜記）

オリドノカタ　織殿方　江戸幕府の職名、小普請よりの出役にて、三番所、飯田町、巣鴨等の御用屋敷にて羅紗緬を織ることを掌る、綿羊の毛を刈て織込み、其外何にても柔毛を加へて織るなり、持高持扶持にて、役料三人扶持、役金三兩より五兩まで給す（明良帶錄）

オリナ　下名　除目の時、式部省兵部省の丞に下さんが爲めに認めたる、四位以下の官に新任する人々の姓名をいふ、是速に其人を引出さしめんが爲なり、江次第叙位の條に、上卿仰二外記一、令レ進二硯續紙等一、此間令二參議書一可レ給二省下名書樣（四位五位書二尸名一、六位不レ書レ尸、作二數書一、其本位無レ漏二一人一、公卿不レ入二下名一云々）」と見えたり（羽倉考、安齋隨筆）

オリナドコロ　下名所　議所を云ふ、「ギシヨ」を見よ、

ヲリビツ　折櫃　檜の薄板を折曲げて筥に作りたるものをいふ、餅類肴等を盛る具、四隅に作り花を立て飾ることあり、俗に折と云ふ（安齋隨筆）

ヲリブギヤウ　折奉行　「サカヅキダイチリブギヤウ」を見よ、

オリベノツカサ　織部司　【名稱】「オンベノツカサ」とも云ふ、唐名織染署【職掌】大藏省に屬し、綿綾紬羅を織り、及び雜染の事を掌る【職員】正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、挑文生八人、使部六人、直丁一人【起原沿革】本司の職は、上代は服部連世職とす、其初允恭天皇の時此司を置き、諸國の織部を總領せしめらる、大寶元年に至りて大藏省の下に屬し、右の職員を定む、平城天皇の大同三年に至り、此司を廢し縫殿寮に併せらる（類聚三代格、職官志）

オリベヤキ　織部燒　【名義】古田織部正重然（シゲヨシ）の鑒制したる陶器の名【起原沿革】天正年間重然茶を好み即ち瀬戸村の工人に命じて一種の茶器を造らしむ、世人是を呼で單に織部と云ふ、其質大抵志野に似たりと云へども、質柔にして厚し、描する所の繪多く草畵にして雅致あり、黑褐色（クロチヤイロ）の釉及び綠釉を施せり、又一種青織部と稱する者あり、全體青綠釉を施して菊花の章（モン）一箇を白く存したる者なり、其の他の工人陶法を傳へて今に至る、而して猶織部といふ、燒物（ヤキモノ）參看（工藝志料）

オリベリウ　織部流　古田織部の創めたる茶道の流派、千利休より出づ○織部名は重然、印齋と號す、父を重勝といひ豐臣秀吉に仕ふ、重然幼より茶道を好み、千利休に從ひ其蘊奥を極め、利休高弟七哲の一となる、秀吉に仕へ織部正と稱す、慶長關原の役德川家康に屬し、平定の後祿一萬石を食む、元和元年大阪の役西軍に通ずるの故を以て死を賜はる、年七十三、今同流の系統を示せば左の如し（茶人系傳全集、野史）

○古田織部
- 小堀政一（遠州流祖）
- （一世）古田齋宮—（二世）齋宮—（三世）齋宮—（四世）齋宮
- 本阿彌光悅—光甫
- 清水道閑—動閑—快閑—道啓
  - 道先—道先—道圓
  - 動齋
  - 道齋—中川道茂
  - 道榮
- 道竿—道簡
- 谷村三育

ヲロガム　拜　「ヲガム」を見よ、

明治四十一年七月十九日初版發行　大正十四年八月十五日大增訂發行
大正四年五月五日增訂發行　昭和二年九月一日大增訂卅版發行
昭和三年十月十一日普及版初版印刷
昭和三年十月十五日普及版初版發行

大增訂　國史大辭典

第一回（あ……お）

編纂者　文學博士　八代國治
同　早川純三郎
同　井野邊茂雄
發行兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地　林讓
印刷所　東京市芝區愛宕町三ノ二　秀美堂印刷所
發行所　東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川弘文館

特約發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀨書店
東京市京橋區鈴木町十二　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴巻町　國際美術社

578
197

578
197